明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

平成十六年五月二十五日

○第百五十九回国会 衆議院会議録 第三十五号

平成十六年五月二十五日（火曜日）

議事日程 第二十五号
平成十六年五月二十五日
午後一時開議
第一　破産法案（内閣提出、参議院送付）
第二　破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、参議院送付）
第三　建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）
第四　不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）
第五　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）
第六　公益通報者保護法案（内閣提出）

○本日の会議に付した案件
日程第一　破産法案（内閣提出、参議院送付）
日程第二　破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、参議院送付）
日程第三　建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）
日程第四　不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）
日程第五　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）
日程第六　公益通報者保護法案（内閣提出）
小泉内閣総理大臣の北朝鮮訪問に関する報告及び質疑

午後一時三分開議

○議長（河野洋平君） これより会議を開きます。

日程第一　破産法案（内閣提出、参議院送付）
日程第二　破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、参議院送付）

○議長（河野洋平君） 日程第一、破産法案、日程第二、破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長柳本卓治君。

破産法案及び同報告書
破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔柳本卓治君登壇〕

○柳本卓治君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

両案は、破産手続の迅速化及び合理化を図るとともに、その実効性及び公正さを確保するため、債権の調査及びその確定の手続、配当手続等の簡素合理化、管轄裁判所の拡大、自由財産の範囲の拡張、各種債権の優先順位の見直しなど所要の法整備を行うとともに、あわせて、関連する諸法律の規定の整備を行おうとするものであります。

両案は、参議院先議に係るもので、五月十三日本委員会に付託され、十四日野沢法務大臣から提案理由の説明を聴取し、質疑に入り、十八日参考人の意見を聴取し、十九日質疑を終局し、二十一日採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、破産法案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（河野洋平君） 両案を一括して採決いたします。

両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野洋平君） 御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三　建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）
日程第四　不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

○議長（河野洋平君） 日程第三、建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案、日程第四、不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律

案、右両案を一括して議題といたします。
委員長の報告を求めます。国土交通委員長赤羽一嘉君。

建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案及び同報告書
不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔赤羽一嘉君登壇〕

○赤羽一嘉君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。
まず、建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案について申し上げます。
我が国の建築物の安全性及び市街地の防災機能は、未曾有の大被害となった平成七年の阪神・淡路大震災や昨年の宮城県北部地震から明らかなように、地震や火災に対する安全性が十分確保されているとは言えない状況にあることにかんがみ、本案は、今後の大規模地震に備えた安全で安心できるまちづくりの実現のための所要の措置を講じようとするものであります。
その主な内容は、
第一に、老朽化等の進行を放置すれば地震により崩壊する危険性が高いなどの既存不適格建築物に対して、建築行政を所管する特定行政庁が勧告、是正命令を行うことができること、
第二に、災害が起きた場合等に多数の生命にかかわる建築基準に違反している建築物について、是正命令に従わない場合の罰金の大幅な引き上げを行うことなどであります。
次に、不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。
本案は、今日の不動産市場が実需中心の市場へと構造的に変化する中、不動産の取引や投資に当たっては、価格変動のリスクを考慮し、利便性、収益性といった利用価値に見合った価格を見きわめる必要が高まっている状況を踏まえ、不動産取引の円滑化と適正な地価の形成を図るための措置を講じようとするものであります。
その主な内容は、
第一に、地価公示の対象区域を拡大すること、
第二に、不動産鑑定士等が不動産の取引や投資に関する相談に応じる業務等について適正な遂行を確保するための規定を整備すること、
第三に、不動産鑑定士の資格取得制度を簡素合理化することなどであります。
両法律案は、参議院先議に係るもので、去る五月十四日本委員会に付託され、十九日石原国土交通大臣からそれぞれ提案理由の説明を聴取いたしました。
二十一日、まず、建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案について質疑に入り、質疑終了後、討論を行い、採決いたしました結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。
なお、本案に対し、増改築等による建築物の安全性の向上を図るため、事業者等に対し既存不適格建築物に係る本法の措置について周知徹底を図ることなど、六項目の附帯決議が付されました。
次いで、不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律案について質疑に入り、質疑終了後、採決いたしました結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。
なお、本案に対しましても、不動産鑑定士等が行う鑑定評価等業務が適正に行われるよう指導監督することなど、五項目の附帯決議が付されました。
以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（河野洋平君）　これより採決に入ります。
まず、日程第三につき採決いたします。
本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長（河野洋平君）　起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。
次に、日程第四につき採決いたします。
本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（河野洋平君）　御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第五　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）
○議長（河野洋平君）　日程第五、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。
委員長の報告を求めます。文部科学委員長池坊保子君。

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔池坊保子君登壇〕

○池坊保子君　ただいま議題となりました法律案につきまして、文部科学委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。
本案は、放射性同位元素及び放射線発生装置の使用等を取り巻く社会経済情勢の変化に対応し、放射性同位元素の販売及び賃貸の業の規制を合理化するとともに、定期確認制度、廃棄物の埋設確認制度を創設する等所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は、
第一に、販売及び賃貸の業の許可制を届け出制にすること、
第二に、放射線測定記録等の定期確認制度を創

設すること、

第三に、廃棄物埋設をしようとする許可廃棄業者は、文部科学大臣または登録埋設確認機関の確認を受けなければならないこととすること

などでございます。

本案は、参議院先議に係るもので、五月十八日本委員会に付託され、翌十九日河村文部科学大臣から提案理由の説明を聴取し、去る二十一日質疑を行い、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（河野洋平君）　採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野洋平君）　御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第六　公益通報者保護法案（内閣提出）

○議長（河野洋平君）　日程第六、公益通報者保護法案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長山本公一君。

公益通報者保護法案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔山本公一君登壇〕

○山本公一君　ただいま議題となりました公益通報者保護法案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の無効等並びに公益通報に関し事業者及び行政機関がとるべき措置を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法令の規定の遵守を図ろうとするものであります。

本案は、去る四月二十七日本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、同日本委員会に付託されました。

本委員会におきましては、五月十二日竹中国務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、十九日には参考人から意見を聴取いたしました。二十一日質疑終了後、本案に対し、民主党・無所属クラブ提案に係る修正案及び日本共産党提案に係る修正案が提出され、両修正案についてそれぞれ提出者から趣旨の説明を聴取いたしました。次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、両修正案はいずれも賛成少数をもって否決され、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（河野洋平君）　討論の通告があります。これを許します。島田久君。

〔島田久君登壇〕

○島田久君　民主党・無所属クラブの島田久であります。

私は、民主党・無所属クラブを代表して、公益通報者保護法案に対して、反対の立場から討論を行います。（拍手）

この法案は、公益通報者を保護し、公正で正義感に満ち満ちた社会を構築する、そして、速やかに反社会的な行為が是正されることが重要な要件であります。その背景と必要性については、どの政党より早くから訴えてまいりました。

しかし、政府が今国会に提出しました本法案は、通報者、通報対象事実を狭く設定した上、通報者保護から見ても極めて不十分であり、実質的には、公益通報者保護法案ではなく、公益通報抑制法案というべき内容になっております。（拍手）

以下、反対する理由を具体的に申し上げます。

第一に、本法案は、公益通報者の範囲として、労働者（派遣労働者が派遣先に通報する場合と取引事業者の事業に従事する労働者が取引先に通報する場合を含む）のみを対象としています。それでは、雪印食品のケースのような、弱い立場にある下請事業者は保護されません。

公益通報者保護制度の立法趣旨からしても、内部情報に接し得る者は、その立場を問わず、基本的には何人も保護されなければならないと思います。

第二に、本法案は、通報対象事実について、極めて狭い範囲に限定されています。本法案のように通報対象事実を非常に狭い範囲に限定しては、保護される通報はほとんどなくなってしまい、極めて不当と言わざるを得ません。

公益通報者保護制度を十分に機能させるためには、犯罪行為に該当する場合に限定すべきでなく、法令違反でなくても、生命や健康に重大な影響を与える事実や当該侵害事実が違法に消費者利益等を害するものと評価できる場合などを広く含むべきであります。

第三に、本法案は、外部通報先の範囲についても、外部通報要件についても、過重に限定されており、これも公益通報を抑制する要因になりかねません。また、通報先を問わず、「他人の正当な利益又は公共の利益を害することのないよう努めなければならない」とする条項第八条は、公益通報しようとする者を不当に萎縮させ、公益通報を抑制する結果をもたらすものであり、削除すべきであります。

第四に、公益通報者である労働者が、通報を理由として刑事責任や民事上の責任等を追及されるおそれがあるので、通報した内容が社会的に見て批判されるものであり真実であるなら、刑事責任、民事責任を問われないように配慮される必要があります。

第五に、本法案は、政府の提案によれば、公布から二年以内に施行、見直しは施行後五年後にということになっており、見直しまでの時間が余りにも長過ぎます。政府の言うように、小さく産んで大きく育てるのであれば、私どもが提案するように、公布から一年以内に施行、施行後三年以内に見直すべきであります。

本法案は、その立法の趣旨にかんがみて、そのほかにも多くの問題点を抱えています。公益通報者保護制度を実効あらしめるためには、法案で示している公益通報の内容、保護されるべき通報者の範囲を広げ、保護による効果を拡大し、さらに、公益のために事業所外部へ通報を行った者が必要な保護を受けられるように十分配慮されるべ

きであります。

私どもは、この種の制度の必要性、緊急性や社会的な要請については痛感しており、何とか公益通報者の保護制度を確立しようと本法案の抜本的な修正を訴えてまいりましたが、残念ながら理解を得ることができませんでした。ざんきにたえません。

さらに、本法案が成立しても、立法の趣旨に沿った内容に高めるために、機をとらえて絶えず改正を訴え続けていく決意を申し上げ、私の民主党・無所属クラブを代表しての討論を終わらせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（河野洋平君）　これにて討論は終局いたしました。

○議長（河野洋平君）　採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河野洋平君）　起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

内閣総理大臣の発言（北朝鮮訪問に関する報告）

○議長（河野洋平君）　内閣総理大臣から、北朝鮮訪問に関する報告について発言を求められております。これを許します。内閣総理大臣小泉純一郎君。

〔内閣総理大臣小泉純一郎君登壇〕

○内閣総理大臣（小泉純一郎君）　私は、五月二十二日、北朝鮮の平壌を訪問し、日朝首脳会談を行いました。

私は、金正日国防委員長との会談で、拉致問題及び核問題やミサイル問題といった安全保障上の問題等について、大局的かつ率直な意見交換を行いました。この首脳会談の結果、今後の日朝関係を進めていく上で、日朝平壌宣言がその基礎であり、同宣言を双方が誠実に履行していくことが再確認され、国交正常化に向けて互いに努力していくことを申し合わせました。

拉致問題については、拉致被害者である蓮池薫さん、祐木子さんの御家族、地村保志さん、富貴恵さんの御家族、計五名の御家族の日本への帰国が実現いたしました。（拍手）

曽我ひとみさんの御家族三名については、私から直接、御主人のジェンキンスさん及び二人の娘さんに来日を強く働きかけました。しかしながら、御本人たちの意思はかたく、今般の帰国は見合わされましたが、今後、早期に第三国で御家族が再会されることで調整することになりました。（拍手）

安否不明の拉致被害者の方々に関する徹底した真相究明を私から強く働きかけました。この結果、金正日国防委員長より、改めて白紙の状態から、直ちに本格的な調査を行う旨の明言がありました。（拍手）また、私からは、今後新たに拉致と認定される事案がある場合には、真相究明の対象として取り上げる考えを北朝鮮側に伝えました。

核問題については、私から、北朝鮮による核開発は日本の安全保障にとり脅威であり、絶対に容認できないことを強調し、国際的な検証のもとにおける完全な核廃棄を強く求めました。これに対し、金正日国防委員長からは、朝鮮半島の非核化が最終目標である、六者会合を活用して平和的解決に努力したい、核の凍結は非核化の第一歩であり、検証が伴うものである旨の発言がありました。今後、六者会合の場を通じて、この問題の平和的解決に向けて一層の努力を傾けることで意見の一致を見ました。

私より、我が国の安全保障との関連で、ミサイル問題の解決が重要であることを強調し、金正日委員長との間で、ミサイル発射のモラトリアム継続の再確認も行いました。

私は、今回の首脳会談の結果を踏まえつつ、とりわけ、拉致問題につき、安否不明の方々に関する真相究明、曽我さん御一家の再会、核問題やミサイル問題の解決に向けて、早期に具体的な前進が図られることが重要と考えております。

政府としては、今後とも、米国及び韓国等関係国と緊密に連携しながら、諸懸案の包括的解決を図り、日朝関係を改善させていくことにより、日本の安全保障及び日本国民の生命と安全を確保するとともに、北東アジアの平和と安定のために一層積極的な役割を果たしていく考えであります。（拍手）

内閣総理大臣の発言（北朝鮮訪問に関する報告）に対する質疑

○議長（河野洋平君）　ただいまの発言に対して質疑の通告があります。順次これを許します。渡辺博道君。

〔渡辺博道君登壇〕

○渡辺博道君　自由民主党の渡辺博道でございます。

私は、自由民主党を代表いたしまして、ただいま報告のありました小泉総理の北朝鮮訪問について質問をいたします。（拍手）

私は、議員三期目で初めての登壇であります。その登壇を楽しみにしていた私の父が、小泉総理訪朝の前日、九十三歳の人生の幕を閉じました。私にとりまして生涯忘れ得ぬ登壇の機会を与えていただき、心から感謝を申し上げる次第であります。（拍手）

時は人を待たず。とりわけ、拉致問題に関しては、その発生から四半世紀以上が過ぎたことを踏まえれば、一日も早い解決が必要であります。そして、そのためには、具体的な行動が不可欠であることを、今、改めて実感しております。

小泉総理の歴史的な北朝鮮初訪問から一年八カ月の時を経て、今回、総理は、外交上異例とも言える、二度目の続けての訪問を決行しました。これは、停滞した日朝関係を打破できるのは自分だけしかいない、何としても拉致問題を早期に解決したいという小泉総理の強い信念と使命感に裏打ちされたものであると私は信じ、高く評価をいたします。（拍手）

また、核問題やミサイル問題といった我が国の平和と安定に直結する問題についても、金正日国防委員長との間で突っ込んだ意見交換が行われたものと承知しております。

他方、依然として積み残されたままの重要な案件があります。拉致問題については、曽我ひとみさんの御家族の今回の訪日は実現できませんでした。安否不明の十名の方々に関する真相究明、ま

た、いわゆる特定失踪者の方々に関する安否確認等は、依然として大きな課題として残っております。核問題等の安全保障上の問題についても、その完全な解決のためには、依然としてなすべき課題が山積しております。

本日は、こうした問題意識を踏まえ、小泉総理に対し、今回の訪朝に関する所感を伺うとともに、日朝関係の今後の取り進めについて伺いたいと考えております。

そこで、まず初めに、今回の北朝鮮訪問の成果について、総理にお伺いをいたします。

拉致問題については、前回の訪朝の際、金正日委員長みずから、この問題について明確な形でおわびの言葉を表明いたしました。また、その一カ月後には、拉致被害者である蓮池薫さん、祐木子さん、地村保志さん、富貴恵さん、曽我ひとみさんの五名の帰国が実現いたしました。これは、まさに前回の総理の訪朝の大きな成果であったと考えます。他方、五人の拉致被害者の帰国の後、さまざまな理由から日朝関係は再び停滞し、拉致問題についても一年七カ月にわたりほとんど進展が得られなかったのも御承知のとおりであります。

時は得がたくして失われやすし。このまま放置しておいては、拉致問題の解決はますます遠のいていたのかもしれません。そうした意味で、拉致問題の解決に向け具体的な進展を得るべく、総理が北朝鮮訪問を決行されたことを改めて評価したいと思います。（拍手）

世間では、日本の首相が二度にわたり同一の国に訪問するというのは外交上異例のことであり、このことに批判の声もあります。しかし、私は、そうした外交上の慣例というものは、あくまでも正常な国交関係を持つ国の間のものであり、北朝鮮のような独裁国家であり、正常な関係でない国との間ではやむを得なかったものでないかと考えております。（拍手）

今回は、蓮池さん御一家、地村さん御一家の五名のお子さんたちが帰国を果たされました。他方、曽我ひとみさんの御家族については、総理の必死の説得にもかかわらず、今回の訪日はかなうことができませんでした。この問題は、人道的にも一日も早い解決の求められる問題であり、また、我が国とアメリカとの関係でも重要な課題であると考えます。

そこで、曽我さんの御家族であるジェンキンスさん及び二人の娘さんの訪日に関し、金正日国防委員長との間でいかなるやりとりがあったのか、お尋ねをしたいと思います。

また、金正日委員長との会談の後、ジェンキンスさん及び二人の娘さんとの間で話し合いを行い、総理みずから訪日の説得に努められたと伺いました。ついては、ジェンキンスさんとの間でいかなるやりとりがあったのか、具体的に御説明をいただきたいと存じます。

また、曽我ひとみさんとジェンキンスさんら御家族との再会については、第三国で行う方向で今後調整を行っていくとの報告を先ほど受けました。政府は、曽我さん御一家が静かな雰囲気の中で自由に話し合う環境を整えるべく、早急に北朝鮮側と調整を行うべきであると考えます。ついては、改めて、曽我さん御家族の早期再会に向けた総理の御決意及び今後の段取りを伺いたいと思います。

さらに、拉致問題については、安否不明の拉致被害者十名の方々に関する真相究明がございます。

先ほど総理は、金正日国防委員長より、改めて白紙の状態から、直ちに本格的な調査を行う旨の明言があったとの説明がありました。私としては、こうした調査が、日本の参加のもと、早急に進められ、一日も早い真相究明を実現することが重要であると考えております。ついては、この再調査につき、今後の段取りや日本としてどのように参加していくのか、政府としての見解を伺いたいと思います。

また、拉致問題に関する政府内の枠組みである専門幹事会を早期に開催すべきであると考えますが、この点についても総理のお考え方をお伺いします。

核問題及びミサイル問題も、我が国の安全保障にとり重要な案件であるとともに、北東アジア地域、ひいては国際社会全体の問題として、包括的な解決が必要であります。

核問題については、総理が前回訪朝された直後である一昨年十月に、アメリカのケリー特使が訪朝し、ウラン濃縮計画を進めていることが明らかになって以来、再び国際社会から強い懸念が寄せられております。

核問題の平和的解決に向け、昨年八月には、我が国も含めた六者会合の枠組みが立ち上がり、昨年八月、本年二月に本会合が北京において行われ、この六者会合に関連した作業部会も先日行われたところであります。

しかし、こうした国際社会での取り組みにもかかわらず、完全、検証可能かつ後戻りできない核計画の廃棄等を求める日米韓とそれを拒否する北朝鮮側との間で、立場の相違は依然として縮まっておりません。

総理は、今回、このような状況の中、訪朝されたのでありますが、六者会合のメンバーである日本の総理として、核問題及びミサイル問題についてどのような姿勢で臨まれたのでしょうか、また、金正日国防委員長からはどのような反応があったのか、さらに、今後こうした問題についていかに取り組んでいくか、お聞かせ願いたいと存じます。

さらに、来月行われますG8サミットにおいて、今回の首脳会談における成果を各国首脳に対しどのように説明される予定でおられるか、お伺いしたいと思います。

首脳会談において、総理は、日朝平壌宣言が遵守されるならば制裁を発動しないと発言されたと伝えられております。このことは、すなわち、平壌宣言が遵守されないならば必要な制裁措置を発動することにちゅうちょしないという意味であると私は受けとめております。この点について、総理の真意をお伺いいたします。

外交は、一歩一歩の積み重ねが大事であります。特に、第二次大戦以来、不正常な関係の続いてきた北朝鮮との間で問題解決に向け交渉することは、決して容易なことではありません。

今回の総理の訪朝は、北東アジアの平和と安定につながる日朝関係の打開を目指し、大局的な見地から決断がなされたものと思います。今回の首脳会談を通じ、一定の成果を得、拉致問題、核問題、ミサイル問題等の諸問題の包括的な解決のため、新たなる一歩を踏み出されたものと考えます。

しかし、依然として、解決を要する問題も数多く残されているのも事実であります。北朝鮮をめぐる問題の解決には、我が国のみならず、米国、韓国等、国際社会全体の協力と理解を得ながら、粘り強く努力を継続することが重要であると考えます。

最後に、総理に、日朝関係の前進、とりわけ時間との闘いとも言える拉致問題解決に向けた覚悟と決意のほどをお伺いし、質問を終わらせていただきます。（拍手）

〔内閣総理大臣小泉純一郎君登壇〕

○内閣総理大臣（小泉純一郎君）　渡辺議員にお答えいたします。

今回の訪朝の成果でございますが、先ほど御報告したとおり、金正日国防委員長との首脳会談において、日朝双方が日朝平壌宣言を履行していく考えであることを改めて確認いたしました。

具体的には、拉致被害者家族五名の帰国を実現し、曽我ひとみさんの御家族についても、第三国での再会につき調整することとし、安否不明の方々の真相究明に向けた、白紙状態からの徹底した調査を直ちに再開することになりました。

また、核問題については、金正日委員長自身から、凍結は非核化への第一歩であり、当然検証を伴うものとの発言があり、六者会合を通じ、核問題の平和的解決に向けて一層の努力を傾けることで合意しました。

さらに、ミサイル発射のモラトリアムの継続を再確認するなど、我が国のみならず、地域の安全保障にとって重要な諸問題についても成果があったと考えております。

ジェンキンス氏らに関する問題でございますが、首脳会談において金正日委員長からは、訪日するか否かはジェンキンス氏の意向に任せる、自分は家族が離散することは望まない、貴総理が本人と直接話し合ってもよいといった発言がありました。

私は、これを受け、金委員長との会談後、ジェンキンス氏及び二人のお子さんと話し合い、強く来日を働きかけました。しかし、ジェンキンス氏は、来日した場合、米国から訴追されるおそれがあり、訪日できないとの強い意向を示したので、私から、まずは第三国で曽我ひとみさんと再会してはいかがかと提案し、それに対し、ジェンキンス氏及び曽我さん双方がこれに同意いたしました。

政府としては、曽我さんの意向も踏まえつつ、一日も早く、適切な第三国における御家族との再会を実現させたいと考えております。

安否不明の方々に関する調査でございますが、安否不明の方々についての真相究明は一刻も早く行う必要がありますが、我が国のみでできることには限界があり、北朝鮮側の協力が必要であります。今回、北朝鮮側が、本件は解決済みであるとの従来の姿勢を改め、白紙に戻り、早期に本格的かつ徹底的な調査を行うとしたことは、極めて重要であると考えます。

我が国としては、早急に先方の再調査の結果を求める一方、我が国独自の調査結果とも突き合わせて真相の解明を図っていく考えであります。

拉致問題に関する専門幹事会についてでございますが、あす、専門幹事会を開催し、今回の首脳会談の結果を踏まえて、拉致問題に関する今後の政府の取り組みについて協議することとしております。

核、ミサイル問題についてでございますが、私は、完全な核廃棄がこの地域の平和と安全に不可欠であることを強調し、国際的な検証のもとでの核廃棄を強く求めました。また、そうすることによってこそ北朝鮮の安全が保障され、北朝鮮の利益にもなると説明いたしました。

これに対して、金正日国防委員長からは、朝鮮半島の非核化が最終目標である、六者会合を活用して平和的解決に努力したい、核の凍結は非核化の第一歩であり、検証が伴うものである旨の発言がありました。また、金正日委員長との間で、ミサイル発射のモラトリアム継続についても再確認を行いました。

政府としては、今後とも、日朝平壌宣言に沿って、拉致、核、ミサイルといった日朝間の諸懸案を包括的に解決した上で、北東アジア地域の平和と安定に資する形で日朝国交正常化を実現すべく、努力を傾注していく考えであります。

G8サミットでございますが、今回、拉致問題について一定の前進が見られました。また、核問題については、完全な核廃棄の必要性を金正日国防委員長に対して求め、朝鮮半島の非核化が最終目標であり、六者会合を活用して平和的解決に努力したい旨等の発言があったことが成果であると考えております。

G8サミットでは、今後の六者会合の進展にもつながり得るこのような結果を説明し、我が国の対北朝鮮政策に対する理解と支持を求めたいと考えております。

日朝平壌宣言と北朝鮮に対する制裁についてでございますが、日朝平壌宣言は、日朝双方が日朝間に存在する諸問題に誠意を持って取り組むとしております。政府として、北朝鮮に対し、日朝間の諸懸案の解決に向けた前向きかつ誠意ある対応を促していくため、その時々に最善の方策をとっていく考えであります。

いずれにせよ、日朝平壌宣言の精神に従った取り組みがなされようとしている現時点において、北朝鮮に対し、いわゆる経済制裁を発動する考えはありません。

今後の日朝関係に関してでございますが、政府としては、今回の日朝会談の成果を踏まえ、今後とも、日朝平壌宣言に沿って、拉致、核、ミサイルといった日朝間の諸懸案を包括的に解決した上で、北東アジア地域の平和と安定に資する形で日朝国交正常化を実現すべく、引き続き努力を傾注していく考えであります。（拍手）

○議長（河野洋平君）　鳩山由紀夫君。

〔鳩山由紀夫君登壇〕

○鳩山由紀夫君　政治は愛と信じています、民主党の鳩山由紀夫でございます。（拍手）

再訪朝を発表してからわずか八日後、国民がかたずをのむ中で、小泉総理は北朝鮮訪問を決行されました。民主党の拉致問題対策本部長の任に当たってきた者として、このタイミングと状況下での訪朝に対して大きな不安を抱く一方、並々ならぬ期待感を持ってニュースを受けとめておりました。

当日、小泉総理が、御家族の方がされているものと同じ、この青いバッジを胸元におつけになっておられるのを見て、かなり勇気づけられたのでありますが、結果は極めて残念、いや、無念と言

わざるを得ません。（拍手）

もちろん、蓮池さん、地村さんの御家族五名の方々が帰国されたことは、まことに喜ばしいことでございます。今後、五名の方々が日本の新しい環境に一日も早く溶け込めますように、政府の特段の配慮を求めます。

しかし、前回の訪問から一年八カ月、そして拉致事件からは十年あるいは二十年以上もの歳月を耐えてこられた拉致被害者及びその御家族の思いはどうなったのでしょうか。御家族や国民の皆さんの多くは、最低でも八人の方の帰国と安否不明の方々の消息は得られるものと期待しておりましただけに、落胆は極めて大きいのでございます。

以下、拉致被害者とその御家族、そして我が国の国益の視点に立って、今回の総理の訪朝について、民主党・無所属クラブを代表して質問をいたします。

今回、通常の外交慣習を曲げて、一国を代表する総理みずからが北朝鮮を再度訪問されたわけです。本来ならば、北朝鮮側がすべての拉致被害者とともに来日するのが筋であるにもかかわらずであります。また、わずか九十分で会談が終了した事実も、失望に追い打ちをかけています。小泉総理は、しっかり対決してほしかったという横田早紀江さんの言葉をどう受けとめておられるのですか。

総理は、交渉の中で、「日本にいる方々は、一人一人が生きていると信じている」と発言されたようでありますが、そのことに関して早紀江さんは、「総理御自身がはっきりと「みんなが生きているんだ」と自覚してほしいのです」と話されたのであります。そんなに短い時間で総理が怒りの声を上げてくれたとは到底思えないとの早紀江さんの言葉に、総理はこたえることができますか。日本国を背負っておられる、日本国民の命がかかっているとの認識を十分お持ちなのでしょうか。

今回、最大の問題は、曽我さんの夫のジェンキンス氏の処遇についてでございます。米国との協議が調っていないとされる中で、総理はジェンキンス氏に保証（アイ・ギャランティー）したと言われておりますが、一体、何を保証されたのでありますか。それとも、米国との協議はもう既に調っておるのでありますか。米国との間で何らかの保証を得てから訪朝すべきではなかったのですか。（拍手）

また、死亡あるいは不明とされている十名の方々の安否について、全く新たな事実が示されておりませんが、二〇〇二年の十月、日朝国交正常化交渉で、百五十項目にわたる質問事項を北朝鮮に投げかけていたはずです。政府は、訪朝前、その回答を前提に調査を依頼されているのが当然、自然の話ですが、まさか総理は、全く白紙の状態からの十名の安否の再調査に同意したのですか。これではさきの訪朝時と全く同じ出発点であり、期限も設けない再調査の同意で事足れりとしたことを御家族に批判されるのも当然でありましょう。（拍手）横田滋さんの、予想した中で最悪の結果という悲痛な叫びや、市川健一さんの、問題を棚上げしたも同然、私たちが苦しんでいるのになぜなのかと、込み上げてくる疑問の声が総理には聞こえないのでしょうか。

百五十項目の質問の取り扱いを含め、再調査の具体的方針やその期限について御所見を伺いたい。

さらに、拉致事件の重要な問題は、百名を超え、四百名とも言われている、拉致の疑いが実に濃い失踪者に関する事実の確認であります。

小泉総理は、金正日総書記に対して通り一遍の言及しかされていないような印象でありますが、どのように調査の要求をされたのですか。二〇〇二年の九月まで政府は曽我ひとみさんを拉致被害者として認定もしていなかったことを考えますと、政府の特定失踪者問題への取り組みは大変に不誠実であります。

今後、徹底的に調査をする体制を整えるためにも、改めて内閣に失踪者・行方不明者及び拉致問題対策本部を設置して、抜本的に政府の取り組みを強化すべきであります。総理の御見解をぜひ伺いたい。（拍手）

今回、小泉総理は、金正日総書記に対し、日朝平壌宣言を守る限り経済制裁を発動しないと明言されました。ところが、平壌宣言には拉致問題のラの字もありません。つまり、北朝鮮側は、拉致事件を進展させなくとも経済制裁はしないとの確約を得たも同然じゃありませんか。そもそも、拉致事件は我が国の主権を侵害し、日本国民の人権と安全を踏みにじった重大事件であり、解決にはほど遠い状況の中で、この問題の全容解明、全面解決への外交カードをみずから捨ててしまうことは、外交的な大失敗であります。（拍手）

今後、北朝鮮が拉致事件を進展させなくとも経済制裁を発動させないのか、また、特定船舶等入港禁止法案が国会に提出されている中で、どういうつもりでこのような約束をされたのか、明確な答弁を願います。もし拉致事件の解決等に向け具体的な進展がない場合には、国会として、政府に対し、より強い対応を求める決意があることを、ここで表明しておきます。（拍手）

我が国のみならず世界の安全保障に重大な影響をもたらす北朝鮮の核問題について、小泉総理は、基本的には平壌宣言の内容を再確認しただけでありました。しかし、平壌宣言以来、北朝鮮によるＮＰＴ脱退や核保有の示唆など、その前提がもう既に変わっているのであります。小泉総理は、北朝鮮が平壌宣言の精神を守っているという認識で訪朝されたのですか。北朝鮮が平壌宣言を遵守してきたのかどうか、総理の宣言の解釈をぜひお示しいただきたい。（拍手）

また、来月、六者協議の場で北朝鮮に、完全で検証可能かつ後戻りできない核放棄、いわゆるＣＶＩＤをアメリカ、中国、韓国、ロシアとともに働きかけていくときに、ＮＰＴ脱退や核保有について不問に付すような小泉総理の姿勢が解決への前進になるとは到底思えません。来月予定されている六者協議は実質的な成果を上げられるのかどうか、金正日総書記との会談を踏まえ、総理の見解を伺います。

今回、御家族の帰国と引きかえと見られるような形で、小泉総理は、人道支援と称して、米二十五万トンと一千万ドルの医療支援を約束してこられました。これは、今後の拉致問題の交渉にあしき前例をつくったのみならず、家族の帰国を人道支援と引きかえにしないという従来の総理の発言にも反するのじゃありませんか。（拍手）

ちなみに、総理、米二十五万トンは幾らになるかおわかりでしょうか。政府買い入れ価格でいえば、五百七十五億円とも言われております。巨額であります。米でないとすれば、一体、支援をす

ると決めて、その後、内容をこれから決めようというのでありましょうか。

政府は、拉致事件を国家によるテロ行為であると言っていますが、今回、身の代金を払ったと言われても仕方がないような形で人道支援と称する食糧、医療援助を行うことは、まさにテロに屈することじゃありませんか。（拍手）いま一度、拉致事件はテロ行為と認識しておられるのか、改めて総理にただします。さらに、今後、残る十名の方やあるいは特定失踪者の方々について進展があるたびに人道支援などを要求されたらどうするんですか、総理の認識を伺います。

小泉総理の再訪問に関する北朝鮮の報道を見ていますと、拉致問題には一言も触れられておりません。報道では、「小泉首相は、過去に共和国との関係において好ましくないことがあったことに遺憾の意を表し、平壌宣言を誠実に履行することで敵対関係を協調関係に変え、関係を正常化していく意志を表明した」、さらには、「今後、日本は反共和国制裁法発動を中止し、在日朝鮮人を差別せず友好的に接することと、信頼関係回復のため、共和国への人道支援を即時再開し、米二十五万トン、一千万ドル相当の医薬品を提供すると明言した」と報道されているのであります。

このような報道をどう思われるのでありますか。これでは、まさに日本が再度過去の問題で謝罪をし、平壌宣言以降、信頼関係を損なったことへのおわびの印としての人道支援をするという理解になってしまいます。小泉総理は、それでよしとされるのでしょうか。北朝鮮がこのような認識で、国交正常化交渉を急いでもいいのですか。明快な答弁を求めます。（拍手）

また、国交正常化交渉の開始の時期は、十名の安否の確認の後としたいとする細田官房長官や自民党の安倍幹事長と、それにこだわらないとする外務省との間で意見が分かれているようでありますが、どちらをとるのでしょうか。また甘い判断でしょうか。とてもたまりません。

今回の会談は、一方で、年金で落ちた小泉政権の支持を高めようとする政治の道具として拉致問題が扱われてしまいました。他方で、日本からの経済支援によって金正日体制の基盤強化につなげようとする北朝鮮の思惑で首脳会談が設定されました。この両者の政治的な思惑が一致したのであります。違いますか。お答えください。少なくとも、結果として、小泉首相の訪朝は金正日体制の基盤強化に手をかしたことになりますが、それでもよろしいんでしょうか。

拉致事件、そして東アジアの平和と安定に関する課題を多く残したままに終わった今回の訪朝は、準備不足などがたたった余りにも稚拙なものでありました。総理は、かつて私の委員会質問に対し、拉致問題が解決するなら訪朝すると答えられたのですが、結果は、拉致問題にしても核問題にしても、解決にはほど遠いもので終わりました。

そもそも、拉致事件は北朝鮮の犯罪行為であり、条件を出して論じ合うような交渉の場ではありません。日本が北朝鮮に解決を要求する問題であります。それを甘い条件で解決を図ろうとしたことが失敗だったんじゃありませんか。（拍手）

日本国を代表する総理みずからが乗り出した外交として、将来に禍根を残すことになった小泉総理の政治ショーを強く糾弾し、私の質問を終わります。（拍手）

〔内閣総理大臣小泉純一郎君登壇〕

○内閣総理大臣（小泉純一郎君）　鳩山議員にお答えいたします。

今回の首脳会談のあり方についてでございますが、今回の首脳会談は、日朝関係の現状を踏まえ、外交上の慣習、儀礼にとらわれず、日朝双方が日朝平壌宣言を履行していくことを改めて確認することが我が国自身の国益に資するとの大局的な政治的判断によって決断したものであります。（拍手）

今回の首脳会談においては、拉致、核、ミサイルといった日朝間の諸懸案について、北朝鮮側の前向きな対応を強く求め、重要な成果を得たと考えております。私が今まで行った首脳会談の中でも最も時間をかけた方でありますが、会談時間の長短が成果を判断する基準であるとは考えておりません。（拍手）

ジェンキンス氏の問題についてでございますが、米国政府との間では、ジェンキンス氏に関して、人道的観点から一定のやりとりを行ってきていましたが、日朝首脳会談に先立って、米国との間で、その身柄の扱いについて何らかの合意があったということはありません。また、私は、ジェンキンス氏に対して、来日を説得した際、同氏の御家族が日本において一緒に暮らせるよう日本政府として最善の努力を払うということをお伝えしたものであります。

安否不明の方々に関するお尋ねでありますが、本件に関し、今回、北朝鮮から新たな情報提供はありませんでしたが、金正日国防委員長は、改めて白紙に戻り、早期に本格的かつ徹底した調査を行う旨明言いたしました。

安否不明の方々についての真相究明は一刻も早く行う必要がありますが、我が国のみでできることには限界があり、北朝鮮側の協力がぜひとも必要です。今回、北朝鮮側が、本件は解決済みであるとの従来の姿勢を改め、白紙に戻り、早期に本格的かつ徹底した調査を行うとしたことは、極めて重要であると考えております。（拍手）

我が国としては、早急に先方の再調査の結果を求める一方、我が国独自の調査結果とも突き合わせて真相の解明を図っていく考えであります。

いわゆる特定失踪者についてのお尋ねですが、政府としては従来より、被害者と認定された十五名の方々に限定することなく、広く北朝鮮による日本人拉致という観点から、諸外国との間で情報収集・交換を行っております。今回の首脳会談においても、今後新たに拉致と認定される事案がある場合には、真相究明の対象として取り上げていく旨、北朝鮮側に伝えました。

拉致問題への対応のための本格的な対策本部の設置についてでございますが、政府は、拉致問題を日朝間の諸懸案の最優先課題と位置づけ、日朝国交正常化に関する関係閣僚会議のもとに設置された拉致問題に関する専門幹事会を中心に、拉致被害者・家族支援室や関係省庁、関係機関が緊密に連携して、その解決に向けて全力で取り組んでおります。今後の取り組み体制については、今回の首脳会談の結果を踏まえ、問題解決の状況を見きわめながら適切に判断してまいります。

北朝鮮に対する経済制裁と拉致問題の取り扱いについてでございますが、日朝平壌宣言は、日朝双方が日朝間に存在する諸問題に誠意を持って取り組むとしております。

政府として、北朝鮮に対し、拉致問題の解決に向けた前向きかつ誠意ある対応を促していくため、その時々に最善の方策をとっていく考えです

が、いずれにせよ、日朝平壌宣言の精神に従った取り組みがなされようとしている現時点において、拉致問題を理由として北朝鮮に対しいわゆる経済制裁を発動する考えはありません。

なお、今回の首脳会談における私の発言は、特定船舶等入国禁止法案の立法府における扱いを念頭に置いて行ったものではありません。

核問題、六者会合についてでございますが、我が国は、従来より北朝鮮に対し、日朝平壌宣言を遵守して核問題を含む諸懸案を包括的に解決することが北朝鮮自身の利益であることを働きかけてまいりました。今回の首脳会談でも、私より、このような考えに基づいて、金正日国防委員長に対し、核問題についての国際社会の見方及び我が国の立場をしっかり主張し、金正日国防委員長自身から、六者会合に対する前向きな発言がありました。

我が国としては、このような成果を踏まえ、引き続き米韓両国を初めとした関係国と緊密に連携しつつ、六者会合を通じた平和的解決に取り組み、その中で、北朝鮮に対し、日朝平壌宣言の遵守を引き続き働きかけていく考えであります。

拉致とテロ行為の関係及び北朝鮮に対する人道支援でございますが、北朝鮮による拉致は、国民の生命と安全にかかわる重大な問題であることは疑いのない事実であり、普通にはテロと言えると考えます。

今般の首脳会談を踏まえ、我が国としては、国連機関を通じ食糧及び医薬品等の人道支援を行う考えであることを表明しました。これは、国連機関の人道支援についてのアピールにこたえ、国際社会の一員として支援するという観点から判断したものであり、北朝鮮側に拉致問題に対する見返りを与えたものではありません。

今回の訪朝について、北朝鮮における報道についてでございますが、北朝鮮側が今回の日朝首脳会談を報ずるに当たって、北朝鮮なりの表現を用いていることはあろうかと思います。

他方、重要なことは、そのような報道の一つ一つにこだわることではなく、今回の首脳会談の成果を基礎として、拉致問題、核問題を初めとした諸問題の解決に向けた前進を図っていくことであると考えております。（拍手）

今回の訪朝に関する北朝鮮側の思惑についてでございますが、今回の訪朝は、日朝関係の現状を踏まえ、日朝双方が日朝平壌宣言を履行していくことを改めて確認することが我が国の国益に資するとの大局的な政治判断によって決断したものであります。

今回の訪朝によって、日朝平壌宣言を土台とする日朝関係の進展に重要な契機が得られたと考えます。また、拉致問題について一定の前進を見るとともに、核問題についても金正日国防委員長の一連の意味のある発言がありました。これらのことにかんがみ、今回の私の訪朝は日朝双方にとっての利益であったと考えます。

日朝国交正常化交渉と安否不明の被害者の問題でございますが、国交正常化交渉の再開については、政府として、従来より、まずは拉致被害者御家族の帰国を実現し、その上で再開された国交正常化交渉の中で安否不明者に関する真相究明も行っていくとの方針であります。（拍手）

〔議長退席、副議長着席〕

○副議長（中野寛成君）　漆原良夫君。

〔漆原良夫君登壇〕

○漆原良夫君　公明党の漆原良夫でございます。

私は、公明党を代表して、このたびの総理の訪朝について質問をさせていただきます。（拍手）

五月二十二日、平壌で開催された小泉総理と金正日総書記との日朝首脳会談によって、蓮池、地村両家の御家族五名の帰国が実現し、曽我さん御一家も早期再会のめどがつきました。私は、長い間この日の来ることを待ち続けてこられた御家族の皆様に対して、まず、心よりお喜びを申し上げるものでございます。（拍手）

また、今回の会談では、さきの日朝平壌宣言の誠実な履行が再確認されるとともに、核、ミサイル問題では、金総書記から、朝鮮半島の非核化が目標であり、その解決の場としての六者協議に前向きな姿勢が示されたこと、さらにミサイル発射実験のモラトリアムが再確認されたことは、東アジアの平和と安定にとって確かなる前進であったと評価するものであります。

今回の総理の再訪朝は、一年七カ月に及ぶ日朝間の膠着状態を打開するため、総理みずから大きなリスクも覚悟の上で決断をされたものであります。私は、小泉総理の英断と関係者の御努力に心より敬意を表するものであります。（拍手）

私は、拉致事件解決のさらなる進展のために、総理に質問をさせていただきます。

私がこの拉致事件を考えるときに、どうしても脳裏に焼きついて離れない言葉があります。それは、十三歳で拉致された横田めぐみさんの母、横田早紀江さんの書いた次の文章でございます。

「娘のめぐみは、暗い船倉に閉じ込められ、北朝鮮に連れ去られました。船倉にいる間じゅう、「お母さん、お母さん」と言って泣き叫び、爪が剥がれるまで壁をかきむしったそうです。その暗い船倉の中で、娘はどれほど恐ろしい思いをしたでしょう……私と主人はあのとき以来、めぐみから「お父さん、お母さん、どうして早く迎えに来てくれないの」と言われ続けている気がして、辛くて苦しく悲しい日々を過ごしてきました」、こういう文章でございますが、特定失踪者の方々を含む拉致被害者の皆様の、親を思い、子を思い、兄弟姉妹を思う心情は、この早紀江さんの言葉と全く同一であろうと思っております。

国交のない北朝鮮という国家が相手であります。めぐみさんが救助を求めているお父さん、お母さんとは、実は小泉総理のことであり、私たち国会議員一人一人のことなんだと深く自覚をしなければならないと考えております。総理の御感想を求めます。（拍手）

拉致事件の被害者の中には、十名の安否不明の人々、また百名を超すと言われる特定失踪者の方々が含まれております。被害者の方々の中には、今回の五名の帰国で拉致事件が幕引きになってしまうのではないか、日朝国交正常化交渉の中で埋没をしてしまうのではないかと心配されている人がいらっしゃいます。

私は、今後とも政府は、拉致事件の解決なくして日朝の国交正常化なしとの大原則のもとに、拉致事件の解決に全力を尽くすべきだというふうに考えております。

そこで、総理に対して、拉致事件全面解決に向けての御決意と、日朝国交正常化の前提となる拉致事件の解決とは一体どのような状態を考えておられるのか、ここで改めて確認をさせていただきます。

安否不明の拉致被害者については、金総書記は白紙の状態で本格的な再調査を約束したというふうに報告されました。

しかし、私に言わせれば、何を今さらという思いでいっぱいであります。日本政府は、北朝鮮の提供した八名の死亡状況の報告に対して、その矛盾点、疑問点を百五十項目の質問にして回答を求めました。しかし、一年七カ月以上経過した今日まで全く回答がないのであります。一日千秋の思いで肉親の帰りを待っている家族の皆さんにとっては、北朝鮮のこの不誠実な態度は到底容認できるものではありません。（拍手）

総理は、北朝鮮の不誠実な態度についてどのように指摘をされたのでしょうか。お伺いいたします。

北朝鮮のこれまでの態度から、金総書記の言う白紙の状態での本格的な再調査が本当に可能なのか、懸念されるところであります。

再調査はいつから開始されるのですか。どのような体制で行われますか。実効性の担保についてはどのように考えておられますか。再調査の名目で真相究明が先送りされたり、時間稼ぎをされたら困ります。調査は期限を切って行うべきと考えますが、いかがでしょうか。（拍手）

調査期間内に客観的、合理的な安否確認が得られなければ日朝正常化交渉に入ってはならないと思いますが、以上の諸点について、総理の御所見をお伺いしたいと思います。（拍手）

総理は、金総書記に対して、日朝平壌宣言が遵守されている限り経済制裁を発動しないと約束されたとのことであります。

したたかな北朝鮮外交を有利に展開するためには、我が国も圧力という外交カードを持たなければならない、そんな思いで私たちは、議員立法として外為法の改正を通常国会冒頭で成立させて、今また特定船舶入港禁止法案を国会に提出しているところであります。

そこで、総理にお伺いします。

私は、安易に外交カードを放棄すべきではないと考えますが、どのような経緯でこのような発言をされるに至ったのか、御説明をいただきたいと思います。（拍手）

北朝鮮が再調査で誠意ある態度を示さなかった場合には経済制裁を行うのか否か、答弁を求めたいと思います。

二十五万トンの食糧及び一千万ドル相当の医薬品支援の合意につきましては、拉致家族の帰国問題を外交カードに利用されて、北朝鮮に見返りを与えたに等しいのではないかという厳しい指摘があります。

しかし、私は、北朝鮮の深刻的な食糧、医薬品不足に対応した国際機関の緊急的な人道支援であり、拉致問題の交渉とは別個の措置と理解しております。この点についての総理の御所見をお伺いいたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

〔内閣総理大臣小泉純一郎君登壇〕

○内閣総理大臣（小泉純一郎君）　漆原議員にお答えいたします。

被害者の気持ちを踏まえた拉致事件への取り組みについてでございますが、被害者や家族の方々が長い間つらい思いをしていることは、私も十分理解しております。今後とも、そうした思いをしっかりと胸に、一日も早い拉致問題の解決に向けて全力で取り組んでまいります。

拉致問題と日朝国交正常化についてでございますが、今般、拉致被害者御家族五名の方々の帰国が実現いたしましたが、曽我ひとみさんの御家族の問題や安否不明の拉致被害者の方々に関する真相究明について、引き続き、今回の首脳会談で得られた進展を踏まえ、政府として最大限の努力を払う考えであります。

これらの点を含め、拉致問題が我が方の納得し得る形で解決を見、また、核問題、ミサイル問題を含む諸問題の包括的な解決が得られることなくして、国交正常化はありません。

安否不明の拉致被害者の問題についてでございますが、安否不明の方々の調査については、その早期究明が極めて重要である旨、私から金正日国防委員長に強く働きかけました。これに対し、同委員長は、改めて白紙に戻り、早期に本格的かつ徹底した調査を行う旨明言しました。

我が国としては、早急に先方の再調査を求める一方、我が国独自の調査結果とも突き合わせて真相の究明を図っていく考えですが、徹底的な調査を求めるとの観点から、現在のところ、調査に期限を求めることは考えておりません。

なお、国交正常化交渉の再開については、政府として、かねてより、まずは拉致被害者御家族の帰国を実現し、その上で再開された国交正常化交渉の中で安否不明者に関する真相究明も行っていくという方針であり、今次訪朝の結果を踏まえ、しかるべき時期に、日朝国交正常化交渉の再開に向けて調整を行っていく考えであります。

北朝鮮に対する経済制裁と拉致問題の取り扱いでございますが、日朝平壌宣言は、日朝双方が日朝間に存在する諸問題に誠意を持って取り組むとしております。

政府として、北朝鮮に対し、拉致問題の解決に向けた前向きかつ誠意ある対応を促していくため、その時々に最善の方策をとっていく考えですが、いずれにせよ、日朝平壌宣言の精神に従った取り組みがなされようとしている現時点において、拉致問題を理由として北朝鮮に対しいわゆる経済制裁を発動する考えはありません。

北朝鮮への人道支援についてですが、今般の首脳会談を踏まえ、我が国としては、国連機関を通じ食糧及び医薬品等の人道支援を行う考えであることを表明しました。これは、国連機関の人道支援についてのアピールにこたえ、国際社会の一員として支援するという観点から判断したものであります。（拍手）

○副議長（中野寛成君）　穀田恵二君。

〔穀田恵二君登壇〕

○穀田恵二君　私は、日本共産党を代表して、総理訪朝報告に対して質問をします。（拍手）

日本共産党は、北朝鮮問題の解決に当たって三つの角度を提起してきました。

一つは、朝鮮半島の軍事的な衝突の危機は絶対に避けなければならないこと。あくまで平和的、外交的手段によって解決するということです。

二つに、拉致問題は、日本国民の人権と安全を脅かした国際的な犯罪行為として許すことのできないものであり、この問題の全面的究明と被害者家族の帰国の実現を強く求めてきました。

三つに、日本と北朝鮮の国交の確立。戦前の植民地支配の歴史を清算することは、戦後の日本が負った重大な歴史的責任に属する問題であること。

こうした角度から、交渉を包括的に進めることが大事であり、二〇〇二年九月に締結された日朝平壌宣言を重要な前進として評価してきました。

今回の日朝首脳会談で、小泉総理と金正日国防委員長が、日朝平壌宣言を日朝関係の基礎として

再確認し、拉致問題や核、ミサイル問題、人道援助問題などで一定の合意をしたこと、そして国交正常化交渉への前進の方向を確認したことを評価するものです。（拍手）

拉致問題について、今回、地村さん夫妻、蓮池さん夫妻の御家族の帰国が実現したことを率直に喜びたいと思います。（拍手）

また、曽我さんの御家族の問題では、総理は、ジェンキンス氏の身柄引き渡しの懸念に対して、私が保証すると述べました。米国防総省が特別扱いはしないと声明しているもとで、どのような見通しを持っているのか、はっきりとお答えください。

安否不明の方々にかかわり、北朝鮮が約束した白紙からの調査について、総理は、日本側も参加して徹底的な調査を進める、北朝鮮側も協力し、早期に結果が出るように互いに努力すると述べましたが、どういう段取りで再調査を進めるのか、答弁を求めます。

この問題は、拉致被害者の家族の方々の切実な願いであり、多くの国民が心を痛めています。日本側も納得できる答えに達することを目指して、政府自身の努力を強く求めるものであります。

朝鮮半島における核問題の解決は、日本にとっても切実な問題であり、北東アジアの平和にとっても重要な問題です。この点で、本年二月の六者会合でも、朝鮮半島の非核化、平和的解決という議長声明に各国が同意したことは、重要な意義を持つものです。

総理は、今回の会談で金正日委員長に、核を完全に廃棄することによって得られるものと、核を持つことによって得られるものは天と地ほども違うことをよく考えるべきだと強く迫った。かなりの部分で理解を得られたと記者会見で述べましたが、ここは大事なポイントです。総理の説明を金委員長はどう受け取ったのか、述べていただきたい。

総理は、今後、六者会合の場を通じて、核問題の平和的解決に向けて一層の努力を傾けることで意見の一致を見たと報告しましたが、日朝両国の指導者間での一致として重要であり、六者会合を成功させる一層の責任を負うことになりますが、総理は一方の当事者としてどのような役割を果たすのか、答弁を求めます。

北朝鮮問題の中心は、力ずくではなく、諸懸案を一つ一つ解決しながら、また、六カ国の協議を通じての核問題の解決を達成しながら、日朝平壌宣言を基礎に、両国間の国交正常化を実現することです。

これは、日本の今後の平和と安全の上でも、日本の最も身近な生活環境である北東アジアの平和と安定を実現する上でも、重要な一歩となると考えます。こうした方向は、東南アジア友好協力条約などが目指しているものですが、北東アジアでも一致ができれば、それはアジア全体の平和の大きな流れとなるものです。

日本共産党は、日朝間の諸問題を、平和的な交渉によって、道理ある形で解決することを一貫して目指し、そのために努力してきた政党として、今後とも力を尽くすことを表明し、質問を終わります。（拍手）

〔内閣総理大臣小泉純一郎君登壇〕

○内閣総理大臣（小泉純一郎君）　穀田議員にお答えいたします。

政党の立場を超えて御激励をいただきまして、ありがとうございます。（拍手）

ジェンキンス氏の問題に関する今後の見通しについてでございますが、政府としては、今回の日朝首脳会談及びその後の私とジェンキンス氏とのやりとりを踏まえ、曽我さん御一家が一日も早く再び生活をともにできるよう最大限努力してまいりたく、米国とも鋭意話し合っていく考えであります。

安否不明の拉致被害者の方々に関する調査についてでございますが、安否不明の方々についての真相究明は一刻も早く行う必要がありますが、我が国のみでできることには限界があり、北朝鮮側の協力がぜひとも必要です。今回、北朝鮮側が、本件は解決済みであるとの従来の姿勢を改め、白紙に戻り、早期に本格的かつ徹底的な調査を行うとしたことは、極めて重要であると考えます。

我が国としては、早急に先方の再調査の結果を求める一方、我が国独自の調査結果とも突き合わせて真相の解明を図っていく考えであります。

核問題に関するやりとりでございますが、私は、金正日国防委員長に対し、国際的な検証のもとにおける完全な核廃棄やＮＰＴへの復帰を強く求めました。また、そうすることが北朝鮮の利益にもなると強調しました。これに対し、金委員長から、朝鮮半島の非核化が最終目標である、六者会合を活用して平和的解決に努力したい等の発言がありました。

六者会合における我が国の役割についてでございますが、北朝鮮の核開発は我が国の安全保障にとって重大な脅威であり、六者会合を通じて平和的に解決するというのが我が国の基本的考えであります。我が国としては、米国、韓国を初めとする関係国と緊密に連携しつつ、完全、検証可能かつ後戻りできない核廃棄という目標に向け、今後も努力を続けていく考えであります。（拍手）

○副議長（中野寛成君）　横光克彦君。

〔横光克彦君登壇〕

○横光克彦君　横光克彦でございます。

私は、社会民主党・市民連合を代表いたしまして、小泉総理大臣の訪朝報告に関して質問をいたします。（拍手）

まず、今回の日朝首脳会談の結果、拉致被害者の御家族八人のうち五人が帰国し、日朝平壌宣言の履行が両国首脳間で再確認されたことを、基本的には評価したいと思います。（拍手）

しかし、多くの重要な課題が残されたままであります。

拉致被害者の御家族八人が全員そろっての帰国とならなかったことは極めて残念であり、残された曽我ひとみさんの御家族が一刻も早く一緒に生活できる環境を政府が早急に整えなければなりません。その具体的な取り組みにつきまして、総理にお尋ねをいたします。

また、安否が不明の十人の消息も、そして、拉致の可能性があると公表されている約二百人の手がかりも全くありませんでした。家族会の方々からは、最悪の結果だという厳しい批判の声さえ上がっております。十人の安否の再調査が合意されましたが、北朝鮮の主導で幕引き、先送りされるようなことは決してあってはなりません。我が国としてどのように再調査に取り組まれるのか、お答えください。

今回、ミサイル発射実験のモラトリアム、発射凍結を再確認したことは前進ですが、核問題に関しては具体的な成果が得られませんでした。しか

し、六者会合を通じて核問題の平和的解決に努力する、朝鮮半島の非核化が最終目標であるという金正日国防委員長の発言を前向きにとらえるのであれば、今後、六者会合の場でそれをどのように生かしていくおつもりなのか、お聞かせください。

国交正常化交渉再開の合意は前進ですが、最終的な国交正常化は、あくまでも拉致、核、ミサイル問題などの包括的解決が大前提でなければなりません。この点について総理に確認をいたします。

今回の小泉総理の再訪朝は、ジェンキンスさんについてのアメリカとの訴追免除の協議も詰め切れないままの突然の動きであり、また、年金未納問題から国民の目をそらす、あるいは参議院選挙を控えて外交で得点を稼ごうという意図も感じられ、それが今回、多くの課題を残す結果につながったということを申し上げまして、私の質問を終わります。（拍手）

〔内閣総理大臣小泉純一郎君登壇〕

○内閣総理大臣（小泉純一郎君）　横光議員にお答えいたします。

曽我ひとみさんについてでございますが、首脳会談において、金正日委員長からは、訪日するか否かはジェンキンス氏の意向に任せる、自分は家族が離散することは望まない、貴総理が本人と直接話し合ってもよいという発言がありました。

私は、これを受け、金委員長との会談後、ジェンキンス氏及び二人のお子さんと話し合い、強く来日を働きかけました。しかし、ジェンキンス氏は、来日した場合、米国から訴追されるおそれがあり、訪日できないとの強い意向を示したので、私より、まずは第三国で曽我ひとみさんと再会して話し合ってはいかがかと提案し、それに対し、ジェンキンス氏及び曽我さん双方が同意いたしました。

政府としては、曽我さんの意向を踏まえつつ、一日も早く、適切な第三国における御家族との再会を実現させたいと考えております。

安否不明の拉致被害者の方々に関してでございますが、安否不明の方々の調査については、その早期究明が極めて重要である旨、私から金正日国防委員長に強く働きかけました。これに対して同委員長は、改めて白紙に戻り、早期に本格的かつ徹底した調査を行う旨明言しました。

我が国としては、一日も早い真相究明に向け最大限努力していく考えであり、この問題が幕引き、先送りとされることがあってはならないと考えております。

北朝鮮の核問題に関する六者会合での対応でございますが、今回の首脳会談では、金正日国防委員長に対して、核問題についての国際社会の見方及び我が国の立場をしっかり主張し、同委員長自身から、六者会合に対する前向きな発言がありました。

我が国としては、このような成果を踏まえ、引き続き、米韓両国を初めとした関係国と緊密に連携しつつ、六者会合を通じた平和的解決に取り組んでいく考えであります。

国交正常化の前提についてでございますが、日朝平壌宣言に基づいて、核問題、ミサイル問題、拉致問題といった諸懸案を包括的に解決し、その上で地域の平和と安定に資する形で国交正常化を実現していくというのが、我が国の対北朝鮮政策の一貫した基本方針であります。（拍手）

○副議長（中野寛成君）　これにて質疑は終了いたしました。

○副議長（中野寛成君）　本日は、これにて散会いたします。

午後二時三十七分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣　小泉純一郎君
法務大臣　野沢　太三君
文部科学大臣　河村　建夫君
国土交通大臣　石原　伸晃君
国務大臣　竹中　平蔵君

出席内閣官房副長官

内閣官房副長官　杉浦　正健君

○議長の報告

（通知書受領）

一、去る二十一日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

文化財保護法の一部を改正する法律
裁判員の参加する刑事裁判に関する法律
刑事訴訟法等の一部を改正する法律
構造改革特別区域法の一部を改正する法律

一、去る二十一日、小泉内閣総理大臣から河野議長あて、次の通知書を受領した。

閣総第二三五号
平成十六年五月二十一日

内閣総理大臣　小泉純一郎

衆議院議長　河野　洋平殿

私は、平成十六年五月二十二日（土）午前六時三十分羽田空港発、同日午後九時五分同空港着の予定で、朝鮮民主主義人民共和国訪問のため出張しますので、御通知いたします。

（議席変更）

一、昨二十四日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。

九八	末松　義規君	
九九	石田　勝之君	
一〇〇	都築　譲君	
一〇一	中川　正春君	
一〇六	樽床　伸二君	
一〇七	小沢　鋭仁君	
一〇八	海江田万里君	
一〇九	河村たかし君	
一一〇	西村　真悟君	
一一一	金田　誠一君	
一一二	堀込　征雄君	
一一三	五島　正規君	
一一四	土肥　隆一君	
一一五	田中　慶秋君	
一一六	佐々木秀典君	
一一七	石井　一君	
一一八	鳩山由紀夫君	
一一九	菅　直人君	
一二〇	藤井　裕久君	
一八一	武山百合子君	
一八二	仙谷　由人君	
一八三	田中眞紀子君	
一八四	肥田美代子君	
一八五	池田　元久君	
一八六	北橋　健治君	

一八七　松本　龍君
一八八　赤松　広隆君
一八九　鉢呂　吉雄君
一九〇　大畠　章宏君
一九一　古賀　一成君
一九二　平野　博文君
一九三　山岡　賢次君
一九四　佐藤謙一郎君
一九六　玉置　一弥君
一九七　横路　孝弘君
一九八　中井　洽君
一九九　米澤　隆君
二〇〇　鹿野　道彦君
二〇一　岡田　克也君
二五〇　野田　佳彦君
二六五　川端　達夫君
二六七　細川　律夫君
二六八　高木　義明君
二六九　小平　忠正君

（常任委員辞任及び補欠選任）

一、去る二十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任　岩屋　毅君　平沼　赳夫君　能勢　和子君　宮腰　光寛君　田中　英夫君　鈴木　恒夫君　田中　英夫君　能勢　和子君　平沼　赳夫君

補欠　鈴木　恒夫君　能勢　和子君　田中　英夫君　岩屋　毅君　宮腰　光寛君　平沼　赳夫君

法務委員

辞任　泉　房穂君

補欠　市村浩一郎君

加藤　公一君
川上　義博君
荒井　聰君
市村浩一郎君
坂本　哲志君

文部科学委員

辞任　山際大志郎君　保坂　武君

国土交通委員

辞任　江藤　拓君　二階　俊博君　古屋　圭司君　武田　良太君　石田　真敏君　江崎洋一郎君　高木　毅君　寺田　稔君　下条　みつ君　長安　豊君　谷　公一君　山際大志郎君　御法川信英君　木村　勉君　中西　一善君　西田　猛君　西村　康稔君　小宮山泰子君　近藤　洋介君　古屋　圭司君　江藤　拓君　武田　良太君　石田　真敏君　寺田　稔君　二階　俊博君　高木　毅君　下条　みつ君　長安　豊君

環境委員

辞任　土井たか子君

補欠　阿部　知子君

荒井　聰君
坂本　哲志君
加藤　公一君
泉　房穂君
川上　義博君

補欠　保坂　武君　山際大志郎君

山際大志郎君
江崎洋一郎君
谷　公一君
御法川信英君
木村　勉君
西田　猛君
西村　康稔君
中西　一善君
小宮山泰子君
近藤　洋介君
古屋　圭司君
山際大志郎君
北川　知克君
近藤　基彦君
田中　英夫君
稲見　哲男君
大谷　信盛君
笠　浩史君
穀田　恵二君
阿部　知子君
佐々木憲昭君
塩川　鉄也君
保坂　武君
谷本　龍哉君
葉梨　康弘君
大谷　信盛君
笠　浩史君
穀田　恵二君
山本喜代宏君

一、昨二十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任　川端　達夫君

補欠　赤松　広隆君

法務委員

辞任　枝野　幸男君

補欠　本多　平直君

財務金融委員

辞任　仙谷　由人君　藤井　裕久君

補欠　古川　元久君　野田　佳彦君

厚生労働委員

辞任　古川　元久君

補欠　海江田万里君

土井たか子君

議院運営委員

辞任　谷本　龍哉君　田中　英夫君　稲見　哲男君　大谷　信盛君　笠　浩史君　塩川　鉄也君　山本喜代宏君　阿部　知子君

補欠　近藤　基彦君　葉梨　康弘君　北川　知克君　保坂　武君　佐々木憲昭君　松本　大輔君　北川　知克君　稲見　哲男君　松本　大輔君

環境委員

辞任　村井　宗明君

補欠　荒井　聰君

国家基本政策委員

辞任　荒井　聰君　中川　正春君　本多　平直君

補欠　北橋　健治君　藤井　裕久君　枝野　幸男君

予算委員

辞任　藤井　裕久君

補欠　野田　佳彦君

決算行政監視委員

辞任　北橋　健治君

補欠　中川　正春君

議院運営委員

辞任　阿部　知子君

補欠　照屋　寛徳君

懲罰委員

辞任　赤松　広隆君　野田　佳彦君

補欠　川端　達夫君　仙谷　由人君

一、昨二十四日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

武力攻撃事態等への対処に関する特別委員

辞任　川端　達夫君

補欠　赤松　広隆君

（憲法調査会委員辞任及び補欠選任）

一、昨二十四日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

憲法調査会委員

辞任　仙谷　由人君

補欠　枝野　幸男君

（議案付託）

一、去る二十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第一三号）　法務委員会　付託

一、昨二十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

道路交通法の一部を改正する法律案（内閣提出第六〇号）（参議院送付）　内閣委員会　付託

地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第一二三号）（参議院送付）

行政機関の職員の定員に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第一二四号）（参議院送付）

以上二件　総務委員会　付託

電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律案（内閣提出第四三号）（参議院送付）

国際捜査共助法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第五二号）（参議院送付）

以上二件　法務委員会　付託

社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第一八号）（参議院送付）

社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第一九号）（参議院送付）

以上二件　外務委員会　付託

卸売市場法の一部を改正する法律案（内閣提出第五六号）（参議院送付）

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第五七号）（参議院送付）

以上二件　農林水産委員会　付託

（議案送付）

一、去る二十一日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案

農業協同組合法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案

（議案通知書受領）

一、去る二十一日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

文化財保護法の一部を改正する法律案

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案

刑事訴訟法等の一部を改正する法律案

構造改革特別区域法の一部を改正する法律案

（質問書提出）

一、去る二十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

いわゆる「選挙当選請負人」と公職選挙法との関係に関する質問主意書（平岡秀夫君提出）

国民年金に関する質問主意書（岩國哲人君提出）

車庫証明の証明期間短縮等に関する質問主意書（大出彰君提出）

著作権法の一部改正案に関する質問主意書（川内博史君外一名提出）

（答弁書受領）

一、去る二十一日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員中根康浩君提出国民年金の収納対策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員中根康浩君提出公的年金の支給業務に関する質問に対する答弁書

衆議院議員平岡秀夫君提出教育基本法第八条第二項に規定する「政治的活動」の範囲に関する質問に対する答弁書

平成十六年四月二十八日提出

質問第八六号

国民年金の収納対策に関する質問主意書

提出者　中根　康浩

国民年金の収納率は危機的に低下をしている。政府は収納対策に対し、多くの経費と人的資源を投入しているが、このことが効果を示さない場合、更に国民の公的年金制度に対する信頼はそこなわれることになる。収納対策の実効性を高めることは非常に重要である。

従って、次の事項について質問する。

一　全国の市町村別の国民年金の納付率について答弁されたい。また、市町村によって納付率の差異が生じる場合、その理由についてのお考えもあわせて答弁されたい。

二　全国の社会保険事務所ごとの各国民年金推進員の徴収実績とそれに伴う報酬実績について答弁されたい。また、社会保険事務所ごとに国民年金推進員の徴収実績に差異が認められる場合、その理由についてのお考えもあわせて答弁されたい。

右質問する。

内閣衆質一五九第八六号

平成十六年五月二十一日

内閣総理大臣　小泉純一郎

衆議院議長　河野　洋平殿

衆議院議員中根康浩君提出国民年金の収納対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員中根康浩君提出国民年金の収納対策に関する質問に対する答弁書

一について

平成十四年度における市町村別の国民年金保険料の納付率は、別表第一のとおりである。市町村間で納付率に差異があるのは、市町村ごとに国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第七条第一項第一号に定める第一号被保険者の年齢構成、失業率等の経済状況などが異なっているためと考えている。

二について

国民年金推進員とは、国民年金保険料の未納者に対する戸別訪問による国民年金制度の周知、各種届出の指導及び相談、国民年金保険料の納付督励及び収納、国民年金保険料の口座振替の促進等を行う者であり、必ずしも国民年金保険料の収納のみを行う者ではないが、国民年金推進員の地方社会保険事務局ごとの平成十四年度における収納等の実績及び報酬実績については、別表第二のとおりである。なお、国民年金推進員の収納等の実績及び報酬実績については、社会保険事務所ごとにお答えした場合、特定の個人が識別されるおそれがあることから、地方社会保険事務局ごとに回答した。

また、地方社会保険事務局間で収納等の実績に差異があるのは、地域ごとに未納者の状況などが異なっていることによる影響があるためではないかと考えている。

別表第一

（1）　北海道

市町村名	納付率（%）	市町村名	納付率（%）
札幌市	59.3	上ノ国町	60.7
函館市	52.4	厚沢部町	76.9
小樽市	60.2	乙部町	71.9
旭川市	51.1	熊石町	69.4
室蘭市	55.7	大成町	79.2
釧路市	55.3	奥尻町	80.5
帯広市	55.3	瀬棚町	71.7
北見市	56.2	北桧山町	82.3
夕張市	67.7	今金町	84.9
岩見沢市	61.9	島牧村	76.0
網走市	61.4	寿都町	64.2
留萌市	61.3	黒松内町	80.4
苫小牧市	50.5	蘭越町	76.8
稚内市	68.8	ニセコ町	75.4
美唄市	68.9	真狩村	89.7
芦別市	68.4	留寿都村	80.7
江別市	60.9	喜茂別町	75.3
赤平市	62.9	京極町	79.4
紋別市	58.7	倶知安町	67.0
士別市	75.2	共和町	78.4
名寄市	72.1	岩内町	53.8
三笠市	64.7	泊村	69.2
根室市	65.3	神恵内村	84.9
千歳市	58.4	積丹町	67.2
滝川市	62.0	古平町	63.4
砂川市	70.8	仁木町	82.3
歌志内市	61.2	余市町	59.4
深川市	75.3	赤井川村	74.1
富良野市	78.3	北村	91.2
登別市	57.7	栗沢町	79.1
恵庭市	65.1	南幌町	75.2
伊達市	64.1	奈井江町	72.7
北広島市	64.3	上砂川町	59.8
石狩市	60.0	由仁町	84.4
当別町	69.6	長沼町	78.1
新篠津村	94.0	栗山町	77.0
厚田村	71.7	月形町	83.5
浜益村	81.3	浦臼町	83.7
松前町	69.6	新十津川町	85.3
福島町	68.8	妹背牛町	86.7
知内町	72.6	秩父別町	90.2
木古内町	67.5	雨竜町	85.1
上磯町	58.6	北竜町	92.1
大野町	62.8	沼田町	89.4
七飯町	63.0	幌加内町	91.7
戸井町	72.1	鷹栖町	71.9
恵山町	73.4	東神楽町	69.5
椴法華村	74.4	当麻町	74.4
南茅部町	69.9	比布町	78.4
鹿部町	58.4	愛別町	86.3
砂原町	58.8	上川町	73.2
森町	64.5	東川町	72.8
八雲町	68.0	美瑛町	77.8
長万部町	68.2	上富良野町	82.4
江差町	64.6	中富良野町	88.5
南富良野町	85.9	虻田町	64.6
占冠村	66.2	洞爺村	87.3
和寒町	91.5	大滝村	64.9
剣淵町	88.5	壮瞥町	77.9
朝日町	90.8	白老町	59.8
風連町	89.5	早来町	77.0
下川町	79.8	追分町	76.6
美深町	84.5	厚真町	84.7
音威子府村	88.7	鵡川町	69.0
中川町	87.6	穂別町	75.8
増毛町	74.5	日高町	74.9
小平町	82.2	平取町	72.9
苫前町	82.5	門別町	60.8
羽幌町	74.0	新冠町	62.6
初山別村	82.7	静内町	51.2
遠別町	79.2	三石町	73.4
天塩町	85.2	浦河町	57.5
幌延町	92.1	様似町	67.7
猿払村	91.5	えりも町	63.6
浜頓別町	77.2	音更町	67.2
中頓別町	91.6	士幌町	85.8
枝幸町	72.4	上士幌町	83.5
歌登町	87.0	鹿追町	87.4
豊富町	86.1	新得町	81.0
礼文町	85.6	清水町	86.0
利尻町	85.7	芽室町	79.1
利尻富士町	82.2	中札内村	88.0
東藻琴村	89.5	更別村	92.9
女満別町	88.8	忠類村	87.8
美幌町	70.0	大樹町	83.5
津別町	80.9	広尾町	70.7
斜里町	75.1	幕別町	70.5
清里町	87.8	池田町	81.0
小清水町	86.5	豊頃町	87.2
端野町	84.9	本別町	83.7
訓子府町	85.9	足寄町	77.1
置戸町	88.0	陸別町	86.6
留辺蘂町	75.5	浦幌町	77.7
佐呂間町	86.8	釧路町	49.5
常呂町	82.1	厚岸町	59.9
生田原町	83.0	浜中町	73.0
遠軽町	70.6	標茶町	76.1
丸瀬布町	84.6	弟子屈町	66.2
白滝村	72.7	阿寒町	64.9
上湧別町	81.2	鶴居村	80.8
湧別町	87.4	白糠町	56.0
滝上町	75.6	音別町	69.2
興部町	75.6	別海町	84.0
西興部村	89.2	中標津町	62.2
雄武町	77.9	標津町	72.9
豊浦町	71.8	羅臼町	58.1

（注）1．市町村名は、平成１５年５月１日現在のものである。

2．北海道の納付率は、６２．６％である。

（2）　青

市町村	納付率（%）	市 市町村名	納付率（%）
青森市	57.0	金木町	48.4
弘前市	55.6	中里町	49.1
八戸市	55.6	鶴田町	50.7
黒石市	50.2	市浦村	68.3
五所川原	48.8	小泊村	61.9
十和田市	55.3	野辺地町	62.5
三沢市	50.4	七戸町	64.3
むつ市	53.2	百石町	58.1
平内町	69.2	十和田湖町	64.5
蟹田町	71.5	六戸町	64.9
今別町	61.5	横浜町	65.5
蓬田村	71.4	上北町	65.6
平舘村	81.8	東北町	63.8
三厩村	77.5	天間林村	65.5
鰺ケ沢町	55.5	下田町	57.5
木造町	53.1	六ケ所村	47.6
深浦町	69.2	川内町	64.0
森田村	58.6	大畑町	59.4
岩崎村	87.2	大間町	45.2
柏村	64.5	東通村	61.6
稲垣村	69.9	風間浦村	66.1
車力村	47.8	佐井村	67.6
岩木町	70.0	脇野沢村	70.1
相馬村	78.7	三戸町	65.8
西目屋村	73.9	五戸町	69.1
藤崎町	62.8	田子町	74.1
大鰐町	70.0	名川町	75.7
尾上町	65.1	南部町	73.1
浪岡町	62.0	階上町	57.2
平賀町	63.4	福地村	67.3
常盤村	60.0	南郷村	67.5
田舎館村	66.6	倉石村	73.6
碇ケ関村	66.8	新郷村	80.0
板柳町	49.1		

（注）１．市町村名は、平成１５年５月１日現在のものである。

２．県の納付率は、５７．９％である。

（3）　岩手県

市町村名	納付率（%）	市町村名	納付率（%）
盛岡市	61.8	前沢町	79.3
宮古市	67.2	胆沢町	78.4
大船渡市	70.3	衣川村	72.3
水沢市	66.4	花泉町	76.4
花巻市	65.9	平泉町	77.6
北上市	63.7	大東町	83.3
久慈市	69.2	藤沢町	81.7
遠野市	69.7	千厩町	75.3
一関市	68.3	東山町	81.4
陸前高田市	80.0	室根村	73.3
釜石市	66.6	川崎村	78.9
江刺市	73.6	住田町	82.8
二戸市	72.3	大槌町	58.2
雫石町	72.2	宮守村	83.0
葛巻町	76.1	田老町	76.2
岩手町	75.0	山田町	67.9
西根町	72.5	岩泉町	73.1
滝沢村	61.8	田野畑村	73.0
松尾村	76.3	普代村	79.4
玉山村	71.9	新里村	70.6
安代町	82.5	川井村	65.0
紫波町	71.6	軽米町	76.8
矢巾町	67.2	種市町	83.1
大迫町	75.0	野田村	86.3
石鳥谷町	74.5	山形村	73.9
東和町	77.7	大野村	69.2
湯田町	80.3	九戸村	85.0
沢内村	88.0	浄法寺町	71.9
金ケ崎町	74.1	一戸町	70.6

（注）１．市町村名は、平成１５年５月１日現在のものである。

２．岩手県の納付率は、６９．４％である。

（4）　宮城県

市町村名	納付率（%）	市町村名	納付率（%）
仙台市	57.6	小牛田町	66.6
石巻市	59.0	南郷町	69.4
塩竈市	59.5	築館町	70.4
古川市	61.4	若柳町	75.5
気仙沼市	65.7	栗駒町	78.3
白石市	62.4	高清水町	68.3
名取市	62.8	一迫町	80.3
角田市	69.9	瀬峰町	74.7
多賀城市	57.7	鶯沢町	85.5
岩沼市	62.9	金成町	76.0
蔵王町	70.6	志波姫町	76.5
七ケ宿町	76.5	花山村	74.8
大河原町	64.4	迫町	62.8
村田町	75.2	登米町	81.5
柴田町	66.8	東和町	69.5
川崎町	66.9	中田町	76.4
丸森町	73.3	豊里町	71.8
亘理町	70.1	米山町	72.9
山元町	69.3	石越町	74.6
松島町	61.2	南方町	70.3
七ケ浜町	66.1	河北町	78.5
利府町	62.3	矢本町	64.9
大和町	65.9	雄勝町	76.4
大郷町	74.3	河南町	77.6
富谷町	63.5	桃生町	76.9
大衡村	74.9	鳴瀬町	70.2
色麻町	77.1	北上町	82.7
加美町	74.5	女川町	76.4
松山町	75.4	牡鹿町	81.9
三本木町	71.1	志津川町	77.4
鹿島台町	68.1	津山町	79.6
岩出山町	70.1	本吉町	71.5
鳴子町	71.6	唐桑町	85.5
涌谷町	66.9	歌津町	79.4
田尻町	74.2		

（注）１．市町村名は、平成１５年５月１日現在のものである。
　　２．宮城県の納付率は、６３．３％である。

（5）　秋田県

市町村名	納付率（%）	市町村名	納付率（%）
秋田市	63.7	金浦町	86.8
能代市	68.8	象潟町	80.4
横手市	75.4	矢島町	83.6
大館市	69.7	岩城町	80.3
本荘市	69.2	由利町	84.5
男鹿市	66.3	西目町	81.5
湯沢市	76.4	鳥海町	77.9
大曲市	70.6	東由利町	79.2
鹿角市	73.9	大内町	78.3
小坂町	79.2	神岡町	82.3
鷹巣町	72.2	西仙北町	74.6
比内町	77.5	角館町	67.4
森吉町	84.7	六郷町	84.5
阿仁町	84.5	中仙町	79.6
田代町	79.1	田沢湖町	75.1
合川町	78.0	協和町	74.6
上小阿仁村	77.5	南外村	78.5
琴丘町	74.7	仙北町	77.3
二ツ井町	76.4	西木村	74.0
八森町	84.6	太田町	75.9
山本町	73.6	千畑町	86.1
八竜町	71.7	仙南村	76.0
藤里町	76.3	増田町	77.0
峰浜村	75.6	平鹿町	80.4
五城目町	70.6	雄物川町	87.0
昭和町	73.6	大森町	79.6
八郎潟町	73.9	十文字町	81.2
飯田川町	76.6	山内村	81.2
天王町	61.9	大雄村	85.9
井川町	76.7	稲川町	81.9
若美町	66.3	雄勝町	85.9
大潟村	94.9	羽後町	82.6
河辺町	75.5	東成瀬村	82.1
雄和町	80.7	皆瀬村	77.1
仁賀保町	84.0		

（注）１．市町村名は、平成１５年５月１日現在のものである。
　　２．秋田県の納付率は、７２．８％である。

（6）　山形県

市町村名	納付率（%）	市町村名	納付率（%）
山形市	68.5	舟形町	83.5
米沢市	70.2	真室川町	73.6
鶴岡市	70.8	大蔵村	81.0
酒田市	67.7	鮭川村	79.0
新庄市	67.0	戸沢村	71.7
寒河江市	77.1	高畠町	80.8
上山市	75.9	川西町	81.9
村山市	85.4	小国町	85.3
長井市	72.5	白鷹町	83.6
天童市	73.2	飯豊町	78.6
東根市	79.1	立川町	79.2
尾花沢市	80.1	余目町	80.8
南陽市	75.3	藤島町	81.3
山辺町	79.1	羽黒町	82.0
中山町	80.8	櫛引町	81.7
河北町	83.1	三川町	81.8
西川町	87.0	朝日村	83.5
朝日町	91.2	温海町	85.9
大江町	81.1	遊佐町	83.3
大石田町	84.8	八幡町	82.9
金山町	73.0	松山町	79.4
最上町	80.1	平田町	80.4

（注）１．市町村名は、平成１５年５月１日現在のものである。

２．山形県の納付率は、７４．６％である。

（7）　福島県

市町村名	納付率（%）	市町村名	納付率（%）
福島市	60.1	会津坂下町	73.0
会津若松市	55.4	湯川村	72.9
郡山市	53.8	柳津町	77.7
いわき市	56.7	河東町	67.5
白河市	58.9	会津高田町	71.2
原町市	63.3	会津本郷町	73.3
須賀川市	62.6	新鶴村	80.3
喜多方市	65.6	三島町	80.5
相馬市	64.2	金山町	87.8
二本松市	71.2	昭和村	87.0
桑折町	78.4	西郷村	58.9
伊達町	71.7	表郷村	60.9
国見町	82.3	東村	68.9
梁川町	74.6	泉崎村	62.7
保原町	69.3	中島村	66.1
霊山町	72.0	矢吹町	65.5
月舘町	78.9	大信村	68.9
川俣町	67.2	棚倉町	63.9
飯野町	72.8	矢祭町	71.7
安達町	75.9	塙町	65.5
大玉村	71.7	鮫川村	69.1
本宮町	70.1	石川町	67.3
白沢村	70.4	玉川村	72.9
岩代町	73.9	平田村	59.2
東和町	82.1	浅川町	67.7
長沼町	70.1	古殿町	72.1
鏡石町	62.6	三春町	68.1
岩瀬村	68.9	小野町	69.1
天栄村	67.2	滝根町	70.1
田島町	70.0	大越町	76.5
下郷町	71.1	都路村	59.8
舘岩村	81.6	常葉町	65.5
桧枝岐村	97.4	船引町	75.0
伊南村	89.9	広野町	68.6
南郷村	89.5	楢葉町	61.7
只見町	86.7	富岡町	65.7
北会津村	76.4	川内村	69.1
熱塩加納村	77.8	大熊町	63.9
北塩原村	64.6	双葉町	72.5
塩川町	74.0	浪江町	64.0
山都町	77.2	葛尾村	76.7
西会津町	78.6	新地町	68.9
高郷村	72.0	鹿島町	72.9
磐梯町	72.8	小高町	66.4
猪苗代町	68.2	飯舘村	64.0

（注）１．市町村名は、平成１５年５月１日現在のものである。

２．福島県の納付率は、６２．５％である。

（8）　茨城県

市町村名	納付率（%）	市町村名	納付率（%）
水戸市	59.1	水府村	73.0
日立市	59.3	里美村	67.2
土浦市	54.7	大子町	67.7
古河市	57.7	十王町	69.3
石岡市	58.0	旭村	69.2
下館市	60.1	鉾田町	61.8
結城市	63.9	大洋村	62.8
龍ヶ崎市	58.3	神栖町	44.3
下妻市	64.6	波崎町	52.9
水海道市	65.9	麻生町	69.7
常陸太田市	66.1	北浦村	76.9
高萩市	63.0	玉造町	65.8
北茨城市	58.7	江戸崎町	53.5
笠間市	63.7	美浦村	59.3
取手市	62.1	阿見町	59.2
岩井市	62.4	新利根町	61.3
牛久市	66.4	河内町	63.2
つくば市	59.6	桜川村	69.1
ひたちなか市	59.4	東町	70.5
鹿嶋市	49.1	霞ヶ浦町	71.3
潮来市	56.7	玉里村	64.6
守谷市	66.0	八郷町	65.2
茨城町	61.8	千代田町	59.0
小川町	59.0	新治村	69.6
美野里町	64.4	伊奈町	62.8
内原町	64.2	谷和原村	70.9
常北町	64.1	関城町	71.3
桂村	64.1	明野町	61.3
御前山村	79.0	真壁町	66.2
大洗町	57.6	大和村	66.7
友部町	61.5	協和町	70.2
岩間町	59.0	八千代町	69.5
七会村	66.8	千代川村	70.3
岩瀬町	68.0	石下町	66.1
東海村	66.1	総和町	62.8
那珂町	62.2	五霞町	69.1
瓜連町	69.1	三和町	60.3
大宮町	64.4	猿島町	72.0
山方町	75.6	境町	67.3
美和村	79.8	藤代町	68.7
緒川村	71.2	利根町	72.2
金砂郷町	74.9		

（注）１．市町村名は、平成１５年５月１日現在のものである。
　　２．茨城県の納付率は、６１．６％である。

（9）　栃木県

市町村名	納付率（%）	市町村名	納付率（%）
宇都宮市	56.4	石橋町	62.5
足利市	58.5	国分寺町	68.8
栃木市	59.5	野木町	64.3
佐野市	57.4	大平町	63.4
鹿沼市	60.5	藤岡町	65.7
日光市	72.1	岩舟町	65.9
今市市	62.3	都賀町	67.8
小山市	57.6	栗山村	69.6
真岡市	60.1	藤原町	54.1
大田原市	63.8	塩谷町	67.1
矢板市	60.5	氏家町	65.6
黒磯市	58.9	高根沢町	64.4
上三川町	65.6	喜連川町	69.2
南河内町	71.6	南那須町	65.7
上河内町	65.3	烏山町	66.7
河内町	62.7	馬頭町	69.6
西方町	73.6	小川町	66.0
粟野町	71.0	湯津上村	71.2
足尾町	76.7	黒羽町	67.9
二宮町	72.0	那須町	67.1
益子町	63.6	西那須野町	55.9
茂木町	78.1	塩原町	71.5
市貝町	71.1	田沼町	60.4
芳賀町	73.9	葛生町	68.8
壬生町	63.7		

（注）１．市町村名は、平成１５年５月１日現在のものである。
　　２．栃木県の納付率は、６１．１％である。

（１０）　群馬県

市町村名	納付率（%）	市町村名	納付率（%）
前橋市	61.7	下仁田町	81.9
高崎市	61.9	南牧村	85.4
桐生市	61.5	甘楽町	83.3
伊勢崎市	62.1	松井田町	73.5
太田市	60.6	中之条町	81.8
沼田市	71.9	吾妻郡東村	79.1
館林市	64.1	吾妻町	85.0
渋川市	64.6	長野原町	77.7
藤岡市	62.8	嬬恋村	86.4
富岡市	73.2	草津町	67.2
安中市	70.1	六合村	76.7
北橘村	74.1	高山村	84.3
赤城村	77.6	白沢村	82.8
富士見村	69.6	利根村	77.3
大胡町	66.2	片品村	79.4
宮城村	73.3	川場村	88.0
粕川村	67.6	月夜野町	80.4
新里村	65.2	水上町	67.4
黒保根村	78.7	新治村	74.2
勢多郡東村	78.7	昭和村	84.8
榛名町	71.4	赤堀町	65.0
倉渕村	86.7	佐波郡東村	66.2
箕郷町	74.4	境町	73.1
群馬町	67.2	玉村町	60.8
子持村	75.5	尾島町	77.0
小野上村	82.6	新田町	71.2
伊香保町	58.0	藪塚本町	66.9
榛東村	69.9	笠懸町	64.9
吉岡町	71.2	大間々町	64.8
新町	69.3	板倉町	80.0
鬼石町	65.7	明和村	75.3
吉井町	74.9	千代田町	74.0
上野村	81.0	大泉町	64.3
神流町	85.4	邑楽町	67.3
妙義町	73.5		

（注）１．市町村名は、平成１５年５月１日現在のものである。
　　２．群馬県の納付率は、６６．７％である。

（１１）　埼玉県

市町村名	納付率（%）	市町村名	納付率（%）
さいたま市	61.8	毛呂山町	62.5
川越市	61.0	越生町	65.2
熊谷市	60.0	名栗村	71.8
川口市	57.2	滑川町	68.7
行田市	60.9	嵐山町	67.7
秩父市	63.1	小川町	67.4
所沢市	60.7	都幾川村	64.8
飯能市	65.1	玉川村	67.1
加須市	61.1	川島町	68.7
本庄市	61.9	吉見町	66.4
東松山市	63.2	鳩山町	70.5
岩槻市	60.9	横瀬町	67.2
春日部市	60.9	皆野町	70.6
狭山市	61.8	長瀞町	69.4
羽生市	65.2	吉田町	74.8
鴻巣市	71.1	小鹿野町	70.7
深谷市	62.7	両神村	81.5
上尾市	68.5	大滝村	80.8
草加市	57.1	荒川村	74.9
越谷市	55.7	東秩父村	76.9
蕨市	56.4	美里町	67.5
戸田市	56.0	児玉町	59.5
入間市	60.7	神川町	64.2
鳩ケ谷市	61.9	神泉村	72.0
朝霞市	59.2	上里町	62.2
志木市	60.9	大里村	69.4
和光市	59.1	江南町	62.4
新座市	60.4	妻沼町	66.7
桶川市	68.7	岡部町	69.5
久喜市	64.2	川本町	72.0
北本市	68.2	花園町	72.1
八潮市	56.2	寄居町	61.4
富士見市	60.3	騎西町	67.8
上福岡市	58.6	南河原村	56.8
三郷市	57.0	川里村	82.1
蓮田市	67.9	北川辺町	67.1
坂戸市	59.5	大利根町	70.9
幸手市	59.3	宮代町	66.4
鶴ヶ島市	59.6	白岡町	69.5
日高市	65.7	菖蒲町	69.6
吉川市	55.5	栗橋町	65.3
伊奈町	68.3	鷲宮町	64.6
吹上町	73.6	杉戸町	62.3
大井町	63.9	松伏町	56.7
三芳町	63.3	庄和町	62.4

（注）１．市町村名は、平成１５年５月１日現在のものである。
　　２．埼玉県の納付率は、６１．４％である。

（１２）　千葉県

市町村名	納付率（%）	市町村名	納付率（%）
千葉市	59.4	神崎町	67.6
銚子市	58.5	大栄町	64.0
市川市	61.9	小見川町	66.5
船橋市	64.2	山田町	77.2
館山市	65.5	栗源町	73.0
木更津市	55.4	多古町	71.4
松戸市	60.7	干潟町	74.0
野田市	64.0	東庄町	72.5
佐原市	60.8	海上町	68.2
茂原市	63.0	飯岡町	65.4
成田市	60.5	光町	67.7
佐倉市	64.3	野栄町	61.1
東金市	54.9	大網白里町	59.0
八日市場市	65.0	九十九里町	55.0
旭市	59.5	成東町	62.8
習志野市	64.2	山武町	58.1
柏市	64.5	蓮沼村	61.5
勝浦市	62.4	松尾町	65.3
市原市	57.5	横芝町	65.3
流山市	65.5	芝山町	70.8
八千代市	60.9	一宮町	72.4
我孫子市	68.5	睦沢町	75.7
鴨川市	64.5	長生村	65.7
鎌ケ谷市	62.6	白子町	69.3
君津市	56.5	長柄町	65.9
富津市	63.7	長南町	72.6
浦安市	61.9	大多喜町	71.3
四街道市	64.8	夷隅町	67.4
袖ケ浦市	61.6	御宿町	67.2
八街市	54.5	大原町	61.9
印西市	67.8	岬町	63.1
白井市	66.3	富浦町	84.4
富里市	56.5	富山町	75.2
関宿町	60.9	鋸南町	73.4
沼南町	63.5	三芳村	80.0
酒々井町	63.9	白浜町	80.8
印旛村	75.3	千倉町	76.6
本埜村	71.7	丸山町	77.8
栄町	69.2	和田町	81.3
下総町	67.5	天津小湊町	71.5

（注）１．市町村名は、平成１５年５月１日現在のものである。
　　２．千葉県の納付率は、６２．２％である。

（１３）東京都

市町村名	納付率（%）	市町村名	納付率（%）
千代田区	82.2	町田市	61.6
中央区	60.1	小金井市	62.6
港区	57.3	小平市	60.9
新宿区	54.1	日野市	62.5
文京区	64.8	東村山市	60.4
台東区	59.1	国分寺市	61.1
墨田区	58.3	国立市	61.1
江東区	57.4	福生市	54.8
品川区	59.3	狛江市	56.8
目黒区	58.2	東大和市	57.0
大田区	58.5	清瀬市	60.3
世田谷区	55.0	東久留米市	61.9
渋谷区	54.3	武蔵村山市	53.2
中野区	53.5	多摩市	60.3
杉並区	55.3	稲城市	64.0
豊島区	53.6	羽村市	60.5
北区	57.2	あきる野市	66.1
荒川区	55.4	西東京市	57.0
板橋区	55.2	瑞穂町	61.0
練馬区	56.0	日の出町	73.0
足立区	53.9	桧原村	80.2
葛飾区	57.4	奥多摩町	75.1
江戸川区	53.7	大島町	69.7
八王子市	55.9	利島村	77.6
立川市	57.3	新島村	80.0
武蔵野市	61.7	神津島村	74.3
三鷹市	59.5	三宅村	70.5
青梅市	61.6	御蔵島村	79.1
府中市	61.0	八丈町	62.4
昭島市	57.4	青ケ島村	78.6
調布市	60.4	小笠原村	58.8

（注）１．市町村名は、平成１５年５月１日現在のものである。
　　２．東京都の納付率は、５７．３％である。

（１４）　神奈川県

市町村名	納付率（%）	市町村名	納付率（%）
横浜市	64.0	葉山町	65.8
川崎市	55.7	寒川町	63.9
横須賀市	61.3	大磯町	73.8
平塚市	62.7	二宮町	71.7
鎌倉市	71.9	中井町	74.2
藤沢市	63.7	大井町	70.5
小田原市	67.8	松田町	74.8
茅ケ崎市	66.3	山北町	75.9
逗子市	71.3	開成町	73.2
相模原市	59.4	箱根町	60.4
三浦市	66.8	真鶴町	64.0
秦野市	68.4	湯河原町	58.3
厚木市	61.0	愛川町	60.0
大和市	63.5	清川村	76.5
伊勢原市	63.4	城山町	62.2
海老名市	65.9	津久井町	62.4
座間市	60.8	相模湖町	68.7
南足柄市	68.7	藤野町	66.6
綾瀬市	66.3		

（注）１．市町村名は、平成１５年５月１日現在のものである。

２．神奈川県の納付率は、６２．５％である。

（１５）　新潟県

市町村名	納付率（%）	市町村名	納付率（%）
新潟市	65.2	出雲崎町	87.7
長岡市	74.4	寺泊町	84.1
三条市	76.9	山古志村	88.7
柏崎市	78.5	川口町	84.3
新発田市	71.7	堀之内町	86.1
新津市	78.6	小出町	83.1
小千谷市	82.7	湯之谷村	78.2
加茂市	80.1	広神村	86.4
十日町市	78.4	守門村	87.7
見附市	80.4	入広瀬村	88.6
村上市	74.6	湯沢町	73.5
燕市	79.3	塩沢町	79.9
栃尾市	85.7	六日町	76.7
糸魚川市	82.1	大和町	80.2
新井市	78.6	川西町	84.5
五泉市	73.7	津南町	86.5
両津市	76.6	中里村	82.8
白根市	79.1	高柳町	95.1
豊栄市	69.9	小国町	88.8
上越市	75.1	刈羽村	81.1
安田町	80.2	西山町	86.6
京ケ瀬村	77.9	安塚町	87.3
水原町	72.2	浦川原村	85.6
笹神村	78.1	松代町	91.6
豊浦町	78.2	松之山町	90.3
聖篭町	70.2	大島村	91.9
加治川村	81.7	牧村	87.3
紫雲寺町	84.2	柿崎町	86.2
中条町	77.6	大潟町	90.1
黒川村	81.2	頸城村	83.0
小須戸町	79.5	吉川町	85.9
村松町	77.3	妙高高原町	79.1
横越町	76.3	中郷村	84.3
亀田町	75.5	妙高村	80.9
岩室村	80.3	板倉町	88.4
弥彦村	80.4	清里村	88.9
分水町	85.5	三和村	84.1
吉田町	78.0	名立町	93.1
巻町	77.1	能生町	88.6
西川町	82.7	青海町	84.7
味方村	86.2	関川村	81.5
潟東村	82.0	荒川町	76.0
月潟村	83.6	神林村	80.4
中之口村	81.9	朝日村	82.1
田上町	77.4	山北町	84.5
下田村	88.8	粟島浦村	93.2
栄町	85.1	相川町	80.7
中之島町	82.6	佐和田町	79.1
津川町	77.5	金井町	82.7
鹿瀬町	90.9	新穂村	88.0
上川村	81.2	畑野町	82.3
三川村	84.3	真野町	84.7
越路町	84.2	小木町	88.0
三島町	84.1	羽茂町	93.2
与板町	85.9	赤泊村	94.1
和島村	91.4		

（注）１．市町村名は、平成１５年５月１日現在のものである。

２．新潟県の納付率は、７５．７％である。

（１６）　富山県

市町村名	納付率（%）	市町村名	納付率（%）
富山市	67.0	婦中町	74.4
高岡市	70.0	山田村	88.7
新湊市	72.2	細入村	80.4
魚津市	71.8	小杉町	72.7
氷見市	74.1	大門町	80.0
滑川市	78.5	下村	81.2
黒部市	79.4	大島町	77.2
礪波市	78.2	城端町	89.0
小矢部市	80.4	平村	92.1
大沢野町	75.2	上平村	96.3
大山町	71.1	利賀村	83.8
舟橋村	83.0	庄川町	85.6
上市町	80.2	井波町	87.3
立山町	79.6	井口村	85.4
宇奈月町	77.9	福野町	84.3
入善町	84.0	福光町	86.1
朝日町	85.2	福岡町	81.8
八尾町	79.1		

（注）１．市町村名は、平成１５年５月１日現在のものである。
　　２．富山県の納付率は、７３．４％である。

（１７）　石川県

市町村名	納付率（%）	市町村名	納付率（%）
金沢市	65.9	津幡町	74.9
七尾市	73.4	高松町	85.1
小松市	73.3	七塚町	82.5
輪島市	69.8	宇ノ気町	78.8
珠洲市	87.9	内灘町	71.1
加賀市	65.2	富来町	86.2
羽咋市	79.6	志雄町	83.7
松任市	73.8	志賀町	80.1
山中町	72.8	押水町	82.0
根上町	79.2	田鶴浜町	86.4
寺井町	80.9	鳥屋町	81.8
辰口町	75.3	中島町	84.3
川北町	84.8	鹿島町	87.0
美川町	85.2	能登島町	84.2
鶴来町	77.8	鹿西町	81.3
野々市町	64.1	穴水町	81.9
河内村	79.7	門前町	82.0
吉野谷村	87.9	能都町	77.3
鳥越村	92.5	柳田村	79.9
尾口村	89.6	内浦町	82.6
白峰村	90.1		

（注）１．市町村名は、平成１５年５月１日現在のものである。
　　２．石川県の納付率は、７１．４％である。

（１８）　福井県

市町村名	納付率（％）	市町村名	納付率（％）
福井市	68.8	今立町	83.2
敦賀市	69.3	池田町	85.5
武生市	73.2	南条町	86.3
小浜市	79.3	今庄町	84.4
大野市	78.3	河野村	83.5
勝山市	80.0	朝日町	79.8
鯖江市	76.2	宮崎村	81.2
美山町	89.5	越前町	81.4
松岡町	80.9	越廼村	85.2
永平寺町	83.0	織田町	85.0
上志比村	82.2	清水町	78.3
和泉村	88.5	三方町	88.7
三国町	75.4	美浜町	73.7
芦原町	73.4	上中町	89.0
金津町	77.7	名田庄村	87.4
丸岡町	74.9	高浜町	79.1
春江町	73.5	大飯町	80.6
坂井町	81.8		

（注）１．市町村名は、平成１５年５月１日現在のものである。

２．福井県の納付率は、７４．４％である。

（１９）　山梨県

市町村名	納付率（％）	市町村名	納付率（％）
甲府市	60.1	早川町	79.0
富士吉田市	61.6	身延町	74.1
塩山市	68.0	南部町	82.0
都留市	64.6	竜王町	59.2
山梨市	68.7	敷島町	62.6
大月市	65.1	玉穂町	63.7
韮崎市	60.8	昭和町	60.3
南アルプス市	69.5	田富町	63.3
春日居町	65.5	双葉町	58.8
牧丘町	78.2	明野村	70.9
三富村	73.6	須玉町	71.3
勝沼町	79.8	高根町	70.2
大和村	70.9	長坂町	69.4
石和町	51.9	大泉村	70.9
御坂町	71.5	小淵沢町	74.8
一宮町	75.1	白州町	77.3
八代町	70.0	武川村	70.9
境川村	72.9	秋山村	71.1
中道町	77.6	道志村	71.5
芦川村	79.6	西桂町	71.2
豊富村	78.3	忍野村	67.1
上九一色村	76.5	山中湖村	67.7
三珠町	76.9	河口湖町	66.7
市川大門町	73.3	勝山村	73.9
六郷町	74.7	足和田村	75.7
下部町	79.5	鳴沢村	70.2
増穂町	71.0	上野原町	69.3
鰍沢町	70.4	小菅村	85.7
中富町	74.8	丹波山村	84.5

（注）１．市町村名は、平成１５年５月１日現在のものである。

２．山梨県の納付率は、６５．４％である。

（２０）　長野県

市町村名	納付率（%）	市町村名	納付率（%）
長野市	70.1	平谷村	79.0
松本市	64.6	根羽村	97.4
上田市	66.2	下条村	91.2
岡谷市	74.3	売木村	87.8
飯田市	77.9	天龍村	92.4
諏訪市	74.8	泰阜村	84.4
須坂市	78.0	喬木村	83.0
小諸市	68.3	豊丘村	90.0
伊那市	75.4	大鹿村	79.1
駒ケ根市	77.9	上村	86.0
中野市	77.7	南信濃村	85.9
大町市	75.5	木曽福島町	78.9
飯山市	82.3	上松町	81.6
茅野市	74.3	南木曽町	86.8
塩尻市	71.4	楢川村	80.0
更埴市	79.9	木祖村	84.5
佐久市	69.1	日義村	82.8
臼田町	77.4	開田村	85.3
佐久町	72.9	三岳村	80.5
小海町	80.1	王滝村	79.6
川上村	87.8	大桑村	83.8
南牧村	88.8	山口村	82.6
南相木村	87.8	明科町	80.1
北相木村	84.5	四賀村	79.0
八千穂村	81.5	本城村	77.3
軽井沢町	68.6	坂北村	82.9
望月町	73.4	麻績村	81.9
御代田町	68.4	坂井村	79.7
立科町	71.6	生坂村	79.1
浅科村	67.7	波田町	74.9
北御牧村	72.5	山形村	80.8
丸子町	70.6	朝日村	85.7
長門町	73.6	豊科町	73.7
東部町	73.0	穂高町	72.8
真田町	75.6	奈川村	78.3
武石村	80.0	安曇村	74.7
和田村	82.4	梓川村	79.7
青木村	76.4	三郷村	75.1
下諏訪町	76.7	堀金村	77.4
富士見町	86.7	池田町	78.1
原村	84.2	松川村	75.6
高遠町	89.6	八坂村	79.0
辰野町	80.6	美麻村	71.8
箕輪町	76.6	白馬村	68.2
飯島町	85.9	小谷村	75.1
南箕輪村	74.2	上山田町	72.8
中川村	87.4	大岡村	77.2
長谷村	89.5	坂城町	77.0
宮田村	82.8	戸倉町	72.5
松川町	83.9	小布施町	85.5
高森町	86.9	高山村	83.3
阿南町	86.7	山ノ内町	80.2
清内路村	92.5	木島平村	83.6
阿智村	80.5	野沢温泉村	85.0
浪合村	86.7	信州新町	84.5
豊野町	83.0	鬼無里村	86.9
信濃町	77.9	小川村	84.6
牟礼村	81.1	中条村	87.6
三水村	87.2	豊田村	79.9
戸隠村	83.3	栄村	87.8

（注）１．市町村名は、平成１５年５月１日現在のものである。

２．長野県の納付率は、７３．９％である。

（２１）　岐阜県

市町村名	納付率（％）	市町村名	納付率（％）
岐阜市	65.5	上之保村	93.2
大垣市	68.9	八幡町	79.4
高山市	84.2	大和町	82.5
多治見市	72.8	白鳥町	78.5
関市	73.3	高鷲村	85.5
中津川市	72.8	美並村	89.0
美濃市	76.3	明宝村	88.9
瑞浪市	78.3	和良村	87.3
羽島市	69.7	坂祝町	73.8
恵那市	74.3	富加町	78.6
美濃加茂市	73.9	川辺町	80.5
土岐市	75.4	七宗町	84.2
各務原市	68.5	八百津町	86.5
可児市	73.9	白川町	84.6
山県市	74.5	東白川村	84.6
瑞穂市	66.6	御嵩町	75.6
川島町	73.2	兼山町	78.1
岐南町	61.9	笠原町	83.5
笠松町	72.0	坂下町	87.6
柳津町	67.9	川上村	85.8
海津町	79.3	加子母村	89.0
平田町	81.1	付知町	84.5
南濃町	75.4	福岡町	81.0
養老町	75.6	蛭川村	87.1
上石津町	82.9	岩村町	82.0
垂井町	74.7	山岡町	83.1
関ケ原町	80.2	明智町	88.5
神戸町	77.9	串原村	90.2
輪之内町	77.2	上矢作町	87.5
安八町	76.6	萩原町	86.7
墨俣町	81.9	小坂町	90.3
揖斐川町	78.8	下呂町	81.5
谷汲村	81.0	金山町	85.7
大野町	71.8	馬瀬村	93.1
池田町	74.3	丹生川村	92.3
春日村	82.1	清見村	91.9
久瀬村	80.6	荘川村	91.2
藤橋村	57.1	白川村	91.5
坂内村	84.9	宮村	87.1
北方町	61.6	久々野町	89.9
本巣町	79.3	朝日村	92.0
真正町	74.8	高根村	84.8
糸貫町	74.0	古川町	89.1
根尾村	82.1	国府町	93.1
洞戸村	79.4	河合村	92.6
板取村	84.5	宮川村	95.7
武芸川町	80.0	神岡町	88.2
武儀町	83.5	上宝村	87.8

（注）１．市町村名は、平成１５年５月１日現在のものである。
　　２．岐阜県の納付率は、７２．９％である。

（２２）　静岡県

市町村名	納付率（％）	市町村名	納付率（％）
静岡市	63.9	小山町	74.9
浜松市	67.8	芝川町	74.5
沼津市	63.4	富士川町	78.1
熱海市	55.6	蒲原町	75.7
三島市	63.5	由比町	78.9
富士宮市	64.5	岡部町	79.4
伊東市	57.3	大井川町	74.4
島田市	75.9	御前崎町	85.0
富士市	63.9	相良町	82.0
磐田市	73.8	榛原町	80.5
焼津市	70.6	吉田町	76.8
掛川市	76.6	金谷町	85.3
藤枝市	73.3	川根町	86.0
御殿場市	63.4	中川根町	86.7
袋井市	72.1	本川根町	87.8
天竜市	81.6	大須賀町	83.9
浜北市	77.7	浜岡町	76.5
下田市	62.4	小笠町	82.0
裾野市	69.4	菊川町	80.5
湖西市	77.5	大東町	81.6
東伊豆町	59.0	森町	82.9
河津町	69.2	春野町	87.0
南伊豆町	76.7	浅羽町	76.5
松崎町	81.4	福田町	78.7
西伊豆町	77.5	竜洋町	77.3
賀茂村	83.2	豊田町	76.6
伊豆長岡町	65.5	豊岡村	86.2
修善寺町	70.3	龍山村	90.3
戸田村	80.6	佐久間町	88.3
土肥町	80.4	水窪町	87.0
函南町	64.5	舞阪町	82.8
韮山町	69.7	新居町	81.1
大仁町	71.9	雄踏町	82.4
天城湯ヶ島町	76.0	細江町	80.5
中伊豆町	74.1	引佐町	82.8
清水町	64.7	三ケ日町	88.0
長泉町	68.3		

（注）１．市町村名は、平成１５年５月１日現在のものである。
　　２．静岡県の納付率は、６８．７％である。

（２３）　愛知県

市町村名	納付率（%）	市町村名	納付率（%）
名古屋市	61.0	平和町	79.8
豊橋市	64.2	七宝町	68.8
岡崎市	64.0	美和町	72.5
一宮市	60.9	甚目寺町	59.3
瀬戸市	69.3	大治町	59.5
半田市	69.7	蟹江町	65.4
春日井市	62.3	十四山村	83.3
豊川市	70.3	飛島村	85.6
津島市	66.5	弥富町	74.8
碧南市	74.4	佐屋町	72.2
刈谷市	66.4	立田村	83.5
豊田市	67.5	八開村	85.6
安城市	70.2	佐織町	72.5
西尾市	73.2	阿久比町	77.9
蒲郡市	72.0	東浦町	69.6
犬山市	68.9	南知多町	82.0
常滑市	79.8	美浜町	74.2
江南市	65.4	武豊町	68.4
尾西市	63.3	一色町	86.8
小牧市	63.9	吉良町	83.3
稲沢市	66.2	幡豆町	84.9
新城市	80.0	幸田町	76.2
東海市	64.0	額田町	81.3
大府市	71.2	三好町	71.0
知多市	69.9	藤岡町	72.1
知立市	64.8	小原村	84.8
尾張旭市	69.7	足助町	83.9
高浜市	68.4	下山村	79.6
岩倉市	64.6	旭町	85.0
豊明市	66.6	設楽町	86.2
日進市	70.6	東栄町	82.8
東郷町	71.3	豊根村	87.0
長久手町	66.6	富山村	88.9
西枇杷島町	65.1	津具村	94.3
豊山町	59.8	稲武町	89.6
師勝町	64.6	鳳来町	85.3
西春町	63.4	作手村	86.0
春日町	64.5	音羽町	80.5
清洲町	66.1	一宮町	80.2
新川町	64.2	小坂井町	71.3
大口町	71.6	御津町	78.9
扶桑町	71.4	田原町	82.4
木曽川町	63.9	赤羽根町	91.1
祖父江町	73.5	渥美町	89.9

（注）１．市町村名は、平成１５年５月１日現在のものである。
　　２．愛知県の納付率は、６５．９％である。

（２４）　三重県

市町村名	納付率（%）	市町村名	納付率（%）
津市	70.2	三雲町	69.6
四日市市	66.9	飯南町	86.5
伊勢市	68.7	飯高町	84.8
松阪市	65.7	多気町	83.6
桑名市	71.7	明和町	77.6
上野市	71.1	大台町	82.5
鈴鹿市	65.1	勢和村	84.6
名張市	62.5	宮川村	87.2
尾鷲市	72.2	玉城町	75.3
亀山市	71.6	二見町	79.4
鳥羽市	77.4	小俣町	69.4
熊野市	65.7	南勢町	84.6
久居市	64.4	南島町	82.6
多度町	81.6	大宮町	81.8
長島町	71.8	紀勢町	78.4
木曽岬町	73.7	御薗村	68.8
北勢町	82.0	大内山村	86.1
員弁町	77.2	度会町	83.2
大安町	73.7	伊賀町	79.6
東員町	74.8	島ケ原村	83.1
藤原町	87.5	阿山町	79.0
菰野町	75.4	大山田村	80.0
楠町	66.8	青山町	65.4
朝日町	78.1	浜島町	80.6
川越町	70.6	大王町	80.1
関町	76.8	志摩町	77.6
河芸町	65.4	阿児町	74.9
芸濃町	69.8	磯部町	76.3
美里村	72.5	紀伊長島町	72.6
安濃町	76.0	海山町	77.6
香良洲町	75.4	御浜町	72.8
一志町	75.6	紀宝町	74.1
白山町	72.0	紀和町	77.7
嬉野町	72.8	鵜殿村	69.5
美杉村	79.0		

（注）１．市町村名は、平成１５年５月１日現在のものである。
　　２．三重県の納付率は、７０．５％である。

（２５）　滋賀県

市町村名	納付率（％）	市町村名	納付率（％）
大津市	61.0	愛東町	84.9
彦根市	71.5	湖東町	82.2
長浜市	70.5	秦荘町	81.7
近江八幡市	66.5	愛知川町	70.0
八日市市	69.0	豊郷町	59.8
草津市	66.2	甲良町	59.1
守山市	70.8	多賀町	83.4
栗東市	65.4	山東町	82.7
志賀町	71.8	伊吹町	88.1
中主町	80.5	米原町	78.5
野洲町	73.5	近江町	83.9
石部町	68.4	浅井町	81.5
甲西町	68.8	虎姫町	64.1
水口町	72.5	湖北町	87.9
土山町	84.1	びわ町	90.8
甲賀町	84.5	高月町	85.1
甲南町	78.2	木之本町	66.1
信楽町	79.2	余呉町	81.0
安土町	79.5	西浅井町	86.3
蒲生町	75.5	マキノ町	83.1
日野町	77.8	今津町	75.4
竜王町	79.6	朽木村	77.6
永源寺町	82.9	安曇川町	75.8
五個荘町	78.9	高島町	77.4
能登川町	78.9	新旭町	72.0

（注）１．市町村名は、平成１５年５月１日現在のものである。

２．滋賀県の納付率は、６９．８％である。

（２６）　京都府

市町村名	納付率（％）	市町村名	納付率（％）
京都市	58.9	南山城村	73.6
福知山市	60.8	京北町	74.8
舞鶴市	66.5	美山町	80.8
綾部市	71.8	園部町	61.9
宇治市	62.4	八木町	71.2
宮津市	77.1	丹波町	61.4
亀岡市	61.0	日吉町	65.6
城陽市	65.1	瑞穂町	74.2
向日市	59.1	和知町	70.5
長岡京市	66.0	三和町	79.1
八幡市	58.0	夜久野町	76.1
京田辺市	66.4	大江町	77.0
大山崎町	67.5	加悦町	71.4
久御山町	60.6	岩滝町	71.5
井手町	58.4	伊根町	92.1
宇治田原町	66.1	野田川町	70.7
山城町	73.1	峰山町	75.6
木津町	68.8	大宮町	69.7
加茂町	71.6	網野町	70.5
笠置町	62.0	丹後町	81.9
和束町	73.2	弥栄町	79.7
精華町	65.9	久美浜町	81.5

（注）１．市町村名は、平成１５年５月１日現在のものである。

２．京都府の納付率は、６１．８％である。

（２７）　大阪府

市町村名	納付率（%）	市町村名	納付率（%）
大阪市	44.9	羽曳野市	51.0
堺市	55.9	門真市	45.8
岸和田市	58.5	摂津市	57.1
豊中市	58.7	高石市	59.6
池田市	63.4	藤井寺市	53.8
吹田市	62.1	東大阪市	54.1
泉大津市	57.8	泉南市	56.3
高槻市	67.5	四条畷市	55.6
貝塚市	52.1	交野市	63.2
守口市	57.4	大阪狭山市	59.9
枚方市	57.3	阪南市	63.4
茨木市	63.4	島本町	74.4
八尾市	58.0	豊能町	69.4
泉佐野市	52.5	能勢町	64.1
富田林市	54.9	忠岡町	60.0
寝屋川市	52.1	熊取町	63.0
河内長野市	63.5	田尻町	65.8
松原市	52.8	岬町	67.4
大東市	51.7	太子町	61.1
和泉市	56.7	河南町	66.0
箕面市	65.7	千早赤阪村	74.5
柏原市	60.6	美原町	56.8

（注）１．市町村名は、平成１５年５月１日現在のものである。
　　２．大阪府の納付率は、５３．３％である。

（２８）　兵庫県

市町村名	納付率（%）	市町村名	納付率（%）
神戸市	54.4	上郡町	76.9
姫路市	57.0	佐用町	81.4
尼崎市	52.9	上月町	72.8
明石市	60.1	南光町	70.0
西宮市	57.5	三日月町	77.7
洲本市	62.6	山崎町	71.3
芦屋市	65.9	安富町	71.9
伊丹市	59.5	宍粟郡一宮町	79.0
相生市	67.9	波賀町	78.6
豊岡市	69.4	千種町	79.7
加古川市	56.8	城崎町	75.3
龍野市	67.7	竹野町	79.7
赤穂市	70.4	香住町	77.9
西脇市	66.6	日高町	74.3
宝塚市	64.8	出石町	77.1
三木市	65.3	但東町	79.3
高砂市	56.1	村岡町	81.7
川西市	67.1	浜坂町	75.8
小野市	65.4	美方町	88.5
三田市	62.4	温泉町	81.7
加西市	67.9	八鹿町	73.8
篠山市	68.1	養父町	72.7
猪名川町	69.5	大屋町	79.5
吉川町	75.0	関宮町	79.6
社町	68.4	生野町	82.2
滝野町	65.7	和田山町	74.2
東条町	78.5	山東町	75.6
中町	74.4	朝来町	75.9
加美町	82.0	柏原町	67.4
八千代町	80.6	氷上町	75.8
黒田庄町	73.9	青垣町	76.1
稲美町	63.4	春日町	70.8
播磨町	55.4	山南町	79.0
家島町	48.9	市島町	70.6
夢前町	67.4	津名町	73.7
神崎町	79.3	淡路町	68.9
市川町	71.4	北淡町	80.6
福崎町	67.5	津名郡一宮町	81.0
香寺町	70.0	五色町	79.4
大河内町	76.2	東浦町	76.5
新宮町	71.0	緑町	77.2
揖保川町	74.3	西淡町	81.8
御津町	76.3	三原町	73.1
太子町	63.7	南淡町	74.4

（注）１．市町村名は、平成１５年５月１日現在のものである。
　　２．兵庫県の納付率は、６０．０％である。

（２９）　奈良県

市町村名	納付率（％）	市町村名	納付率（％）
奈良市	62.1	曽爾村	63.5
大和高田市	54.5	御杖村	78.3
大和郡山市	63.1	高取町	63.5
天理市	64.2	明日香村	73.5
橿原市	62.4	新庄町	62.5
桜井市	58.8	當麻町	64.5
五条市	65.1	上牧町	57.6
御所市	58.5	王寺町	63.1
生駒市	68.6	広陵町	64.7
香芝市	61.1	河合町	66.1
月ケ瀬村	91.6	吉野町	74.4
都祁村	77.3	大淀町	56.0
山添村	85.4	下市町	74.1
平群町	68.4	黒滝村	93.5
三郷町	65.3	西吉野村	89.2
斑鳩町	66.0	天川村	78.1
安堵町	58.5	野迫川村	79.9
川西町	68.7	大塔村	85.1
三宅町	63.3	十津川村	75.6
田原本町	61.0	下北山村	81.5
大宇陀町	63.1	上北山村	74.9
菟田野町	59.1	川上村	76.2
榛原町	69.8	東吉野村	77.7
室生村	69.8		

（注）１．市町村名は、平成１５年５月１日現在のものである。
　　２．奈良県の納付率は、６３．３％である。

（３０）　和歌山県

市町村名	納付率（％）	市町村名	納付率（％）
和歌山市	56.2	清水町	86.0
海南市	66.1	美浜町	74.3
橋本市	72.9	日高町	84.2
有田市	68.1	由良町	79.4
御坊市	65.0	川辺町	86.7
田辺市	65.5	中津村	82.6
新宮市	64.7	美山村	85.8
下津町	81.6	龍神村	84.2
野上町	76.3	南部川村	92.4
美里町	80.1	南部町	80.6
打田町	66.1	印南町	83.3
粉河町	70.2	白浜町	65.1
那賀町	67.4	中辺路町	64.1
桃山町	73.7	大塔村	68.4
貴志川町	61.4	上富田町	62.3
岩出町	57.1	日置川町	62.9
かつらぎ町	82.3	すさみ町	76.1
高野口町	68.2	串本町	75.0
九度山町	82.0	那智勝浦町	73.6
高野町	82.4	太地町	83.3
花園村	83.1	古座町	72.8
湯浅町	68.3	古座川町	77.5
広川町	72.6	熊野川町	71.2
吉備町	78.8	本宮町	76.8
金屋町	85.0	北山村	87.2

（注）１．市町村名は、平成１５年５月１日現在のものである。
　　２．和歌山県の納付率は、６６．１％である。

（３１）　鳥取県

市町村名	納付率（%）	市町村名	納付率（%）
鳥取市	63.4	東郷町	85.0
米子市	61.8	三朝町	77.3
倉吉市	68.9	関金町	81.2
境港市	73.9	北条町	72.9
国府町	75.0	大栄町	88.2
岩美町	77.2	東伯町	80.6
福部村	77.7	赤碕町	80.2
郡家町	78.0	西伯町	75.6
船岡町	78.1	会見町	76.0
河原町	78.4	岸本町	80.2
八東町	79.5	日吉津村	78.3
若桜町	81.0	淀江町	73.5
用瀬町	85.1	大山町	80.7
佐治村	86.1	名和町	75.1
智頭町	81.2	中山町	84.9
気高町	73.6	日南町	84.4
鹿野町	82.2	日野町	82.7
青谷町	84.8	江府町	82.4
羽合町	74.2	溝口町	81.3
泊村	83.7		

（注）１．市町村名は、平成１５年５月１日現在のものである。
　　２．鳥取県の納付率は、７０．３％である。

（３２）　島根県

市町村名	納付率（%）	市町村名	納付率（%）
松江市	65.4	多伎町	83.1
浜田市	72.1	湖陵町	84.5
出雲市	71.5	大社町	82.3
益田市	74.5	温泉津町	83.3
大田市	75.1	仁摩町	80.1
安来市	75.5	川本町	82.4
江津市	74.7	邑智町	81.4
平田市	83.7	大和村	88.4
鹿島町	85.6	羽須美村	86.1
島根町	86.1	瑞穂町	88.6
美保関町	85.3	石見町	89.1
東出雲町	73.8	桜江町	90.2
八雲村	78.0	金城町	84.8
玉湯町	78.7	旭町	88.4
宍道町	83.7	弥栄村	85.8
八束町	80.4	三隅町	85.9
広瀬町	83.8	美都町	82.5
伯太町	86.2	匹見町	87.7
仁多町	80.7	津和野町	80.3
横田町	85.1	日原町	89.3
大東町	84.0	柿木村	88.8
加茂町	87.2	六日市町	84.6
木次町	83.5	西郷町	80.1
三刀屋町	82.3	布施村	92.5
吉田村	87.1	五箇村	77.7
掛合町	85.8	都万村	90.9
頓原町	85.9	海士町	89.2
赤来町	87.6	西ノ島町	93.5
斐川町	84.3	知夫村	95.1
佐田町	89.2		

（注）１．市町村名は、平成１５年５月１日現在のものである。
　　２．島根県の納付率は、７６．４％である。

（３３）　岡山県

市町村名	納付率（%）	市町村名	納付率（%）
岡山市	59.9	北房町	85.6
倉敷市	61.9	賀陽町	79.4
津山市	60.2	成羽町	82.9
玉野市	68.6	川上町	86.5
笠岡市	70.9	備中町	79.8
井原市	75.9	大佐町	78.9
総社市	69.4	神郷町	81.2
高梁市	76.8	哲多町	79.0
新見市	77.9	哲西町	82.4
備前市	69.3	勝山町	80.8
御津町	72.1	落合町	77.9
建部町	73.8	湯原町	81.5
加茂川町	77.2	久世町	75.0
瀬戸町	71.8	美甘村	71.2
山陽町	66.4	新庄村	80.5
赤坂町	75.5	川上村	88.0
熊山町	65.3	八束村	81.3
吉井町	69.1	中和村	76.1
日生町	76.0	加茂町	76.5
吉永町	70.1	富村	73.3
佐伯町	79.2	奥津町	81.5
和気町	63.9	上齋原村	88.0
牛窓町	84.0	阿波村	87.4
邑久町	76.3	鏡野町	72.8
長船町	69.1	勝田町	67.3
灘崎町	70.6	勝央町	71.2
早島町	71.6	奈義町	81.9
山手村	80.8	勝北町	70.4
清音村	78.4	大原町	78.0
船穂町	81.9	東粟倉村	80.2
金光町	82.0	西粟倉村	85.0
鴨方町	79.8	美作町	66.4
寄島町	79.3	作東町	74.6
里庄町	78.7	英田町	75.2
矢掛町	80.8	中央町	68.9
美星町	83.8	旭町	76.8
芳井町	86.3	久米南町	70.9
眞備町	76.2	久米町	79.2
有漢町	78.0	柵原町	68.1

（注）１．市町村名は、平成１５年５月１日現在のものである。
　　２．岡山県の納付率は、６５．８％である。

（３４）広島県

市町村名	納付率（%）	市町村名	納付率（%）
広島市	60.7	黒瀬町	70.6
呉市	70.8	福富町	78.7
竹原市	75.9	豊栄町	77.6
三原市	67.0	大和町	80.3
尾道市	67.4	河内町	78.6
因島市	73.4	本郷町	74.0
福山市	61.2	安芸津町	86.7
府中市	73.9	安浦町	74.4
三次市	66.7	川尻町	76.1
庄原市	74.7	豊浜町	68.9
大竹市	69.8	豊町	91.1
東広島市	72.8	瀬戸田町	77.6
廿日市市	70.7	大崎上島町	87.4
府中町	63.0	御調町	82.5
海田町	66.7	久井町	77.7
熊野町	71.5	向島町	74.1
坂町	73.3	甲山町	78.3
江田島町	74.2	世羅町	78.7
音戸町	74.7	世羅西町	81.1
倉橋町	88.3	沼隈町	67.8
蒲刈町	79.5	神辺町	67.1
大野町	74.0	油木町	84.1
湯来町	66.6	神石町	89.9
宮島町	78.0	豊松村	86.4
能美町	69.8	神石郡三和町	85.9
沖美町	76.8	上下町	81.7
大柿町	70.8	総領町	80.4
加計町	81.3	甲奴町	82.2
筒賀村	75.9	君田村	80.6
戸河内町	84.2	布野村	84.6
芸北町	87.0	作木村	81.5
大朝町	82.8	吉舎町	80.5
千代田町	73.7	三良坂町	80.3
豊平町	75.3	双三郡三和町	74.2
吉田町	76.7	西城町	82.7
八千代町	74.0	東城町	79.9
美土里町	88.1	口和町	84.6
高宮町	80.7	高野町	93.3
甲田町	75.2	比和町	80.8
向原町	83.1		

（注）１．市町村名は、平成１５年５月１日現在のものである。
　　２．広島県の納付率は、６５．６％である。

（３５）　山口県

市町村名	納付率（%）	市町村名	納付率（%）
山口市	70.4	大和町	72.1
下関市	58.4	田布施町	73.1
宇部市	64.1	平生町	74.6
萩市	77.3	徳地町	76.1
防府市	65.1	秋穂町	76.8
下松市	67.3	小郡町	69.7
岩国市	67.0	阿知須町	81.7
小野田市	70.3	楠町	75.1
光市	69.9	山陽町	72.7
長門市	76.6	菊川町	78.6
柳井市	72.8	豊田町	78.1
美祢市	72.6	豊浦町	73.1
周南市	63.5	豊北町	87.3
久賀町	82.4	美東町	77.3
大島町	81.4	秋芳町	81.4
東和町	90.1	三隅町	82.7
橘町	80.0	日置町	86.5
和木町	69.9	油谷町	76.1
由宇町	76.6	川上村	79.4
玖珂町	76.2	阿武町	89.8
本郷村	79.5	田万川町	80.8
周東町	69.2	阿東町	85.0
錦町	81.8	むつみ村	86.6
大畠町	77.7	須佐町	83.8
美川町	88.2	旭村	84.6
美和町	80.6	福栄村	86.5
上関町	83.9		

（注）１．市町村名は、平成１５年５月１日現在のものである。
　　２．山口県の納付率は、６８．０％である。

（３６）　徳島県

市町村名	納付率（%）	市町村名	納付率（%）
徳島市	60.9	板野町	61.3
鳴門市	69.2	上板町	67.7
小松島市	63.0	吉野町	63.6
阿南市	70.7	土成町	77.6
勝浦町	73.0	市場町	66.0
上勝町	81.1	阿波町	65.5
佐那河内村	84.8	鴨島町	63.6
石井町	67.9	川島町	66.7
神山町	77.5	山川町	68.6
那賀川町	78.7	美郷村	68.0
羽ノ浦町	77.8	脇町	57.4
鷲敷町	74.3	美馬町	61.5
相生町	82.2	半田町	68.3
上那賀町	82.1	貞光町	73.1
木沢村	78.5	一宇村	67.3
木頭村	88.2	穴吹町	64.9
由岐町	82.6	木屋平村	79.7
日和佐町	80.4	三野町	72.3
牟岐町	77.4	三好町	79.0
海南町	75.3	池田町	68.5
海部町	76.5	山城町	77.9
宍喰町	75.8	井川町	78.0
松茂町	62.1	三加茂町	67.8
北島町	67.7	東祖谷山村	63.9
藍住町	59.9	西祖谷山村	55.6

（注）１．市町村名は、平成１５年５月１日現在のものである。
　　２．徳島県の納付率は、６５．８％である。

（３７）　香川県

市町村名	納付率（%）	市町村名	納付率（%）
高松市	66.2	国分寺町	77.5
丸亀市	62.1	綾歌町	79.4
坂出市	68.5	飯山町	76.0
善通寺市	66.5	宇多津町	66.1
観音寺市	72.7	琴南町	81.3
さぬき市	80.0	満濃町	74.5
東かがわ市	78.4	琴平町	69.5
内海町	76.4	多度津町	74.5
土庄町	83.0	仲南町	84.9
池田町	82.9	高瀬町	80.1
三木町	75.2	山本町	77.7
牟礼町	75.2	三野町	83.2
庵治町	82.6	大野原町	86.2
塩江町	78.4	豊中町	78.4
香川町	74.4	詫間町	80.5
香南町	72.8	仁尾町	79.6
直島町	89.1	豊浜町	81.4
綾上町	81.4	財田町	82.7
綾南町	82.7		

（注）１．市町村名は、平成１５年５月１日現在のものである。

２．香川県の納付率は、７２．０％である。

（３８）　愛媛県

市町村名	納付率（%）	市町村名	納付率（%）
松山市	64.0	面河村	75.2
今治市	71.3	美川村	89.9
宇和島市	73.4	柳谷村	93.8
八幡浜市	80.0	小田町	90.7
新居浜市	66.3	松前町	70.0
西条市	66.1	砥部町	73.4
大洲市	77.8	広田村	84.4
川之江市	70.3	中山町	84.6
伊予三島市	73.6	双海町	90.4
伊予市	75.1	長浜町	83.7
北条市	77.0	内子町	86.5
東予市	81.8	五十崎町	82.8
新宮村	82.5	肱川町	87.1
土居町	72.5	河辺村	83.6
小松町	82.1	保内町	80.9
丹原町	85.9	伊方町	83.1
朝倉村	84.6	瀬戸町	83.3
玉川町	83.5	三崎町	86.9
波方町	76.0	三瓶町	89.4
大西町	78.6	明浜町	90.7
菊間町	86.5	宇和町	75.6
吉海町	91.8	野村町	85.2
宮窪町	81.1	城川町	83.2
伯方町	87.8	吉田町	89.2
魚島村	87.8	三間町	76.9
弓削町	90.1	広見町	80.2
生名村	83.4	松野町	76.5
岩城村	90.7	日吉村	78.6
上浦町	91.2	津島町	80.7
大三島町	89.0	内海村	86.8
関前村	96.3	御荘町	78.9
重信町	73.2	城辺町	80.4
川内町	75.1	一本松町	84.1
中島町	94.5	西海町	77.9
久万町	88.3		

（注）１．市町村名は、平成１５年５月１日現在のものである。

２．愛媛県の納付率は、７２．６％である。

（３９）　高知県

市町村名	納付率（%）	市町村名	納付率（%）
高知市	58.1	土佐山村	74.7
室戸市	72.9	土佐町	75.7
安芸市	70.0	大川村	87.0
南国市	71.4	本川村	79.9
土佐市	71.5	伊野町	69.5
須崎市	71.6	池川町	82.5
中村市	64.4	春野町	74.7
宿毛市	71.2	吾川村	77.7
土佐清水市	65.9	吾北村	75.4
東洋町	56.7	中土佐町	70.3
奈半利町	73.1	佐川町	72.2
田野町	76.0	越知町	75.3
安田町	70.2	窪川町	68.4
北川村	81.4	梼原町	79.3
馬路村	73.5	大野見村	81.0
芸西村	69.0	東津野村	76.9
赤岡町	58.0	葉山村	75.6
香我美町	75.0	仁淀村	78.5
土佐山田町	70.5	日高村	62.6
野市町	69.7	佐賀町	67.6
夜須町	74.2	大正町	76.6
香北町	73.1	大方町	63.8
吉川村	58.9	大月町	64.2
物部村	78.5	十和村	75.3
本山町	72.7	西土佐村	77.7
大豊町	76.3	三原村	72.1
鏡村	83.6		

（注）１．市町村名は、平成１５年５月１日現在のものである。

２．高知県の納付率は、６６．０％である。

（４０）　福岡県

市町村名	納付率（%）	市町村名	納付率（%）
福岡市	55.5	穂波町	51.9
北九州市	57.9	庄内町	58.9
大牟田市	58.5	頴田町	52.2
久留米市	57.5	杷木町	70.2
直方市	59.9	朝倉町	80.5
飯塚市	51.4	三輪町	64.4
田川市	50.8	夜須町	64.2
柳川市	73.5	小石原村	80.9
山田市	57.3	宝珠山村	73.2
甘木市	66.6	二丈町	66.4
八女市	70.5	志摩町	65.8
筑後市	70.5	吉井町	72.8
大川市	74.8	田主丸町	80.1
行橋市	57.2	浮羽町	75.9
豊前市	69.5	北野町	71.1
中間市	59.7	大刀洗町	70.8
小郡市	64.7	城島町	69.4
筑紫野市	61.1	大木町	78.1
春日市	54.1	三潴町	72.9
大野城市	55.0	黒木町	83.7
宗像市	61.8	上陽町	85.1
太宰府市	62.5	立花町	83.9
前原市	60.6	広川町	73.8
古賀市	57.8	矢部村	72.5
那珂川町	52.4	星野村	86.5
宇美町	57.1	瀬高町	76.0
篠栗町	62.0	大和町	79.9
志免町	54.7	三橋町	69.9
須恵町	54.9	山川町	85.9
新宮町	60.9	高田町	86.1
久山町	68.7	香春町	58.8
粕屋町	53.6	添田町	63.2
福間町	64.6	金田町	43.0
津屋崎町	66.1	糸田町	53.5
大島村	63.4	川崎町	39.0
芦屋町	56.3	赤池町	57.7
水巻町	54.7	方城町	48.0
岡垣町	63.5	大任町	53.2
遠賀町	63.1	赤村	55.8
小竹町	63.9	苅田町	54.2
鞍手町	59.2	犀川町	70.4
宮田町	55.7	勝山町	68.4
若宮町	66.6	豊津町	62.5
桂川町	58.0	椎田町	67.7
稲築町	48.2	吉富町	55.2
碓井町	53.3	築城町	58.7
嘉穂町	65.9	新吉富村	70.1
筑穂町	57.6	大平村	72.9

（注）１．市町村名は、平成１５年５月１日現在のものである。

２．福岡県の納付率は、５９．４％である。

（４１）　佐賀県

市町村名	納付率（％）	市町村名	納付率（％）
佐賀市	57.0	三日月町	64.7
唐津市	58.6	牛津町	68.0
鳥栖市	62.5	芦刈町	67.9
多久市	63.4	浜玉町	75.2
伊万里市	59.9	七山村	88.1
武雄市	66.0	厳木町	76.8
鹿島市	63.7	相知町	79.4
諸富町	74.4	北波多村	71.9
川副町	78.7	肥前町	75.3
東与賀町	76.2	玄海町	77.0
久保田町	71.9	鎮西町	78.8
大和町	66.0	呼子町	65.2
富士町	78.4	有田町	64.2
神埼町	74.1	西有田町	72.7
千代田町	75.8	山内町	70.3
三田川町	70.7	北方町	66.6
東脊振村	69.1	大町町	73.0
脊振村	85.9	江北町	73.3
三瀬村	83.1	白石町	81.1
基山町	73.5	福富町	78.9
中原町	68.5	有明町	76.2
北茂安町	68.5	太良町	79.5
三根町	78.9	塩田町	73.2
上峰町	68.2	嬉野町	65.0
小城町	64.5		

（注）１．市町村名は、平成１５年５月１日現在のものである。

２．佐賀県の納付率は、６６．４％である。

（４２）　長崎県

市町村名	納付率（％）	市町村名	納付率（％）
長崎市	53.2	南有馬町	84.7
佐世保市	52.0	北有馬町	79.5
島原市	60.1	西有家町	74.9
諫早市	56.2	有家町	76.3
大村市	50.2	布津町	63.5
福江市	55.6	深江町	73.1
平戸市	55.6	大島村	86.4
松浦市	60.3	生月町	69.0
香焼町	54.1	小値賀町	82.9
伊王島町	77.4	宇久町	80.2
高島町	64.0	田平町	63.3
野母崎町	72.3	福島町	68.1
三和町	58.5	鷹島町	66.7
多良見町	64.6	江迎町	62.9
長与町	66.9	鹿町町	67.8
時津町	59.2	小佐々町	53.2
琴海町	66.5	佐々町	60.5
西彼町	73.2	吉井町	58.4
西海町	81.0	世知原町	70.7
大島町	66.3	富江町	65.1
崎戸町	69.7	玉之浦町	81.2
大瀬戸町	70.9	三井楽町	66.1
外海町	60.4	岐宿町	70.6
東彼杵町	74.9	奈留町	87.2
川棚町	67.4	若松町	70.6
波佐見町	71.1	上五島町	65.9
森山町	71.7	新魚目町	68.2
飯盛町	75.6	有川町	66.9
高来町	64.7	奈良尾町	71.9
小長井町	74.0	郷ノ浦町	65.6
有明町	84.6	勝本町	61.2
国見町	79.7	芦辺町	73.7
瑞穂町	75.5	石田町	63.9
吾妻町	71.2	厳原町	51.6
愛野町	67.4	美津島町	54.8
千々石町	73.2	豊玉町	62.6
小浜町	64.4	峰町	66.9
南串山町	77.9	上県町	62.8
加津佐町	83.2	上対馬町	69.3
口之津町	80.4		

（注）１．市町村名は、平成１５年５月１日現在のものである。

２．長崎県の納付率は、６０．１％である。

（４３）　熊本県

市町村名	納付率（%）	市町村名	納付率（%）
熊本市	55.7	波野村	67.1
八代市	61.6	蘇陽町	75.7
人吉市	55.3	高森町	73.0
荒尾市	59.8	白水村	71.8
水俣市	71.8	久木野村	80.3
玉名市	65.7	長陽村	71.6
本渡市	68.6	西原村	69.2
山鹿市	62.6	御船町	61.4
牛深市	66.8	嘉島町	75.5
菊池市	65.1	益城町	67.6
宇土市	67.9	甲佐町	68.8
三角町	83.1	矢部町	76.2
不知火町	77.0	清和村	75.3
城南町	70.4	坂本村	80.8
富合町	73.8	千丁町	81.3
松橋町	71.7	鏡町	81.8
小川町	79.1	竜北町	79.0
豊野村	77.2	宮原町	82.0
中央町	75.5	東陽村	80.9
砥用町	78.2	泉村	80.9
岱明町	73.9	田浦町	78.0
横島町	84.9	芦北町	77.7
天水町	88.6	津奈木町	79.6
玉東町	77.1	錦町	66.7
菊水町	79.6	多良木町	73.7
三加和町	79.7	湯前町	72.7
南関町	70.6	水上村	74.8
長洲町	63.6	相良村	71.4
鹿北町	78.7	五木村	84.8
菊鹿町	73.9	山江村	62.8
鹿本町	63.9	球磨村	68.2
鹿央町	77.1	あさぎり町	71.1
植木町	73.4	大矢野町	75.4
七城町	77.8	松島町	76.7
旭志村	78.0	有明町	76.9
大津町	62.6	姫戸町	74.2
菊陽町	66.3	龍ケ岳町	76.4
合志町	69.5	御所浦町	67.8
泗水町	65.1	倉岳町	70.9
西合志町	63.6	栖本町	85.7
一の宮町	72.8	新和町	95.2
阿蘇町	68.7	五和町	84.9
南小国町	79.3	苓北町	81.7
小国町	77.4	天草町	80.5
産山村	77.6	河浦町	85.1

（注）１．市町村名は、平成１５年５月１日現在のものである。
　　２．熊本県の納付率は、６５．２％である。

（４４）　大分県

市町村名	納付率（%）	市町村名	納付率（%）
大分市	58.0	宇目町	80.4
別府市	56.3	直川村	79.7
中津市	62.2	鶴見町	81.5
日田市	61.6	米水津村	80.2
佐伯市	64.4	蒲江町	76.0
臼杵市	70.9	野津町	70.0
津久見市	70.8	三重町	62.7
竹田市	69.0	清川村	76.0
豊後高田市	69.0	緒方町	71.6
杵築市	64.3	朝地町	71.3
宇佐市	66.8	大野町	77.8
大田村	79.0	千歳村	77.6
真玉町	78.3	犬飼町	70.1
香々地町	81.9	荻町	77.6
国見町	78.5	久住町	70.3
姫島村	81.5	直入町	65.6
国東町	68.4	九重町	75.7
武蔵町	75.2	玖珠町	69.0
安岐町	75.0	前津江村	63.6
日出町	69.8	中津江村	72.2
山香町	72.1	上津江村	70.4
野津原町	66.1	大山町	77.0
挾間町	66.3	天瀬町	74.2
庄内町	67.7	三光村	70.6
湯布院町	63.4	本耶馬渓町	80.4
佐賀関町	63.7	耶馬渓町	78.0
上浦町	81.6	山国町	75.9
弥生町	75.7	院内町	68.6
本匠村	77.1	安心院町	73.5

（注）１．市町村名は、平成１５年５月１日現在のものである。
　　２．大分県の納付率は、６４．１％である。

（４５）　宮崎県

市町村名	納付率（%）	市町村名	納付率（%）
宮崎市	51.8	高岡町	59.6
都城市	56.9	国富町	69.9
延岡市	51.9	綾町	66.5
日南市	55.4	高鍋町	61.3
小林市	62.1	新富町	69.4
日向市	51.2	西米良村	81.5
串間市	67.0	木城町	66.5
西都市	65.8	川南町	65.0
えびの市	66.6	都農町	60.8
清武町	59.2	門川町	57.4
田野町	62.9	東郷町	67.3
佐土原町	65.1	南郷村	75.9
北郷町	68.1	西郷村	71.2
南郷町	70.3	北郷村	81.3
三股町	66.9	北方町	70.2
山之口町	71.4	北川町	62.7
高城町	71.7	北浦町	62.3
山田町	77.2	諸塚村	83.6
高崎町	75.4	椎葉村	77.0
高原町	70.8	高千穂町	82.2
野尻町	75.1	日之影町	84.3
須木村	55.7	五ケ瀬町	80.5

（注）１．市町村名は、平成１５年５月１日現在のものである。

２．宮崎県の納付率は、５９．６％である。

（４６）　鹿児島県

市町村名	納付率（%）	市町村名	納付率（%）
鹿児島市	55.8	東町	75.6
川内市	57.6	長島町	62.0
鹿屋市	57.7	菱刈町	58.0
枕崎市	64.0	加治木町	63.8
串木野市	63.5	姶良町	60.6
阿久根市	63.5	蒲生町	62.4
名瀬市	38.9	溝辺町	73.0
出水市	69.3	横川町	71.5
大口市	60.8	栗野町	69.7
指宿市	59.5	吉松町	71.8
加世田市	70.7	牧園町	72.0
国分市	55.7	霧島町	66.3
西之表市	51.3	隼人町	60.9
垂水市	67.7	福山町	66.1
吉田町	63.5	大隅町	75.1
桜島町	67.7	輝北町	78.7
三島村	77.8	財部町	71.4
十島村	72.6	末吉町	75.1
喜入町	74.2	松山町	78.7
山川町	78.9	志布志町	62.7
頴娃町	81.0	有明町	78.8
開聞町	72.2	大崎町	68.3
笠沙町	86.7	串良町	64.8
大浦町	90.2	東串良町	74.7
坊津町	79.4	内之浦町	64.8
知覧町	80.3	高山町	71.0
川辺町	79.9	吾平町	73.4
市来町	76.1	大根占町	73.7
東市来町	81.3	根占町	71.0
伊集院町	69.0	田代町	76.4
松元町	65.5	佐多町	71.1
郡山町	69.3	中種子町	54.3
日吉町	81.1	南種子町	56.4
吹上町	73.6	上屋久町	61.0
金峰町	78.2	屋久町	55.2
樋脇町	68.2	大和村	46.5
入来町	68.1	宇検村	66.4
東郷町	75.7	瀬戸内町	36.7
宮之城町	73.8	住用村	41.1
鶴田町	76.2	龍郷町	48.2
薩摩町	72.9	笠利町	54.6
祁答院町	69.7	喜界町	45.4
里村	82.4	徳之島町	31.4
上甑村	84.2	天城町	29.5
下甑村	64.1	伊仙町	35.0
鹿島村	61.2	和泊町	51.7
野田町	71.5	知名町	49.3
高尾野町	83.9	与論町	50.9

（注）１．市町村名は、平成１５年５月１日現在のものである。

２．鹿児島県の納付率は、６１．１％である。

（４７）　沖縄県

市町村名	納付率（%）	市町村名	納付率（%）
那覇市	37.4	中城村	44.8
石川市	40.7	西原町	40.7
具志川市	32.4	東風平町	40.0
宜野湾市	38.1	具志頭村	44.7
平良市	41.6	玉城村	53.6
石垣市	41.8	知念村	50.2
浦添市	36.9	佐敷町	46.8
名護市	36.9	与那原町	43.9
糸満市	38.8	大里村	58.0
沖縄市	29.4	南風原町	47.1
豊見城市	35.9	渡嘉敷村	48.9
国頭村	50.9	座間味村	74.6
大宜味村	52.3	粟国村	59.3
東村	55.2	渡名喜村	47.5
今帰仁村	45.2	南大東村	52.4
本部町	41.5	北大東村	67.7
恩納村	50.0	伊平屋村	48.1
宜野座村	48.9	伊是名村	46.4
金武町	46.0	久米島町	51.6
伊江村	65.6	城辺町	44.4
与那城町	27.1	下地町	57.8
勝連町	27.4	上野村	57.0
読谷村	40.5	伊良部町	47.0
嘉手納町	41.9	多良間村	65.6
北谷町	41.1	竹富町	64.7
北中城村	51.0	与那国町	54.5

（注）１．市町村名は、平成１５年５月１日現在のものである。

２．沖縄県の納付率は、３８．７％である。

別表第二

（１）北海道社会保険事務局

番号	収納等の実績			報酬実績（千円）	勤務月数（月）
	訪問件数（件）	面談件数（件）	収納月数（月）		
1	5,026	931	19	2,152	12
2	4,575	1,606	386	2,152	12
3	4,348	1,896	52	2,152	12
4	4,402	1,239	64	2,152	12
5	4,874	923	29	2,152	12
6	4,584	1,774	21	2,152	12
7	3,760	1,689	63	2,152	12
8	4,585	1,498	64	2,152	12
9	2,978	892	32	1,926	12
10	2,305	833	6	1,014	6
11	4,265	1,229	34	2,152	12
12	3,616	1,349	29	2,152	12
13	3,696	1,492	101	1,960	11
14	3,445	2,100	85	2,152	12
15	1,911	660	18	1,038	6
16	6,687	2,640	205	2,152	12
17	7,250	1,796	129	2,152	12
18	5,609	2,164	180	2,152	12
19	4,989	1,703	122	2,001	12
20	4,393	2,028	184	2,152	12
21	9,235	3,280	63	2,152	12
22	5,161	2,177	340	2,152	12
23	5,040	2,268	163	2,152	12
24	2,393	1,047	49	1,172	7
25	4,193	2,258	499	2,083	12
26	4,340	2,113	201	2,152	12
27	3,962	2,010	170	2,152	12
28	1,892	606	12	994	6
29	4,429	2,486	368	2,152	12
30	4,222	1,827	217	2,152	12
31	4,926	1,996	310	2,152	12
32	4,247	2,103	348	2,152	12
33	3,899	1,650	217	2,152	12
34	1,866	741	93	880	5
35	1,876	785	155	880	5
36	4,465	1,639	180	2,152	12
37	4,435	2,135	315	2,152	12
38	5,384	1,961	88	2,152	12
39	4,546	2,390	280	2,152	12
40	5,486	2,941	258	2,152	12
41	4,534	2,016	120	2,152	12
42	4,504	1,737	162	2,152	12
43	3,871	1,660	80	2,152	12
44	6,396	2,333	178	2,152	12
45	4,578	1,647	193	2,089	12
46	5,725	2,879	262	2,108	12
47	5,934	2,542	173	2,152	12
48	4,898	2,188	239	2,087	12
49	6,207	2,461	163	2,152	12
50	4,247	1,650	152	2,094	12
51	5,676	2,428	220	2,152	12
52	4,156	1,588	511	2,152	12
53	4,356	1,756	251	2,152	12
54	4,120	1,861	425	2,152	12
55	3,849	1,349	209	2,144	12
56	3,557	1,385	262	2,108	12
57	3,396	1,286	209	2,152	12
58	3,803	1,798	279	2,152	12
59	4,612	2,068	482	2,152	12

番　号	収納等の実績 訪問件数（件）	面談件数（件）	収納月数（月）	報酬実績（千円）	勤務月数（月）
60	4,041	1,343	95	2,152	12
61	4,191	1,550	136	2,152	12
62	4,826	2,279	163	2,152	12
63	4,792	2,116	194	2,152	12
64	3,523	2,061	273	2,123	12
65	3,006	1,608	348	2,142	12
66	2,923	1,145	285	2,115	12
67	1,616	1,040	300	1,038	6
68	1,435	756	146	997	6
69	3,304	1,405	147	2,152	12
70	3,265	1,492	196	2,152	12
71	2,679	1,243	206	2,152	12
72	3,149	1,318	123	2,152	12
73	4,473	1,616	81	2,152	12
74	4,333	1,626	119	2,069	12
75	2,786	1,208	187	2,152	12
76	2,697	1,298	244	2,152	12
77	2,685	1,346	243	2,152	12
78	4,604	1,976	334	2,152	12
79	3,668	1,514	204	2,152	12
80	4,046	1,636	158	2,152	12
81	3,972	1,255	55	2,152	12
82	3,882	1,805	205	2,152	12
83	3,491	1,024	126	2,152	12
84	4,693	1,709	516	2,144	12
85	4,525	1,851	533	2,116	12
86	3,627	1,487	227	2,152	12
87	4,160	1,352	196	2,152	12
88	3,702	967	140	1,871	11
89	3,499	1,154	417	2,152	12
90	3,910	1,838	156	2,152	12
91	4,078	1,946	59	2,152	12
92	3,440	1,773	278	2,152	12
一月平均	362	147	17		

（注）１．収納月数については、国民年金推進員が未納者宅に訪問した際に、納付を受けたもののみを計上し、後日納付されたものは計上していない。

２．一月平均については、当該欄の合計を勤務月数の合計で除したものである。

（２）青森社会保険事務局

番　号	収納等の実績 訪問件数（件）	面談件数（件）	収納月数（月）	報酬実績（千円）	勤務月数（月）
1	5,318	2,011	94	2,080	12
2	7,295	2,474	28	2,130	12
3	5,379	2,374	183	2,130	12
4	4,386	1,639	49	2,130	12
5	3,836	1,129	196	2,144	12
6	3,791	1,526	358	2,144	12
7	3,600	763	118	2,144	12
8	3,615	1,355	121	2,144	12
9	3,647	1,372	213	2,144	12
10	3,826	1,753	643	2,144	12
11	4,199	1,635	460	2,130	12
12	4,106	1,550	221	2,130	12
13	3,803	2,453	440	2,144	12
14	3,817	1,236	257	2,144	12
15	4,358	2,000	465	2,137	12
16	3,813	2,181	267	2,144	12
17	3,765	1,012	132	2,144	12
18	6,222	2,291	411	2,152	12
19	4,787	2,044	342	2,152	12
20	4,729	1,579	345	2,065	12
21	5,768	2,491	289	2,072	12
22	4,317	1,988	595	2,152	12
23	4,130	1,652	223	2,152	12
24	4,764	1,712	221	2,152	12
25	4,486	1,512	89	2,087	12
一月平均	373	146	23		

（注）１．収納月数については、国民年金推進員が未納者宅に訪問した際に、納付を受けたもののみを計上し、後日納付されたものは計上していない。

２．一月平均については、当該欄の合計を勤務月数の合計で除したものである。

（3）岩手社会保険事務局

番号	収納等の実績 訪問件数（件）	面談件数（件）	収納月数（月）	報酬実績（千円）	勤務月数（月）
1	3,025	1,730	97	2,067	12
2	3,537	1,534	66	2,067	12
3	3,032	1,489	31	2,067	12
4	3,267	1,520	38	2,067	12
5	4,861	2,224	36	2,067	12
6	4,177	2,143	6	2,067	12
7	3,621	1,934	25	2,067	12
8	2,443	1,325	0	2,067	12
9	3,172	1,907	515	2,152	12
10	3,907	2,152	383	2,152	12
11	3,901	1,806	205	2,152	12
12	2,928	1,561	155	2,152	12
13	3,486	1,617	678	1,895	11
14	1,749	1,115	386	2,152	12
15	2,598	1,820	44	2,152	12
16	3,589	1,586	190	2,152	12
17	3,877	2,141	174	2,140	12
18	3,689	1,996	168	2,140	12
19	4,175	3,005	591	2,140	12
20	949	399	0	1,014	6
21	640	118	0	540	3
22	1,768	488	69	1,014	6
23	882	285	0	474	3
24	2,543	511	63	899	6
25	2,297	386	95	1,027	6
26	1,832	396	121	1,038	6
一月平均	289	141	16		

（注）1．収納月数については、国民年金推進員が未納者宅に訪問した際に、納付を受けたもののみを計上し、後日納付されたものは計上していない。

2．一月平均については、当該欄の合計を勤務月数の合計で除したものである。

（4）宮城社会保険事務局

番号	収納等の実績 訪問件数（件）	面談件数（件）	収納月数（月）	報酬実績（千円）	勤務月数（月）
1	2,730	1,273	53	2,117	12
2	2,149	1,264	125	2,117	12
3	2,012	742	82	2,116	12
4	1,795	677	61	2,038	12
5	2,069	875	97	2,116	12
6	1,834	574	133	2,116	12
7	2,069	1,073	201	2,116	12
8	1,577	378	65	2,116	12
9	2,538	750	24	2,117	12
10	54	18	0	492	3
11	3,139	2,020	75	2,117	12
12	2,477	866	66	2,104	12
13	2,682	921	25	2,104	12
14	2,579	1,087	37	2,023	12
15	2,617	1,205	130	2,117	12
16	2,404	764	58	2,104	12
17	2,093	1,137	1	2,117	12
18	1,782	486	17	1,253	8
19	3,375	1,466	275	2,133	12
20	2,139	678	224	2,104	12
21	2,849	1,450	828	2,133	12
22	2,635	941	174	2,105	12
23	2,252	836	103	2,133	12
24	2,358	968	147	2,118	12
25	2,779	947	307	2,133	12
26	2,457	1,484	513	2,133	12
27	3,148	1,438	282	2,133	12
28	3,143	1,582	215	2,126	12
29	2,609	1,034	169	2,125	12
30	3,881	2,209	110	2,117	12
31	3,161	2,113	268	2,117	12
32	2,798	1,275	23	2,152	12
33	3,847	1,969	171	2,152	12
34	3,338	1,577	300	2,074	12
35	4,013	2,360	413	2,092	12
36	2,638	1,470	181	2,076	12
一月平均	220	100	14		

（注）1．収納月数については、国民年金推進員が未納者宅に訪問した際に、納付を受けたもののみを計上し、後日納付されたものは計上していない。

2．一月平均については、当該欄の合計を勤務月数の合計で除したものである。

（５）秋田社会保険事務局

番号	収納等の実績			報酬実績（千円）	勤務月数（月）
	訪問件数（件）	面談件数（件）	収納月数（月）		
1	4,721	2,833	401	2,144	12
2	4,287	2,775	333	2,107	12
3	2,198	1,056	44	1,014	6
4	5,137	2,769	387	2,122	12
5	4,948	2,772	471	2,122	12
6	4,584	2,652	399	2,144	12
7	2,696	1,041	18	1,038	6
8	2,590	1,848	256	2,152	12
9	2,858	2,143	223	2,144	12
10	3,028	2,274	150	2,152	12
11	3,152	2,288	145	2,122	12
12	2,656	1,975	74	2,152	12
13	4,979	2,618	474	2,152	12
14	4,667	2,409	295	2,144	12
15	4,903	3,165	299	2,152	12
16	4,749	2,299	98	2,144	12
17	5,518	3,290	704	2,152	12
18	4,260	2,313	107	2,152	12
一月平均	353	208	24		

（注）１．収納月数については、国民年金推進員が未納者宅に訪問した際に、納付を受けたもののみを計上し、後日納付されたものは計上していない。

２．一月平均については、当該欄の合計を勤務月数の合計で除したものである。

（６）山形社会保険事務局

番号	収納等の実績			報酬実績（千円）	勤務月数（月）
	訪問件数（件）	面談件数（件）	収納月数（月）		
1	3,667	2,121	170	2,152	12
2	3,252	1,677	67	2,125	12
3	2,485	1,044	18	2,022	12
4	3,117	1,634	179	2,072	12
5	3,818	2,064	124	2,065	12
6	3,801	1,971	145	2,072	12
7	4,596	2,430	146	2,073	12
8	4,080	2,274	344	2,152	12
9	4,548	2,538	48	2,152	12
10	3,708	2,148	96	2,080	12
11	3,732	2,226	76	2,039	12
12	4,758	2,784	138	2,015	12
13	4,806	2,658	144	2,037	12
14	3,779	2,832	100	2,152	12
15	3,418	2,461	34	2,152	12
16	2,287	1,612	10	2,073	12
17	2,812	2,038	246	2,073	12
18	4,746	3,114	383	2,072	12
19	4,620	3,078	366	2,072	12
一月平均	316	187	12		

（注）１．収納月数については、国民年金推進員が未納者宅に訪問した際に、納付を受けたもののみを計上し、後日納付されたものは計上していない。

２．一月平均については、当該欄の合計を勤務月数の合計で除したものである。

（7）福島社会保険事務局

番号	収納等の実績			報酬実績（千円）	勤務月数（月）
	訪問件数（件）	面談件数（件）	収納月数（月）		
1	2,829	1,340	544	2,152	12
2	3,405	1,816	242	2,152	12
3	1,210	256	35	699	4
4	2,280	1,262	160	1,374	8
5	5,044	2,077	117	2,152	12
6	2,871	1,548	113	2,152	12
7	3,908	2,440	509	2,152	12
8	3,621	1,584	157	2,124	12
9	4,057	1,870	200	2,152	12
10	2,830	1,452	189	1,803	10
11	2,834	1,991	307	2,152	12
12	2,838	1,896	281	2,152	12
13	3,147	2,148	658	2,152	12
14	3,139	1,471	131	2,124	12
15	3,337	1,517	194	2,152	12
16	2,481	1,298	92	2,152	12
17	3,761	1,436	102	1,583	9
18	737	370	47	540	3
19	4,210	1,984	152	2,152	12
20	4,445	2,767	352	2,152	12
21	3,100	1,460	192	2,152	12
22	3,777	2,131	328	2,152	12
23	3,963	2,136	302	2,152	12
24	3,816	2,130	290	2,152	12
25	2,728	1,858	329	2,138	12
26	2,795	1,892	331	2,105	12
27	3,043	1,237	109	2,046	12
28	4,211	2,319	104	2,040	12
29	1,746	951	143	1,230	7
30	56	28	0	61	1
31	2,491	1,602	266	2,152	12
32	3,062	1,820	81	2,144	12
33	2,583	1,666	306	2,144	12
一月平均	283	152	21		

（注）1．収納月数については、国民年金推進員が未納者宅に訪問した際に、納付を受けたもののみを計上し、後日納付されたものは計上していない。

2．一月平均については、当該欄の合計を勤務月数の合計で除したものである。

（8）茨城社会保険事務局

番号	収納等の実績			報酬実績（千円）	勤務月数（月）
	訪問件数（件）	面談件数（件）	収納月数（月）		
1	2,399	1,026	228	2,141	12
2	3,805	1,759	95	1,801	10
3	2,984	1,425	217	2,141	12
4	3,375	1,397	79	2,141	12
5	4,934	2,311	207	2,141	12
6	4,443	2,420	324	2,105	12
7	3,026	1,158	106	2,141	12
8	3,548	1,736	167	2,141	12
9	3,110	2,090	187	2,141	12
10	4,695	2,479	308	2,141	12
11	3,240	2,207	110	1,943	11
12	4,399	2,375	366	1,466	10
13	2,815	1,704	173	1,925	11
14	2,476	1,748	289	1,672	10
15	2,451	1,344	112	1,405	9
16	2,474	1,071	194	2,141	12
17	2,708	1,065	75	2,106	12
18	2,735	1,396	58	2,082	12
19	2,944	1,587	136	2,141	12
20	2,865	1,562	139	2,141	12
21	2,490	1,198	33	2,098	12
22	2,864	1,557	126	2,141	12
23	2,681	1,596	96	2,031	12
24	3,523	1,518	196	2,141	12
25	3,830	1,897	237	2,141	12
26	2,867	1,792	169	2,141	12
27	1,675	869	46	960	6
28	2,749	1,535	71	1,961	11
29	1,693	689	129	1,009	6
30	3,482	2,117	114	2,098	12
31	3,153	2,116	128	2,094	12
32	2,333	1,382	59	2,095	12
33	2,180	889	39	2,047	12
34	2,006	1,197	55	2,137	12
35	2,228	1,157	58	2,141	12
36	2,233	1,497	235	2,031	12
37	2,708	1,755	331	2,070	12
38	2,863	2,217	490	2,068	12
39	3,155	1,758	186	2,096	12
40	2,564	1,198	203	2,042	12
41	3,376	2,248	367	1,890	11
一月平均	261	141	15		

（注）1．収納月数については、国民年金推進員が未納者宅に訪問した際に、納付を受けたもののみを計上し、後日納付されたものは計上していない。

2．一月平均については、当該欄の合計を勤務月数の合計で除したものである。

（９）栃木社会保険事務局

番　号	収納等の実績			報酬実績（千円）	勤務月数（月）
	訪問件数（件）	面談件数（件）	収納月数（月）		
1	2,953	1,889	1,248	2,152	12
2	3,311	1,764	778	2,152	12
3	2,825	2,038	1,230	2,152	12
4	3,536	2,097	986	2,152	12
5	3,580	1,938	957	2,152	12
6	3,057	1,680	789	2,152	12
7	2,898	2,083	640	2,152	12
8	2,537	1,844	949	2,093	12
9	543	307	73	502	3
10	373	175	101	275	2
11	2,754	1,578	800	2,152	12
12	1,358	797	332	1,330	8
13	1,141	833	855	1,438	8
14	4,205	2,292	497	2,108	12
15	3,084	1,517	248	2,152	12
16	3,507	1,608	611	2,152	12
17	1,700	1,173	1,057	2,152	12
18	1,698	1,171	805	2,152	12
19	1,456	1,004	1,036	2,116	12
20	2,427	1,674	273	2,115	12
21	2,669	1,841	997	2,152	12
22	3,640	2,511	1,227	2,152	12
23	2,659	1,841	1,164	2,152	12
24	1,951	1,339	746	2,152	12
25	2,327	1,282	693	1,975	12
26	3,743	2,582	506	2,152	12
27	2,142	944	67	2,152	12
28	2,080	1,079	483	2,152	12
29	2,675	1,192	178	2,152	12
30	2,402	1,594	283	2,152	12
31	2,741	1,735	1,024	2,152	12
一月平均	226	137	63		

（注）１．収納月数については、国民年金推進員が未納者宅に訪問した際に、納付を受けたもののみを計上し、後日納付されたものは計上していない。

２．一月平均については、当該欄の合計を勤務月数の合計で除したものである。

（１０）群馬社会保険事務局

番　号	収納等の実績			報酬実績（千円）	勤務月数（月）
	訪問件数（件）	面談件数（件）	収納月数（月）		
1	5,061	3,898	1,456	2,152	12
2	5,392	2,476	848	2,152	12
3	4,700	2,900	1,047	2,152	12
4	3,386	2,048	685	2,099	12
5	3,586	1,319	117	2,152	12
6	5,166	2,727	561	1,024	6
7	3,298	2,194	410	2,152	12
8	3,702	2,018	530	2,152	12
9	2,089	1,130	85	2,050	12
10	4,139	2,375	524	2,024	12
11	4,348	2,414	401	1,583	9
12	2,570	1,134	244	2,072	12
13	3,260	2,313	781	2,144	12
14	2,729	1,351	256	2,152	12
15	2,374	1,166	277	2,095	12
16	5,097	2,584	337	2,152	12
17	3,059	1,609	343	2,117	12
18	3,039	1,516	376	2,116	12
19	3,496	2,022	532	2,095	12
20	2,702	1,402	788	2,152	12
21	1,911	1,061	230	1,541	9
22	3,016	1,799	316	2,086	12
23	2,854	1,536	342	2,086	12
24	2,703	1,709	466	2,086	12
25	1,737	985	251	1,239	7
26	4,317	1,689	201	2,152	12
27	3,391	1,535	729	2,152	12
28	4,048	1,877	315	2,121	12
29	5,522	2,969	841	1,773	10
一月平均	312	169	43		

（注）１．収納月数については、国民年金推進員が未納者宅に訪問した際に、納付を受けたもののみを計上し、後日納付されたものは計上していない。

２．一月平均については、当該欄の合計を勤務月数の合計で除したものである。

（１１）埼玉社会保険事務局

番　号	収納等の実績			報酬実績（千円）	勤務月数（月）
	訪問件数（件）	面談件数（件）	収納月数（月）		
1	2,139	1,074	85	2,152	12
2	2,100	1,226	170	2,152	12
3	1,911	1,124	196	2,152	12
4	2,851	1,352	428	2,152	12
5	2,254	964	290	2,152	12
6	2,346	1,386	276	2,152	12
7	2,485	978	203	2,152	12
8	2,314	963	265	2,152	12
9	2,113	1,175	184	2,152	12
10	2,533	1,407	454	2,152	12
11	1,322	581	173	1,919	12
12	2,770	1,173	22	2,152	12
13	1,990	1,075	341	1,422	10
14	2,961	1,431	193	2,152	12
15	1,252	477	46	1,038	6
16	2,699	1,298	625	2,152	12
17	2,050	707	455	2,152	12
18	1,836	678	423	2,152	12
19	1,719	623	309	2,152	12
20	2,850	1,328	523	2,152	12
21	2,624	1,152	682	2,152	12
22	2,176	483	361	2,152	12
23	2,006	699	945	2,152	12
24	2,406	741	484	2,152	12
25	1,847	594	297	2,152	12
26	2,359	1,147	462	2,152	12
27	1,193	504	166	2,152	12
28	1,526	897	173	2,152	12
29	1,407	684	234	2,152	12
30	1,400	731	334	2,152	12
31	1,981	1,023	550	2,152	12
32	1,277	622	227	2,152	12
33	1,229	719	393	2,152	12
34	1,647	816	332	2,152	12
35	972	537	245	1,481	9
36	1,807	631	213	2,152	12
37	2,171	938	302	2,152	12
38	1,996	985	119	2,152	12
39	1,952	960	380	2,152	12
40	1,693	912	235	2,121	12
41	2,084	990	249	2,152	12
42	2,122	924	146	1,960	11
43	2,129	944	373	1,960	11
44	3,065	1,571	528	1,960	11
45	1,785	821	0	1,802	10
46	2,311	937	102	1,802	10
47	2,302	796	134	1,583	9
48	2,319	1,297	529	1,396	8
49	2,208	749	162	1,238	7
50	1,634	530	108	1,238	7
51	2,205	902	400	2,152	12
52	1,743	816	263	2,152	12
53	2,255	880	443	2,152	12
54	2,374	1,030	572	1,960	11
55	1,856	816	293	2,152	12
56	2,086	707	366	2,076	12
57	1,773	683	686	2,076	12
58	2,688	1,386	570	1,960	11
59	814	339	166	880	5
60	570	260	189	880	5
61	2,330	8,508	1,003	2,152	12
62	2,431	1,239	960	2,152	12
63	1,656	652	239	2,152	12
64	2,496	885	699	2,152	12
65	2,724	936	565	2,152	12
66	2,267	995	630	2,152	12
67	2,364	1,266	759	2,152	12
68	2,677	1,733	845	2,152	12
69	2,434	910	618	2,152	12
70	2,595	1,316	620	2,152	12
71	2,649	1,577	1,009	2,152	12
72	3,270	1,883	937	1,960	11
73	1,746	877	492	1,802	10
74	1,698	1,036	626	1,725	10
75	2,293	1,321	695	1,583	9
76	2,040	1,116	508	1,583	9
77	753	330	126	880	5
78	687	319	123	880	5
79	530	280	280	722	4
80	562	272	272	502	3
81	2,497	1,684	203	2,152	12
82	2,521	1,761	311	2,051	12
83	2,095	1,392	292	2,152	12
一月平均	186	96	35		

（注）１．収納月数については、国民年金推進員が未納者宅に訪問した際に、納付を受けたもののみを計上し、後日納付されたものは計上していない。

２．一月平均については、当該欄の合計を勤務月数の合計で除したものである。

（１２）千葉社会保険事務局

番　号	収納等の実績			報酬実績（千円）	勤務月数（月）
	訪問件数（件）	面談件数（件）	収納月数（月）		
1	4,988	1,909	68	2,152	12
2	3,827	1,675	91	2,152	12
3	4,449	1,739	133	1,961	11
4	3,836	1,839	140	1,961	11
5	4,945	1,938	148	1,961	11
6	7,324	3,068	210	1,961	11
7	4,888	2,022	97	1,767	10
8	3,409	1,582	5	1,767	10
9	2,393	1,317	170	1,767	10
10	2,062	1,245	48	1,629	10
11	1,767	1,091	4	1,424	9
12	0	0	0	47	1
13	4,444	2,022	232	2,085	12
14	3,388	1,780	246	2,152	12
15	3,479	1,224	168	2,119	12
16	5,575	2,912	610	2,152	12
17	1,872	885	233	1,961	11
18	3,523	1,651	262	1,749	10
19	4,066	1,940	334	1,760	10
20	2,366	962	105	1,759	10
21	2,954	1,235	148	1,750	10
22	3,949	1,752	464	1,761	10
23	3,443	1,785	572	1,752	10
24	1,707	814	97	1,760	10
25	2,800	1,175	239	1,038	6
26	1,234	666	116	1,026	6
27	669	280	16	512	4
28	502	286	3	335	2
29	0	0	0	38	1
30	5,186	1,812	111	2,051	12
31	3,588	1,358	250	1,737	12
32	4,458	1,875	38	2,113	12
33	4,930	2,099	141	2,117	12
34	3,788	1,139	128	1,918	11
35	3,595	1,144	77	1,749	10
36	3,894	1,294	55	1,608	10
37	4,562	2,040	97	1,746	10
38	3,403	1,039	20	1,755	10
39	3,654	1,045	77	1,760	10
40	4,917	1,474	368	1,539	9
41	3,239	575	48	1,397	8
42	2,720	810	39	1,397	8
43	2,572	1,049	92	1,340	8
44	2,869	684	144	1,300	8
45	3,491	763	97	1,030	6
46	3,642	1,798	135	2,116	12
47	4,733	1,701	25	2,117	12
48	4,647	1,620	36	2,116	12
49	3,903	1,368	135	2,124	12
50	3,300	1,649	164	1,716	10
51	3,315	1,298	118	1,672	10
52	2,855	1,156	173	1,730	10
53	3,363	1,727	174	1,692	10
54	2,797	1,210	113	1,679	10
55	3,040	1,207	171	1,675	10
56	3,359	1,424	174	1,709	10
57	3,108	1,031	74	1,687	10
58	3,146	1,412	183	1,674	10
59	4,024	2,138	51	1,694	10
60	1,673	724	39	978	6
61	1,270	568	58	722	4
62	5,452	2,225	314	2,152	12
63	4,641	1,783	564	2,152	12
64	4,801	2,016	521	2,152	12
65	3,349	1,474	401	2,136	12
66	4,321	1,632	295	2,152	12
67	3,919	1,620	244	1,753	10
68	3,885	1,113	313	1,698	10
69	3,594	1,278	239	1,727	10
70	2,087	442	268	1,038	6
71	818	278	0	463	3
72	2,847	1,218	60	2,146	12
73	3,300	2,372	142	2,152	12
74	3,747	2,244	226	2,152	12
75	3,177	1,708	170	2,038	12
76	3,854	2,003	308	1,692	10
77	2,867	1,450	145	1,751	10
一月平均	347	144	17		

（注）１．収納月数については、国民年金推進員が未納者宅に訪問した際に、納付を受けたもののみを計上し、後日納付されたものは計上していない。

２．一月平均については、当該欄の合計を勤務月数の合計で除したものである。

（１３）東京社会保険事務局

番　号	収納等の実績			報酬実績（千円）	勤務月数（月）
	訪問件数（件）	面談件数（件）	収納月数（月）		
1	8,422	3,448	456	2,152	12
2	7,245	3,120	387	2,058	12
3	9,092	4,022	363	2,152	12
4	3,376	1,597	179	1,380	9
5	4,784	1,658	1	1,528	9
6	4,713	1,758	99	1,569	9
7	4,711	1,358	108	1,369	8
8	5,107	2,400	35	1,527	9
9	4,408	1,167	0	1,481	9
10	2,422	978	139	1,027	6
11	3,409	195	0	1,384	8
12	1,899	372	0	984	6
13	2,982	832	25	1,026	6
14	2,661	511	49	1,007	6
15	2,101	846	103	709	4
16	4,823	1,286	146	1,468	9
17	3,988	1,424	322	1,344	8
18	3,308	922	27	1,226	7
19	2,147	757	128	1,225	7
20	3,301	1,084	7	1,172	7
21	2,989	664	19	1,201	7
22	3,847	909	19	1,225	7
23	1,779	452	1	951	6
24	3,308	541	18	1,027	6
25	2,410	510	1	816	6
26	10,052	2,959	221	2,152	12
27	9,145	2,145	91	2,152	12
28	9,793	2,104	93	2,152	12
29	12,483	4,465	193	2,152	12
30	14,254	4,680	496	2,108	12
31	1,359	524	133	709	3
32	6,183	1,975	129	2,087	12
33	6,287	1,677	247	2,094	12
34	6,445	2,009	364	2,108	12
35	10,510	3,209	158	2,152	12
36	7,322	1,872	191	2,111	12
37	9,051	2,544	338	2,104	12
38	7,150	2,335	16	2,116	12
39	7,906	2,787	110	2,116	12
40	6,955	1,887	19	2,152	12
41	7,129	2,142	36	2,152	12
42	6,836	3,378	9	2,152	12
43	6,873	2,530	1	2,152	12
44	6,490	1,777	0	2,152	12
45	6,599	2,090	2	2,127	12
46	2,173	818	40	692	4
47	2,398	926	149	692	4
48	9,219	3,493	764	2,145	12
49	8,232	3,034	146	1,532	9
50	3,159	1,299	108	1,558	9
51	2,080	1,036	73	1,028	6
52	3,409	659	14	1,028	6
53	3,328	1,387	50	1,028	6
54	2,814	933	17	1,021	6
55	2,888	881	124	997	6
56	3,746	1,391	1	1,021	6
57	4,009	1,566	122	1,021	6
58	2,652	765	12	997	6
59	4,507	1,679	20	1,367	8
60	2,960	843	2	1,332	8
61	3,003	1,031	30	1,027	6
62	2,744	973	1	1,025	6
63	2,827	830	10	1,024	6
64	4,686	1,255	78	1,384	8
65	2,862	1,030	33	1,027	6
66	2,627	1,074	99	1,020	6
67	2,789	837	77	869	5
68	4,229	1,694	0	1,504	9
69	4,671	1,795	10	1,530	9
70	2,275	695	48	1,027	6
71	2,396	904	17	1,027	6
72	2,219	872	39	1,027	6
73	2,229	677	40	1,027	6
74	4,444	1,173	45	1,384	8
75	1,693	378	35	862	5
76	1,599	460	27	847	5
77	1,511	475	56	862	5
78	4,759	1,580	69	1,526	9
79	6,322	2,047	68	1,384	8
80	2,762	810	68	869	5
81	2,614	721	58	869	5
82	5,241	1,492	3	2,152	12
83	7,787	2,326	13	2,102	12
84	7,680	2,440	78	2,152	12
85	8,367	2,504	93	2,152	12
86	2,443	835	26	1,060	7
87	5,324	1,512	72	1,226	7
88	4,572	1,288	67	1,219	7
89	3,566	1,016	109	928	7
90	3,050	828	31	1,151	7
91	3,791	837	13	1,208	7
92	1,733	646	24	709	4
93	1,730	467	117	691	4
94	1,591	129	8	686	4
95	1,671	454	30	709	4
96	1,252	391	18	486	3
97	1,183	320	28	493	3
98	4,627	1,258	119	1,542	9
99	6,602	1,791	73	2,152	12
100	8,145	2,729	23	2,152	12
101	5,915	1,753	132	2,152	12
102	976	368	66	493	3
103	6,918	2,509	147	2,152	12
104	6,955	3,055	189	2,152	12
105	4,565	1,620	152	1,569	9
106	1,714	671	56	709	4
107	1,785	755	75	709	4
108	1,705	550	104	709	4
109	5,743	867	21	2,078	12
110	5,989	1,398	17	2,052	12
111	4,158	1,288	39	1,460	9
112	4,251	1,324	116	1,475	9
113	1,486	509	45	869	5
114	1,818	597	81	862	5
115	1,469	589	25	825	5
116	2,330	668	24	868	5
117	1,547	370	29	846	5
118	4,468	1,748	59	1,489	9
119	4,959	1,655	74	1,502	9
120	2,951	860	42	1,197	7

官　報　（号　外）

番　号	収納等の実績			報酬実績（千円）	勤務月数（月）
	訪問件数（件）	面談件数（件）	収納月数（月）		
121	3,381	1,211	56	1,219	7
122	2,699	871	26	1,195	7
123	3,600	1,030	20	1,219	7
124	1,763	580	11	664	4
125	1,811	775	25	734	5
126	2,146	704	45	869	5
127	2,173	868	36	823	5
128	2,584	555	17	869	5
129	2,210	762	51	869	5
130	6,881	3,898	113	2,152	12
131	7,777	3,657	204	2,116	12
132	8,607	4,194	173	2,152	12
133	6,954	2,462	190	2,116	12
134	7,922	3,577	111	2,152	12
135	9,024	5,209	149	2,115	12
136	8,126	3,048	425	2,152	12
137	8,056	3,891	293	2,107	12
138	7,990	3,097	240	2,152	12
139	8,695	4,488	393	2,116	12
140	1,771	755	88	693	4
141	1,287	591	59	709	4
142	4,918	2,078	169	2,147	12
143	7,390	2,337	37	2,152	12
144	7,236	2,703	159	2,152	12
145	5,644	2,608	50	2,152	12
146	7,089	2,915	84	2,097	12
147	6,508	3,013	118	2,152	12
148	6,917	1,956	87	2,152	12
149	5,311	2,520	11	2,152	12
150	6,300	2,327	135	2,152	12
151	2,678	1,244	143	2,143	12
152	5,118	2,171	232	1,765	10
153	5,375	2,497	240	1,802	10
154	5,377	1,554	18	1,759	10
155	1,568	590	101	869	5
156	1,550	724	46	855	5
157	1,292	663	12	848	5
158	1,657	811	21	869	5
159	1,292	608	51	851	5
160	1,695	654	51	862	5
161	1,187	365	11	844	5
162	1,346	631	56	869	5
163	4,734	1,478	195	1,802	9
164	4,271	1,554	137	1,802	9
165	5,902	2,206	153	1,802	9
166	3,278	1,244	44	1,226	6
167	3,741	1,056	61	1,226	6
168	3,254	1,035	85	1,226	6
169	3,708	1,372	169	1,226	6
170	3,069	1,111	202	1,165	6
171	3,131	1,119	30	1,226	6
172	2,521	611	52	1,104	6
173	3,219	1,084	115	1,226	6
174	1,833	904	93	869	4
175	1,913	816	126	869	4
176	1,726	758	150	869	4
177	2,001	963	94	869	4
178	1,810	670	111	869	4
179	1,677	600	114	869	4
180	1,742	591	107	862	4

番　号	収納等の実績			報酬実績（千円）	勤務月数（月）
	訪問件数（件）	面談件数（件）	収納月数（月）		
181	1,310	567	127	802	4
182	0	0	0	47	1
183	0	0	0	45	1
184	0	0	0	196	2
185	0	0	0	108	1
182	3,046	687	0	2,152	12
183	4,535	888	34	2,152	12
184	3,738	1,248	79	2,152	12
185	3,616	1,302	22	2,101	12
186	3,467	1,272	0	2,152	12
187	3,625	1,438	15	1,802	10
188	2,843	663	59	1,226	7
189	2,743	854	0	1,219	7
190	3,169	791	0	1,226	7
191	2,666	894	0	1,219	7
192	2,562	935	3	1,226	7
193	1,307	348	0	693	4
194	1,560	437	0	709	4
195	798	240	0	709	4
196	1,415	355	0	693	4
197	1,445	615	0	709	4
198	1,242	404	0	679	4
199	1,665	692	0	679	4
200	1,399	440	0	693	4
201	6,112	2,670	219	2,124	12
202	3,393	1,392	65	1,326	8
203	3,895	1,104	12	1,332	8
204	2,925	1,025	50	999	6
205	2,870	1,010	22	1,028	6
206	2,037	702	9	1,028	6
207	1,454	609	17	1,028	6
208	1,654	612	6	1,011	6
209	1,663	669	14	1,013	6
210	1,579	290	12	1,001	6
211	2,075	736	5	1,028	6
212	2,024	803	145	710	4
一月平均	519	179	11		

（注）１．収納月数については、国民年金推進員が未納者宅に訪問した際に、納付を受けたもののみを計上し、後日納付されたものは計上していない。

２．一月平均については、当該欄の合計を勤務月数の合計で除したものである。

（１４）神奈川社会保険事務局

番　号	収納等の実績 訪問件数（件）	面談件数（件）	収納月数（月）	報酬実績（千円）	勤務月数（月）
1	2,283	714	102	2,075	12
2	2,426	1,167	227	2,055	12
3	3,166	975	101	2,043	12
4	3,218	1,182	36	2,063	12
5	1,883	1,015	84	1,320	8
6	1,643	903	358	2,062	12
7	1,488	606	114	2,009	12
8	1,763	862	244	2,117	12
9	1,833	595	95	2,110	12
10	2,489	951	77	1,893	12
11	419	270	81	686	4
12	403	112	65	728	6
13	2,695	1,092	74	2,125	12
14	1,915	804	89	2,125	12
15	2,479	1,153	113	1,993	12
16	1,904	775	70	2,096	12
17	1,884	841	81	1,908	11
18	2,893	1,209	176	1,908	11
19	2,499	851	69	1,692	10
20	2,360	975	58	1,384	8
21	2,271	1,036	124	1,384	8
22	2,419	823	149	1,049	6
23	0	0	0	314	2
24	3,365	1,021	125	2,043	12
25	3,512	1,067	111	1,984	12
26	3,289	1,006	88	1,917	12
27	2,301	877	201	2,063	12
28	2,358	581	82	2,035	12
29	1,683	487	76	1,888	11
30	2,472	717	86	1,888	11
31	1,937	721	130	1,699	10
32	1,955	872	108	1,658	10
33	1,988	652	69	1,699	10
34	2,119	831	190	1,493	9
35	1,842	651	154	1,522	9
36	1,384	509	177	1,329	8
37	1,091	448	53	983	6
38	2,232	415	61	2,090	12
39	2,168	484	38	2,132	12
40	2,176	584	42	2,132	12
41	1,892	366	25	2,093	12
42	2,106	407	32	1,944	12
43	2,707	463	28	1,180	8
44	2,018	458	45	1,016	7
45	1,397	404	34	735	5
46	1,109	226	41	726	5
47	372	93	0	834	6
48	1,963	1,199	320	2,104	12
49	1,723	900	209	2,132	12
50	1,275	986	1,068	2,132	12
51	2,077	1,254	426	2,104	12
52	1,977	1,220	328	2,132	12
53	1,549	1,047	415	2,132	12
54	1,449	770	200	1,798	11
55	1,657	492	234	1,935	12
56	2,763	821	400	2,069	12
57	2,139	695	195	2,087	12
58	2,036	508	338	2,020	12
59	2,570	1,311	561	2,081	12
60	2,458	1,372	503	2,064	12
61	1,821	730	344	1,982	12
62	1,633	690	218	2,071	12
63	1,970	633	254	1,935	11
64	2,219	884	255	1,951	11
65	1,986	523	312	1,922	11
66	1,978	710	304	1,951	11
67	2,136	986	397	1,930	11
68	3,045	1,024	370	2,110	12
69	0	0	0	83	1
70	2,257	1,143	190	1,954	12
71	2,666	1,217	162	2,117	12
72	2,108	1,078	159	2,117	12
73	2,578	1,126	168	2,078	12
74	2,462	1,147	207	2,117	12
75	2,139	738	208	2,117	12
76	3,349	1,633	254	2,117	12
77	2,014	823	269	2,055	12
78	2,134	980	271	2,126	12
79	2,701	900	269	2,105	12
80	3,418	1,502	246	1,872	11
81	5,052	1,926	248	1,951	11
82	2,024	965	225	1,767	10
83	1,766	665	225	1,766	10
84	246	152	43	300	2
85	2,223	656	67	2,119	12
86	2,847	1,388	185	2,105	12
87	1,784	758	61	2,005	12
88	1,818	763	122	2,112	12
89	1,445	788	121	2,119	12
90	1,435	1,283	242	2,112	12
91	1,430	628	238	1,989	12
92	1,449	591	105	1,948	11
93	3,233	1,145	35	1,759	10
94	2,186	931	59	1,768	10
95	364	143	31	1,726	10
96	1,308	474	48	1,716	10
97	2,116	1,219	275	2,119	12
98	1,738	667	19	2,152	12
99	1,474	545	0	2,102	12
100	1,811	969	25	2,109	12
101	1,575	619	0	2,101	12
102	996	409	0	969	6
103	1,896	900	58	2,152	12
104	3,476	1,639	71	2,075	12
105	2,694	1,249	124	2,088	12
106	2,961	1,418	158	2,083	12
107	3,191	1,344	77	2,087	12
108	2,368	622	61	2,122	12
109	3,630	945	77	2,117	12
110	2,792	1,319	42	1,746	9
111	2,674	823	53	1,433	8
112	1,412	562	58	1,125	6
113	2,061	867	40	1,690	9
114	932	381	14	627	4
一月平均	198	79	15		

（注）１．収納月数については、国民年金推進員が未納者宅に訪問した際に、納付を受けたもののみを計上し、後日納付されたものは計上していない。

２．一月平均については、当該欄の合計を勤務月数の合計で除したものである。

（１５）新潟社会保険事務局

番　号	収納等の実績			報酬実績（千円）	勤務月数（月）
	訪問件数（件）	面談件数（件）	収納月数（月）		
1	4,077	2,515	163	2,152	12
2	4,785	2,796	760	2,152	12
3	4,080	2,444	264	2,152	12
4	3,748	1,700	284	2,152	12
5	3,444	1,696	305	2,152	12
6	2,552	836	125	1,863	11
7	4,394	1,879	283	2,152	12
8	3,752	1,736	317	2,152	12
9	4,247	1,725	243	2,152	12
10	3,856	1,391	177	2,152	12
11	3,507	1,543	444	1,961	11
12	3,422	1,291	282	1,961	11
13	3,577	1,301	254	1,961	11
14	3,352	1,359	293	1,961	11
15	3,709	1,570	481	1,961	11
16	3,362	1,301	352	1,961	11
17	240	104	4	172	1
18	3,858	1,773	732	2,152	12
19	5,791	2,922	730	2,152	12
20	5,558	2,745	822	2,152	12
21	3,041	2,691	432	2,152	12
22	3,828	2,984	814	2,152	12
23	3,744	1,979	332	2,152	12
24	3,441	2,007	650	2,137	12
25	3,074	1,837	553	1,762	10
26	4,800	3,526	72	2,090	12
27	4,434	3,415	430	2,152	12
28	3,637	2,069	146	2,096	12
29	4,161	2,692	363	1,696	10
30	3,996	2,558	248	2,152	12
31	3,805	2,783	844	2,139	12
32	2,815	1,527	395	1,789	10
33	1,422	924	22	856	5
34	2,356	1,394	333	1,038	6
35	796	552	169	330	2
36	4,126	3,323	437	2,152	12
37	4,844	3,186	551	2,152	12
一月平均	337	187	36		

（注）１．収納月数については、国民年金推進員が未納者宅に訪問した際に、納付を受けたもののみを計上し、後日納付されたものは計上していない。

２．一月平均については、当該欄の合計を勤務月数の合計で除したものである。

（１６）富山社会保険事務局

番　号	収納等の実績			報酬実績（千円）	勤務月数（月）
	訪問件数（件）	面談件数（件）	収納月数（月）		
1	2,469	2,524	106	2,141	12
2	2,547	979	109	2,148	12
3	2,331	1,760	199	2,010	12
4	2,772	1,763	375	2,072	12
5	2,346	1,864	657	1,732	10
6	2,377	1,620	297	1,935	12
7	1,479	1,143	6	1,172	7
8	1,164	413	28	880	5
9	3,165	1,813	648	2,152	12
10	3,395	2,547	217	2,152	12
11	2,787	1,385	98	2,152	12
12	2,775	1,496	63	2,152	12
13	2,892	1,980	145	2,106	12
14	2,419	1,590	238	2,068	12
15	2,545	1,633	437	2,067	12
16	2,324	1,664	64	2,099	12
17	2,955	1,512	69	2,037	12
18	2,313	1,590	55	1,871	12
一月平均	223	145	19		

（注）１．収納月数については、国民年金推進員が未納者宅に訪問した際に、納付を受けたもののみを計上し、後日納付されたものは計上していない。

２．一月平均については、当該欄の合計を勤務月数の合計で除したものである。

（１７）石川社会保険事務局

番　号	収納等の実績			報酬実績（千円）	勤務月数（月）
	訪問件数（件）	面談件数（件）	収納月数（月）		
1	794	260	2	698	4
2	4,200	1,638	315	2,102	12
3	1,576	704	34	1,014	6
4	4,909	1,911	351	2,152	12
5	3,810	1,500	216	2,140	12
6	4,072	1,749	340	2,140	12
7	3,694	1,484	318	2,140	12
8	4,199	1,408	162	2,140	12
9	1,461	445	32	853	5
10	3,098	1,412	228	2,123	12
11	4,321	2,095	412	2,152	12
12	3,087	1,691	194	2,104	12
13	3,323	2,158	494	2,145	12
14	2,773	1,877	322	2,075	12
15	2,690	1,673	125	2,097	12
16	2,600	1,774	599	2,088	12
17	2,638	1,851	157	2,152	12
18	2,223	1,554	59	2,007	12
19	2,514	1,794	119	2,090	12
一月平均	280	140	22		

（注）１．収納月数については、国民年金推進員が未納者宅に訪問した際に、納付を受けたもののみを計上し、後日納付されたものは計上していない。

２．一月平均については、当該欄の合計を勤務月数の合計で除したものである。

（１８）福井社会保険事務局

番　号	収納等の実績			報酬実績（千円）	勤務月数（月）
	訪問件数（件）	面談件数（件）	収納月数（月）		
1	1,152	382	24	856	5
2	3,506	1,453	164	2,152	12
3	3,604	1,752	135	2,152	12
4	3,526	1,982	963	2,152	12
5	3,277	1,440	467	2,152	12
6	2,513	1,488	712	2,152	12
7	3,223	1,469	243	2,152	12
8	1,348	544	202	1,038	6
9	3,174	1,741	199	2,152	12
10	2,772	1,186	292	2,152	12
11	2,421	1,328	114	2,152	12
12	3,084	910	150	2,152	12
13	1,912	636	113	1,396	8
14	463	64	0	316	2
一月平均	255	116	27		

（注）１．収納月数については、国民年金推進員が未納者宅に訪問した際に、納付を受けたもののみを計上し、後日納付されたものは計上していない。

２．一月平均については、当該欄の合計を勤務月数の合計で除したものである。

（１９）山梨社会保険事務局

番　号	収納等の実績			報酬実績（千円）	勤務月数（月）
	訪問件数（件）	面談件数（件）	収納月数（月）		
1	2,717	1,531	23	2,088	12
2	3,259	1,847	51	1,986	12
3	3,113	1,656	319	2,113	12
4	3,071	1,676	197	2,087	12
5	4,173	1,787	140	2,108	12
6	3,426	1,516	492	2,152	12
7	3,229	1,693	407	2,152	12
8	3,779	1,887	299	2,096	12
9	3,245	1,129	290	2,099	12
10	4,069	2,045	560	2,116	12
11	2,672	1,359	180	2,034	12
12	4,557	2,143	372	2,037	12
13	2,548	1,499	318	2,117	12
14	2,089	440	5	1,123	7
15	1,358	627	63	862	5
16	2,859	1,532	515	2,152	12
一月平均	279	135	24		

（注）１．収納月数については、国民年金推進員が未納者宅に訪問した際に、納付を受けたもののみを計上し、後日納付されたものは計上していない。

２．一月平均については、当該欄の合計を勤務月数の合計で除したものである。

（２０）長野社会保険事務局

番　号	収納等の実績			報酬実績（千円）	勤務月数（月）
	訪問件数（件）	面談件数（件）	収納月数（月）		
1	3,378	1,792	270	2,080	12
2	2,085	1,314	865	1,744	10
3	3,372	2,098	670	2,152	12
4	3,386	1,931	505	2,152	12
5	3,226	1,793	284	2,152	12
6	3,530	1,927	507	2,152	12
7	3,307	1,381	307	2,152	12
8	2,818	1,478	222	2,096	12
9	3,024	1,275	199	1,951	11
10	3,652	2,182	453	1,951	11
11	4,309	2,480	193	2,145	12
12	2,960	1,268	161	1,961	11
13	4,334	2,709	765	2,100	12
14	4,974	2,903	1,024	2,109	12
15	2,363	992	102	870	5
16	1,431	570	111	1,131	7
17	2,090	1,391	579	2,152	12
18	2,712	2,017	833	2,094	12
19	2,223	1,458	146	1,023	6
20	4,903	4,257	513	2,116	12
21	2,244	1,764	103	1,023	6
22	5,005	4,125	260	2,101	12
23	3,755	2,983	345	2,130	12
24	4,190	2,285	359	2,116	12
25	5,194	4,085	225	2,136	12
26	3,854	2,654	1,362	1,583	9
27	1,057	824	5	447	3
28	3,150	2,409	170	992	6
29	2,318	1,916	99	1,014	6
30	3,620	1,989	430	2,152	12
31	2,818	1,455	294	2,152	12
32	3,002	1,664	307	2,152	12
33	4,708	2,556	694	2,152	12
34	4,511	1,971	466	2,152	12
35	5,255	2,960	798	2,152	12
一月平均	324	199	40		

（注）１．収納月数については、国民年金推進員が未納者宅に訪問した際に、納付を受けたもののみを計上し、後日納付されたものは計上していない。

２．一月平均については、当該欄の合計を勤務月数の合計で除したものである。

（２１）岐阜社会保険事務局

番　号	収納等の実績			報酬実績（千円）	勤務月数（月）
	訪問件数（件）	面談件数（件）	収納月数（月）		
1	4,858	2,083	465	2,152	12
2	4,404	2,341	324	2,152	12
3	4,320	1,990	64	2,152	12
4	4,368	1,760	37	2,152	12
5	4,380	1,580	13	2,152	12
6	4,975	2,510	315	2,152	12
7	5,210	2,122	332	2,152	12
8	4,969	2,421	169	2,152	12
9	5,362	2,483	504	2,152	12
10	4,730	2,163	351	2,152	12
11	4,427	1,877	319	2,152	12
12	5,094	2,025	202	2,152	12
13	4,490	1,555	299	2,152	12
14	4,616	1,867	287	2,152	12
15	5,761	2,845	521	2,152	12
16	5,443	3,006	907	2,152	12
17	4,413	2,385	775	2,152	12
18	4,534	2,197	237	1,984	12
19	7,095	3,730	33	2,116	12
20	4,054	3,093	103	2,119	12
21	4,796	3,192	115	2,152	12
22	4,291	2,530	118	1,663	10
23	4,144	2,360	22	1,695	10
24	335	128	5	235	2
25	304	198	12	91	1
26	5,104	2,345	274	2,152	12
27	5,414	2,472	181	2,152	12
28	5,821	3,666	172	2,152	12
29	4,421	2,393	242	2,152	12
30	3,649	1,961	538	2,152	12
31	3,803	1,936	583	2,115	12
一月平均	402	199	25		

（注）１．収納月数については、国民年金推進員が未納者宅に訪問した際に、納付を受けたもののみを計上し、後日納付されたものは計上していない。

２．一月平均については、当該欄の合計を勤務月数の合計で除したものである。

（２２）静岡社会保険事務局

番　号	収納等の実績			報酬実績（千円）	勤務月数（月）
	訪問件数（件）	面談件数（件）	収納月数（月）		
1	1,961	661	619	2,066	12
2	2,006	678	481	2,116	12
3	1,791	521	139	2,005	12
4	628	178	34	869	5
5	4,850	2,960	349	2,068	12
6	5,425	2,614	261	2,008	12
7	4,876	2,746	212	2,152	12
8	4,264	1,593	225	1,562	9
9	4,374	1,889	56	1,532	9
10	3,165	1,125	154	1,360	8
11	3,474	1,158	115	1,384	8
12	4,395	2,318	180	2,152	12
13	4,122	1,817	212	2,152	12
14	3,066	1,949	311	2,152	12
15	3,694	1,754	175	2,152	12
16	2,285	1,264	532	2,152	12
17	2,148	1,291	458	2,152	12
18	2,383	1,279	399	2,006	12
19	2,150	1,150	215	1,731	10
20	3,309	1,208	138	2,152	12
21	2,945	1,364	195	2,033	12
22	3,464	1,429	232	2,152	12
23	2,644	1,440	389	2,152	12
24	3,329	1,308	181	2,152	12
25	2,225	928	87	2,152	12
26	3,232	1,252	186	2,152	12
27	3,136	1,379	161	2,152	12
28	1,600	690	45	1,404	10
29	2,343	1,010	142	2,144	12
30	2,290	987	340	2,065	12
31	2,314	997	169	2,087	12
32	970	418	95	831	5
33	953	411	81	772	5
34	2,496	1,091	107	2,152	12
35	2,862	1,251	460	2,152	12
36	2,869	1,254	156	2,075	12
37	2,790	1,220	401	2,075	12
38	2,858	1,249	406	2,067	12
39	2,404	1,051	238	1,646	10
40	1,676	732	126	1,230	7
41	2,713	1,542	896	2,152	12
42	2,456	1,768	1,101	2,152	12
43	2,720	1,638	947	2,152	12
44	3,079	1,816	860	2,152	12
45	3,142	2,209	514	2,152	12
46	2,817	1,713	739	1,490	9
47	981	377	12	540	3
48	4,710	1,816	597	2,152	12
49	4,789	1,847	342	2,152	12
50	4,633	1,787	550	2,144	12
51	1,129	436	268	2,152	12
52	3,476	1,340	462	1,561	9
一月平均	267	124	30		

（注）１．収納月数については、国民年金推進員が未納者宅に訪問した際に、納付を受けたもののみを計上し、後日納付されたものは計上していない。

２．一月平均については、当該欄の合計を勤務月数の合計で除したものである。

（２３）愛知社会保険事務局

番号	収納等の実績 訪問件数（件）	面談件数（件）	収納月数（月）	報酬実績（千円）	勤務月数（月）
1	2,991	915	73	2,141	12
2	3,186	969	59	2,141	12
3	2,531	1,024	11	1,563	9
4	2,545	935	57	1,570	9
5	2,434	835	19	1,523	9
6	2,549	986	49	1,570	9
7	2,477	667	31	1,570	9
8	2,528	728	41	1,570	9
9	3,906	1,617	38	2,141	12
10	4,112	1,720	11	2,113	12
11	2,941	897	30	1,786	10
12	2,843	1,254	81	1,570	9
13	3,312	1,260	47	1,563	9
14	4,050	1,601	108	1,563	9
15	3,601	1,435	247	1,570	9
16	1,624	200	0	972	6
17	2,675	634	0	830	5
18	531	119	0	498	3
19	3,197	1,022	21	2,141	12
20	2,433	1,312	191	1,786	10
21	2,168	1,273	92	1,563	9
22	2,374	975	52	1,570	9
23	2,085	961	45	1,570	9
24	2,300	1,536	19	1,563	9
25	1,500	526	14	1,227	7
26	2,500	1,340	3	1,313	7
27	3,268	1,190	3	1,759	10
28	2,785	841	0	1,521	9
29	2,964	927	0	1,570	9
30	2,528	919	20	1,570	9
31	2,042	687	0	1,514	9
32	2,755	1,223	7	1,570	9
33	869	466	0	494	3
34	2,835	1,026	8	2,141	12
35	2,886	748	4	2,141	12
36	2,019	681	20	1,441	9
37	2,141	662	4	1,528	9
38	2,286	605	3	1,563	9
39	3,657	1,276	41	1,745	10
40	3,881	1,397	33	1,745	10
41	2,598	988	15	1,514	9
42	3,590	1,630	35	1,570	9
43	191	112	0	264	2
44	3,705	1,534	57	1,752	10
45	2,840	1,143	124	1,570	9
46	2,759	1,335	38	1,570	9
47	2,670	993	85	1,570	9
48	2,915	1,229	139	1,524	9
49	2,765	1,166	163	1,570	9
50	3,413	1,506	142	1,531	9
51	2,835	1,268	202	1,529	9
52	1,850	1,091	83	1,189	7
53	3,457	1,451	22	2,141	12
54	3,145	2,150	0	2,141	12
55	2,105	951	9	1,570	9
56	2,226	1,059	1	1,570	9
57	2,054	849	0	1,567	9
58	2,090	882	0	1,570	9
59	1,817	790	0	1,514	9
60	2,019	1,119	68	1,576	10
61	1,790	994	0	965	10
62	2,569	1,537	14	1,570	9
63	2,566	1,673	26	1,563	9
64	1,130	393	0	670	4
65	3,400	1,843	0	1,983	12
66	3,078	1,521	1	2,141	12
67	3,907	2,075	92	2,141	12
68	3,123	1,470	124	1,570	9
69	2,807	1,460	23	1,570	9
70	2,697	1,215	34	1,570	9
71	2,675	1,185	11	1,570	9
72	2,213	1,159	14	1,378	8
73	2,626	1,152	129	1,378	8
74	717	400	0	452	3
75	1,220	430	0	863	5
76	2,134	1,005	66	1,570	9
77	2,559	882	51	1,570	9
78	2,125	982	43	1,559	9
79	2,870	1,517	209	2,141	12
80	2,310	993	69	1,786	10
81	2,081	943	92	1,570	9
82	2,343	1,230	80	1,570	9
83	2,118	801	18	1,563	9
84	2,189	1,088	51	1,529	9
85	2,274	875	65	1,570	9
86	1,915	687	41	989	6
87	3,998	2,251	363	2,112	12
88	2,662	1,230	57	1,521	9
89	777	539	66	710	5
90	2,635	1,462	138	1,752	10
91	2,485	1,019	0	1,521	9
92	2,579	1,898	26	1,569	9
93	1,789	640	8	978	7
94	1,710	636	0	1,049	9
95	2,469	842	6	1,508	9
96	2,215	943	23	1,385	8
97	2,919	1,195	52	2,141	12
98	2,273	968	65	1,570	9
99	2,383	1,037	18	1,563	9
100	2,509	1,378	0	1,570	9
101	1,759	575	1	1,227	7
一月平均	281	120	5		

（注）１．収納月数については、国民年金推進員が未納者宅に訪問した際に、納付を受けたもののみを計上し、後日納付されたものは計上していない。

２．一月平均については、当該欄の合計を勤務月数の合計で除したものである。

（２４）三重社会保険事務局

番　号	収納等の実績			報酬実績（千円）	勤務月数（月）
	訪問件数（件）	面談件数（件）	収納月数（月）		
1	2,149	1,193	392	2,152	12
2	4,376	2,417	567	2,152	12
3	3,127	1,399	507	2,152	12
4	1,525	760	303	1,037	6
5	1,487	759	459	1,037	6
6	1,758	615	216	1,037	6
7	2,586	1,353	736	2,152	12
8	1,297	470	43	1,014	6
9	1,330	512	308	1,037	6
10	1,364	383	168	1,037	6
11	2,929	1,470	444	2,152	12
12	1,683	648	25	1,014	6
13	1,018	402	5	1,014	6
14	1,113	492	1	1,014	6
15	1,101	410	7	1,006	6
16	3,381	1,971	602	2,152	12
17	3,540	1,526	605	2,152	12
18	3,925	1,763	382	2,152	12
19	3,665	1,644	488	2,144	12
20	3,489	1,796	842	2,152	12
21	3,737	1,634	466	2,152	12
22	3,708	1,991	651	2,108	12
23	2,880	1,664	891	2,152	12
24	2,796	969	295	2,152	12
25	2,848	1,674	684	2,152	12
26	3,239	1,313	229	2,152	12
27	1,950	1,146	1,278	2,152	12
28	3,354	1,532	328	2,152	12
29	1,168	617	88	1,038	6
30	1,369	516	47	1,014	6
31	1,781	1,537	830	2,152	12
32	1,627	1,449	841	2,152	12
一月平均	248	122	44		

（注）１．収納月数については、国民年金推進員が未納者宅に訪問した際に、納付を受けたもののみを計上し、後日納付されたものは計上していない。

２．一月平均については、当該欄の合計を勤務月数の合計で除したものである。

（２５）滋賀社会保険事務局

番　号	収納等の実績			報酬実績（千円）	勤務月数（月）
	訪問件数（件）	面談件数（件）	収納月数（月）		
1	2,044	1,072	257	2,152	12
2	2,147	1,020	147	2,124	12
3	1,819	989	314	2,152	12
4	1,538	827	272	2,124	12
5	1,806	880	119	2,152	12
6	2,272	906	143	1,748	12
7	1,871	611	345	1,752	10
8	2,412	1,507	713	2,152	12
9	2,108	844	358	2,152	12
10	2,463	1,035	258	2,152	12
11	2,041	766	338	2,152	12
12	2,266	1,526	327	2,107	12
13	2,257	1,054	166	2,152	12
14	1,872	910	127	1,981	12
15	2,237	1,243	119	2,090	12
16	1,664	845	173	2,040	12
一月平均	173	84	22		

（注）１．収納月数については、国民年金推進員が未納者宅に訪問した際に、納付を受けたもののみを計上し、後日納付されたものは計上していない。

２．一月平均については、当該欄の合計を勤務月数の合計で除したものである。

（２６）京都社会保険事務局

番　号	収納等の実績			報酬実績（千円）	勤務月数（月）
	訪問件数（件）	面談件数（件）	収納月数（月）		
1	2,174	1,169	317	2,152	12
2	2,956	1,082	221	2,152	12
3	3,145	1,498	333	2,152	12
4	2,708	1,482	338	2,152	12
5	2,760	1,887	453	2,152	12
6	3,200	2,013	565	2,152	12
7	1,705	654	77	1,698	10
8	375	222	122	330	2
9	287	80	0	330	2
10	3,873	1,277	47	2,152	12
11	3,043	1,371	63	1,702	10
12	3,854	1,262	22	2,152	12
13	1,711	611	24	1,038	6
14	3,846	1,754	22	2,152	12
15	2,681	1,040	40	2,108	12
16	3,511	1,112	7	2,090	12
17	34	22	0	79	1
18	3,139	1,209	63	2,152	12
19	805	248	1	880	5
20	307	154	0	443	3
21	3,011	1,418	26	2,152	12
22	3,349	1,581	55	2,152	12
23	2,228	735	9	2,152	12
24	3,347	1,500	0	2,152	12
25	2,497	1,083	16	2,152	12
26	3,031	1,647	93	2,152	12
27	3,275	1,364	20	2,152	12
28	3,441	1,635	41	2,152	12
29	2,750	1,149	70	2,100	12
30	2,250	848	65	1,038	6
31	3,228	1,316	177	2,152	12
32	3,237	1,304	188	2,152	12
33	3,288	1,464	256	2,152	12
34	3,203	1,983	436	2,152	12
35	1,870	1,050	35	1,156	7
36	2,417	1,164	358	2,152	12
37	1,125	546	231	1,013	6
38	1,832	967	186	1,038	6
39	1,674	775	450	1,038	6
40	1,139	449	86	880	5
41	5,034	1,433	44	2,152	12
42	4,400	1,555	58	2,152	12
43	4,919	1,760	80	2,152	12
一月平均	266	116	13		

（注）１．収納月数については、国民年金推進員が未納者宅に訪問した際に、納付を受けたもののみを計上し、後日納付されたものは計上していない。

２．一月平均については、当該欄の合計を勤務月数の合計で除したものである。

（２７）大阪社会保険事務局

番　号	収納等の実績			報酬実績（千円）	勤務月数（月）
	訪問件数（件）	面談件数（件）	収納月数（月）		
1	2,665	853	62	1,218	7
2	1,876	500	115	2,075	12
3	2,165	636	45	1,864	11
4	0	0	0	111	1
5	0	0	0	98	1
6	1,158	285	7	1,028	6
7	964	255	6	993	6
8	5,228	2,003	58	2,074	12
9	3,565	1,368	21	2,074	12
10	6,513	3,202	102	1,885	11
11	5,071	2,048	56	1,885	11
12	1,259	270	0	909	6
13	2,640	837	101	1,925	12
14	3,062	977	168	1,851	11
15	2,275	604	10	1,226	7
16	2,438	701	8	1,226	6
17	1,886	501	31	809	5
18	1,913	515	49	1,901	11
19	1,965	556	19	1,873	11
20	2,665	1,027	326	1,906	11
21	2,445	571	65	1,908	11
22	1,602	581	64	1,666	10
23	1,500	723	85	1,662	10
24	1,522	399	23	1,727	10
25	1,584	513	31	1,226	7
26	1,605	253	16	1,776	11
27	2,338	783	63	1,836	11
28	2,171	634	35	1,028	6
29	3,049	920	134	2,082	12
30	2,602	1,007	154	1,511	9
31	2,552	738	102	1,226	7
32	1,860	1,020	144	1,859	11
33	2,773	1,271	74	1,893	11
34	3,183	1,453	77	2,078	12
35	1,850	696	51	1,226	7
36	3,260	1,041	34	2,035	12
37	2,057	460	19	1,893	11
38	927	330	75	825	5
39	1,602	752	55	1,562	9
40	2,388	1,049	235	1,865	11
41	2,246	683	75	1,893	11
42	1,965	1,159	382	1,859	11
43	507	177	1	614	4
44	1,141	367	20	1,499	9
45	0	0	0	68	1
46	1,281	603	40	1,922	12
47	1,757	600	44	2,090	12
48	854	530	33	1,357	8
49	1,429	604	174	1,885	11
50	1,466	503	135	2,076	12
51	1,396	537	217	1,833	11
52	376	201	101	485	3
53	1,883	597	48	1,226	7
54	2,703	924	15	1,893	11
55	1,166	234	4	989	6
56	1,455	340	65	1,028	6
57	795	246	68	1,028	6
58	1,813	241	24	1,999	12
59	2,770	963	55	1,893	11

番　号	収納等の実績			報酬実績（千円）	勤務月数（月）
	訪問件数（件）	面談件数（件）	収納月数（月）		
60	1,734	624	11	1,893	11
61	2,758	792	48	1,893	11
62	1,944	425	13	1,844	11
63	2,035	702	53	1,893	11
64	97	17	0	470	3
65	467	120	10	909	6
66	223	115	21	528	4
67	1,531	614	63	1,885	11
68	1,413	606	79	1,838	11
69	1,778	1,077	321	1,845	11
70	1,412	644	162	1,822	11
71	723	274	27	825	5
72	715	260	23	825	5
73	1,391	838	104	1,817	11
74	1,653	726	16	2,040	12
75	2,192	915	1	2,004	12
76	1,543	539	0	2,067	12
77	1,669	592	22	1,822	11
78	1,633	704	13	1,815	11
79	1,762	705	7	1,885	11
80	2,451	1,101	12	1,885	11
81	2,527	1,036	22	1,885	11
82	1,617	580	0	1,885	11
83	1,916	799	28	1,837	11
84	1,556	705	55	1,882	11
85	1,938	650	8	1,684	10
86	2,843	1,067	193	2,097	12
87	1,657	803	390	1,908	11
88	1,694	758	151	1,908	11
89	1,761	848	191	1,908	11
90	3,854	1,488	154	2,097	12
91	1,796	588	102	1,908	11
92	1,409	287	51	1,028	6
93	0	0	0	24	1
94	2,505	1,235	143	2,082	12
95	3,936	1,501	68	1,837	11
96	1,394	618	140	1,219	7
97	1,275	316	28	1,028	6
98	1,325	386	42	1,028	6
99	39	14	0	230	2
100	2,605	1,386	286	1,857	11
101	2,170	781	465	1,899	12
102	2,125	569	208	1,858	11
103	2,342	758	125	1,908	11
104	2,337	1,047	348	1,562	9
105	2,019	467	124	1,695	10
106	2,089	902	479	1,569	9
107	2,129	905	110	1,569	9
108	1,291	569	61	1,226	7
109	1,171	447	19	1,028	6
110	1,051	295	85	956	6
111	3,396	1,123	181	2,032	12
112	3,189	1,097	271	1,763	11
113	2,813	1,066	248	1,885	11
114	2,250	980	194	1,893	11
115	2,260	473	42	1,562	9
116	2,322	1,062	282	1,569	9
117	3,212	655	37	1,226	7
118	0	0	0	27	1
119	2,024	612	98	1,885	11
120	2,232	928	104	1,885	11

番　号	収納等の実績			報酬実績（千円）	勤務月数（月）
	訪問件数（件）	面談件数（件）	収納月数（月）		
121	2,202	936	138	1,851	11
122	2,467	805	190	1,851	11
123	1,948	824	297	1,885	11
124	1,083	421	25	1,770	12
125	147	35	0	478	5
126	1,396	692	63	1,908	11
127	1,686	820	81	1,908	11
128	1,146	453	33	1,843	11
129	1,396	522	89	1,873	11
130	1,251	462	60	1,843	11
131	1,050	337	33	1,302	8
132	1,676	771	20	2,001	12
133	1,349	581	29	1,908	11
134	1,176	477	1	1,844	11
135	1,420	542	38	1,873	11
136	1,195	498	0	1,856	11
137	1,470	643	44	1,873	11
138	1,229	577	59	1,808	11
139	1,266	610	23	1,893	11
140	1,088	371	15	1,908	11
141	1,024	413	6	1,668	10
142	1,179	590	63	1,719	10
143	0	0	0	21	1
144	1,840	588	103	2,054	12
145	2,029	614	19	1,830	11
146	2,043	694	1	1,859	11
147	1,997	1,188	164	1,893	11
148	1,685	765	115	1,893	11
149	1,593	532	5	1,886	11
150	262	81	0	447	3
151	1,878	664	0	2,016	12
152	1,667	657	180	1,893	11
153	1,749	739	25	1,363	7
154	2,451	1,039	277	1,845	11
155	1,797	879	333	1,824	11
156	2,978	1,651	613	1,893	11
一月平均	194	73	10		

（注）１．収納月数については、国民年金推進員が未納者宅に訪問した際に、納付を受けたもののみを計上し、後日納付されたものは計上していない。

２．一月平均については、当該欄の合計を勤務月数の合計で除したものである。

（２８）兵庫社会保険事務局

番　号	収納等の実績			報酬実績（千円）	勤務月数（月）
	訪問件数（件）	面談件数（件）	収納月数（月）		
1	2,855	1,251	524	2,152	12
2	2,870	1,403	437	2,152	12
3	3,095	1,495	518	2,136	12
4	4,135	1,187	40	2,152	12
5	4,857	740	2	2,152	12
6	3,459	1,238	156	2,152	12
7	4,600	693	2	2,152	12
8	4,871	2,379	62	2,141	12
9	5,115	3,735	91	2,152	12
10	4,490	2,315	44	2,116	12
11	6,407	2,570	149	2,152	12
12	5,304	2,502	111	2,152	12
13	4,710	2,611	66	2,152	12
14	5,797	2,426	93	2,116	12
15	5,360	2,429	128	2,152	12
16	5,995	1,817	54	2,152	12
17	3,723	1,370	5	2,144	12
18	5,164	2,472	68	1,960	11
19	4,527	1,483	23	2,152	12
20	2,799	1,211	14	2,152	12
21	3,486	1,010	20	2,152	12
22	4,638	1,237	4	2,152	12
23	5,861	2,109	3	2,152	12
24	2,122	658	18	1,007	6
25	561	217	0	681	5
26	3,420	1,063	72	2,115	12
27	6,228	1,463	65	2,084	12
28	6,459	2,369	41	2,152	12
29	6,017	1,743	186	2,152	12
30	5,080	1,936	60	2,115	12
31	3,537	1,337	117	2,136	12
32	2,021	988	279	2,152	12
33	1,852	1,125	368	2,152	12
34	1,725	755	211	2,152	12
35	3,008	1,292	112	2,094	12
36	2,267	1,335	187	2,152	12
37	1,771	1,037	265	2,085	12
38	1,145	518	70	1,014	6
39	883	602	10	818	6
40	1,514	822	111	1,038	6
41	1,512	737	177	1,038	6
42	3,640	1,127	56	2,152	12
43	3,198	1,101	60	2,130	12
44	3,612	1,093	1	2,152	12
45	3,360	959	104	2,152	12
46	3,437	983	44	2,152	12
47	3,718	1,160	39	2,145	12
48	2,412	805	7	1,583	9
49	1,509	505	2	1,038	6
50	1,506	508	7	1,038	6
51	1,517	515	34	1,038	6
52	1,102	358	0	1,014	6
53	0	0	0	158	1
54	3,007	1,430	80	2,144	12
55	3,640	1,231	25	2,152	12
56	2,862	906	1	2,078	12
57	2,602	1,015	70	1,547	9
58	2,950	1,163	18	1,583	9
59	1,485	677	4	1,038	6
60	4,106	1,739	0	2,052	12
61	800	360	0	766	5
62	0	0	0	71	1
63	2,964	1,201	120	2,138	12
64	4,008	1,197	29	2,152	12
65	3,027	1,121	144	2,152	12
66	3,472	733	50	2,152	12
67	3,681	1,154	107	2,152	12
68	3,530	901	133	2,152	12
69	3,241	922	123	2,128	12
70	3,422	573	23	1,734	10
71	2,851	1,197	29	2,145	12
72	3,081	1,325	246	2,116	12
73	2,341	573	23	2,152	12
74	1,525	589	13	2,152	12
75	1,973	994	1	2,152	12
76	1,965	784	0	2,152	12
77	2,147	1,255	0	2,152	12
78	2,641	1,829	114	2,152	12
79	1,878	905	0	2,152	12
80	1,806	711	0	2,152	12
一月平均	300	114	8		

（注）１．収納月数については、国民年金推進員が未納者宅に訪問した際に、納付を受けたもののみを計上し、後日納付されたものは計上していない。

２．一月平均については、当該欄の合計を勤務月数の合計で除したものである。

（２９）奈良社会保険事務局

番　号	収納等の実績			報酬実績（千円）	勤務月数（月）
	訪問件数（件）	面談件数（件）	収納月数（月）		
1	5,229	2,040	72	2,104	12
2	6,973	2,844	24	2,140	12
3	7,997	3,906	86	2,133	12
4	7,558	3,504	76	2,068	12
5	3,669	1,423	2	2,132	12
6	3,700	1,529	33	2,108	12
7	4,276	1,851	160	2,082	12
8	4,353	1,285	2	2,132	12
9	4,543	1,989	77	2,132	12
10	4,447	1,947	107	2,152	12
11	5,147	2,955	70	2,152	12
12	5,425	2,427	111	2,152	12
13	3,060	1,389	104	2,152	12
14	2,687	987	25	2,152	12
15	6,375	3,010	95	2,132	12
16	3,774	1,722	22	2,098	12
17	6,680	2,673	83	2,096	12
18	4,560	1,553	74	2,024	12
19	2,438	1,121	10	938	6
20	1,869	711	6	625	4
一月平均	419	181	5		

（注）１．収納月数については、国民年金推進員が未納者宅に訪問した際に、納付を受けたもののみを計上し、後日納付されたものは計上していない。

２．一月平均については、当該欄の合計を勤務月数の合計で除したものである。

（３０）和歌山社会保険事務局

番　号	収納等の実績			報酬実績（千円）	勤務月数（月）
	訪問件数（件）	面談件数（件）	収納月数（月）		
1	3,551	1,913	258	2,152	12
2	3,812	1,925	806	2,152	12
3	4,207	2,090	584	2,152	12
4	3,859	2,748	691	2,152	12
5	3,844	1,940	240	2,101	12
6	5,533	2,872	427	2,152	12
7	4,814	3,043	671	2,152	12
8	3,974	2,317	205	2,152	12
9	3,741	2,188	467	2,152	12
10	1,142	631	6	560	4
11	654	280	46	445	3
12	3,599	1,656	260	1,397	8
13	2,145	1,029	83	1,231	7
14	3,874	2,089	723	2,152	12
15	3,299	2,284	501	2,152	12
16	3,463	2,153	471	2,152	12
17	3,690	2,010	456	2,152	12
18	3,362	2,177	541	2,152	12
19	5,955	3,312	625	2,152	12
20	0	0	0	37	1
一月平均	338	190	40		

（注）１．収納月数については、国民年金推進員が未納者宅に訪問した際に、納付を受けたもののみを計上し、後日納付されたものは計上していない。

２．一月平均については、当該欄の合計を勤務月数の合計で除したものである。

（３１）鳥取社会保険事務局

番　号	収納等の実績			報酬実績（千円）	勤務月数（月）
	訪問件数（件）	面談件数（件）	収納月数（月）		
1	4,538	2,188	232	2,152	12
2	2,076	1,258	246	1,015	6
3	1,351	856	154	809	5
4	2,743	1,455	207	2,094	12
5	2,791	1,795	351	2,152	12
6	2,513	1,647	413	2,152	12
7	2,889	1,294	102	2,152	12
8	3,902	2,612	151	2,152	12
9	3,389	1,803	191	2,152	12
10	1,311	601	19	992	6
11	2,155	1,034	51	1,038	6
12	3,756	1,365	82	2,152	12
一月平均	281	150	18		

（注）１．収納月数については、国民年金推進員が未納者宅に訪問した際に、納付を受けたもののみを計上し、後日納付されたものは計上していない。

２．一月平均については、当該欄の合計を勤務月数の合計で除したものである。

（３２）島根社会保険事務局

番　号	収納等の実績			報酬実績（千円）	勤務月数（月）
	訪問件数（件）	面談件数（件）	収納月数（月）		
1	3,460	2,686	348	2,152	12
2	3,629	2,019	591	2,152	12
3	2,716	1,252	217	2,152	12
4	3,230	2,150	462	2,152	12
5	2,841	1,976	346	2,089	12
6	3,470	1,563	94	1,900	11
7	3,435	1,874	126	2,152	12
8	6,339	2,171	61	2,152	12
9	5,692	2,020	262	2,152	12
10	5,558	2,448	215	2,152	12
11	4,439	1,410	84	2,152	12
一月平均	342	165	21		

（注）１．収納月数については、国民年金推進員が未納者宅に訪問した際に、納付を受けたもののみを計上し、後日納付されたものは計上していない。

２．一月平均については、当該欄の合計を勤務月数の合計で除したものである。

（３３）岡山社会保険事務局

番　号	収納等の実績			報酬実績（千円）	勤務月数（月）
	訪問件数（件）	面談件数（件）	収納月数（月）		
1	1,849	1,130	189	2,152	12
2	3,036	1,681	130	2,152	12
3	622	215	13	722	4
4	954	562	19	1,014	6
5	4,619	2,295	490	2,152	12
6	3,575	1,399	214	2,152	12
7	3,569	1,616	252	2,152	12
8	3,909	1,578	145	2,152	12
9	3,654	1,422	110	2,152	12
10	3,876	1,392	107	2,152	12
11	4,239	1,630	208	2,122	12
12	2,057	811	104	1,015	6
13	1,722	567	79	777	5
14	397	182	12	272	2
15	2,177	1,172	111	878	6
16	1,543	560	135	1,136	7
17	3,564	1,327	147	1,911	11
18	2,327	1,000	139	1,852	12
19	895	254	32	676	4
20	5,788	3,049	791	2,067	12
21	3,120	1,436	112	2,086	12
22	3,368	1,810	543	2,086	12
23	3,408	1,530	362	2,086	12
24	5,304	2,938	533	2,043	12
25	2,607	1,137	97	2,084	12
26	440	211	12	460	3
27	2,960	1,053	76	2,079	12
28	1,612	890	79	1,099	9
29	2,255	1,079	408	2,024	12
30	2,333	1,065	155	2,152	12
31	2,916	1,561	357	2,102	12
32	3,011	1,598	182	2,117	12
33	3,034	1,492	200	1,951	12
一月平均	277	127	20		

（注）１．収納月数については、国民年金推進員が未納者宅に訪問した際に、納付を受けたもののみを計上し、後日納付されたものは計上していない。

２．一月平均については、当該欄の合計を勤務月数の合計で除したものである。

（３４）広島社会保険事務局

番　号	収納等の実績			報酬実績（千円）	勤務月数（月）
	訪問件数（件）	面談件数（件）	収納月数（月）		
1	2,096	601	236	1,847	11
2	2,261	608	183	1,806	11
3	1,668	680	73	1,847	11
4	2,770	1,009	177	1,847	11
5	1,870	702	154	1,740	11
6	1,748	723	144	1,847	11
7	1,803	794	298	1,847	11
8	1,698	696	104	1,740	11
9	2,237	845	281	2,029	12
10	2,302	867	334	2,029	12
11	1,247	371	0	802	6
12	3,187	787	314	1,833	11
13	3,419	1,134	174	1,833	11
14	3,199	1,142	313	1,819	11
15	2,422	914	170	1,833	11
16	1,924	714	130	835	5
17	3,354	1,104	336	2,015	12
18	3,197	1,294	490	2,036	12
19	4,129	1,137	204	2,036	12
20	2,058	607	25	1,840	11
21	2,698	1,061	176	1,847	11
22	2,920	1,046	182	1,847	11
23	2,807	1,092	224	1,398	9
24	4,211	1,659	93	2,009	12
25	4,120	1,597	129	2,043	12
26	4,198	1,273	221	2,043	12
27	4,721	2,006	95	2,043	12
28	4,224	1,351	39	1,846	11
29	3,084	1,137	59	1,434	9
30	556	207	0	300	2
31	2,149	895	305	2,043	12
32	2,272	753	119	2,043	12
33	2,075	1,229	104	2,043	12
34	1,989	747	510	2,043	12
35	2,466	963	79	2,036	12
36	4,520	1,891	149	2,043	12
37	2,784	1,172	98	2,009	12
38	3,571	1,608	192	1,812	11
39	2,282	908	153	1,270	8
40	234	165	17	420	3
41	1,142	594	99	2,036	12
42	1,561	840	122	1,818	11
43	1,914	1,023	208	1,847	11
44	2,000	1,167	125	1,842	11
一月平均	243	93	16		

（注）１．収納月数については、国民年金推進員が未納者宅に訪問した際に、納付を受けたもののみを計上し、後日納付されたものは計上していない。

２．一月平均については、当該欄の合計を勤務月数の合計で除したものである。

（３５）山口社会保険事務局

番　号	収納等の実績			報酬実績（千円）	勤務月数（月）
	訪問件数（件）	面談件数（件）	収納月数（月）		
1	1,200	593	93	1,021	6
2	3,752	1,561	289	2,141	12
3	3,010	790	226	2,141	12
4	4,788	2,284	479	2,141	12
5	2,634	1,057	277	2,141	12
6	879	379	143	948	6
7	1,124	349	15	710	4
8	2,955	1,055	95	2,116	12
9	3,181	1,513	321	2,152	12
10	3,311	1,463	185	2,116	12
11	3,100	1,549	277	2,152	12
12	1,415	608	76	1,007	6
13	3,358	1,618	206	1,774	10
14	3,235	1,657	169	2,152	12
15	3,366	1,608	175	1,779	10
16	4,016	1,804	123	2,152	12
17	3,467	1,873	77	2,152	12
18	3,196	1,210	8	2,133	12
19	3,955	1,514	81	2,093	12
20	3,393	1,723	170	2,078	12
21	3,691	1,718	19	2,087	12
22	3,333	1,733	350	2,072	12
23	3,307	1,714	524	2,072	12
24	3,624	1,626	383	2,072	12
25	5,096	2,612	437	2,152	12
26	3,790	1,571	410	1,961	11
一月平均	292	132	20		

（注）１．収納月数については、国民年金推進員が未納者宅に訪問した際に、納付を受けたもののみを計上し、後日納付されたものは計上していない。

２．一月平均については、当該欄の合計を勤務月数の合計で除したものである。

（３６）徳島社会保険事務局

番　号	収納等の実績			報酬実績（千円）	勤務月数（月）
	訪問件数（件）	面談件数（件）	収納月数（月）		
1	4,254	1,552	108	2,119	12
2	3,687	1,711	294	2,133	12
3	4,320	1,779	302	2,126	12
4	4,299	2,224	196	2,141	12
5	3,947	1,696	121	2,133	12
6	4,132	2,112	428	2,133	12
7	3,661	1,240	133	2,124	12
8	3,480	1,840	72	2,141	12
9	4,024	2,445	502	2,141	12
10	3,356	1,227	70	2,136	12
11	3,213	1,815	211	2,106	12
12	2,889	1,513	256	2,081	12
13	3,090	1,674	153	2,114	12
一月平均	310	146	18		

（注）１．収納月数については、国民年金推進員が未納者宅に訪問した際に、納付を受けたもののみを計上し、後日納付されたものは計上していない。

２．一月平均については、当該欄の合計を勤務月数の合計で除したものである。

（３７）香川社会保険事務局

番　号	収納等の実績			報酬実績（千円）	勤務月数（月）
	訪問件数（件）	面談件数（件）	収納月数（月）		
1	2,239	1,432	806	2,152	12
2	2,862	1,473	290	2,152	12
3	4,486	2,107	160	2,152	12
4	4,148	1,781	103	2,152	12
5	4,742	2,503	235	2,152	12
6	3,618	1,636	94	2,123	12
7	3,565	1,850	116	2,152	12
8	3,664	1,521	140	2,152	12
9	4,138	1,732	184	2,152	12
10	3,622	1,629	98	2,116	12
11	5,579	2,140	283	2,102	12
12	3,555	1,757	144	1,948	12
13	3,976	1,858	103	2,152	12
14	3,942	2,077	191	2,152	12
一月平均	322	152	18		

（注）１．収納月数については、国民年金推進員が未納者宅に訪問した際に、納付を受けたもののみを計上し、後日納付されたものは計上していない。

２．一月平均については、当該欄の合計を勤務月数の合計で除したものである。

（３８）愛媛社会保険事務局

番　号	収納等の実績			報酬実績（千円）	勤務月数（月）
	訪問件数（件）	面談件数（件）	収納月数（月）		
1	4,041	1,778	436	2,070	12
2	4,644	1,537	557	2,152	12
3	4,206	1,720	611	2,152	12
4	4,792	2,340	829	2,152	12
5	4,044	1,690	674	2,152	12
6	3,969	1,747	801	2,152	12
7	4,550	2,283	917	2,152	12
8	4,615	2,167	791	1,878	12
9	3,970	1,842	1,130	2,152	12
10	3,731	1,596	559	2,152	12
11	3,794	1,627	415	2,152	12
12	3,919	2,033	486	2,152	12
13	2,943	1,641	312	2,152	12
14	4,134	2,279	804	2,152	12
15	5,847	3,666	1,138	2,152	12
16	5,729	3,705	1,647	2,152	12
17	4,566	2,367	319	2,152	12
18	4,333	2,254	312	2,152	12
19	4,202	1,833	316	2,152	12
20	4,416	2,158	516	2,152	12
21	4,732	2,849	410	2,152	12
22	4,764	3,069	483	2,152	12
23	4,571	2,732	354	2,152	12
一月平均	364	184	54		

（注）１．収納月数については、国民年金推進員が未納者宅に訪問した際に、納付を受けたもののみを計上し、後日納付されたものは計上していない。

２．一月平均については、当該欄の合計を勤務月数の合計で除したものである。

（３９）高知社会保険事務局

番号	収納等の実績 訪問件数（件）	面談件数（件）	収納月数（月）	報酬実績（千円）	勤務月数（月）
1	4,542	1,995	32	2,152	12
2	4,598	2,153	6	2,152	12
3	4,085	1,118	25	2,133	12
4	5,045	2,370	61	2,152	12
5	4,575	2,056	86	2,021	12
6	3,863	1,824	34	2,090	12
7	3,365	1,704	246	2,152	12
8	4,719	2,698	509	2,152	12
9	4,984	2,881	182	2,152	12
10	4,501	1,443	140	1,583	9
11	3,110	1,567	104	2,152	12
12	3,534	1,489	81	2,109	12
13	5,260	2,369	235	2,152	12
14	3,496	1,668	323	2,152	12
15	4,302	2,280	61	2,152	12
16	4,157	2,534	113	2,152	12
一月平均	361	170	12		

（注）１．収納月数については、国民年金推進員が未納者宅に訪問した際に、納付を受けたもののみを計上し、後日納付されたものは計上していない。

２．一月平均については、当該欄の合計を勤務月数の合計で除したものである。

（４０）福岡社会保険事務局

番号	収納等の実績 訪問件数（件）	面談件数（件）	収納月数（月）	報酬実績（千円）	勤務月数（月）
1	2,930	1,472	75	2,088	12
2	3,078	893	39	2,034	12
3	3,463	1,447	29	2,084	12
4	3,053	1,313	113	1,730	10
5	1,104	524	0	529	3
6	3,440	1,853	422	2,141	12
7	3,104	913	59	2,141	12
8	3,638	1,174	61	1,569	9
9	2,144	1,157	134	1,569	9
10	2,588	1,338	129	1,569	9
11	2,294	1,174	88	1,569	9
12	2,821	1,339	101	1,569	9
13	3,252	1,513	173	1,384	8
14	914	282	12	702	4
15	3,176	954	31	1,569	9
16	3,355	1,085	10	1,569	9
17	1,073	276	0	509	3
18	55	5	0	172	1
19	6,377	842	22	1,573	9
20	2,883	400	6	1,577	9
21	1,553	432	0	887	6
22	888	323	9	502	3
23	3,793	1,509	307	1,583	9
24	3,960	1,552	104	1,583	9
25	3,404	1,822	15	1,583	9
26	3,543	1,416	37	1,583	9
27	3,928	1,171	23	1,583	9
28	2,651	706	155	880	5
29	2,160	626	43	880	5
30	1,572	595	0	722	4
31	938	521	0	540	3
32	3,073	1,553	27	1,906	11
33	2,680	1,130	90	1,961	11
34	2,452	1,389	61	1,512	9
35	2,949	1,328	50	1,583	9
36	2,148	1,011	24	1,583	9
37	1,692	438	16	880	5
38	1,502	496	49	880	5
39	1,439	347	40	880	5
40	781	335	0	880	5
41	893	364	0	880	5
42	2,950	1,408	253	1,786	10
43	2,653	1,472	364	1,786	10
44	2,413	1,117	699	1,786	10
45	1,548	637	322	1,786	10
46	2,955	1,280	125	1,786	10
47	2,672	1,199	166	1,786	10
48	2,953	1,329	144	1,786	10
49	2,861	1,070	438	1,786	10
50	2,351	766	158	1,397	8
51	2,296	1,314	7	1,961	11
52	5,974	1,323	216	1,961	11
53	3,086	1,475	0	1,961	11
54	3,495	1,845	7	1,803	10
55	2,345	1,336	13	1,803	10
56	2,496	1,213	49	1,583	9
57	2,412	1,779	46	1,961	11
58	2,591	1,896	311	1,961	11
59	2,389	1,416	79	1,961	11

番　号	収納等の実績			報酬実績（千円）	勤務月数（月）
	訪問件数（件）	面談件数（件）	収納月数（月）		
60	1,246	789	76	1,028	8
61	2,184	1,298	95	2,152	12
62	1,940	971	481	2,152	12
63	1,656	984	238	2,152	12
64	2,270	1,737	271	2,152	12
65	1,253	636	55	1,786	10
66	1,428	514	36	1,757	10
67	1,337	762	76	1,786	10
68	1,221	517	110	1,583	9
69	0	0	0	79	1
70	3,702	2,141	484	1,961	11
71	3,064	1,569	310	1,961	11
72	2,386	1,778	563	1,961	11
73	2,311	1,504	377	1,961	11
74	2,476	1,753	345	1,961	11
75	1,915	987	105	1,961	11
76	2,223	1,179	131	1,583	9
77	2,215	1,372	69	1,583	9
一月平均	277	123	14		

（注）１．収納月数については、国民年金推進員が未納者宅に訪問した際に、納付を受けたもののみを計上し、後日納付されたものは計上していない。

２．一月平均については、当該欄の合計を勤務月数の合計で除したものである。

（４１）佐賀社会保険事務局

番　号	収納等の実績			報酬実績（千円）	勤務月数（月）
	訪問件数（件）	面談件数（件）	収納月数（月）		
1	2,318	1,167	53	2,152	12
2	2,699	1,274	181	2,152	12
3	2,749	1,394	213	2,152	12
4	3,943	2,250	571	2,043	12
5	4,179	1,701	393	2,105	12
6	2,589	1,361	255	1,172	7
7	3,966	2,354	512	2,116	12
8	3,488	1,496	374	2,141	12
9	2,950	1,546	416	2,141	12
10	4,030	1,939	484	2,141	12
11	2,892	1,358	399	2,141	12
12	1,312	563	87	870	5
13	3,332	2,570	152	2,090	12
14	3,730	2,280	679	2,141	12
15	3,179	1,710	261	2,152	12
一月平均	282	149	30		

（注）１．収納月数については、国民年金推進員が未納者宅に訪問した際に、納付を受けたもののみを計上し、後日納付されたものは計上していない。

２．一月平均については、当該欄の合計を勤務月数の合計で除したものである。

（４２）長崎社会保険事務局

番　号	収納等の実績			報酬実績（千円）	勤務月数（月）
	訪問件数（件）	面談件数（件）	収納月数（月）		
1	2,819	1,947	846	2,152	12
2	2,512	1,829	873	2,152	12
3	3,019	1,898	740	2,152	12
4	2,063	1,272	752	2,152	12
5	2,416	1,269	494	2,152	12
6	1,914	1,085	367	2,152	12
7	2,137	1,369	929	2,152	12
8	2,164	1,317	559	2,092	12
9	2,379	1,268	437	2,152	12
10	1,819	1,083	528	2,152	12
11	2,037	1,046	389	2,152	12
12	1,830	982	345	2,152	12
13	1,923	1,615	911	2,152	12
14	2,671	2,010	400	2,152	12
15	2,094	1,383	702	2,152	12
16	2,295	1,487	427	2,152	12
17	2,070	1,270	404	2,152	12
18	2,388	1,539	474	2,152	12
19	1,997	932	232	2,152	12
20	1,929	1,206	613	2,152	12
21	1,969	1,227	357	2,152	12
22	2,365	1,499	410	1,803	12
一月平均	185	116	46		

（注）１．収納月数については、国民年金推進員が未納者宅に訪問した際に、納付を受けたもののみを計上し、後日納付されたものは計上していない。

２．一月平均については、当該欄の合計を勤務月数の合計で除したものである。

（４３）熊本社会保険事務局

番　号	収納等の実績			報酬実績（千円）	勤務月数（月）
	訪問件数（件）	面談件数（件）	収納月数（月）		
1	4,036	2,331	270	2,152	12
2	3,639	2,216	260	2,152	12
3	6,378	3,942	580	2,152	12
4	3,987	2,149	469	2,052	12
5	3,770	2,554	448	2,152	12
6	4,259	2,914	320	2,106	12
7	3,951	1,964	364	2,152	12
8	3,496	1,796	449	2,152	12
9	3,510	2,219	469	2,152	12
10	3,632	1,895	430	2,152	12
11	3,591	1,971	573	2,152	12
12	3,588	1,991	401	2,152	12
13	4,068	2,315	504	2,152	12
14	4,356	2,055	448	2,152	12
15	3,742	2,052	473	2,152	12
16	3,445	1,928	457	2,152	12
17	4,148	2,393	560	2,152	12
18	4,364	3,284	1,269	2,152	12
19	4,328	2,650	640	2,152	12
20	1,885	1,123	156	1,014	6
21	1,749	1,062	201	1,038	6
22	4,263	2,455	292	2,152	12
23	4,395	3,269	332	2,152	12
24	5,851	3,160	301	2,152	12
25	5,210	2,662	257	2,152	12
26	5,720	2,768	173	2,152	12
27	4,966	2,560	128	2,152	12
28	2,468	1,248	46	1,014	6
29	1,848	950	99	962	6
30	4,753	3,698	931	2,152	12
31	3,956	3,008	704	2,152	12
一月平均	354	191	36		

（注）１．収納月数については、国民年金推進員が未納者宅に訪問した際に、納付を受けたもののみを計上し、後日納付されたものは計上していない。

２．一月平均については、当該欄の合計を勤務月数の合計で除したものである。

（４４）大分社会保険事務局

番号	収納等の実績			報酬実績（千円）	勤務月数（月）
	訪問件数（件）	面談件数（件）	収納月数（月）		
1	3,497	1,682	266	2,152	12
2	3,258	1,748	400	2,152	12
3	3,010	1,397	281	2,152	12
4	3,620	2,078	370	2,152	12
5	3,166	1,278	158	2,152	12
6	4,026	1,924	354	2,152	12
7	2,946	1,225	403	2,152	12
8	3,238	2,019	442	2,152	12
9	2,703	1,635	404	2,152	12
10	2,640	1,665	419	2,152	12
11	3,281	1,974	914	2,152	12
12	3,446	1,885	350	2,152	12
13	3,435	1,942	533	2,152	12
14	3,437	1,578	417	2,152	12
15	3,505	2,326	543	1,925	11
16	3,459	2,354	448	2,152	12
17	4,596	2,662	401	2,152	12
18	3,295	2,002	290	2,152	12
一月平均	282	155	34		

（注）１．収納月数については、国民年金推進員が未納者宅に訪問した際に、納付を受けたもののみを計上し、後日納付されたものは計上していない。

２．一月平均については、当該欄の合計を勤務月数の合計で除したものである。

（４５）宮崎社会保険事務局

番号	収納等の実績			報酬実績（千円）	勤務月数（月）
	訪問件数（件）	面談件数（件）	収納月数（月）		
1	4,373	2,915	539	2,144	12
2	4,203	3,086	694	2,152	12
3	5,491	2,127	539	2,152	12
4	5,216	2,930	766	2,152	12
5	6,151	3,301	1,013	2,152	12
6	4,200	2,379	509	2,152	12
7	4,326	1,954	400	2,152	12
8	3,758	1,363	360	2,152	12
9	4,695	2,029	340	2,152	12
10	4,382	2,117	565	2,152	12
11	4,241	1,899	374	2,152	12
12	3,854	1,666	524	2,152	12
13	3,459	2,392	980	2,152	12
14	3,499	2,825	1,517	2,152	12
15	2,620	1,968	658	2,152	12
16	3,027	2,156	949	2,136	12
17	2,307	1,151	977	2,132	12
18	2,350	1,674	1,845	2,144	12
19	3,910	2,608	691	2,152	12
20	4,072	2,623	337	2,152	12
一月平均	334	188	61		

（注）１．収納月数については、国民年金推進員が未納者宅に訪問した際に、納付を受けたもののみを計上し、後日納付されたものは計上していない。

２．一月平均については、当該欄の合計を勤務月数の合計で除したものである。

（４６）鹿児島社会保険事務局

番　号	収納等の実績			報酬実績（千円）	勤務月数（月）
	訪問件数（件）	面談件数（件）	収納月数（月）		
1	1,525	625	81	2,152	12
2	1,792	719	104	2,073	12
3	2,387	1,124	196	2,152	12
4	1,109	474	162	1,397	8
5	3,537	1,258	140	2,152	12
6	3,937	1,220	109	2,152	12
7	3,952	1,681	45	2,152	12
8	4,065	2,465	314	2,143	12
9	4,775	2,847	312	2,152	12
10	3,728	1,742	223	2,152	12
11	4,038	1,658	361	2,152	12
12	3,851	2,179	266	2,145	12
13	4,024	2,013	169	2,137	12
14	4,271	2,507	257	2,152	12
15	2,114	692	95	2,152	12
16	2,387	1,343	131	2,152	12
17	2,541	1,542	200	1,972	12
18	2,314	1,213	107	2,152	12
19	3,194	1,728	154	2,152	12
20	3,411	1,614	109	2,152	12
21	2,864	741	26	2,152	12
22	2,966	1,188	143	2,152	12
23	2,296	1,318	161	2,149	12
24	2,734	1,422	179	2,141	12
25	3,293	1,513	99	2,149	12
26	2,369	593	31	2,141	12
27	4,911	2,449	213	2,152	12
28	3,925	1,666	146	2,026	12
29	4,182	2,253	156	2,152	12
一月平均	269	127	14		

（注）１．収納月数については、国民年金推進員が未納者宅に訪問した際に、納付を受けたもののみを計上し、後日納付されたものは計上していない。

２．一月平均については、当該欄の合計を勤務月数の合計で除したものである。

（４７）沖縄社会保険事務局

番　号	収納等の実績			報酬実績（千円）	勤務月数（月）
	訪問件数（件）	面談件数（件）	収納月数（月）		
1	3,284	2,244	510	2,137	12
2	3,975	3,115	815	2,152	12
3	4,021	2,458	251	2,152	12
4	4,461	2,928	482	2,152	12
5	4,057	2,554	200	681	12
6	3,858	2,550	267	2,152	12
7	4,095	2,693	305	2,152	12
8	3,983	2,298	195	2,152	12
9	4,218	2,598	206	2,152	12
10	4,669	3,388	842	2,152	12
11	4,683	2,923	372	2,152	12
12	2,452	1,554	251	2,152	12
13	4,071	2,744	373	2,152	12
14	1,406	965	27	1,181	6
15	4,176	2,087	117	2,152	12
16	3,858	1,973	123	2,152	12
17	3,516	1,851	122	2,152	12
18	3,657	1,831	103	2,152	12
19	3,681	2,059	141	2,152	12
20	3,131	2,337	123	2,152	12
21	2,985	2,172	222	2,152	12
22	3,084	2,212	492	2,152	12
23	2,914	2,099	240	2,152	12
24	1,695	1,046	8	1,172	7
25	2,924	1,916	375	2,152	12
26	3,177	2,018	372	1,969	12
27	2,959	2,256	299	2,152	12
28	3,643	2,603	465	2,152	12
29	2,992	2,244	512	2,152	12
30	4,023	3,181	480	2,152	12
31	883	646	47	880	5
32	2,731	1,845	665	2,152	12
33	2,502	1,606	397	2,152	12
34	2,615	1,749	490	2,152	12
35	3,482	2,330	238	2,152	12
36	3,448	2,607	361	2,152	12
一月平均	293	192	28		

（注）１．収納月数については、国民年金推進員が未納者宅に訪問した際に、納付を受けたもののみを計上し、後日納付されたものは計上していない。

２．一月平均については、当該欄の合計を勤務月数の合計で除したものである。

平成十六年五月七日提出
質問第九一号

公的年金の支給業務に関する質問主意書

提出者　中根　康浩

公的年金の支給業務に関する質問主意書

公的年金制度を今後とも安定的に運営していくために必要なことは、いうまでもなく制度自体に対する国民からの信用回復である。にもかかわらず、これまでに様々な事務的ミスや制度そのものの欠陥により年金制度に対する国民からの不信感や不安感を助長する事態が相次いでいる。こうした事務的ミスの事実関係の究明と適切な対応により国民からの信頼を回復することが必要不可欠であると考える。

従って、次の事項について質問する。

一　一九九九年六月から二〇〇三年六月の四ヵ年にわたり発生したとされる厚生年金の「加給年金」と「振替加算」の支給ミスについて

（1）厚生年金の「加給年金の過払い」の対象者数と「過払い額」を一九九九年から二〇〇三年までの間の年度ごとに答弁されたい。また、「過払い」の対象者に行なった返還請求の内容と法的根拠についてあわせて答弁されたい。

（2）「加給年金の過払い」の対象者に対する返還請求額の一人あたりの額の分布について答弁されたい。

（3）「加給年金の過払い」の対象者に対する返還請求の実績について年度ごとに答弁されたい。

（4）「加給年金の過払い」が発生した原因と再発防止対策について答弁されたい。

（5）厚生年金の「振替加算」の「未支給」となった原因について答弁されたい。また、その対象者数と未支給額を一九九九年から二〇〇三年度までの年度ごとについてあわせて答弁されたい。

（6）「振替加算の未支給」の対象者に対する事後対応について、年度ごとの実績を答弁されたい。

（7）「振替加算の未支給」が発生した原因と再発防止対策について答弁されたい。

（8）加給年金の過払いや振替加算の未支給について、返還請求する際や事後支給する際に利息などはつくかどうか、答弁されたい。

二　国民年金の任意加入制度によって生じる過徴収について

（1）国民年金の任意加入制度を利用して加入期間が四十年に達した後も六十五歳以前に脱退届を出し忘れた結果、過剰に徴収された人がいると考えられる。その人数と国民年金保険料総額を過去三ヵ年分について答弁されたい。

（2）国民年金に任意加入した場合に四十年を超過した加入期間は給付額に反映されないことを分かりやすく周知すべきと考えるが、どのように対応しているかを答弁されたい。

（3）国民年金に任意加入した場合、四十年を超えて保険料を支払った人に対する、保険料の返還はどのように行なわれていたのか、また今後はどのように行なっていくべきと考えているか答弁されたい。

三　市町村の年金相談用に設置したパソコンについて

二〇〇二年、国民年金の事務が市町村から社会保険庁に移管された際に、年金相談用として市町村ごとに設置されたパソコンと年金相談用オンラインシステムの概要について答弁されたい。また、それらの活用状況についても明らかにした上で、所期の目的を達成したと考えているかどうかもあわせて答弁されたい。

四　以上を踏まえ、公的年金の支給業務の適正を期するために必要な方策のあり方について、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一五九第九一号
平成十六年五月二十一日

内閣総理大臣　小泉純一郎

衆議院議長　河野　洋平殿

衆議院議員中根康浩君提出公的年金の支給業務に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員中根康浩君提出公的年金の支給業務に関する質問に対する答弁書

一の(1)について

平成十一年六月に年金給付システム（厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付、年金相談等に使用される年金給付システムをいう。以下同じ。）の一部を即時処理とするためにコンピュータプログラムを変更した際の誤りにより発生した、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第四十四条第一項に規定する老齢厚生年金の加給年金等（以下「加給年金」という。）の過払については、平成十五年六月に公表したところであるが、その対象者数は六千二百四十九人であり、その金額は二十四億千五十一万五千九百二十円である。なお、加給年金の過払の対象者ごとに過払金額を把握し、管理しているところであり、お尋ねの年度ごとの対象者数及び過払金額の内訳については、事務処理上の必要性がないことから把握しておらず、また、新たに区分し、集計することは、作業が膨大なものとなることから、お答えすることは困難である。

また、加給年金の過払の返還については、その対象者ごとに年金額の変更を行っており、過払分については法律上の原因がないことから、過払の金額等をお知らせし、不当利得返還請求権に基づき返納を請求しているところである。

一の(2)について

お尋ねの加給年金の過払の対象者一人当たりの返還請求額の分布については、別表第一のとおりである。

一の(3)について

加給年金の過払の対象者全員に対して返還請求を行っており、対象者ごとに現金による一括返納若しくは分割返納又は年金の減額調整のいずれかの方法により返納していただくこととしているところである。平成十五年度末時点の返納された額については現在調査中であるが、加給年金の過払の対象者のうち、返納方法につい

て申出を行った者の数は、本年四月三十日現在で六千百十一人であり、これらの者に係る過払総額は二十三億四千七百十九万六千六十九円である。

一の(4)について

加給年金の過払は、平成十一年六月に年金給付システムの一部を即時処理とするためにコンピュータプログラムを変更した際の誤りにより発生したものであるが、その原因は、社会保険庁社会保険業務センター（以下「業務センター」という。）からシステム開発を委託した業者への指示が適確に伝達されていなかったこと及びシステムの運行の事前確認（以下「事前確認」という。）が十分でなかったことによるものである。再発防止対策については、社会保険庁に設置した事故再発防止策検討委員会が平成十五年十二月に取りまとめた事故再発防止策検討委員会報告書（以下「委員会報告書」という。）に基づき、このような誤りが再び生じることのないよう、システム開発の委託先に行う指示を文書に基づくものとすることを徹底したほか、システム開発における事前確認の充実を図るなどの対策を講ずることとしたところである。

一の(5)及び(7)について

国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第十四条の規定に基づく御指摘の振替加算（以下「振替加算」という。）の未払は、社会保険事務所（地方社会保険事務局事務所を含む。以下同じ。）から業務センターに報告する「年金受給報告書」（振替加算を受給するために必要な配偶者の加給年金に関する情報を得るための報告書）の進達漏れ等により発生したものであるが、その原因は、社会保険事務所に対する事務処理の説明、周知の不徹底等によるものであり、再発防止策については、委員会報告書に基づき、業務センターが作成した「国民年金・厚生年金保険年金給付関係業務取扱要領」の整備を図るなどの対策を講じたところである。振替加算の当該未払の対象者数は三万三千四百人であり、その金額は二百四十九億七千二百六十八万九千十四円である。また、振替加算の未払の対象者ごとの未払金額については把握しているところであるが、お尋ねの年度ごとの当該人数及び当該金額の内訳については、事務処理上の必要性がないことから把握しておらず、また、新たに区分し、集計することは、作業が膨大なものとなることから、お答えすることは困難である。なお、振替加算の未払の対象者について、それぞれの振替加算の開始月が属する年度ごとに区分した人数及びそれらの者の平成十五年七月までの未払金額の総額については、別表第二のとおりである。

一の(6)について

振替加算の未払については、平成十五年九月十二日に、全額を支払ったところである。

一の(8)について

加給年金の過払の対象者は、善意の受益者であることから、その返還金については利息を求めていない。また、振替加算の未払については、平成十五年九月十二日に、昭和六十年改正法附則第十四条に基づき未払分の支給を決定したところであり、その未払であった振替加算については利息を付していない。

二の(1)について

国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）附則第五条第一項の規定による任意加入被保険者（以下「任意加入被保険者」という。）については、お尋ねの事例に該当する者の人数を区分し、集計しておらず、また、新たに区分し、集計することは作業が膨大なものとなることから、その人数をお答えすることは困難である。

二の(2)について

社会保険庁から任意加入被保険者の資格取得の申出を受理する市町村に対して、当該申出があったときは、必要に応じ本人から事情を聴取し、加入可能年数を超える者等の加入を防ぐため、必要な審査を行うとともに、本人に対しては任意加入被保険者の制度について説明を行い、保険料納付済期間の月数が満額の年金となる月数に達する時期に喪失の申出が必要となる旨を周知するよう指導している。

二の(3)について

任意加入被保険者の制度については、加入するか否かは申出をする者の任意であるため、六十五歳到達等の場合を除き、国民年金法附則第五条第四項に基づき本人が申し出た場合に限り被保険者の資格を喪失させることとされているため保険料を還付する仕組みとなっていないものであるが、お尋ねのような事例が発生することのないよう、二の(2)についてで述べたことについて、更に市町村への指導を徹底してまいりたい。

なお、第百五十九回国会に提出した国民年金法等の一部を改正する法律案においては、任意加入被保険者が四十年間保険料を納付した時点において被保険者の資格を喪失する旨の規定を定めているところである。

三について

市町村の国民年金に係る法定受託事務の円滑な実施を図るため、国民年金法第七条第一項第一号に定める第一号被保険者に係る資格記録及び保険料納付記録等の情報並びに同項第二号に定める第二号被保険者に係る資格喪失年月日等の情報を市町村が照会できるよう、業務センターに情報提供用サーバを設置するとともに、公衆回線を通じて、市町村に設置した照会用パソコンに情報を提供している。

平成十五年度末現在で四千七百九十三台の照会用パソコンを市町村に設置しており、同年度における各月ごとの照会用パソコンを活用した市町村からの照会件数は、別表第三のとおりである。

照会用パソコンについては、市町村の国民年金に係る法定受託事務の円滑な実施に資しているものと考えている。

四について

公的年金制度は高齢期の生活の基本的な部分を支えるものであることから、年金の支払については適正に実施されることが必要不可欠であると考えており、委員会報告書に基づき所要の措置を講ずるなど厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の適正な事業運営に努めてまいりたい。

別表第一

加給年金の過払金額	加給年金の過払件数
二〇〇、〇〇〇円以下	一、八七五件
二〇〇、〇〇〇円超　四〇〇、〇〇〇円以下	一、八七七件
四〇〇、〇〇〇円超　六〇〇、〇〇〇円以下	一、二四七件
六〇〇、〇〇〇円超　八〇〇、〇〇〇円以下	七六三件
八〇〇、〇〇〇円超　一、〇〇〇、〇〇〇円以下	三七七件
一、〇〇〇、〇〇〇円超　一、二〇〇、〇〇〇円以下	一一〇件
合計	六、二四九件

（注）　最低額は一九、二八三円（該当件数は九件）、最高額は一、一九三、八一六円（該当件数は一件）、平均額は約三八六、〇〇〇円である。

別表第二

開始年度	未払対象者数	未払金額
平成三年度	三三〇人	八五五、三九六、一二六円
平成四年度	四六四人	一、〇八六、九〇八、〇〇三円
平成五年度	七七三人	一、六一四、二二一、九三四円
平成六年度	一、二三九人	二、二六四、一二〇、七九七円
平成七年度	九二六人	一、四八二、八八五、九七七円
平成八年度	一、一五六人	一、五三六、五四一、八八九円
平成九年度	二、五六一人	二、八二一、五八〇、二六三円
平成十年度	三、九三六人	三、四八五、四六二、二八六円
平成十一年度	五、〇三五人	三、四〇〇、六四〇、〇〇八円
平成十二年度	八、九三二人	四、二三二、八一四、六三六円
平成十三年度	六、〇九五人	一、九三九、七五〇、八〇七円
平成十四年度	一、八一〇人	二四八、六二〇、九五二円
平成十五年度	一四三人	三、七四五、三三六円
合計	三三、四〇〇人	二四、九七二、六八九、〇一四円

別表第三

	第一号被保険者に係る情報	第二号被保険者に係る情報
平成十五年四月	一一六、六二三件	一四、三九二件
五月	八一、九一二件	一三、七四三件
六月	六八、七〇三件	一一、二〇〇件
七月	五九、五四七件	九、七六四件
八月	五四、四〇七件	九、〇〇二件
九月	五五、五六四件	九、四五九件
十月	六九、一五〇件	一一、四二三件
十一月	五一、五三六件	八、三四一件
十二月	五六、一六〇件	八、一〇〇件
平成十六年一月	五九、六九九件	九、八六一件
二月	六三、八〇一件	一一、〇〇五件
三月	一〇九、八四一件	一三、四八七件

平成十六年五月十四日提出
質問第九八号

教育基本法第八条第二項に規定する「政治的活動」の範囲に関する質問主意書

提出者　平岡　秀夫

教育基本法第八条第二項に規定する「政治的活動」の範囲に関する質問主意書

議会制民主主義である我が国にとって、公正・公平な選挙は民主主義の根本にかかわる問題である。そして、一部の者が不当にその地位や権限などを利用して有権者の判断を歪めてはならないということと共に、一般の有権者が積極的に選挙運動に参加することにより、自己の主義・主張を政治に反映させていくこともまた、重要であり、尊重されるべきである。以上の観点より、以下質問する。

教育基本法第八条第二項では、「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。」と規定している。ここにいう「その他政治的活動」とは、公正・公平な選挙を実現するため、学校という公共性の高い組織がその地位や権限などを利用して有権者の判断を歪めてはならないという趣旨から、特定の政党を支持し又はこれに反対するための「政治的活動」に限らず、何ら限定が付されない「政治的活動」が禁止されている、と解すべきである。同項に規定する「その他政治的活動」の範囲について、政府の見解を問う。

右質問する。

内閣衆質一五九第九八号
平成十六年五月二十一日

内閣総理大臣　小泉純一郎

衆議院議長　河野　洋平殿

衆議院議員平岡秀夫君提出教育基本法第八条第二項に規定する「政治的活動」の範囲に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員平岡秀夫君提出教育基本法第八条第二項に規定する「政治的活動」の範囲に関する質問に対する答弁書

教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）第八条第二項は、学校の政治的中立性を確保するため、法律に定める学校が、党派的政治教育その他政治的活動を行うことを禁止しているものである。同項中「政治的活動」とは、政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対するようなことを目的として行われる行為を指すものであり、必ずしも特定の政党を支持し、又はこれに反対するための行為に限られないものと解する。

（答弁通知書受領）

一、去る二十一日、内閣から、衆議院議員田中慶秋君提出緊急間伐五カ年対策に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十六年五月三十一日までに答弁する旨の国会法第七十四条第一項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る二十一日、内閣から、衆議院議員田中慶秋君外一名提出今国会提出の著作権法の一部を改正する法律案に於ける暫定措置廃止後の法律の運用に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十六年五月二十六日までに答弁する旨の国会法第七十四条第一項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る二十一日、内閣から、衆議院議員川内博史君外一名提出今国会提出の著作権法の一部を改正する法律案に於ける暫定措置廃止に係る検討経緯等に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十六年五月二十六日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

破産法案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十六年四月七日

参議院議長　倉田　寛之

衆議院議長　河野　洋平殿

破産法

目次

第一章　総則（第一条―第十四条）
第二章　破産手続の開始
第一節　破産手続開始の申立て（第十五条―第二十九条）
第二節　破産手続開始の決定（第三十条―第三十三条）
第三節　破産手続開始の効果
第一款　通則（第三十四条―第四十六条）
第二款　破産手続開始の効果（第四十七条―第六十一条）
第三款　取戻権（第六十二条―第六十四条）
第四款　別除権（第六十五条・第六十六条）
第五款　相殺権（第六十七条―第七十三条）
第三章　破産手続の機関
第一節　破産管財人
第一款　破産管財人の選任及び監督（第七十四条―第七十七条）
第二款　破産管財人の権限等（第七十八条―第九十条）
第二節　保全管理人（第九十一条―第九十六条）
第四章　破産債権
第一節　破産債権者の権利（第九十七条―第百十条）
第二節　破産債権の届出（第百十一条―第百十四条）
第三節　破産債権の調査及び確定
第一款　通則（第百十五条・第百十六条）
第二款　書面による破産債権の調査（第百十七条―第百二十条）
第三款　期日における破産債権の調査（第百二十一条―第百二十三条）
第四款　破産債権の確定（第百二十四条―第百三十三条）
第五款　租税等の請求権等についての特例（第百三十四条）
第四節　債権者集会及び債権者委員会
第一款　債権者集会（第百三十五条―第百四十三条）
第二款　債権者委員会（第百四十四条―第百四十七条）
第五章　財団債権（第百四十八条―第百五十二条）

第六章　破産財団の管理
第一節　破産者の財産状況の調査（第百五十三条―第百五十九条）
第二節　否認権（第百六十条―第百七十六条）
第三節　法人の役員の責任の追及等（第百七十七条―第百八十三条）
第七章　破産財団の換価
第一節　通則（第百八十四条・第百八十五条）
第二節　担保権の消滅（第百八十六条―第百九十一条）
第三節　商事留置権の消滅（第百九十二条）
第八章　配当
第一節　通則（第百九十三条・第百九十四条）
第二節　最後配当（第百九十五条―第二百三条）
第三節　簡易配当（第二百四条―第二百七条）
第四節　同意配当（第二百八条）
第五節　中間配当（第二百九条―第二百十四条）
第六節　追加配当（第二百十五条）
第九章　破産手続の終了（第二百十六条―第二百二十一条）
第十章　相続財産の破産等に関する特則
第一節　相続財産の破産（第二百二十二条―第二百三十七条）
第二節　相続人の破産（第二百三十八条―第二百四十二条）
第三節　受遺者の破産（第二百四十三条・第二百四十四条）
第十一章　外国倒産処理手続がある場合の特則（第二百四十五条―第二百四十七条）
第十二章　免責手続及び復権
第一節　免責手続（第二百四十八条―第二百五十四条）
第二節　復権（第二百五十五条・第二百五十六条）
第十三章　雑則（第二百五十七条―第二百六十四条）
第十四章　罰則（第二百六十五条―第二百七十七条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、支払不能又は債務超過にある債務者の財産等の清算に関する手続を定めること等により、債権者その他の利害関係人の利害及び債務者と債権者との間の権利関係を適切に調整し、もって債務者の財産等の適正かつ公平な清算を図るとともに、債務者について経済生活の再生の機会の確保を図ることを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「破産手続」とは、次章以下（第十二章を除く。）に定めるところにより、債務者の財産又は相続財産を清算する手続をいう。

2　この法律において「破産事件」とは、破産手続に係る事件をいう。

3　この法律において「破産裁判所」とは、破産事件が係属している地方裁判所をいう。

4　この法律において「破産者」とは、債務者であって、第三十条第一項の規定により破産手続開始の決定がされているものをいう。

5　この法律において「破産債権」とは、破産者に対し破産手続開始前の原因に基づいて生じた財産上の請求権（第九十七条各号に掲げる債権を含む。）であって、財団債権に該当しないものをいう。

6　この法律において「破産債権者」とは、破産債権を有する債権者をいう。

7　この法律において「財団債権」とは、破産手続によらないで破産財団から随時弁済を受けることができる債権をいう。

8　この法律において「財団債権者」とは、財団債権を有する債権者をいう。

9　この法律において「別除権」とは、破産手続開始の時において破産財団に属する財産につき特別の先取特権、質権又は抵当権を有する者がこれらの権利の目的である財産について第六十五条第一項の規定により行使することができる権利をいう。

10　この法律において「別除権者」とは、別除権を有する者をいう。

11　この法律において「支払不能」とは、債務者が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態をいう。

12　この法律において「破産管財人」とは、破産手続において破産財団に属する財産の管理及び処分をする権利を有する者をいう。

13　この法律において「保全管理人」とは、第九十一条第一項の規定により債務者の財産に関し管理を命じられた者をいう。

14　この法律において「破産財団」とは、破産者の財産又は相続財産であって、破産手続において破産管財人にその管理及び処分をする権利が専属するものをいう。

（外国人の地位）

第三条　外国人又は外国法人は、破産手続、第十二章第一節の規定による免責手続（以下「免責手続」という。）及び同章第二節の規定による復権の手続（以下この章において「破産手続等」と総称する。）に関し、日本人又は日本法人と同一の地位を有する。

（破産事件の管轄）

第四条　この法律の規定による破産手続開始の申立ては、債務者が個人である場合には日本国内に営業所、住所、居所又は財産を有するときに限り、法人その他の社団又は財団である場合には日本国内に営業所、事務所又は財産を有するときに限り、することができる。

2　民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定により裁判上の請求をすることができる債権は、日本国内にあるものとみなす。

第五条　破産事件は、債務者が、営業者であるときはその主たる営業所の所在地、営業者で外国に主たる営業所を有するものであるときは日本におけるその主たる営業所の所在地、営業者でないとき又は営業者であっても営業所を有しないときはその普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が管轄する。

2　前項の規定による管轄裁判所がないときは、破産事件は、債務者の財産の所在地（債権については、裁判上の請求をすることができる地）を管轄する地方裁判所が管轄する。

3　前二項の規定にかかわらず、法人が株式会社の総株主の議決権（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式についての議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。次項、第八十三条第二項及び第三項並びに第百六十一条第二項第二号イ及びロにおいて同じ。）の過半数又は有限会社の総社員の議決権（商法第二百十一条ノ二第四項に規定する持分についての議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するも

のとみなされる持分についての議決権を含む。次項、第八十三条第二項及び第三項並びに第百六十一条第二項第二号イ及びロにおいて同じ。）の過半数を有する場合には、当該法人（以下この条及び第百六十一条第二項第二号ロにおいて「親法人」という。）について破産事件、再生事件又は更生事件（以下この条において「破産事件等」という。）が係属しているときにおける当該株式会社又は有限会社（以下この条及び第百六十一条第二項第二号ロにおいて「子会社」という。）についての破産手続開始の申立ては、親法人の破産事件等が係属している地方裁判所にもすることができ、子会社について破産事件等が係属しているときにおける親法人についての破産手続開始の申立ては、子会社の破産事件等が係属している地方裁判所にもすることができる。

4　子会社又は親法人及び子会社が他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する場合には、当該他の株式会社を当該親法人の子会社とみなして、前項の規定を適用する。子会社又は親法人及び子会社が他の有限会社の総社員の議決権の過半数を有する場合も、同様とする。

5　第一項及び第二項の規定にかかわらず、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。以下この項及び第八十三条第二項において「商法特例法」という。）第一条の二第一項に規定する大会社について破産事件等が係属している場合における当該大会社の同条第四項に規定する連結子会社（当該大会社の直前の決算期において商法特例法第十九条の二又は第二十一条の三十二の規定により当該連結子会社に係る連結計算書類が作成され、かつ、定時総会において当該連結計算書類が報告されたものに限る。）についての破産手続開始の申立ては、当該大会社の破産事件等が係属している地方裁判所にもすることができ、当該連結子会社について破産事件等が係属しているときにおける当該大会社についての破産手続開始の申立ては、当該連結子会社の破産事件等が係属している地方裁判所にもすることができる。

6　第一項及び第二項の規定にかかわらず、法人について破産事件等が係属している場合における当該法人の代表者についての破産手続開始の申立ては、当該法人の破産事件等が係属している地方裁判所にもすることができ、法人の代表者について破産事件又は再生事件が係属している場合における当該法人についての破産手続開始の申立ては、当該法人の代表者の破産事件又は再生事件が係属している地方裁判所にもすることができる。

7　第一項及び第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者のうちいずれか一人について破産事件が係属しているときは、それぞれ当該各号に掲げる他の者についての破産手続開始の申立ては、当該破産事件が係属している地方裁判所にもすることができる。

一　相互に連帯債務者の関係にある個人

二　相互に主たる債務者と保証人の関係にある個人

三　夫婦

8　第一項及び第二項の規定にかかわらず、破産手続開始の決定がされたとすれば破産債権となるべき債権を有する債権者の数が五百人以上であるときは、これらの規定による管轄裁判所の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所にも、破産手続開始の申立てをすることができる。

9　第一項及び第二項の規定にかかわらず、前項に規定する債権者の数が千人以上であるときは、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所にも、破産手続開始の申立てをすることができる。

10　前各項の規定により二以上の地方裁判所が管轄権を有するときは、破産事件は、先に破産手続開始の申立てがあった地方裁判所が管轄する。

（専属管轄）

第六条　この法律に規定する裁判所の管轄は、専属とする。

（破産事件の移送）

第七条　裁判所は、著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるときは、職権で、破産事件（破産事件の債務者又は破産者による免責許可の申立てがある場合にあっては、破産事件及び当該免責許可の申立てに係る事件）を次に掲げる地方裁判所のいずれかに移送することができる。

一　債務者の主たる営業所又は事務所以外の営業所又は事務所の所在地を管轄する地方裁判所

二　債務者の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所

三　第五条第二項に規定する地方裁判所

四　次のイからハまでのいずれかに掲げる地方裁判所

イ　第五条第三項から第七項までに規定する地方裁判所

ロ　破産手続開始の決定がされたとすれば破産債権となるべき債権を有する債権者（破産手続開始の決定後にあっては、破産債権者。ハにおいて同じ。）の数が五百人以上であるときは、第五条第八項に規定する地方裁判所

ハ　ロに規定する債権者の数が千人以上であるときは、第五条第九項に規定する地方裁判所

五　第五条第三項から第九項までの規定によりこれらの規定に規定する地方裁判所に破産事件が係属しているときは、同条第一項又は第二項に規定する地方裁判所

（任意的口頭弁論等）

第八条　破産手続等に関する裁判は、口頭弁論を経ないでることができる。

2　裁判所は、職権で、破産手続等に係る事件に関して必要な調査をすることができる。

（不服申立て）

第九条　破産手続等に関する裁判につき利害関係を有する者は、この法律に特別の定めがある場合に限り、当該裁判に対し即時抗告をすることができる。その期間は、裁判の公告があった場合には、その公告が効力を生じた日から起算して二週間とする。

（公告等）

第十条　この法律の規定による公告は、官報に掲載してする。

2　公告は、掲載があった日の翌日に、その効力を生ずる。

3　この法律の規定により送達をしなければならない場合には、公告をもって、これに代えることができる。ただし、この法律の規定により公告及び送達をしなければならない場合は、この限りでない。

4　この法律の規定により裁判の公告がされたときは、一切の関係人に対して当該裁判の告知があったものとみなす。

5　前二項の規定は、この法律に特別の定めがある場合には、適用しない。

（事件に関する文書の閲覧等）

第十一条　利害関係人は、裁判所書記官に対し、この法律（この法律において準用する他の法律を含む。）の規定に基づき、裁判所に提出され、又は裁判所が作成した文書その他の物件（以下この条及び次条第一項において「文書等」という。）の閲覧を請求することができる。

2　利害関係人は、裁判所書記官に対し、文書等の謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。

3　前項の規定は、文書等のうち録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。）に関しては、適用しない。この場合において、これらの物について利害関係人の請求があるときは、裁判所書記官は、その複製を許さなければならない。

4　前三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める命令、保全処分又は裁判のいずれかがあるまでの間は、前三項の規定による請求をすることができない。ただし、当該者が破産手続開始の申立人である場合は、この限りでない。

一　債務者以外の利害関係人　第二十四条第一項の規定による中止の命令、第二十五条第二項に規定する包括的禁止命令、第二十八条第一項の規定による保全処分、第九十一条第二項に規定する保全管理命令、第百七十一条第一項の規定による保全処分又は破産手続開始の申立てについての裁判

二　債務者　破産手続開始の申立てに関する口頭弁論若しくは債務者を呼び出す審尋の期日の指定の裁判又は前号に定める命令、保全処分若しくは裁判

（支障部分の閲覧等の制限）

第十二条　次に掲げる文書等について、利害関係人がその閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製（以下この条において「閲覧等」という。）を行うことにより、破産財団（破産手続開始前にあっては、債務者の財産）の管理又は換価に著しい支障を生ずるおそれがある部分（以下この条において「支障部分」という。）があることにつき疎明があった場合には、裁判所は、当該文書等を提出した破産管財人又は保全管理人の申立てにより、支障部分の閲覧等の請求をすることができる者を、当該申立てをした者（その者が保全管理人である場合にあっては、保全管理人又は破産管財人。次項において同じ。）に限ることができる。

一　第三十六条、第四十条第一項ただし書若しくは同条第二項において準用する同条第一項ただし書（これらの規定を第九十六条第一項において準用する場合を含む。）、第七十八条第二項（第九十三条第三項において準用する場合を含む。）、第八十四条（第九十六条第一項において準用する場合を含む。）又は第九十三条第一項ただし書の許可を得るために裁判所に提出された文書等

二　第百五十七条第二項の規定による報告に係る文書等

2　前項の申立てがあったときは、その申立てについての裁判が確定するまで、利害関係人（同項の申立てをした者を除く。次項において同じ。）は、支障部分の閲覧等の請求をすることができない。

3　支障部分の閲覧等の請求をしようとする利害関係人は、破産裁判所に対し、第一項に規定する要件を欠くこと又はこれを欠くに至ったことを理由として、同項の規定による決定の取消しの申立てをすることができる。

4　第一項の申立てを却下する決定及び前項の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

5　第一項の規定による決定を取り消す決定は、確定しなければその効力を生じない。

（民事訴訟法の準用）

第十三条　破産手続等に関しては、特別の定めがある場合を除き、民事訴訟法の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第十四条　この法律に定めるもののほか、破産手続等に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第二章　破産手続の開始

第一節　破産手続開始の申立て

（破産手続開始の原因）

第十五条　債務者が支払不能にあるときは、裁判所は、第三十条第一項の規定に基づき、申立てにより、決定で、破産手続を開始する。

2　債務者が支払を停止したときは、支払不能にあるものと推定する。

（法人の破産手続開始の原因）

第十六条　債務者が法人である場合に関する前条第一項の規定の適用については、同項中「支払不能」とあるのは、「支払不能又は債務超過（債務者が、その債務につき、その財産をもって完済することができない状態をいう。）」とする。

2　前項の規定は、存立中の合名会社及び合資会社には、適用しない。

（破産手続開始の原因の推定）

第十七条　債務者についての外国で開始された手続で破産手続に相当するものがある場合には、当該債務者に破産手続開始の原因となる事実があるものと推定する。

（破産手続開始の申立て）

第十八条　債権者又は債務者は、破産手続開始の申立てをすることができる。

2　債権者が破産手続開始の申立てをするときは、その有する債権の存在及び破産手続開始の原因となる事実を疎明しなければならない。

（法人の破産手続開始の申立て）

第十九条　次の各号に掲げる法人については、それぞれ当該各号に定める者は、破産手続開始の申立てをすることができる。

一　民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人　理事

二　合名会社又は合資会社　無限責任社員

三　株式会社又は相互会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第五項に規定する相互会社をいう。第百五十条第六項第三号において同じ。）　取締役

2　前項各号に掲げる法人については、清算人も、破産手続開始の申立てをすることができる。

3　前二項の規定により第一項各号に掲げる法人について破産手続開始の申立てをする場合には、理事、無限責任社員、取締役又は清算人の全員が破産手続開始の申立てをするときを除き、破産手続開始の原因となる事実を疎明しなければならない。

4　前三項の規定は、第一項各号に掲げる法人以外の法人について準用する。

5　法人については、その解散後であっても、残

余財産の引渡し又は分配が終了するまでの間は、破産手続開始の申立てをすることができる。

（破産手続開始の申立ての方式）

第二十条　破産手続開始の申立ては、最高裁判所規則で定める事項を記載した書面でしなければならない。

2　債権者以外の者が破産手続開始の申立てをするときは、最高裁判所規則で定める事項を記載した債権者一覧表を裁判所に提出しなければならない。ただし、当該申立てと同時に債権者一覧表を提出することができないときは、当該申立ての後遅滞なくこれを提出すれば足りる。

（破産手続開始の申立書の審査）

第二十一条　前条第一項の書面（以下この条において「破産手続開始の申立書」という。）に同項に規定する事項が記載されていない場合には、裁判所書記官は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命ずる処分をしなければならない。民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の規定に従い破産手続開始の申立ての手数料を納付しない場合も、同様とする。

2　前項の処分は、相当と認める方法で告知することによって、その効力を生ずる。

3　第一項の処分に対しては、その告知を受けた日から一週間の不変期間内に、異議の申立てをすることができる。

4　前項の異議の申立ては、執行停止の効力を有する。

5　裁判所は、第三項の異議の申立てがあった場合において、破産手続開始の申立書に第一項の処分において補正を命じた不備以外の不備があると認めるときは、相当の期間を定め、その期間内に当該不備を補正すべきことを命じなければならない。

6　第一項又は前項の場合において、破産手続開始の申立人が不備を補正しないときは、裁判長は、命令で、破産手続開始の申立書を却下しなければならない。

7　前項の命令に対しては、即時抗告をすることができる。

（費用の予納）

第二十二条　破産手続開始の申立てをするときは、申立人は、破産手続の費用として裁判所の定める金額を予納しなければならない。

2　費用の予納に関する決定に対しては、即時抗告をすることができる。

（費用の仮支弁）

第二十三条　裁判所は、申立人の資力、破産財団となるべき財産の状況その他の事情を考慮して、申立人及び利害関係人の利益の保護のため特に必要と認めるときは、破産手続の費用を仮に国庫から支弁することができる。職権で破産手続開始の決定をした場合も、同様とする。

2　前条第一項の規定は、前項前段の規定により破産手続の費用を仮に国庫から支弁する場合には、適用しない。

（他の手続の中止命令等）

第二十四条　裁判所は、破産手続開始の申立てがあった場合において、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、次に掲げる手続の中止を命ずることができる。ただし、第一号に掲げる手続についてはその手続の申立人である債権者に不当な損害を及ぼすおそれがない場合に限り、第五号に掲げる責任制限手続については責任制限手続開始の決定がされていない場合に限る。

一　債務者の財産に対して既にされている強制執行、仮差押え、仮処分又は一般の先取特権の実行若しくは留置権（商法の規定によるものを除く。）による競売（以下この節において「強制執行等」という。）の手続で、債務者につき破産手続開始の決定がされたとすれば破産債権若しくは財団債権となるべきもの（以下この項及び次条第八項において「破産債権等」という。）に基づくもの又は破産債権等を被担保債権とするもの

二　債務者の財産に対して既にされている企業担保権の実行手続で、破産債権等に基づくもの

三　債務者の財産関係の訴訟手続

四　債務者の財産関係の事件で行政庁に係属しているものの手続

五　債務者の責任制限手続（船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）第三章又は油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第五章の規定による責任制限手続をいう。第二百六十三条及び第二百六十四条第一項において同じ。）

2　裁判所は、前項の規定による中止の命令を変更し、又は取り消すことができる。

3　裁判所は、第九十一条第二項に規定する保全管理命令が発せられた場合において、債務者の財産の管理及び処分をするために特に必要があると認めるときは、保全管理人の申立てにより、担保を立てさせて、第一項の規定により中止した強制執行等の手続の取消しを命ずることができる。

4　第一項の規定による中止の命令、第二項の規定による決定及び前項の規定による取消しの命令に対しては、即時抗告をすることができる。

5　前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

6　第四項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

（包括的禁止命令）

第二十五条　裁判所は、破産手続開始の申立てがあった場合において、前条第一項第一号の規定による中止の命令によっては破産手続の目的を十分に達成することができないおそれがあると認めるべき特別の事情があるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、すべての債権者に対し、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分（国税滞納処分の例による処分を含み、交付要求を除く。以下同じ。）の禁止を命ずることができる。ただし、事前に又は同時に、債務者の主要な財産に関し第二十八条第一項の規定による保全処分をした場合又は第九十一条第二項に規定する保全管理命令をした場合に限る。

2　前項の規定による禁止の命令（以下「包括的禁止命令」という。）を発する場合において、裁判所は、相当と認めるときは、一定の範囲に属する強制執行等又は国税滞納処分を包括的禁止命令の対象から除外することができる。

3　包括的禁止命令が発せられた場合には、債務者の財産に対して既にされている強制執行等の手続（当該包括的禁止命令により禁止されることとなるものに限る。）は、破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、中止する。

4　裁判所は、包括的禁止命令を変更し、又は取り消すことができる。

5　裁判所は、第九十一条第二項に規定する保全管理命令が発せられた場合において、債務者の財産の管理及び処分をするために特に必要があると認めるときは、保全管理人の申立てにより、担保を立てさせて、第三項の規定により中止した強制執行等の手続の取消しを命ずることができる。

6　包括的禁止命令、第四項の規定による決定及び前項の規定による取消しの命令に対しては、即時抗告をすることができる。

7　前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

8　包括的禁止命令が発せられたときは、破産債権等（当該包括的禁止命令により強制執行等又は国税滞納処分が禁止されているものに限る。）については、当該包括的禁止命令が効力を失った日の翌日から二月を経過する日までの間は、時効は、完成しない。

（包括的禁止命令に関する公告及び送達等）

第二十六条　包括的禁止命令及びこれを変更し、又は取り消す旨の決定があった場合には、その旨を公告し、その裁判書を債務者（保全管理人が選任されている場合にあっては、保全管理人。次項において同じ。）及び申立人に送達し、かつ、その決定の主文を知れている債権者及び債務者（保全管理人が選任されている場合に限る。）に通知しなければならない。

2　包括的禁止命令及びこれを変更し、又は取り消す旨の決定は、債務者に対する裁判書の送達がされた時から、効力を生ずる。

3　前条第六項の即時抗告についての裁判（包括的禁止命令を変更し、又は取り消す旨の決定を除く。）があった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

（包括的禁止命令の解除）

第二十七条　裁判所は、包括的禁止命令を発した場合において、強制執行等の申立人である債権者に不当な損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該債権者の申立てにより、当該債権者に限り当該包括的禁止命令を解除する旨の決定をすることができる。この場合において、当該債権者は、債務者の財産に対する強制執行等をすることができ、当該包括的禁止命令が発せられる前に当該債権者がした強制執行等の手続で第二十五条第三項の規定により中止されていたものは、続行する。

2　前項の規定は、裁判所が国税滞納処分を行う者に不当な損害を及ぼすおそれがあると認める場合について準用する。

3　第一項（前項において準用する場合を含む。次項及び第六項において同じ。）の規定による解除の決定を受けた者に対する第二十五条第八項の規定の適用については、同項中「当該包括的禁止命令が効力を失った日」とあるのは、「第二十七条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による解除の決定があった日」とする。

4　第一項の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

5　前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

6　第一項の申立てについての裁判及び第四項の即時抗告についての裁判があった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

（債務者の財産に関する保全処分）

第二十八条　裁判所は、破産手続開始の申立てがあった場合には、利害関係人の申立てにより又は職権で、破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、債務者の財産に関し、その財産の処分禁止の仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができる。

2　裁判所は、前項の規定による保全処分を変更し、又は取り消すことができる。

3　第一項の規定による保全処分及び前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

4　前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

5　第三項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

6　裁判所が第一項の規定により債務者が債権者に対して弁済その他の債務を消滅させる行為をすることを禁止する旨の保全処分を命じた場合には、債権者は、破産手続の関係においては、当該保全処分に反してされた弁済その他の債務を消滅させる行為の効力を主張することができない。ただし、債権者が、その行為の当時、当該保全処分がされたことを知っていたときに限る。

（破産手続開始の申立ての取下げの制限）

第二十九条　破産手続開始の申立てをした者は、破産手続開始の決定前に限り、当該申立てを取り下げることができる。この場合において、第二十四条第二項の規定による中止の命令、包括的禁止命令、前条第一項の規定による保全処分、第九十一条第二項に規定する保全管理命令又は第百七十一条第一項の規定による保全処分がされた後は、裁判所の許可を得なければならない。

第二節　破産手続開始の決定

（破産手続開始の決定）

第三十条　裁判所は、破産手続開始の申立てがあった場合において、破産手続開始の原因となる事実があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、破産手続開始の決定をする。

一　破産手続の費用の予納がないとき（第二十三条第一項前段の規定によりその費用を仮に国庫から支弁する場合を除く。）。

二　不当な目的で破産手続開始の申立てがされたとき、その他申立てが誠実にされたものでないとき。

2　前項の決定は、その決定の時から、効力を生ずる。

（破産手続開始の決定と同時に定めるべき事項等）

第三十一条　裁判所は、破産手続開始の決定と同時に、一人又は数人の破産管財人を選任し、かつ、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　破産債権の届出をすべき期間

二　破産者の財産状況を報告するために招集する債権者集会（第四項、第百三十六条第二項及び第三項並びに第百五十八条において「財産状況報告集会」という。）の期日

三　破産債権の調査をするための期間（第百十六条第二項の場合にあっては、破産債権の調査をするための期日）

2　前項第一号及び第三号の規定にかかわらず、裁判所は、破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足するおそれがあると認めるときは、同項第一号の期間並びに同項第三号の期

間及び期日を定めないことができる。

3　前項の場合において、裁判所は、破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足するおそれがなくなったと認めるときは、速やかに、第一項第一号の期間及び同項第三号の期間又は期日を定めなければならない。

4　第一項第二号の規定にかかわらず、裁判所は、知れている破産債権者の数その他の事情を考慮して財産状況報告集会を招集することを相当でないと認めるときは、同号の期日を定めないことができる。

5　第一項の場合において、知れている破産債権者の数が千人以上であり、かつ、相当と認めるときは、裁判所は、次条第四項本文及び第五項本文において準用する同条第三項第一号、第三十三条第三項本文並びに第百三十九条第三項本文の規定による破産債権者（同項本文の場合にあっては、同項本文に規定する議決権者。次条第二項において同じ。）に対する通知をせず、かつ、第百十一条、第百十二条又は第百十四条の規定により破産債権の届出をした破産債権者（以下「届出をした破産債権者」という。）を債権者集会の期日に呼び出さない旨の決定をすることができる。

（破産手続開始の公告等）

第三十二条　裁判所は、破産手続開始の決定をしたときは、直ちに、次に掲げる事項を公告しなければならない。

一　破産手続開始の決定の主文

二　破産管財人の氏名又は名称

三　前条第一項の規定により定めた期間又は期日

四　破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者（第三項第二号において「財産所持者等」という。）は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない旨

五　第二百四条第一項第二号の規定による簡易配当をすることが相当と認められる場合にあっては、簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は裁判所に対し前条第一項第三号の期間の満了時又は同号の期日の終了時までに異議を述べるべき旨

2　前条第五項の決定があったときは、裁判所は、前項各号に掲げる事項のほか、第四項本文及び第五項本文において準用する次項第一号、次条第三項本文並びに第百三十九条第三項本文の規定による破産債権者に対する通知をせず、かつ、届出をした破産債権者を債権者集会の期日に呼び出さない旨をも公告しなければならない。

3　次に掲げる者には、前二項の規定により公告すべき事項を通知しなければならない。

一　破産管財人、破産者及び知れている破産債権者

二　知れている財産所持者等

三　第九十一条第二項に規定する保全管理命令があった場合における保全管理人

四　労働組合等（破産者の使用人その他の従業者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、破産者の使用人その他の従業者の過半数で組織する労働組合がないときは破産者の使用人その他の従業者の過半数を代表する者をいう。第七十八条第四項及び第百三十六条第三項において同じ。）

4　第一項第三号及び前項第一号の規定は、前条第三項の規定により同条第一項第一号の期間及び同項第三号の期間又は期日を定めた場合について準用する。ただし、同条第五項の決定があったときは、知れている破産債権者に対しては、当該通知をすることを要しない。

5　第一項第二号並びに第三項第一号及び第二号の規定は第一項第二号に掲げる事項に変更を生じた場合について、第一項第三号及び第三項第一号の規定は第一項第三号に掲げる事項に変更を生じた場合（前条第一項第一号の期間又は同項第二号の期日に変更を生じた場合に限る。）について準用する。ただし、同条第五項の決定があったときは、知れている破産債権者に対しては、当該通知をすることを要しない。

（抗告）

第三十三条　破産手続開始の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2　第二十四条から第二十八条までの規定は、破産手続開始の申立てを棄却する決定に対して前項の即時抗告があった場合について準用する。

3　破産手続開始の決定をした裁判所は、第一項の即時抗告があった場合において、当該決定を取り消す決定が確定したときは、直ちにその主文を公告し、かつ、前条第三項各号（第三号を除く。）に掲げる者にその主文を通知しなければならない。ただし、第三十一条第五項の決定があったときは、知れている破産債権者に対しては、当該通知をすることを要しない。

第三節　破産手続開始の効果

第一款　通則

（破産財団の範囲）

第三十四条　破産者が破産手続開始の時において有する一切の財産（日本国内にあるかどうかを問わない。）は、破産財団とする。

2　破産者が破産手続開始前に生じた原因に基づいて行うことがある将来の請求権は、破産財団に属する。

3　第一項の規定にかかわらず、次に掲げる財産は、破産財団に属しない。

一　民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第百三十一条第三号に規定する額に二分の三を乗じた額の金銭

二　差し押さえることができない財産（民事執行法第百三十一条第三号に規定する金銭を除く。）。ただし、同法第百三十二条第一項（同法第百九十二条において準用する場合を含む。）の規定により差押えが許されたもの及び破産手続開始後に差し押えることができるようになったものは、この限りでない。

4　裁判所は、破産手続開始の決定があった時から当該決定が確定した日以後一月を経過するまでの間、破産者の申立てにより又は職権で、決定で、破産者の生活の状況、破産手続開始の時において破産者が有していた前項各号に掲げる財産の種類及び額、破産者が収入を得る見込みその他の事情を考慮して、破産財団に属しない財産の範囲を拡張することができる。

5　裁判所は、前項の決定をするに当たっては、破産管財人の意見を聴かなければならない。

6　第四項の申立てを却下する決定に対しては、破産者は、即時抗告をすることができる。

7　第四項の決定又は前項の即時抗告についての裁判があった場合には、その裁判書を破産者及び破産管財人に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

（法人の存続の擬制）

第三十五条　他の法律の規定により破産手続開始の決定によって解散した法人又は解散した法人で破産手続開始の決定を受けたものは、破産手

続による清算の目的の範囲内において、破産手続が終了するまで存続するものとみなす。

（破産者の事業の継続）

第三十六条　破産手続開始の決定がされた後であっても、破産管財人は、裁判所の許可を得て、破産者の事業を継続することができる。

（破産者の居住に係る制限）

第三十七条　破産者は、その申立てにより裁判所の許可を得なければ、その居住地を離れることができない。

2　前項の申立てを却下する決定に対しては、破産者は、即時抗告をすることができる。

（破産者の引致）

第三十八条　裁判所は、必要と認めるときは、破産者の引致を命ずることができる。

2　破産手続開始の申立てがあったときは、裁判所は、破産手続開始の決定をする前でも、債務者の引致を命ずることができる。

3　前二項の規定による引致は、引致状を発してしなければならない。

4　第一項又は第二項の規定による引致を命ずる決定に対しては、破産者又は債務者は、即時抗告をすることができる。

5　刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）中勾引に関する規定は、第一項及び第二項の規定による引致について準用する。

（破産者に準ずる者への準用）

第三十九条　前二条の規定は、破産者の法定代理人及び支配人並びに破産者の理事、取締役、執行役及びこれらに準ずる者について準用する。

（破産者等の説明義務）

第四十条　次に掲げる者は、破産管財人若しくは第百四十四条第二項に規定する債権者委員会の請求又は債権者集会の決議に基づく請求があったときは、破産に関し必要な説明をしなければならない。ただし、第五号に掲げる者については、裁判所の許可がある場合に限る。

一　破産者

二　破産者の代理人

三　破産者が法人である場合のその理事、取締役、執行役、監事、監査役及び清算人

四　前号に掲げる者に準ずる者

五　破産者の従業者（第二号に掲げる者を除く。）

2　前項の規定は、同項各号（第一号を除く。）に掲げる者であった者について準用する。

（破産者の重要財産開示義務）

第四十一条　破産者は、破産手続開始の決定後遅滞なく、その所有する不動産、現金、有価証券、預貯金その他裁判所が指定する財産の内容を記載した書面を裁判所に提出しなければならない。

（他の手続の失効等）

第四十二条　破産手続開始の決定があった場合には、破産財団に属する財産に対する強制執行、仮差押え、仮処分、一般の先取特権の実行又は企業担保権の実行で、破産債権若しくは財団債権に基づくもの又は破産債権若しくは財団債権を被担保債権とするものは、することができない。

2　前項に規定する場合には、同項に規定する強制執行、仮差押え、仮処分、一般の先取特権の実行及び企業担保権の実行の手続で、破産財団に属する財産に対して既にされているものは、破産財団に対してはその効力を失う。ただし、同項に規定する強制執行又は一般の先取特権の実行（以下この条において「強制執行又は先取特権の実行」という。）の手続については、破産管財人において破産財団のためにその手続を続行することを妨げない。

3　前項ただし書の規定により続行された強制執行又は先取特権の実行の手続については、民事執行法第六十三条及び第百二十九条（これらの規定を同法その他強制執行の手続に関する法令において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

4　第二項ただし書の規定により続行された強制執行又は先取特権の実行の手続に関する破産者に対する費用請求権は、財団債権とする。

5　第二項ただし書の規定により続行された強制執行又は先取特権の実行に対する第三者異議の訴えについては、破産管財人を被告とする。

6　破産手続開始の決定があったときは、破産者について既にされている民事執行法第百九十六条に規定する財産開示手続は、その効力を失う。

（国税滞納処分等の取扱い）

第四十三条　破産手続開始の決定があった場合には、破産財団に属する財産に対する国税滞納処分は、することができない。

2　破産財団に属する財産に対して国税滞納処分が既にされている場合には、破産手続開始の決定は、その国税滞納処分の続行を妨げない。

3　破産手続開始の決定があったときは、破産手続が終了するまでの間は、罰金、科料及び追徴の時効は、進行しない。免責許可の申立てがあった後当該申立てについての裁判が確定するまでの間（破産手続開始の決定前に免責許可の申立てがあった場合にあっては、破産手続開始の決定後当該申立てについての裁判が確定するまでの間）も、同様とする。

（破産財団に関する訴えの取扱い）

第四十四条　破産手続開始の決定があったときは、破産者を当事者とする破産財団に関する訴訟手続は、中断する。

2　破産管財人は、前項の規定により中断した訴訟手続のうち破産債権に関しないものを受け継ぐことができる。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができる。

3　前項の場合においては、相手方の破産者に対する訴訟費用請求権は、財団債権とする。

4　破産手続が終了したときは、破産管財人を当事者とする破産財団に関する訴訟手続は、中断する。

5　破産者は、前項の規定により中断した訴訟手続を受け継がなければならない。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができる。

6　第一項の規定により中断した訴訟手続について第二項の規定による受継があるまでに破産手続が終了したときは、破産者は、当然訴訟手続を受継する。

（債権者代位訴訟及び詐害行為取消訴訟の取扱い）

第四十五条　民法第四百二十三条又は第四百二十四条の規定により破産債権者又は財団債権者の提起した訴訟が破産手続開始当時係属するときは、その訴訟手続は、中断する。

2　破産管財人は、前項の規定により中断した訴訟手続を受け継ぐことができる。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができる。

3　前項の場合においては、相手方の破産債権者又は財団債権者に対する訴訟費用請求権は、財団債権とする。

4　第一項の規定により中断した訴訟手続について第二項の規定による受継があった後に破産手続が終了したときは、当該訴訟手続は、中断する。

5　前項の場合には、破産債権者又は財団債権者において当該訴訟手続を受け継がなければならない。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができる。

6　第一項の規定により中断した訴訟手続について第二項の規定による受継があるまでに破産手続が終了したときは、破産債権者又は財団債権者は、当然訴訟手続を受継する。

（行政庁に係属する事件の取扱い）

第四十六条　第四十四条の規定は、破産財団に関する事件で行政庁に係属するものについて準用する。

第二款　破産手続開始の効果

（開始後の法律行為の効力）

第四十七条　破産者が破産手続開始後に破産財団に属する財産に関してした法律行為は、破産手続の関係においては、その効力を主張することができない。

2　前条第二項の規定は、破産手続開始の日における前項の権利の取得について準用する。

（開始後の登記及び登録の効力）

第四十九条　不動産又は船舶に関し破産手続開始前に生じた登記原因に基づき破産手続開始後にされた登記又は不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）第二条第一号の規定による仮登記は、破産手続の関係においては、その効力を主張することができない。ただし、登記権利者が破産手続開始の事実を知らないでした登記又は仮登記については、この限りでない。

2　前項の規定は、権利の設定、移転若しくは変更に関する登録若しくは仮登録又は企業担保権の設定、移転若しくは変更に関する登記について準用する。

（開始後の破産者に対する弁済の効力）

第五十条　破産手続開始後に、その事実を知らないで破産者にした弁済は、破産手続の関係においても、その効力を主張することができる。

2　破産手続開始後に、その事実を知って破産者にした弁済は、破産財団が受けた利益の限度においてのみ、破産手続の関係において、その効力を主張することができる。

（善意又は悪意の推定）

第五十一条　前二条の規定の適用については、第三十二条第一項の規定による公告の前においてはその事実を知らなかったものと推定し、当該公告の後においてはその事実を知っていたものと推定する。

（共有関係）

第五十二条　数人が共同して財産権を有する場合において、共有者の中に破産手続開始の決定を受けた者があるときは、その共有に係る財産の分割の請求は、共有者の間で分割をしない旨の定めがあるときでも、することができる。

2　前項の場合には、他の共有者は、相当の償金を支払って破産者の持分を取得することができる。

（双務契約）

第五十三条　双務契約について破産者及びその相手方が破産手続開始の時において共にまだその履行を完了していないときは、破産管財人は、契約の解除をし、又は破産者の債務を履行して相手方の債務の履行を請求することができる。

2　前項の場合には、相手方は、破産管財人に対し、相当の期間を定め、その期間内に契約の解除をするか、又は債務の履行を請求するかを確答すべき旨を催告することができる。この場合において、破産管財人がその期間内に確答をしないときは、契約の解除をしたものとみなす。

3　前項の規定は、相手方又は破産管財人が民法第六百三十一条前段の規定により解約の申入れをすることができる場合又は同法第六百四十二条第一項前段の規定により契約の解除をすることができる場合について準用する。

第五十四条　前条第一項又は第二項の規定により契約の解除があった場合には、相手方は、損害の賠償について破産債権者としてその権利を行使することができる。

2　前項に規定する場合において、相手方は、破産者の受けた反対給付が破産財団中に現存するときは、その返還を請求することができ、現存しないときは、その価額について財団債権者としてその権利を行使することができる。

（継続的給付を目的とする双務契約）

第五十五条　破産者に対して継続的給付の義務を負う双務契約の相手方は、破産手続開始の申立て前の給付に係る破産債権について弁済がないことを理由としては、破産手続開始後は、その義務の履行を拒むことができない。

2　前項の双務契約の相手方が破産手続開始の申立て後破産手続開始前にした給付に係る請求権（一定期間ごとに債権額を算定すべき継続的給付については、申立ての日の属する期間内の給付に係る請求権を含む。）は、財団債権とする。

3　前二項の規定は、労働契約には、適用しない。

（賃貸借契約等）

第五十六条　第五十三条第一項及び第二項の規定は、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定する契約について破産者の相手方が当該権利につき登記、登録その他の第三者に対抗することができる要件を備えている場合には、適用しない。

2　前項に規定する場合には、相手方の有する請求権は、財団債権とする。

（委任契約）

第五十七条　委任者について破産手続が開始された場合において、受任者は、民法第六百五十五条の規定による破産手続開始の通知を受けず、かつ、破産手続開始の事実を知らないで委任事務を処理したときは、これによって生じた債権について、破産債権者としてその権利を行使することができる。

（市場の相場がある商品の取引に係る契約）

第五十八条　取引所の相場その他の市場の相場がある商品の取引に係る契約であって、その取引の性質上特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができないものについて、その時期が破産手続開始後に到来すべきときは、当該契約は、解除されたものとみなす。

2　前項の場合において、損害賠償の額は、履行地又はその地の相場の標準となるべき地における同種の取引であって同一の時期に履行すべきものの相場と当該契約における商品の価格との

差額によって定める。

3　第五十四条第一項の規定は、前項の規定による損害の賠償について準用する。

4　第一項又は第二項に定める事項について当該取引所又は市場における別段の定めがあるときは、その定めに従う。

5　第一項の取引を継続して行うためにその当事者間で締結された基本契約において、その基本契約に基づいて行われるすべての同項の取引に係る契約につき生ずる第二項に規定する損害賠償の債権又は債務を差引計算して決済する旨の定めをしたときは、請求することができる損害賠償の額の算定については、その定めに従う。

（交互計算）

第五十九条　交互計算は、当事者の一方について破産手続が開始されたときは、終了する。この場合においては、各当事者は、計算を閉鎖して、残額の支払を請求することができる。

2　前項の規定による請求権は、破産者が有するときは破産財団に属し、相手方が有するときは破産債権とする。

（為替手形の引受け又は支払等）

第六十条　為替手形の振出人又は裏書人について破産手続が開始された場合において、支払人又は予備支払人がその事実を知らないで引受け又は支払をしたときは、その支払人又は予備支払人は、これによって生じた債権につき、破産債権者としてその権利を行使することができる。

2　前項の規定は、小切手及び金銭その他の物又は有価証券の給付を目的とする有価証券について準用する。

3　第五十一条の規定は、前二項の規定の適用について準用する。

（夫婦財産関係における管理者の変更等）

第六十一条　民法第七百五十八条第二項及び第三項並びに第七百五十九条の規定は配偶者の財産を管理する者につき破産手続が開始された場合について、同法第八百三十五条の規定は親権を行う者につき破産手続が開始された場合について準用する。

2　家事審判法（昭和二十二年法律第百五十二号）の適用に関しては、前項において準用する民法第七百五十八条第二項及び第三項の規定による財産の管理者の変更及び共有財産の分割に関する処分は家事審判法第九条第一項乙類に掲げる事項とみなし、前項において準用する民法第八百三十五条の規定による管理権の喪失の宣告は家事審判法第九条第一項甲類に掲げる事項とみなす。

第三款　取戻権

（取戻権）

第六十二条　破産手続の開始は、破産者に属しない財産を破産財団から取り戻す権利（第六十四条及び第七十八条第二項第十三号において「取戻権」という。）に影響を及ぼさない。

（運送中の物品の売主等の取戻権）

第六十三条　売主が売買の目的である物品を買主に発送した場合において、買主がまだ代金の全額を弁済せず、かつ、到達地でその物品を受け取らない間に買主について破産手続開始の決定があったときは、売主は、その物品を取り戻すことができる。ただし、破産管財人が代金の全額を支払ってその物品の引渡しを請求することを妨げない。

2　前項の規定は、第五十三条第一項及び第二項の規定の適用を妨げない。

3　第一項の規定は、物品の買入れの委託を受けた問屋がその物品を委託者に発送した場合について準用する。この場合において、同項中「代金」とあるのは、「報酬及び費用」と読み替えるものとする。

（代償的取戻権）

第六十四条　破産者（保全管理人が選任されている場合にあっては、保全管理人）が破産手続開始前に取戻権の目的である財産を譲り渡した場合には、当該財産について取戻権を有する者は、反対給付の請求権の移転を請求することができる。破産管財人が取戻権の目的である財産を譲り渡した場合も、同様とする。

2　前項の場合において、破産管財人が反対給付を受けたときは、同項の取戻権を有する者は、破産管財人が反対給付として受けた財産の給付を請求することができる。

第四款　別除権

（別除権）

第六十五条　別除権は、破産手続によらないで、行使することができる。

2　担保権（特別の先取特権、質権又は抵当権をいう。以下この項において同じ。）の目的である財産が破産管財人による任意売却その他の事由により破産財団に属しないこととなった場合において当該担保権がなお存続するときにおける当該担保権を有する者も、その目的である財産について別除権を有する。

（留置権の取扱い）

第六十六条　破産手続開始の時において破産財団に属する財産につき存する商法の規定による留置権は、破産財団に対しては特別の先取特権とみなす。

2　前項の特別の先取特権は、民法その他の法律の規定による他の特別の先取特権に後れる。

3　第一項に規定するものを除き、破産手続開始の時において破産財団に属する財産につき存する留置権は、破産財団に対してはその効力を失う。

第五款　相殺権

（相殺権）

第六十七条　破産債権者は、破産手続開始の時において破産者に対して債務を負担するときは、破産手続によらないで、相殺をすることができる。

2　破産債権者の有する債権が破産手続開始の時において期限付若しくは解除条件付であるとき、又は第百三条第二項第一号に掲げるものであるときでも、破産債権者が前項の規定により相殺をすることを妨げない。破産債権者の負担する債務が期限付若しくは条件付であるとき、又は将来の請求権に関するものであるときも、同様とする。

（相殺に供することができる破産債権の額）

第六十八条　破産債権者が前条の規定により相殺をする場合の破産債権の額は、第百三条第二項各号に掲げる債権の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

2　前項の規定にかかわらず、破産債権者の有する債権が無利息債権又は定期金債権であるときは、その破産債権者は、その債権の債権額から第九十九条第一項第二号から第四号までに掲げる部分の額を控除した額の限度においてのみ、相殺をすることができる。

（解除条件付債権を有する者による相殺）

第六十九条　解除条件付債権を有する者が相殺をするときは、その相殺によって消滅する債務の額について、破産財団のために、担保を供し、又は寄託をしなければならない。

（停止条件付債権等を有する者による寄託の請求）

第七十条　停止条件付債権又は将来の請求権を有する者は、破産者に対する債務を弁済する場合には、後に相殺をするため、その債権額の限度において弁済額の寄託を請求することができる。敷金の返還請求権を有する者が破産者に対する賃料債務を弁済する場合も、同様とする。

（相殺の禁止）

第七十一条　破産債権者は、次に掲げる場合には、相殺をすることができない。

一　破産手続開始後に破産財団に対して債務を負担したとき。

二　支払不能になった後に契約によって負担する債務を専ら破産債権をもってする相殺に供する目的で破産者の財産の処分を内容とする契約を破産者との間で締結し、又は破産者に対して債務を負担する者の債務を引き受けることを内容とする契約を締結することにより破産者に対して債務を負担した場合であって、当該契約の締結の当時、支払不能であったことを知っていたとき。

三　支払の停止があった後に破産者に対して債務を負担した場合であって、その負担の当時、支払の停止があったことを知っていたとき。ただし、当該支払の停止があった時において支払不能でなかったときは、この限りでない。

四　破産手続開始の申立てがあった後に破産者に対して債務を負担した場合であって、その負担の当時、破産手続開始の申立てがあったことを知っていたとき。

2　前項第二号から第四号までの規定は、これらの規定に規定する債務の負担が次の各号に掲げる原因のいずれかに基づく場合には、適用しない。

一　法定の原因

二　支払不能であったこと又は支払の停止若しくは破産手続開始の申立てがあったことを破産債権者が知った時より前に生じた原因

三　破産手続開始の申立てがあった時より一年以上前に生じた原因

（相殺権の制限）

第七十二条　破産者に対して債務を負担する者は、次に掲げる場合には、相殺をすることができない。

一　破産手続開始後に他人の破産債権を取得したとき。

二　支払不能になった後に破産債権を取得した場合であって、その取得の当時、支払不能であったことを知っていたとき。

三　支払の停止があった後に破産債権を取得した場合であって、その取得の当時、支払の停止があったことを知っていたとき。ただし、当該支払の停止があった時において支払不能でなかったときは、この限りでない。

四　破産手続開始の申立てがあった後に破産債権を取得した場合であって、その取得の当時、破産手続開始の申立てがあったことを知っていたとき。

2　前項第二号から第四号までの規定は、これらの規定に規定する破産債権の取得が次の各号に掲げる原因のいずれかに基づく場合には、適用しない。

一　法定の原因

二　支払不能であったこと又は支払の停止若しくは破産手続開始の申立てがあったことを破産者に対して債務を負担した者が知った時より一年以上前に生じた原因

三　破産手続開始の申立てがあった時より一年以上前に生じた原因

四　破産者に対して債務を負担した者と破産者との間の契約

（破産管財人の催告権）

第七十三条　破産管財人は、第三十一条第一項第三号の期間が経過した後又は同号の期日が終了した後は、第六十七条の規定により相殺をすることができる破産債権者に対し、一月以上の期間を定め、その期間内に当該破産債権をもって相殺をするかどうかを確答すべき旨を催告することができる。ただし、破産債権者の負担する債務が弁済期にあるときに限る。

2　前項の規定による催告があった場合において、破産債権者が同項の規定により定めた期間内に確答をしないときは、当該破産債権者は、破産手続の関係においては、当該破産債権についての相殺の効力を主張することができない。

第三章　破産手続の機関

第一節　破産管財人

第一款　破産管財人の選任及び監督

（破産管財人の選任）

第七十四条　破産管財人は、裁判所が選任する。

2　法人は、破産管財人となることができる。

（破産管財人に対する監督等）

第七十五条　破産管財人は、裁判所が監督する。

2　裁判所は、破産管財人が破産財団に属する財産の管理及び処分を適切に行っていないとき、その他重要な事由があるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、破産管財人を解任することができる。この場合においては、その破産管財人を審尋しなければならない。

（数人の破産管財人の職務執行）

第七十六条　破産管財人が数人あるときは、共同してその職務を行う。ただし、裁判所の許可を得て、それぞれ単独にその職務を行い、又は職務を分掌することができる。

2　破産管財人が数人あるときは、第三者の意思表示は、その一人に対してすれば足りる。

（破産管財人代理）

第七十七条　破産管財人は、必要があるときは、その職務を行わせるため、自己の責任で一人又は数人の破産管財人代理を選任することができる。

2　前項の破産管財人代理の選任については、裁判所の許可を得なければならない。

第二款　破産管財人の権限等

（破産管財人の権限）

第七十八条　破産手続開始の決定があった場合には、破産財団に属する財産の管理及び処分をする権利は、裁判所が選任した破産管財人に専属する。

2　破産管財人が次に掲げる行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。

一　不動産に関する物権、登記すべき日本船舶又は外国船舶の任意売却

二　鉱業権、漁業権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権、育成者権、著作権又は著作隣接権の任意売却

三　営業又は事業の譲渡

四　商品の一括売却

五　借財

六　第二百三十八条第二項の規定による相続の放棄の承認、第二百四十三条において準用する同項の規定による包括遺贈の放棄の承認又は第二百四十四条第一項の規定による特定遺贈の放棄

七　動産の任意売却

八　債権又は有価証券の譲渡
九　第五十三条第一項の規定による履行の請求
十　訴えの提起
十一　和解又は仲裁合意
十二　権利の放棄
十三　財団債権、取戻権又は別除権の承認
十四　別除権の目的である財産の受戻し
十五　その他裁判所の指定する行為

3　前項の規定にかかわらず、同項第七号から第十四号までに掲げる行為については、次に掲げる場合には、同項の許可を要しない。

一　最高裁判所規則で定める額以下の価額を有するものに関するとき。

二　前号に掲げるもののほか、裁判所が前項の許可を要しないものとしたものに関するとき。

4　裁判所は、第二項第三号の規定により営業又は事業の譲渡につき同項の許可をする場合には、労働組合等の意見を聴かなければならない。

5　第二項の許可を得ないでした行為は、無効とする。ただし、これをもって善意の第三者に対抗することができない。

6　破産管財人は、第二項各号に掲げる行為をしようとするときは、遅滞を生ずるおそれのある場合又は第三項各号に掲げる場合を除き、破産者の意見を聴かなければならない。

（破産財団の管理）

第七十九条　破産管財人は、就職の後直ちに破産財団に属する財産の管理に着手しなければならない。

（当事者適格）

第八十条　破産財団に関する訴えについては、破産管財人を原告又は被告とする。

（郵便物等の管理）

第八十一条　裁判所は、破産管財人の職務の遂行のため必要があると認めるときは、信書の送達の事業を行う者に対し、破産者にあてた郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第三項に規定する信書便物（次条及び第百十八条第五項において「郵便物等」という。）を破産管財人に配達すべき旨を嘱託することができる。

2　裁判所は、破産者の申立てにより又は職権で、破産管財人の意見を聴いて、前項に規定する嘱託を取り消し、又は変更することができる。

3　破産手続が終了したときは、裁判所は、第一項に規定する嘱託を取り消さなければならない。

4　第一項又は第二項の規定による決定及び同項の申立てを却下する裁判に対しては、破産者又は破産管財人は、即時抗告をすることができる。

5　第一項の規定による決定に対する前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

第八十二条　破産管財人は、破産者にあてた郵便物等を受け取ったときは、これを開いて見ることができる。

2　破産者は、破産管財人に対し、破産管財人が受け取った前項の郵便物等の閲覧又は当該郵便物等で破産財団に関しないものの交付を求めることができる。

（破産管財人による調査等）

第八十三条　破産管財人は、第四十条第一項各号に掲げる者及び同条第二項に規定する者に対して同条の規定による説明を求め、又は破産財団に関する帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

2　破産管財人は、その職務を行うため必要があるときは、破産者の子会社（破産者が株式会社の総株主の議決権の過半数又は有限会社の総社員の議決権の過半数を有する場合における当該株式会社又は有限会社をいう。次項において同じ。）に対して、その業務及び財産の状況につき説明を求め、又はその帳簿、書類その他の物件を検査することができる。破産者が商法特例法第一条の二第一項に規定する大会社である場合における当該破産者の同条第四項に規定する連結子会社に対しても、同様とする。

3　破産者の子会社又は破産者及びその子会社が他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する場合には、前項の規定の適用については、当該他の株式会社を当該破産者の子会社とみなす。破産者の子会社又は破産者及びその子会社が他の有限会社の総社員の議決権の過半数を有する場合も、同様とする。

（破産管財人の職務の執行の確保）

第八十四条　破産管財人は、職務の執行に際し抵抗を受けるときは、その抵抗を排除するために、裁判所の許可を得て、警察上の援助を求めることができる。

（破産管財人の注意義務）

第八十五条　破産管財人は、善良な管理者の注意をもって、その職務を行わなければならない。

2　破産管財人が前項の注意を怠ったときは、その破産管財人は、利害関係人に対し、連帯して損害を賠償する義務を負う。

（破産管財人の情報提供努力義務）

第八十六条　破産管財人は、破産債権である給料の請求権又は退職手当の請求権を有する者に対し、破産手続に参加するのに必要な情報を提供するよう努めなければならない。

（破産管財人の報酬等）

第八十七条　破産管財人は、費用の前払及び裁判所が定める報酬を受けることができる。

2　前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

3　前二項の規定は、破産管財人代理について準用する。

（破産管財人の任務終了の場合の報告義務等）

第八十八条　破産管財人の任務が終了した場合には、破産管財人は、遅滞なく、計算の報告書を裁判所に提出しなければならない。

2　前項の場合において、破産管財人が欠けたときは、同項の計算の報告書は、同項の規定にかかわらず、後任の破産管財人が提出しなければならない。

3　第一項又は前項の場合には、第一項の破産管財人又は前項の後任の破産管財人は、破産管財人の任務終了による債権者集会への計算の報告を目的として第百三十五条第一項本文の申立てをしなければならない。

4　破産者、破産債権者又は後任の破産管財人（第二項の後任の破産管財人を除く。）は、前項の申立てにより招集される債権者集会の期日において、第一項又は第二項の計算について異議を述べることができる。

5　前項の債権者集会の期日と第一項又は第二項の規定による計算の報告書の提出日との間には、三日以上の期間を置かなければならない。

6　第四項の債権者集会の期日において同項の異議がなかった場合には、第一項又は第二項の計算は、承認されたものとみなす。

第八十九条　前条第一項又は第二項の場合には、同条第一項の破産管財人又は同条第二項の後任

の破産管財人は、同条第三項の申立てに代えて、書面による計算の報告をする旨の申立てを裁判所にすることができる。

2　裁判所は、前項の規定による申立てがあり、かつ、前条第一項又は第二項の規定による計算の報告書の提出があったときは、その提出があった旨及びその計算に異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告しなければならない。この場合においては、その期間は、一月を下ることができない。

3　破産者、破産債権者又は後任の破産管財人（第一項の後任の破産管財人を除く。）は、前項の期間内に前条第一項又は第二項の計算について異議を述べることができる。

4　第二項の期間内に前項の異議がなかった場合には、前条第一項又は第二項の計算は、承認されたものとみなす。

（任務終了の場合の財産の管理）

第九十条　破産管財人の任務が終了した場合において、急迫の事情があるときは、破産管財人又はその承継人は、後任の破産管財人又は破産者が財産を管理することができるに至るまで必要な処分をしなければならない。

2　破産手続開始の決定の取消し又は破産手続廃止の決定が確定した場合には、破産管財人は、財団債権を弁済しなければならない。ただし、その存否又は額について争いのある財団債権については、その債権を有する者のために供託しなければならない。

第二節　保全管理人

（保全管理命令）

第九十一条　裁判所は、破産手続開始の申立てがあった場合において、債務者（法人である場合に限る。以下この節、第百四十八条第四項及び第百五十二条第二項において同じ。）の財産の管理及び処分が失当であるとき、その他債務者の財産の確保のために特に必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、債務者の財産に関し、保全管理人による管理を命ずる処分をすることができる。

2　裁判所は、前項の規定による処分（以下「保全管理命令」という。）をする場合には、当該保全管理命令において、一人又は数人の保全管理人を選任しなければならない。

3　前二項の規定は、破産手続開始の申立てを棄却する決定に対して第三十三条第一項の即時抗告があった場合について準用する。

4　裁判所は、保全管理命令を変更し、又は取り消すことができる。

5　保全管理命令及び前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

6　前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

（保全管理命令に関する公告及び送達）

第九十二条　裁判所は、保全管理命令を発したときは、その旨を公告しなければならない。保全管理命令を変更し、又は取り消す旨の決定があった場合も、同様とする。

2　保全管理命令、前条第四項の規定による決定及び同条第五項の即時抗告についての裁判があった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

3　第十条第四項の規定は、第一項の場合については、適用しない。

（保全管理人の権限）

第九十三条　保全管理命令が発せられたときは、債務者の財産（日本国内にあるかどうかを問わない。）の管理及び処分をする権利は、保全管理人に専属する。ただし、保全管理人が債務者の常務に属しない行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。

2　前項ただし書の許可を得ないでした行為は、無効とする。ただし、これをもって善意の第三者に対抗することができない。

3　第七十八条第二項から第六項までの規定は、保全管理人について準用する。

（保全管理人の任務終了の場合の報告義務）

第九十四条　保全管理人の任務が終了した場合には、保全管理人は、遅滞なく、裁判所に書面による計算の報告をしなければならない。

2　前項の場合において、保全管理人が欠けたときは、同項の計算の報告は、同項の規定にかかわらず、後任の保全管理人又は破産管財人がしなければならない。

（保全管理人代理）

第九十五条　保全管理人は、必要があるときは、その職務を行わせるため、自己の責任で一人又は数人の保全管理人代理を選任することができる。

2　前項の規定による保全管理人代理の選任については、裁判所の許可を得なければならない。

（準用）

第九十六条　第四十条の規定は保全管理人の請求について、第四十七条、第五十条及び第五十一条の規定は保全管理命令が発せられた場合について、第七十四条第二項、第七十五条、第七十六条、第七十九条、第八十条、第八十二条から第八十五条まで、第八十七条第一項及び第二項並びに第九十条第一項の規定は保全管理人について、第八十七条第一項及び第二項の規定は保全管理人代理について準用する。この場合において、第五十一条中「第三十二条第一項の規定による公告」とあるのは「第九十二条第一項の規定による公告」と、第九十条第一項中「後任の破産管財人」とあるのは「後任の保全管理人、破産管財人」と読み替えるものとする。

2　債務者の財産に関する訴訟手続及び債務者の財産関係の事件で行政庁に係属するものについては、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める規定を準用する。

一　保全管理命令が発せられた場合　第四十四条第一項から第三項まで

二　保全管理命令が効力を失った場合（破産手続開始の決定があった場合を除く。）　第四十四条第四項から第六項まで

第四章　破産債権

第一節　破産債権者の権利

（破産債権に含まれる請求権）

第九十七条　次に掲げる債権（財団債権であるものを除く。）は、破産債権に含まれるものとする。

一　破産手続開始後の利息の請求権

二　破産手続開始後の不履行による損害賠償又は違約金の請求権

三　破産手続開始後の延滞税、利子税又は延滞金の請求権

四　国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）又は国税徴収の例によって徴収することのできる請求権（以下「租税等の請求権」という。）であって、破産財団に関して破産手続開始後の原因に基づいて生ずるもの

五　加算税（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第四号に規定する過少申告加算税、無申告加算税、不納付加算税及び重加算税をいう。）又は加算金（地方税法（昭和二十

五年法律第二百二十六号）第一条第一項第十四号に規定する過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金をいう。）の請求権

六　罰金、科料、刑事訴訟費用、追徴金又は過料の請求権（以下「罰金等の請求権」という。）

七　破産手続参加の費用の請求権

八　第五十四条第一項（第五十八条第三項において準用する場合を含む。）に規定する相手方の損害賠償の請求権

九　第五十七条に規定する債権

十　第五十九条第一項の規定による請求権であって、相手方の有するもの

十一　第六十条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する債権

十二　第百六十八条第二項第二号又は第三号に定める権利

（優先的破産債権）

第九十八条　破産財団に属する財産につき一般の先取特権その他一般の優先権がある破産債権（次条第一項に規定する劣後的破産債権及び同条第二項に規定する約定劣後破産債権を除く。以下「優先的破産債権」という。）は、他の破産債権に優先する。

2　前項の場合において、優先的破産債権間の優先順位は、民法、商法その他の法律の定めるところによる。

3　優先権が一定の期間内の債権額につき存在する場合には、その期間は、破産手続開始の時からさかのぼって計算する。

（劣後的破産債権等）

第九十九条　次に掲げる債権（以下「劣後的破産債権」という。）は、他の破産債権（次項に規定する約定劣後破産債権を除く。）に後れる。

一　第九十七条第一号から第七号までに掲げる請求権

二　破産手続開始後に期限が到来すべき確定期限付債権で無利息のもののうち、破産手続開始の時から期限に至るまでの期間の年数（その期間に一年に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に応じた債権に対する法定利息の額に相当する部分

三　破産手続開始後に期限が到来すべき不確定期限付債権で無利息のもののうち、その債権額と破産手続開始の時における評価額との差額に相当する部分

四　金額及び存続期間が確定している定期金債権のうち、各定期金につき第二号の規定に準じて算定される額の合計額（その額を各定期金の合計額から控除した額が法定利率によりその定期金に相当する利息を生ずべき元本額を超えるときは、その超過額を加算した額）に相当する部分

2　破産債権者と破産者との間において、破産手続開始前に、当該債務者について破産手続が開始されたとすれば当該破産手続におけるその配当の順位が劣後的破産債権に後れる旨の合意がされた債権（以下「約定劣後破産債権」という。）は、劣後的破産債権に後れる。

（破産債権の行使）

第百条　破産債権は、この法律に特別の定めがある場合を除き、破産手続によらなければ、行使することができない。

2　前項の規定は、次に掲げる行為によって破産債権である租税等の請求権を行使する場合については、適用しない。

一　破産手続開始の時に破産財団に属する財産に対して既にされている国税滞納処分

二　徴収の権限を有する者による還付金又は過誤納金の充当

（給料の請求権等の弁済の許可）

第百一条　優先的破産債権である給料の請求権又は退職手当の請求権について届出をした破産債権者が、これらの破産債権の弁済を受けなければその生活の維持を図るのに困難を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、最初に第百九十五条第一項に規定する最後配当、第二百四条第一項に規定する簡易配当、第二百八条第一項に規定する同意配当又は第二百九条第一項に規定する中間配当の許可があるまでの間、破産管財人の申立てにより又は職権で、その全部又は一部の弁済をすることを許可することができる。ただし、その弁済により財団債権又は他の先順位若しくは同順位の優先的破産債権を有する者の利益を害するおそれがないときに限る。

2　破産管財人は、前項の破産債権者から同項の申立てをすべきことを求められたときは、直ちにその旨を裁判所に報告しなければならない。この場合において、その申立てをしないこととしたときは、遅滞なく、その事情を裁判所に報告しなければならない。

（破産管財人による相殺）

第百二条　破産管財人は、破産財団に属する債権をもって破産債権と相殺することが破産債権者の一般の利益に適合するときは、裁判所の許可を得て、その相殺をすることができる。

（破産債権者の手続参加）

第百三条　破産債権者は、その有する破産債権をもって破産手続に参加することができる。

2　前項の場合において、破産債権の額は、次に掲げる債権の区分に従い、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　次に掲げる債権　破産手続開始の時における評価額

イ　金銭の支払を目的としない債権

ロ　金銭債権で、その額が不確定であるもの又はその額を外国の通貨をもって定めたもの

ハ　金額又は存続期間が不確定である定期金債権

二　前号に掲げる債権以外の債権　債権額

3　破産債権が期限付債権でその期限が破産手続開始後に到来すべきものであるときは、その破産債権は、破産手続開始の時において弁済期が到来したものとみなす。

4　破産債権が破産手続開始の時において条件付債権又は将来の請求権であるときでも、当該破産債権者は、その破産債権をもって破産手続に参加することができる。

（全部の履行をする義務を負う者が数人ある場合等の手続参加）

第百四条　数人が各自全部の履行をする義務を負う場合において、その全員又はそのうちの数人若しくは一人について破産手続開始の決定があったときは、債権者は、破産手続開始の時において有する債権の全額についてそれぞれの破産手続に参加することができる。

2　前項の場合において、他の全部の履行をする義務を負う者が破産手続開始後に債権者に対して弁済その他の債務を消滅させる行為（以下この条において「弁済等」という。）をしたときであっても、その債権の全額が消滅した場合を除き、その債権者は、破産手続開始の時において有する債権の全額についてその権利を行使することができる。

3　第一項に規定する場合において、破産者に対して将来行うことがある求償権を有する者は、

その全額について破産手続に参加することができる。ただし、債権者が破産手続開始の時において有する債権について破産手続に参加したときは、この限りでない。

4　第一項の規定により債権者が破産手続に参加した場合において、破産者に対して将来行うことがある求償権を有する者が破産手続開始後に債権者に対して弁済等をしたときは、その債権の全額が消滅した場合に限り、その求償権を有する者は、その求償権の範囲内において、債権者が有した権利を破産債権者として行使することができる。

5　第二項の規定は破産者の債務を担保するため自己の財産を担保に供した第三者（以下この項において「物上保証人」という。）が破産手続開始後に債権者に対して弁済等をした場合について、前二項の規定は物上保証人が破産者に対して将来行うことがある求償権を有する場合における当該物上保証人について準用する。

（保証人の破産の場合の手続参加）

第百五条　保証人について破産手続開始の決定があったときは、債権者は、破産手続開始の時において有する債権の全額について破産手続に参加することができる。

（法人の債務につき無限の責任を負う者の破産の場合の手続参加）

第百六条　法人の債務につき無限の責任を負う者について破産手続開始の決定があったときは、当該法人の債権者は、破産手続開始の時において有する債権の全額について破産手続に参加することができる。

（法人の債務につき有限の責任を負う者の破産の場合の手続参加等）

第百七条　法人の債務につき有限の責任を負う者について破産手続開始の決定があったときは、当該法人の債権者は、破産手続に参加することができない。この場合においては、当該法人が出資の請求について破産手続に参加することを妨げない。

2　法人の債務につき有限の責任を負う者がある場合において、当該法人について破産手続開始の決定があったときは、当該法人の債権者は、当該法人の債務につき有限の責任を負う者に対してその権利を行使することができない。

（別除権者等の手続参加）

第百八条　別除権者は、当該別除権に係る第六十五条第二項に規定する担保権によって担保される債権については、その別除権の行使によって弁済を受けることができない債権の額についてのみ、破産債権者としてその権利を行使することができる。ただし、当該担保権によって担保される債権の全部又は一部が破産手続開始後に担保されないこととなった場合には、その債権の当該全部又は一部の額について、破産債権者としてその権利を行使することを妨げない。

2　破産財団に属しない破産者の財産につき特別の先取特権、質権若しくは抵当権を有する者又は破産者につき更に破産手続開始の決定があった場合における前の破産手続において破産債権を有する者も、前項と同様とする。

（外国で弁済を受けた破産債権者の手続参加）

第百九条　破産債権者は、破産手続開始の決定があった後に、破産財団に属する財産で外国にあるものに対して権利を行使したことにより、破産債権について弁済を受けた場合であっても、その弁済を受ける前の債権の額について破産手続に参加することができる。

（代理委員）

第百十条　破産債権者は、裁判所の許可を得て、共同して又は各別に、一人又は数人の代理委員を選任することができる。

2　代理委員は、これを選任した破産債権者のために、破産手続に属する一切の行為をすることができる。

3　代理委員が数人あるときは、共同してその権限を行使する。ただし、第三者の意思表示は、その一人に対してすれば足りる。

4　裁判所は、代理委員の権限の行使が著しく不公正であると認めるときは、第一項の許可を取り消すことができる。

第二節　破産債権の届出

（破産債権の届出）

第百十一条　破産手続に参加しようとする破産債権者は、第三十一条第一項第一号又は第三項の規定により定められた破産債権の届出をすべき期間（以下「債権届出期間」という。）内に、次に掲げる事項を裁判所に届け出なければならない。

一　各破産債権の額及び原因

二　優先的破産債権であるときは、その旨

三　劣後的破産債権又は約定劣後破産債権であるときは、その旨

四　自己に対する配当額の合計額が最高裁判所規則で定める額に満たない場合においても配当金を受領する意思があるときは、その旨

五　前各号に掲げるもののほか、最高裁判所規則で定める事項

2　別除権者は、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を届け出なければならない。

一　別除権の目的である財産

二　別除権の行使によって弁済を受けることができないと見込まれる債権の額

3　前項の規定は、第百八条第二項に規定する特別の先取特権、質権若しくは抵当権又は破産債権を有する者（以下「準別除権者」という。）について準用する。

（一般調査期間経過後又は一般調査期日終了後の届出等）

第百十二条　破産債権者がその責めに帰することができない事由によって第三十一条第一項第三号の期間（以下「一般調査期間」という。）の経過又は同号の期日（以下「一般調査期日」という。）の終了までに破産債権の届出をすることができなかった場合には、その事由が消滅した後一月以内に限り、その届出をすることができる。

2　前項に規定する一月の期間は、伸長し、又は短縮することができない。

3　一般調査期間の経過後又は一般調査期日の終了後に生じた破産債権については、その権利の発生した後一月の不変期間内に、その届出をしなければならない。

4　第一項及び第二項の規定は、破産債権者が、その責めに帰することができない事由によって、一般調査期間の経過後又は一般調査期日の終了後に、届け出た事項について他の破産債権者の利益を害すべき変更を加える場合について準用する。

（届出名義の変更）

第百十三条　届出をした破産債権を取得した者は、一般調査期間の経過後又は一般調査期日の終了後でも、届出名義の変更を受けることができる。

2　前項の規定により届出名義の変更を受ける者は、自己に対する配当額の合計額が第百十一条第一項第四号に規定する最高裁判所規則で定め

る額に満たない場合においても配当金を受領する意思があるときは、その旨を裁判所に届け出なければならない。

（租税等の請求権等の届出）

第百十四条　次に掲げる請求権を有する者は、遅滞なく、当該請求権の額及び原因その他最高裁判所規則で定める事項を裁判所に届け出なければならない。この場合において、当該請求権を有する者が別除権者又は準別除権者であるときは、第百十一条第二項の規定を準用する。

一　租税等の請求権であって、財団債権に該当しないもの

二　罰金等の請求権であって、財団債権に該当しないもの

第三節　破産債権の調査及び確定

第一款　通則

（破産債権者表の作成等）

第百十五条　裁判所書記官は、届出があった破産債権について、破産債権者表を作成しなければならない。

2　前項の破産債権者表には、各破産債権について、第百十一条第一項第一号から第四号まで及び第二項第二号（同条第三項において準用する場合を含む。）に掲げる事項その他最高裁判所規則で定める事項を記載しなければならない。

3　破産債権者表の記載に誤りがあるときは、裁判所書記官は、申立てにより又は職権で、いつでもその記載を更正する処分をすることができる。

（破産債権の調査の方法）

第百十六条　裁判所による破産債権の調査は、次款の規定により、破産管財人が作成した認否書並びに破産債権者及び破産者の書面による異議に基づいてする。

2　前項の規定にかかわらず、裁判所は、必要があると認めるときは、第三款の規定により、破産債権の調査を、そのための期日における破産管財人の認否並びに破産債権者及び破産者の異議に基づいてすることができる。

3　裁判所は、第百二十一条の規定による一般調査期日における破産債権の調査の後であっても、第百十九条の規定による特別調査期間における書面による破産債権の調査をすることができ、必要があると認めるときは、第百十八条の規定による一般調査期間における書面による破産債権の調査の後であっても、第百二十二条の規定による特別調査期日における破産債権の調査をすることができる。

第二款　書面による破産債権の調査

（認否書の作成及び提出）

第百十七条　破産管財人は、一般調査期間が定められたときは、債権届出期間内に届出があった破産債権について、次に掲げる事項についての認否を記載した認否書を作成しなければならない。

一　破産債権の額

二　優先的破産債権であること。

三　劣後的破産債権又は約定劣後破産債権であること。

四　別除権（第百八条第二項に規定する特別の先取特権、質権若しくは抵当権又は破産債権を含む。）の行使によって弁済を受けることができないと見込まれる債権の額

2　破産管財人は、債権届出期間の経過後に届出があり、又は届出事項の変更（他の破産債権者の利益を害すべき事項の変更に限る。以下この節において同じ。）があった破産債権についても、前項各号に掲げる事項（当該届出事項の変更があった場合にあっては、変更後の同項各号に掲げる事項。以下この節において同じ。）についての認否を同項の認否書に記載することができる。

3　破産管財人は、一般調査期間前の裁判所の定める期限までに、前二項の規定により作成した認否書を裁判所に提出しなければならない。

4　第一項の規定により同項の認否書に認否を記載すべき事項であって前項の規定により提出された認否書に認否の記載がないものがあるときは、破産管財人において当該事項を認めたものとみなす。

5　第二項の規定により第一項各号に掲げる事項についての認否を認否書に記載することができる破産債権について、第三項の規定により提出された認否書に当該事項の一部についての認否の記載があるときは、破産管財人において当該事項のうち当該認否書に認否の記載のないものを認めたものとみなす。

（一般調査期間における調査）

第百十八条　届出をした破産債権者は、一般調査期間内に、裁判所に対し、前条第一項又は第二項に規定する破産債権についての同条第一項各号に掲げる事項について、書面で、異議を述べることができる。

2　破産者は、一般調査期間内に、裁判所に対し、前項の破産債権の額について、書面で、異議を述べることができる。

3　裁判所は、一般調査期間を変更する決定をしたときは、その裁判書を破産管財人、破産者及び届出をした破産債権者（債権届出期間の経過前にあっては、知れている破産債権者）に送達しなければならない。

4　前項の規定による送達は、書類を通常の取扱いによる郵便に付し、又は民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務を利用して送付する方法によりすることができる。

5　前項の規定による送達をした場合においては、その郵便物等が通常到達すべきであった時に、送達があったものとみなす。

（特別調査期間における調査）

第百十九条　裁判所は、債権届出期間の経過後、一般調査期間の満了前又は一般調査期日の終了前にその届出があり、又は届出事項の変更があった破産債権について、その調査をするための期間（以下「特別調査期間」という。）を定めなければならない。ただし、当該破産債権について、破産管財人が第百十七条第三項の規定により提出された認否書に同条第一項各号に掲げる事項の全部若しくは一部についての認否を記載している場合又は一般調査期日において調査をすることについて破産管財人及び破産債権者の異議がない場合は、この限りでない。

2　一般調査期間の経過後又は一般調査期日の終了後に第百十二条第一項若しくは第三項の規定による届出があり、又は同条第四項において準用する同条第一項の規定による届出事項の変更があった破産債権についても、前項本文と同様とする。

3　第一項本文又は前項の場合には、特別調査期間に関する費用は、当該破産債権を有する者の負担とする。

4　破産管財人は、特別調査期間に係る破産債権については、第百十七条第一項各号に掲げる事項についての認否を記載した認否書を作成し、

特別調査期間前の裁判所の定める期限までに、これを裁判所に提出しなければならない。この場合においては、同条第四項の規定を準用する。

5　届出をした破産債権者は前項の破産債権についての第百十七条第一項各号に掲げる事項について、破産者は当該破産債権の額について、特別調査期間内に、裁判所に対し、書面で、異議を述べることができる。

6　前条第三項から第五項までの規定は、特別調査期間を定める決定又はこれを変更する決定があった場合における裁判書の送達について準用する。

（特別調査期間に関する費用の予納）

第百二十条　前条第一項本文又は第二項の場合には、裁判所書記官は、相当の期間を定め、同条第三項の破産債権を有する者に対し、同項の費用の予納を命じなければならない。

2　前項の規定による処分は、相当と認める方法で告知することによって、その効力を生ずる。

3　第一項の規定による処分に対しては、その告知を受けた日から一週間の不変期間内に、異議の申立てをすることができる。

4　前項の異議の申立ては、執行停止の効力を有する。

5　第一項の場合において、同項の破産債権を有する者が同項の費用の予納をしないときは、裁判所は、決定で、その者がした破産債権の届出又は届出事項の変更に係る届出を却下しなければならない。

6　前項の規定による却下の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第三款　期日における破産債権の調査

（一般調査期日における調査）

第百二十一条　破産管財人は、一般調査期日が定められたときは、当該一般調査期日に出頭し、債権届出期間内に届出があった破産債権について、第百十七条第一項各号に掲げる事項についての認否をしなければならない。

2　届出をした破産債権者又はその代理人は、一般調査期日に出頭し、前項の破産債権についての同項に規定する事項について、異議を述べることができる。

3　破産者は、一般調査期日に出頭しなければならない。ただし、正当な事由があるときは、代理人を出頭させることができる。

4　前項本文の規定により出頭した破産者は、第一項の破産債権の額について、異議を述べることができる。

5　第三項本文の規定により出頭した破産者は、必要な事項に関し意見を述べなければならない。

6　前二項の規定は、第三項ただし書の代理人について準用する。

7　前各項の規定は、債権届出期間の経過後に届出があり、又は届出事項の変更があった破産債権について一般調査期日において調査をすることにつき破産管財人及び破産債権者の異議がない場合について準用する。

8　一般調査期日における破産債権の調査は、破産管財人が出頭しなければ、することができない。

9　裁判所は、一般調査期日を変更する決定をしたときは、その裁判書を破産管財人、破産者及び届出をした破産債権者（債権届出期間の経過前にあっては、知れている破産債権者）に送達しなければならない。

10　裁判所は、一般調査期日における破産債権の調査の延期又は続行の決定をしたときは、当該一般調査期日において言渡しをした場合を除き、その裁判書を破産管財人、破産者及び届出をした破産債権者に送達しなければならない。

11　第百十八条第四項及び第五項の規定は、前二項の規定による送達について準用する。

（特別調査期日における調査）

第百二十二条　裁判所は、債権届出期間の経過後、一般調査期間の満了前又は一般調査期日の終了前に届出があり、又は届出事項の変更があった破産債権について、必要があると認めるときは、その調査をするための期日（以下「特別調査期日」という。）を定めることができる。ただし、当該破産債権について、破産管財人が第百十七条第三項の規定により提出された認否書に同条第一項各号に掲げる事項の全部若しくは一部についての認否を記載している場合又は一般調査期日において調査をすることについて破産管財人及び破産債権者の異議がない場合は、この限りでない。

2　第百十九条第二項及び第三項、同条第六項において準用する第百十八条第三項から第五項まで、第百二十条並びに前条（第七項及び第九項を除く。）の規定は、前項本文の場合における特別調査期日について準用する。

（期日終了後の破産者の異議）

第百二十三条　破産者がその責めに帰することができない事由によって一般調査期日又は特別調査期日に出頭することができなかったときは、破産者は、その事由が消滅した後一週間以内に限り、裁判所に対し、当該一般調査期日又は特別調査期日における調査に係る破産債権の額について、書面で、異議を述べることができる。

2　前項に規定する一週間の期間は、伸長し、又は短縮することができない。

第四款　破産債権の確定

（異議等のない破産債権の確定）

第百二十四条　第百十七条第一項各号（第四号を除く。）に掲げる事項は、破産債権の調査において、破産管財人が認め、かつ、届出をした破産債権者が一般調査期間内若しくは特別調査期間内又は一般調査期日若しくは特別調査期日において異議を述べなかったときは、確定する。

2　裁判所書記官は、破産債権の調査の結果を破産債権者表に記載しなければならない。

3　第一項の規定により確定した事項についての破産債権者表の記載は、破産債権者の全員に対して確定判決と同一の効力を有する。

（破産債権査定決定）

第百二十五条　破産債権の調査において、破産債権の額又は優先的破産債権、劣後的破産債権若しくは約定劣後破産債権であるかどうかの別（以下この条及び第百二十七条第一項において「額等」という。）について破産管財人が認めず、又は届出をした破産債権者が異議を述べた場合には、当該破産債権（以下「異議等のある破産債権」という。）を有する破産債権者は、その額等の確定のために、当該破産管財人及び当該異議を述べた届出をした破産債権者（以下この款において「異議者等」という。）の全員を相手方として、裁判所に、その額等についての査定の申立て（以下「破産債権査定申立て」という。）をすることができる。ただし、第百二十七条第一項並びに第百二十九条第一項及び第二項の場合は、この限りでない。

2　破産債権査定申立ては、異議等のある破産債権に係る一般調査期間若しくは特別調査期間の

末日又は一般調査期日若しくは特別調査期日から一月の不変期間内にしなければならない。

3　破産債権査定申立てがあった場合には、裁判所は、これを不適法として却下する場合を除き、決定で、異議等のある破産債権の存否及び額等を査定する裁判（次項において「破産債権査定決定」という。）をしなければならない。

4　裁判所は、破産債権査定決定をする場合には、異議者等を審尋しなければならない。

5　破産債権査定申立てについての決定があった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

（破産債権査定申立てについての決定に対する異議の訴え）

第百二十六条　破産債権査定申立てについての決定に不服がある者は、その送達を受けた日から一月の不変期間内に、異議の訴え（以下「破産債権査定異議の訴え」という。）を提起することができる。

2　破産債権査定異議の訴えは、破産裁判所が管轄する。

3　破産債権査定異議の訴えが提起された第一審裁判所は、破産裁判所が破産事件を管轄することの根拠となる法令上の規定が第五条第八項又は第九項の規定のみである場合（破産裁判所が第七条第四号の規定により破産事件の移送を受けた場合において、移送を受けたことの根拠となる規定が同号ロ又はハの規定のみであるときを含む。）において、著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、職権で、当該破産債権査定異議の訴えに係る訴訟を第五条第一項に規定する地方裁判所（同項に規定する地方裁判所がない場合にあっては、同条第二項に規定する地方裁判所）に移送することができる。

4　破産債権査定異議の訴えは、これを提起する者が、異議等のある破産債権を有する破産債権者であるときは異議者等の全員を、当該異議者等であるときは当該破産債権者を、それぞれ被告としなければならない。

5　破産債権査定異議の訴えの口頭弁論は、第一項の期間を経過した後でなければ開始することができない。

6　同一の破産債権に関し破産債権査定異議の訴えが数個同時に係属するときは、弁論及び裁判は、併合してしなければならない。この場合においては、民事訴訟法第四十条第一項から第三項までの規定を準用する。

7　破産債権査定異議の訴えについての判決においては、訴えを不適法として却下する場合を除き、破産債権査定申立てについての決定を認可し、又は変更する。

（異議等のある破産債権に関する訴訟の受継）

第百二十七条　異議等のある破産債権に関し破産手続開始当時訴訟が係属する場合において、破産債権者がその額等の確定を求めようとするときは、異議者等の全員を当該訴訟の相手方として、訴訟手続の受継の申立てをしなければならない。

2　第百二十五条第二項の規定は、前項の申立てについて準用する。

（主張の制限）

第百二十八条　破産債権査定申立てに係る査定の手続又は破産債権査定異議の訴えの提起若しくは前条第一項の規定による受継に係る訴訟手続においては、破産債権者は、異議等のある破産債権についての第百十一条第一項第一号から第三号までに掲げる事項について、破産債権者表に記載されている事項のみを主張することができる。

（執行力ある債務名義のある債権等に対する異議の主張）

第百二十九条　異議等のある破産債権のうち執行力ある債務名義又は終局判決のあるものについては、異議者等は、破産者がすることのできる訴訟手続によってのみ、異議を主張することができる。

2　前項に規定する異議等のある破産債権に関し破産手続開始当時訴訟が係属する場合において、同項の異議者等が同項の規定による異議を主張しようとするときは、当該異議者等は、当該破産債権を有する破産債権者を相手方とする訴訟手続を受け継がなければならない。

3　第百二十五条第二項の規定は第一項の規定による異議の主張又は前項の規定による受継について、第百二十六条第五項及び第六項並びに前条の規定は前二項の場合について準用する。この場合においては、第百二十六条第五項中「第一項の期間」とあるのは、「異議等のある破産債権に係る一般調査期間若しくは特別調査期間の末日又は一般調査期日若しくは特別調査期日から一月の不変期間」と読み替えるものとする。

4　前項において準用する第百二十五条第二項に規定する期間内に第一項の規定による異議の主張又は第二項の規定による受継がされなかった場合には、異議者等が破産債権者であるときは第百十八条第一項、第百十九条第五項又は第百二十一条第二項（同条第七項又は第百二十二条第二項において準用する場合を含む。）の異議はなかったものとみなし、異議者等が破産管財人であるときは破産管財人においてその破産債権を認めたものとみなす。

（破産債権の確定に関する訴訟の結果の記載）

第百三十条　裁判所書記官は、破産管財人又は破産債権者の申立てにより、破産債権の確定に関する訴訟の結果（破産債権査定申立てについての決定に対する破産債権査定異議の訴えが、第百二十六条第一項に規定する期間内に提起されなかったとき、又は却下されたときは、当該決定の内容）を破産債権者表に記載しなければならない。

（破産債権の確定に関する訴訟の判決等の効力）

第百三十一条　破産債権の確定に関する訴訟についてした判決は、破産債権者の全員に対して、その効力を有する。

2　破産債権査定申立てについての決定に対する破産債権査定異議の訴えが、第百二十六条第一項に規定する期間内に提起されなかったとき、又は却下されたときは、当該決定は、破産債権者の全員に対して、確定判決と同一の効力を有する。

（訴訟費用の償還）

第百三十二条　破産財団が破産債権の確定に関する訴訟（破産債権査定申立てについての決定を含む。）によって利益を受けたときは、異議を主張した破産債権者は、その利益の限度において財団債権者として訴訟費用の償還を請求することができる。

（破産手続終了の場合における破産債権の確定手続の取扱い）

第百三十三条　破産手続が終了した際現に係属する破産債権査定申立ての手続は、破産手続開始の決定の取消し又は破産手続廃止の決定の確定により破産手続が終了したときは終了するものとし、破産手続終結の決定により破産手続が終

了したときは引き続き係属するものとする。

2　破産手続終結の決定により破産手続が終了した場合において、破産手続終了後に破産債権査定申立てについての決定があったときは、第百二十六条第一項の規定により破産債権査定異議の訴えを提起することができる。

3　破産手続が終了した際現に係属する破産債権査定異議の訴えに係る訴訟手続又は第百二十七条第一項若しくは第百二十九条第二項の規定による受継があった訴訟手続であって、破産手続終結の決定により破産手続が終了したときは、第四十四条第四項の規定にかかわらず、中断しないものとする。

4　破産手続が終了した際現に係属する破産債権査定異議の訴えに係る訴訟手続であって、破産管財人が当事者でないものは、破産手続開始の決定の取消し又は破産手続廃止の決定の確定により破産手続が終了したときは終了するものとし、破産手続終結の決定により破産手続が終了したときは引き続き係属するものとする。

5　破産手続が終了した際現に係属する第百二十七条第一項又は第百二十九条第二項の規定による受継があった訴訟手続であって、破産管財人が当事者でないものは、破産手続開始の決定の取消し又は破産手続廃止の決定の確定により破産手続が終了したときは中断するものとし、破産手続終結の決定により破産手続が終了したときは引き続き係属するものとする。

6　前項の規定により訴訟手続が中断する場合においては、第四十四条第五項の規定を準用する。

第五款　租税等の請求権等についての特例

第百三十四条　租税等の請求権及び罰金等の請求権については、第一款（第百十五条を除く。）から前款までの規定は、適用しない。

2　第百十四条の規定による届出があった請求権（罰金、科料及び刑事訴訟費用の請求権を除く。）の原因が審査請求、訴訟（刑事訴訟を除く。次項において同じ。）その他の不服の申立てをすることができる処分である場合には、破産管財人は、当該届出があった請求権について、当該不服の申立てをする方法で、異議を主張することができる。

3　前項の場合において、当該届出があった請求権に関し破産手続開始当時訴訟が係属するときは、同項に規定する異議を主張しようとする破産管財人は、当該届出があった請求権を有する破産債権者を相手方とする訴訟手続を受け継がなければならない。当該届出があった請求権に関し破産手続開始当時破産財団に関する事件が行政庁に係属するときも、同様とする。

4　第二項の規定による異議の主張又は前項の規定による受継は、破産管財人が第二項に規定する届出があったことを知った日から一月の不変期間内にしなければならない。

5　第百二十四条第二項の規定は第百十四条の規定による届出があった請求権について、第百二十八条、第百三十条、第百三十一条第一項及び前条第三項の規定は第二項の規定による異議又は第三項の規定による受継があった場合について準用する。

第四節　債権者集会及び債権者委員会

第一款　債権者集会

（債権者集会の招集）

第百三十五条　裁判所は、次の各号に掲げる者のいずれかの申立てがあった場合には、債権者集会を招集しなければならない。ただし、知れている破産債権者の数その他の事情を考慮して債権者集会を招集することを相当でないと認めるときは、この限りでない。

一　破産管財人

二　第百四十四条第二項に規定する債権者委員会

三　知れている破産債権者の総債権について裁判所が評価した額の十分の一以上に当たる破産債権を有する破産債権者

2　裁判所は、前項本文の申立てがない場合であっても、相当と認めるときは、債権者集会を招集することができる。

（債権者集会の期日の呼出し等）

第百三十六条　債権者集会の期日には、破産管財人、破産者及び届出をした破産債権者を呼び出さなければならない。ただし、第三十一条第五項の決定があったときは、届出をした破産債権者を呼び出すことを要しない。

2　前項本文の規定にかかわらず、届出をした破産債権者であって議決権を行使することができないものは、呼び出さないことができる。財産状況報告集会においては、第三十二条第三項の規定により通知を受けた者も、同様とする。

3　裁判所は、第三十二条第一項第三号及び第三項の規定により財産状況報告集会の期日の公告及び通知をするほか、各債権者集会（財産状況報告集会を除く。以下この項において同じ。）の期日及び会議の目的である事項を公告し、かつ、各債権者集会の期日を労働組合等に通知しなければならない。

4　債権者集会の期日においてその延期又は続行について言渡しがあったときは、第一項本文及び前項の規定は、適用しない。

（債権者集会の指揮）

第百三十七条　債権者集会は、裁判所が指揮する。

（債権者集会の決議）

第百三十八条　債権者集会の決議を要する事項を可決するには、議決権を行使することができる破産債権者（以下この款において「議決権者」という。）で債権者集会の期日に出席し又は次条第二項第二号に規定する書面等投票をしたものの議決権の総額の二分の一を超える議決権を有する者の同意がなければならない。

（決議に付する旨の決定）

第百三十九条　裁判所は、第百三十五条第一項各号に掲げる者が債権者集会の決議を要する事項を決議に付することを目的として同項本文の申立てをしたときは、当該事項を債権者集会の決議に付する旨の決定をする。

2　裁判所は、前項の決議に付する旨の決定において、議決権者の議決権行使の方法として、次に掲げる方法のいずれかを定めなければならない。

一　債権者集会の期日において議決権を行使する方法

二　書面等投票（書面その他の最高裁判所規則で定める方法のうち裁判所の定めるものによる投票をいう。）により裁判所の定める期間内に議決権を行使する方法

三　前二号に掲げる方法のうち議決権者が選択するものにより議決権を行使する方法。この場合において、前号の期間の末日は、第一号の債権者集会の期日より前の日でなければならない。

3　裁判所は、議決権行使の方法として前項第二号又は第三号に掲げる方法を定めたときは、その旨を公告し、かつ、議決権者に対して、同項第二号に規定する書面等投票は裁判所の定める期間内に限りすることができる旨を通知しなければならない。ただし、第三十一条第五項の決

定があったときは、当該通知をすることを要しない。

（債権者集会の期日を開く場合における議決権の額の定め方等）

第百四十条　裁判所が議決権行使の方法として前条第二項第一号又は第三号に掲げる方法を定めた場合においては、議決権者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額に応じて、議決権を行使することができる。

一　前節第四款の規定によりその額が確定した破産債権を有する届出をした破産債権者（別除権者、準別除権者又は停止条件付債権若しくは将来の請求権である破産債権を有する者（次項及び次条第一項第一号において「別除権者等」という。）を除く。）　確定した破産債権の額

二　次項本文の異議のない議決権を有する届出をした破産債権者　届出の額（別除権者又は準別除権者にあっては、第百十一条第二項第二号（同条第三項又は第百十四条において準用する場合を含む。）に掲げる額）

三　次項本文の異議のある議決権を有する届出をした破産債権者　裁判所が定める額。ただし、裁判所が議決権を行使させない旨を定めたときは、議決権を行使することができない。

2　届出をした破産債権者の前項の規定による議決権については、破産管財人又は届出をした破産債権者は、債権者集会の期日において、異議を述べることができる。ただし、前節第四款の規定により破産債権の額が確定した届出をした破産債権者（別除権者等を除く。）の議決権については、この限りでない。

3　裁判所は、利害関係人の申立てにより又は職権で、いつでも第一項第三号の規定による定めを変更することができる。

（債権者集会の期日を開かない場合における議決権の額の定め方等）

第百四十一条　裁判所が議決権行使の方法として第百三十九条第二項第二号に掲げる方法を定めた場合においては、議決権者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額に応じて、議決権を行使することができる。

一　前節第四款の規定により破産債権の額が確定した破産債権を有する届出をした破産債権者（別除権者等を除く。）　確定した破産債権の額

二　届出をした破産債権者（前号に掲げるものを除く。）　裁判所が定める額。ただし、裁判所が議決権を行使させない旨を定めたときは、議決権を行使することができない。

2　裁判所は、利害関係人の申立てにより又は職権で、いつでも前項第二号の規定による定めを変更することができる。

（破産債権者の議決権）

第百四十二条　破産債権者は、劣後的破産債権及び約定劣後破産債権については、議決権を有しない。

2　第百一条第一項の規定により弁済を受けた破産債権者及び第百九条に規定する弁済を受けた破産債権者は、その弁済を受けた債権の額については、議決権を行使することができない。

（代理人による議決権行使）

第百四十三条　議決権者は、代理人をもってその議決権を行使することができる。

第二款　債権者委員会

（債権者委員会）

第百四十四条　裁判所は、破産債権者をもって構成する委員会がある場合には、利害関係人の申立てにより、当該委員会が、この法律の定めるところにより、破産手続に関与することを承認することができる。ただし、次の各号のいずれにも該当する場合に限る。

一　委員の数が、三人以上最高裁判所規則で定める人数以内であること。

二　破産債権者の過半数が当該委員会が破産手続に関与することについて同意していると認められること。

三　当該委員会が破産債権者全体の利益を適切に代表すると認められること。

2　裁判所は、必要があると認めるときは、破産手続において、前項の規定により承認された委員会（以下「債権者委員会」という。）に対して、意見の陳述を求めることができる。

3　債権者委員会は、破産手続において、裁判所又は破産管財人に対して、意見を述べることができる。

4　債権者委員会に破産手続の円滑な進行に貢献する活動があったと認められるときは、裁判所は、当該活動のために必要な費用を支出した破産債権者の申立てにより、破産財団から当該破産債権者に対して相当と認める額の費用を償還することを許可することができる。この場合においては、当該費用の請求権は、財団債権とする。

5　裁判所は、利害関係人の申立てにより又は職権で、いつでも第一項の規定による承認を取り消すことができる。

（債権者委員会の意見聴取）

第百四十五条　裁判所書記官は、前条第一項の規定による承認があったときは、遅滞なく、破産管財人に対して、その旨を通知しなければならない。

2　破産管財人は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、破産財団に属する財産の管理及び処分に関する事項について、債権者委員会の意見を聴かなければならない。

（破産管財人の債権者委員会に対する報告義務）

第百四十六条　破産管財人は、第百五十三条第二項又は第百五十七条の規定により報告書等（報告書、財産目録又は貸借対照表をいう。以下この条において同じ。）を裁判所に提出したときは、遅滞なく、当該報告書等を債権者委員会にも提出しなければならない。

2　破産管財人は、前項の場合において、当該報告書等に第十二条第一項に規定する支障部分に該当する部分があると主張して同項の申立てをしたときは、当該部分を除いた報告書等を債権者委員会に提出すれば足りる。

（破産管財人に対する報告命令）

第百四十七条　債権者委員会は、破産債権者全体の利益のために必要があるときは、裁判所に対し、破産管財人に破産財団に属する財産の管理及び処分に関し必要な事項について第百五十七条第二項の規定による報告をすることを命ずるよう申し出ることができる。

2　前項の規定による申出を受けた裁判所は、当該申出が相当であると認めるときは、破産管財人に対し、第百五十七条第二項の規定による報告をすることを命じなければならない。

第五章　財団債権

（財団債権となる請求権）

第百四十八条　次に掲げる請求権は、財団債権とする。

一　破産債権者の共同の利益のためにする裁判上の費用の請求権

二　破産財団の管理、換価及び配当に関する費用の請求権
三　破産手続開始前の原因に基づいて生じた租税等の請求権（第九十七条第五号に掲げる請求権を除く。）であって、破産手続開始当時、まだ納期限の到来していないもの又は納期限から一年（その期間中に包括的禁止命令が発せられたことにより国税滞納処分をすることができない期間がある場合には、当該期間を除く。）を経過していないもの
四　破産財団に関し破産管財人がした行為によって生じた請求権
五　事務管理又は不当利得により破産手続開始後に破産財団に対して生じた請求権
六　委任の終了又は代理権の消滅の後、急迫の事情があるためにした行為によって破産手続開始後に破産財団に対して生じた請求権
七　第五十三条第一項の規定により破産管財人が債務の履行をする場合において相手方が有する請求権
八　破産手続の開始によって双務契約の解約の申入れ（第五十三条第一項又は第二項の規定による賃貸借契約の解除を含む。）があった場合において破産手続開始後その契約の終了に至るまでの間に生じた請求権

2　破産管財人が負担付遺贈の履行を受けたときは、その負担した義務の相手方が有する当該負担の利益を受けるべき請求権は、遺贈の目的の価額を超えない限度において、財団債権とする。

3　第百三条第二項及び第三項の規定は、第一項第七号及び前項に規定する財団債権について準用する。この場合において、当該財団債権が無利息債権又は定期金債権であるときは、当該債権の額は、当該債権が破産債権であるとした場合に第九十九条第一項第二号から第四号までに掲げる劣後的破産債権となるべき部分に相当する金額を控除した額とする。

4　保全管理人が債務者の財産に関し権限に基づいてした行為によって生じた請求権は、財団債権とする。

（使用人の給料等）

第百四十九条　破産手続開始前三月間の破産者の使用人の給料の請求権は、財団債権とする。

2　破産手続の終了前に退職した破産者の使用人の退職手当の請求権（当該請求権の全額が破産債権であるとした場合に劣後的破産債権となるべき部分を除く。）は、退職前三月間の給料の総額（その総額が破産手続開始前三月間の給料の総額より少ない場合にあっては、破産手続開始前三月間の給料の総額）に相当する額を財団債権とする。

（社債管理会社等の費用及び報酬）

第百五十条　社債管理会社が破産債権である社債の管理に関する事務を行おうとする場合には、裁判所は、破産手続の円滑な進行を図るために必要があると認めるときは、当該社債管理会社の当該事務の処理に要する費用の請求権を財団債権とする旨の許可をすることができる。

2　社債管理会社が前項の許可を得ないで破産債権である社債の管理に関する事務を行った場合であっても、裁判所は、当該社債管理会社が破産手続の円滑な進行に貢献したと認められるときは、当該事務の処理に要した費用の償還請求権のうちその貢献の程度を考慮して相当と認める額を財団債権とする旨の許可をすることができる。

3　裁判所は、破産手続開始後の原因に基づいて生じた社債管理会社の報酬の請求権のうち相当と認める額を財団債権とする旨の許可をすることができる。

4　前三項の規定による許可を得た請求権は、財団債権とする。

5　第一項から第三項までの規定による許可の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

6　前各項の規定は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める債権で破産債権であるものの管理に関する事務につき生ずる費用又は報酬に係る請求権について準用する。

一　担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第二条第一項に規定する信託契約の受託会社　同項に規定する社債
二　投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第百三十九条の三に規定する投資法人債管理会社　同法第二条第二十四項に規定する投資法人債
三　相互会社が発行する社債に係る社債管理会社　相互会社が発行する社債
四　資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第百九条に規定する特定社債管理会社　同法第二条第七項に規定する特定社債
五　特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第百九条に規定する特定社債管理会社　同法第二条第七項に規定する特定社債

（財団債権の取扱い）

第百五十一条　財団債権は、破産債権に先立って、弁済する。

（破産財団不足の場合の弁済方法等）

第百五十二条　破産財団が財団債権の総額を弁済するのに足りないことが明らかになった場合における財団債権は、法令に定める優先権にかかわらず、債権額の割合により弁済する。ただし、財団債権を被担保債権とする留置権、特別の先取特権、質権又は抵当権の効力を妨げない。

2　前項の規定にかかわらず、同項本文に規定する場合における第百四十八条第一項第一号及び第二号に掲げる財団債権（債務者の財産の管理及び換価に関する費用の請求権であって、同条第四項に規定するものを含む。）は、他の財団債権に先立って、弁済する。

第六章　破産財団の管理

第一節　破産者の財産状況の調査

（財産の価額の評定等）

第百五十三条　破産管財人は、破産手続開始後遅滞なく、破産財団に属する一切の財産につき、破産手続開始の時における価額を評定しなければならない。この場合においては、破産者をその評定に立ち会わせることができる。

2　破産管財人は、前項の規定による評定を完了したときは、直ちに破産手続開始の時における財産目録及び貸借対照表を作成し、これらを裁判所に提出しなければならない。

3　破産財団に属する財産の総額が最高裁判所規則で定める額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、破産管財人は、裁判所の許可を得て、同項の貸借対照表の作成及び提出をしないことができる。

（別除権の目的の提示等）

第百五十四条　破産管財人は、別除権者に対し、当該別除権の目的である財産の提示を求めることができる。

2　破産管財人が前項の財産の評価をしようとするときは、別除権者は、これを拒むことができない。

（封印及び帳簿の閉鎖）

第百五十五条　破産管財人は、必要があると認めるときは、裁判所書記官、執行官又は公証人に、破産財団に属する財産に封印をさせ、又はその封印を除去させることができる。

2　裁判所書記官は、必要があると認めるときは、破産管財人の申出により、破産財団に関する帳簿を閉鎖することができる。

（破産財団に属する財産の引渡し）

第百五十六条　裁判所は、破産管財人の申立てにより、決定で、破産者に対し、破産財団に属する財産を破産管財人に引き渡すべき旨を命ずることができる。

2　裁判所は、前項の決定をする場合には、破産者を審尋しなければならない。

3　第一項の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる。

4　第一項の申立てについての決定及び前項の即時抗告についての裁判があった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

5　第一項の決定は、確定しなければその効力を生じない。

（裁判所への報告）

第百五十七条　破産管財人は、破産手続開始後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を、裁判所に提出しなければならない。

一　破産手続開始に至った事情

二　破産者及び破産財団に関する経過及び現状

三　第百七十七条第一項の規定による保全処分又は第百七十八条第一項に規定する役員責任査定決定を必要とする事情の有無

四　その他破産手続に関し必要な事項

2　破産管財人は、前項の規定によるもののほか、裁判所の定めるところにより、破産財団に属する財産の管理及び処分の状況その他裁判所の命ずる事項を裁判所に報告しなければならない。

（財産状況報告集会への報告）

第百五十八条　財産状況報告集会においては、破産管財人は、前条第一項各号に掲げる事項の要旨を報告しなければならない。

（債権者集会への報告）

第百五十九条　破産管財人は、債権者集会がその決議で定めるところにより、破産財団の状況を債権者集会に報告しなければならない。

第二節　否認権

（破産債権者を害する行為の否認）

第百六十条　次に掲げる行為（担保の供与又は債務の消滅に関する行為を除く。）は、破産手続開始後、破産財団のために否認することができる。

一　破産者が破産債権者を害することを知ってした行為。ただし、これによって利益を受けた者が、その行為の当時、破産債権者を害する事実を知らなかったときは、この限りでない。

二　破産者が支払の停止又は破産手続開始の申立て（以下この節において「支払の停止等」という。）があった後にした破産債権者を害する行為。ただし、これによって利益を受けた者が、その行為の当時、支払の停止等があったこと及び破産債権者を害する事実を知らなかったときは、この限りでない。

2　破産者がした債務の消滅に関する行為であって、債権者の受けた給付の価額が当該行為によって消滅した債務の額より過大であるものは、前項各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、破産手続開始後、その消滅した債務の額に相当する部分以外の部分に限り、破産財団のために否認することができる。

3　破産者が支払の停止等があった後又はその前六月以内にした無償行為及びこれと同視すべき有償行為は、破産手続開始後、破産財団のために否認することができる。

（相当の対価を得てした財産の処分行為の否認）

第百六十一条　破産者が、その有する財産を処分する行為をした場合において、その行為の相手方から相当の対価を取得しているときは、その行為は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に限り、破産手続開始後、破産財団のために否認することができる。

一　当該行為が、不動産の金銭への換価その他の当該処分による財産の種類の変更により、破産者において隠匿、無償の供与その他の破産債権者を害する処分（以下この条並びに第百六十八条第二項及び第三項において「隠匿等の処分」という。）をするおそれを現に生じさせるものであること。

二　破産者が、当該行為の当時、対価として取得した金銭その他の財産について、隠匿等の処分をする意思を有していたこと。

三　相手方が、当該行為の当時、破産者が前号の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたこと。

2　前項の規定の適用については、当該行為の相手方が次に掲げる者のいずれかであるときは、その相手方は、当該行為の当時、破産者が同項第二号の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたものと推定する。

一　破産者が法人である場合のその理事、取締役、執行役、監事、監査役、清算人又はこれらに準ずる者

二　破産者が法人である場合にその破産者について次のイからハまでに掲げる者のいずれかに該当する者

イ　破産者である株式会社の総株主の議決権の過半数又は破産者である有限会社の総社員の議決権の過半数を有する者

ロ　破産者である株式会社の総株主の議決権の過半数又は破産者である有限会社の総社員の議決権の過半数を有する者

ハ　株式会社又は有限会社以外の法人が破産者である場合におけるイ又はロに掲げる者に準ずる者

三　破産者の親族又は同居者

（特定の債権者に対する担保の供与等の否認）

第百六十二条　次に掲げる行為（既存の債務についてされた担保の供与又は債務の消滅に関する行為に限る。）は、破産手続開始後、破産財団のために否認することができる。

一　破産者が支払不能になった後又は破産手続開始の申立てがあった後にした行為。ただし、債権者が、その行為の当時、次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事実を知っていた場合に限る。

イ　当該行為が支払不能になった後にされた

ものである場合　支払不能であったこと又は支払の停止があったこと。

ロ　当該行為が破産手続開始の申立てがあった後にされたものである場合　破産手続開始の申立てがあったこと。

二　破産者の義務に属せず、又はその時期が破産者の義務に属しない行為であって、支払不能になる前三十日以内にされたもの。ただし、債権者がその行為の当時他の破産債権者を害する事実を知らなかったときは、この限りでない。

2　前項第一号の規定の適用については、次に掲げる場合には、債権者は、同号に掲げる行為の当時、同号イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事実（同号イに掲げる場合にあっては、支払不能であったこと及び支払の停止があったこと）を知っていたものと推定する。

一　債権者が前条第二項各号に掲げる者のいずれかである場合

二　前項第一号に掲げる行為が破産者の義務に属せず、又はその方法若しくは時期が破産者の義務に属しないものである場合

3　第一項各号の規定の適用については、支払の停止（破産手続開始の申立て前一年以内のものに限る。）があった後は、支払不能であったものと推定する。

（手形債務支払の場合等の例外）

第百六十三条　前条第一項第一号の規定は、破産者から手形の支払を受けた者がその支払を受けなければ手形上の債務者の一人又は数人に対する手形上の権利を失う場合には、適用しない。

2　前項の場合において、最終の償還義務者又は手形の振出しを委託した者が振出しの当時支払の停止等があったことを知り、又は過失によって知らなかったときは、破産管財人は、これらの者に破産者が支払った金額を償還させることができる。

3　前条第一項の規定は、破産者が租税等の請求権又は罰金等の請求権につき、その徴収の権限を有する者に対してした担保の供与又は債務の消滅に関する行為には、適用しない。

（権利変動の対抗要件の否認）

第百六十四条　支払の停止等があった後権利の設定、移転又は変更をもって第三者に対抗するために必要な行為（仮登記又は仮登録を含む。）をした場合において、その行為が権利の設定、移転又は変更があった日から十五日を経過した後支払の停止等のあったことを知ってしたものであるときは、破産手続開始後、破産財団のためにこれを否認することができる。ただし、当該仮登記又は仮登録以外の仮登記又は仮登録があった後にこれらに基づいて本登記又は本登録をした場合は、この限りでない。

2　前項の規定は、権利取得の効力を生ずる登録について準用する。

（執行行為の否認）

第百六十五条　否認権は、否認しようとする行為について執行力のある債務名義があるとき、又はその行為が執行行為に基づくものであるときでも、行使することを妨げない。

（支払の停止を要件とする否認の制限）

第百六十六条　破産手続開始の申立ての日から一年以上前にした行為（第百六十条第三項に規定する行為を除く。）は、支払の停止があった後にされたものであること又は支払の停止の事実を知っていたことを理由として否認することができない。

（否認権行使の効果）

第百六十七条　否認権の行使は、破産財団を原状に復させる。

2　第百六十条第三項に規定する行為が否認された場合において、相手方は、当該行為の当時、支払の停止等があったこと及び破産債権者を害する事実を知らなかったときは、その現に受けている利益を償還すれば足りる。

（破産者の受けた反対給付に関する相手方の権利等）

第百六十八条　第百六十条第一項若しくは第三項又は第百六十一条第一項に規定する行為が否認されたときは、相手方は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める権利を行使することができる。

一　破産者の受けた反対給付が破産財団中に現存する場合　当該反対給付の返還を請求する権利

二　破産者の受けた反対給付が破産財団中に現存しない場合　財団債権者として反対給付の価額の償還を請求する権利

2　前項第二号の規定にかかわらず、同号に掲げる場合において、当該行為の当時、破産者が対価として取得した財産について隠匿等の処分をする意思を有し、かつ、相手方が破産者がその意思を有していたことを知っていたときは、相手方は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める権利を行使することができる。

一　破産者の受けた反対給付によって生じた利益の全部が破産財団中に現存する場合　財団債権者としてその現存利益の返還を請求する権利

二　破産者の受けた反対給付によって生じた利益が破産財団中に現存しない場合　破産債権者として反対給付の価額の償還を請求する権利

三　破産者の受けた反対給付によって生じた利益の一部が破産財団中に現存する場合　財団債権者としてその現存利益の返還を請求する権利及び破産債権者として反対給付と現存利益との差額の償還を請求する権利

3　前項の規定の適用については、当該行為の相手方が第百六十一条第二項各号に掲げる者のいずれかであるときは、その相手方は、当該行為の当時、破産者が前項の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたものと推定する。

4　破産管財人は、第百六十条第一項若しくは第三項又は第百六十一条第一項に規定する行為を否認しようとするときは、前条第一項の規定により破産財団に復すべき財産の返還に代えて、相手方に対し、当該財産の価額から前三項の規定により財団債権となる額（第一項第一号に掲げる場合にあっては、破産者の受けた反対給付の価額）を控除した額の償還を請求することができる。

（相手方の債権の回復）

第百六十九条　第百六十二条第一項に規定する行為が否認された場合において、相手方がその受けた給付を返還し、又はその価額を償還したときは、相手方の債権は、これによって原状に復する。

（転得者に対する否認権）

第百七十条　次に掲げる場合には、否認権は、転得者に対しても、行使することができる。

一　転得者が転得の当時、それぞれその前者に対する否認の原因のあることを知っていたとき。

二　転得者が第百六十一条第二項各号に掲げる者のいずれかであるとき。ただし、転得の当時、それぞれその前者に対する否認の原因のあることを知らなかったときは、この限りでない。

三　転得者が無償行為又はこれと同視すべき有償行為によって転得した場合において、それぞれその前者に対して否認の原因があるとき。

2　第百六十七条第二項の規定は、前項第三号の規定により否認権の行使があった場合について準用する。

（否認権のための保全処分）

第百七十一条　裁判所は、破産手続開始の申立てがあった時から当該申立てについての決定があるまでの間において、否認権を保全するため必要があると認めるときは、利害関係人（保全管理人が選任されている場合にあっては、保全管理人）の申立てにより又は職権で、仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができる。

2　前項の規定による保全処分は、担保を立てさせて、又は立てさせないで命ずることができる。

3　裁判所は、申立てにより又は職権で、第一項の規定による保全処分を変更し、又は取り消すことができる。

4　第一項の規定による保全処分及び前項の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

5　前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

6　第四項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

7　前各項の規定は、破産手続開始の申立てを棄却する決定に対して第三十三条第一項の即時抗告があった場合について準用する。

（保全処分に係る手続の続行と担保の取扱い）

第百七十二条　前条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による保全処分が命じられた場合において、破産手続開始の決定があったときは、破産管財人は、当該保全処分に係る手続を続行することができる。

2　破産管財人が破産手続開始の決定後一月以内に前項の規定により同項の保全処分に係る手続を続行しないときは、当該保全処分は、その効力を失う。

3　破産管財人は、第一項の規定により同項の保全処分に係る手続を続行しようとする場合において、前条第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）に規定する担保の全部又は一部が破産財団に属する財産でないときは、その担保の全部又は一部を破産財団に属する財産による担保に変換しなければならない。

4　民事保全法（平成元年法律第九十一号）第十八条並びに第二章第四節（第三十七条第五項から第七項までを除く。）及び第五節の規定は、第一項の規定により破産管財人が続行する手続に係る保全処分について準用する。

（否認権の行使）

第百七十三条　否認権は、訴え、否認の請求又は抗弁によって、破産管財人が行使する。

2　前項の訴え及び否認の請求事件は、破産裁判所が管轄する。

（否認の請求）

第百七十四条　否認の請求をするときは、その原因となる事実を疎明しなければならない。

2　否認の請求を認容し、又はこれを棄却する裁判は、理由を付した決定でしなければならない。

3　裁判所は、前項の決定をする場合には、相手方又は転得者を審尋しなければならない。

4　否認の請求を認容する決定があった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

5　否認の請求の手続は、破産手続が終了したときは、終了する。

（否認の請求を認容する決定に対する異議の訴え）

第百七十五条　否認の請求を認容する決定に不服がある者は、その送達を受けた日から一月の不変期間内に、異議の訴えを提起することができる。

2　前項の訴えは、破産裁判所が管轄する。

3　第一項の訴えについての判決においては、訴えを不適法として却下する場合を除き、同項の決定を認可し、変更し、又は取り消す。

4　第一項の決定を認可する判決が確定したときは、その決定は、確定判決と同一の効力を有する。同項の訴えが、同項に規定する期間内に提起されなかったとき、又は却下されたときも、同様とする。

5　第一項の決定を認可し、又は変更する判決については、受訴裁判所は、民事訴訟法第二百五十九条第一項の定めるところにより、仮執行の宣言をすることができる。

6　第一項の訴えに係る訴訟手続は、破産手続が終了したときは、第四十四条第四項の規定にかかわらず、終了する。

（否認権行使の期間）

第百七十六条　否認権は、破産手続開始の日から二年を経過したときは、行使することができない。否認しようとする行為の日から二十年を経過したときも、同様とする。

第三節　法人の役員の責任の追及等

（役員の財産に対する保全処分）

第百七十七条　裁判所は、法人である債務者について破産手続開始の決定があった場合において、必要があると認めるときは、破産管財人の申立てにより又は職権で、当該法人の理事、取締役、執行役、監事、監査役、清算人又はこれらに準ずる者（以下この節において「役員」という。）の責任に基づく損害賠償請求権につき、当該役員の財産に対する保全処分をすることができる。

2　裁判所は、破産手続開始の申立てがあった時から当該申立てについての決定があるまでの間においても、緊急の必要があると認めるときは、債務者（保全管理人が選任されている場合にあっては、保全管理人）の申立てにより又は職権で、前項の規定による保全処分をすることができる。

3　裁判所は、前二項の規定による保全処分を変更し、又は取り消すことができる。

4　第一項若しくは第二項の規定による保全処分又は前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

5　前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

6　第四項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があった場合には、その裁判書を

当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

7　第二項から前項までの規定は、破産手続開始の申立てを棄却する決定に対して第三十三条第一項の即時抗告があった場合について準用する。

（役員の責任の査定の申立て等）

第百七十八条　裁判所は、法人である債務者について破産手続開始の決定があった場合において、必要があると認めるときは、破産管財人の申立てにより又は職権で、決定で、役員の責任に基づく損害賠償請求権の査定の裁判（以下この節において「役員責任査定決定」という。）をすることができる。

2　前項の申立てをするときは、その原因となる事実を疎明しなければならない。

3　裁判所は、職権で役員責任査定決定の手続を開始する場合には、その旨の決定をしなければならない。

4　第一項の申立て又は前項の決定があったときは、時効の中断に関しては、裁判上の請求があったものとみなす。

5　役員責任査定決定の手続（役員責任査定決定があった後のものを除く。）は、破産手続が終了したときは、終了する。

（役員責任査定決定等）

第百七十九条　役員責任査定決定及び前条第一項の申立てを棄却する決定には、理由を付さなければならない。

2　裁判所は、前項に規定する裁判をする場合には、役員を審尋しなければならない。

3　役員責任査定決定があった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

（役員責任査定決定に対する異議の訴え）

第百八十条　役員責任査定決定に不服がある者は、その送達を受けた日から一月の不変期間内に、異議の訴えを提起することができる。

2　前項の訴えは、破産裁判所が管轄する。

3　第一項の訴えは、これを提起する者が、役員であるときは破産管財人を、破産管財人であるときは役員を、それぞれ被告としなければならない。

4　第一項の訴えについての判決においては、訴えを不適法として却下する場合を除き、役員責任査定決定を認可し、変更し、又は取り消す。

5　役員責任査定決定を認可し、又は変更した判決は、強制執行に関しては、給付を命ずる判決と同一の効力を有する。

6　役員責任査定決定を認可し、又は変更した判決については、受訴裁判所は、民事訴訟法第二百五十九条第一項の定めるところにより、仮執行の宣言をすることができる。

（役員責任査定決定の効力）

第百八十一条　前条第一項の訴えが、同項の期間内に提起されなかったとき、又は却下されたときは、役員責任査定決定は、給付を命ずる確定判決と同一の効力を有する。

（社員の出資責任）

第百八十二条　商法第百二十六条の規定は、法人である債務者につき破産手続開始の決定があった場合について準用する。この場合において、同条中「清算人」とあるのは、「破産管財人」と読み替えるものとする。

（匿名組合員の出資責任）

第百八十三条　匿名組合契約が営業者の破産によって終了したときは、破産管財人は、匿名組合員に、その負担すべき損失の額を限度として、出資をさせることができる。

第七章　破産財団の換価

第一節　通則

（換価の方法）

第百八十四条　第七十八条第二項第一号及び第二号に掲げる財産の換価は、これらの規定により任意売却をする場合を除き、民事執行法その他強制執行の手続に関する法令の規定によってする。

2　破産管財人は、民事執行法その他強制執行の手続に関する法令の規定により、別除権の目的である財産の換価をすることができる。この場合においては、別除権者は、その換価を拒むことができない。

3　前二項の場合には、民事執行法第六十三条及び第百二十九条（これらの規定を同法その他強制執行の手続に関する法令において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

4　第二項の場合において、別除権者が受けるべき金額がまだ確定していないときは、破産管財人は、代金を別に寄託しなければならない。この場合においては、別除権は、寄託された代金につき存する。

（別除権者が処分をすべき期間の指定）

第百八十五条　別除権者が法律に定められた方法によらないで別除権の目的である財産の処分をする権利を有するときは、裁判所は、破産管財人の申立てにより、別除権者がその処分をすべき期間を定めることができる。

2　別除権者は、前項の期間内に処分をしないときは、同項の権利を失う。

3　第一項の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

4　第一項の申立てについての裁判及び前項の即時抗告についての裁判があった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

第二節　担保権の消滅

（担保権消滅の許可の申立て）

第百八十六条　破産手続開始の時において破産財団に属する財産につき担保権（特別の先取特権、質権、抵当権又は商法の規定による留置権をいう。以下この節において同じ。）が存する場合において、当該財産を任意に売却して当該担保権を消滅させることが破産債権者の一般の利益に適合するときは、破産管財人は、裁判所に対し、当該財産を任意に売却し、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める額に相当する金銭が裁判所に納付されることにより当該財産につき存するすべての担保権を消滅させることについての許可の申立てをすることができる。ただし、当該担保権を有する者の利益を不当に害することとなると認められるときは、この限りでない。

一　破産管財人が、売却によってその相手方から取得することができる金銭（売買契約の締結及び履行のために要する費用のうち破産財団から現に支出し又は将来支出すべき実費の額並びに当該財産の譲渡に課されるべき消費税額等（当該消費税額及びこれを課税標準として課されるべき地方消費税額をいう。以下この節において同じ。）に相当する額であって、当該売買契約において相手方の負担とされるものに相当する金銭を除く。以下この節において「売得金」という。）の一部を破産財団

に組み入れようとする場合　売得金の額から破産財団に組み入れようとする金銭（以下この節において「組入金」という。）の額を控除した額

二　前号に掲げる場合以外の場合　売得金の額

2　前項第一号に掲げる場合には、同項の申立てをしようとする破産管財人は、組入金の額について、あらかじめ、当該担保権を有する者と協議しなければならない。

3　第一項の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面（以下この節において「申立書」という。）でしなければならない。

一　担保権の目的である財産の表示

二　売得金の額（前号の財産が複数あるときは、売得金の額及びその各財産ごとの内訳の額）

三　第一号の財産の売却の相手方の氏名又は名称

四　消滅すべき担保権の表示

五　前号の担保権によって担保される債権の額

六　第一項第一号に掲げる場合には、組入金の額（第一号の財産が複数あるときは、組入金の額及びその各財産ごとの内訳の額）

七　前項の規定による協議の内容及びその経過

4　申立書には、前項第一号の財産の売却に係る売買契約の内容（売買契約の締結及び履行のために要する費用のうち破産財団から現に支出し又は将来支出すべき実費の額並びに当該財産の譲渡に課されるべき消費税額等に相当する額であって、当該売買契約において相手方の負担とされるものを含む。）を記載した書面を添付しなければならない。

5　第一項の申立てがあった場合には、申立書及び前項の書面を、当該申立書に記載された第三項第四号の担保権を有する者（以下この節において「被申立担保権者」という。）に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

（担保権の実行の申立て）

第百八十七条　被申立担保権者は、前条第一項の申立てにつき異議があるときは、同条第五項の規定によりすべての被申立担保権者に申立書及び同条第四項の書面の送達がされた日から一月以内に、担保権の実行の申立てをしたことを証する書面を裁判所に提出することができる。

2　裁判所は、被申立担保権者につきやむを得ない事由がある場合に限り、当該被申立担保権者の申立てにより、前項の期間を伸長することができる。

3　破産管財人と被申立担保権者との間に売得金及び組入金の額（前条第一項第二号に掲げる場合にあっては、売得金の額）について合意がある場合には、当該被申立担保権者は、担保権の実行の申立てをすることができない。

4　被申立担保権者は、第一項の期間（第二項の規定により伸長されたときは、その伸長された期間。以下この節において同じ。）が経過した後は、第百九十条第六項の規定により第百八十九条第一項の許可の決定が取り消され、又は同項の不許可の決定が確定した場合を除き、担保権の実行の申立てをすることができない。

5　第一項の担保権の実行の申立てをしたことを証する書面が提出された後に、当該担保権の実行の申立てが取り下げられ、又は却下された場合には、当該書面は提出されなかったものとみなす。民事執行法第百八十八条において準用する同法第六十三条又は同法第百九十二条において準用する同法第百二十九条（これらの規定を同法その他強制執行の手続に関する法令において準用する場合を含む。）の規定により同項の担保権の実行の手続が取り消された場合も、同様とする。

6　第百八十九条第一項の不許可の決定が確定した後に、第一項の担保権の実行の申立てが取り下げられ、又は却下された場合において、破産管財人が前条第一項の申立てをしたときは、当該担保権の実行の申立てをした被申立担保権者は、第一項の規定にかかわらず、同項の担保権の実行の申立てをしたことを証する書面を提出することができない。

（買受けの申出）

第百八十八条　被申立担保権者は、第百八十六条第一項の申立てにつき異議があるときは、前条第一項の期間内に、破産管財人に対し、当該被申立担保権者又は他の者が第百八十六条第三項第一号の財産を買い受ける旨の申出（以下この節において「買受けの申出」という。）をすることができる。

2　買受けの申出は、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一　第百八十六条第三項第一号の財産を買い受けようとする者（以下この節において「買受希望者」という。）の氏名又は名称

二　破産管財人が第百八十六条第三項第一号の財産の売却によって買受希望者から取得することができる金銭の額（売買契約の締結及び履行のために要する費用のうち破産財団から現に支出し又は将来支出すべき実費の額並びに当該財産の譲渡に課されるべき消費税額等に相当する額であって、当該売買契約において買受希望者の負担とされるものに相当する金銭を除く。以下この節において「買受けの申出の額」という。）

三　第百八十六条第三項第一号の財産が複数あるときは、買受けの申出の額の各財産ごとの内訳の額

3　買受けの申出の額は、申立書に記載された第百八十六条第三項第二号の売得金の額にその二十分の一に相当する額を加えた額以上でなければならない。

4　第百八十六条第三項第一号の財産が複数あるときは、第二項第三号の買受けの申出の額の各財産ごとの内訳の額は、当該各財産につき、同条第三項第二号の売得金の額の各財産ごとの内訳の額を下回ってはならない。

5　買受希望者は、買受けの申出に際し、最高裁判所規則で定める額及び方法による保証を破産管財人に提供しなければならない。

6　前条第三項の規定は、買受けの申出について準用する。

7　買受けの申出をした者（その者以外の者が買受希望者である場合にあっては、当該買受希望者）は、前条第一項の期間内は、当該買受けの申出を撤回することができる。

8　破産管財人は、買受けの申出があったときは、前条第一項の期間が経過した後、裁判所に対し、第百八十六条第三項第一号の財産を買受希望者に売却する旨の届出をしなければならない。この場合において、買受けの申出が複数あったときは、最高の買受けの申出の額に係る買受希望者（最高の買受けの申出の額に係る買受けの申出が複数あった場合にあっては、そのうち最も先にされたものに係る買受希望者）に売却する旨の届出をしなければならない。

9　前項の場合においては、破産管財人は、前条第一項の期間内にされた買受けの申出に係る第二項の書面を裁判所に提出しなければならない。

10　買受けの申出があったときは、破産管財人は、第百八十六条第一項の申立てを取り下げる

には、買受希望者（次条第一項の許可の決定が確定した後にあっては、同条第二項に規定する買受人）の同意を得なければならない。

（担保権消滅の許可の決定等）

第百八十九条　裁判所は、被申立担保権者が第百八十七条第一項の期間内に同項の担保権の実行の申立てをしたことを証する書面を提出したことにより不許可の決定をする場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める者を当該許可に係る売却の相手方とする第百八十六条第一項の許可の決定をしなければならない。

一　前条第八項に規定する届出がされなかった場合　第百八十六条第三項第三号の売却の相手方

二　前条第八項に規定する届出がされた場合　同項に規定する買受希望者

2　前項第二号に掲げる場合において、同項の許可の決定が確定したときは、破産管財人と当該許可に係る同号に定める買受希望者（以下この節において「買受人」という。）との間で、第百八十六条第四項の書面に記載された内容と同一の内容（売却の相手方を除く。）の売買契約が締結されたものとみなす。この場合においては、買受けの申出の額を売買契約の売得金の額とみなす。

3　第百八十六条第一項の申立てについての裁判があった場合には、その裁判が確定するまでの間、買受希望者（第一項第二号に定める買受希望者を除く。）は、当該買受希望者に係る買受けの申出を撤回することができる。

4　第百八十六条第一項の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

5　第百八十六条第一項の申立てについての裁判又は前項の即時抗告についての裁判があった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

（金銭の納付等）

第百九十条　前条第一項の許可の決定が確定したときは、当該許可に係る売却の相手方は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に相当する金銭を裁判所の定める期限までに裁判所に納付しなければならない。

一　前条第一項第一号に掲げる場合　第百八十六条第一項各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める額

二　前条第一項第二号に掲げる場合　同条第二項後段に規定する売得金の額から第百八十八条第五項の規定により買受人が提供した保証の額を控除した額

2　前項第二号の規定による金銭の納付があったときは、第百八十八条第五項の規定により買受人が提供した保証の額に相当する金銭は、売得金に充てる。

3　前項の場合には、破産管財人は、同項の保証の額に相当する金銭を直ちに裁判所に納付しなければならない。

4　被申立担保権者の有する担保権は、第一項第一号の場合にあっては同号の規定による金銭の納付があった時に、同項第二号の場合にあっては同号の規定による金銭の納付があった時に、それぞれ消滅する。

5　前項に規定する金銭の納付があったときは、裁判所書記官は、消滅した担保権に係る登記又は登録の抹消を嘱託しなければならない。

6　第一項の規定による金銭の納付がなかったときは、裁判所は、前条第一項の許可の決定を取り消さなければならない。

7　前項の場合には、買受人は、第二項の保証の返還を請求することができない。

（配当等の実施）

第百九十一条　裁判所は、前条第四項に規定する金銭の納付があった場合には、次項に規定する場合を除き、当該金銭の被申立担保権者に対する配当に係る配当表に基づいて、その配当を実施しなければならない。

2　被申立担保権者が一人である場合又は被申立担保権者が二人以上であって前条第四項に規定する金銭で各被申立担保権者の有する担保権によって担保される債権を弁済することができる場合には、裁判所は、当該金銭の交付計算書を作成して、被申立担保権者に弁済金を交付し、剰余金を破産管財人に交付する。

3　民事執行法第八十五条及び第八十八条から第九十二条までの規定は第一項の配当の手続について、同法第八十八条、第九十一条及び第九十二条の規定は前項の規定による弁済金の交付の手続について準用する。

第三節　商事留置権の消滅

第百九十二条　破産手続開始の時において破産財団に属する財産につき商法の規定による留置権がある場合において、当該財産が第三十六条の規定により継続されている事業に必要なものであるとき、その他当該財産の回復が破産財団の価値の維持又は増加に資するときは、破産管財人は、留置権者に対して、当該留置権の消滅を請求することができる。

2　前項の規定による請求をするには、同項の財産の価額に相当する金銭を、同項の留置権者に弁済しなければならない。

3　第一項の規定による請求及び前項に規定する弁済をするには、裁判所の許可を得なければならない。

4　前項の許可があった場合における第二項に規定する弁済の額が第一項の財産の価額を満たすときは、当該弁済の時又は同項の規定による請求の時のいずれか遅い時に、同項の留置権は消滅する。

5　前項の規定により第一項の留置権が消滅したことを原因とする同項の財産の返還を求める訴訟においては、第二項に規定する弁済の額が当該財産の価額を満たさない場合においても、原告の申立てがあり、当該訴訟の受訴裁判所が相当と認めるときは、当該受訴裁判所は、相当の期間内に不足額を弁済することを条件として、第一項の留置権者に対して、当該財産を返還することを命ずることができる。

第八章　配当

第一節　通則

（配当の方法等）

第百九十三条　破産債権者は、この章の定めるところに従い、破産財団から、配当を受けることができる。

2　破産債権者は、破産管財人がその職務を行う場所において配当を受けなければならない。ただし、破産管財人と破産債権者との合意により別段の定めをすることを妨げない。

3　破産管財人は、配当をしたときは、その配当をした金額を破産債権者表に記載しなければならない。

（配当の順位等）

第百九十四条　配当の順位は、破産債権間においては次に掲げる順位に、第一号の優先的破産債権間においては第九十八条第二項に規定する優先順位による。

一　優先的破産債権

二　前号、次号及び第四号に掲げるもの以外の破産債権

三　劣後的破産債権
四　約定劣後破産債権
2　同一順位において配当をすべき破産債権については、それぞれその債権の額の割合に応じて、配当をする。

第二節　最後配当

（最後配当）
第百九十五条　破産管財人は、一般調査期間の経過後又は一般調査期日の終了後であって破産財団に属する財産の換価の終了後においては、第二百十七条第一項に規定する場合を除き、遅滞なく、届出をした破産債権者に対し、この節の規定による配当（以下この章及び次章において「最後配当」という。）をしなければならない。
2　破産管財人は、最後配当をするには、裁判所書記官の許可を得なければならない。
3　裁判所は、破産管財人の意見を聴いて、あらかじめ、最後配当をすべき時期を定めることができる。

（配当表）
第百九十六条　破産管財人は、前条第二項の規定による許可があったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した配当表を作成し、これを裁判所に提出しなければならない。
一　最後配当の手続に参加することができる破産債権者の氏名又は名称及び住所
二　最後配当の手続に参加することができる債権の額
三　最後配当をすることができる金額
2　前項第二号に掲げる事項は、優先的破産債権、劣後的破産債権及び約定劣後破産債権をそれぞれ他の破産債権と区分し、優先的破産債権については第九十八条第二項に規定する優先順位に従い、これを記載しなければならない。
3　破産管財人は、別除権に係る根抵当権によって担保される破産債権については、当該破産債権を有する破産債権者が、破産管財人に対し、当該根抵当権の行使によって弁済を受けることができない債権の額を証明しない場合においても、これを配当表に記載しなければならない。この場合においては、前条第二項の規定による許可があった日における当該破産債権のうち極度額を超える部分の額を最後配当の手続に参加することができる債権の額とする。
4　前項の規定は、第百八条第二項に規定する抵当権（根抵当権であるものに限る。）を有する者について準用する。

（配当の公告等）
第百九十七条　破産管財人は、前条第一項の規定により配当表を裁判所に提出した後、遅滞なく、最後配当の手続に参加することができる債権の総額及び最後配当をすることができる金額を公告し、又は届出をした破産債権者に通知しなければならない。
2　前項の規定による通知は、その通知が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。
3　第一項の規定による通知が届出をした各破産債権者に通常到達すべきであった時を経過したときは、破産管財人は、遅滞なく、その旨を裁判所に届け出なければならない。

（破産債権の除斥等）
第百九十八条　異議等のある破産債権（第百二十九条第一項に規定するものを除く。）について最後配当の手続に参加するには、当該異議等のある破産債権を有する破産債権者が、前条第一項の規定による公告が効力を生じた日又は同条第三項の規定による届出があった日から起算して二週間以内に、破産管財人に対し、当該異議等のある破産債権の確定に関する破産債権査定申立てに係る査定の手続、破産債権査定異議の訴えに係る訴訟手続又は第百二十七条第一項の規定による受継があった訴訟手続が係属していることを証明しなければならない。
2　停止条件付債権又は将来の請求権である破産債権について最後配当の手続に参加するには、前項に規定する期間（以下この節及び第五節において「最後配当に関する除斥期間」という。）内にこれを行使することができるに至っていなければならない。
3　別除権者は、最後配当の手続に参加するには、次項の場合を除き、最後配当に関する除斥期間内に、破産管財人に対し、当該別除権に係る第六十五条第二項に規定する担保権によって担保される債権の全部若しくは一部が破産手続開始後に担保されないこととなったことを証明し、又は当該担保権の行使によって弁済を受けることができない債権の額を証明しなければならない。
4　第百九十六条第三項前段（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により配当表に記載された根抵当権によって担保される破産債権については、最後配当に関する除斥期間内に当該担保権の行使によって弁済を受けることができない債権の額の証明がされた場合を除き、同条第三項後段（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により配当表に記載された最後配当の手続に参加することができる債権の額を当該弁済を受けることができない債権の額とみなす。
5　第三項の規定は、準別除権者について準用する。

（配当表の更正）
第百九十九条　次に掲げる場合には、破産管財人は、直ちに、配当表を更正しなければならない。
一　破産債権者表を更正すべき事由が最後配当に関する除斥期間内に生じたとき。
二　前条第一項に規定する事項につき最後配当に関する除斥期間内に証明があったとき。
三　前条第三項に規定する事項につき最後配当に関する除斥期間内に証明があったとき。
2　前項第三号の規定は、準別除権者について準用する。

（配当表に対する異議）
第二百条　届出をした破産債権者で配当表の記載に不服があるものは、最後配当に関する除斥期間が経過した後一週間以内に限り、裁判所に対し、異議を申し立てることができる。
2　裁判所は、前項の規定による異議の申立てを理由があると認めるときは、破産管財人に対し、配当表の更正を命じなければならない。
3　第一項の規定による異議の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。この場合においては、配当表の更正を命ずる決定に対する即時抗告の期間は、第十一条第一項の規定により利害関係人がその裁判書の閲覧を請求することができることとなった日から起算する。
4　第一項の規定による異議の申立てを却下する裁判及び前項前段の即時抗告についての裁判（配当表の更正を命ずる決定を除く。）があった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

（配当額の定め及び通知）
第二百一条　破産管財人は、前条第一項に規定する期間が経過した後（同項の規定による異議の申立てがあったときは、当該異議の申立てに係る手続が終了した後）、遅滞なく、最後配当の手続に参加することができる破産債権者に対す

る配当額を定めなければならない。

2　破産管財人は、第七十条の規定により寄託した金額で第百九十八条第二項の規定に適合しなかったことにより最後配当の手続に参加することができなかった破産債権者のために寄託したものの配当を、最後配当の一部として他の破産債権者に対してしなければならない。

3　解除条件付債権である破産債権について、その条件が最後配当に関する除斥期間内に成就しないときは、第六十九条の規定により供した担保はその効力を失い、同条の規定により寄託した金額は当該破産債権を有する破産債権者に支払わなければならない。

4　第百一条第一項の規定により弁済を受けた破産債権者又は第百九条に規定する弁済を受けた破産債権者は、他の同順位の破産債権者が自己の受けた弁済と同一の割合の配当を受けるまでは、最後配当を受けることができない。

5　第一項の規定により破産債権者に対する配当額を定めた場合において、第百十一条第一項第四号及び第百十三条第二項の規定による届出をしなかった破産債権者について、その定めた配当額が同号に規定する最高裁判所規則で定める額に満たないときは、破産管財人は、当該破産債権者以外の他の破産債権者に対して当該配当額の最後配当をしなければならない。この場合においては、当該配当額について、当該他の破産債権者に対する配当額を定めなければならない。

6　次項の規定による配当額の通知を発する前に、新たに最後配当に充てることができる財産があるに至ったときは、破産管財人は、遅滞なく、配当表を更正しなければならない。

7　破産管財人は、第一項から前項までの規定により定めた配当額を、最後配当の手続に参加することができる破産債権者（第五項の規定により最後配当を受けることができない破産債権者を除く。）に通知しなければならない。

（配当額の供託）

第二百二条　破産管財人は、次に掲げる配当額を、これを受けるべき破産債権者のために供託しなければならない。

一　異議等のある破産債権であって前条第七項の規定による配当額の通知を発した時にその確定に関する破産債権査定申立てに係る査定の手続、破産債権査定異議の訴えに係る訴訟手続、第百二十七条第一項若しくは第百二十九条第二項の規定による受継があった訴訟手続又は同条第一項の規定による異議の主張に係る訴訟手続が係属しているものに対する配当額

二　租税等の請求権又は罰金等の請求権であって前条第七項の規定による配当額の通知を発した時に審査請求、訴訟（刑事訴訟を除く。）その他の不服の申立ての手続が終了していないものに対する配当額

三　破産債権者が受け取らない配当額

（破産管財人に知れていない財団債権者の取扱い）

第二百三条　第二百一条第七項の規定による配当額の通知を発した時に破産管財人に知れていない財団債権者は、最後配当をすることができる金額をもって弁済を受けることができない。

第三節　簡易配当

（簡易配当）

第二百四条　裁判所書記官は、第百九十五条第一項の規定により最後配当をすることができる場合において、次に掲げるときは、破産管財人の申立てにより、最後配当に代えてこの節の規定による配当（以下この章及び次章において「簡易配当」という。）をすることを許可することができる。

一　配当をすることができる金額が千万円に満たないと認められるとき。

二　裁判所が、第三十二条第一項の規定により同項第五号に掲げる事項を公告し、かつ、その旨を知れている破産債権者に対し同条第三項第一号の規定により通知した場合において、届出をした破産債権者が同条第一項第五号に規定する時までに異議を述べなかったとき。

三　前二号に掲げるもののほか、相当と認められるとき。

2　破産管財人は、前項の規定による許可があった場合には、次条において読み替えて準用する第百九十六条第一項の規定により配当表を裁判所に提出した後、遅滞なく、届出をした破産債権者に対する配当見込額を定めて、簡易配当の手続に参加することができる債権の総額、簡易配当をすることができる金額及び当該配当見込額を届出をした破産債権者に通知しなければならない。

3　前項の規定による通知は、その通知が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

4　第二項の規定による通知が届出をした各破産債権者に通常到達すべきであった時を経過したときは、破産管財人は、遅滞なく、その旨を裁判所に届け出なければならない。

（準用）

第二百五条　簡易配当については、前節（第百九十五条、第百九十七条、第二百条第三項及び第四項並びに第二百一条第七項を除く。）の規定を準用する。この場合において、第百九十六条第一項及び第三項中「前条第二項の規定による許可」とあるのは「第二百四条第一項の規定による許可」と、第百九十八条第一項中「前条第一項の規定による公告が効力を生じた日又は同条第三項」とあるのは「第二百四条第四項」と、「二週間以内に」とあるのは「一週間以内に」と、第二百一条第一項中「当該異議の申立てに係る手続が終了した後」とあるのは「当該異議の申立てについての決定があった後」と、同条第六項中「次項の規定による配当額の通知を発する前に」とあるのは「前条第一項に規定する期間内に」と、第二百二条第一号及び第二号中「前条第七項の規定による配当額の通知を発した時に」とあり、並びに第二百三条中「第二百一条第七項の規定による配当額の通知を発した時に」とあるのは「第二百条第一項に規定する期間を経過した時に」と読み替えるものとする。

（簡易配当の許可の取消し）

第二百六条　破産管財人は、第二百四条第一項第三号の規定による許可があった場合において、同条第二項の規定による通知をするときは、同時に、簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は裁判所に対し同条第四項の規定による届出の日から起算して一週間以内に異議を述べるべき旨をも通知しなければならない。この場合において、届出をした破産債権者が同項の規定による届出の日から起算して一週間以内に異議を述べたときは、裁判所書記官は、当該許可を取り消さなければならない。

（適用除外）

第二百七条　第二百四条第一項の規定による簡易配当の許可は、第二百九条第一項に規定する中間配当をした場合は、することができない。

第四節　同意配当

第二百八条　裁判所書記官は、第百九十五条第一項の規定により最後配当をすることができる場

合において、破産管財人の申立てがあったときは、最後配当に代えてこの条の規定による配当（以下この章及び次章において「同意配当」という。）をすることを許可することができる。この場合において、破産管財人の申立ては、届出をした破産債権者の全員が、破産管財人が定めた配当表、配当額並びに配当の時期及び方法について同意している場合に限り、することができる。

2　前項の規定による許可があった場合には、破産管財人は、同項後段の配当表、配当額並びに配当の時期及び方法に従い、同項後段の届出をした破産債権者に対して同意配当をすることができる。

3　同意配当については、第百九十六条第一項及び第二項並びに第二百三条の規定を準用する。この場合において、第百九十六条第一項中「前条第二項の規定による許可があったときは、遅滞なく」とあるのは「あらかじめ」と、第二百三条中「第二百一条第七項の規定による配当額の通知を発した時に」とあるのは「第二百八条第一項の規定による許可があった時に」と読み替えるものとする。

第五節　中間配当

（中間配当）

第二百九条　破産管財人は、一般調査期間の経過後又は一般調査期日の終了後であって破産財団に属する財産の換価の終了前において、配当をするのに適当な破産財団に属する金銭があると認めるときは、最後配当に先立って、届出をした破産債権者に対し、この節の規定による配当（以下この節において「中間配当」という。）をすることができる。

2　破産管財人は、中間配当をするには、裁判所の許可を得なければならない。

3　中間配当については、第百九十六条第一項及び第二項、第百九十七条、第百九十八条第一項、第百九十九条第一項第一号及び第二号、第二百条、第二百一条第四項並びに第二百三条の規定を準用する。この場合において、第百九十六条第一項中「前条第二項の規定による許可」とあるのは「第二百九条第二項の規定による許可」と、第百九十九条第一項各号及び第二百条第一項中「最後配当に関する除斥期間」とあるのは「第二百十条第一項に規定する中間配当に関する除斥期間」と、第二百三条中「第二百一条第七項の規定による配当額」とあるのは「第二百十一条の規定による配当率」と読み替えるものとする。

（別除権者の除斥等）

第二百十条　別除権者は、中間配当の手続に参加するには、前条第三項において準用する第百九十八条第一項に規定する期間（以下この節において「中間配当に関する除斥期間」という。）に、破産管財人に対し、当該別除権の目的である財産の処分に着手したことを証明し、かつ、当該処分によって弁済を受けることができない債権の額を疎明しなければならない。

2　前項の規定は、準別除権者について準用する。

3　破産管財人は、第一項（前項において準用する場合を含む。）に規定する事項につき中間配当に関する除斥期間内に証明及び疎明があったときは、直ちに、配当表を更正しなければならない。

（配当率の定め及び通知）

第二百十一条　破産管財人は、第二百九条第三項において準用する第二百条第一項に規定する期間が経過した後（同項の規定による異議の申立てがあったときは、当該異議の申立てについての決定があった後）、遅滞なく、配当率を定めて、その配当率を中間配当の手続に参加することができる破産債権者に通知しなければならない。

（解除条件付債権の取扱い）

第二百十二条　解除条件付債権である破産債権については、相当の担保を供しなければ、中間配当を受けることができない。

2　前項の破産債権について、その条件が最後配当に関する除斥期間内に成就しないときは、同項の規定により供した担保は、その効力を失う。

（除斥された破産債権等の後の配当における取扱い）

第二百十三条　第二百九条第三項において準用する第百九十八条第一項に規定する事項につき証明をしなかったことにより中間配当の手続に参加することができなかった破産債権について、当該破産債権を有する破産債権者が最後配当に関する除斥期間又はその中間配当の後に行われることがある中間配当に関する除斥期間内に当該事項につき証明をしたときは、その中間配当において受けることができた額について、当該最後配当又はその中間配当の後に行われることがある中間配当において、他の同順位の破産債権者に先立って配当を受けることができる。第二百十条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する事項につき証明又は疎明をしなかったことにより中間配当の手続に参加することができなかった別除権者（準別除権者を含む。）がその中間配当の後に行われることがある中間配当に関する除斥期間内に当該事項につき証明及び疎明をしたときも、同様とする。

（配当額の寄託）

第二百十四条　中間配当を行おうとする破産管財人は、次に掲げる破産債権に対する配当額を寄託しなければならない。

一　異議等のある破産債権であって、第二百二条第一号に規定する手続が係属しているもの

二　租税等の請求権又は罰金等の請求権であって、第二百十一条の規定による配当率の通知を発した時に第二百二条第二号に規定する手続が終了していないもの

三　中間配当に関する除斥期間内に第二百十条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による証明及び疎明があった債権のうち、当該疎明があった額に係る部分

四　停止条件付債権又は将来の請求権である破産債権

五　解除条件付債権である破産債権であって、第二百十二条第一項の規定による担保が供されていないもの

六　第百十一条第一項第四号及び第百十三条第二項の規定による届出をしなかった破産債権者が有する破産債権

2　前項第一号又は第二号の規定により当該各号に掲げる破産債権に対する配当額を寄託した場合において、第二百二条第一号又は第二号の規定により当該破産債権に対する配当額を供託するときは、破産管財人は、その寄託した配当額をこれを受けるべき破産債権者のために供託しなければならない。

3　第一項第三号又は第四号の規定により当該各号に掲げる破産債権に対する配当額を寄託した場合において、当該破産債権を有する破産債権者又は別除権者（準別除権者を含む。）が第百九十八条第二項の規定に適合しなかったこと又は同条第三項（同条第五項において準用する場合

を含む。）に規定する事項につき証明をしなかったことにより最後配当の手続に参加することができなかったときは、破産管財人は、その寄託した配当額の最後配当を他の破産債権者に対してしなければならない。

4　第一項第五号の規定により同号に掲げる破産債権に対する配当額を寄託した場合において、当該破産債権の条件が最後配当に関する除斥期間内に成就しないときは、破産管財人は、その寄託した配当額を当該破産債権を有する破産債権者に支払わなければならない。

5　第一項第六号の規定により同号に掲げる破産債権に対する配当額を寄託した場合における第二百一条第五項の規定の適用については、同項中「その定めた配当額が同号に」とあるのは「その定めた配当額及び破産管財人が第二百十四条第一項第六号の規定により寄託した同号に掲げる破産債権に対する配当額の合計額が第百十一条第一項第四号に」と、「当該配当額」とあるのは「当該合計額」とする。

第六節　追加配当

第二百十五条　第二百一条第七項の規定による配当額の通知を発した後（簡易配当にあっては第二百五条において準用する第二百条第一項に規定する期間を経過した後、同意配当にあっては第二百八条第一項の規定による許可があった後）、新たに配当に充てることができる相当の財産があることが確認されたときは、破産管財人は、裁判所の許可を得て、最後配当、簡易配当又は同意配当とは別に、届出をした破産債権者に対し、この条の規定による配当（以下この条において「追加配当」という。）をしなければならない。破産手続終結の決定があった後であっても、同様とする。

2　追加配当については、第二百一条第四項及び第五項、第二百二条並びに第二百三条の規定を準用する。この場合において、第二百一条第五項中「第一項の規定」とあるのは「第二百十五条第四項の規定」と、第二百二条第一号及び第二号中「前条第七項」とあり、並びに第二百三条中「第二百一条第七項」とあるのは「第二百十五条第五項」と読み替えるものとする。

3　追加配当は、最後配当、簡易配当又は同意配当について作成した配当表によってする。

4　破産管財人は、第一項の規定による許可があったときは、遅滞なく、追加配当の手続に参加することができる破産債権者に対する配当額を定めなければならない。

5　破産管財人は、前項の規定により定めた配当額を、追加配当の手続に参加することができる破産債権者（第二項において読み替えて準用する第二百一条第五項の規定により追加配当を受けることができない破産債権者を除く。）に通知しなければならない。

6　追加配当をした場合には、破産管財人は、遅滞なく、裁判所に書面による計算の報告をしなければならない。

7　前項の場合において、破産管財人が欠けたときは、当該計算の報告は、同項の規定にかかわらず、後任の破産管財人がしなければならない。

第九章　破産手続の終了

（破産手続開始の決定と同時にする破産手続廃止の決定）

第二百十六条　裁判所は、破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足すると認めるときは、破産手続開始の決定と同時に、破産手続廃止の決定をしなければならない。

2　前項の規定は、破産手続の費用を支弁するのに足りる金額の予納があった場合には、適用しない。

3　裁判所は、第一項の規定により破産手続開始の決定と同時に破産手続廃止の決定をしたときは、直ちに、次に掲げる事項を公告し、かつ、これを破産者に通知しなければならない。

一　破産手続開始の決定の主文

二　破産手続廃止の決定の主文及び理由の要旨

4　第一項の規定による破産手続廃止の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

5　前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

6　第三十一条及び第三十二条の規定は、第一項の規定による破産手続廃止の決定を取り消す決定が確定した場合について準用する。

（破産手続開始の決定後の破産手続廃止の決定）

第二百十七条　裁判所は、破産手続開始の決定があった後、破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足すると認めるときは、破産管財人の申立てにより又は職権で、破産手続廃止の決定をしなければならない。この場合においては、裁判所は、債権者集会の期日において破産債権者の意見を聴かなければならない。

2　前項後段の規定にかかわらず、裁判所は、相当と認めるときは、同項後段に規定する債権者集会の期日における破産債権者の意見の聴取に代えて、書面によって破産債権者の意見を聴くことができる。この場合においては、当該意見の聴取を目的とする第百三十五条第一項第二号又は第三号に掲げる者による同項の規定による債権者集会の招集の申立ては、することができない。

3　前二項の規定は、破産手続の費用を支弁するのに足りる金額の予納があった場合には、適用しない。

4　裁判所は、第一項の規定による破産手続廃止の決定をしたときは、直ちに、その主文及び理由の要旨を公告し、かつ、その裁判書を破産者及び破産管財人に送達しなければならない。

5　裁判所は、第一項の申立てを棄却する決定をしたときは、その裁判書を破産管財人に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

6　第一項の規定による破産手続廃止の決定及び同項の申立てを棄却する決定に対しては、即時抗告をすることができる。

7　第一項の規定による破産手続廃止の決定を取り消す決定が確定したときは、当該破産手続廃止の決定をした裁判所は、直ちに、その旨を公告しなければならない。

8　第一項の規定による破産手続廃止の決定は、確定しなければその効力を生じない。

（破産債権者の同意による破産手続廃止の決定）

第二百十八条　裁判所は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する破産者の申立てがあったときは、破産手続廃止の決定をしなければならない。

一　破産手続を廃止することについて、債権届出期間内に届出をした破産債権者の全員の同意を得ているとき。

二　前号の同意をしない破産債権者がある場合において、当該破産債権者に対して裁判所が相当と認める担保を供しているとき。ただし、破産財団から当該担保を供した場合には、破産財団から当該担保を供したことについて、他の届出をした破産債権者の同意を得ているときに限る。

2　前項の規定にかかわらず、裁判所は、まだ確定していない破産債権を有する破産債権者について同項第一号及び第二号ただし書の同意を得ることを要しない旨の決定をすることができ

る。この場合における同項第一号及び第二号ただし書の規定の適用については、これらの規定中「届出をした破産債権者」とあるのは、「届出をした破産債権者（まだ確定していない破産債権を有する破産債権者であって、裁判所の決定によりその同意を得ることを要しないとされたものを除く。）」とする。

3　裁判所は、第一項の申立てがあったときは、その旨を公告しなければならない。

4　届出をした破産債権者は、前項に規定する公告が効力を生じた日から起算して二週間以内に、裁判所に対し、第一項の申立てについて意見を述べることができる。

5　前条第四項から第八項までの規定は、第一項の規定による破産手続廃止の決定について準用する。この場合において、同条第五項中「破産管財人」とあるのは、「破産者」と読み替えるものとする。

（破産者が法人である場合の破産債権者の同意による破産手続廃止の決定）

第二百十九条　法人である破産者が前条第一項の申立てをするには、当該破産者が社団法人である場合には定款の変更に関する規定に従い、財団法人である場合には主務官庁の認可を得て、あらかじめ、当該法人を継続する手続をしなければならない。

2　前項に規定する主務官庁の権限は、政令の定めるところにより、その全部又は一部を国に所属する行政庁に委任することができる。

3　第一項に規定する主務官庁の権限に属する事務は、政令の定めるところにより、都道府県の知事その他の執行機関において、その全部又は一部を処理することとすることができる。

（破産手続終結の決定）

第二百二十条　裁判所は、最後配当、簡易配当又は同意配当が終了した後、第八十八条第四項の債権者集会が終結したとき、又は第八十九条第二項に規定する期間が経過したときは、破産手続終結の決定をしなければならない。

2　裁判所は、前項の規定により破産手続終結の決定をしたときは、直ちに、その主文及び理由の要旨を公告し、かつ、これを破産者に通知しなければならない。

（破産手続廃止後又は破産手続終結後の破産債権者表の記載の効力）

第二百二十一条　第二百十七条第一項若しくは第二百十八条第一項の規定による破産手続廃止の決定が確定したとき、又は前条第一項の規定による破産手続終結の決定があったときは、確定した破産債権については、破産債権者表の記載は、破産者に対し、確定判決と同一の効力を有する。この場合において、破産債権者は、確定した破産債権について、当該破産者に対し、破産債権者表の記載により強制執行をすることができる。

2　前項の規定は、破産者（第百二十一条第三項ただし書の代理人を含む。）が第百十八条第二項、第百十九条第五項、第百二十一条第四項（同条第六項（同条第七項又は第百二十二条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第七項又は第百二十二条第二項において準用する場合を含む。）又は第百二十三条第一項の規定による異議を述べた場合には、適用しない。

第十章　相続財産の破産等に関する特則

第一節　相続財産の破産

（相続財産に関する破産事件の管轄）

第二百二十二条　相続財産についてのこの法律の規定による破産手続開始の申立ては、被相続人の相続開始の時の住所地を管轄する地方裁判所にする。

2　相続財産に関する破産事件は、被相続人の相続開始の時の住所地を管轄する地方裁判所が管轄する。

3　前項の規定による管轄裁判所がないときは、相続財産に関する破産事件は、相続財産に属する財産の所在地（債権については、裁判上の請求をすることができる地）を管轄する地方裁判所が管轄する。

4　相続財産に関する破産事件に対する第五条第八項及び第九項並びに第七条第五号の規定の適用については、第五条第八項及び第九項中「第一項及び第二項」とあるのは「第二百二十二条第二項及び第三項」と、第七条第五号中「同条第一項又は第二項」とあるのは「第二百二十二条第二項又は第三項」とする。

5　前三項の規定により二以上の地方裁判所が管轄権を有するときは、相続財産に関する破産事件は、先に破産手続開始の申立てがあった地方裁判所が管轄する。

（相続財産の破産手続開始の原因）

第二百二十三条　相続財産に対する第三十条第一項の規定の適用については、同項中「破産手続開始の原因となる事実があると認めるとき」とあるのは、「相続財産をもって相続債権者及び受遺者に対する債務を完済することができないと認めるとき」とする。

（破産手続開始の申立て）

第二百二十四条　相続財産については、相続債権者又は受遺者のほか、相続人、相続財産の管理人又は遺言執行者（相続財産の管理に必要な行為をする権利を有する遺言執行者に限る。以下この節において同じ。）も、破産手続開始の申立てをすることができる。

2　次の各号に掲げる者が相続財産について破産手続開始の申立てをするときは、それぞれ当該各号に定める事実を疎明しなければならない。

一　相続債権者又は受遺者　その有する債権の存在及び当該相続財産の破産手続開始の原因となる事実

二　相続人、相続財産の管理人又は遺言執行者　当該相続財産の破産手続開始の原因となる事実

（破産手続開始の申立期間）

第二百二十五条　相続財産については、民法第九百四十一条第一項の規定により財産分離の請求をすることができる間に限り、破産手続開始の申立てをすることができる。ただし、限定承認又は財産の分離があったときは、相続債権者及び受遺者に対する弁済が完了するまでの間も、破産手続開始の申立てをすることができる。

（破産手続開始の決定前の相続の開始）

第二百二十六条　裁判所は、破産手続開始の申立て後破産手続開始の決定前に債務者について相続が開始したときは、相続債権者、受遺者、相続人、相続財産の管理人又は遺言執行者の申立てにより、当該相続財産についてその破産手続を続行する旨の決定をすることができる。

2　前項に規定する続行の申立ては、相続が開始した後一月以内にしなければならない。

3　第一項に規定する破産手続は、前項の期間内に第一項に規定する続行の申立てがなかった場合はその期間が経過した時に、前項の期間内に第一項に規定する続行の申立てがあった場合で当該申立てを却下する裁判が確定したときはその時に、それぞれ終了する。

4　第一項に規定する続行の申立てを却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

（破産手続開始の決定後の相続の開始）

第二百二十七条　裁判所は、破産手続開始の決定

後に破産者について相続が開始したときは、当該相続財産についてその破産手続を続行する。

（限定承認又は財産分離の手続との関係）

第二百二十八条　相続財産についての破産手続開始の決定は、限定承認又は財産の分離を妨げない。ただし、破産手続開始の決定の取消し若しくは破産手続廃止の決定が確定し、又は破産手続終結の決定があるまでの間は、限定承認又は財産分離の手続は、中止する。

（破産財団の範囲）

第二百二十九条　相続財産について破産手続開始の決定があった場合には、相続財産に属する一切の財産（日本国内にあるかどうかを問わない。）は、破産財団とする。この場合においては、被相続人が相続人に対して有していた権利は、消滅しなかったものとみなす。

2　相続人が相続財産の全部又は一部を処分した後に相続財産について破産手続開始の決定があったときは、相続人が反対給付について有する権利は、破産財団に属する。

3　前項に規定する場合において、相続人が既に同項の反対給付を受けているときは、相続人は、当該反対給付を破産財団に返還しなければならない。ただし、相続人が当該反対給付を受けた当時、破産手続開始の原因となる事実又は破産手続開始の申立てがあったことを知らなかったときは、その現に受けている利益を返還すれば足りる。

（相続人等の説明義務等）

第二百三十条　相続財産について破産手続開始の決定があった場合には、次に掲げる者は、破産管財人若しくは債権者委員会の請求又は債権者集会の決議に基づく請求があったときは、破産に関し必要な説明をしなければならない。

一　被相続人の代理人であった者

二　相続人及びその代理人

三　相続財産の管理人及び遺言執行者

2　前項の規定は、同項第二号又は第三号に掲げる者であった者について準用する。

3　第三十七条及び第三十八条の規定は、相続財産について破産手続開始の決定があった場合における相続人並びにその法定代理人及び支配人について準用する。

（相続債権者及び受遺者の地位）

第二百三十一条　相続財産について破産手続開始の決定があった場合には、相続債権者及び受遺者は、相続人について破産手続開始の決定があったときでも、その債権の全額について破産手続に参加することができる。

2　相続財産について破産手続開始の決定があったときは、相続債権者の債権は、受遺者の債権に優先する。

（相続人の地位）

第二百三十二条　相続財産について破産手続開始の決定があった場合には、相続人が被相続人に対して有していた権利は、消滅しなかったものとみなす。この場合においては、相続人は、被相続人に対して有していた債権について、相続債権者と同一の権利を有する。

2　前項に規定する場合において、相続人が相続債権者に対して自己の固有財産をもって弁済その他の債務を消滅させる行為をしたときは、相続人は、その出えんの額の範囲内において、当該相続債権者が被相続人に対して有していた権利を行使することができる。

（相続人の債権者の地位）

第二百三十三条　相続財産について破産手続開始の決定があったときは、相続人の債権者は、破産債権者としてその権利を行使することができない。

（否認権に関する規定の適用関係）

第二百三十四条　相続財産について破産手続開始の決定があった場合における第六章第二節の規定の適用については、被相続人、相続人、相続財産の管理人又は遺言執行者が相続財産に関してした行為は、破産者がした行為とみなす。

（受遺者に対する担保の供与等の否認）

第二百三十五条　相続財産について破産手続開始の決定があった場合において、受遺者に対する担保の供与又は債務の消滅に関する行為がその債権に優先する債権を有する破産債権者を害するときは、当該行為を否認することができる。

2　第百六十七条第二項の規定は、前項の行為が同項の規定により否認された場合について準用する。この場合において、同条第二項中「破産債権者を害する事実」とあるのは、「第二百三十五条第一項の破産債権者を害する事実」と読み替えるものとする。

（否認後の残余財産の分配等）

第二百三十六条　相続財産について破産手続開始の決定があった場合において、被相続人、相続人、相続財産の管理人又は遺言執行者が相続財産に関してした行為が否認されたときは、破産管財人は、相続債権者に弁済をした後、否認された行為の相手方にその権利の価額に応じて残余財産を分配しなければならない。

（破産債権者の同意による破産手続廃止の申立て）

第二百三十七条　相続財産の破産についての第二百十八条第一項の申立ては、相続人がする。

2　相続人が数人あるときは、前項の申立ては、各相続人がすることができる。

第二節　相続人の破産

（破産者の単純承認又は相続放棄の効力等）

第二百三十八条　破産手続開始の決定前に破産者のために相続の開始があった場合において、破産者が破産手続開始の決定後にした単純承認は、破産財団に対しては、限定承認の効力を有する。破産者が破産手続開始の決定後にした相続の放棄も、同様とする。

2　破産管財人は、前項後段の規定にかかわらず、相続の放棄の効力を認めることができる。この場合においては、相続の放棄があったことを知った時から三月以内に、その旨を家庭裁判所に申述しなければならない。

3　前項の規定による申述の受理は、家事審判法の適用に関しては、同法第九条第一項甲類に掲げる事項とみなす。

（限定承認又は財産分離の手続との関係）

第二百三十九条　相続人についての破産手続開始の決定は、限定承認又は財産の分離を妨げない。ただし、当該相続人のみが相続財産につき債務の弁済に必要な行為をする権限を有するときは、破産手続開始の決定の取消し若しくは破産手続廃止の決定が確定し、又は破産手続終結の決定があるまでの間は、限定承認又は財産分離の手続は、中止する。

（相続債権者、受遺者及び相続人の債権者の地位）

第二百四十条　相続人について破産手続開始の決定があった場合には、相続債権者及び受遺者は、財産の分離があったとき、又は相続財産について破産手続開始の決定があったときでも、その債権の全額について破産手続に参加することができる。

2　相続人について破産手続開始の決定があり、かつ、相続財産について破産手続開始の決定があったときは、相続人の債権者の債権は、相続人の破産財団については、相続債権者及び受遺者の債権に優先する。

3　第二百二十五条に規定する期間内にされた破産手続開始の申立てにより相続人について破産手続開始の決定があったときは、相続人の固有財産については相続人の債権者の債権が相続債権者及び受遺者の債権に優先し、相続財産については相続債権者及び受遺者の債権が相続人の債権者の債権に優先する。

4　相続人について破産手続開始の決定があり、かつ、当該相続人が限定承認をしたときは、相続債権者及び受遺者は、相続人の固有財産について、破産債権者としてその権利を行使することができない。第二百三十八条第一項の規定により限定承認の効力を有するときも、同様とする。

（限定承認又は財産分離の手続において相続債権者等が受けた弁済）

第二百四十一条　相続債権者又は受遺者は、相続人について破産手続開始の決定があった後に、限定承認又は財産分離の手続において権利を行使したことにより、破産債権について弁済を受ける前の債権の額について破産手続に参加することができる。相続人の債権者が、相続人について破産手続開始の決定があった後に、財産分離の手続において権利を行使したことにより、破産債権について弁済を受けた場合も、同様とする。

2　前項の相続債権者若しくは受遺者又は相続人の債権者は、他の同順位の破産債権者が自己の受けた弁済（相続人が数人ある場合には、当該破産手続開始の決定を受けた相続人の相続分に応じた部分に限る。次項において同じ。）と同一の割合の配当を受けるまでは、破産手続により、配当を受けることができない。

3　第一項の相続債権者若しくは受遺者又は相続人の債権者は、前項の弁済を受けた債権の額については、議決権を行使することができない。

（限定承認又は財産分離等の後の相続財産の管理及び処分等）

第二百四十二条　相続人について破産手続開始の決定があった後、当該相続人が限定承認をしたとき、又は当該相続人について財産の分離があったときは、破産管財人は、当該相続人の固有財産と分別して相続財産の管理及び処分をしなければならない。限定承認又は財産の分離があった後に相続人について破産手続開始の決定があったときも、同様とする。

2　破産管財人が前項の規定による相続財産の管理及び処分を終えた場合において、残余財産があるときは、その残余財産のうち当該相続人に帰属すべき部分は、当該相続人の固有財産とみなす。この場合において、破産管財人は、その残余財産について、破産財団の財産目録及び貸借対照表を補充しなければならない。

3　第一項前段及び前項の規定は、第二百三十八条第一項の規定により限定承認の効力を有する場合及び第二百四十条第三項の場合について準用する。

第三節　受遺者の破産

（包括受遺者の破産）

第二百四十三条　前節の規定は、包括受遺者について破産手続開始の決定があった場合について準用する。

（特定遺贈の承認又は放棄）

第二百四十四条　破産手続開始の決定前に破産者のために特定遺贈があった場合において、破産者が当該決定の時においてその承認又は放棄をしていなかったときは、破産管財人は、破産者に代わって、その承認又は放棄をすることができる。

2　民法第九百八十七条の規定は、前項の場合について準用する。

第十一章　外国倒産処理手続がある場合の特則

（外国管財人との協力）

第二百四十五条　破産管財人は、破産者についての外国倒産処理手続（外国で開始された手続で、破産手続又は再生手続に相当するものをいう。以下この章において同じ。）がある場合には、外国管財人（当該外国倒産処理手続において破産者の財産の管理及び処分をする権利を有する者をいう。以下この章において同じ。）に対し、破産手続の適正な実施のために必要な協力及び情報の提供を求めることができる。

2　前項に規定する場合には、破産管財人は、外国管財人に対し、外国倒産処理手続の適正な実施のために必要な協力及び情報の提供をするよう努めるものとする。

（外国管財人の権限等）

第二百四十六条　外国管財人は、債務者について破産手続開始の申立てをすることができる。

2　外国管財人は、前項の申立てをするときは、破産手続開始の原因となる事実を疎明しなければならない。

3　外国管財人は、破産者の破産手続において、債権者集会の期日に出席し、意見を述べることができる。

4　第一項の規定により外国管財人が破産手続開始の申立てをした場合において、包括的禁止命令又はこれを変更し、若しくは取り消す旨の決定があったときはその主文を、破産手続開始の決定があったときは第三十二条第一項の規定により公告すべき事項を、同項第二号又は第三号に掲げる事項に変更を生じたときはその旨を、破産手続開始の決定を取り消す決定が確定したときはその主文を、それぞれ外国管財人に通知しなければならない。

（相互の手続参加）

第二百四十七条　外国管財人は、届出をしていない破産債権者であって、破産者についての外国倒産処理手続に参加しているものを代理して、破産者の破産手続に参加することができる。ただし、当該外国の法令によりその権限を有する場合に限る。

2　破産管財人は、届出をした破産債権者であって、破産者についての外国倒産処理手続に参加していないものを代理して、当該外国倒産処理手続に参加することができる。

3　破産管財人は、前項の規定による参加をした場合には、同項の規定により代理した破産債権者のために、外国倒産処理手続に属する一切の行為をすることができる。ただし、届出の取下げ、和解その他の破産債権者の権利を害するおそれがある行為をするには、当該破産債権者の授権がなければならない。

第十二章　免責手続及び復権

第一節　免責手続

（免責許可の申立て）

第二百四十八条　個人である債務者（破産手続開始の決定後にあっては、破産者。第四項を除き、以下この節において同じ。）は、破産手続開始の申立てがあった日から破産手続開始の決定が確定した日以後一月を経過する日までの間に、破産裁判所に対し、免責許可の申立てをすることができる。

2　前項の債務者（以下この節において「債務者」という。）は、その責めに帰することができない事由により同項に規定する期間内に免責許可の申立てをすることができなかった場合には、その事由が消滅した後一月以内に限り、当該申立てをすることができる。

3　免責許可の申立てをするには、最高裁判所規則で定める事項を記載した債権者名簿を提出しなければならない。ただし、当該申立てと同時に債権者名簿を提出することができないときは、当該申立ての後遅滞なくこれを提出すれば足りる。

4　債務者が破産手続開始の申立てをした場合には、当該申立てと同時に免責許可の申立てをしたものとみなす。ただし、当該債務者が破産手続開始の申立ての際に反対の意思を表示しているときは、この限りでない。

5　前項本文の規定により免責許可の申立てをしたものとみなされたときは、第二十条第二項の債権者一覧表を第三項本文の債権者名簿とみなす。

6　債務者は、免責許可の申立てをしたときは、第二百十八条第一項の申立て又は再生手続開始の申立てをすることができない。

7　債務者は、次の各号に掲げる申立てをしたときは、第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該各号に定める決定が確定した後でなければ、免責許可の申立てをすることができない。

一　第二百十八条第一項の申立て　当該申立ての棄却の決定

二　再生手続開始の申立て　当該申立ての棄却、再生手続廃止又は再生計画不認可の決定

（強制執行の禁止等）

第二百四十九条　免責許可の申立てがあり、かつ、第二百十六条第一項の規定による破産手続廃止の決定、第二百十七条第一項の規定による破産手続廃止の決定の確定又は第二百二十条第一項の規定による破産手続終結の決定があったときは、当該申立てについての裁判が確定するまでの間は、破産者の財産に対する破産債権に基づく強制執行、仮差押え若しくは仮処分若しくは破産債権を被担保債権とする一般の先取特権の実行若しくは留置権（商法の規定によるものを除く。）による競売（以下この条において「破産債権に基づく強制執行等」という。）又は破産債権に基づく国税滞納処分はすることができず、破産債権に基づく強制執行等の手続で破産者の財産に対して既にされているものは中止する。

2　免責許可の決定が確定したときは、前項の規定により中止した破産債権に基づく強制執行等の手続は、その効力を失う。

3　第一項の場合において、次の各号に掲げる破産債権については、それぞれ当該各号に定める決定が確定した日の翌日から二月を経過する日までの間は、時効は、完成しない。

一　第二百五十三条第一項各号に掲げる請求権　免責許可の申立てについての決定

二　前号に掲げる請求権以外の破産債権　免責許可の申立てを却下した決定又は免責不許可の決定

（免責についての調査及び報告）

第二百五十条　裁判所は、破産管財人に、第二百五十二条第一項各号に掲げる事由の有無又は同条第二項の規定による免責許可の決定をするかどうかの判断に当たって考慮すべき事情についての調査をさせ、その結果を書面で報告させることができる。

2　破産者は、前項に規定する事項について裁判所が行う調査又は同項の規定により破産管財人が行う調査に協力しなければならない。

（免責についての意見申述）

第二百五十一条　裁判所は、免責許可の申立てがあったときは、破産手続開始の決定があった時以後、破産者につき免責許可の決定をすることの当否について、破産管財人及び破産債権者（第二百五十三条第一項各号に掲げる請求権を有する者を除く。次項、次条第三項及び第二百五十四条において同じ。）が裁判所に対し意見を述べることができる期間を定めなければならない。

2　裁判所は、前項の期間を定める決定をしたときは、その期間を公告し、かつ、破産管財人及び知れている破産債権者にその期間を通知しなければならない。

3　第一項の期間は、前項の規定による公告が効力を生じた日から起算して一月以上でなければならない。

（免責許可の決定の要件等）

第二百五十二条　裁判所は、破産者について、次の各号に掲げる事由のいずれにも該当しない場合には、免責許可の決定をする。

一　債権者を害する目的で、破産財団に属し、又は属すべき財産の隠匿、損壊、債権者に不利益な処分その他の破産財団の価値を不当に減少させる行為をしたこと。

二　破産手続の開始を遅延させる目的で、著しく不利益な条件で債務を負担し、又は信用取引により商品を買い入れてこれを著しく不利益な条件で処分したこと。

三　特定の債権者に対する債務について、当該債権者に特別の利益を与える目的又は他の債権者を害する目的で、担保の供与又は債務の消滅に関する行為であって、債務者の義務に属せず、又はその方法若しくは時期が債務者の義務に属しないものをしたこと。

四　浪費又は賭博その他の射幸行為をしたことによって著しく財産を減少させ、又は過大な債務を負担したこと。

五　破産手続開始の申立てがあった日の一年前の日から破産手続開始の決定があった日までの間に、破産手続開始の原因となる事実があることを知りながら、当該事実がないと信じさせるため、詐術を用いて信用取引により財産を取得したこと。

六　業務及び財産の状況に関する帳簿、書類その他の物件を隠滅し、偽造し、又は変造したこと。

七　虚偽の債権者名簿（第二百四十八条第五項の規定により債権者名簿とみなされる債権者一覧表を含む。次条第一項第六号において同じ。）を提出したこと。

八　破産手続において裁判所が行う調査において、説明を拒み、又は虚偽の説明をしたこと。

九　不正の手段により、破産管財人、保全管理人、破産管財人代理又は保全管理人代理の職務を妨害したこと。

十　次のイからハまでに掲げる事由のいずれかがある場合において、それぞれイからハまでに定める日から七年以内に免責許可の申立てがあったこと。

イ　免責許可の決定が確定したこと　当該免責許可の決定の確定の日

ロ　民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百三十九条第一項に規定する給与所得者等再生における再生計画が遂行されたこと　当該再生計画認可の決定の確定の日

ハ　民事再生法第二百三十五条第一項（同法第二百四十四条において準用する場合を含む。）に規定する免責の決定が確定したこと　当該免責の決定に係る再生計画認可の決定の確定の日

十一　第四十条第一項第一号、第四十一条又は第二百五十条第二項に規定する義務その他こ

の法律に定める義務に違反したこと。

2　前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合であっても、裁判所は、破産手続開始の決定に至った経緯その他一切の事情を考慮して免責を許可することが相当であると認めるときは、免責許可の決定をすることができる。

3　裁判所は、免責許可の決定をしたときは、直ちに、その裁判書を破産者及び破産管財人に、その決定の主文を記載した書面を破産債権者に、それぞれ送達しなければならない。この場合において、裁判書の送達については、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

4　裁判所は、免責不許可の決定をしたときは、直ちに、その裁判書を破産者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

5　免責許可の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

6　前項の即時抗告についての裁判があった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

7　免責許可の決定は、確定しなければその効力を生じない。

（免責許可の決定の効力等）

第二百五十三条　免責許可の決定が確定したときは、破産者は、破産手続による配当を除き、破産債権について、その責任を免れる。ただし、次に掲げる請求権については、この限りでない。

一　租税等の請求権

二　破産者が悪意で加えた不法行為に基づく損害賠償請求権

三　破産者が故意又は重大な過失により加えた人の生命又は身体を害する不法行為に基づく損害賠償請求権（前号に掲げる請求権を除く。）

四　次に掲げる義務に係る請求権

イ　民法第七百五十二条の規定による夫婦間の協力及び扶助の義務

ロ　民法第七百六十条の規定による婚姻から生ずる費用の分担の義務

ハ　民法第七百六十六条（同法第七百四十九条、第七百七十一条及び第七百八十八条において準用する場合を含む。）の規定による子の監護に関する義務

ニ　民法第八百七十七条から第八百八十条までの規定による扶養の義務

ホ　イからニまでに掲げる義務に類する義務であって、契約に基づくもの

五　雇用関係に基づいて生じた使用人の請求権及び使用人の預り金の返還請求権

六　破産者が知りながら債権者名簿に記載しなかった請求権（当該破産者について破産手続開始の決定があったことを知っていた者の有する請求権を除く。）

七　罰金等の請求権

2　免責許可の決定は、破産債権者が破産者の保証人その他破産者と共に債務を負担する者に対して有する権利及び破産者以外の者が破産債権者のために供した担保に影響を及ぼさない。

3　免責許可の決定が確定した場合において、破産債権者表があるときは、裁判所書記官は、これに免責許可の決定が確定した旨を記載しなければならない。

（免責取消しの決定）

第二百五十四条　第二百六十五条の罪について破産者に対する有罪の判決が確定したときは、裁判所は、破産債権者の申立てにより又は職権で、免責取消しの決定をすることができる。破産者の不正の方法によって免責許可の決定がされた場合において、破産債権者が当該免責許可の決定があった後一年以内に免責取消しの申立てをしたときも、同様とする。

2　裁判所は、免責取消しの決定をしたときは、直ちに、その裁判書を破産者及び申立人に、その決定の主文を記載した書面を破産債権者に、それぞれ送達しなければならない。この場合において、裁判書の送達については、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

3　第一項の申立てについての裁判及び職権による免責取消しの決定に対しては、即時抗告をすることができる。

4　前項の即時抗告についての裁判があった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

5　免責取消しの決定が確定したときは、免責許可の決定は、その効力を失う。

6　免責取消しの決定が確定した場合において、免責許可の決定の確定後免責取消しの決定が確定するまでの間に生じた原因に基づいて破産者に対する債権を有するに至った者があるときは、その者は、新たな破産手続において、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

7　前条第三項の規定は、免責取消しの決定が確定した場合について準用する。

第二節　復権

（復権）

第二百五十五条　破産者は、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、復権する。次条第一項の復権の決定が確定したときも、同様とする。

一　免責許可の決定が確定したとき。

二　第二百十八条第一項の規定による破産手続廃止の決定が確定したとき。

三　再生計画認可の決定が確定したとき。

四　破産者が、破産手続開始の決定後、第二百六十五条の罪について有罪の確定判決を受けることなく十年を経過したとき。

2　前項の規定による復権の効果は、人の資格に関する法令の定めるところによる。

3　免責取消しの決定又は再生計画取消しの決定が確定したときは、第一項第一号又は第三号の規定による復権は、将来に向かってその効力を失う。

（復権の決定）

第二百五十六条　破産者が弁済その他の方法により破産債権者に対する債務の全部についてその責任を免れたときは、破産裁判所は、破産者の申立てにより、復権の決定をしなければならない。

2　裁判所は、前項の申立てがあったときは、その旨を公告しなければならない。

3　破産債権者は、前項の規定による公告が効力を生じた日から起算して三月以内に、裁判所に対し、第一項の申立てについて意見を述べることができる。

4　裁判所は、第一項の申立てについての裁判をしたときは、その裁判書を破産者に、その主文を記載した書面を破産債権者に、それぞれ送達しなければならない。この場合において、裁判書の送達については、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

5　第一項の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

6　前項の即時抗告についての裁判があった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければな

らない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

第十三章　雑則

（法人の破産手続に関する登記の嘱託等）

第二百五十七条　法人である債務者について破産手続開始の決定があったときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、破産手続開始の登記を当該破産者の各営業所又は各事務所の所在地の登記所に嘱託しなければならない。

2　前項の登記には、破産管財人の氏名又は名称及び住所、破産管財人がそれぞれ単独にその職務を行うことについて第七十六条第一項ただし書の許可があったときはその旨並びに破産管財人が職務を分掌することについて同項ただし書の許可があったときはその旨及び各破産管財人が分掌する職務の内容をも登記しなければならない。

3　第一項の規定は、前項に規定する事項に変更が生じた場合について準用する。

4　第一項の債務者について保全管理命令が発せられたときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、保全管理命令の登記を債務者の各営業所又は各事務所の所在地の登記所に嘱託しなければならない。

5　前項の登記には、保全管理人の氏名又は名称及び住所、保全管理人がそれぞれ単独にその職務を行うことについて第九十六条第一項において準用する第七十六条第一項ただし書の許可があったときはその旨並びに保全管理人が職務を分掌することについて第九十六条第一項において準用する第七十六条第一項ただし書の許可があったときはその旨及び各保全管理人が分掌する職務の内容をも登記しなければならない。

6　第四項の規定は、同項に規定する裁判の変更若しくは取消しがあった場合又は前項に規定する事項に変更が生じた場合について準用する。

7　第一項の規定は、同項の破産者につき、破産手続開始の決定の取消し若しくは破産手続廃止の決定が確定した場合又は破産手続終結の決定があった場合について準用する。

（個人の破産手続に関する登記の嘱託等）

第二百五十八条　個人である債務者について破産手続開始の決定があった場合において、次に掲げるときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、破産手続開始の登記を登記所に嘱託しなければならない。

一　当該破産者に関する登記があることを知ったとき。

二　破産財団に属する権利で登記がされたものがあることを知ったとき。

2　前項の規定は、当該破産者につき、破産手続開始の決定の取消し若しくは破産手続廃止の決定が確定した場合又は破産手続終結の決定があった場合について準用する。

3　裁判所書記官は、第一項第二号の規定により破産手続開始の登記がされた権利について、第三十四条第四項の決定により破産財団に属しないこととされたときは、職権で、遅滞なく、その登記の抹消を嘱託しなければならない。破産管財人がその登記がされた権利を放棄し、その登記の抹消の嘱託の申立てをしたときも、同様とする。

4　第一項第二号（第二項において準用する場合を含む。）及び前項後段の規定は、相続財産について破産手続開始の決定があった場合について準用する。

（保全処分に関する登記の嘱託）

第二百五十九条　次に掲げる場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、当該保全処分の登記を嘱託しなければならない。

一　債務者の財産に属する権利で登記されたものに関し第二十八条第一項（第三十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による保全処分があったとき。

二　登記のある権利に関し第百七十一条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）又は第百七十七条第一項若しくは第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による保全処分があったとき。

2　前項の規定は、同項に規定する保全処分の変更若しくは取消しがあった場合又は当該保全処分が効力を失った場合について準用する。

（否認の登記）

第二百六十条　登記の原因である行為が否認されたときは、破産管財人は、否認の登記を申請しなければならない。登記が否認されたときも、同様とする。

2　登記官は、前項の否認の登記に係る権利に関する登記をするときは、職権で、次に掲げる登記を抹消しなければならない。

一　当該否認の登記

二　否認された行為を登記原因とする登記又は否認された登記

三　前号の登記に後れる登記があるときは、当該登記

3　前項に規定する場合において、否認された行為の後否認の登記がされるまでの間に、同項第二号に掲げる登記に係る権利を目的とする第三者の権利に関する登記（破産手続の関係において、その効力を主張することができるものに限る。）がされているときは、同項の規定にかかわらず、登記官は、職権で、当該否認の登記の抹消及び同号に掲げる登記に係る権利の破産者への移転の登記をしなければならない。

4　裁判所書記官は、第一項の否認の登記がされている場合において、破産者について、破産手続開始の決定の取消し若しくは破産手続廃止の決定が確定したとき、又は破産手続終結の決定があったときは、職権で、遅滞なく、当該否認の登記の抹消を嘱託しなければならない。破産管財人が、第二項第二号に掲げる登記に係る権利を放棄し、否認の登記の抹消の嘱託の申立てをしたときも、同様とする。

（非課税）

第二百六十一条　第二百五十七条から前条までの規定による登記については、登録免許税を課さない。

（登録のある権利への準用）

第二百六十二条　第二百五十八条第一項第二号及び同条第二項において準用する同号（これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。）、同条第三項（同条第四項において同条第三項後段の規定を準用する場合を含む。）並びに前三条の規定は、登録のある権利について準用する。

（責任制限手続の廃止による破産手続の中止）

第二百六十三条　破産者のために開始した責任制限手続について責任制限手続廃止の決定があったときは、破産手続は、その決定が確定するまで中止する。

（責任制限手続の廃止の場合の措置）

第二百六十四条　破産者のために開始した責任制限手続について責任制限手続廃止の決定が確定した場合には、裁判所は、制限債権者のために、債権の届出をすべき期間及び債権の調査をするための期間又は期日を定めなければならない。

2　裁判所は、前項の規定により定めた期間又は期日を公告しなければならない。

3　知れている制限債権者には、第三十二条第一

項第一号及び第二号並びに前項の規定により公告すべき事項を通知しなければならない。

4　破産管財人、破産者及び届出をした破産債権者には、第二項の規定により公告すべき事項を通知しなければならない。ただし、第一項の規定により定めた債権の調査をするための期間又は期日（当該期間又は期日に変更があった場合にあっては、変更後の期間又は期日）が第三十一条第一項第三号の規定により定めた期間又は期日と同一であるときは、届出をした破産債権者に対しては、当該通知をすることを要しない。

5　前三項の規定は第一項の規定により定めた債権の届出をすべき期間に変更を生じた場合について、第百十八条第三項から第五項までの規定は第一項の規定により定めた債権の調査をするための期間を変更する決定があった場合について、第百二十一条第九項から第十一項までの規定は第一項の規定により定めた債権の調査をするための期日を変更する決定があった場合又は当該期日における債権の調査の延期若しくは続行の決定があった場合について準用する。この場合において、第百十八条第三項及び第百二十一条第九項中「破産管財人」とあるのは「届出をした制限債権者（第二百六十四条第一項の規定により定められた債権の届出をすべき期間の経過前にあっては、知れている制限債権者）、破産管財人」と、同条第十項中「破産管財人」とあるのは「届出をした制限債権者、破産管財人」と読み替えるものとする。

6　第三十一条第二項及び第三項の規定は、第一項に規定する期間及び期日について準用する。

第十四章　罰則

（詐欺破産罪）

第二百六十五条　破産手続開始の前後を問わず、債権者を害する目的で、次の各号のいずれかに該当する行為をした者は、債務者（相続財産の破産にあっては、相続財産。次項において同じ。）について破産手続開始の決定が確定したときは、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。情を知って、第四号に掲げる行為の相手方となった者も、破産手続開始の決定が確定したときは、同様とする。

一　債務者の財産（相続財産の破産にあっては、相続財産に属する財産。以下この条において同じ。）を隠匿し、又は損壊する行為

二　債務者の財産の譲渡又は債務の負担を仮装する行為

三　債務者の財産の現状を改変して、その価格を減損する行為

四　債務者の財産を債権者の不利益に処分し、又は債権者に不利益な債務を債務者が負担する行為

2　前項に規定するもののほか、債務者について破産手続開始の決定がされ、又は保全管理命令が発せられたことを認識しながら、債権者を害する目的で、破産管財人の承諾その他の正当な理由がなく、その債務者の財産を取得し、又は第三者に取得させた者も、同項と同様とする。

（特定の債権者に対する担保の供与等の罪）

第二百六十六条　債務者（相続財産の破産にあっては、相続人、相続財産の管理人又は遺言執行者を含む。以下この条において同じ。）が、破産手続開始の前後を問わず、特定の債権者に対する債務について、他の債権者を害する目的で、担保の供与又は債務の消滅に関する行為であって債務者の義務に属せず又はその方法若しくは時期が債務者の義務に属しないものをし、破産手続開始の決定が確定したときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（破産管財人等の特別背任罪）

第二百六十七条　破産管財人、保全管理人、破産管財人代理又は保全管理人代理が、自己若しくは第三者の利益を図り又は債権者に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、債権者に財産上の損害を加えたときは、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　破産管財人又は保全管理人が法人であるときは、前項の規定は、破産管財人又は保全管理人の職務を行う役員又は職員に適用する。

（説明及び検査の拒絶等の罪）

第二百六十八条　第四十条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）又は第二百三十条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、説明を拒み、又は虚偽の説明をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。第九十六条において準用する第四十条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、説明を拒み、又は虚偽の説明をした者も、同様とする。

2　第四十条第一項第二号から第五号までに掲げる者若しくは当該各号に掲げる者であった者又は第二百三十条第一項各号に掲げる者（相続人を除く。）若しくは同項第二号若しくは第三号に掲げる者（相続人を除く。）であった者（以下この項において「説明義務者」という。）の代表者、代理人、使用人その他の従業者（以下この項及び第四項において「代表者等」という。）が、その説明義務者の業務に関し、第四十条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）又は第二百三十条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、説明を拒み、又は虚偽の説明をしたときも、同様とする。

3　破産者が第八十三条第一項（第九十六条において準用する場合を含む。）の規定による検査を拒んだとき、又は相続財産について破産手続開始の決定があった場合において第二百三十条第一項第二号又は第三号に掲げる者が第八十三条第一項の規定による検査を拒んだときも、第一項前段と同様とする。

4　第八十三条第二項に規定する破産者の子会社（同条第三項において破産者の子会社とみなされるものを含む。以下この項において同じ。）又は連結子会社の代表者等が、その破産者の子会社又は連結子会社の業務に関し、同条第二項（第九十六条において準用する場合を含む。）において同じ。）の規定による説明を拒み、若しくは虚偽の説明をし、又は同項の規定による検査を拒んだときも、第一項前段と同様とする。

（重要財産開示拒絶等の罪）

第二百六十九条　破産者が第四十一条の規定による書面の提出を拒み、又は虚偽の書面を裁判所に提出したときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪）

第二百七十条　破産手続開始の前後を問わず、債権者を害する目的で、債務者の業務及び財産

（相続財産の破産にあっては、相続財産に属する財産）の状況に関する帳簿、書類その他の物件を隠滅し、偽造し、又は変造した者は、債務者（相続財産の破産にあっては、相続財産）について破産手続開始の決定が確定したときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。第百五十五条第二項の規定により閉鎖された破産財団に関する帳簿を隠滅し、偽造し、又は変造した者も、同様とする。

（審尋における説明拒絶等の罪）

第二百七十一条　債務者が、破産手続開始の申立て（債務者以外の者がしたものを除く。）又は免責許可の申立てについての審尋において、裁判所が説明を求めた事項について説明を拒み、又は虚偽の説明をしたときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（破産管財人等に対する職務妨害の罪）

第二百七十二条　偽計又は威力を用いて、破産管財人、保全管理人、破産管財人代理又は保全管理人代理の職務を妨害した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（収賄罪）

第二百七十三条　破産管財人、保全管理人、破産管財人代理又は保全管理人代理（次項において「破産管財人等」という。）が、その職務に関し、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　前項の場合において、その破産管財人等が不正の請託を受けたときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3　破産管財人又は保全管理人が法人である場合において、破産管財人又は保全管理人の職務を行うその役員又は職員が、その破産管財人又は保全管理人の職務に関し、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。破産管財人又は保全管理人が法人である場合において、その役員又は職員が、その破産管財人又は保全管理人の職務に関し、破産管財人又は保全管理人に賄賂を収受させ、又はその供与の要求若しくは約束をしたときも、同様とする。

4　前項の場合において、その役員又は職員が不正の請託を受けたときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

5　破産債権者若しくは代理委員又はこれらの者の代理人、役員若しくは職員が、債権者集会の期日における議決権の行使又は第百三十九条第二項第二号に規定する書面等投票による議決権の行使に関し、不正の請託を受けて、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

6　前各項の場合において、犯人又は法人である破産管財人若しくは保全管理人が収受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

（贈賄罪）

第二百七十四条　前条第一項又は第三項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　前条第二項、第四項又は第五項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（破産者等に対する面会強請等の罪）

第二百七十五条　破産者（個人である破産者に限り、相続財産の破産にあっては、相続人。以下この条において同じ。）又はその親族その他の者に破産債権（免責手続の終了後にあっては、免責されたものに限る。以下この条において同じ。）を弁済させ、又は破産債権につき破産者の親族その他の者に保証をさせる目的で、破産者又はその親族その他の者に対し、面会を強請し、又は強談威迫の行為をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（国外犯）

第二百七十六条　第二百六十五条、第二百六十六条、第二百七十条、第二百七十二条及び第二百七十四条の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二条の例に従う。

2　第二百六十七条及び第二百七十三条（第五項を除く。）の罪は、刑法第四条の例に従う。

3　第二百七十三条第五項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

（両罰規定）

第二百七十七条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条（第一項を除く。）、第二百六十九条から第二百七十二条まで、第二百七十四条又は第二百七十五条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（旧法の廃止）

第二条　破産法（大正十一年法律第七十一号）は、廃止する。

（破産事件等に関する経過措置）

第三条　この法律（以下「新法」という。）の施行前にされた破産の申立て又は新法の施行前に職権でされた破産の宣告に係る破産事件については、なお従前の例による。

2　新法の施行前にされた破産の申立て又は新法の施行前に職権でされた破産の宣告に係る破産者の免責に関する事件については、なお従前の例による。

3　新法の施行前にされた復権の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

（否認に関する経過措置）

第四条　新法の施行前にされた行為の否認については、新法第六章第二節（新法第百七十一条から第百七十五条までを除く。）及び第二百三十四条から第二百三十六条までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

（相殺の禁止に関する経過措置）

第五条　新法の施行前に破産債権者につき破産者に対する債務負担の原因が生じた場合における破産債権者による相殺の禁止及び新法の施行前に破産者に対して債務を負担する者につき破産債権の取得の原因が生じた場合における当該者による相殺の禁止については、新法第七十一条及び第七十二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（罰則の適用に関する経過措置）

第六条　新法の施行前にした行為及び附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における新法の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。この場合における附則第二条の規定による廃止前の破産法（以下この条及び次条において「旧法」という。）第三百七十四条から第三百七十六条まで及び第三百七十八条の規定の適用については、新法の規定によりされた破産手続開始の決定は、旧法の規定によりされた破産の宣告とみなす。

第七条　新法第二百五十四条第一項及び第二百五十五条第一項第四号の規定の適用については、旧法第三百七十四条の罪は、新法第二百六十五条の罪とみなす。

（政令への委任）

第八条　附則第三条から前条までに規定するもののほか、新法の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

破産法案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、現行の破産法を廃止して新たな破産法を制定し、債務者の財産の適正かつ公平な清算を迅速に図り、債権者、債務者その他の利害関係人の利害及び権利関係を適切に調整するとともに、債務者について経済生活の再生の機会の確保を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　破産手続に参加する債権の調査及びその確定手続並びに配当手続の迅速化及び合理化

破産手続に参加する債権者の債権の額等を調査し、これを確定させた上で、その確定した内容に従って配当をするという一連の手続を簡素かつ合理的なものとすることにより、迅速な処理を図るものとすること。

2　破産事件の土地管轄規定の緩和

いわゆる親子会社や、法人とその代表者等の関連する倒産事件の一体的処理を可能にするとともに、債権者が多数である大規模な破産事件について、処理体制の整った裁判所への申立てを認める等、管轄裁判所の範囲を拡大するものとすること。

3　破産手続開始前における債務者の財産保全の措置の充実

債権者の強制執行や債務者による財産の隠匿等により手続開始前に債務者の財産が散逸しないよう、債権者の強制執行等を全面的に禁止する包括的禁止命令の制度及び手続の開始前に債務者の財産の管理処分権限を制限する保全管理命令の制度を創設する等、債務者の財産保全の措置を充実させるものとすること。

4　破産手続における各種債権の優先順位の見直し

現行法の下では、財団債権の次の順位とされる労働債権について、倒産時における労働債権の保護の重要性にかんがみ、その一部について優先順位を引き上げ、財団債権とする等の措置を講ずるものとすること。

5　いわゆる自由財産の範囲の拡張

いわゆる自由財産のうち、特に金銭について、その額を必要生計費の三か月分とすること等により、破産者の経済生活の再生の機会を確保するための措置を講ずるものとすること。

6　否認権に関する規定の整備

破産直前にされた財産減少行為等の効力を否定するための制度である否認権について、相当な対価を得てした財産処分行為を否認することができる場合についての規定を新設する等規定を整備し、その要件を明確化するものとすること。

7　施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

二　議案の可決理由

本案は、現行の破産法を廃止して新たな破産法を制定し、債務者の財産の適正かつ公平な清算を迅速に図り、債権者、債務者その他の利害関係人の利害及び権利関係を適切に調整するとともに、債務者について経済生活の再生の機会の確保を図ろうとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十六年五月二十一日

法務委員長　柳本　卓治

衆議院議長　河野　洋平殿

〔別紙〕

破産法案に対する附帯決議

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一　倒産時における賃金債権、退職金債権等の労働債権の優先順位については、労働者の生活保持に労働債権の確保が不可欠であることに鑑み、ＩＬＯ条約や諸外国の法令を勘案し、引き続き検討に努めること。

二　労働債権の保護については、破産管財人による破産手続に関する必要な情報提供が行われるとともに、労働組合等の破産手続への積極的な関与が図られるよう周知に努めること。

三　労働形態が多様化している現状を踏まえ、正規の従業員であるか否かにかかわらないことはもとより、請負、委任といった契約の法形式にもとらわれることなく、労働債権の保護に関しては、労働形態の実質に即して十分な配慮がされるよう周知に努めること。

四　新たな破産手続において、労働債権が不当に侵されることなどのないように、労働者に法的助言を行う労働相談など法的支援体制の一層の充実を図ること。

五　倒産が多発する現下の経済情勢の下、包括根保証契約など個人の保証人が過大な責任を負うような保証契約については、契約の内容を適正化し、保証人となる者に適切な保護を与えるという観点から、個人保証のあり方の検討を行い、必要があれば、早急に見直しを行うこと。

六　免責手続については、本法が債務者について経済生活の再生の機会の確保を図ることを目的としていることに鑑み、債務者保護の観点から適正な運用が行われるよう周知に努めること。

破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十六年四月七日

参議院議長　倉田　寛之

衆議院議長　河野　洋平殿

破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

目次

第一章　倒産処理手続関係法律の整備等（第一条―第五条）
第二章　その他の関係法律の整備等（第六条―第百三十七条）
附則

第一章　倒産処理手続関係法律の整備等

（民事再生法の一部改正）

第一条　民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九十三条」を「第九十三条の二」に、「第百十八条」を「第百十八条の三」に、「役員等」を「役員」に、「第十四章　罰則（第二百四十六条・第二百四十七条）」を「第十四章　再生手続と破産手続との間の移行（第二百四十六条・第二百四十七条）　第一節　破産手続から再生手続への移行（第二百四十八条―第二百五十四条）　第二節　再生手続から破産手続への移行（第二百五十五条―第二百六十六条）　第十五章　罰則（第二百五十七条）」に改める。

第四条第二項中「法律第百九号）」の下に「の規定」を加える。

第五条第一項を次のように改める。

再生事件は、再生債務者が、営業者であるときはその主たる営業所の所在地、営業者で外国に主たる営業所を有するものであるときは日本におけるその主たる営業所の所在地、営業者でないとき又は営業者であっても営業所を有しないときはその普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が管轄する。

第五条第三項を次のように改める。

3　前二項の規定にかかわらず、法人が株式会社の総株主の議決権（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式についての議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。次項、第五十九条第三項及び第四項並びに第百二十七条の二第二項第二号イ及びロにおいて同じ。）の過半数又は有限会社の総社員の議決権（商法第二百十一条ノ二第四項に規定する持分についての議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる持分についての議決権を含む。次項、第五十九条第三項及び第四項並びに第百二十七条の二第二項第二号イ及びロにおいて同じ。）の過半数を有する場合には、当該法人（以下この条及び第百二十七条の二第二項第二号ロにおいて「親法人」という。）について再生事件又は更生事件（以下この条において「再生事件等」という。）が係属しているときにおける当該株式会社又は有限会社（以下この条及び第百二十七条の二第二項第二号ロにおいて「子会社」という。）についての再生手続開始の申立ては、親法人の再生事件等が係属している地方裁判所にもすることができ、子会社についての再生事件等が係属しているときにおける親法人についての再生手続開始の申立ては、子会社の再生事件等が係属している地方裁判所にもすることができる。

第五条第六項中「裁判所」を「地方裁判所」に改め、同項を同条第十項とし、同条中第五項を第七項とし、同項の次に次の二項を加える。

8　第一項及び第二項の規定にかかわらず、再生債権者の数が五百人以上であるときは、これらの規定による管轄裁判所の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所にも、再生手続開始の申立てをすることができる。

9　第一項及び第二項の規定にかかわらず、再生債権者の数が千人以上であるときは、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所にも、再生手続開始の申立てをすることができる。

第五条第四項中「法人について再生事件」を「法人について再生事件等」に、「場合には、」を「場合における」に、「法人の再生事件」を「法人の再生事件等」に、「できる。」を「でき、」に、「についても、同様とする」を「は、当該法人の代表者の再生事件が係属している地方裁判所にもすることができる」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　子会社又は親法人及び子会社が他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する場合には、当該他の株式会社を当該親法人の子会社とみなして、前項の規定を適用する。子会社又は親法人及び子会社が他の有限会社の総社員の議決権の過半数を有する場合も、同様とする。

5　第一項及び第二項の規定にかかわらず、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。以下この項及び第五十九条第三項において「商法特例法」という。）第一条の二第一項に規定する大会社について再生事件等が係属している場合における当該大会社の同条第四項に規定する連結子会社（当該大会社の直前の決算期において商法特例法第十九条の二又は第二十一条の三十二の規定により当該連結子会社に係る連結計算書類が作成され、かつ、定時総会において当該連結計算書類が報告されたものに限る。）についての再生手続開始の申立ては、当該大会社の再生事件等が係属している地方裁判所にもすることができ、当該連結子会社について再生事件等が係属している場合における当該大会社についての再生手続開始の申立ては、当該連結子会社の再生事件等が係属している地方裁判所にもすることができる。

第七条第四号を次のように改める。

四　次のイからハまでのいずれかに掲げる地方裁判所

イ　第五条第三項から第七項までに規定する地方裁判所

ロ　再生債権者の数が五百人以上であるときは、第五条第八項に規定する地方裁判所

ハ　再生債権者の数が千人以上であるときは、第五条第九項に規定する地方裁判所

第七条第五号中「第五項まで」を「第九項まで」に、「前号の」を「これらの規定に規定する」に改める。

第十条第一項中「によってする」を「による」に改め、同条第三項から第五項までを次のように改める。

3　この法律の規定により送達をしなければならない場合には、公告をもって、これに代えることができる。ただし、この法律の規定により公告及び送達をしなければならない場合は、この限りでない。

4　この法律の規定により裁判の公告がされたときは、一切の関係人に対して当該裁判の告知があったものとみなす。

5　前二項の規定は、この法律に特別の定めがある場合には、適用しない。

第十条第六項を削る。

第十一条第二項中「第七十九条第一項」の下に「（同条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）」を加え、同条第三項を次のように改める。

3　前項の登記には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項をも登記しなければならない。

一　前項に規定する第五十四条第一項の規定による処分の登記　監督委員の氏名又は名称及び住所並びに同条第二項の規定により指定された行為

二　前項に規定する第六十四条第一項又は第七十九条第一項の規定による処分の登記　管財人又は保全管理人の氏名又は名称及び住所、管財人又は保全管理人がそれぞれ単独にその職務を行うことについて第七十条第一項ただし書（第八十三条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の許可があったときはその旨並びに管財人又は保全管理人が職務を分掌することについて第七十条第一項ただし書の許可があったときはその旨及び各管財人又は各保全管理人が分掌する職務の内容

第十一条第七項中「によって」を「により」に改め、同条第八項中「破産」を「破産手続開始」に改める。

第十二条第一項第一号中「第三十条第一項」の下に「（第三十六条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同項第二号中「第百四十二条第一項又は第二項」を「第百三十四条の二第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）又は第百四十二条第一項若しくは第二項」に改め、同条第五項中「破産」を「破産手続開始」に改める。

第十三条第一項中「しなければ」を「申請しなければ」に改め、同条第三項を削り、同条第二項中「前項の規定による」を「第一項の」に、「、否認」を「、当該否認」に改め、同項ただし書を削り、同項を同条第六項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。

2　登記官は、前項の否認の登記に係る権利に関する登記をするときは、職権で、次に掲げる登記を抹消しなければならない。

一　当該否認の登記

二　否認された行為を登記原因とする登記又は否認された登記

三　前号の登記に後れる登記があるときは、当該登記

3　前項に規定する場合において、否認された行為の後否認の登記がされるまでの間に、同項第二号に掲げる登記に係る権利を目的とする第三者の権利に関する登記（再生手続の関係において、その効力を主張することができるものに限る。第五項において同じ。）がされているときは、同項の規定にかかわらず、登記官は、職権で、当該否認の登記の抹消及び同号に掲げる登記に係る権利の再生債務者への移転の登記をしなければならない。

4　裁判所書記官は、第一項の否認の登記がされている場合において、再生債務者について、再生計画認可の決定が確定したときは、職権で、遅滞なく、当該否認の登記の抹消を嘱託しなければならない。

5　前項に規定する場合において、裁判所書記官から当該否認の登記の抹消の嘱託を受けたときは、登記官は、職権で、第二項第二号及び第三号に掲げる登記を抹消しなければならない。この場合において、否認された行為の後否認の登記がされるまでの間に、同項第二号に掲げる登記に係る権利を目的とする第三者の権利に関する登記がされているときは、登記官は、職権で、同項第二号及び第三号に掲げる登記の抹消に代えて、同項第二号に掲げる登記に係る権利の再生債務者への移転の登記をしなければならない。

第十六条及び第十六条の二を削る。

第十七条第一項中「次条」を「次条第一項」に改め、同条第四項中「各号に定める」の下に「命令、保全処分、処分又は」を加え、同項第一号中「規定による処分」の下に「、第百三十四条の二第一項の規定による保全処分」を加え、同項第二号中「期日の指定」の下に「の裁判」を、「定める」の下に「命令、保全処分、処分若しくは」を加え、同条を第十六条とする。

第十八条第一項第一号中「第五十六条第四項」を「第五十六条第五項」に改め、同条を第十七条とする。

第十九条を第十八条とし、第二十条を第十九条とし、第一章中同条の次に次の一条を加える。

第二十条　削除

第二十一条第一項中「破産の原因たる」を「破産手続開始の原因となる」に改める。

第二十二条の見出し中「破産」を「破産手続開始」に改め、同条中「によって」を「の規定により」に、「破産」を「破産手続開始」に改める。

第二十三条第一項中「原因たる」を「原因となる」に改める。

第二十四条の次に次の一条を加える。

（意見の聴取）

第二十四条の二　裁判所は、再生手続開始の申立てがあった場合には、当該申立てを棄却すべきこと又は再生手続開始の決定をすべきことが明らかである場合を除き、当該申立てについての決定をする前に、労働組合等（再生債務者の使用人その他の従業者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、再生債務者の使用人その他の従業者の過半数

で組織する労働組合がないときは再生債務者の使用人その他の従業者の過半数を代表する者をいう。第二百四十六条第三項を除き、以下同じ。）の意見を聴かなければならない。

第二十六条第六項中「決定書」を「裁判書」に改める。

第二十七条第二項中「手続は」の下に「、再生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間」を加える。

第二十八条第一項前段中「かつ、その決定書」を「その裁判書」に改め、「申立人に」の下に「送達し、かつ」を加え、「記載した書面を」を削り、「、それぞれ送達しなければ」を「通知しなければ」に改め、同項後段を削り、同条第二項及び第三項中「決定書」を「裁判書」に改める。

第二十九条第一項中「場合には」を「場合において」に改め、同条第五項中「決定書」を「裁判書」に、「第十条第三項」を「第十条第三項本文」に改める。

第三十条第五項中「決定書」を「裁判書」に、「第十条第三項」を「第十条第三項本文」に改める。

第三十一条第一項中「の上に」を「につき」に、「実行の手続」を「実行手続」に改め、同条第六項中「決定書」を「裁判書」に、「第十条第三項」を「第十条第三項本文」に改める。

第三十二条中「規定による処分」の下に「、第百三十四条の二第一項の規定による保全処分」を加える。

第三十四条の見出し中「開始」を「再生手続開始」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の場合において、知れている再生債権者の数が千人以上であり、かつ、相当と認めるときは、裁判所は、次条第五項本文において準用する同条第三項第一号及び第三十七条本文の規定による知れている再生債権者に対する通知をせず、かつ、第百二条第一項に規定する届出再生債権者を債権者集会（再生計画案の決議をするためのものを除く。）の期日に呼び出さない旨の決定をすることができる。

第三十五条を次のように改める。

（再生手続開始の公告等）

第三十五条　裁判所は、再生手続開始の決定をしたときは、直ちに、次に掲げる事項を公告しなければならない。ただし、第百六十九条の二第一項に規定する社債管理会社等がないときは、第三号に掲げる事項については、公告することを要しない。

一　再生手続開始の決定の主文

二　前条第一項の規定により定めた期間

三　再生債務者が発行した第百六十九条の二第一項に規定する社債等について同項に規定する社債管理会社等がある場合における当該社債等についての再生債権者の議決権は、同項各号のいずれかに該当する場合（同条第二項の場合を除く。）でなければ行使することができない旨

2　前条第二項の決定があったときは、裁判所は、前項各号に掲げる事項のほか、第五項本文において準用する次項第一号及び第三十七条本文の規定による知れている再生債権者に対する通知をせず、かつ、第百二条第一項に規定する届出再生債権者を債権者集会（再生計画案の決議をするためのものを除く。）の期日に呼び出さない旨をも公告しなければならない。

3　次に掲げる者には、前二項の規定により公告すべき事項を通知しなければならない。

一　再生債務者及び知れている再生債権者

二　第五十四条第一項、第六十四条第一項又は第七十九条第一項前段の規定による処分がされた場合における監督委員、管財人又は保全管理人

4　前項の規定にかかわらず、再生債務者がその財産をもって約定劣後再生債権（再生債権者と再生債務者との間において、再生手続開始前に、当該再生債務者について破産手続が開始されたとすれば当該破産手続におけるその配当の順位が破産法（平成十六年法律第　号）第九十九条第一項に規定する劣後的破産債権に後れる旨の合意がされた債権をいう。以下同じ。）に優先する債権に係る債務を完済することができない状態にあることが明らかであるときは、当該約定劣後再生債権を有する者であって知れているものに対しては、前項の規定による通知をすることを要しない。

5　第一項第二号、第三項第一号及び前項の規定は、前条第一項の規定により定めた再生債権の届出をすべき期間に変更を生じた場合について準用する。ただし、同条第二項の決定があったときは、知れている再生債権者に対しては、当該通知をすることを要しない。

第三十七条を次のように改める。

（再生手続開始決定の取消し）

第三十七条　再生手続開始の決定をした裁判所は、前条第一項の即時抗告があった場合において、当該決定を取り消す決定が確定したときは、直ちにその主文を公告し、かつ、第三十五条第三項各号に掲げる者（保全管理人及び同条第四項の規定により通知を受けなかった者を除く。）にその主文を通知しなければならない。ただし、第三十四条第二項の決定があったときは、知れている再生債権者に対しては、当該通知をすることを要しない。

第三十七条の見出し中「開始」を「再生手続開始」に改め、同条第一項中「破産、」を「破産手続開始」に、「又は再生債務者」を「、再生債務者」に、「若しくは再生債権」を「又は再生債権」に、「破産手続並びに」を「破産手続、」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　再生手続開始の決定があったときは、次に掲げる請求権は、共益債権とする。

一　第一項の規定により中止した破産手続における財団債権（破産法第百四十八条第一項第三号に掲げる請求権を除き、破産手続が開始されなかった場合における同法第五十五条第二項及び第百四十八条第四項に規定する請求権を含む。）

二　第一項の規定により効力を失った手続のために再生債務者に対して生じた債権及びその手続に関する再生債務者に対する費用請求権

三　前項の規定により続行された手続に関する再生債務者に対する費用請求権

第三十九条に次の一項を加える。

4　再生手続開始の決定があったときは、再生手続が終了するまでの間（再生計画認可の決定が確定したときは、第百八十一条第二項に規定する再生計画で定められた弁済期間が満了する時（その期間の満了前に再生計画に基づく弁済が完了した場合又は再生計画が取り消された場合にあっては弁済が完了した時又は再生計画が取り消された時）までの間）は、罰金、科料及び追徴の時効は、進行しない。ただし、当該罰金、科料又は追徴に係る請求権が共益債権である場合は、この限りでない。

第四十条第二項中「当然に」を「当然」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（債権者代位訴訟等の取扱い）

第四十条の二　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百二十三条若しくは第四百二十四条の規定により再生債権者の提起した訴訟又は破産法の規定による否認の訴訟若しくは否認の請求を認容する決定に対する異議の訴訟が再生手続開始当時係属するときは、その訴訟手続は、中断する。

2　再生債務者等は、前項の規定により中断した訴訟手続のうち、民法第四百二十三条の規定により再生債権者の提起した訴訟に係るものを受け継ぐことができる。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができる。

3　前項の場合においては、相手方の再生債権者に対する訴訟費用請求権は、共益債権とする。

4　第二項に規定する訴訟手続について同項の規定による受継があった後に再生手続が終了したときは、第六十八条第四項において準用する同条第二項の規定により中断している場合を除き、当該訴訟手続は中断する。

5　前項の場合には、再生債権者において当該訴訟手続を受け継がなければならない。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができる。

6　第二項に規定する訴訟手続が第六十八条第四項において準用する同条第二項の規定により中断した後に再生手続が終了した場合には、同条第四項において準用する同条第三項の規定にかかわらず、再生債権者において当該訴訟手続を受け継がなければならない。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができる。

7　第一項の規定により中断した訴訟手続について第二項又は第百四十条第一項の規定による受継があるまでに再生手続が終了したときは、再生債権者又は破産管財人は、当該訴訟手続を当然受継する。

第四十一条第一項第九号中「目的」の下に「である財産」を加える。

第四十二条第二項中「再生債権者」の下に「（再生債務者が再生手続開始の時においてその財産をもって約定劣後再生債権に優先する債権に係る債務を完済することができない状態にある場合における当該約定劣後再生債権を有する者を除く。）」を加え、同項ただし書中「第百十八条第二項」を「第百十七条第二項」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　裁判所は、第一項の許可をする場合には、労働組合等の意見を聴かなければならない。

第四十三条第二項中「決定書」を「裁判書」に改め、同条第四項中「第十条第四項に規定する」を「書類を通常の取扱いによる郵便に付し、又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務を利用して送付する」に改める。

第四十八条第一項中「再生債務者等は、」の下に「共有者の間で」を加える。

第四十九条第一項中「当時」を「の時において」に、「を解除し」を「の解除をし」に改め、同条第五項中「第六十条」を「第五十四条」に改める。

第五十一条を次のように改める。

（双務契約についての破産法の準用）

第五十一条　破産法第五十六条、第五十八条及び第五十九条の規定は、再生手続が開始された場合について準用する。この場合において、同法第五十六条第一項中「第五十三条第一項及び第二項」とあるのは「民事再生法第四十九条第一項及び第二項」と、「破産者」とあるのは「再生債務者」と、同条第二項中「財団債権」とあるのは「共益債権」と、同法第五十八条第一項中「破産手続開始」とあるのは「再生手続開始」と、同条第三項において準用する同法第五十四条第一項中「破産債権者」とあるのは「再生債権者」と、同法第五十九条第一項中「破産手続」とあるのは「再生手続」と、同条第二項中「請求権は、破産者が有するときは破産財団に属し」とあるのは「請求権は」と、「破産債権」とあるのは「再生債権」と読み替えるものとする。

第五十二条第二項を次のように改める。

2　破産法第六十三条及び第六十四条の規定は、再生手続が開始された場合について準用する。この場合において、同法第六十三条第一項中「破産手続開始の決定」とあるのは「再生手続開始の決定」と、同項ただし書及び同法第六十四条中「破産管財人」とあるのは「再生債務者（管財人が選任されている場合にあっては、管財人）」と、同法第六十三条第二項中「第五十三条第一項及び第二項」とあるのは「民事再生法第四十九条第一項及び第二項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「前二項」と、「同項」とあるのは「第一項」と、同法第六十四条第一項中「破産者」とあるのは「再生債務者」と、「破産手続開始」とあるのは「再生手続開始」と読み替えるものとする。

第五十三条第一項中「再生債務者の財産の上に存する」を「再生手続開始の時において再生債務者の財産につき存する担保権（に改め、「留置権」の下に「をいう。第三項において同じ。）」を加え、同条に次の一項を加える。

3　担保権の目的である財産が再生債務者等による任意売却その他の事由により再生債務者財産に属しないこととなった場合において当該担保権がなお存続するときにおける当該担保権を有する者も、その目的である財産について別除権を有する。

第五十五条第二項中「決定書」を「裁判書」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　第十条第四項の規定は、第一項の場合については、適用しない。

第五十六条第二項後段を削り、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　第七十七条第一項から第三項までの規定は、前項の監督委員について準用する。この場合において、同条第二項中「後任の管財人」とあるのは「後任の監督委員であって第五十六条第一項の規定により否認権を行使する権限を付与されたもの又は管財人」と、同条第三項中「後任の管財人」とあるのは「後任の監督委員であって第五十六条第一項の規定により否認権を行使する権限を付与されたもの又は管財人」と、同条第四項中「後任の管財人」とあるのは「後任の監督委員であって第五十六条第一項の規定により否認権を行使する権限を付与されたもの又は管財人」と、同条第三項中「後任の管財人」とあるのは「後任の監督委員であって第五十六条第一項の規定により否認権を行使する権限を付与されたもの、管財人」と読み替えるものとする。

第五十七条第二項中「重要な」を「裁判所は、監督委員が再生債務者の業務及び財産の管理の監督を適切に行っていないとき、その他重要な」に改め、「、裁判所は」を削る。

第五十九条を次のように改める。

（監督委員による調査等）

第五十九条　監督委員は、次に掲げる者に対して再生債務者の業務及び財産の状況につき報告を求め、再生債務者の帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

一　再生債務者

二　再生債務者の代理人

三　再生債務者が法人である場合のその理事、取締役、執行役、監事、監査役及び清算人

四　前号に掲げる者に準ずる者

五　再生債務者の従業者（第二号に掲げる者を除く。）

2　前項の規定は、同項各号（第一号を除く。）に掲げる者であった者について準用する。

3　監督委員は、その職務を行うため必要があるときは、再生債務者の子会社（再生債務者が株式会社の総株主の議決権の過半数又は有限会社の総社員の議決権を有する場合における当該株式会社又は有限会社をいう。次項において同じ。）に対して、その業務及び財産の状況につき説明を求め、又はその帳簿、書類その他の物件を検査することができる。再生債務者が商法特例法第一条の二第一項に規定する大会社である場合における当該再生債務者の同条第四項に規定する連結子会社に対しても、同様とする。

4　再生債務者の子会社又は再生債務者及びその子会社が他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する場合には、前項の規定の適用については、当該他の株式会社を当該再生債務者の子会社とみなす。再生債務者の子会社又は再生債務者及びその子会社が他の有限会社の総社員の議決権の過半数を有する場合も、同様とする。

第六十二条第六項中「決定書」を「裁判書」に改める。

第六十四条第一項中「その他」を「、その他」に改める。

第六十五条第四項中「決定書」を「裁判書」に改め、同条第五項中「記載した書面を」を削り、「送達しなければ」を「通知しなければ」に改め、同条第六項を次のように改める。

6　第十条第四項の規定は、第一項の場合については、適用しない。

第六十五条第七項及び第八項を削る。

第六十七条第三項中「によって」を「により」に改め、「関しないもの」の下に「（第四十条の二第二項に規定するもので同項の規定により受継されたものを除く。）」を加え、同条第四項中「によって」を「により」に、「提起され、又は」を「提起され、若しくは」に改め、「受継されたもの」の下に「又は第四十条の二第二項に規定するもので同項の規定により受継されたもの」を加え、同条第五項中「再生債務者」の下に「又は第二項後段の再生債権者」を加える。

第六十八条第一項中「前条第二項前段の規定によって」を「前条第二項の規定により」に、「を当然に」を「（第四十条の二第二項に規定するもので同条第三項の規定により中断するものを除く。次項において同じ。）を当然に」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　再生手続が終了したときは、管財人を当事者とする再生債務者の財産関係の訴訟手続は、中断する。

第六十八条第三項中「前項の場合においては、再生債務者において当該訴訟手続」を「再生債務者は、前項の規定により中断した訴訟手続（再生計画不認可、再生手続廃止又は再生計画取消しの決定の確定により再生手続が終了した場合における第百三十七条第一項の訴えに係るものを除く。）」に改め、同条第四項中「同条第三項又は第四項の規定による受継があった後に」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第一項中「前条第二項」とあるのは「前条第二項前段」と、「訴訟手続（第四十条の二第二項に規定するもので同条第三項の規定により中断するものを除く。次項において同じ。）」とあるのは「訴訟手続」と読み替えるものとする。

第六十八条第五項を次のように改める。

5　第三項の規定は、前条第三項の規定による受継があるまでに管理命令を取り消す旨の決定が確定した場合における同条第二項後段の規定により中断した訴訟手続について準用する。この場合において、第三項中「再生債務者」とあるのは、「前条第二項後段の再生債権者」と読み替えるものとする。

第七十三条第一項中「裁判所は」の下に「、管財人の職務の遂行のため必要があると認めるときは」を加え、同条に次の二項を加える。

4　第一項又は第二項の規定による決定及び同項の申立てを却下する裁判に対しては、再生債務者又は管財人は、即時抗告をすることができる。

5　第一項の規定による決定に対する前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

第七十六条の次に次の一条を加える。

（取締役等の報酬）

第七十六条の二　管理命令が発せられた場合における再生債務者が法人であるときのその理事、取締役、執行役、監事、監査役、清算人又はこれらに準ずる者は、再生債務者に対して報酬を請求することができない。

第七十七条第一項中「又はその承継人」を削り、同条第三項中「第十六条第一項の規定により破産の宣告をすべき」を「第二百五十二条第六

項に規定する」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の場合において、管財人が欠けたときは、同項の計算の報告は、同項の規定にかかわらず、後任の管財人がしなければならない。

第七十九条第一項中「その他」を「、その他」に改める。

第八十条第二項中「決定書」を「裁判書」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　第十条第四項の規定は、第一項の場合については、適用しない。

第八十三条第一項中「並びに第七十七条第一項及び第二項」を「及び第七十七条第一項から第三項まで」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第七十六条第四項後段中「第六十五条第一項の規定による公告（再生手続開始の決定と同時に管理命令が発せられた場合には、第三十五条第一項の規定による公告）」とあるのは「第八十条第一項の規定による公告」と、第七十七条第二項中「後任の管財人」とあるのは「後任の保全管理人」と、同条第三項中「後任の管財人」とあるのは「後任の保全管理人、管財人」と読み替えるものとする。

第八十三条に次の一項を加える。

4　第七十六条の二の規定は、保全管理命令が発せられた場合における再生債務者が法人であるときのその理事、取締役、執行役、監事、監査役、清算人又はこれらに準ずる者について準用する。

第八十四条第一項中「請求権」の下に「（共益債権又は一般優先債権であるものを除く。次項において同じ。）」を加える。

第八十五条に次の一項を加える。

6　第二項から前項までの規定は、約定劣後再生債権である再生債権については、適用しない。

第八十五条の次に次の一条を加える。

（再生債務者等による相殺）

第八十五条の二　再生債務者等は、再生債務者財産に属する債権をもって再生債権と相殺することが再生債権者の一般の利益に適合するときは、裁判所の許可を得て、その相殺をすることができる。

第八十六条第二項を次のように改める。

2　破産法第百四条から第百七条までの規定は、再生手続が開始された場合における再生債権者の権利の行使について準用する。この場合において、同法第百四条から第百七条までの規定中「破産手続開始」とあるのは「再生手続開始」と、同法第百四条第一項、第三項及び第四項、第百五条、第百六条並びに第百七条第一項中「破産手続に」とあるのは「再生手続に」と、同法第百四条第三項から第五項までの規定中「破産者」とあるのは「再生債務者」と、同条第四項中「破産債権者」とあるのは「再生債権者」と読み替えるものとする。

第八十七条に次の一項を加える。

3　第一項の規定にかかわらず、再生債務者が再生手続開始の時においてその財産をもって約定劣後再生債権に優先する債権に係る債務を完済することができない状態にあるときは、当該約定劣後再生債権を有する者は、議決権を有しない。

第八十八条中「別除権者は」の下に「、当該別除権に係る第五十三条第一項に規定する担保権によって担保される債権については」を加え、同条ただし書中「第五十三条第一項に規定する」を「当該」に、「再生手続が開始された」を「再生手続開始」に改める。

第八十九条第二項中「他の再生債権者」の下に「（同項の再生債権者が約定劣後再生債権を有する者である場合にあっては、他の約定劣後再生債権を有する者）」を加える。

第九十条第四項中「許可」の下に「の決定又は次条第一項の選任の決定」を加え、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　裁判所は、再生手続の円滑な進行を図るために必要があると認めるときは、再生債権者に対し、相当の期間を定めて、代理委員の選任を勧告することができる。

第九十条に次の一項を加える。

6　再生債権者は、いつでも、その選任した代理委員を解任することができる。

第九十条の次に次の一条を加える。

（裁判所による代理委員の選任）

第九十条の二　裁判所は、共同の利益を有する再生債権者が著しく多数である場合において、これらの者のうちに前条第二項の規定による勧告を受けたにもかかわらず同項の期間内に代理委員を選任しない者があり、かつ、代理委員の選任がなければ再生手続の進行に支障があると認めるときは、その者のために、相当と認める者を代理委員に選任することができる。

2　前項の規定により代理委員を選任するには、当該代理委員の同意を得なければならない。

3　第一項の規定により代理委員が選任された場合には、当該代理委員は、本人（その者のために同項の規定により代理委員が選任された者をいう。第六項において同じ。）が前条第一項の規定により選任したものとみなす。

4　第一項の規定により選任された代理委員は、正当な理由があるときは、裁判所の許可を得て辞任することができる。

5　第一項の規定により選任された代理委員は、再生債務者財産から、次に掲げるものの支払を受けることができる。

一　前条第三項に規定する行為をするために必要な費用について、その前払又は支出額の償還

二　裁判所が相当と認める額の報酬

6　第一項の規定により代理委員が選任された場合における当該代理委員と本人との間の関係については、民法第六百四十四条から第六百四十七条まで及び第六百五十四条の規定を準用する。

第九十二条第一項中「再生債権の届出期間」を「第九十四条第一項に規定する債権届出期間」に、「その期間」を「当該債権届出期間」に、「再生手続に」を「再生計画の定めるところに」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　再生債権者が再生手続開始当時再生債務者に対して負担する債務が賃料債務である場合には、再生債権者は、再生手続開始後にその弁済期が到来すべき賃料債務（前項の債権届出期間の満了後にその弁済期が到来すべきものを含む。次項において同じ。）については、再生手続開始の時における賃料の六月分に相当する額を限度として、前項の債権届出期間内に限り、再生計画の定めるところによらないで、相殺をすることができる。

第九十二条に次の二項を加える。

3　前項に規定する場合において、再生債権者が、再生手続開始後にその弁済期が到来すべき賃料債務について、再生手続開始後その弁済期に弁済をしたときは、再生債権者が有する敷金の返還請求権は、再生手続開始の時における賃料の六月分に相当する額（同項の規定により相殺をする場合には、相殺により免れる賃料債務の額を控除した額）の範囲内におけるその弁済額を限度として、共益債権とする。

4　前二項の規定は、地代又は小作料の支払を目的とする債務について準用する。

第九十三条を次のように改める。

（相殺の禁止）

第九十三条　再生債権者は、次に掲げる場合には、相殺をすることができない。

一　再生手続開始後に再生債務者に対して債務を負担したとき。

二　支払不能（再生債務者が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態をいう。以下同じ。）になった後に契約によって負担する債務を専ら再生債権をもってする相殺に供する目的で再生債務者の財産の処分を内容とする契約を再生債務者との間で締結し、又は再生債務者に対して債務を負担する者の債務を引き受けることを内容とする契約を締結することにより再生債務者に対して債務を負担した場合であって、当該契約の締結の当時、支払不能であったことを知っていたとき。

三　支払の停止があった後に再生債務者に対して債務を負担した場合であって、その負担の当時、支払の停止があったことを知っていたとき。ただし、当該支払の停止があった時において支払不能でなかったときは、この限りでない。

四　再生手続開始、破産手続開始、整理開始又は特別清算開始の申立て（以下この条及び次条において「再生手続開始の申立て等」という。）があった後に再生債務者に対して債務を負担した場合であって、その負担の当時、再生手続開始の申立て等があったことを知っていたとき。

2　前項第二号から第四号までの規定は、これらの規定に規定する債務の負担が次の各号に掲げる原因のいずれかに基づく場合には、適用しない。

一　法定の原因

二　支払不能であったこと又は支払の停止若しくは再生手続開始の申立て等があったことを再生債権者が知った時より前に生じた原因

三　再生手続開始の申立て等があった時より一年以上前に生じた原因

四　再生債務者に対して債務を負担する者と再生債務者との間の契約

第九十四条第一項中「第三十四条」を「第三十四条第一項」に改め、「原因」の下に「、約定劣後再生債権であるときはその旨」を加え、同条第二項中「目的」の下に「である財産」を加える。

第九十八条を次のように改める。

第九十八条　削除

第九十九条の見出し中「作成」を「作成等」に改め、同条第二項中「内容」の下に「（約定劣後再生債権であるかどうかの別を含む。以下この節において同じ。）」を加え、同条に次の一項を加える。

3　再生債権者表の記載に誤りがあるときは、裁判所書記官は、申立てにより又は職権で、いつでもその記載を更正する処分をすることができる。

第百一条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第三十四条」を「第三十四条第一項」に、「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　債権届出期間内に約定劣後再生債権の届出がなかったときは、前項の規定は、約定劣後再生債権で再生債務者等が知っているものについては、適用しない。

第百二条第三項中「決定書」を「裁判書」に改め、「届出再生債権者」の下に「（債権届出期間の経過前にあっては、知れている再生債権者）」を加え、同条第四項中「第十条第四項」を「第四十三条第四項」に改める。

第百三条第一項中「届出又は」を「届出があり、又は」に改め、同条第三項中「第百一条第五項前段」を「第百一条第六項前段」に改め、同条第五項中「決定書」を「裁判書」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（特別調査期間に関する費用の予納）

第百三条の二　前条第一項本文の場合には、裁判所書記官は、相当の期間を定め、同条第二項の再生債権を有する者に対し、同項の費用の予納を命じなければならない。

2　前項の規定による処分は、相当と認める方法で告知することによって、その効力を生ずる。

3　第一項の規定による処分に対しては、その告知を受けた日から一週間の不変期間内に、異議の申立てをすることができる。

4　前項の異議の申立ては、執行停止の効力を有する。

5　第一項の場合において、同項の再生債権を有する者が同項の費用の予納をしないときは、裁判所は、決定で、その者がした再生債権の届出又は届出事項の変更に係る届出を却下しなければならない。

6　前項の規定による却下の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第百五条第一項ただし書中「第百七条及び第百九条」を「第百七条第一項並びに第百九条第一項及び第二項」に改め、同条第六項中「決定書」を「裁判書」に、「第十条第三項」を「第十条第三項本文」に改める。

第百六条中第六項を第七項とし、第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項の訴えが提起された第一審裁判所は、再生裁判所が再生事件を管轄することの根拠となる法令上の規定が第五条第八項又は第九項の規定のみである場合（再生裁判所が第七条第四号の規定により再生事件の移送を受けた場合において、移送を受けたことの根拠となる規定が同号ロ又はハの規定のみであるときを含む。）において、著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、職権で、当該訴えに係る訴訟を第五条第一項に規定する地方裁判所（同項に規定する地方裁判所がない場合にあっては、同条第二項に規定する地方裁判所）に移送することができる。

第百九条第三項中「第百六条第四項及び第五項」を「第百六条第五項及び第六項」に、「第百六条第四項中」を「第百六条第五項中」に改める。

第百十二条中「共益債権者として」を「、再生債務者財産から」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（再生手続終了の場合における再生債権の確定手続の取扱い）

第百十二条の二　再生手続が終了した際現に係属する第百五条第一項本文の査定の申立てに係る査定の手続は、再生計画認可の決定の確定前に再生手続が終了したときは終了するものとし、再生計画認可の決定の確定後に再生手続が終了したときは引き続き係属するものとする。

2　第六十八条第二項及び第三項の規定は、再生計画認可の決定の確定後に再生手続が終了した場合における管財人を当事者とする第百五条第一項本文の査定の申立てに係る査定の手続について準用する。

3　再生計画認可の決定の確定後に再生手続が終了した場合において、再生手続終了後に第百五条第一項本文の査定の申立てについての裁判があったときは、第百六条第一項の規定により同項の訴えを提起することができる。

4　再生手続が終了した際現に係属する第百六条第一項の訴えに係る訴訟手続であって、再生債務者等が当事者でないものは、再生計画認可の決定の確定前に再生手続が終了したときは中断するものとし、再生計画認可の決定の確定後に再生手続が終了したときは引き続き係属するものとする。

5　再生手続が終了した際現に係属する訴訟手続（再生債務者等が当事者であるものを除く。）であって、第百七条第一項又は第百九条第二項の規定による受継があったものは、再生計画認可の決定の確定前に再生手続が終了したときは中断するものとし、再生計画認可の決定の確定後に再生手続が終了したときは中断しないものとする。

6　前項の規定により訴訟手続が中断する場合においては、第六十八条第三項の規定を準用する。

第百十三条第二項中「を除く。」の下に「次項において同じ。」を加え、同項後段を削り、同条第四項中「又は」の下に「第三項の規定による」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項前段」を「第二項」に、「同項後段において準用する第百九条第二項」を「前項」に、「前項に」を「第二項に」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前項の場合において、当該届出があった追徴金又は過料の請求権に関し再生手続開始の当時訴訟が係属するときは、同項に規定する異議を主張しようとする再生債務者等は、当該届出があった追徴金又は過料の請求権を有する再生債権者を相手方とする訴訟手続を受け継がなければならない。当該届出があった追徴金又は過料の請求権に関し再生手続開始当時再生債務者の財産関係の事件が行政庁に係属するときも、同様とする。

第百十四条中「第百十八条第二項」を「第百十七条第二項」に改める。

第百十五条第一項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、第三十四条第二項の決定があったときは、再生計画案の決議をするための債権者集会の期日を除き、届出再生債権者を呼び出すことを要しない。

第百十七条を削る。

第百十八条を第百十七条とし、第四章第四節中同条の次に次の三条を加える。

（債権者委員会の意見聴取）

第百十八条　裁判所書記官は、前条第一項の規定による承認があったときは、遅滞なく、再生債務者等に対して、その旨を通知しなければならない。

2　再生債務者等は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、再生債務の業務及び財産の管理に関する事項について、債権者委員会の意見を聴かなければならない。

（再生債務者等の債権者委員会に対する報告義務）

第百十八条の二　再生債務者等は、第百二十四条第二項又は第百二十五条第一項若しくは第二項の規定により報告書等（報告書、財産目録又は貸借対照表をいう。以下この条において同じ。）を裁判所に提出したときは、遅滞なく、当該報告書等を債権者委員会にも提出しなければならない。

2　再生債務者等は、前項の場合において、当該報告書等に第十七条第一項に規定する支障部分に該当する部分があると主張して同項の申立てをしたときは、当該部分を除いた報告書等を債権者委員会に提出すれば足りる。

（再生債務者等に対する報告命令）

第百十八条の三　債権者委員会は、再生債権者全体の利益のために必要があるときは、裁判所に対し、再生債務者等に再生債務者の業務及び財産の管理状況その他再生債務者の事業の再生に関し必要な事項について第百二十五条第二項の規定による報告をすることを命ずるよう申し出ることができる。

2　前項の規定による申出を受けた裁判所は、当該申出が相当であると認めるときは、再生債務者等に対し、第百二十五条第二項の規定による報告をすることを命じなければならない。

第百十九条第三号を次のように改める。

三　再生計画の遂行に関する費用の請求権（再生手続終了後に生じたものを除く。）

第百十九条第四号中「第九十一条第一項」を「第九十条の二第五項、第九十一条第一項、第百十二条、第百十七条第四項」に改め、同条第七号中「その他」を削り、「生じたもの」の下に「（前各号に掲げるものを除く。）」を加える。

第百二十条の次に次の一条を加える。

（社債管理会社等の費用及び報酬）

第百二十条の二　社債管理会社が再生債権である社債の管理に関する事務を行おうとする場合には、裁判所は、再生手続の目的を達成するために必要があると認めるときは、当該社債管理会社の再生債務者に対する当該事務の処理に要する費用の請求権を共益債権とする旨の許可をすることができる。

2　社債管理会社が前項の許可を得ないで再生債権である社債の管理に関する事務を行った場合であっても、裁判所は、当該社債管理会社が再生債務者の事業の再生に貢献したと認められるときは、当該事務の処理に要した費用の償還請求権のうちその貢献の程度を考慮して相当と認める額を共益債権とする旨の許可をすることができる。

3　裁判所は、再生手続開始後の原因に基づいて生じた社債管理会社の報酬の請求権のうち相当と認める額を共益債権とする旨の許可をすることができる。

4　前三項の規定による許可を得た請求権は、共益債権とする。

5　第一項から第三項までの規定による許可の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

6　前各項の規定は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める債権で再生債権であるものの管理に関する事務につき生ずる費用又は報酬に係る請求権について準用する。

一　担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第二条第一項に規定する信託契約の受託会社　同項に規定する社債

二　投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第百三十九条の三に規定する投資法人債管理会社　同法第二条第二十四項に規定する投資法人債

三　相互会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第五項に規定する相互会社をいう。以下この号及び第百六十九条の二第三項において同じ。）が発行する社債に係る社債管理会社　相互会社が発行する社債

四　資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第百九条に規定する特定社債管理会社　同法第二条第七項に規定する特定社債

五　特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。以下この号及び第百六十九条の二第三項において「旧資産流動化法」という。）第百九条に規定する特定社債管理会社　旧資産流動化法第二条第七項に規定する特定社債

第百二十二条第四項中「又は」の下に「一般優先債権を被担保債権とする」を加える。

第百二十六条の見出しを「（財産状況報告集会への報告）」に改める。

第百二十七条を次のように改める。

（再生債権者を害する行為の否認）

第百二十七条　次に掲げる行為（担保の供与又は債務の消滅に関する行為を除く。）は、再生手続開始後、再生債務者財産のために否認することができる。

一　再生債務者が再生債権者を害することを知ってした行為。ただし、これによって利益を受けた者が、その行為の当時、再生債権者を害する事実を知らなかったときは、この限りでない。

二　再生債務者が支払の停止又は再生手続開始、破産手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立て（以下この節において「支払の停止等」という。）があった後にした再生債権者を害する行為。ただし、これによって利益を受けた者が、その行為の当時、支払の停止等があったこと及び再生債権者を害する事実を知らなかったときは、この限りでない。

2　再生債務者がした債務の消滅に関する行為であって、債権者の受けた給付の価額が当該行為によって消滅した債務の額より過大であるものは、前項各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、再生手続開始後、その消滅した債務の額に相当する部分以外の部分に限り、再生債務者財産のために否認することができる。

3　再生債務者が支払の停止等があった後又はその前六月以内にした無償行為及びこれと同

視すべき有償行為は、再生手続開始後、再生債務者財産のために否認することができる。

第百二十七条の次に次の二条を加える。

（相当の対価を得てした財産の処分行為の否認）

第百二十七条の二　再生債務者が、その有する財産を処分する行為をした場合において、その行為の相手方から相当の対価を取得しているときは、その行為は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に限り、再生手続開始後、再生債務者財産のために否認することができる。

一　当該行為が、不動産の金銭への換価その他の当該処分による財産の種類の変更により、再生債務者において隠匿、無償の供与その他の再生債権者を害する処分（以下この条並びに第百三十二条の二第二項及び第三項において「隠匿等の処分」という。）をするおそれを現に生じさせるものであること。

二　再生債務者が、当該行為の当時、対価として取得した金銭その他の財産について、隠匿等の処分をする意思を有していたこと。

三　相手方が、当該行為の当時、再生債務者が前号の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたこと。

2　前項の規定の適用については、当該行為の相手方が次に掲げる者のいずれかであるときは、その相手方は、当該行為の当時、再生債務者が同項第二号の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたものと推定する。

一　再生債務者が法人である場合のその理事、取締役、執行役、監事、監査役、清算人又はこれらに準ずる者

二　再生債務者が法人である場合にその再生債務者について次のイからハまでに掲げる者のいずれかに該当する者

イ　再生債務者である株式会社の総株主の議決権の過半数又は再生債務者である有限会社の総社員の議決権の過半数を有する者

ロ　再生債務者である株式会社の総株主の議決権の過半数又は再生債務者である有限会社の総社員の議決権の過半数を子会社又は親法人及び子会社が有する場合における当該親法人

ハ　株式会社又は有限会社以外の法人が再生債務者である場合におけるイ又はロに掲げる者に準ずる者

三　再生債務者の親族又は同居者

（特定の債権者に対する担保の供与等の否認）

第百二十七条の三　次に掲げる行為（既存の債務についてされた担保の供与又は債務の消滅に関する行為に限る。）は、再生手続開始後、再生債務者財産のために否認することができる。

一　再生債務者が支払不能になった後又は再生手続開始、破産手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立て（以下この節において「再生手続開始の申立て等」という。）があった後にした行為。ただし、債権者が、その行為の当時、次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事実を知っていた場合に限る。

イ　当該行為が支払不能になった後にされたものである場合　支払不能であったこと又は支払の停止があったこと。

ロ　当該行為が再生手続開始の申立て等があった後にされたものである場合　再生手続開始の申立て等があったこと。

二　再生債務者の義務に属せず、又はその時期が再生債務者の義務に属しない行為であって、支払不能になる前三十日以内にされたもの。ただし、債権者がその行為の当時他の再生債権者を害する事実を知らなかったときは、この限りでない。

2　前項第一号の規定の適用については、次に掲げる場合には、債権者は、同号に掲げる行為の当時、同号イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事実（同号イに掲げる場合にあっては、支払不能であったこと及び支払の停止があったこと）を知っていたものと推定する。

一　債権者が前条第二項各号に掲げる者のいずれかである場合

二　前項第一号に掲げる行為が再生債務者の義務に属せず、又はその方法若しくは時期が再生債務者の義務に属しないものである場合

3　第一項各号の規定の適用については、支払の停止（再生手続開始の申立て等の前一年以内のものに限る。）があった後は、支払不能であったものと推定する。

第百二十八条の見出し中「場合」を「場合等」に改め、同条第一項中「前条第一項」を「前条第一項第一号」に改め、同条に次の一項を加える。

3　前条第一項の規定は、再生債務者が再生手続開始前の罰金等につき、その徴収の権限を有する者に対してした担保の供与又は債務の消滅に関する行為には、適用しない。

第百三十一条の見出し中「知っていたことに基づく」を「要件とする」に改め、同条中「申立て」を「申立て等」に、「行為は、」を「行為（第百二十七条第三項に規定する行為を除く。）は、支払の停止があった後にされたものであること又は」に改める。

第百三十二条の見出し中「効果等」を「効果」に改め、同条第二項中「第百二十七条第一項第五号に掲げる」を「第百二十七条第三項に規定する」に、「善意であった」を「、支払の停止等があったこと及び再生債権者を害する事実を知らなかった」に改め、同条第三項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（再生債務者の受けた反対給付に関する相手方の権利等）

第百三十二条の二　第百二十七条第一項若しくは第三項又は第百二十七条の二第一項に規定する行為が否認されたときは、相手方は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める権利を行使することができる。

一　再生債務者の受けた反対給付が再生債務者財産中に現存する場合　当該反対給付の返還を請求する権利

二　再生債務者の受けた反対給付が再生債務者財産中に現存しない場合　共益債権者として反対給付の価額の償還を請求する権利

2　前項第二号の規定にかかわらず、同号に掲げる場合において、当該行為の当時、再生債務者が対価として取得した財産について隠匿等の処分をする意思を有し、かつ、相手方が再生債務者がその意思を有していたことを知っていたときは、相手方は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める権利を行使することができる。

一　再生債務者の受けた反対給付によって生じた利益の全部が再生債務者財産中に現存する場合　共益債権者としてその現存利益の返還を請求する権利

二　再生債務者の受けた反対給付によって生じた利益が再生債務者財産中に現存しない場合　再生債権者として反対給付の価額の償還を請求する権利

三　再生債務者の受けた反対給付によって生じた利益の一部が再生債務者財産中に現存する場合　共益債権者としてその現存利益の返還を請求する権利及び再生債権者として反対給付と現存利益との差額の償還を請求する権利

3　前項の規定の適用については、当該行為の相手方が第百二十七条の二第二項各号に掲げる者のいずれかであるときは、その相手方は、当該行為の当時、再生債務者が前項の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたものと推定する。

4　否認権限を有する監督委員又は管財人は、第百二十七条第一項若しくは第三項又は第百二十七条の二第一項に規定する行為を否認しようとするときは、前条第一項の規定により再生債務者財産に復すべき財産の返還に代えて、相手方に対し、当該財産の価額から前三項の規定により共益債権となる額（第一項第一号に掲げる場合にあっては、再生債務者の受けた反対給付の価額）を控除した額の償還を請求することができる。

第百三十三条中「再生債務者の」を「第百二十七条の三第一項に規定する」に改める。

第百三十四条第一項第二号中「再生債務者の親族又は同居者」を「第百二十七条の二第二項各号に掲げる者のいずれか」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（否認権のための保全処分）

第百三十四条の二　裁判所は、再生手続開始の申立てがあった時から当該申立てについての決定があるまでの間において、否認権を保全するため必要があると認めるときは、利害関係人（保全管理人が選任されている場合にあっては、保全管理人）の申立てにより又は職権で、仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができる。

2　前項の規定による保全処分は、担保を立てさせて、又は立てさせないで命ずることができる。

3　裁判所は、申立てにより又は職権で、第一項の規定による保全処分を変更し、又は取り消すことができる。

4　第一項の規定による保全処分及び前項の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

5　前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

6　第四項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

7　前各項の規定は、再生手続開始の申立てを棄却する決定に対して第三十六条第一項の即時抗告があった場合について準用する。

（保全処分に係る手続の続行と担保の取扱い）

第百三十四条の三　前条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による保全処分が命じられた場合において、再生手続開始の決定があったときは、否認権限を有する監督委員又は管財人は、当該保全処分に係る手続を続行することができる。

2　再生手続開始の決定後一月以内に前項の規定により同項の保全処分に係る手続が続行されないときは、当該保全処分は、その効力を失う。

3　否認権限を有する監督委員又は管財人は、第一項の規定により同項の保全処分に係る手続を続行しようとする場合において、前条第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）に規定する担保の全部又は一部が再生債務者財産に属する財産でないときは、その担保の全部又は一部を再生債務者財産に属する財産による担保に変換しなければならない。

4　民事保全法（平成元年法律第九十一号）第十八条並びに第二章第四節（第三十七条第五項から第七項までを除く。）及び第五節の規定は、第一項の規定により否認権限を有する監督委員又は管財人が続行する手続に係る保全処分について準用する。

第百三十六条第一項中「原因たる」を「原因となる」に改め、同条第四項中「決定書」を「裁判書」に、「第十条第三項」を「第十条第三項本文」に改め、同条に次の一項を加える。

5　否認の請求の手続は、再生手続が終了したときは、終了する。

第百三十七条に次の三項を加える。

5　第一項の決定を認可し、又は変更する判決については、受訴裁判所は、民事訴訟法第二百五十九条第一項の定めるところにより、仮執行の宣言をすることができる。

6　第一項の訴えに係る訴訟手続で否認権限を有する監督委員が当事者であるものは、再生手続開始の決定の取消しの決定の確定又は再生手続終結の決定により再生手続が終了したときは、第六十八条第二項の規定にかかわらず、終了するものとする。

7　第一項の訴えに係る訴訟手続で管財人が当事者であるものは、再生手続開始の決定の取消しの決定の確定又は再生手続終結の決定により再生手続が終了したときは、第六十八条第二項の規定にかかわらず、終了するものとする。

第百三十九条中「再生手続開始の日」の下に「（再生手続開始の日より前に破産手続が開始されている場合にあっては、破産手続開始の日）」を加える。

第百四十条の見出しを「（詐害行為取消訴訟等の取扱い）」に改め、同条第一項及び第二項を次のように改める。

否認権限を有する監督委員又は管財人は、第四十条の二第一項の規定により中断した訴訟手続のうち、民法第四百二十四条の規定により再生債権者の提起した訴訟又は破産法の規定による否認の訴訟若しくは否認の請求を認容する決定に対する異議の訴訟に係るものを受け継ぐことができる。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができる。

2　前項の場合においては、相手方の再生債権者又は破産管財人に対する訴訟費用請求権は、共益債権とする。

第百四十条第三項を削り、同条第四項中「の規定によって中断した」を「に規定する」に、「第二項」を「同項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「又は第一項の」を「又は第一項に規定する」に改め、「第一項の訴訟を提起した」を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項を削る。

第百四十一条第一項第一号中「（第百三十七条第一項の訴えを含む。次号において同じ。）」を「若しくは第百三十七条第一項の訴え」に、「前条第一項の」を「前条第一項に規定する」に改め、同項第二号中「否認」を「第百三十七条第一項」に、「前条第一項の」を「前条第一項に規定する」に改め、同条第二項中「によって」を「により」に改める。

第六章第三節の節名中「役員等」を「役員」に改める。

第百四十二条第七項中「決定書」を「裁判書」に、「第十条第三項」を「第十条第三項本文」に改める。

第百四十三条第三項中「原因たる」を「原因となる」に改め、同条に次の一項を加える。

6　査定の手続（第一項の査定の裁判があった後のものを除く。）は、再生手続が終了したときは、終了する。

第百四十四条第三項中「決定書」を「裁判書」に、「第十条第三項」を「第十条第三項本文」に改める。

第百四十六条に次の二項を加える。

5　査定の裁判を認可し、又は変更した判決については、受訴裁判所は、民事訴訟法第二百五十九条第一項の定めるところにより、仮執行の宣言をすることができる。

6　再生手続が終了したときは、前条第一項の訴えに係る訴訟手続であって再生債務者等が当事者でないものは、中断する。この場合においては、第六十八条第三項の規定を準用する。

第百四十八条第一項中「当時再生債務者の財産の上に」を「の時において再生債務者の財産につき」に、「当該財産の上に」を「当該財産につき」に改め、同条第三項及び第五項中「決定書」を「裁判書」に、「第十条第三項」を「第十条第三項本文」に改める。

第百五十条第六項中「決定書」を「裁判書」に、「第十条第三項」を「第十条第三項本文」に改める。

第百五十四条第一項を次のように改める。

再生計画においては、次に掲げる事項に関する条項を定めなければならない。

一　全部又は一部の再生債権者の権利の変更

二　共益債権及び一般優先債権の弁済

三　知れている開始後債権があるときは、その内容

第百五十四条に次の一項を加える。

4　第百六十六条の二第二項の規定による裁判所の許可があった場合には、再生計画において、株主以外の者に対する新株の発行に関する条項を定めることができる。

第百五十五条第一項中「差等」を「差」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定にかかわらず、約定劣後再生債権の届出がある場合における再生計画においては、再生債権（約定劣後再生債権を除く。）を有する者と約定劣後再生債権を有する者との間においては、第三十五条第四項に規定する配当の順位についての合意の内容を考慮して、再生計画の内容に公正かつ衡平な差を設けなければならない。

第百五十六条中「一般的基準」の下に「（約定劣後再生債権の届出があるときは、約定劣後再生債権についての一般的基準を含む。）」を加える。

第百六十二条を次のように改める。

（新株の発行に関する定め）

第百六十二条　株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定款の定めがある株式会社である再生債務者が、第百六十六条の二第二項の規定による裁判所の許可を得て、株主以外の者に対して新株を発行しようとするときは、再生計画において、株主以外の者に対して発行することができる株式の種類及び数を定めなければならない。

第百六十六条第三項中「決定書」を「裁判書」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（新株の発行を定める条項に関する許可）

第百六十六条の二　第百五十四条第四項に規定する条項を定めた再生計画案は、再生債務者のみが提出することができる。

2　再生債務者は、前項の再生計画案を提出しようとするときは、あらかじめ、裁判所の許可を得なければならない。

3　裁判所は、株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定款の定めがある株式会社である再生債務者がその財産をもって債務を完済することができない状態にあり、かつ、当該新株の発行が再生債務者の事業の継続に欠くことのできないものであると認める場合に限り、前項の許可をすることができる。

4　前条第三項及び第四項の規定は、第二項の許可の決定があった場合について準用する。

第百六十九条第一項第三号中「を満たさない」を「に該当する」に改め、同条第二項各号列記以外の部分を次のように改める。

裁判所は、前項の決議に付する旨の決定において、議決権を行使することができる再生債権者（以下「議決権者」という。）の議決権行使の方法及び第百七十二条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により議決権の不統一行使をする場合における裁判所に対する通知の期限を定めなければならない。この場合においては、議決権行使の方法として、次に掲げる方法のいずれかを定めなければならない。

第百六十九条第三項を次のように改める。

3　裁判所は、第一項の決議に付する旨の決定をした場合には、前項前段に規定する期限を公告し、かつ、当該期限及び再生計画案の内容又はその要旨を第百十五条第一項本文に規定する者（同条第二項に規定する者を除く。）に通知しなければならない。

第百六十九条第四項中「記載した書面を送達しなければ」を「通知しなければ」に改め、同項後段を削り、同条の次に次の一条を加える。

（社債権者等の議決権の行使に関する制限）

第百六十九条の二　再生債権である社債又は第百二十条の二第六項各号に定める債権（以下この条において「社債等」という。）を有する者は、当該社債等について社債管理会社又は同項各号に掲げる法人（以下この条において「社債管理会社等」という。）がある場合には、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、当該社債等について議決権を行使することができる。

一　当該社債等について再生債権の届出をしたとき、又は届出名義の変更を受けたとき。

二　当該社債管理会社等が当該社債等について再生債権の届出をした場合において、再生計画案を決議に付する旨の決定があるまでに、裁判所に対し、当該社債等について議決権を行使する意思がある旨の申出をしたとき（当該申出のあった再生債権である社債等について次項の規定による申出名義の変更を受けた場合を含む。）。

2　前項第二号に規定する申出のあった再生債権である社債等を取得した者は、申出名義の変更を受けることができる。

3　再生債権である社債等につき、再生計画案の決議における議決権の行使についての社債権者集会、投資信託及び投資法人に関する法律第百三十九条の五第五項に規定する投資法人債権者集会、相互会社が発行する社債に係る社債権者集会、資産の流動化に関する法律第百十一条第四項に規定する特定社債権者集会又は旧資産流動化法第百十一条第四項に規定する特定社債権者集会の決議が成立したときは、第一項の社債等を有する者（同項各号のいずれかに該当するものに限る。）は、同項の規定にかかわらず、当該再生計画案の決議において議決権の行使をすることができない。

第百七十条第一項中「前条第二項第一号」を「第百六十九条第二項第一号」に改める。

第百七十二条の見出しを「（議決権の行使の方法等）」に改め、同条に次の二項を加える。

2　議決権者は、その有する議決権を統一しないで行使することができる。この場合においては、第百六十九条第二項前段に規定する期限までに、裁判所に対してその旨を書面で通知しなければならない。

3　前項の規定は、第一項に規定する代理人が委任を受けた議決権（自己の議決権を有するときは、当該議決権を含む。）を統一しないで行使する場合について準用する。

第百七十二条の四第一項中「第百七十二条の二各号に掲げる同意のいずれかがあり、又は債権者集会の期日において出席した議決権者の過半数であって出席した議決権者の議決権の総額の二分の一を超える議決権を有する者が期日の続行に同意した」を「次の各号のいずれかに掲げる同意がある」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第百七十二条の三第一項各号のいずれかに掲げる同意

二　債権者集会の期日における出席した議決権者の過半数であって出席した議決権者の議決権の総額の二分の一を超える議決権を有する者の期日の続行についての同意

第百七十二条の四に次の一項を加える。

4　前三項の規定は、第百七十二条の三第二項本文の規定により再生計画案の決議を再生債権を有する者と約定劣後再生債権を有する者とに分かれて行う場合には、再生債権を有する者と約定劣後再生債権を有する者の双方について第一項各号のいずれかに掲げる同意があるときに限り、適用する。

第百七十二条の四を第百七十二条の五とし、第百七十二条の三を第百七十二条の四とする。

第百七十二条の二各号列記以外の部分中「同意」の下に「のいずれも」を加え、同条に次の六項を加える。

2　約定劣後再生債権の届出がある場合には、再生計画案の決議は、再生債権（約定劣後再生債権を除く。以下この条、第百七十二条の五第四項並びに第百七十四条の二第一項及び第二項において同じ。）を有する者と約定劣後再生債権を有する者とに分かれて行う。ただし、議決権を有する約定劣後再生債権を有する者がないときは、この限りでない。

3　裁判所は、前項本文に規定する場合であっても、相当と認めるときは、再生計画案の決議は再生債権を有する者と約定劣後再生債権を有する者とに分かれないで行うものとすることができる。

4　裁判所は、再生計画案を決議に付する旨の決定をするまでは、前項の決定を取り消すことができる。

5　前二項の規定による決定があった場合には、その裁判書を議決権者に送達しなければならない。ただし、債権者集会の期日において当該決定の言渡しがあったときは、この限りでない。

6　第一項の規定にかかわらず、第二項本文の規定により再生計画案の決議を再生債権を有する者と約定劣後再生債権を有する者とに分かれて行う場合において再生計画案を可決するには、再生債権を有する者と約定劣後再生債権を有する者の双方について第一項各号に掲げる同意のいずれもがなければならない。

7　第一項第一号又は前項の場合において、第百七十二条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定によりその有する議決権の一部のみを再生計画案に同意するものとして行使した議決権者（その余の議決権を行使しなかったものを除く。）があるときは、第一項第一号に規定する議決権者のうち再生計画案に同意するものの割合の算定については、当該議決権者一人につき、同号に規定する議決権者の数に一を、再生計画案に同意する旨の議決権の行使をした議決権者の数に二分の一を、それぞれ加算するものとする。

第百七十二条の二を第百七十二条の三とし、第百七十二条の次に次の一条を加える。

（基準日による議決権者の確定）

第百七十二条の二　裁判所は、相当と認めるときは、再生計画案を決議に付する旨の決定と同時に、一定の日（以下この条において「基準日」という。）を定めて、基準日における再生債権者表に記録されている再生債権者を議決権者と定めることができる。

2　裁判所は、基準日を公告しなければならない。この場合において、基準日は、当該公告の日から二週間を経過する日以後の日でなければならない。

第百七十三条第一項中「破産宣告」を「破産手続開始」に改める。

第百七十四条第三項及び第四項中「第百十五条第一項」を「第百十五条第一項本文」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（約定劣後再生債権の届出がある場合における認可等の特則）

第百七十四条の二　第百七十二条の三第二項本文の規定により再生計画案の決議を再生債権を有する者と約定劣後再生債権を有する者とに分かれて行う場合において、再生債権を有する者又は約定劣後再生債権を有する者のいずれかについて同条第一項各号のいずれかに掲げる同意を得られなかったため再生計画案が可決されなかったときにおいても、裁判所は、再生計画案を変更し、その同意が得られなかった種類の債権を有する者のために、破産手続が開始された場合に配当を受けることが見込まれる額を支払うことその他これに準じて公正かつ衡平に当該債権を有する者を保護する条項を定めて、再生計画認可の決定をすることができる。

2　第百七十二条の三第二項本文の規定により再生計画案の決議を再生債権を有する者と約定劣後再生債権を有する者とに分かれて行うべき場合において、再生計画案について、再生債権を有する者又は約定劣後再生債権を有する者のいずれかについて同条第一項各号のいずれかに掲げる同意を得られないことが明らかなものがあるときは、裁判所は、再生計画案の作成者の申立てにより、あらかじめ、その同意を得られないことが明らかな種類の債権を有する者のために前項に規定する条項を定めて、再生計画案を作成することを許可することができる。この場合において、その同意を得られないことが明らかな種類の債権を有する者は、当該再生計画案の決議において議決権を行使することができない。

3　前項の申立てがあったときは、裁判所は、申立人及び同意を得られないことが明らかな種類の債権を有する者のうち一人以上の意見を聴かなければならない。

第百七十五条第三項中「第十九条」を「第十八条」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定にかかわらず、再生債務者が再生手続開始の時においてその財産をもって約定劣後再生債権に優先する債権に係る債務を完済することができない状態にある場合には、約定劣後再生債権を有する者は、再生計画の内容が約定劣後再生債権を有する者の間で第百五十五条第一項に違反することを理由とする場合を除き、即時抗告をすることができない。

第百八十一条第一項各号列記以外の部分中「再生債権」の下に「（約定劣後再生債権の届出がない場合における約定劣後再生債権を除く。）」を加える。

第百八十三条第六項中「決定書」を「裁判書」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（再生計画に新株の発行に関する条項を定めた場合の取扱い）

第百八十三条の二　第百五十四条第四項の規定により再生計画において株主以外の者に対する新株の発行に関する条項を定めたときは、再生債務者は、商法第二百八十条ノ五ノ二第一項本文の規定にかかわらず、認可された再生計画において定める種類及び数の新株を株主以外の者に対して発行することができる。

2　前項に規定する新株の発行による変更の登記の申請書には、再生計画認可の裁判書の謄本又は抄本を添付しなければならない。

第百八十四条第一項ただし書中「によって」を「により」に改め、同条第二項を削る。

第百八十九条第四項中「決定書」を「裁判書」に改める。

第百九十条の見出し及び同条第一項中「破産宣告」を「破産手続開始の決定」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　第百八十五条の規定は、前項の場合について準用する。

第百九十条第六項を同条第九項とし、同条第五項中「第三項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第四項を第七項とし、第三項を第六項とし、第二項の次に次の三項を加える。

3　第一項の破産手続開始の決定に係る破産手続においては、再生債権であった破産債権については、その破産債権の額は、従前の再生債権の額から同項の再生計画により弁済を受けた額を控除した額とする。

4　前項の破産手続においては、同項の破産債権については、第一項の再生計画により弁済を受けた場合であっても、従前の再生債権の額をもって配当の手続に参加することができる債権の額とみなし、破産財団に当該弁済を受けた額を加算して配当率の標準を定める。ただし、当該破産債権を有する破産債権者は、他の同順位の破産債権者が自己の受けた弁済と同一の割合の配当を受けるまでは、配当を受けることができない。

5　第一項の破産手続開始の決定がされたときは、再生債務者が再生手続終了後に再生計画によらずに再生債権者に対してした担保の供与は、その効力を失う。

第百九十一条第三号中「第百七十二条の四第一項本文」を「第百七十二条の五第一項本文及び第四項」に改める。

第百九十二条第二項中「原因たる」を「原因となる」に改める。

第百九十三条第一項第三号中「第百一条第四項」を「第百一条第五項」に改める。

第百九十五条第三項中「第百七十五条第二項」を「第百七十五条第三項」に、「第十九条」を「第十八条」に改める。

第百九十七条第一項中「実行の手続」を「実行手続」に改める。

第百九十九条第五項中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第二百六条第二項中「規定によって」を「規定により」に改める。

第二百八条中「原因たる」を「原因となる」に改める。

第二百九条第四項中「記載した書面を」を削り、「第三十五条第二項の書面を、第三十四条」を「第三十五条第一項の規定により公告すべき事項を、第三十四条第一項」に、「送達しなければ」を「通知しなければ」に改める。

第二百十二条第二項中「として」を「としての」に、「を定めて」を「及び第百七十二条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により議決権の不統一行使をする場合における裁判所に対する通知の期限を定めて」に改め、同条第三項中「決議をするための債権者集会の期日」の下に「、前項に規定する期限」を加え、「記載した呼出状を第百十五条第一項」を「第百十五条第一項本文」に、「送達しなければ」を「通知しなければ」に、「この場合には」を「この場合においては」に改め、同条に次の一項を加える。

5　簡易再生の決定があった場合における第百七十二条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第二項中「第百六十九条第二項前段」とあるのは、「第二百十二条第二項」とする。

第二百十三条第五項中「によって」を「により」に改める。

第二百十四条第三項中「第百七十二条の二」を「第百七十二条の三第一項及び第六項」に改める。

第二百十五条第一項中「権利」の下に「（第六十七条第三項の規定の適用については、同項中「訴訟手続のうち再生債権に関しないもの」とあるのは、「訴訟手続」とする。）」を加え、同条に次の一項を加える。

3　第一項に規定する場合において、約定劣後再生債権の届出がないときは、再生債務者は、約定劣後再生債権について、その責任を免れる。

第二百十六条の見出し中「適用除外」を「適用除外等」に改め、同条中「場合には」の下に「、第六十七条第四項」を加え、同条に次の一項を加える。

2　簡易再生の決定があった場合における第六十七条第三項の規定の適用については、同項中「訴訟手続のうち再生債権に関しないもの」とあるのは、「訴訟手続」とする。

第二百十七条第四項中「記載した書面を第百十五条第一項」を「第百十五条第一項本文」に、「送達しなければ」を「通知しなければ」に改め、同条第五項中「第百十五条第一項」を「第百十五条第一項本文」に改める。

第二百十八条第三項中「第百七十五条第二項」の下に「及び第三項」を加え、「第十九条」を「第十八条」に改める。

第二百二十条中「場合には」の下に「、第六十七条第四項」を加え、同条に次の一項を加える。

2　同意再生の決定があった場合における第六十七条第三項の規定の適用については、同項中「訴訟手続のうち再生債権に関しないもの」とあるのは、「訴訟手続」とする。

第二百二十一条第一項中「三千万円」を「五千万円」に改め、同条第三項第二号中「目的」の下に「である財産」を加える。

第二百二十二条第三項中「記載した書面を送達しなければ」を「通知しなければ」に改め、同条第四項及び第五項を次のように改める。

4　知れている再生債権者には、前条第三項各号及び第四項の規定により債権者一覧表に記載された事項を通知しなければならない。

5　第二項及び第三項の規定は債権届出期間に変更を生じた場合について、第三項の規定は一般異議申述期間に変更を生じた場合について準用する。

第二百二十三条第七項及び第二百二十六条第四項中「決定書」を「裁判書」に改める。

第二百二十九条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項の規定にかかわらず、再生債権のうち次に掲げる請求権については、当該再生債権者の同意がある場合を除き、債務の減免の定めその他権利に影響を及ぼす定めをすることができない。

一　再生債務者が悪意で加えた不法行為に基づく損害賠償請求権

二　再生債務者が故意又は重大な過失により加えた人の生命又は身体を害する不法行為に基づく損害賠償請求権（前号に掲げる請求権を除く。）

三　次に掲げる義務に係る請求権

イ　民法第七百五十二条の規定による夫婦間の協力及び扶助の義務

ロ　民法第七百六十条の規定による婚姻から生ずる費用の分担の義務

ハ　民法第七百六十六条（同法第七百四十九条、第七百七十一条及び第七百八十八条において準用する場合を含む。）の規定による子の監護に関する義務

ニ　民法第八百七十七条から第八百八十条までの規定による扶養の義務

ホ　イからニまでに掲げる義務に類する義務であって、契約に基づくもの

第二百三十条第三項中「として」を「としての」に、「を定めて」を「及び第百七十二条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により議決権の不統一行使をする場合における裁判所に対する通知の期限を定めて、」に改め、同条第四項中「再生計画案を記載した書面」を「前項に規定する期限、再生計画案の内容又はその要旨」に、「記載した書面を送達しなければ」を「通知しなければ」に改め、同項後段を削り、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項中「前項前段」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　前項の場合において、再生計画案に同意しない旨を書面で回答した議決権者のうち第百七十二条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定によりその有する議決権の一部のみを行使したものがあるときは、当該議決権者一人につき、前項に規定する議決権者総数に一を、再生計画案に同意しない旨を書面で回答した議決権者の数に二分の一を、それぞれ加えて、前項の規定を適用するものとする。

第二百三十条第四項の次に次の一項を加える。

5　第三項の決定があった場合における第百七十二条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第二項中「第百六十九条第二項前段」とあるのは、「第二百三十条第三項」とする。

第二百三十一条第二項第二号中「三千万円」を「五千万円」に改め、同項中第四号を第五号とし、同項第三号中「無異議債権」を「第二号に規定する無異議債権の額及び評価済債権の額の総額が三千万円以下の場合においては、当該無異議債権」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　前号に規定する無異議債権の額及び評価済債権の額の総額が三千万円を超え五千万円以下の場合においては、計画弁済総額が当該無異議債権の額及び評価済債権の額の総額の十分の一を下回っているとき。

第二百三十二条第二項中「権利とし、」の下に「第二百二十九条第三項各号に掲げる請求権及び」を加え、同条第三項中「無異議債権及び評価済債権以外の再生債権が前項の規定により変更された場合における当該変更後の権利」を「前項に規定する場合における同項の規定により変更された再生債権であって無異議債権及び評価済債権以外のもの」に改め、「取り消された時」の下に「。次項及び第五項において同じ。」を加え、同条第五項中「第三項」を「第三項から第五項まで」に、「同項本文」を「これらの規定」に改め、「弁済期間」と、」の下に「第三項本文中」を加え、同項を同条第七項とし、同条第四項中「とあり、並びに第百八十九条第三項及び第二百六条第一項中「再生計画の定めによって認められた権利」とあるのは、「第二百三十二条第二項の規定により変更された後の権利」とする」を「とあるのは「第二百三十二条第二項の規定により変更された後の権利及び第二百二十九条第三項各号に掲げる請求権」と、第百八十九条第三項中「再生計画の定めによって認められた権利の全部（履行された部分を除く。）」とあるのは「第二百三十二条第二項の規定により変更された後の権利の全部及び第二百二十九条第三項各号に掲げる請求権（第二百三十二条第四項（同条第五項ただし書において準用する場合を含む。）の規定により第百五十六条の一般的基準に従って弁済される部分に限る。）であって、履行されていない部分」と、第二百六条第一項中「再生計画の定めによって認められた権利（住宅資金特別条項によって変更された後のものを除く。）の全部（履行された部分を除く。）」とあるのは「第二百三十二条第二項の規定により変更された後の権利（住宅資金特別条項によって変更された後のものを除く。）の全部及び第二百二十九条第三項各号に掲げる請求権（第二百三十二条第四項（同条第五項ただし書において準用する場合を含む。）の規定により第百五十六条の一般的基準に従って弁済される部分に限る。）であって、履行されていない部分」とする」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　第二項に規定する場合における第二百二十九条第三項各号に掲げる請求権であって無異議債権及び評価済債権であるものについては、第百五十六条の一般的基準に従って弁済をし、かつ、再生計画で定められた弁済期間が満了する時に、当該請求権の債権額から当該弁済期間内に弁済をした額を控除した残額につき弁済をしなければならない。

5　第二項に規定する場合における第二百二十九条第三項各号に掲げる請求権であって無異議債権及び評価済債権以外のものについては、再生計画で定められた弁済期間が満了する時に、当該請求権の債権額の全額につき弁済をしなければならない。ただし、第三項ただし書に規定する場合には、前項の規定を準用する。

第二百三十四条第三項中「第百七十五条」の下に「（第二項を除く。）」を加える。

第二百三十五条第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　第二百二十九条第三項各号に掲げる請求権（第二百三十二条第四項（同条第五項ただし書において準用する場合を含む。）の規定により第百五十六条の一般的基準に従って弁済される部分に限る。）に対してその四分の三以上の額の弁済を終えていること。

第二百三十五条第六項中「債務（」の下に「第二百二十九条第三項各号に掲げる請求権及び」を加える。

第二百三十七条第一項中「第二百三十条第四項前段」を「第二百三十条第四項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、同条第七項の規定を準用する。

第二百三十八条中「第三十五条、第四十条、第三章第一節及び第二節」を「第三十四条第二項、第三十五条、第三十七条本文（約定劣後再生債権に係る部分に限る。）及びただし書、第四十条、第四十条の二（民法第四百二十三条の規定により再生債権者の提起した訴訟に係る部分を除く。）、第四十二条第二項（約定劣後再生債権に係る部分に限る。）、第三章第一節及び第二節、第八十五条第六項、第八十七条第三項、第八十九条第二項及び第九十四条第一項（これらの規定中約定劣後再生債権に係る部分に限る。）」に、「第百五十五条第一項及び第二項」を「第百五十五条第一項から第三項まで、第百五十六条（約定劣後再生債権に係る部分に限る。）」に改め、「第七章第三節」の下に「（第百七十二条を除く。）」を、「第百七十四条第一項」の下に「、第百七十四条の二、第百七十五条第二項」を加える。

第二百三十九条第五項第二号中「十年」を「七年」に改め、同号ハ中「第三百六十六条ノ十一」を「第二百五十二条第一項」に、「免責」を「免責許可」に改める。

第二百四十条第二項中「再生計画案を記載した書面を送付する」を「再生計画案の内容又はその要旨を通知する」に、「記載した書面を送付しなければ」を「通知しなければ」に改める。

第二百四十一条第二項第五号中「第四号まで」を「第五号まで」に改める。

第二百四十五条中「第八十七条」を「第八十七条第一項及び第二項、第百七十二条」に改める。

第十四章を次のように改める。

第十四章　再生手続と破産手続との間の移行

第一節　破産手続から再生手続への移行

（破産管財人による再生手続開始の申立て）

第二百四十六条　破産管財人は、破産者に再生手続開始の原因となる事実があるときは、裁判所（破産事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。以下この条において同じ。）の許可を得て、当該破産者について再生手続開始の申立てをすることができる。

2　裁判所は、再生手続によることが債権者の一般の利益に適合すると認める場合に限り、前項の許可をすることができる。

3　裁判所は、第一項の許可の申立てがあった場合には、当該申立てを却下すべきこと又は当該許可をすべきことが明らかである場合を除き、当該申立てについての決定をする前に、労働組合等（当該破産者の使用人その他の従業者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、当該破産者の使用人その他の従業者の過半数で組織する労働組合がないときは当該破産者の使用人その他の従業者の過半数を代表する者をいう。）の意見を聴かなければならない。

4　第一項の規定による再生手続開始の申立てについては、第二十三条第一項の規定は、適用しない。

（再生債権の届出を要しない旨の決定）

第二百四十七条　裁判所は、再生手続開始の決定をする場合において、第三十九条第一項の規定により中止することとなる破産手続において届出があった破産債権の内容及び原因、破産法第百二十五条第一項本文に規定する異議等のある破産債権の数、当該破産手続における配当の有無その他の事情を考慮して相当と認めるときは、当該決定と同時に、再生債権であって当該破産手続において破産債権としての届出があったもの（同法第九十八条第一項に規定する優先的破産債権である旨の届出があった債権及び同法第九十七条第六号に規定する罰金等の請求権を除く。以下この条において同じ。）を有する再生債権者は当該再生債権の届出をすることを要しない旨の決定をすることができる。

2　裁判所は、前項の規定による決定をしたときは、第三十五条第一項の規定による公告に、再生債権であって前項の破産手続において破産債権としての届出があったものを有する再生債権者は当該再生債権の届出をすることを要しない旨を掲げ、かつ、その旨を知れている再生債権者に通知しなければならない。

3　第一項の規定による決定があった場合には、同項の破産手続において破産債権としての届出があった債権については、当該破産債権としての届出をした者（当該破産手続において当該届出があった債権について届出名義の変更を受けた者がある場合にあっては、その者。第五項において同じ。）が、第九十四条第一項に規定する債権届出期間の初日に、再生債権の届出をしたものとみなす。

4　前項の場合においては、当該破産債権としての届出があった債権についての次の各号に掲げる事項の届出の区分に応じ、再生債権の届出としてそれぞれ当該各号に定める事項の届出をしたものとみなす。

一　破産法第九十九条第一項に規定する劣後的破産債権である旨の届出があった債権についての同法第百十一条第一項第一号に掲げる破産債権の額及び原因の届出　第九十四条第一項に規定する劣後的破産債権の内容としての額及び同項に規定する再生債権の原因の届出

二　当該破産債権としての届出があった債権のうち前号に掲げる債権以外のものについての破産法第百十一条第一項第一号に掲げる破産債権の額及び原因の届出　第九十四条第一項に規定する再生債権の内容としての額及び同項に規定する再生債権の原因の届出

三　破産法第九十九条第二項に規定する約定劣後破産債権である旨の届出があった債権についての同法第百十一条第一項第三号に掲げるその旨の届出　第九十四条第一項に規定する約定劣後再生債権である旨の届出

四　破産法第百十一条第二項第二号に掲げる別除権の行使によって弁済を受けることができないと見込まれる債権の額の届出　第九十四条第二項に規定する別除権の行使によって弁済を受けることができないと見込まれる債権の額の届出

5　前二項の規定は、当該破産債権としての届出をした者が第九十四条第一項に規定する債権届出期間内に再生債権の届出をした場合には、当該破産債権としての届出をした者が有する第三項の破産債権としての届出があった債権については、適用しない。

6　前各項の規定は、第一項の再生手続開始の決定に係る再生手続が小規模個人再生又は給与所得者等再生である場合には、適用しない。

第二節　再生手続から破産手続への移行

（再生手続開始の決定があった場合の破産事件の移送）

第二百四十八条　裁判所（破産事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。）は、破産手続開始の前後を問わず、同一の債務者につき再生手続開始の決定があった場合において、当該破産事件を処理するために相当であると認めるときは、職権で、当該破産事件を再生裁判所に移送することができる。

（再生手続終了前の破産手続開始の申立て等）

第二百四十九条　破産手続開始前の再生債務者について再生手続開始の決定の取消し、再生手続廃止若しくは再生計画不認可の決定又は再生計画取消しの決定（再生手続の終了前にされた申立てに基づくものに限る。以下この条において同じ。）があった場合には、第三十九条第一項の規定にかかわらず、当該決定の確定前においても、再生裁判所に当該再生債務者についての破産手続開始の申立てをすることができる。破産手続開始後の再生債務者について再生計画認可の決定の確定により破産手続が効力を失った後に第百九十三条若しくは第百九十四条の規定による再生手続廃止

又は再生計画取消しの決定があった場合も、同様とする。

2　前項の規定による破産手続開始の申立てに係る破産手続開始の決定は、同項前段に規定する決定又は同項後段の再生手続廃止若しくは再生計画取消しの決定が確定した後でなければ、することができない。

（再生手続の終了に伴う職権による破産手続開始の決定）

第二百五十条　破産手続開始前の再生債務者について再生手続開始の申立ての棄却、再生手続廃止、再生計画不認可又は再生計画取消しの決定が確定した場合において、裁判所は、当該再生債務者に破産手続開始の原因となる事実があると認めるときは、職権で、破産法に従い、破産手続開始の決定をすることができる。

2　破産手続開始後の再生債務者について再生計画認可の決定の確定により破産手続が効力を失った後に第百九十三条若しくは第百九十四条の規定による再生手続廃止又は再生計画取消しの決定が確定した場合には、裁判所は、職権で、破産法に従い、破産手続開始の決定をしなければならない。ただし、前条第一項後段の規定による破産手続開始の申立てに基づいて破産手続開始の決定をする場合は、この限りでない。

（再生手続の終了等に伴う破産手続開始前の保全処分等）

第二百五十一条　裁判所は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、職権で、破産法第二十四条第一項の規定による中止の命令、同法第二十五条第二項に規定する包括的禁止命令、同法第二十八条第一項の規定による保全処分、同法第九十一条第二項に規定する保全管理命令又は同法第百七十一条第一項の規定による保全処分（以下この条及び第二百五十四条第四項において「保全処分等」という。）を命ずることができる。

一　破産手続開始前の再生債務者につき再生手続開始の申立ての棄却、再生手続開始の決定の取消し、再生手続廃止、再生計画不認可又は再生計画取消しの決定があった場合

二　破産手続開始後の再生債務者につき再生計画認可の決定の確定により破産手続が効力を失った後に第百九十三条若しくは第百九十四条の規定による再生手続廃止又は再生計画取消しの決定があった場合

2　裁判所は、前項第一号の規定による保全処分等を命じた場合において、前条第一項の規定による破産手続開始の決定をしないこととしたときは、遅滞なく、当該保全処分等を取り消さなければならない。

3　第一項第一号の規定による保全処分等は、同号に規定する決定を取り消す決定があったときは、その効力を失う。同項第二号の再生手続廃止又は再生計画取消しの決定を取り消す決定があったときにおける同号の規定による保全処分等についても、同様とする。

4　破産法第二十四条第四項、第二十五条第六項、第二十八条第三項、第九十一条第五項及び第百七十一条第四項の規定にかかわらず、第二項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができない。

（再生手続の終了に伴う破産手続における破産法の適用関係）

第二百五十二条　破産手続開始前の再生債務者に関する次に掲げる場合における破産法の関係規定（破産法第七十一条第一項第四号並びに第二項第二号及び第三号、第七十二条第一項第四号並びに第二項第二号及び第三号、第百六十条（第一項第一号を除く。）、第百六十二条（第一項第二号を除く。）、第百六十三条第二項、第百六十四条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第百六十六条並びに第百六十七条第二項（同法第百七十条第二項において準用する場合を含む。）の規定をいう。第三項において同じ。）の適用については、再生手続開始の申立て等（再生手続開始の申立ての棄却、再生手続廃止若しくは再生計画不認可の決定又は再生計画取消しの決定（再生手続の終了前にされた申立てに基づくものに限る。）が確定した場合にあっては再生手続開始の申立て、再生手続開始によって効力を失った整理若しくは特別清算の手続におけるその手続開始の申立て又は破産法第二百六十五条の罪に該当することとなる再生債務者、その法定代理人若しくは再生債務者の理事、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者の行為をいい、再生計画取消しの決定であって再生手続の終了前にされた申立てに基づくもの以外のものが確定した場合にあっては再生計画取消しの申立てをいう。以下この項において同じ。）は、当該再生手続開始の申立て等の前に破産手続開始の申立てがないときに限り、破産手続開始の申立てとみなす。

一　第二百五十条第一項の規定による破産手続開始の決定があった場合

二　再生手続開始の申立ての棄却の決定の確定前にされた破産手続開始の申立てに基づき、当該決定の確定後に破産手続開始の決定があった場合

三　再生手続開始の決定前にされた破産手続開始の申立てに基づき、再生手続開始の決定の取消しの決定の確定後、第百九十一条から第百九十三条まで、第二百三十七条及び第二百四十三条の規定による再生計画認可の決定の確定前の再生手続廃止の決定の確定後又は再生計画不認可の決定の確定後に、破産手続開始の決定があった場合

四　第二百四十九条第一項前段の規定による破産手続開始の申立てに基づき、破産手続開始の決定があった場合

2　再生計画不認可、再生手続廃止又は再生計画取消しの決定の確定による再生手続の終了に伴い前項各号に規定する破産手続開始の決定があった場合における破産法第百七十六条前段の規定の適用については、再生手続開始の決定の日を同条前段の破産手続開始の日とみなす。

3　破産手続開始後の再生債務者について第二百四十九条第一項後段の規定による破産手続開始の申立てに基づいて破産手続開始の決定があった場合又は第二百五十条第二項の規定による破産法の関係規定の適用については、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各

号に定める申立てがあった時に破産手続開始の申立てがあったものとみなす。

一　第百九十三条若しくは第百九十四条の規定による再生手続廃止又は再生計画取消しの決定（再生手続の終了前にされた申立てに基づくものに限る。）の確定に伴い破産手続開始の決定があった場合　再生計画認可の決定の確定によって効力を失った破産手続における破産手続開始の申立て

二　再生計画取消しの決定で前号に掲げるもの以外のものの確定に伴い破産手続開始の決定があった場合　再生計画取消しの申立て

4　前項に規定する破産手続開始の決定があった場合（同項第一号に掲げる場合に限る。）における破産法第百七十六条前段の規定の適用については、再生計画認可の決定の確定によって効力を失った破産手続における破産手続開始の日を同条前段の破産手続開始の日とみなす。

5　第一項各号又は第三項に規定する破産手続開始の決定があった場合（同項第二号に掲げる場合を除く。）における破産法第百四十九条第一項の規定の適用については、同項中「破産手続開始前三月間」とあるのは、「破産手続開始前三月間（破産手続開始の日前に再生手続開始の決定があるときは、再生手続開始前三月間）」とする。

6　前項に規定する破産手続開始の決定があった場合には、共益債権（再生手続が開始されなかった場合における第五十条第二項並びに第百二十条第一項及び第四項に規定する請求権を含む。）は、財団債権とする。破産手続開始後の再生債務者について再生手続開始の申立ての棄却、第百九十一条から第百九十三条まで、第二百三十七条及び第二百四十三条の規定による再生計画認可の決定の確定前の再生手続廃止又は再生計画不認可の決定の確定によって破産手続が続行された場合も、同様とする。

（破産債権の届出を要しない旨の決定）

第二百五十三条　裁判所（破産事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。次項において同じ。）は、前条第一項各号又は第三項に規定する破産手続開始の決定をする場合において、終了した再生手続において届出があった再生債権の内容及び原因並びに議決権の額、第百五条第一項本文に規定する異議等のある再生債権の数、再生計画による権利の変更の有無及び内容その他の事情を考慮して相当と認めるときは、当該決定と同時に、破産債権であって当該再生手続において再生債権としての届出があったもの（再生手続開始前の罰金等を除く。以下この条において同じ。）を有する破産債権者は当該破産債権の届出をすることを要しない旨の決定をすることができる。

2　裁判所は、前項の規定による決定をしたときは、破産法第三十二条第一項の規定による公告に、破産債権であって前項の再生手続において再生債権としての届出があったものを有する破産債権者は当該破産債権の届出をすることを要しない旨を掲げ、かつ、その旨を知れている破産債権者に通知しなければならない。

3　第一項の規定による決定があった場合には、同項の再生手続において再生債権としての届出があった債権については、当該再生債権としての届出をした者（当該再生手続において当該届出があった債権について届出名義の変更を受けた者がある場合にあっては、その者。第六項において同じ。）が、破産法第百十一条第一項に規定する債権届出期間の初日に、破産債権の届出（同項第四号に掲げる事項の届出を含む。）をしたものとみなす。

4　前項の場合においては、当該再生債権としての届出があった債権についての次の各号に掲げる事項の届出の区分に応じ、破産債権の届出としてそれぞれ当該各号に定める事項の届出をしたものとみなす。

一　第八十七条第一項第三号ロからニまでに掲げる債権についての第九十四条第一項に規定する再生債権についての議決権の額及び再生債権の原因の届出　破産法第百十一条第一項第一号に掲げる破産債権の額及び原因の届出

二　当該再生債権としての届出があった債権のうち前号に掲げる債権以外のものについての第九十四条第一項に規定する再生債権の内容としての額及び再生債権の原因の届出　破産法第百十一条第一項第一号に掲げる破産債権の額及び原因の届出

三　第八十四条第二項各号に掲げる債権についての第九十四条第一項に規定する再生債権の内容の届出　破産法第百十一条第一項第三号に掲げる劣後的破産債権である旨の届出

四　第八十七条第一項第一号、第二号又は第三号イに掲げる債権についての第九十四条第一項に規定する再生債権の内容としての額及び再生債権についての議決権の額の届出　届出があった再生債権の内容としての額から届出があった再生債権についての議決権の額を控除した額に係る部分につき破産法第百十一条第一項第三号に掲げる劣後的破産債権である旨の届出

五　約定劣後再生債権である旨の届出があった債権についての第九十四条第一項に規定するその旨の届出　破産法第百十一条第一項第三号に掲げる約定劣後破産債権である旨の届出

六　第九十四条第二項に規定する別除権の行使によって弁済を受けることができないと見込まれる債権の額の届出　破産法第百十一条第二項第二号に掲げる別除権の行使によって弁済を受けることができないと見込まれる債権の額の届出

5　前項各号（第四号を除く。）の規定にかかわらず、第一項の再生手続が小規模個人再生又は給与所得者等再生であるときは、届出があった再生債権の額及び原因並びに担保不足見込額（第二百二十五条の規定により届出をしたものとみなされる再生債権の額及び原因並びに担保不足見込額を含む。）を破産債権の額及び原因並びに破産法第百十一条第二項第二号に掲げる別除権の行使によって弁済を受けることができないと見込まれる債権の額として届出をしたものとみなす。

6　前三項の規定は、当該再生債権としての届出をした者が破産法第百十一条第一項に規定する債権届出期間内に破産債権の届出をした場合には、当該再生債権としての届出をした者が有する第三項の再生債権としての届出があった債権については、適用しない。

7　前各項の規定は、再生計画の履行完了前に再生債務者についてされる破産手続開始の決定に係る破産手続について準用する。

（否認の請求を認容する決定に対する異議の訴え等の取扱い）

第二百五十四条　再生計画不認可、再生手続廃止又は再生計画取消しの決定の確定により再生手続が終了した場合において、第二百五十二条第一項各号又は第三項に規定する破産手続開始の決定があったときは、第六十八条第二項又は第百三十七条第六項の規定により中断した同条第一項の訴えに係る訴訟手続（再生手続が終了した際現に係属する同項の訴えに係る訴訟手続で第百四十一条第一項の規定により中断しているものを含む。第三項及び第四項において同じ。）は、破産管財人においてこれを受け継ぐことができる。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができる。

2　前項の場合においては、相手方の否認権限を有する監督委員又は管財人に対する訴訟費用請求権は、財団債権とする。

3　第一項の場合において、第六十八条第二項又は第百三十七条第六項の規定により中断した同条第一項の訴えに係る訴訟手続について第一項の規定による受継があるまでに破産手続が終了したときは、当該訴訟手続は、終了する。

4　第六十八条第二項又は第百三十七条第六項の規定により中断した同条第一項の訴えに係る訴訟手続であって破産手続開始前の再生債務者についての再生事件に係るものは、その中断の日から一月（その期間中に第二百五十一条第一項第一号の規定による保全処分等又は第二百五十二条第二項各号に掲げる破産手続開始の申立てに係る破産手続における保全処分等がされていた期間があるときは、当該期間を除く。）以内に第二百五十二条第一項各号に規定する破産手続開始の決定がされていないときは、終了する。

5　第百十二条の二第一項の規定により引き続き係属するものとされる第百五条第一項本文の査定の申立てに係る査定の手続は、第二百五十二条第一項各号又は第三項に規定する破産手続開始の決定があったときは、終了するものとする。この場合においては、第百十二条の二第三項の規定は、適用しない。

6　第四項の規定は、第百十二条の二第四項の規定により中断した第百六条第一項の訴えに係る訴訟手続であって破産手続開始前の再生債務者についての再生事件に係るものについて準用する。

本則に次の一章を加える。

第十五章　罰則

（詐欺再生罪）

第二百五十五条　再生手続開始の前後を問わず、債権者を害する目的で、次の各号のいずれかに該当する行為をした者は、債務者について再生手続開始の決定が確定したときは、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。情を知って、第四号に掲げる行為の相手方となった者も、再生手続開始の決定が確定したときは、同様とする。

一　債務者の財産を隠匿し、又は損壊する行為

二　債務者の財産の譲渡又は債務の負担を仮装する行為

三　債務者の財産の現状を改変して、その価格を減損する行為

四　債務者の財産を債権者の不利益に処分し、又は債権者に不利益な債務を債務者が負担する行為

2　前項に規定するもののほか、債務者について管理命令又は保全管理命令が発せられたことを認識しながら、債権者を害する目的で、管財人の承諾その他の正当な理由がなく、その債務者の財産を取得し、又は第三者に取得させた者も、同項と同様とする。

（特定の債権者に対する担保の供与等の罪）

第二百五十六条　債務者が、再生手続開始の前後を問わず、特定の債権者に対する債務について、他の債権者を害する目的で、担保の供与又は債務の消滅に関する行為であって債務者の義務に属せず又はその方法若しくは時期が債務者の義務に属しないものをし、再生手続開始の決定が確定したときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（監督委員等の特別背任罪）

第二百五十七条　監督委員、調査委員、管財人、保全管理人、個人再生委員、管財人代理又は保全管理人代理が、自己若しくは第三者の利益を図り又は債権者に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、債権者に財産上の損害を加えたときは、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　監督委員、調査委員、管財人、保全管理人又は個人再生委員（以下この項において「監督委員等」という。）が法人であるときは、前項の規定は、監督委員等の職務を行う役員又は職員に適用する。

（報告及び検査の拒絶等の罪）

第二百五十八条　第五十九条第一項各号に掲げる者若しくは同項第二号から第五号までに掲げる者であった者が、同項若しくは同条第二項において準用する同条第一項（これらの規定を第六十三条、第七十八条又は第八十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告を拒み、若しくは虚偽の報告をしたとき、又は再生債務者若しくはその法定代理人が第二百二十三条第八項（第二百四十四条において準用する場合を含む。）の規定による報告を拒み、若しくは虚偽の報告をしたときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　第五十九条第一項第二号から第五号までに掲げる者若しくは当該各号に掲げる者であった者（以下この項において「報告義務者」という。）の代表者、代理人、使用人その他の従業

者（第四項において「代表者等」という。）が、その報告義務者の業務に関し、同条第一項若しくは同条第二項において準用する同条第一項（これらの規定を第六十三条、第七十八条又は第八十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告を拒み、若しくは虚偽の報告をしたとき、又は再生債務者の法定代理人の代理人、使用人その他の従業者が、その法定代理人の業務に関し、第二百二十三条第八項（第二百四十四条において準用する場合を含む。）の規定による報告を拒み、若しくは虚偽の報告をしたときも、前項と同様とする。

3　再生債務者が第五十九条第一項（第六十三条、第七十八条又は第八十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による検査を拒んだとき、又は再生債務者若しくはその法定代理人が第二百二十三条第八項（第二百四十四条において準用する場合を含む。）の規定による検査を拒んだときも、第一項と同様とする。

4　第五十九条第三項に規定する再生債務者の子会社（同条第四項の規定により再生債務者の子会社とみなされるものを含む。以下この項において同じ。）又は連結子会社の代表者等が、その再生債務者の子会社又は連結子会社の業務に関し、同条第三項（第六十三条、第七十八条又は第八十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告若しくは検査を拒み、又は虚偽の報告をしたときも、第一項と同様とする。

（業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪）

第二百五十九条　再生手続開始の前後を問わず、債権者を害する目的で、債務者の業務及び財産の状況に関する帳簿、書類その他の物件を隠滅し、偽造し、又は変造した者は、債務者について再生手続開始の決定が確定したときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（監督委員等に対する職務妨害の罪）

第二百六十条　偽計又は威力を用いて、監督委員、調査委員、管財人、保全管理人、個人再生委員、管財人代理又は保全管理人代理の職務を妨害した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（収賄罪）

第二百六十一条　監督委員、調査委員、管財人、保全管理人、個人再生委員、管財人代理又は保全管理人代理が、その職務に関し、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　前項の場合において、その監督委員、調査委員、管財人、保全管理人、個人再生委員、管財人代理又は保全管理人代理が不正の請託を受けたときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3　監督委員、調査委員、管財人、保全管理人又は個人再生委員（以下この条において「監督委員等」という。）が法人である場合において、監督委員等の職務を行うその役員又は職員が、その監督委員等の職務に関し、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4　前項の場合において、その役員又は職員が不正の請託を受けたときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

5　再生債権者若しくは代理委員又はこれらの者の代理人、役員若しくは職員が、債権者集会の期日における議決権の行使又は第百六十九条第二項第二号に規定する書面等投票による議決権の行使に関し、不正の請託を受けて、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

6　前各項の場合において、犯人又は法人である監督委員等が収受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

（贈賄罪）

第二百六十二条　前条第一項又は第三項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　前条第二項、第四項又は第五項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（再生債務者等に対する面会強請等の罪）

第二百六十三条　再生債務者（個人である再生債務者に限る。以下この条において同じ。）又はその親族その他の者に再生債権（再生手続が再生計画認可の決定の確定後に終了した後にあっては、免責されたものに限る。以下この条において同じ。）を再生計画の定めるところによらずに弁済させ、又は再生債権につき再生債務者の親族その他の者に保証をさせる目的で、再生債務者又はその親族その他の者に対し、面会を強請し、又は強談威迫の行為をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（国外犯）

第二百六十四条　第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十九条、第二百六十条及び第二百六十二条の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二条の例に従う。

2　第二百五十七条及び第二百六十一条（第五項を除く。）の罪は、刑法第四条の例に従う。

3　第二百六十一条第五項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

（両罰規定）

第二百六十五条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条

（第一項を除く。）、第二百五十九条、第二百六十条、第二百六十二条又は第二百六十三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

（過料）

第二百六十六条　再生債務者又は再生のために債務を負担し、若しくは担保を提供する者は、第百八十六条第三項の規定による裁判所の命令に違反した場合には、百万円以下の過料に処する。

（会社更生法の一部改正）

第二条　会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十九条・第四十条」を「第三十九条―第四十条」に、「第十一章　雑則（第二百四十六条―第二百五十五条）　第十二章　罰則（第二百五十六条―第二百六十六条）」を「第十一章　更生手続と他の倒産処理手続との間の移行等（第二百四十六条・第二百四十七条）　第十二章　雑則（第二百四十八条―第二百六十五条）　第十三章　罰則（第二百六十六条―第二百七十六条）」に改める。

第一節　更生手続から破産手続への移行（第二百四十六条・第二百四十七条）

第二節　更生手続から更生手続への移行（第二百四十八条―第二百五十四条）

第三節　更生手続から破産手続への移行（第二百五十五条―第二百五十六条）

第四節　更生手続の終了に伴う再生手続の続行（第二百五十七条）

第十一章　雑則（第二百四十六条―第二百六十五条）

第十二章　罰則（第二百六十六条―第二百七十六条）

第二百五十四条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第二百五十五条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第二百五十六条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第二百五十七条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第二百五十八条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第二百五十九条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第二百六十条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第二百六十一条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第二百六十二条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第二百六十三条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第二百六十四条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第二百六十五条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第二百六十六条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第二百六十七条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第二百六十八条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第二百六十九条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第二百七十条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第二百七十一条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第二百七十二条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第二百七十三条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第二百七十四条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第二百七十五条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第二百七十六条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第二百七十七条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第二百七十八条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第二百七十九条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第二百八十条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第二百八十一条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第二百八十二条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第二百八十三条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第二百八十四条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第二百八十五条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第二百八十六条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第二百八十七条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第二百八十八条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第二百八十九条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第二百九十条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第二百九十一条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第二百九十二条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第二百九十三条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第二百九十四条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第二百九十五条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第二百九十六条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第二百九十七条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第二百九十八条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第二百九十九条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百一条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百二条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百三条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百四条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百五条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百六条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百七条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百八条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百九条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百十条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百十一条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百十二条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百十三条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百十四条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百十五条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百十六条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百十七条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百十八条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百十九条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百二十条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百二十一条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百二十二条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百二十三条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百二十四条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百二十五条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百二十六条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百二十七条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百二十八条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百二十九条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百三十条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百三十一条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百三十二条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百三十三条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百三十四条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百三十五条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百三十六条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百三十七条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百三十八条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百三十九条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百四十条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百四十一条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百四十二条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百四十三条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百四十四条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百四十五条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百四十六条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百四十七条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百四十八条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百四十九条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百五十条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百五十一条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百五十二条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百五十三条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百五十四条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百五十五条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百五十六条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百五十七条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百五十八条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百五十九条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百六十条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百六十一条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百六十二条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百六十三条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百六十四条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百六十五条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百六十六条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百六十七条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百六十八条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百六十九条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百七十条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百七十一条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百七十二条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百七十三条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百七十四条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百七十五条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百七十六条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百七十七条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百七十八条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百七十九条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百八十条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百八十一条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百八十二条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百八十三条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百八十四条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百八十五条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百八十六条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百八十七条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百八十八条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百八十九条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百九十条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百九十一条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百九十二条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百九十三条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百九十四条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百九十五条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百九十六条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百九十七条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百九十八条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百九十九条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百一条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百二条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百三条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百四条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百五条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百六条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百七条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百八条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百九条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百十条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百十一条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百十二条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百十三条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百十四条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百十五条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百十六条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百十七条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百十八条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百十九条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百二十条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百二十一条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百二十二条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百二十三条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百二十四条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百二十五条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百二十六条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百二十七条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百二十八条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百二十九条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百三十条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百三十一条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百三十二条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百三十三条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百三十四条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百三十五条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百三十六条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百三十七条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百三十八条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百三十九条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百四十条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百四十一条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百四十二条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百四十三条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百四十四条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百四十五条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百四十六条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百四十七条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百四十八条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百四十九条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百五十条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百五十一条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百五十二条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百五十三条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百五十四条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百五十五条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百五十六条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百五十七条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百五十八条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百五十九条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百六十条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百六十一条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百六十二条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百六十三条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百六十四条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百六十五条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百六十六条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百六十七条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百六十八条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百六十九条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百七十条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百七十一条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百七十二条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百七十三条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百七十四条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百七十五条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百七十六条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百七十七条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百七十八条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百七十九条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百八十条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百八十一条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百八十二条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百八十三条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百八十四条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百八十五条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百八十六条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百八十七条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百八十八条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百八十九条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百九十条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百九十一条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百九十二条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百九十三条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百九十四条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百九十五条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百九十六条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百九十七条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百九十八条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百九十九条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第五百条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第五百一条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第五百二条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第五百三条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第五百四条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第五百五条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第五百六条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第五百七条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第五百八条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第五百九条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第五百十条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第五百十一条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第五百十二条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第五百十三条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第五百十四条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第五百十五条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第五百十六条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第五百十七条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第五百十八条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第五百十九条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第五百二十条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第五百二十一条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第五百二十二条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第五百二十三条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第五百二十四条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第五百二十五条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第五百二十六条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第五百二十七条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第五百二十八条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第五百二十九条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第五百三十条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第五百三十一条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第五百三十二条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第五百三十三条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第五百三十四条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第五百三十五条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第五百三十六条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第五百三十七条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第五百三十八条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第五百三十九条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第五百四十条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第五百四十一条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第五百四十二条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第五百四十三条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第五百四十四条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第五百四十五条第一項中「次条第一項」を「次条第一項（第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第五百四十六条

6　第四項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

第四十二条に次の一項を加える。

2　前項の場合において、知れている更生債権者等の数が千人以上であり、かつ、相当と認めるときは、裁判所は、次条第五項本文において準用する同条第三項第一号及び第四十四条第三項本文の規定による知れている更生債権者等に対する通知をせず、かつ、第百三十八条から第百四十条まで又は第百四十二条の規定により更生債権等の届出をした更生債権者等（以下「届出をした更生債権者等」という。）を関係人集会（更生計画案の決議をするためのものを除く。）の期日に呼び出さない旨の決定をすることができる。

第四十三条第一項第三号中「前条」を「前条第一項」に改め、同条第二項から第四項までを次のように改める。

2　前条第二項の決定があったときは、裁判所は、前項各号に掲げる事項のほか、第五項本文において準用する次項第一号及び次条第三項本文の規定による知れている更生債権者等に対する通知をせず、かつ、届出をした更生債権者等を関係人集会（更生計画案の決議をするためのものを除く。）の期日に呼び出さない旨をも公告しなければならない。

3　次に掲げる者には、前二項の規定により公告すべき事項を通知しなければならない。

一　管財人、更生会社及び知れている更生債権者等

二　知れている株主等

三　第一項第四号に規定する財産所持者等であって知れているもの

四　保全管理命令、監督命令又は第三十九条の規定による調査命令があった場合における保全管理人、監督委員又は調査委員

4　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める者に対しては、同項の規定による通知をすることを要しない。

一　更生会社がその財産をもって約定劣後更生債権（更生債権者と更生会社との間において、更生手続開始前に、当該会社について破産手続が開始されたとすれば当該破産手続におけるその配当の順位が破産法第九十九条第一項に規定する劣後的破産債権に後れる旨の合意がされた債権をいう。以下同じ。）に優先する債権に係る債務を完済することができない状態にあることが明らかである場合　約定劣後更生債権を有する者であって知れているもの

二　更生会社がその財産をもって債務を完済することができない状態にあることが明らかである場合　知れている株主等

第四十三条に次の一項を加える。

5　第一項第二号、第三項第一号から第三号まで及び前項の規定は第一項第二号に掲げる事項に変更を生じた場合について、第一項第三号、第三項第一号及び第二号並びに前項の規定は第一項第三号に掲げる事項に変更を生じた場合（更生債権等の届出をすべき期間に変更を生じた場合に限る。）について準用する。ただし、前条第二項の決定があったときは、知れている更生債権者等に対しては、当該通知をすることを要しない。

第四十四条第三項中「前条第二項に規定する者（同条第三項」を「前条第三項各号（第四号を除く。）に掲げる者（同条第四項」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第四十二条第二項の決定があったときは、知れている更生債権者等に対しては、当該通知をすることを要しない。

第四十六条第三項第一号中「知れている更生債権者」の下に「（更生会社が更生手続開始の時においてその財産をもって約定劣後更生債権に優先する債権に係る債務を完済することができない状態にある場合における当該約定劣後更生債権を有する者を除く。）」を加え、同条第七項第二号中「第十七条第二項第二号に規定する」を削る。

第四十七条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6　第二項から前項までの規定は、約定劣後更生債権である更生債権については、適用しない。

第四十七条の次に次の一条を加える。

（管財人による相殺）

第四十七条の二　管財人は、更生会社財産に属する債権をもって更生債権等と相殺することが更生債権者等の一般の利益に適合するときは、裁判所の許可を得て、その相殺をすることができる。

第四十八条第二項を次のように改める。

2　更生債権者等が更生手続開始当時更生会社に対して負担する債務が賃料債務である場合には、更生債権者等は、更生手続開始後にその弁済期が到来すべき賃料債務（前項の債権届出期間の満了後にその弁済期が到来すべきものを含む。次項において同じ。）については、更生手続開始の時における賃料の六月分に相当する額を限度として、前項の債権届出期間内に限り、更生計画の定めるところによらないで、相殺をすることができる。

第四十八条に次の二項を加える。

3　前項に規定する場合において、更生債権者等が、更生手続開始後にその弁済期が到来すべき賃料債務について、更生手続開始後その弁済期に弁済をしたときは、更生債権者等が有する敷金の返還請求権は、更生手続開始の時における賃料の六月分に相当する額（同項の規定により相殺をする場合には、相殺により免れる賃料債務の額を控除した額）の範囲内におけるその弁済額を限度として、共益債権とする。

4　前二項の規定は、地代又は小作料の支払を目的とする債務について準用する。

第四十九条を次のように改める。

（相殺の禁止）

第四十九条　更生債権者等は、次に掲げる場合には、相殺をすることができない。

一　更生手続開始後に更生会社に対して債務を負担したとき。

二　支払不能（更生会社が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済すること

ができない状態をいう。以下同じ。）になった後に契約によって負担する債務を専ら更生債権等をもってする相殺に供する目的で更生会社の財産の処分を内容とする契約を更生会社との間で締結し、又は更生会社に対して債務を負担する者の債務を引き受けることを内容とする契約を締結することにより更生会社に対して債務を負担した場合であって、当該契約の締結の当時、支払不能であったことを知っていたとき。

三　支払の停止があった後に更生会社に対して債務を負担した場合であって、その負担の当時、支払の停止があったことを知っていたとき。ただし、当該支払の停止があった時において支払不能でなかったときは、この限りでない。

四　更生手続開始、破産手続開始、再生手続開始、整理開始又は特別清算開始の申立て（以下この条及び次条において「更生手続開始の申立て等」という。）があった後に更生会社に対して債務を負担した場合であって、その負担の当時、更生手続開始の申立て等があったことを知っていたとき。

2　前項第二号から第四号までの規定は、これらの規定に規定する債務の負担が次の各号に掲げる原因のいずれかに基づく場合には、適用しない。

一　法定の原因

二　支払不能であったこと又は支払の停止若しくは更生手続開始の申立て等があったことを更生債権者等が知った時より前に生じた原因

三　更生手続開始の申立て等があった時より一年以上前に生じた原因

第四十九条の次に次の一条を加える。

第四十九条の二　更生会社に対して債務を負担する者は、次に掲げる場合には、相殺をすることができない。

一　更生手続開始後に他人の更生債権等を取得したとき。

二　支払不能になった後に更生債権等を取得した場合であって、その取得の当時、支払不能であったことを知っていたとき。

三　支払の停止があった後に更生債権等を取得した場合であって、その取得の当時、支払の停止があったことを知っていたとき。ただし、当該支払の停止があった時において支払不能でなかったときは、この限りでない。

四　更生手続開始の申立て等があった後に更生債権等を取得した場合であって、その取得の当時、更生手続開始の申立て等があったことを知っていたとき。

2　前項第二号から第四号までの規定は、これらの規定に規定する更生債権等の取得が次の各号に掲げる原因のいずれかに基づく場合には、適用しない。

一　法定の原因

二　支払不能であったこと又は支払の停止若しくは更生手続開始の申立て等があったことを更生会社に対して債務を負担する者が知った時より前に生じた原因

三　更生手続開始の申立て等があった時より一年以上前に生じた原因

四　更生会社に対して債務を負担する者と更生会社との間の契約

第五十条第一項中「破産」を「破産手続開始」に、「又は更生会社」を「、更生会社」に、「実行若しくは」を「実行又は更生債権等に基づく」に、「並びに更生会社」を「、更生会社」に改め、「実行手続並びに」の下に「更生債権等に基づく」を加え、同条第九項を次のように改める。

9　更生手続開始の決定があったときは、次に掲げる請求権は、共益債権とする。

一　第一項の規定により中止した破産手続における財団債権（破産法第百四十八条第一項第三号に掲げる請求権を除き、破産手続が開始されなかった場合における同法第五十五条第二項及び第百四十八条第四項に規定する請求権を含む。）又は再生手続における共益債権（再生手続が開始されなかった場合における民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第五十条第二項並びに第百二十条第三項及び第四項に規定する請求権を含む。）

二　第一項の規定により効力を失った手続のために更生会社に対して生じた債権及びその手続に関する更生会社に対する費用請求権

三　第五項の規定により続行された手続又は処分に関する更生会社に対する費用請求権

四　第七項の解除の決定により申立てが可能となった担保権の実行手続に関する更生会社に対する費用請求権

第五十条に次の一項を加える。

11　更生手続開始の決定があったときは、更生手続が終了するまでの間（更生計画認可の決定があったときは、第二百四条第二項に規定する更生計画で定められた弁済期間が満了する時（その期間の満了前に更生計画に基づく弁済が完了した場合にあっては、弁済が完了した時）までの間）は、罰金、科料及び追徴の時効は、進行しない。ただし、当該罰金、科料又は追徴に係る請求権が共益債権である場合は、この限りでない。

第五十一条第一項中「によって」を「により」に改める。

第五十二条第二項中「によって」を「により」に改め、同条第五項中「によって」を「により」に改め、「訴訟手続」の下に「（第二百三十四条第三号又は第四号に掲げる事由が生じた場合における第九十七条第一項の訴えに係る訴訟手続を除く。）」を加え、同条第六項中「によって」を「により」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（債権者代位訴訟、詐害行為取消訴訟等の取扱い）

第五十二条の二　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百二十三条若しくは第四百二十四条の規定により更生債権者の提起した訴訟又は破産法若しくは民事再生法の規定による否認の訴訟若しくは否認の請求を認容する決定に対する異議の訴訟が更生手続開始当時係属するときは、その訴訟手続は、中断する。

2　管財人は、前項の規定により中断した訴訟手続を受け継ぐことができる。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができる。

3　前項の場合においては、相手方の更生債権者、破産管財人又は再生手続における管財人若しくは否認権限を有する監督委員（民事再生法第百二十八条第二項に規定する否認権限を有する監督委員をいう。第五項において同じ。）に対する訴訟費用請求権は、共益債権とする。

4　第一項の規定により中断した訴訟手続について第二項の規定による受継があった後に更生手続が終了したときは、当該訴訟手続は中断する。

5　前項の場合には、更生債権者、破産管財人又は再生手続における管財人若しくは否認権限を有する監督委員において当該訴訟手続を受け継がなければならない。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができる。

6　第一項の規定により中断した訴訟手続について第二項の規定による受継があるまでに更生手続が終了したときは、前項前段に規定する者は、当該訴訟手続を当然受継する。

第五十三条中「前条」を「第五十二条」に改める。

第六十条第一項中「管財人は、」の下に「共有者の間で」を加える。

第六十一条第一項中「当時」を「の時において」に、「を解除し」を「の解除をし」に改め、同条第五項中「第六十条」を「第五十四条」に改める。

第六十三条を次のように改める。

（双務契約についての破産法の準用）

第六十三条　破産法第五十六条、第五十八条及び第五十九条の規定は、更生手続が開始された場合について準用する。この場合において、同法第五十六条第一項中「第五十三条第一項及び第二項」とあるのは「会社更生法第六十一条第一項及び第二項」と、「破産者」とあるのは「更生会社」と、同条第二項中「財団債権」とあるのは「共益債権」と、同法第五十八条第一項中「破産手続開始」とあるのは「更生手続開始」と、同条第三項において準用する同法第五十四条第一項中「破産債権者」とあるのは「更生債権者」と、同法第五十九条第一項中「破産手続」とあるのは「更生手続」と、同条第二項中「請求権は、破産者が有するときは破産財団に属し」とあるのは「請求権は」と、「破産債権」とあるのは「更生債権」と読み替えるものとする。

第六十四条第二項を次のように改める。

2　破産法第六十三条及び第六十四条の規定は、更生手続が開始された場合について準用する。この場合において、同法第六十三条第一項中「破産手続開始の決定」とあるのは「更生手続開始の決定」と、同項ただし書及び同法第六十四条中「破産管財人」とあるのは「管財人」と、同法第六十三条第二項中「第五十三条第一項及び第二項」とあるのは「会社更生法第六十一条第一項及び第二項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「前二項」と、「同項」とあるのは「第一項」と、同法第六十四条第一項中「破産者」とあるのは「株式会社」と、「破産手続開始」とあるのは「更生手続開始」と読み替えるものとする。

第七十二条第七項中「決定書」を「裁判書」に改める。

第七十五条第一項中「裁判所は」の下に「、管財人の職務の遂行のため必要があると認めるときは」を加え、同条に次の二項を加える。

4　第一項又は第二項の規定による決定及び同項の申立てを却下する裁判に対しては、更生会社又は管財人は、即時抗告をすることができる。

5　第一項の規定による決定に対する前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

第七十七条第一項中「支配人その他の使用人」を「使用人その他の従業者並びにこれらの者であった者」に改め、同条第三項を削る。

第八十条の次に次の一条を加える。

（管財人の情報提供努力義務）

第八十条の二　管財人は、更生債権等である給料の請求権又は退職手当の請求権を有する者に対し、更生手続に参加するのに必要な情報を提供するよう努めなければならない。

第八十二条第一項中「又はその承継人」を削り、同条第三項中「第十一条第四項若しくは第五項又は第十三条」を「第二百五十四条第六項又は第二百五十七条」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の場合において、管財人が欠けたときは、同項の計算の報告は、同項の規定にかかわらず、後任の管財人がしなければならない。

第八十五条の見出しを「（財産状況報告集会への報告）」に改める。

第八十六条を次のように改める。

（更生債権者等を害する行為の否認）

第八十六条　次に掲げる行為（担保の供与又は債務の消滅に関する行為を除く。）は、更生手続開始後、更生会社財産のために否認することができる。

一　更生会社が更生債権者等を害することを知ってした行為。ただし、これによって利益を受けた者が、その行為の当時、更生債権者等を害する事実を知らなかったときは、この限りでない。

二　更生会社が支払の停止又は更生手続開始、破産手続開始、再生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立て（以下この節において「支払の停止等」という。）があった後にした更生債権者等を害する行為。ただし、これによって利益を受けた者が、その行為の当時、支払の停止等があったこと及び更生債権者等を害する事実を知らなかったときは、この限りでない。

2　更生会社がした債務の消滅に関する行為であって、債権者の受けた給付の価額が当該行為によって消滅した債務の額より過大であるものは、前項各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、更生手続開始後、その消滅した債務の額に相当する部分以外の部分に限り、更生会社財産のために否認することができる。

3　更生会社が支払の停止等があった後又はその前六月以内にした無償行為及びこれと同視すべき有償行為は、更生手続開始後、更生会社財産のために否認することができる。

第八十六条の次に次の二条を加える。

（相当の対価を得てした財産の処分行為の否認）

第八十六条の二　更生会社が、その有する財産を処分する行為をした場合において、その行為の相手方から相当の対価を取得しているときは、その行為は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に限り、更生手続開始後、更生会社財産のために否認することができる。

一　当該行為が、不動産の金銭への換価その他の当該処分による財産の種類の変更により、更生会社において隠匿、無償の供与その他の更生債権者等を害する処分（以下この条並びに第九十一条の二第二項及び第三項において「隠匿等の処分」という。）をするおそれを現に生じさせるものであること。

二　更生会社が、当該行為の当時、対価として取得した金銭その他の財産について、隠匿等の処分をする意思を有していたこと。

三　相手方が、当該行為の当時、更生会社が前号の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたこと。

2　前項の規定の適用については、当該行為の相手方が次に掲げる者のいずれかであるときは、その相手方は、当該行為の当時、更生会社が同項第二号の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたものと推定する。

一　更生会社の取締役、執行役、監査役又は清算人

二　更生会社の総株主の議決権の過半数を有する者

三　更生会社の総株主の議決権の過半数を子会社（法人が株式会社の総株主の議決権の過半数又は有限会社の総社員の議決権（商法第二百十一条ノ二第四項に規定する持分についての議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる持分についての議決権を含む。以下この号において同じ。）の過半数を有する場合における当該株式会社又は有限会社をいう。以下この号において同じ。）又は親法人（子会社である株式会社又は有限会社の総株主の議決権の過半数又は総社員の議決権の過半数を有する法人をいう。以下この号において同じ。）及び子会社が有する場合における当該親法人

（特定の債権者に対する担保の供与等の否認）

第八十六条の三　次に掲げる行為（既存の債務についてされた担保の供与又は債務の消滅に関する行為に限る。）は、更生手続開始後、更生会社財産のために否認することができる。

一　更生会社が支払不能になった後又は更生手続開始、破産手続開始、再生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立て（以下この節において「更生手続開始の申立て等」という。）があった後にした行為。ただし、債権者が、その行為の当時、次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事実を知っていた場合に限る。

イ　当該行為が支払不能になった後にされたものである場合　支払不能であったこと又は支払の停止があったこと。

ロ　当該行為が更生手続開始の申立て等があった後にされたものである場合　更生手続開始の申立て等があったこと。

二　更生会社の義務に属せず、又はその時期が更生会社の義務に属しない行為であって、支払不能になる前三十日以内にされたもの。ただし、債権者がその行為の当時他の更生債権者等を害する事実を知らなかったときは、この限りでない。

2　前項第一号の規定の適用については、次に掲げる場合には、債権者は、同号に掲げる行為の当時、同号イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事実（同号イに掲げる場合にあっては、支払不能であったこと及び支払の停止があったこと）を知っていたものと推定する。

一　債権者が前条第二項各号に掲げる者のいずれかである場合

二　前項第一号に掲げる行為が更生会社の義務に属せず、又はその方法若しくは時期が更生会社の義務に属しないものである場合

3　第一項各号の規定の適用については、支払の停止（更生手続開始の申立て等の前一年以内のものに限る。）があった後は、支払不能であったものと推定する。

第八十七条の見出し中「場合」を「場合等」に改め、同条第一項中「前条第一項」を「前条第一項第一号」に改め、同条に次の一項を加える。

3　前条第一項の規定は、更生会社が租税等の請求権又は第百四十二条第二号に規定する更生手続開始前の罰金等の請求権につき、その徴収の権限を有する者に対してした担保の供与又は債務の消滅に関する行為には、適用しない。

第九十条の見出し中「知っていたことに基づく」を「要件とする」に改め、同条中「申立て」を「申立て等」に、「行為は、」を「行為（第八十六条第三項に規定する行為を除く。）は、支払の停止があった後にされたものであること又は」に改める。

第九十一条の見出し中「効果等」を「効果」に改め、同条第二項中「第八十六条第一項第四号に掲げる」を「第八十六条第三項に規定する」に、「善意であった」を「、支払の停止等があったこと及び更生債権者等を害する事実を知らなかった」に改め、同条第三項を削る。

第九十一条の次に次の一条を加える。

（更生会社の受けた反対給付に関する相手方の権利等）

第九十一条の二　第八十六条第一項若しくは第三項又は第八十六条の二第一項に規定する行為が否認されたときは、相手方は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める権利を行使することができる。

一　更生会社の受けた反対給付が更生会社財産中に現存する場合　当該反対給付の返還を請求する権利

二　更生会社の受けた反対給付が更生会社財産中に現存しない場合　共益債権者として反対給付の価額の償還を請求する権利

2　前項第二号の規定にかかわらず、同号に掲げる場合において、当該行為の当時、更生会社が対価として取得した財産について隠匿等の処分をする意思を有し、かつ、相手方が更

生会社がその意思を有していたことを知っていたときは、相手方は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める権利を行使することができる。

一　更生会社の受けた反対給付によって生じた利益の全部が更生会社財産中に現存する場合　共益債権者としてその現存利益の返還を請求する権利

二　更生会社の受けた反対給付によって生じた利益が更生会社財産中に現存しない場合　更生債権者として反対給付の価額の償還を請求する権利

三　更生会社の受けた反対給付によって生じた利益の一部が更生会社財産中に現存する場合　共益債権者としてその現存利益の返還を請求する権利及び更生債権者として反対給付と現存利益との差額の償還を請求する権利

3　前項の規定の適用については、当該行為の相手方が第八十六条の二第二項各号に掲げる者のいずれかであるときは、その相手方は、当該行為の当時、更生会社が前項の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたものと推定する。

4　管財人は、第八十六条第一項若しくは第三項又は第八十六条の二第一項に規定する行為を否認しようとするときは、前条第一項の規定により更生会社財産に復すべき財産の返還に代えて、相手方に対し、当該財産の価額から前三項の規定により共益債権となる額（第一項第一号に掲げる場合にあっては、更生会社の受けた反対給付の価額）を控除した額の償還を請求することができる。

第九十二条中「更生会社の」を「第八十六条の三第一項に規定する」に改める。

第九十三条第一項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　転得者が第八十六条の二第二項各号に掲げる者のいずれかであるとき。ただし、転得の当時、それぞれその前者に対する否認の原因のあることを知らなかったときは、この限りでない。

第九十三条第二項中「前項第二号」を「前項第三号」に改める。

第九十八条を削る。

第九十七条中「更生手続開始の日」の下に「（更生手続開始の日より前に破産手続又は再生手続が開始されている場合にあっては、破産手続開始又は再生手続開始の日）」を加え、第三章第四節中同条を第九十八条とする。

第九十六条に次の二項を加え、同条を第九十七条とする。

5　第一項の決定を認可し、又は変更する判決については、受訴裁判所は、民事訴訟法第二百五十九条第一項の定めるところにより、仮執行の宣言をすることができる。

6　第一項の訴えに係る訴訟手続は、第二百三十四条第二号又は第五号に掲げる事由が生じたときは、第五十二条第四項の規定にかかわらず、終了するものとする。

第九十五条第四項中「決定書」を「裁判書」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第九十六条とする。

5　否認の請求の手続は、更生手続が終了したときは、終了する。

第九十四条を第九十五条とし、第九十三条の次に次の一条を加える。

（保全処分に係る手続の続行と担保の取扱い）

第九十四条　第三十九条の二第一項（第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による保全処分が命じられた場合において、更生手続開始の決定があったときは、管財人は、当該保全処分に係る手続を続行することができる。

2　管財人が更生手続開始の決定後一月以内に前項の規定により同項の保全処分に係る手続を続行しないときは、当該保全処分は、その効力を失う。

3　管財人は、第一項の規定により同項の保全処分に係る手続を続行しようとする場合において、第三十九条の二第二項（第四十四条第二項において準用する場合を含む。）に規定する担保の全部又は一部が更生会社財産に属する財産でないときは、その担保の全部又は一部を更生会社財産に属する財産による担保に変換しなければならない。

4　民事保全法（平成元年法律第九十一号）第十八条並びに第二章第四節（第三十七条第五項から第七項までを除く。）及び第五節の規定は、第一項の規定により管財人が続行する手続に係る保全処分について準用する。

第百一条第三項中「決定書」を「裁判書」に改める。

第百二条に次の一項を加える。

6　役員責任等査定決定を認可し、又は変更した判決については、受訴裁判所は、民事訴訟法第二百五十九条第一項の定めるところにより、仮執行の宣言をすることができる。

第百四条第四項中「決定書」を「裁判書」に改める。

第百七条第三項中「次条第一項」の下に「又は第百十二条第二項」を加える。

第百十四条第一項第六号中「第十七条第二項第二号に規定する」を削る。

第百十五条第一項に次のただし書を加える。

ただし、第四十二条第二項の決定があったときは、更生計画案の決議をするための関係人集会の期日を除き、届出をした更生債権者等を呼び出すことを要しない。

第百十五条第二項中「前項」を「前項本文」に改める。

第百十九条第二項中「第十五条第一項」を「第十二条第一項」に改める。

第百二十三条第一項中「受けたが」を「受けたにもかかわらず」に改める。

第百三十四条第三項中「並びに」の下に「開始後債権に基づく」を加える。

第百三十五条第二項を次のように改める。

2　破産法第百四条及び第百五条の規定は、更生手続が開始された場合における更生債権者等の権利の行使について準用する。この場合において、同法第百四条及び第百五条中「破産手続開始」とあるのは「更生手続開始」と、同法第百四条第一項、第三項及び第四項並びに第百五条中「破産手続に」とあるのは「更生手続に」と、同法第百四条第三項から第五項までの規定中「破産者」とあるのは「更生会社」と、同条第四項中「破産債権者」とあるのは

「更生債権者又は更生担保権者」と読み替えるものとする。

第百三十六条に次の一項を加える。

3　第一項の規定にかかわらず、更生会社が更生手続開始の時においてその財産をもって約定劣後更生債権に優先する債権に係る債務を完済することができない状態にあるときは、当該約定劣後更生債権を有する者は、議決権を有しない。

第百三十八条第一項中「第四十二条」を「第四十二条第一項」に改め、同項第二号中「債権」の下に「又は約定劣後更生債権」を加える。

第百四十三条を次のように改める。

第百四十三条　削除

第百四十四条の見出し中「作成」を「作成等」に改め、同条に次の一項を加える。

4　更生債権者表又は更生担保権者表の記載に誤りがあるときは、裁判所書記官は、申立てにより又は職権で、いつでもその記載を更正する処分をすることができる。

第百四十六条第一項第一号中「優先権がある債権」の下に「又は約定劣後更生債権」を加え、同条第二項中「届出がされ」を「届出があり」に、「変更がされた」を「変更があった」に改め、同条第三項中「第四十二条」を「第四十二条第一項」に改める。

第百四十七条第三項中「決定書」を「裁判書」に、「、株主等及び第四十三条第一項第四号に規定する財産所持者等」を「及び株主等」に改める。

第百四十八条第一項中「届出がされ」を「届出があり」に、「変更がされた」を「変更があった」に改め、同条第五項中「決定書」を「裁判書」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（特別調査期間に関する費用の予納）

第百四十八条の二　前条第一項本文の場合には、裁判所書記官は、相当の期間を定め、同条第二項の更生債権等を有する者に対し、同項の費用の予納を命じなければならない。

2　前項の規定による処分は、相当と認める方法で告知することによって、その効力を生ずる。

3　第一項の規定による処分に対しては、その告知を受けた日から一週間の不変期間内に、異議の申立てをすることができる。

4　前項の異議の申立ては、執行停止の効力を有する。

5　第一項の場合において、同項の更生債権等を有する者が同項の費用の予納をしないときは、裁判所は、決定で、その者がした更生債権等の届出又は届出事項の変更に係る届出を却下しなければならない。

6　前項の規定による却下の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第百五十一条第一項中「優先権がある債権」の下に「又は約定劣後更生債権」を加え、同項ただし書中「第百五十六条及び第百五十八条」を「第百五十六条第一項並びに第百五十八条第一項及び第二項」に改め、同条第三項中「優先権がある債権」の下に「又は約定劣後更生債権」を加え、同条第五項中「決定書」を「裁判書」に改める。

第百五十六条第一項中「優先権がある債権」の下に「又は約定劣後更生債権」を加える。

第百六十三条第四項中「は、管財人が当事者でない場合で」を「であって、管財人が当事者でないものは、」に、「終了するものとし、管財人が当事者でない場合で」を「中断するものとし、」に改め、「又は管財人が当事者である場合」を削る。

第百六十四条第二項中「刑事訴訟を除く。」の下に「次項において同じ。」を加え、同項後段を削り、同条第四項中「又は」の下に「第三項の規定による」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項前段」を「第二項」に、「同項後段において準用する第百五十八条第二項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前項の場合において、当該届出があった請求権に関し更生手続開始当時訴訟が係属するときは、同項に規定する異議を主張しようとする管財人は、当該届出があった請求権を有する更生債権者等を相手方とする訴訟手続を受け継がなければならない。当該届出があった請求権に関し更生手続開始当時更生会社の財産関係の事件が行政庁に係属するときも、同様とする。

第百六十八条第一項第三号中「前号」の下に「及び次号」を加え、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　約定劣後更生債権

第百八十九条第二項中「場合において」を「場合においては」に、「については」を「として」に、「定めるものとする」を「定めなければならない」に改め、同条第三項中「第百十五条第一項」を「第百十五条第一項本文」に改める。

第二百二条第一項中「破産の場合に」を「破産手続が開始された場合に」に改める。

第二百二条第二項を次のように改める。

2　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める者は、更生計画の内容が第百六十八条第一項第四号から第六号までに違反することを理由とする場合を除き、即時抗告をすることができない。

一　更生会社が更生手続開始の時においてその財産をもって約定劣後更生債権に優先する債権に係る債務を完済することができない状態にある場合　約定劣後更生債権を有する者

二　更生会社が更生手続開始の時においてその財産をもって債務を完済することができない状態にある場合　株主等

第二百二条第五項中「第十六条」を「第十三条」に改める。

第二百四条第一項中「免かれ」を「免れ」に改める。

第二百八条第一項中「によって」を「により」に改め、同条第二項を削る。

第二百三十八条第三項中「第十六条」を「第十三条」に改める。

第十二章を削る。

第二百五十四条を削る。

第百九十六条第四項中「決定書」を「裁判書」に改め、同条第五項第二号ハ中「更生担保権者」の下に「の議決権の総額」を加える。

第百九十九条第五項中「第百十五条第一項」を「第百十五条第一項本文」に改める。

第二百条第一項第二号中「破産の場合に」を「破産手続が開始された場合に」に改める。

第二百五十三条中「第二百四十八条、第二百四十九条第六項、第二百五十条、第二百五十一条」を「第二百六十条、第二百六十一条第六項、第二百六十二条、第二百六十三条」に改め、第十一章中同条を第二百六十五条とする。

第二百五十二条第一項中「第二百四十六条から第二百四十八条まで及び第二百五十条」を「第二百五十八条から第二百六十条まで及び第二百六十二条」に、同条第八項中「これらの更生計画」を「当該更生計画」に改め、同条を第二百六十四条とする。

第二百五十一条を第二百六十三条とする。

第二百五十条第一項中「しなければ」を「申請しなければ」に改め、同条第三項を削り、同条第二項中「前項の規定による」を「第一項の」に、「、否認」を「、当該否認」に改め、同項ただし書を削り、同項を同条第六項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。

2　登記官は、前項の否認の登記に係る権利に関する登記をするときは、職権で、次に掲げる登記を抹消しなければならない。

一　当該否認の登記

二　否認された行為を登記原因とする登記又は否認された登記

三　前号の登記に後れる登記があるときは、当該登記

3　前項に規定する場合において、否認された行為の後否認の登記がされるまでの間に、同項第二号に掲げる登記に係る権利を目的とする第三者の権利に関する登記（更生手続の関係において、その効力を主張することができるものに限る。第五項において同じ。）がされているときは、同項の規定にかかわらず、登記官は、職権で、当該否認の登記の抹消及び同号に掲げる登記に係る権利の更生会社への移転の登記をしなければならない。

4　裁判所書記官は、第一項の否認の登記がされている場合において、更生会社について、更生計画認可の決定が確定したときは、職権で、遅滞なく、当該否認の登記の抹消を嘱託しなければならない。

5　前項に規定する場合において、裁判所書記官から当該否認の登記の抹消の嘱託を受けたときは、登記官は、職権で、第二項第二号及び第三号に掲げる登記を抹消しなければならない。この場合において、否認された行為の後否認の登記がされるまでの間に、同項第二号に掲げる登記に係る権利を目的とする第三者の権利に関する登記がされているときは、登記官は、職権で、同項第二号及び第三号に掲げる登記の抹消に代えて、同項第二号に掲げる登記に係る権利の更生会社への移転の登記をしなければならない。

第二百五十条を第二百六十二条とする。

第二百四十九条第一項中「第二百四十六条第一項」を「第二百五十八条第一項」に改め、同条を第二百六十一条とする。

第二百四十八条第一項第一号中「第二十八条第一項」の下に「（第四十四条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同項第二号中「に関し」の下に「第三十九条の二第一項若しくは」を、「第四十条第一項」の下に「（これらの規定を第四十四条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第五項を削り、同条を第二百六十条とする。

第二百四十七条を第二百五十九条とする。

第二百四十六条第五項を次のように改める。

5　前項の登記には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項をも登記しなければならない。

一　前項に規定する保全管理命令の登記　保全管理人の氏名又は名称及び住所、保全管理人がそれぞれ単独にその職務を行うことについて第三十四条第一項において準用する第六十九条第一項ただし書の許可があったときはその旨並びに保全管理人が職務を分掌することについて第三十四条第一項において準用する第六十九条第一項ただし書の許可があったときはその旨及び各保全管理人が分掌する職務の内容

二　前項に規定する監督命令の登記　監督委員の氏名又は名称及び住所並びに第三十五条第二項の規定により指定された行為

第二百四十六条第九項中「によって」を「により」に改め、同条第十項中「破産」を「破産手続開始」に改め、同条を第二百五十八条とする。

第十一章を第十二章とし、第十章の次に次の一章を加える。

第十一章　更生手続と他の倒産処理手続との間の移行等

第一節　破産手続から更生手続への移行

（破産管財人による更生手続開始の申立て）

第二百四十六条　破産管財人は、破産者である株式会社に第十七条第一項に規定する更生手続開始の原因となる事実があるときは、裁判所（破産事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。以下この条において同じ。）の許可を得て、当該株式会社について更生手続開始の申立てをすることができる。

2　裁判所は、更生手続によることが債権者の一般の利益に適合すると認める場合に限り、前項の許可をすることができる。

3　裁判所は、第一項の許可の申立てがあった場合には、当該申立てを却下すべきこと又は当該許可をすべきことが明らかである場合を除き、当該申立てについての決定をする前に、労働組合等（当該株式会社の使用人の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、当該株式会社の使用人の過半数で組織する労働組合がないときは当該株式会社の使用人の過半数を代表する者をいう。）の意見を聴かなければならない。

4　第一項の規定による更生手続開始の申立てについては、第二十条第一項の規定は、適用しない。

（更生債権の届出を要しない旨の決定）

第二百四十七条　裁判所は、更生手続開始の決定をする場合において、第五十条第一項の規定により中止することとなる破産手続において届出があった破産債権の内容及び原因、破産法第百二十五条第一項本文に規定する異議等のある破産債権の数、当該破産手続における配当の有無その他の事情を考慮して相当と認めるときは、当該決定と同時に、更生債権であって当該破産手続において破産債権としての届出があったもの（同法第九十七条第四号に規定する租税等の請求権及び同条第六号

に規定する罰金等の請求権を除く。以下この条において同じ。）を有する更生債権者は当該更生債権の届出をすることを要しない旨の決定をすることができる。

2　裁判所は、前項の規定による決定をしたときは、第四十三条第一項の規定による公告に、更生債権であって前項の破産手続において破産債権としての届出があったものを有する更生債権者は当該更生債権の届出をすることを要しない旨を掲げ、かつ、その旨を知れている更生債権者に通知しなければならない。

3　第一項の規定による決定があった場合には、同項の破産手続において破産債権としての届出があった債権については、当該破産債権としての届出をした者（当該破産手続において当該届出があった債権について届出名義の変更を受けた者がある場合にあっては、その者。第五項において同じ。）が、第百三十八条第一項に規定する債権届出期間の初日に、更生債権の届出をしたものとみなす。

4　前項の場合においては、当該破産債権としての届出があった債権についての次の各号に掲げる事項の届出の区分に応じ、更生債権の届出としてそれぞれ当該各号に定める事項の届出をしたものとみなす。

一　破産法第九十九条第一項に規定する劣後的破産債権である旨の届出があった債権についての同法第百十一条第一項第一号に掲げる破産債権の額（同条第二項第二号に掲げる別除権の行使によって弁済を受けることができないと見込まれる債権の額の届出があった破産債権にあっては、当該債権の額。次号において同じ。）及び原因の届出

二　当該破産債権としての届出があった債権のうち前号に掲げる債権以外のものについての破産法第百十一条第一項第一号に掲げる破産債権の額及び原因の届出　第百三十八条第一項第一号に掲げる更生債権の内容としての額及び同号に掲げる更生債権の原因の届出

三　破産法第九十八条第一項に規定する優先的破産債権である旨の届出があった債権についての同法第百十一条第一項第二号に掲げるその旨の届出　第百三十八条第一項第二号に掲げる一般の優先権がある債権である旨の届出

四　破産法第九十九条第二項に規定する約定劣後破産債権である旨の届出があった債権についての同法第百十一条第一項第三号に掲げるその旨の届出　第百三十八条第一項第二号に掲げる約定劣後更生債権である旨の届出

5　前二項の規定は、当該破産債権としての届出をした者が第百三十八条第一項に規定する債権届出期間内に更生債権の届出をした場合には、当該破産債権としての届出をした者が有する第三項の破産債権としての届出があった債権については、適用しない。

第二節　再生手続から更生手続への移行

（再生手続における管財人による更生手続開始の申立て）

第二百四十八条　再生手続における管財人は、再生債務者である株式会社に第十七条第一項に規定する更生手続開始の原因となる事実があるときは、裁判所（再生事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。以下この条において同じ。）の許可を得て、当該株式会社について更生手続開始の申立てをすることができる。

2　裁判所は、更生手続によることが債権者の一般の利益に適合すると認める場合に限り、前項の許可をすることができる。

3　裁判所は、第一項の許可の申立てがあった場合には、当該申立てを却下すべきこと又は当該許可をすべきことが明らかである場合を除き、当該申立てについての決定をする前に、第二百四十六条第三項に規定する労働組合等の意見を聴かなければならない。

4　第一項の規定による更生手続開始の申立てについては、第二十条第一項の規定は、適用しない。

（更生債権の届出を要しない旨の決定）

第二百四十九条　裁判所は、更生手続開始の決定をする場合において、第五十条第一項の規定により中止することとなる再生手続において届出があった再生債権の内容及び原因、民事再生法第百五条第一項本文に規定する異議等のある再生債権の数、再生計画による権利の変更の有無及び内容その他の事情を考慮して相当と認めるときは、当該決定と同時に、更生債権であって当該再生手続において再生債権としての届出があったもの（同法第九十七条に規定する再生手続開始前の罰金等を除く。以下この条において同じ。）を有する更生債権者は当該更生債権の届出をすることを要しない旨の決定をすることができる。

2　裁判所は、前項の規定による決定をしたときは、第四十三条第一項の規定による公告に、更生債権であって前項の再生手続において再生債権としての届出があったものを有する更生債権者は当該更生債権の届出をすることを要しない旨を掲げ、かつ、その旨を知れている更生債権者に通知しなければならない。

3　第一項の規定による決定があった場合には、同項の再生手続において再生債権としての届出があった債権については、当該再生債権としての届出をした者（当該再生手続において当該届出があった債権について届出名義の変更を受けた者がある場合にあっては、その者。第五項において同じ。）が、第百三十八条第一項に規定する債権届出期間の初日に、更生債権の届出をしたものとみなす。

4　前項の場合においては、当該再生債権としての届出があった債権についての次の各号に掲げる事項の届出の区分に応じ、更生債権の届出としてそれぞれ当該各号に定める事項の届出をしたものとみなす。

一　民事再生法第九十四条第二項に規定する別除権の行使によって弁済を受けることができないと見込まれる債権の額の届出が

あった債権についての当該債権の額並びに同条第一項に規定する再生債権の原因及び議決権の額の届出　第百三十八条第一項第一号に掲げる更生債権の内容としての額並びに同号に掲げる更生債権の原因及び同項第三号に掲げる更生債権についての議決権の額の届出

二　当該再生債権としての届出があった債権のうち前号に掲げる債権以外のものについての民事再生法第九十四条第一項に規定する再生債権の内容及び原因並びに議決権の額の届出　第百三十八条第一項第一号に掲げる更生債権の内容及び原因並びに同項第三号に掲げる更生債権についての議決権の額の届出

三　民事再生法第三十五条第四項に規定する約定劣後再生債権である旨の届出があった債権についての民事再生法第九十四条第一項に規定するその旨の届出　第百三十八条第一項第二号に掲げる約定劣後更生債権である旨の届出

5　前二項の規定は、当該再生債権としての届出をした者が第百三十八条第一項に規定する債権届出期間内に更生債権の届出をした場合には、当該再生債権としての届出をした者が有する第三項の再生債権としての届出があった債権については、適用しない。

第三節　更生手続から破産手続への移行

（更生手続開始の決定があった場合の破産事件の移送）

第二百五十条　裁判所（破産事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。）は、破産手続開始の前後を問わず、同一の債務者につき更生手続開始の決定があった場合において、当該破産事件を処理するために相当であると認めるときは、職権で、当該破産事件を更生裁判所に移送することができる。

（更生手続終了前の破産手続開始の申立て等）

第二百五十一条　破産手続開始前の更生会社について更生手続開始の決定の取消し、更生手続廃止又は更生計画不認可の決定があった場合には、第五十条第一項の規定にかかわらず、当該決定の確定前においても、更生裁判所に当該更生会社についての破産手続開始の申立てをすることができる。破産手続開始後の更生会社について更生計画認可の決定により破産手続が効力を失った後に第二百四十一条第一項の規定による更生手続廃止の決定があった場合も、同様とする。

2　前項前段の規定は、同項前段に規定する更生会社について既に開始された再生手続がある場合については、適用しない。

3　第一項の規定による破産手続開始の申立てに係る破産手続開始の決定は、同項前段に規定する決定又は同項後段の更生手続廃止の決定が確定した後でなければ、することができない。

（更生手続の終了に伴う職権による破産手続開始の決定）

第二百五十二条　破産手続開始前の株式会社について第二百三十四条第一号から第四号までに掲げる事由のいずれかが生じた場合において、裁判所は、当該株式会社に破産手続開始の原因となる事実があると認めるときは、職権で、破産法に従い、破産手続開始の決定をすることができる。ただし、当該株式会社について既に開始された再生手続がある場合は、この限りでない。

2　破産手続開始後の更生会社について更生計画認可の決定により破産手続が効力を失った後に第二百四十一条第一項の規定による更生手続廃止の決定が確定した場合には、裁判所は、職権で、破産法に従い、破産手続開始の決定をしなければならない。ただし、前条第一項後段の規定による破産手続開始の申立てに基づいて破産手続開始の決定をする場合は、この限りでない。

（更生手続の終了等に伴う破産手続開始前の保全処分等）

第二百五十三条　裁判所は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、職権で、破産法第二十四条第一項の規定による中止の命令、同法第二十五条第二項に規定する包括的禁止命令、同法第二十八条第一項の規定による保全処分、同法第九十一条第二項に規定する保全管理命令又は同法第百七十一条第一項の規定による保全処分（以下この条及び第二百五十六条第四項において「保全処分等」という。）を命ずることができる。

一　破産手続開始前の株式会社につき更生手続開始の申立ての棄却の決定があった場合

二　破産手続開始前の更生会社につき更生手続開始の決定の取消し、更生手続廃止又は更生計画不認可の決定が確定した場合

三　破産手続開始後の更生会社につき更生計画認可の決定により破産手続が効力を失った後に第二百四十一条第一項の規定による更生手続廃止の決定があった場合

2　裁判所は、前項第一号又は第二号の規定による保全処分等を命じた場合において、前条第一項本文の規定による破産手続開始の決定をしないこととしたときは、遅滞なく、当該保全処分等を取り消さなければならない。

3　第一項第一号の規定による保全処分等は、同号に規定する決定を取り消す決定があったときは、その効力を失う。

4　破産法第二十四条第四項、第二十五条第六項、第二十八条第三項、第九十一条第五項及び第百七十一条第四項の規定にかかわらず、第二項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができない。

（更生手続の終了に伴う破産手続における破産法の適用関係）

第二百五十四条　破産手続開始前の株式会社に関する次に掲げる場合における破産法の関係規定（破産法第七十一条第一項第四号並びに第二項第二号及び第三号、第七十二条第一項第四号並びに第二項第二号及び第三号、第百六十条（第一項第一号を除く。）、第百六十二条（第一項第二号を除く。）、第百六十三条第二項、第百六十四条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第百六十六条並びに第百六十七条第二項（同法第百七十条第二項において準用する場合を含む。）の規定をいう。第三項において同じ。）の適用については、更生手続開始の申立て等（更生手続開始の申立て、更生手続開始によって効力を失っ

た整理若しくは特別清算の手続におけるその手続開始の申立て、更生計画認可の決定により効力を失った再生手続における再生手続開始の申立て又は破産法第二百六十五条の罪に該当することとなる当該株式会社の取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者の行為をいう。以下この項において同じ。）は、当該更生手続開始の申立て等の前に破産手続開始の申立てがないときに限り、破産手続開始の申立てとみなす。

一　第二百五十二条第一項本文の規定による破産手続開始の決定があった場合

二　更生手続開始の申立ての棄却の決定の確定前にされた破産手続開始の申立てに基づき、当該決定の確定後に破産手続開始の決定があった場合

三　更生手続開始の決定前にされた破産手続開始の申立てに基づき、第二百三十四条第二号若しくは第三号に掲げる事由の発生後又は第二百三十六条若しくは第二百三十七条第一項の規定による更生手続廃止の決定の確定後に、破産手続開始の決定があった場合

四　第二百五十一条第一項前段の規定による破産手続開始の申立てに基づき、破産手続開始の決定があった場合

2　更生計画不認可又は更生手続廃止の決定の確定による更生手続の終了に伴い前項各号に規定する破産手続開始の決定があった場合における破産法第百七十六条前段の規定の適用については、次に掲げる決定の日を同条前段の破産手続開始の日とみなす。

一　更生手続開始の決定

二　更生計画認可の決定により効力を失った再生手続における再生手続開始の決定

3　破産手続開始後の更生会社について第二百五十一条第一項後段の規定による破産手続開始の申立てに基づいて破産手続開始の決定があった場合又は第二百五十二条第二項の規定による破産手続開始の決定があった場合において、更生計画認可の決定によって効力を失った破産手続における破産手続開始の申立てがあった時に破産手続開始の申立てがあったものとみなす。

4　前項に規定する破産手続開始の決定があった場合における破産法第百七十六条前段の規定の適用については、更生計画認可の決定によって効力を失った破産手続における破産手続開始の日を同条前段の破産手続開始の日とみなす。

5　第一項各号又は第三項に規定する破産手続開始の決定があった場合における破産法第百四十八条第一項第三号の規定の適用については、同号中「包括的禁止命令」とあるのは「包括的禁止命令若しくは会社更生法第二十五条第二項に規定する包括的禁止命令」と、「期間がある」とあるのは「期間又は同法第五十条第二項の規定により国税滞納処分をすることができない期間がある」とする。

6　前項に規定する破産手続開始の決定があった場合には、共益債権（更生手続が開始されなかった場合における第六十二条第二項並びに第百二十八条第一項及び第四項に規定する請求権を含む。第二百五十七条において同じ。）は、財団債権とする。破産手続開始後の株式会社について第二百三十四条第一号から第三号までに掲げる事由の発生又は第二百三十六条若しくは第二百三十七条第一項の規定による更生手続廃止の決定の確定によって破産手続が続行された場合も、同様とする。

（破産債権の届出を要しない旨の決定）

第二百五十五条　裁判所（破産事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。次項において同じ。）は、前条第一項各号又は第三項に規定する破産手続開始の決定をする場合において、終了した更生手続において届出があった更生債権等の内容及び原因並びに議決権の額、第百五十一条第一項本文に規定する異議等のある更生債権等の数、更生計画による権利の変更の有無及び内容その他の事情を考慮して相当と認めるときは、当該決定と同時に、破産債権であって当該更生手続において更生債権等としての届出があったもの（租税等の請求権及び第百四十二条第二号に規定する更生手続開始前の罰金等の請求権を除く。以下この条において同じ。）を有する破産債権者は当該破産債権の届出をすることを要しない旨の決定をすることができる。

2　裁判所は、前項の規定による決定をしたときは、破産法第三十二条第一項の規定による公告に、破産債権であって前項の更生手続において更生債権等としての届出があったものを有する破産債権者は当該破産債権の届出をすることを要しない旨を掲げ、かつ、その旨を知れている破産債権者に通知しなければならない。

3　第一項の規定による決定があった場合には、同項の更生手続において更生債権等としての届出があった債権については、当該更生債権等としての届出をした者（当該更生手続において当該届出があった債権について届出名義の変更を受けた者がある場合にあっては、その者。第六項において同じ。）が、破産法第百十一条第一項に規定する債権届出期間の初日に、破産債権の届出（同項第四号に掲げる事項の届出を含む。）をしたものとみなす。

4　前項の場合においては、当該更生債権等としての届出があった債権についての次の各号に掲げる事項の届出の区分に応じ、破産債権の届出としてそれぞれ当該各号に定める事項の届出をしたものとみなす。

一　第百三十六条第一項第三号ロからニまでに掲げる債権についての第百三十八条第一項第三号又は第二項第三号に掲げる更生債権等についての議決権の額及び同条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる更生債権等の原因の届出　破産法第百十一条第一項第一号に掲げる破産債権の額及び原因の届出

二　更生債権等としての届出があった債権のうち前号に掲げる債権以外のものについての第百三十八条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる更生債権等の内容としての額及び同条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる更生債権等の原因の届出　破産法第百十一条第一項第一号に掲げる破産債権の額及び原因の届出

三　第百三十六条第一項第一号、第二号又は第三号イに掲げる債権についての第百三十八条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる更生債権等の内容としての額及び同条第一項第三号又は第二項第三号に掲げる更生債権等についての議決権の額の届出　届出があった更生債権等の内容としての額から届出があった更生債権等についての議決権の額を控除した額に係る部分につき破産法第百十一条第一項第三号に掲げる劣後的破産債権である旨の届出

四　第百三十六条第二項第一号から第三号までに掲げる債権についての第百三十八条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる更生債権等の内容の届出　破産法第百十一条第一項第三号に掲げる劣後的破産債権である旨の届出

五　一般の優先権がある債権である旨の届出があった債権についての第百三十八条第一項第二号に掲げるその旨の届出　破産法第百十一条第一項第二号に掲げる優先的破産債権である旨の届出

六　約定劣後更生債権である旨の届出があった債権についての第百三十八条第一項第二号に掲げるその旨の届出　破産法第百十一条第一項第三号に掲げる約定劣後破産債権である旨の届出

七　更生手続開始当時更生会社の財産につき存する担保権（特別の先取特権、質権、抵当権及び商法の規定による留置権に限る。次項において同じ。）の被担保債権である更生債権についての第百三十八条第一項第三号に掲げる議決権の額の届出　破産法第百十一条第二項第二号に掲げる別除権の行使によって弁済を受けることができないと見込まれる債権の額の届出

5　前二項の場合においては、更生手続開始当時更生会社の財産につき存する担保権の被担保債権であって更生債権としての届出及び更生担保権としての届出の双方の届出があったものについて届出をしたものとみなされる破産債権の額は、前項の規定により当該更生債権及び当該更生担保権のそれぞれについて破産債権の額として届出をしたものとみなされる額を合算したものとする。

6　前三項の規定は、当該更生債権等としての届出をした者が破産法第百十一条第一項に規定する債権届出期間内に破産債権の届出をした場合には、当該更生債権等としての届出をした者が有する第三項の更生債権等としての届出があった債権については、適用しない。

（否認の請求を認容する決定に対する異議の訴え等の取扱い）

第二百五十六条　第二百三十四条第三号又は第四号に掲げる事由が生じた場合において、第二百五十四条第一項各号又は第三項に規定する破産手続開始の決定があったときは、第五十二条第四項の規定により中断した第九十七条第一項の訴えに係る訴訟手続は、破産管財人においてこれを受け継ぐことができる。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができる。

2　前項の場合においては、相手方の管財人に対する訴訟費用請求権は、財団債権とする。

3　第一項の場合において、第五十二条第四項の規定により中断した第九十七条第一項の訴えに係る訴訟手続について第一項の規定による受継があるまでに破産手続が終了したときは、当該訴訟手続は、終了する。

4　第五十二条第四項の規定により中断した第九十七条第一項の訴えに係る訴訟手続であって破産手続開始前の株式会社についての更生事件に係るものは、その中断の日から一月（その期間中に第二百五十三条第一項第一号若しくは第二号の規定による保全処分等又は第二百五十四条第二項各号に掲げる破産手続開始の申立てに係る破産手続における保全処分等がされていた期間があるときは、当該期間を除く。）以内に第二百五十四条第一項各号に規定する破産手続開始の決定がされていないときは、終了する。

5　第百六十三条第一項の規定により引き続き係属するものとされる第百五十一条第一項本文に規定する更生債権等査定申立ての手続及び第百五十三条第一項に規定する価額決定の申立ての手続は、第二百五十四条第一項各号又は第三項に規定する破産手続開始の決定があったときは、終了するものとする。この場合においては、第百六十三条第三項の規定は、適用しない。

6　第四項の規定は、第百六十三条第四項の規定により中断した第百五十二条第一項に規定する更生債権等査定異議の訴えに係る訴訟手続であって破産手続開始前の株式会社についての更生事件に係るものについて準用する。

第四節　更生手続の終了に伴う再生手続の続行

第二百五十七条　株式会社について再生事件が係属している場合において、第二百三十四条第一号から第三号までに掲げる事由の発生又は第二百三十六条若しくは第二百三十七条第一項の規定による更生手続廃止の決定の確定によって再生手続が続行されたときは、共益債権は、再生手続における共益債権とする。

本則に次の一章を加える。

第十三章　罰則

（詐欺更生罪）

第二百六十六条　更生手続開始の前後を問わず、債権者、担保権者（株式会社の財産につき特別の先取特権、質権、抵当権又は商法の規定による留置権を有する者をいう。以下この章において同じ。）又は株主等を害する目的で、次の各号のいずれかに該当する行為をした者は、株式会社について更生手続開始の決定が確定したときは、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。情を知って、第四号に掲げる行為の相手方となった者も、更生手続開始の決定が確定したときは、同様とする。

一　株式会社の財産を隠匿し、又は損壊する行為

二　株式会社の財産の譲渡又は債務の負担を仮装する行為

三　株式会社の財産の現状を改変して、その価格を減損する行為

四　株式会社の財産を債権者、担保権者若しくは株主等の不利益に処分し、又は債権

者、担保権者若しくは株主等に不利益な債務を株式会社が負担する行為

2　前項に規定するもののほか、株式会社について更生手続開始の決定がされ、又は保全管理命令が発せられたことを認識しながら、債権者、担保権者又は株主等を害する目的で、管財人の承諾その他の正当な理由がなく、その株式会社の財産を取得し、又は第三者に取得させた者も、同項と同様とする。

（特定の債権者等に対する担保の供与等の罪）

第二百六十七条　株式会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、更生手続開始の前後を問わず、その株式会社の業務に関し、特定の債権者又は担保権者に対するその株式会社の債務について、他の債権者又は担保権者を害する目的で、担保の供与又は債務の消滅に関する行為であってその株式会社の義務に属せず又はその方法若しくは時期がその株式会社の義務に属しないものをし、株式会社について更生手続開始の決定が確定したときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（管財人等の特別背任罪）

第二百六十八条　管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理、監督委員又は調査委員が、自己若しくは第三者の利益を図り又は債権者、担保権者若しくは株主等に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、債権者、担保権者又は株主等に財産上の損害を加えたときは、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　管財人、保全管理人、監督委員又は調査委員（以下この項において「管財人等」という。）が法人であるときは、前項の規定は、管財人等の職務を行う役員又は職員に適用する。

（報告及び検査の拒絶等の罪）

第二百六十九条　第七十七条第一項に規定する者が同項（第三十四条第一項、第三十八条、第百二十六条又は第二百九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による報告を拒み、又は虚偽の報告をしたときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　第七十七条第一項に規定する者の代表者、代理人、使用人その他の従業者（第四項において「代表者等」という。）が、同条第一項に規定する者の業務に関し、同項（第三十四条第一項、第三十八条、第百二十六条又は第二百九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による報告を拒み、又は虚偽の報告をしたときも、前項と同様とする。

3　第七十七条第一項に規定する者（同項に規定するこれらの者であった者を除く。）が、その更生会社の業務に関し、同項（第三十四条第一項、第三十八条、第百二十六条又は第二百九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による検査を拒んだときも、第一項と同様とする。

4　第七十七条第二項に規定する更生会社の子会社又は連結子会社の代表者等が、その更生会社の子会社又は連結子会社の業務に関し、同項（第三十四条第一項、第三十八条又は第百二十六条において準用する場合を含む。）の規定による報告若しくは検査を拒み、又は虚偽の報告をしたときも、第一項と同様とする。

（業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪）

第二百七十条　更生手続開始の前後を問わず、債権者、担保権者又は株主等を害する目的で、株式会社の業務及び財産の状況に関する帳簿、書類その他の物件を隠滅し、偽造し、又は変造した者は、株式会社について更生手続開始の決定が確定したときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（管財人等に対する職務妨害の罪）

第二百七十一条　偽計又は威力を用いて、管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理、監督委員又は調査委員の職務を妨害した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（収賄罪）

第二百七十二条　管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理、監督委員、調査委員又は法律顧問が、その職務に関し、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　前項の場合において、その管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理、監督委員、調査委員又は法律顧問が不正の請託を受けたときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3　管財人、保全管理人、監督委員又は調査委員（以下この条において「管財人等」という。）が法人である場合において、管財人等の職務を行うその役員又は職員が、その管財人等の職務に関し、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。管財人等が法人である場合において、その役員又は職員が、その管財人等の職務に関し、管財人等に賄賂を収受させ、又はその供与の要求若しくは約束をしたときも、同様とする。

4　前項の場合において、その役員又は職員が不正の請託を受けたときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

5　更生債権者等、株主若しくは代理委員又はこれらの者の代理人、役員若しくは職員が、関係人集会の期日における議決権の行使又は第百八十九条第二項第二号に規定する書面等投票による議決権の行使に関し、不正の請託を受けて、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

6　前各項の場合において、犯人又は法人である管財人等が収受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

（贈賄罪）

第二百七十三条　前条第一項又は第三項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　前条第二項、第四項又は第五項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（国外犯）

第二百七十四条　第二百六十六条、第二百六十七条、第二百七十条、第二百七十一条及び前条の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二条の例に従う。

2　第二百六十八条及び第二百七十二条（第五項を除く。）の罪は、刑法第四条の例に従う。

3　第二百七十二条第五項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

（両罰規定）

第二百七十五条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、第二百六十六条、第二百六十七条、第二百六十九条（第一項を除く。）、第二百七十条、第二百七十一条又は第二百七十三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

（過料）

第二百七十六条　更生会社又は更生会社の事業の更生のために債務を負担し、若しくは担保を提供する者は、第二百九条第四項の規定による裁判所の命令に違反した場合には、百万円以下の過料に処する。

（外国倒産処理手続の承認援助に関する法律の一部改正）

第三条　外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十九条」を「第七十一条」に改める。

第二条第二項中「法律第百九号）」の下に「の規定」を加える。

第八条第一項中「によってする」を「による」に改め、同条第三項中「によって」を「により」に改め、「、次項に規定する場合を除き」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、この法律の規定により公告及び送達をしなければならない場合は、この限りでない。

第八条第四項を次のように改める。

4　この法律の規定により裁判の公告がされたときは、一切の関係人に対して当該裁判の告知があったものとみなす。

第八条第五項を削り、同条第六項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とする。

第九条第二項を次のように改める。

2　前項に規定する処分の登記には、承認管財人又は保全管理人の氏名又は名称及び住所、承認管財人又は保全管理人がそれぞれ単独にその職務を行うことについて第三十九条第一項ただし書（第五十五条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の許可があったときはその旨並びに承認管財人又は保全管理人が職務を分掌することについて第三十九条第一項ただし書の許可があったときはその旨及び各承認管財人又は各保全管理人が分掌する職務の内容をも登記しなければならない。

第九条第四項第一号中「破産法（大正十一年法律第七十一号）第百十九条」を「破産法（平成十六年法律第　号）第二百五十七条第一項又は第四項」に改め、同項第三号中「第二百四十六条第一項若しくは第四項」を「第二百五十八条第一項若しくは第四項」に改め、同条第六項中「によって」を「により」に改め、同条第七項中「破産終結の決定」を「破産手続終結の決定」に改め、「強制和議認可の決定、」を削り、「によって」を「により」に改める。

第十条第六項第一号中「第百二十条（同法第百二十条ノ二」を「第二百五十八条第一項第二号若しくは第二百五十九条第一項第一号（同条第二項」に改め、「第十二条第一項」の下に「（同条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、「第二百四十八条第一項」を「第二百六十条第一項」に、「によって」を「により」に改め、同項第二号中「によって」を「により」に改め、同条第七項中「破産終結の決定」を「破産手続終結の決定」に改め、「強制和議認可の決定、」を削り、「によって」を「により」に改める。

第十四条第一項中「承認管財人又は保全管理人」を「承認管財人（承認管財人代理を含む。以下この項及び次項において同じ。）又は保全管理人（保全管理人代理を含む。以下この項及び次項において同じ。）」に改め、同項第一号中「第三十一条第一項」の下に「の規定」を加え、「含む。）」の下に「の規定、第四十条第三項（第五十五条第一項において準用する場合を含む。）において準用する第三十五条第一項の規定」を加える。

第十七条第二項中「破産宣告」を「破産手続開始の決定」に改める。

第十八条の見出し中「破産」を「破産手続開始」に改め、同条中「によって」を「の規定により」に、「破産」を「破産手続開始」に改める。

第二十四条第二項中「裁判所は」の下に「、前項の即時抗告があった場合において」を加える。

第二十五条第八項中「決定書」を「裁判書」に、「第八条第三項」を「第八条第三項本文」に改める。

第二十九条第一項中「その決定書」を「その裁判書」に改め、同項後段を削り、同条第三項から第五項までの規定中「決定書」を「裁判書」に改める。

第三十条第五項中「決定書」を「裁判書」に、「第八条第三項」を「第八条第三項本文」に改める。

第三十三条第四項及び第五項中「決定書」を「裁判書」に改め、同条第六項中「を記載した書面」を削り、「送達しなければ」を「通知しなければ」に改め、同条第七項及び第八項を削り、同条第九項中「及び第五項」を削り、同項を同条第七項とする。

第三十六条第三項から第五項までの規定中「によって」を「により」に改める。

第四十条に次の一項を加える。

3　第三十五条の規定は、承認管財人代理について準用する。

第四十一条を次のように改める。

（承認管財人による調査）

第四十一条　承認管財人は、次に掲げる者に対して債務者の日本国内における業務及び財産の状況につき報告を求め、債務者の帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

一　債務者

二　債務者の代理人

三　債務者が法人である場合のその理事、取締役、執行役、監事、監査役及び清算人

四　前号に掲げる者に準ずる者

五　債務者の従業者（第二号に掲げる者を除く。）

2　前項の規定は、同項各号（第一号を除く。）に掲げる者であった者について準用する。

3　承認管財人は、その職務を行うため必要があるときは、債務者の子会社（債務者が株式会社の総株主の議決権（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式についての議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。次項において同じ。）の過半数又は有限会社の総社員の議決権（商法第二百十一条ノ二第四項に規定する持分についての議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる持分についての議決権を含む。次項において同じ。）の過半数を有する場合における当該株式会社又は有限会社をいう。次項において同じ。）に対して、その日本国内における業務及び財産の状況につき説明を求め、又はその帳簿、書類その他の物件を検査することができる。債務者が株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）第一条の二第一項に規定する大会社である場合における当該債務者の同条第四項に規定する連結子会社に対しても、同様とする。

4　債務者の子会社又は債務者及びその子会社が他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する場合には、前項の規定の適用については、当該他の株式会社を当該債務者の子会社とみなす。債務者の子会社又は債務者及びその子会社が他の有限会社の総社員の議決権の過半数を有する場合も、同様とする。

第四十三条第一項中「裁判所は」の下に「、承認管財人の職務の遂行のため必要があると認めるときは」を加え、「郵便物等」を「郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第三項に規定する信書便物（次条において「郵便物等」という。）」に改め、同条に次の二項を加える。

4　第一項又は第二項の規定による決定及び同項の申立てを却下する裁判に対しては、外国管財人等又は承認管財人は、即時抗告をすることができる。

5　第一項の規定による決定に対する前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

第五十条第一項中「又はその承継人」を削り、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の場合において、承認管財人が欠けたときは、同項の計算の報告は、同項の規定にかかわらず、後任の承認管財人がしなければならない。

第五十二条第二項及び第三項中「決定書」を「裁判書」に改め、同条第四項中「及び第五項」を削る。

第五十五条第一項中「第四十九条」を「第四十条第三項及び第四十九条」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第五十条第二項中「後任の承認管財人」とあるのは「後任の保全管理人又は承認管財人」と、同条第三項中「後任の承認管財人」とあるのは「後任の保全管理人、承認管財人」と読み替えるものとする。

第五十六条第一項第三号中「破産終結の決定、強制和議認可の決定」を「破産手続終結の決定」に改める。

第五十七条第六項、第五十八条第六項、第五十九条第五項及び第六十条第六項中「決定書」を「裁判書」に改める。

第六十一条第二項中「破産終結の決定」を「破産手続終結の決定」に改め、「又は強制和議認可の決定、」を「、又は」に改める。

第六十三条第五項中「決定書」を「裁判書」に改める。

第六十五条から第六十九条までを次のように改める。

（報告及び検査の拒絶等の罪）

第六十五条　第四十一条第一項各号に掲げる者若しくは同項第二号から第五号までに掲げる者であった者が、同項若しくは同条第二項において準用する同条第一項（これらの規定を第五十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告を拒み、又は虚偽の報告をしたときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　第四十一条第一項第二号から第五号までに掲げる者若しくは当該各号に掲げる者であった者（以下この項において「報告義務者」という。）の代表者、代理人、使用人その他の従業者（第四項において「代表者等」という。）が、その報告義務者の業務に関し、同条第一項又は同条第二項において準用する同条第一項（これらの規定を第五十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告を拒み、又は虚偽の報告をしたときも、前項と同様とする。

3　債務者又はその法定代理人が第四十一条第一項（第五十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による検査を拒んだときも、第一項と同様とする。

4　第四十一条第三項に規定する債務者の子会社（同条第四項の規定により債務者の子会社とみなされるものを含む。以下この項において同じ。）又は連結子会社の代表者等が、その債務者の子会社又は連結子会社の業務に関し、同条第三項（第五十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告若しくは検査を拒み、又は虚偽の報告をしたときも、第一項と同様とする。

（承認管財人等に対する職務妨害の罪）

第六十六条　偽計又は威力を用いて、承認管財人、保全管理人、承認管財人代理又は保全管理人代理の職務を妨害した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（収賄罪）

第六十七条　承認管財人、保全管理人、承認管財人代理又は保全管理人代理（次項において「承認管財人等」という。）が、その職務に関し、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　前項の場合において、その承認管財人等が不正の請託を受けたときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3　承認管財人又は保全管理人が法人である場合において、承認管財人又は保全管理人の職

務を行うその役員又は職員が、その承認管財人又は保全管理人の職務に関し、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。承認管財人又は保全管理人が法人である場合において、その役員又は職員が、その承認管財人又は保全管理人の職務に関し、承認管財人又は保全管理人に賄賂を収受させ、又はその供与の要求若しくは約束をしたときも、同様とする。

4　前項の場合において、その役員又は職員が不正の請託を受けたときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

5　前各項の場合において、犯人又は法人である承認管財人若しくは保全管理人が収受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

（贈賄罪）

第六十八条　前条第一項又は第三項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　前条第二項又は第四項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（財産の無許可処分及び国外への持出しの罪）

第六十九条　第三十一条第一項の規定により債務者が日本国内にある財産の処分又は国外への持出しその他裁判所の指定する行為をするには裁判所の許可を得なければならないものとされた場合において、債務者がこれに違反する行為をしたときは、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2　承認管財人、保全管理人、承認管財人代理又は保全管理人代理が第三十五条第一項（第五十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定又は第四十条第三項（第五十五条第一項において準用する場合を含む。）において準用する第三十五条第一項の規定に違反したときも、前項と同様とする。

（国外犯）

第七十条　第六十六条及び第六十八条の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二条の例に従う。

2　第六十七条の罪は、刑法第四条の例に従う。

（両罰規定）

第七十一条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、第六十五条（第一項を除く。）、第六十六条、第六十八条又は第六十九条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正）

第四条　金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十九条・第三十条」を「第二十九条―第三十条」に、「第十一節　雑則（第百五十九条―第百六十七条）」を

「第十一節　更生手続と他の倒産処理手続との間の移行等（第百五十八条の二・第百五十八条の四・第百五十八条の六―第百五十八条の三）
第十二節　雑則（第百五十九条―第百六十七条）」

に、「第百九十四条・第百九十五条」を「第百九十四条―第百九十五条」に、「第十一節　雑則（第三百三十二条―第三百四十条）」を

「第十一節　更生手続と他の倒産処理手続との間の移行等（第三百三十一条）
第十二節　雑則（第三百三十二条―第三百四十条）」

に、「第三百八十三条」を「第三百八十三条の二」に、「第一節　管轄（第二節　監督庁による再生手続開始の申立て等（第四百四十六条―第四百四十九条）
第三節　預金保険機構の権限（第四百五十七条―第四百六十三条）
第四節　投資者保護基金の権限（第四百七十四条―第四百八十九条）」

に、「第一節　管轄の特例等（第四百九十条―第四百九十六条）
第二節　監督庁による破産の申立て等（第四百九十七条―第五百九条）
第三節　預金保険機構の権限（第五百十条―第五百二十二条）
第四節　投資者保護基金の権限（第五百二十三条―第五百三十七条）」

に、「第一節　監督庁による破産手続開始の申立て等（第四百九十条―第四百九十六条）
第二節　預金保険機構の権限（第四百九十七条―第五百九条）
第三節　投資者保護基金の権限（第五百十条―第五百二十二条）
第四節　保険契約者保護機構の権限（第五百二十三条―第五百三十七条）」

に、「第五百三十八条」を「第五百四十八条」に、「第五百三十九条―第五百四十七条」を「第五百四十九条―第五百六十条」に改める。

第四条第五項中「この章」の下に「（第百五十八条の六及び第百五十八条の十一第一項を除く。）」を加え、同条第八項第六号中「破産法（大正十一年法律第七十一号）第六十三条」を「破産法（平成十六年法律第　号）第五十八条第二項」に改め、同項第七号中「第六十六条第一項」を「第五十九条第一項」に改め、同項第八号中「第九十一条第三項第三号又は第四号」を「第九十一条の二第二項第二号又は第三号」に改める。

第十一条及び第十二条を削る。

第十三条中「第十四条及び第十五条」を「第十一条及び第十二条」に、「第十四条第一項」を「第十一条第一項」に、「同法第十五条第一項第一号」を「第三十九条の二第一項」とあるのは「更生特例法第二十九条の二第一項」と、同法第十二条第一項第一号」に改め、同条を第十一条とする。

第十四条を第十二条とし、第二章第一節中同条の次に次の二条を加える。

（最高裁判所規則）

第十三条　この章並びに第四章第三節及び第四節に定めるもののほか、協同組織金融機関の更生手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第十四条　削除

第十五条第一項第一号中「破産」を「破産手続開始」に改める。

第十六条の見出し中「破産」を「破産手続開始」に改め、同条中「によって」を「の規定により」に、「破産」を「破産手続開始」に改める。

第十七条中「破産宣告」を「破産手続開始」に改める。

第十八条中「に係る」を「についての」に改め、「更生特例法第二十五条第二項」と」の下に「、「第三十九条の二第一項」とあるのは「更生特例法第二十九条の二第一項」と」を加える。

第二十四条第一項中「並びに第八十二条第一項及び第二項」を「及び第八十二条第一項から第三項まで」に、「同条第三項中「子会社又は連結子会社」とあるのは「子会社」」を「同法第八十二条第二項中「後任の管財人」とあるのは「後任の保全管理人又は管財人」と、同条第三項中「後任の管財人」とあるのは「後任の保全管理人、管財人」」に改め、同条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第五項中「訴訟手続（第二百三十四条第三号又は第四号に掲げる事由が生じた場合における第九十七条第一項の訴えに係る訴訟手続を除く。）」とあるのは、「訴訟手続」と読み替えるものとする。

第二十四条に次の一項を加える。

4　会社更生法第六十六条第一項本文の規定は、保全管理人が選任されている期間中における開始前協同組織金融機関の理事及び監事について準用する。

第二十八条中「（協同組合による金融事業に関する法律」を「（協同組合による金融事業に関する法律」に改め、「同条第三項中「子会社又は連結子会社」とあるのは「子会社」と」を削る。

第二十九条第二号中「次条」の下に「若しくは第三十条」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（否認権のための保全処分）

第二十九条の二　裁判所は、更生手続開始の申立てがあった時から当該申立てについての決定があるまでの間において、否認権を保全するため必要があると認めるときは、利害関係人（保全管理人が選任されている場合にあっては、保全管理人）の申立てにより又は職権で、仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができる。

2　会社更生法第三十九条の二第二項から第六項までの規定は、前項の規定による保全処分について準用する。この場合において、同条第六項中「第十条第三項本文」とあるのは、「更生特例法第十条において準用する第十条第三項本文」と読み替えるものとする。

第三十一条中「整理手続」と」の下に「、同法第四十二条第二項中「第百三十八条から第百四十条まで又は第百四十二条」とあるのは「更生特例法第八十一条において準用する第百三十八条若しくは第百三十九条、更生特例法第八十二条において準用する第百四十条第一項若しくは第二項又は更生特例法第八十四条」と」を加え、「同条第二項」を「同条第三項第四号」に改める。

第三十三条第三項第一号中「知れている更生債権者」の下に「（更生協同組織金融機関が更生手続開始の時においてその財産をもって約定劣後更生債権（更生債権者と更生協同組織金融機関との間において、更生手続開始前に、当該協同組織金融機関について破産手続が開始されたとすれば当該破産手続におけるその配当の順位が破産法第九十九条第一項に規定する劣後的破産債権に後れる旨の合意がされた債権をいう。以下この章において同じ。）に優先する債権に係る債務を完済することができない状態にある場合における当該約定劣後更生債権を有する者を除く。）」を加える。

第三十四条の見出し中「禁止」を「禁止等」に改め、同条中「第四十七条」の下に「及び第四十七条の二」を加え、同条後段を次のように改める。

この場合において、同法第四十七条第七項第一号及び第二号中「第二十四条第二項」とあるのは「更生特例法第十九条において準用する第二十四条第二項」と、同法第四十七条の二中「更生会社財産」とあるのは「更生協同組織金融機関財産（更生特例法第四条第十四項に規定する更生協同組織金融機関財産をいう。）」と読み替えるものとする。

第三十五条第一項中「第四十八条第一項及び第四十九条」を「第四十八条から第四十九条の二まで」に、「第四十九条第二号及び第四号中「、整理開始若しくは特別清算開始」とあるのは「若しくは整理開始」と」を「第四十九条第一項第四号中「、整理開始又は特別清算開始」とあるのは「又は整理開始」と」に改め、同条第二項を削る。

第三十六条中「及び企業担保権の実行手続」とあるのは「強制執行等の手続」を「及び企業担保権の実行手続並びに」とあるのは「強制執行等の手続及び」に改め、「準用する第二十四条第二項」と」の下に「、同条第十一項中「第二百四条第二項」とあるのは「更生特例法第百二十五条第二項において準用する第二百四条第二項」と」を加える。

第三十七条に後段として次のように加える。

この場合において、同条第五項中「第二百三十四条第三号又は第四号」とあるのは「更生特例法第百五十条において準用する第二百三十四条第三号又は第四号」と、「第九十七条第一項」とあるのは「更生特例法第六十条において準用する第九十七条第一項」と読み替えるものとする。

第三十七条の次に次の一条を加える。

（債権者代位訴訟、詐害行為取消訴訟等の取扱い）

第三十七条の二　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百二十三条若しくは第四百二十四条の規定により更生債権者の提起した訴訟又は破産法若しくは民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による否認の訴訟若しくは否認の請求を認容する決定に対する異議の訴訟が更生手続開始当時係属するときは、その訴訟手続は、中断する。

2　会社更生法第五十二条の二第二項から第六項までの規定は、前項の規定により訴訟手続が中断した場合について準用する。

第四十一条第二項及び第三項を次のように改める。

2　破産法第五十四条の規定は、前項において準用する会社更生法第六十一条第一項の規定による契約の解除があった場合について準用する。この場合において、破産法第五十四条第一項中「破産債権者」とあるのは「更生債権者（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四条第九項に規定する更生債権者をいう。）」と、同条第二項中「破産者」とあるのは「更生協同組織金融機関（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四条第七項に規定する更生協同組織金融機関をいう。）」と、「破産財団」とあるのは「更生協同組織金融機関財産（同条第十四項に規定する更生協同組織金融機関財産をいう。）」と、「財団債権者」とあるのは「共益債権者」と読み替えるものとする。

3　破産法第五十六条、第五十八条及び第五十九条の規定は、協同組織金融機関について更生手続が開始された場合について準用する。この場合において、同法第五十六条第一項中「第五十三条第一項及び第二項」とあるのは「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四十一条第一項において準用する会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第六十一条第一項及び第二項」と、「破産者」とあるのは「更生協同組織金融機関（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四条第七項に規定する更生協同組織金融機関をいう。）」と、同条第二項中「財団債権」とあるのは「共益債権」と、同法第五十八条第一項中「破産手続開始」とあるのは「更生手続（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四条第一項に規定する更生手続をいう。）開始」と、同条第三項において準用する同法第五十四条第一項中「破産債権者」とあるのは「更生債権者（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四条第九項に規定する更生債権者をいう。）」と、同法第五十九条第一項中「破産手続」とあるのは「更生手続（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四条第一項に規定する更生手続をいう。）」と、同条第二項中「請求権は、破産者が有するときは破産財団に属し」とあるのは「請求権は」と、「破産債権」とあるのは「更生債権（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四条第八項に規定する更生債権をいう。）」と読み替えるものとする。

2　破産法第六十三条及び第六十四条の規定は、協同組織金融機関について更生手続が開始された場合について準用する。この場合において、同法第六十三条第一項中「破産手続開始の決定」とあるのは「更生手続（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四条第一項に規定する更生手続をいう。）開始の決定」と、同項及び同法第六十四条中「破産管財人」とあるのは「管財人」と、同法第六十三条第二項中「第五十三条第一項及び第二項」とあるのは「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四十一条第一項において準用する会社更生法第六十一条第一項及び第二項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「前二項」と、「同項」とあるのは「第一項」と、同法第六十四条第一項中「破産者」とあるのは「協同組織金融機関（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第二条第二項に規定する協同組織金融機関をいう。）」と、「破産手続開始」とあるのは「更生手続（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四条第一項に規定する更生手続をいう。）開始」と読み替えるものとする。

第四十九条中「（協同組合による金融事業に関する法律」を「、（協同組合による金融事業に関する法律」に改め、「、同条第三項中「子会社又は連結子会社」とあるのは「子会社」と」を削る。

第五十二条の次に次の一条を加える。

（管財人の情報提供努力義務）

第五十二条の二　管財人は、更生債権等である給料の請求権又は退職手当の請求権を有する者に対し、更生手続に参加するのに必要な情報を提供するよう努めなければならない。

第五十四条第一項中「又はその承継人」を削り、同条第三項中「第十一条において準用する同法第十一条第四項若しくは第五項に規定する場合又は第十二条において準用する同法第十三条」を「第百五十八条の十第六項又は第百五十八条の十三」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の場合において、管財人が欠けたときは、同項の計算の報告は、同項の規定にかかわらず、後任の管財人がしなければならない。

第五十六条の見出しを「（財産状況報告集会への報告）」に改める。

第五十七条を次のように改める。

（更生債権者等を害する行為の否認）

第五十七条　次に掲げる行為（担保の供与又は債務の消滅に関する行為を除く。）は、更生手続開始後、更生協同組織金融機関財産のために否認することができる。

一　更生協同組織金融機関が更生債権者等を害することを知ってした行為。ただし、これによって利益を受けた者が、その行為の

当時、更生債権者等を害する事実を知らなかったときは、この限りでない。

二　更生協同組織金融機関が支払の停止又は更生手続開始、破産手続開始、再生手続開始若しくは整理開始の申立て（以下この条において「支払の停止等」という。）があった後にした更生債権者等を害する行為。ただし、これによって利益を受けた者が、その行為の当時、支払の停止等があったこと及び更生債権者等を害する事実を知らなかったときは、この限りでない。

2　更生協同組織金融機関がした債務の消滅に関する行為であって、債権者の受けた給付の価額が当該行為によって消滅した債務の額より過大であるものは、前項各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、更生手続開始後、その消滅した債務の額に相当する部分以外の部分に限り、更生協同組織金融機関財産のために否認することができる。

3　更生協同組織金融機関が支払の停止等があった後又はその前六月以内にした無償行為及びこれと同視すべき有償行為は、更生手続開始後、更生協同組織金融機関財産のために否認することができる。

第五十七条の次に次の二条を加える。

（相当の対価を得てした財産の処分行為の否認）

第五十七条の二　更生協同組織金融機関が、その有する財産を処分する行為をした場合において、その行為の相手方から相当の対価を取得しているときは、その行為は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に限り、更生手続開始後、更生協同組織金融機関財産のために否認することができる。

一　当該行為が、不動産の金銭への換価その他の当該処分による財産の種類の変更により、更生協同組織金融機関において隠匿、無償の供与その他の更生債権者等を害する処分（以下この条において「隠匿等の処分」という。）をするおそれを現に生じさせるものであること。

二　更生協同組織金融機関が、当該行為の当時、対価として取得した金銭その他の財産について、隠匿等の処分をする意思を有していたこと。

三　相手方が、当該行為の当時、更生協同組織金融機関が前号の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたこと。

2　前項の規定の適用については、当該行為の相手方が更生協同組織金融機関の理事、監事又は清算人であるときは、その相手方は、当該行為の当時、更生協同組織金融機関が同項第二号の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたものと推定する。

（特定の債権者に対する担保の供与等の否認）

第五十七条の三　次に掲げる行為（既存の債務についてされた担保の供与又は債務の消滅に関する行為に限る。）は、更生手続開始後、更生協同組織金融機関財産のために否認することができる。

一　更生協同組織金融機関が支払不能（更生協同組織金融機関が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態をいう。以下この条において同じ。）になった後又は更生手続開始、破産手続開始、再生手続開始若しくは整理開始の申立て（以下この条において「更生手続開始の申立て等」という。）があった後にした行為。ただし、債権者が、その行為の当時、次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事実を知っていた場合に限る。

イ　当該行為が支払不能になった後にされたものである場合　支払不能であったこと又は支払の停止があったこと。

ロ　当該行為が更生手続開始の申立て等があった後にされたものである場合　更生手続開始の申立て等があったこと。

二　更生協同組織金融機関の義務に属せず、又はその時期が更生協同組織金融機関の義務に属しない行為であって、支払不能になる前三十日以内にされたもの。ただし、債権者がその行為の当時他の更生債権者等を害する事実を知らなかったときは、この限りでない。

2　前項第一号の規定の適用については、次に掲げる場合には、債権者は、同号に掲げる行為の当時、同号イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事実（同号イに掲げる場合にあっては、支払不能であったこと及び支払の停止があったこと）を知っていたものと推定する。

一　債権者が更生協同組織金融機関の理事、監事又は清算人である場合

二　前項第一号に掲げる行為が更生協同組織金融機関の義務に属せず、又はその方法若しくは時期が更生協同組織金融機関の義務に属しないものである場合

3　第一項各号の規定の適用については、支払の停止（更生手続開始の申立て等の前一年以内のものに限る。）があった後は、支払不能であったものと推定する。

第五十八条の見出し中「場合」を「場合等」に改め、同条第一項中「前条第一項」を「前条第一項第一号」に改め、同条に次の一項を加える。

3　前条第一項の規定は、更生協同組織金融機関が租税等の請求権又は第八十四条第二号に規定する更生手続開始前の罰金等の請求権につき、その徴収の権限を有する者に対してした担保の供与又は債務の消滅に関する行為には、適用しない。

第六十条中「第九十七条まで」を「第九十八条まで」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、同法第九十条及び第九十一条第二項中「第八十六条第三項」とあるのは「更生特例法第五十七条第三項」と、同条第一項並びに同法第九十一条の二第一項、第二項及び第四項並びに第九十四条第三項中「更生会社財産」とあるのは「更生協同組織金融機関財産（更生特例法第四条第十四項に規定する更生協同組織金融機関財産をいう。）」と、同法第九十一条の二第一項及び第四項中「第八十六条第一項若しくは第三項又は第八十六条の二第一項」とあるのは「更生特例法第五十七条第一項若しくは第三項又は第五十七条の二第一項」と、同条第三項及び同法第九十三条第一項第二号中「第八十六条の二第二項各

号に掲げる者のいずれか」とあるのは「更生協同組織金融機関の理事、監事又は清算人」と、同法第九十二条中「第八十六条の三第一項」とあるのは「更生特例法第五十七条の三第一項」と、同法第九十四条第一項中「第三十九条の二第一項」とあるのは「更生特例法第二十九条の二第一項」と、同項及び同条第三項中「第四十四条第二項」とあるのは「更生特例法第三十一条において準用する第四十四条第二項」と、同項中「第三十九条の二第二項」とあるのは「更生特例法第二十九条の二第二項において準用する第三十九条の二第二項」と、同法第九十六条第四項中「第十条第三項本文」とあるのは「更生特例法第十条において準用する第十条第三項本文」と、同法第九十七条第六項中「第二百三十四条第二号又は第五号」とあるのは「更生特例法第百五十条において準用する第二百三十四条第二号又は第五号」と、「第五十二条第四項」とあるのは「更生特例法第三十七条において準用する第五十二条第四項」と読み替えるものとする。

第六十一条　削除

第六十六条中「第十七条第二項第二号に規定する」を削り、「第百十五条第三項」を「第百十五条第一項中「第四十二条第二項」とあるのは「更生特例法第三十一条において準用する第四十二条第二項」と、同条第三項」に改める。

第六十八条及び第六十九条中「第十五条第一項」を「第十二条第一項」に、「第十三条」を「第十一条」に改める。

第八十条第二項を次のように改める。

2　破産法第百四条及び第百五条の規定は、協同組織金融機関について更生手続が開始された場合における更生債権者等の権利の行使について準用する。この場合において、同法第百四条及び第百五条中「破産手続開始」とあるのは「更生手続（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四条第一項に規定する更生手続をいう。）開始」と、同法第百四条第一項、第三項及び第四項並びに第百五条中「破産手続に」とあるのは「更生手続（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四条第一項に規定する更生手続をいう。）に」と、同法第百四条第三項から第五項までの規定中「破産者」とあるのは「更生協同組織金融機関（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四条第七項に規定する更生協同組織金融機関をいう。）」と、同条第四項中「破産債権者」とあるのは「更生債権者等（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四条第十三項に規定する更生債権者等をいう。）」と読み替えるものとする。

第八十一条中「第四十二条」を「第四十二条第一項」に改める。

第八十五条を次のように改める。

第八十五条　削除

第八十六条の見出し中「作成」を「作成等」に改め、同条に次の一項を加える。

4　更生債権者表又は更生担保権者表の記載に誤りがあるときは、裁判所書記官は、申立てにより又は職権で、いつでもその記載を更正する処分をすることができる。

第八十七条中「第四十二条」を「第四十二条第一項」に改め、「、同法第百四十七条第三項中「第四十三条第一項第四号」とあるのは「更生特例法第三十一条において準用する第四十三条第一項第四号」と」を削る。

第八十九条第一項中「第百六十四条第一項から第三項まで」を「第百六十四条第一項から第四項まで」に改め、同条第二項中「異議又は」の下に「同条第三項の規定による」を加え、「更生特例法第八十一条」を「、「更生特例法第八十一条」に改め、「、同法第百六十条中「第百五十二条第一項」とあるのは「更生特例法第八十八条において準用する第百五十二条第一項」と」を削る。

第九十三条第一項第三号中「前号」の下に「及び次号」を加え、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　約定劣後更生債権

第百十三条及び第百二十条第二項中「第百十五条第一項」を「第百十五条第一項本文」に改める。

第百二十三条後段を次のように改める。

この場合において、同条第二項中「第百六十八条第一項第四号から第六号まで」とあるのは「更生特例法第九十三条第一項第四号又は第五号」と、同条第五項中「第十三条」とあるのは「更生特例法第十二条」と読み替えるものとする。

第百二十五条第一項中「免かれ」を「免れ」に改める。

第百二十六条中「第二百八条第一項」を「第二百八条」に改める。

第百四十九条第三項後段を次のように改める。

この場合において、同条第二項中「第百六十八条第一項第四号から第六号まで」とあるのは「更生特例法第九十三条第一項第四号又は第五号」と、同条第五項中「第十三条」とあるのは「更生特例法第十二条」と読み替えるものとする。

第百五十二条第一項及び第百五十五条第二項中「第十六条」を「第十三条」に、「第十四条」を「第十二条」に改める。

第百五十九条第五項を次のように改める。

5　前項の登記には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項をも登記しなければならない。

一　前項に規定する保全管理命令の登記　保全管理人の氏名又は名称及び住所、保全管理人がそれぞれ単独にその職務を行うことについて第二十四条第一項において準用する会社更生法第六十九条第一項ただし書の許可があったときはその旨並びに保全管理人が職務を分掌することについて同項ただし書の許可があったときはその旨及び各保全管理人が分掌する職務の内容

二　前項に規定する監督命令の登記　監督委員の氏名又は名称及び住所並びに第二十五条第二項の規定により指定された行為

第百五十九条第九項中「によって」を「により」に改め、同条第十項中「破産」を「破産手続開始」に改める。

第百六十一条第一項第一号中「において準用する会社更生法」を「（第三十一条において準用する会社更生法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）において準用する同法」に改

め、同項第二号中「第三十条第一項」を「第二十九条の二第一項若しくは第三十条第一項（これらの規定を第三十一条において準用する会社更生法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）」に、「会社更生法」を「同法」に改め、同条第五項を削る。

第百六十二条第二項中「第二百四十六条第一項」を「第二百五十八条第一項」に改める。

第百六十三条中「第二百五十条」を「第二百六十二条」に、「同条第二項」を「同条第六項」に改め、「、同条第三項中「第二百四十一条第一項」とあるのは「更生特例法第百五十五条第一項において準用する第二百四十一条第一項」と」を削る。

第百六十五条第一項中「第二百五十条」を「第二百六十二条」に改め、同条第六項中「第二百五十二条第七項」を「第二百六十四条第七項」に改め、同条第七項中「第二百五十二条第八項」を「第二百六十四条第八項」に改める。

第百六十六条中「第二百五十条」を「第二百六十二条」に改める。

第百六十七条を次のように改める。

第百六十七条　削除

第二章中第十一節を第十二節とし、第十節の次に次の一節を加える。

第十一節　更生手続と他の倒産処理手続との間の移行等

第一款　破産手続から更生手続への移行

（破産管財人による更生手続開始の申立て）

第百五十八条の二　会社更生法第二百四十六条の規定は、破産者である協同組織金融機関に第十五条第一項に規定する更生手続開始の原因となる事実がある場合について準用する。この場合において、同法第二百四十六条第四項中「第二十条第一項」とあるのは、「更生特例法第十八条において準用する第二十条第一項」と読み替えるものとする。

（更生債権の届出を要しない旨の決定）

第百五十八条の三　裁判所は、更生手続開始の決定をする場合において、第三十六条において準用する会社更生法第五十条第一項の規定により中止することとなる破産手続において届出があった破産債権の内容及び原因、破産法第百二十五条第一項本文に規定する異議等のある破産債権の数、当該破産手続における配当の有無その他の事情を考慮して相当と認めるときは、当該決定と同時に、更生債権であって当該破産手続において破産債権としての届出があったもの（同法第九十七条第四号に規定する租税等の請求権及び同条第六号に規定する罰金等の請求権を除く。）を有する更生債権者は当該更生債権の届出をすることを要しない旨の決定をすることができる。

2　会社更生法第二百四十七条第二項から第五項までの規定は、前項の規定による決定があった場合について準用する。この場合において、同条第二項中「第四十三条第一項」とあるのは「更生特例法第三十一条において準用する第四十三条第一項」と、同条第三項及び第五項中「第百三十八条第一項」とあるのは「更生特例法第八十一条において準用する第百三十八条第一項」と、同条第四項第一号及び第二号中「第百三十八条第一項第一号」とあるのは「更生特例法第八十一条において準用する第百三十八条第一項第一号」と、同項第三号及び第四号中「第百三十八条第一項第二号」とあるのは「更生特例法第八十一条において準用する第百三十八条第一項第二号」と読み替えるものとする。

第二款　再生手続から更生手続への移行

（再生手続における管財人による更生手続開始の申立て）

第百五十八条の四　会社更生法第二百四十八条の規定は、再生債務者である協同組織金融機関に第十五条第一項に規定する更生手続開始の原因となる事実がある場合について準用する。この場合において、同法第二百四十八条第三項中「第二百四十六条第三項」とあるのは「更生特例法第百五十八条の二において準用する第二百四十六条第三項」と、同条第四項中「第二十条第一項」とあるのは「更生特例法第十八条において準用する第二十条第一項」と読み替えるものとする。

（更生債権の届出を要しない旨の決定）

第百五十八条の五　裁判所は、更生手続開始の決定をする場合において、第三十六条において準用する会社更生法第五十条第一項の規定により中止することとなる再生手続において届出があった再生債権の内容及び原因、民事再生法第百五条第一項本文に規定する異議等のある再生債権の数、再生計画による権利の変更の有無及び内容その他の事情を考慮して相当と認めるときは、当該決定と同時に、更生債権であって当該再生手続において再生債権としての届出があったもの（同法第九十七条に規定する再生手続開始前の罰金等を除く。）を有する更生債権者は当該更生債権の届出をすることを要しない旨の決定をすることができる。

2　会社更生法第二百四十九条第二項から第五項までの規定は、前項の規定による決定があった場合について準用する。この場合において、同条第二項中「第四十三条第一項」とあるのは「更生特例法第三十一条において準用する第四十三条第一項」と、同条第四項第一号及び第二号中「第百三十八条第一項第一号」とあるのは「更生特例法第八十一条において準用する第百三十八条第一項第一号」と、同項第三号及び第四号中「第百三十八条第一項第二号」とあるのは「更生特例法第八十一条において準用する第百三十八条第一項第二号」と読み替えるものとする。

第三款　更生手続から破産手続への移行

（更生手続開始の決定があった場合の破産事件の移送）

第百五十八条の六　裁判所（破産事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。）は、破産手続開始の前後を問わず、同一の債務者につき更生手続開始の決定があった場合において、当該破産事件を処理するために相当であると認めるときは、職権で、当該破産事件を更生裁判所に移送することができる。

（更生手続終了前の破産手続開始の申立て等）

第百五十八条の七　破産手続開始前の更生協同組織金融機関について更生手続開始の決定の取消し、更生手続廃止又は更生計画不認可の決定があった場合には、第三十六条において準用する会社更生法第五十条第一項の規定にかかわらず、当該決定の確定前においても、更生裁判所に当該更生協同組織金融機関についての破産手続開始の申立てをすることができる。破産手続開始後の更生協同組織金融機関について更生計画認可の決定により破産手続が効力を失った後に第百五十五条第一項において準用する同法第二百四十一条第一項の規定による更生手続廃止の決定があった場合も、同様とする。

2　前項前段の規定は、同項前段に規定する更生協同組織金融機関について既に開始された再生手続がある場合については、適用しない。

3　第一項の規定による破産手続開始の申立てに係る破産手続開始の決定は、同項前段に規定する決定又は同項後段の更生手続廃止の決定が確定した後でなければ、することができない。

（更生手続の終了に伴う職権による破産手続開始の決定）

第百五十八条の八　破産手続開始前の協同組織金融機関について第百五十条において準用する会社更生法第二百三十四条第一号から第四号までに掲げる事由のいずれかが生じた場合において、裁判所は、当該協同組織金融機関に破産手続開始の原因となる事実があると認めるときは、職権で、破産法に従い、破産手続開始の決定をすることができる。ただし、当該協同組織金融機関について既に開始された再生手続がある場合は、この限りでない。

2　破産手続開始後の更生協同組織金融機関について更生計画認可の決定により破産手続が効力を失った後に第百五十五条第一項の規定による更生手続廃止の決定が確定した場合には、裁判所は、職権で、破産法に従い、破産手続開始の決定をしなければならない。ただし、前条第一項後段の規定による破産手続開始の申立てに基づいて破産手続開始の決定をする場合は、この限りでない。

（更生手続の終了等に伴う破産手続開始前の保全処分等）

第百五十八条の九　裁判所は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、職権で、破産法第二十四条第一項の規定による中止の命令、同法第二十五条第二項に規定する包括的禁止命令、同法第二十八条第一項の規定による保全処分、同法第九十一条第二項に規定する保全管理命令又は同法第百七十一条第一項の規定による保全処分（以下この条及び第百五十八条の十二第四項において「保全処分等」という。）を命ずることができる。

一　破産手続開始前の協同組織金融機関につき更生手続開始の申立ての棄却の決定があった場合

二　破産手続開始前の更生協同組織金融機関につき更生手続開始の決定の取消し、更生手続廃止又は更生計画不認可の決定が確定した場合

三　破産手続開始後の更生協同組織金融機関につき更生計画認可の決定により破産手続が効力を失った後に第百五十五条第一項において準用する会社更生法第二百四十一条第一項の規定による更生手続廃止の決定があった場合

2　裁判所は、前項第一号又は第二号の規定による保全処分等を命じた場合において、前条第一項本文の規定による破産手続開始の決定をしないこととしたときは、遅滞なく、当該保全処分等を取り消さなければならない。

3　第一項第一号の規定による保全処分等は、同号に規定する決定を取り消す決定があったときは、その効力を失う。

4　破産法第二十四条第四項、第二十五条第六項、第二十八条第三項、第九十一条第五項及び第百七十一条第四項の規定にかかわらず、第二項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができない。

（更生手続の終了に伴う破産手続における破産法の適用関係）

第百五十八条の十　破産手続開始前の協同組織金融機関に関する次に掲げる場合における破産法の関係規定（破産法第七十一条第一項第四号並びに第二項第二号及び第三号、第七十二条第一項第四号並びに第二項第二号及び第三号、第百六十条（第一項第一号を除く。）、第百六十二条（第一項第二号を除く。）、第百六十三条第二項、第百六十四条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第百六十六条並びに第百六十七条第二項（同法第百七十条第二項において準用する場合を含む。）の規定をいう。第三項において同じ。）の適用については、更生手続開始の申立て等（更生手続開始の申立て、更生手続開始によって効力を失った整理手続における整理開始の申立て、更生計画認可の決定により効力を失った再生手続における再生手続開始の申立て又は破産法第二百六十五条の罪に該当することとなる当該協同組織金融機関の理事若しくはこれに準ずる者の行為をいう。以下この項において同じ。）は、当該更生手続開始の申立て等の前に破産手続開始の申立てがないときに限り、破産手続開始の申立てとみなす。

一　第百五十八条の八第一項本文の規定による破産手続開始の決定があった場合

二　更生手続開始の申立ての棄却の決定の確定前にされた破産手続開始の申立てに基づき、当該決定の確定後に破産手続開始の決定があった場合

三　更生手続開始の決定前にされた破産手続開始の申立てに基づき、第百五十条において準用する会社更生法第二百三十四条第二号若しくは第三号に掲げる事由の発生後又は第百五十二条第一項において準用する同法第二百三十六条若しくは第二百三十七条第一項の規定による更生手続廃止の決定の確定後に、破産手続開始の決定があった場合

四　第百五十八条の七第一項前段の規定による破産手続開始の申立てに基づき、破産手続開始の決定があった場合

2　更生計画不認可又は更生手続廃止の決定の確定による更生手続の終了に伴い前項各号に規定する破産手続開始の決定があった場合における破産法第百七十六条前段の規定の適用については、次に掲げる決定の日を同条前段の破産手続開始の日とみなす。

一　更生手続開始の決定

二　更生計画認可の決定により効力を失った再生手続における再生手続開始の決定

3　破産手続開始後の更生協同組織金融機関について第百五十八条の七第一項後段の規定による破産手続開始の申立てに基づいて破産手続開始の決定があった場合又は第百五十八条の八第二項の規定による破産手続開始の決定があった場合における破産法の関係規定の適用については、更生計画認可の決定によって効力を失った破産手続における破産手続開始の申立てがあった時に破産手続開始の申立てがあったものとみなす。

4　前項に規定する破産手続開始の決定があった場合における破産法第百七十六条前段の規定の適用については、更生計画認可の決定によって効力を失った破産手続における破産手続開始の日を同条前段の破産手続開始の日とみなす。

5　第一項各号又は第三項に規定する破産手続開始の決定があった場合における破産法第百四十八条第一項第三号の規定の適用については、同号中「包括的禁止命令」とあるのは「包括的禁止命令若しくは金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第十九条において準用する会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第二十五条第二項に規定する包括的禁止命令」と、「期間がある」とあるのは「期間又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第三十六条において準用する会社更生法第五十条第二項の規定により国税滞納処分をすることができない期間がある」とする。

6　前項に規定する破産手続開始の決定があった場合には、共益債権（更生手続が開始されなかった場合における第四十一条第一項において準用する会社更生法第六十二条第二項に規定する請求権並びに第七十五条第一項及び第四項に規定する請求権を含む。第百五十八条の十三において同じ。）は、財団債権とする。破産手続開始後の協同組織金融機関について第百五十条において準用する会社更生法第二百三十四条第一号から第三号までに掲げる事由の発生又は第百五十二条第一項において準用する同法第二百三十六条若しくは第二百三十七条第一項の規定による更生手続廃止の決定の確定によって破産手続が続行された場合も、同様とする。

（破産債権の届出を要しない旨の決定）

第百五十八条の十一　裁判所（破産事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。）は、前条第一項各号又は第三項に規定する破産手続開始の決定をする場合において、終了した更生手続において届出があった更生債権等の内容及び原因並びに議決権の額、第八十八条において準用する会社更生法第百五十一条第一項本文に規定する異議等のある更生債権等の数、更生計画による権利の変更の有無及び内容その他の事情を考慮して相当と認めるときは、当該決定と同時に、破産債権であって当該更生手続において更生債権等としての届出があったもの（租税等の請求権及び第八十四条第二号に規定する更生手続開始前の罰金等の請求権を除く。）を有する破産債権者は当該破産債権の届出をすることを要しない旨の決定をすることができる。

2　会社更生法第二百五十五条第二項から第六項までの規定は、前項の規定による決定があった場合について準用する。この場合において、同条第四項第一号中「第百三十六条第一項第三号ロからニまで」とあるのは「更生特例法第八十条第一項において準用する第百三十六条第一項第三号ロからニまで」と、「第百三十八条第一項第三号又は第二項第三号」とあるのは「更生特例法第八十一条において準用する第百三十八条第一項第三号又は第二項第三号」と、同項第二号から第四号までの規定中「第百三十八条第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「更生特例法第八十一条において準用する第百三十八条第一項第一号又は第二項第一号」と、同項第三号中「第百三十六条第一項第一号、第二号又は第三号イ」とあるのは「更生特例法第八十条第一項において準用する第百三十六条第一項第一号、第二号又は第三号イ」と、同項第四号中「第百三十六条第二項第一号から第三号まで」とあるのは「更生特例法第八十条第一項において準用する第百三十六条第二項第一号から第三号まで」と、同項第五号及び第六号中「第百三十八条第一項第二号」とあるのは「更生特例法第八十一条において準用する第百三十八条第一項第二号」と、同項第七号中「第百三十八条第一項第三号」とあるのは「更生特例法第八十一条において準用する第百三十八条第一項第三号」とする。

（否認の請求を認容する決定に対する異議の訴え等の取扱い）

第百五十八条の十二　第百五十条において準用する会社更生法第二百三十四条第三号又は第四号に掲げる事由が生じた場合において、第百五十八条の十第一項各号又は第三項に規定する破産手続開始の決定があったときは、第三十七条において準用する同法第五十二条第四項の規定により中断した第六十条において準用する同法第九十七条第一項の訴えに係る訴訟手続は、破産管財人においてこれを受け継ぐことができる。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができる。

2　前項の場合においては、相手方の管財人に対する訴訟費用請求権は、財団債権とする。

3　第一項の場合において、第三十七条において準用する会社更生法第五十二条第四項の規定により中断した第六十条において準用する同法第九十七条第一項の訴えに係る訴訟手続について第一項の規定による受継があるまでに破産手続が終了したときは、当該訴訟手続は、終了する。

4　第三十七条において準用する会社更生法第五十二条第四項の規定により中断した第六十条において準用する同法第九十七条第一項の訴えに係る訴訟手続であって破産手続開始前の協同組織金融機関についての更生事件に係

るものは、その中断の日から一月（その期間中に第百五十八条の九第一項第一号若しくは第二号の規定による保全処分等又は第百五十八条の十第二項各号に掲げる破産手続開始の申立てに係る破産手続における保全処分等がされていた期間があるときは、当該期間を除く。）以内に第百五十八条の十第一項各号に規定する破産手続開始の決定がされていないときは、終了する。

5　第八十八条において準用する会社更生法第百六十三条第一項の規定により引き続き係属するものとされる第八十八条において準用する同法第百五十一条第一項本文に規定する更生債権等査定申立ての手続及び第八十八条において準用する同法第百五十三条第一項に規定する価額決定の申立ての手続は、第百五十八条の十第一項各号又は第三項に規定する破産手続開始の決定があったときは、終了するものとする。この場合においては、第八十八条において準用する同法第百六十三条第三項の規定は、適用しない。

6　第四項の規定は、第八十八条において準用する会社更生法第百六十三条第四項の規定により中断した第八十八条において準用する同法第百五十二条第一項に規定する更生債権等査定異議の訴えに係る訴訟手続であって破産手続開始前の協同組織金融機関についての更生事件に係るものについて準用する。

第四款　更生手続の終了に伴う再生手続の続行

第百五十八条の十三　協同組織金融機関について再生事件が係属している場合において、第百五十条において準用する会社更生法第二百三十四条第一項から第三号までに掲げる事由の発生又は第百五十二条第一項において準用する同法第二百三十六条若しくは第二百三十七条第一項の規定による更生手続廃止の決定の確定によって再生手続が続行されたときは、共益債権は、再生手続における共益債権とする。

第百六十九条第五項中「この章」の下に「（第三百三十一条の六及び第三百三十一条の十一第一項を除く。）」を加え、同条第八項第六号中「第六十三条」を「第五十八条第二項」に改め、同項第七号中「第六十六条第一項」を「第五十九条第一項」に改め、同項第八号中「第九十一条第三項第三号又は第四号」を「第九十一条の二第二項第二号又は第三号」に改める。

第百七十六条及び第百七十七条を削る。

第百七十八条中「第十四条及び第十五条」を「第十一条及び第十二条」に、「第十四条第一項」を「第十一条第一項」に、「同法第十五条第一項第一号」を「第三十九条の二第一項」とあるのは「更生特例法第百九十四条の二第一項」と、同法第十二条第一項第一号」に改め、同条を第百七十六条とする。

第百七十九条を第百七十七条とし、第三章第一節中同条の次に次の二条を加える。

（最高裁判所規則）

第百七十八条　この章並びに次章第三節及び第六節に定めるもののほか、相互会社の更生手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第百七十九条　削除

第百八十条第一項第一号中「破産」を「破産手続開始」に改める。

第百八十一条の見出し中「破産」を「破産手続開始」に改め、同条中「によって」を「の規定により」に、「破産」を「破産手続開始」に改める。

第百八十二条中「破産宣告」を「破産手続開始」に改める。

第百八十三条中「に係る」を「についての」に改め、「第百九十条第二項」と」の下に「、第三十九条の二第一項」とあるのは「更生特例法第百九十四条の二第一項」とを加える。

第百八十九条第一項中「並びに第八十二条第一項及び第二項」を「及び第八十二条第一項から第三項まで」に改め、「第一条の二第四項」と」の下に「、同法第八十二条第二項中「後任の管財人」とあるのは「後任の保全管理人又は管財人」と、同条第三項中「後任の管財人」とあるのは「後任の保全管理人、管財人」と」を加え、同条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第五項中「訴訟手続（第二百三十四条第三号又は第四号に掲げる事由が生じた場合における第九十七条第一項の訴えに係る訴訟手続を除く。）」とあるのは、「訴訟手続」と読み替えるものとする。

第百八十九条に次の一項を加える。

5　会社更生法第六十六条第一項本文の規定は、相互会社の更生手続において保全管理人が選任されている期間中における開始前会社の取締役、執行役及び監査役について準用する。

第百九十四条第二号中「次条」の下に「若しくは第百九十五条」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（否認権のための保全処分）

第百九十四条の二　裁判所は、更生手続開始の申立てがあった時から当該申立てについての決定があるまでの間において、否認権を保全するため必要があると認めるときは、利害関係人（保全管理人が選任されている場合にあっては、保全管理人）の申立てにより又は職権で、仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができる。

2　会社更生法第三十九条の二第二項から第六項までの規定は、前項の規定による保全処分について準用する。この場合において、同条第六項中「第十条第三項本文」とあるのは、「更生特例法第百七十五条において準用する第十条第三項本文」と読み替えるものとする。

第百九十六条中「第三項を除く」を「第三項第二号を除く」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、同法第四十一条第一項中「第十七条」とあるのは「更生特例法第百八十条」と、同法第四十二条第二項中「第百三十八条から第百四十条まで又は第百四十二条」とあるのは「更生特例法第二百四十八条において準用する第百三十八条若しくは第百三十九条、更生特例法第二百四十九条において準用する第百四十条第一項若しくは第二項又は更生特例法第二百五十一条」と、同法第四十三条第一項第五号中「第百九十条第一項各号」とあるのは「更生特例法第二百八十三条において準用する第百九十条第一項各号」と、同条第三項第四号中「第三十九条」とあるのは

「更生特例法第百九十四条」と、同条第四項第二号中「債務」とあるのは「基金に係る更生債権に優先する債権に係る債務」と、「株主等」とあるのは「基金の拠出者」と、同条第五項中「第三項第一号から第三号まで及び前項」とあるのは「第三項第一号及び第三号並びに前項」と、「第三項第一号及び第二号並びに前項」とあるのは「第三項第一号及び前項」と、同法第四十四条第二項中「前章第二節」とあるのは「更生特例法第三章第二節第二款」と、同条第三項中「第四号」とあるのは「第二号及び第四号」と読み替えるものとする。

第百九十八条第三項第一号中「知れている更生債権者」の下に「（更生会社が更生手続開始の時においてその財産をもって約定劣後更生債権（更生債権者と更生会社との間において、更生手続開始前に、当該会社について破産手続が開始されたとすれば当該破産手続におけるその配当の順位が破産法第九十九条第一項に規定する劣後的破産債権に後れる旨の合意がされた債権をいう。以下この章において同じ。）に優先する債権に係る債務を完済することができない状態にある場合における当該約定劣後更生債権を有する者及び更生会社が更生手続開始の時においてその財産をもって基金に係る更生債権に優先する債権に係る債務を完済することができない状態にある場合における当該基金の拠出者を除く。）」を加える。

第百九十九条の見出し中「禁止」を「禁止等」に改め、同条中「第四十七条」の下に「及び第四十七条の二」を加え、同条後段を次のように改める。

この場合において、同法第四十七条第六項中「約定劣後更生債権である更生債権」とあるのは「約定劣後更生債権である更生債権及び基金に係る更生債権」と、同条第七項第一号及び第二号中「第二十四条第二項」とあるのは「更生特例法第百八十四条において準用する第二十四条第二項」と読み替えるものとする。

第二百条第一項中「第四十八条第一項及び第四十九条」を「第四十八条から第四十九条の二まで」に改め、同条第二項を削る。

第二百一条中「準用する第二十四条第二項」との下に「、同条第十一項中「第二百四条第二項」とあるのは「更生特例法第二百九十五条第二項において準用する第二百四条第二項」と」を加える。

第二百二条に後段として次のように加える。

この場合において、同条第五項中「第二百三十四条第三号又は第四号」とあるのは「更生特例法第三百二十三条において準用する第二百三十四条第三号又は第四号」と、「第九十七条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十六条において準用する第九十七条第一項」と読み替えるものとする。

第二百二条の次に次の一条を加える。

（債権者代位訴訟、詐害行為取消訴訟等の取扱い）

第二百二条の二　民法第四百二十三条若しくは第四百二十四条の規定により更生債権者の提起した訴訟又は破産法若しくは民事再生法の規定による否認の訴訟若しくは否認の請求を認容する決定に対する異議の訴訟が更生手続開始当時係属するときは、その訴訟手続は、中断する。

2　会社更生法第五十二条の二第二項から第六項までの規定は、前項の規定により訴訟手続が中断した場合について準用する。

第二百六条第二項及び第三項を次のように改める。

2　破産法第五十四条の規定は、前項において準用する会社更生法第六十一条第一項の規定による契約の解除があった場合について準用する。この場合において、破産法第五十四条第一項中「破産債権者」とあるのは「更生債権者（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第百六十九条第九項に規定する更生債権者をいう。）」と、同条第二項中「破産者」とあるのは「更生会社（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第百六十九条第七項に規定する更生会社をいう。）」と、同条第二項中「財団債権」とあるのは「共益債権」と、同法第五十八条第一項中「破産手続開始」とあるのは「更生手続（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第百六十九条第一項に規定する更生手続をいう。）開始」と、同条第三項において準用する同法第五十四条第一項中「破産債権者」とあるのは「更生債権者（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第百六十九条第九項に規定する更生債権者をいう。）」と、同法第五十九条第一項中「破産手続」とあるのは「更生手続（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第百六十九条第一項に規定する更生手続をいう。）」と、同条第二項中「請求権は、破産者が有するときは破産財団に属し」とあるのは「請求権は」と、「破産債権」とあるのは「更生債権（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第百六十九条第八項に規定する更生債権をいう。）」と読み替えるものとする。

第二百七条第二項を次のように改める。

2　破産法第六十三条及び第六十四条の規定は、相互会社について更生手続が開始された場合について準用する。この場合において、同法第六十三条第一項中「破産手続開始の決定」とあるのは「更生手続（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第百六十九条第一項に規定する更生手続をいう。）開始の決定」と、同項及び同法第六十四条中「破産管財人」とあるのは「管財人」と、同法第六十三条第二項中「第五十三条第一項及び第二項」とあるのは「金融機関等の更生手続の特例等に関する

法律第二百六条第一項において準用する会社更生法第六十一条第一項及び第二項と、同条第三項中「第一項」とあるのは「前二項」と、「同項」とあるのは「第一項」と、同法第六十四条第一項中「破産者」とあるのは「相互会社（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第二条第六項に規定する相互会社をいう。）」と、「破産手続開始」とあるのは「更生手続（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第百六十九条第一項に規定する更生手続をいう。）開始」と読み替えるものとする。

第二百十八条の次に次の一条を加える。

（管財人の情報提供努力義務）

第二百十八条の二　管財人は、更生債権等である給料の請求権又は退職手当の請求権を有する者に対し、更生手続に参加するのに必要な情報を提供するよう努めなければならない。

第二百二十条第一項中「又はその承継人」を削り、同条第三項中「第百七十六条において準用する同法第十一条第四項若しくは第五項に規定する場合又は第百七十七条において準用する同法第十三条」を「第三百三十一条の十第六項又は第三百三十一条の十三」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の場合において、管財人が欠けたときは、同項の計算の報告は、同項の規定にかかわらず、後任の管財人がしなければならない。

第二百二十二条の見出しを「（財産状況報告集会への報告）」に改める。

第二百二十三条を次のように改める。

（更生債権者等を害する行為の否認）

第二百二十三条　次に掲げる行為（担保の供与又は債務の消滅に関する行為を除く。）は、更生手続開始後、更生会社財産のために否認することができる。

一　更生会社が更生債権者等を害することを知ってした行為。ただし、これによって利益を受けた者が、その行為の当時、更生債権者等を害する事実を知らなかったときは、この限りでない。

二　更生会社が支払の停止又は更生手続開始、破産手続開始、再生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立て（以下この条において「支払の停止等」という。）があった後にした更生債権者等を害する行為。ただし、これによって利益を受けた者が、その行為の当時、支払の停止等があったこと及び更生債権者等を害する事実を知らなかったときは、この限りでない。

2　更生会社がした債務の消滅に関する行為であって、債権者の受けた給付の価額が当該行為によって消滅した債務の額より過大であるものは、前項各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、更生手続開始後、その消滅した債務の額に相当する部分以外の部分に限り、更生会社財産のために否認することができる。

3　更生会社が支払の停止等があった後又はその前六月以内にした無償行為及びこれと同視すべき有償行為は、更生手続開始後、更生会社財産のために否認することができる。

第二百二十三条の次に次の二条を加える。

（相当の対価を得てした財産の処分行為の否認）

第二百二十三条の二　更生会社が、その有する財産を処分する行為をした場合において、その行為の相手方から相当の対価を取得しているときは、その行為は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に限り、更生手続開始後、更生会社財産のために否認することができる。

一　当該行為が、不動産の金銭への換価その他の当該処分による財産の種類の変更により、更生会社において隠匿、無償の供与その他の更生債権者等を害する処分（以下この条において「隠匿等の処分」という。）をするおそれを現に生じさせるものであること。

二　更生会社が、当該行為の当時、対価として取得した金銭その他の財産について、隠匿等の処分をする意思を有していたこと。

三　相手方が、当該行為の当時、更生会社が前号の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたこと。

2　前項の規定の適用については、当該行為の相手方が更生会社の取締役、執行役、監査役又は清算人であるときは、その相手方は、当該行為の当時、更生会社が同項第二号の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたものと推定する。

（特定の債権者に対する担保の供与等の否認）

第二百二十三条の三　次に掲げる行為（既存の債務についてされた担保の供与又は債務の消滅に関する行為に限る。）は、更生手続開始後、更生会社財産のために否認することができる。

一　更生会社が支払不能（更生会社が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態をいう。以下この条において同じ。）になった後又は更生手続開始、破産手続開始、再生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立て（以下この条において「更生手続開始の申立て等」という。）があった後にした行為。ただし、債権者が、その行為の当時、次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事実を知っていた場合に限る。

イ　当該行為が支払不能になった後にされたものである場合　支払不能であったこと又は支払の停止があったこと。

ロ　当該行為が更生手続開始の申立て等があった後にされたものである場合　更生手続開始の申立て等があったこと。

二　更生会社の義務に属せず、又はその時期が更生会社の義務に属しない行為であって、支払不能になる前三十日以内にされたもの。ただし、債権者がその行為の当時他の更生債権者等を害する事実を知らなかったときは、この限りでない。

2　前項第一号の規定の適用については、次に掲げる場合には、債権者は、同号に掲げる行為の当時、同号イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事実（同号イに掲げる場合にあっては、支払不能

であったこと及び支払の停止があったこと）を知っていたものと推定する。

一　債権者が更生会社の取締役、執行役、監査役又は清算人である場合

二　前項第一号に掲げる行為が更生会社の義務に属せず、又はその方法若しくは時期が更生会社の義務に属しないものである場合

3　第一項各号の規定の適用については、支払の停止（更生手続開始の申立て等の前一年以内のものに限る。）があった後は、支払不能であったものと推定する。

第二百二十四条の見出し中「場合」を「場合等」に改め、同条第一項中「前条第一項」を「前条第一項第一号」に改め、同条に次の一項を加える。

3　前条第一項の規定は、更生会社が租税等の請求権又は第二百五十一条第二号に規定する更生手続開始前の罰金等の請求権につき、その徴収の権限を有する者に対してした担保の供与又は債務の消滅に関する行為には、適用しない。

第二百二十六条中「第九十七条まで」を「第九十八条まで」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、同法第九十条及び第九十一条第二項中「第八十六条第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第三項」と、同法第九十一条の二第一項及び第四項中「第八十六条第一項若しくは第三項又は第八十六条の二第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項若しくは第三項又は第八十六条の二第一項」と、同法第九十一条の二第二項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第三項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第四項中「第八十六条第一項若しくは第三項又は第八十六条の二第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項若しくは第三項又は第八十六条の二第一項」と、同法第九十一条の二第五項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第六項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第七項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第八項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第九項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第十項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第十一項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第十二項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第十三項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第十四項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第十五項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第十六項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第十七項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第十八項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第十九項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第二十項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第二十一項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第二十二項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第二十三項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第二十四項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第二十五項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第二十六項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第二十七項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第二十八項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第二十九項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第三十項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第三十一項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第三十二項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第三十三項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第三十四項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第三十五項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第三十六項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第三十七項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第三十八項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第三十九項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第四十項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第四十一項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第四十二項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第四十三項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第四十四項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第四十五項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第四十六項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第四十七項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第四十八項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第四十九項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第五十項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第五十一項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第五十二項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第五十三項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第五十四項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第五十五項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第五十六項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第五十七項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第五十八項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第五十九項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第六十項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第六十一項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第六十二項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第六十三項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第六十四項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第六十五項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第六十六項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第六十七項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第六十八項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第六十九項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第七十項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第七十一項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第七十二項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第七十三項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第七十四項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第七十五項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第七十六項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第七十七項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第七十八項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第七十九項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第八十項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第八十一項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第八十二項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第八十三項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第八十四項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第八十五項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第八十六項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第八十七項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第八十八項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第八十九項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第九十項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第九十一項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第九十二項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第九十三項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第九十四項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第九十五項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第九十六項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第九十七項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第九十八項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第九十九項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第百項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第百一項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第百二項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第百三項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第百四項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第百五項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第百六項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第百七項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第百八項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第百九項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第百十項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第百十一項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第百十二項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第百十三項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第百十四項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第百十五項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第百十六項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第百十七項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第百十八項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第百十九項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第百二十項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第百二十一項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第百二十二項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第百二十三項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第百二十四項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第百二十五項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第百二十六項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第百二十七項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第百二十八項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第百二十九項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第百三十項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第百三十一項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第百三十二項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第百三十三項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第百三十四項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第百三十五項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第百三十六項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第百三十七項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第百三十八項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第百三十九項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第百四十項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第百四十一項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第百四十二項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第百四十三項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第百四十四項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第百四十五項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第百四十六項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第百四十七項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第百四十八項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第百四十九項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第百五十項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第百五十一項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第百五十二項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第百五十三項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第百五十四項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第百五十五項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第百五十六項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第百五十七項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第百五十八項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第百五十九項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第百六十項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第百六十一項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第百六十二項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第百六十三項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第百六十四項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第百六十五項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第百六十六項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第百六十七項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第百六十八項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第百六十九項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第百七十項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第百七十一項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第百七十二項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第百七十三項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第百七十四項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第百七十五項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第百七十六項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第百七十七項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第百七十八項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第百七十九項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第百八十項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第百八十一項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第百八十二項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第百八十三項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第百八十四項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第百八十五項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第百八十六項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第百八十七項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第百八十八項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第百八十九項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第百九十項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第百九十一項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第百九十二項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第百九十三項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第百九十四項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第百九十五項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第百九十六項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第百九十七項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第百九十八項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第百九十九項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第二百項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第二百一項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第二百二項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第二百三項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第二百四項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第二百五項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第二百六項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第二百七項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第二百八項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第二百九項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第二百十項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第二百十一項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第二百十二項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第二百十三項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第二百十四項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第二百十五項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第二百十六項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第二百十七項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第二百十八項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第二百十九項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第二百二十項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第二百二十一項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第二百二十二項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第二百二十三項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第二百二十四項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第二百二十五項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第二百二十六項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第二百二十七項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第二百二十八項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第二百二十九項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第二百三十項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第二百三十一項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第二百三十二項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第二百三十三項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第二百三十四項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第二百三十五項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第二百三十六項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第二百三十七項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第二百三十八項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第二百三十九項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第二百四十項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第二百四十一項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第二百四十二項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第二百四十三項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第二百四十四項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第二百四十五項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第二百四十六項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第二百四十七項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第二百四十八項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第二百四十九項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第二百五十項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第二百五十一項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第二百五十二項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第二百五十三項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第二百五十四項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第二百五十五項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第二百五十六項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第二百五十七項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第二百五十八項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第二百五十九項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第二百六十項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第二百六十一項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第二百六十二項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第二百六十三項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第二百六十四項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第二百六十五項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第二百六十六項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第二百六十七項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第二百六十八項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第二百六十九項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第二百七十項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第二百七十一項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第二百七十二項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第二百七十三項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第二百七十四項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第二百七十五項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第二百七十六項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第二百七十七項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第二百七十八項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第二百七十九項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第二百八十項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第二百八十一項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九十一条の二第二百八十二項中「第八十六条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項」と、同法第九十一条の二第二百八十三項中「第八十六条第一項又は第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項又は第三項」と、同法第九

第二百六十条第一項第三号中「前号」の下に「、次号及び第五号」を加え、同項中第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四　約定劣後更生債権

五　基金に係る更生債権

第二百八十二条及び第二百九十条第二項中「第百十五条第一項」を「第百十五条第一項本文」に改める。

第二百九十三条後段を次のように改める。

この場合において、同条第二項中「第百六十八条第一項第四号から第六号まで」とあるのは「更生特例法第二百六十条第一項第四号又は第六号」と、同条第五項中「第十三条」とあるのは「更生特例法第百七十七条」と読み替えるものとする。

第二百九十三条に次の一項を加える。

2　前項において準用する会社更生法第二百二条第一項の規定にかかわらず、更生会社が更生手続開始の時においてその財産をもって基金に係る更生債権に優先する債権に係る債務を完済することができない状態にある場合には、基金の拠出者は、更生計画の内容が第二百六十条第一項第五号に違反することを理由とする場合を除き、即時抗告をすることができない。

第二百九十五条第一項中「免かれ」を「免れ」に改める。

第二百九十六条中「第二百八条第一項」を「第二百八条」に改める。

第三百六条第五項中「同じ。）」を「同じ。）」と」に改める。

第三百二十二条第三項中「会社更生法」を「第二百九十三条第二項及び会社更生法」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、第二百九十三条第二項中「前項において準用する会社更生法第二百二条第一項」とあるのは「第三百二十二条第二項」と、同法第二百二条第二項中「第百六十八条第一項第四号から第六号まで」とあるのは「更生特例法第二百六十条第一項第四号又は第六号」と、同条第五項中「第十三条」とあるのは「更生特例法第百七十七条」と読み替えるものとする。

第三百二十五条第一項及び第三百二十八条第二項中「第十六条」を「第十三条」に、「第百七十九条」を「第百七十七条」に改める。

第三百三十二条第五項を次のように改める。

5　前項の登記には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項をも登記しなければならない。

一　前項に規定する保全管理命令の登記　保全管理人の氏名又は名称及び住所、保全管理人がそれぞれ単独にその職務を行うことについて第百八十九条第一項において準用する会社更生法第六十九条第一項ただし書の許可があったときはその旨並びに保全管理人が職務を分掌することについて同項ただし書の許可があったときはその旨及び各保全管理人が分掌する職務の内容

二　前項に規定する監督命令の登記　監督委員の氏名又は名称及び住所並びに第百九十条第二項の規定により指定された行為

第三百三十二条第九項中「によって」を「により」に改め、同条第十項中「破産」を「破産手続開始」に改める。

第三百三十四条第一項第一号中「において準用する会社更生法」を「（第百九十六条において準用する会社更生法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）において準用する同法」に改め、同項第二号中「第百九十五条第一項」を「第百九十四条の二第一項若しくは第百九十五条第一項（これらの規定を第百九十六条において準用する会社更生法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）」に、「会社更生法」を「同法」に改め、同条第五項を削る。

第三百三十五条第二項中「第二百四十六条第一項」を「第二百五十八条第一項」に改める。

第三百三十六条中「第二百五十条」を「第二百六十二条」に、「同条第二項」を「同条第六項」に改め、「、同条第三項中「第二百四十一条第一項」とあるのは「更生特例法第三百二十八条第一項において準用する第二百四十一条第一項」と」を削る。

第三百三十八条第一項中「第二百五十条」を「第二百六十二条」に改め、同条第六項中「第二百五十二条第三項」を「第二百六十四条第三項」に改め、同条第七項中「第二百五十二条第四項」を「第二百六十四条第四項」に改め、同条第八項中「第二百五十二条第七項」を「第二百六十四条第七項」に改め、同条第九項中「第二百五十二条第八項」を「第二百六十四条第八項」に改める。

第三百三十九条中「第二百五十条」を「第二百六十二条」に改める。

第三百四十条を次のように改める。

第三百四十条　削除

第三章中第十一節を第十二節とし、第十節の次に次の一節を加える。

第十一節　更生手続と他の倒産処理手続との間の移行等

第一款　破産手続から更生手続への移行

（破産管財人による更生手続開始の申立て）

第三百三十一条の二　会社更生法第二百四十六条の規定は、破産者である相互会社に第百八十条第一項に規定する更生手続開始の原因となる事実がある場合について準用する。この場合において、同法第二百四十六条第四項中「第二十条第一項」とあるのは、「更生特例法第百八十三条において準用する第二十条第一項」と読み替えるものとする。

（更生債権の届出を要しない旨の決定）

第三百三十一条の三　裁判所は、更生手続開始の決定をする場合において、第二百一条において準用する会社更生法第五十条第一項の規定により中止することとなる破産手続において届出があった破産債権の内容及び原因、破産法第百二十五条第一項本文に規定する異議等のある破産債権の数、当該破産手続における配当の有無その他の事情を考慮して相当と認めるときは、当該決定と同時に、更生債権であって当該破産手続において破産債権としての届出があったもの（同法第九十七条第四号に規定する租税等の請求権及び同条第六号に規定する罰金等の請求権を除く。）を有する更生債権者は当該更生債権の届出をすることを要しない旨の決定をすることができる。

2　会社更生法第二百四十七条第二項から第五項までの規定は、前項の規定による決定があった場合について準用する。この場合において、同条第二項中「第四十三条第一項」とあるのは「更生特例法第百九十六条において準用する第四十三条第一項」と、同条第三項及び第五項中「第百三十八条第一項」とあるのは「更生特例法第二百四十八条において準用する第百三十八条第一項」と、同条第四項第一号及び第二号中「第百三十八条第一項第一号」とあるのは「更生特例法第二百四十八条において準用する第百三十八条第一項第一号」と、同項第三号及び第四号中「第百三十八条第一項第二号」とあるのは「更生特例法第二百四十八条において準用する第百三十八条第一項第二号」と読み替えるものとする。

第二款　再生手続から更生手続への移行

（再生手続における管財人による更生手続開始の申立て）

第三百三十一条の四　会社更生法第二百四十八条の規定は、再生債務者である相互会社に第百八十条第一項に規定する更生手続開始の原因となる事実がある場合について準用する。この場合において、同法第二百四十八条第三項中「第二百四十六条第三項」とあるのは「更生特例法第三百三十一条の二において準用する第二百四十六条第三項」と、同条第四項中「第二十条第一項」とあるのは「更生特例法第百八十三条において準用する第二十条第一項」と読み替えるものとする。

（更生債権の届出を要しない旨の決定）

第三百三十一条の五　裁判所は、更生手続開始の決定をする場合において、第二百一条において準用する会社更生法第五十条第一項の規定により中止することとなる再生手続において届出があった再生債権の内容及び原因、民事再生法第百五条第一項本文に規定する異議等のある再生債権の数、再生計画による権利の変更の有無及び内容その他の事情を考慮して相当と認めるときは、当該決定と同時に、更生債権であって当該再生手続において再生債権としての届出があったもの（同法第九十七条に規定する再生手続開始前の罰金等を除く。）を有する更生債権者は当該更生債権の届出をすることを要しない旨の決定をすることができる。

2　会社更生法第二百四十九条第二項から第五項までの規定は、前項の規定による決定があった場合について準用する。この場合において、同条第二項中「第四十三条第一項」とあるのは「更生特例法第百九十六条において準用する第四十三条第一項」と、同条第三項及び第五項中「第百三十八条第一項」とあるのは「更生特例法第二百四十八条において準用する第百三十八条第一項第一号」と、同項第三号中「第百三十八条第一項第二号」とあるのは「更生特例法第二百四十八条において準用する第百三十八条第一項第二号」と読み替えるものとする。

第三款　更生手続から破産手続への移行

（更生手続開始の決定があった場合の破産事件の移送）

第三百三十一条の六　裁判所（破産事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。）は、破産手続開始の前後を問わず、同一の債務者につき更生手続開始の決定があった場合において、当該破産事件を処理するために相当であると認めるときは、職権で、当該破産事件を更生裁判所に移送することができる。

（更生手続終了前の破産手続開始の申立て等）

第三百三十一条の七　破産手続開始前の更生会社について更生手続開始の決定の取消し、更生手続廃止又は更生計画不認可の決定があった場合には、第二百一条において準用する会社更生法第五十条第一項の規定にかかわらず、当該決定の確定前においても、更生裁判所に当該更生会社についての破産手続開始の申立てをすることができる。破産手続開始後の更生会社について更生計画認可の決定により破産手続が効力を失った後に第三百二十八条第一項において準用する同法第二百四十一条第一項の規定による更生手続廃止の決定があった場合も、同様とする。

2　前項前段の規定は、同項前段に規定する更生会社について既に開始された再生手続がある場合については、適用しない。

3　第一項の規定による破産手続開始の申立てに係る破産手続開始の決定は、同項前段に規定する決定又は同項後段の更生手続廃止の決定が確定した後でなければ、することができない。

（更生手続の終了に伴う職権による破産手続開始の決定）

第三百三十一条の八　破産手続開始前の相互会社について第三百二十三条において準用する会社更生法第二百三十四条第一号から第四号までに掲げる事由のいずれかが生じた場合において、裁判所は、当該相互会社に破産手続開始の原因となる事実があると認めるときは、職権で、破産法に従い、破産手続開始の決定をすることができる。ただし、当該相互会社について既に開始された再生手続がある場合は、この限りでない。

2　破産手続開始後の更生会社について更生計画認可の決定により破産手続が効力を失った後に第三百二十八条第一項において準用する会社更生法第二百四十一条第一項の規定による更生手続廃止の決定が確定した場合には、裁判所は、職権で、破産法に従い、破産手続開始の決定をしなければならない。ただし、前条第一項後段の規定による破産手続開始の申立てに基づいて破産手続開始の決定をする場合は、この限りでない。

（更生手続の終了等に伴う破産手続開始前の保全処分等）

第三百三十一条の九　裁判所は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、職権で、破産法第二十四条第一項の規定による中止の命令、同法第二十五条第二項に規定する包括的禁止命令、同法第二十八条第一項の規定による保全処分、同法第九十一条第二項

に規定する保全管理命令又は同法第百七十一条第一項の規定による保全処分（以下この条及び第三百三十一条の十二第四項において「保全処分等」という。）を命ずることができる。

一　破産手続開始前の相互会社につき更生手続開始の申立ての棄却の決定があった場合

二　破産手続開始前の更生会社につき更生手続開始の決定の取消し、更生手続廃止又は更生計画不認可の決定が確定した場合

三　破産手続開始後の更生会社につき更生計画認可の決定により破産手続が効力を失った後に第三百二十八条第一項において準用する会社更生法第二百四十一条第一項の規定による更生手続廃止の決定が確定した場合

2　裁判所は、前項第一号又は第二号の規定による保全処分等を命じた場合において、前条第一項本文の規定による破産手続開始の決定をしないこととしたときは、遅滞なく、当該保全処分等を取り消さなければならない。

3　第一項第一号の規定による保全処分等は、同号に規定する決定を取り消す決定があったときは、その効力を失う。

4　破産法第二十四条第四項、第二十五条第六項、第二十八条第三項、第九十一条第五項及び第百七十一条第四項の規定にかかわらず、第二項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができない。

（更生手続の終了に伴う破産手続における破産法の適用関係）

第三百三十一条の十　破産手続開始前の相互会社に関する次に掲げる場合における破産法の関係規定（破産法第七十一条第一項第四号並びに第二項第二号及び第三号、第七十二条第一項第四号並びに第二項第二号及び第三号、第百六十条（第一項第一号を除く。）、第百六十三条第二項、第百六十四条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第百六十六条並びに第百六十七条第二項（同法第百七十条第二項において準用する場合を含む。）の規定をいう。第三項において同じ。）の適用については、更生手続開始の申立て等（更生手続開始の申立て、更生手続開始によって効力を失った整理若しくは特別清算の手続におけるその手続開始の申立て、更生計画認可の決定により効力を失った再生手続における再生手続開始の申立て又は破産法第二百六十五条の罪に該当することとなる当該相互会社の取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者の行為をいう。以下この項において同じ。）は、当該更生手続開始の申立て等の前に破産手続開始の申立てがないときに限り、破産手続開始の申立てとみなす。

一　第三百三十一条の八第一項本文の規定による破産手続開始の決定があった場合

二　更生手続開始の申立ての棄却の決定の確定前にされた破産手続開始の申立てに基づき、当該決定の確定後に破産手続開始の決定があった場合

三　更生手続開始の決定前にされた破産手続開始の申立てに基づき、第三百二十三条において準用する会社更生法第二百三十四条第二号若しくは第三号に掲げる事由の発生後又は第三百二十五条第一項において準用する同法第二百三十六条若しくは第二百三十七条第一項の規定による更生手続廃止の決定の確定後に、破産手続開始の決定があった場合

四　第三百三十一条の七第一項前段の規定による破産手続開始の申立てに基づき、破産手続開始の決定があった場合

2　更生計画不認可又は更生手続廃止の決定の確定による更生手続の終了に伴い前項各号に規定する破産手続開始の決定があった場合における破産法第百七十六条前段の規定の適用については、次に掲げる決定の日を同条前段の破産手続開始の日とみなす。

一　更生手続開始の決定

二　更生計画認可の決定により効力を失った再生手続における再生手続開始の決定

3　破産手続開始後の更生会社について第三百三十一条の七第一項後段の規定による破産手続開始の申立てに基づいて破産手続開始の決定があった場合又は第三百三十一条の八第二項の規定による破産手続開始の決定があった場合における破産法の関係規定の適用については、更生計画認可の決定によって効力を失った破産手続における破産手続開始の申立てがあった時に破産手続開始の申立てがあったものとみなす。

4　前項に規定する破産手続開始の決定があった場合における破産法第百七十六条前段の規定の適用については、更生計画認可の決定によって効力を失った破産手続における破産手続開始の日を同条前段の破産手続開始の日とみなす。

5　第一項各号又は第三項に規定する破産手続開始の決定があった場合における破産法第百四十八条第一項第三号の規定の適用については、同号中「包括的禁止命令」とあるのは「包括的禁止命令若しくは金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第百八十四条において準用する会社更生法第二十五条第二項に規定する包括的禁止命令」と、「期間がある」とあるのは「期間又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第二百一条において準用する会社更生法第五十条第二項の規定により国税滞納処分をすることができない期間がある」とする。

6　前項に規定する破産手続開始の決定があった場合には、共益債権（更生手続が開始されなかった場合における第二百六条第一項において準用する会社更生法第六十二条第二項に規定する請求権並びに第二百四十一条第一項及び第四項に規定する請求権を含む。第三百三十一条の十三において同じ。）は、財団債権とする。破産手続開始後の相互会社については第三百二十三条において準用する会社更生法第二百三十四条第一号から第三号までに掲げる事由の発生又は第三百二十五条第一項において準用する同法第二百三十六条若しくは第二百三十七条第一項の規定による更生手続廃止の決定の確定によって破産手続が続行された場合も、同様とする。

（破産債権の届出を要しない旨の決定）

第三百三十一条の十一　裁判所（破産事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。）は、前条第一項各号又は第三項に規定する破産手続開始の決定をする場合において、終了した更生手続において届出があった更生債権等の内容及び原因並びに議決権の額、第二百五十五条において準用する会社更生法第百五十一条第一項本文に規定する異議等のある更生債権等の数、更生計画による権利の変更の有無及び内容その他の事情を考慮して相当と認めるときは、当該決定と同時に、破産債権であって当該更生手続において更生債権等としての届出があったもの（租税等の請求権及び第二百五十一条第二号に規定する更生手続開始前の罰金等の請求権を除く。）を有する破産債権者は当該破産債権の届出をすることを要しない旨の決定をすることができる。

2　会社更生法第二百五十五条第二項から第六項までの規定は、前項の規定による決定があった場合について準用する。この場合において、同条第四項第一号中「第百三十六条第一項第三号ロからニまで」とあるのは「更生特例法第二百四十七条第一項において準用する第百三十六条第一項第三号ロからニまで」と、「第百三十八条第一項第三号又は第二項第三号」とあるのは「更生特例法第二百四十八条において準用する第百三十八条第一項第三号又は第二項第三号」と、同項第二号から第四号までの規定中「第百三十八条第一項第一号」とあるのは「更生特例法第二百四十八条において準用する第百三十八条第一項第一号又は第二項第一号」と、同項第三号中「第百三十六条第一項第三号イ」とあるのは「更生特例法第二百四十七条第一項において準用する第百三十六条第一項第一号、第二号又は第三号イ」と、同項第四号中「第百三十六条第二項第一号から第三号まで」とあるのは「更生特例法第二百四十七条第一項において準用する第百三十六条第二項第一号から第三号まで」と、同項第五号及び第六号中「第百三十八条第一項第二号」とあるのは「更生特例法第二百四十八条において準用する第百三十八条第一項第二号」と、同項第七号中「第百三十八条第一項第三号」とあるのは「更生特例法第二百四十八条において準用する第百三十八条第一項第三号」と読み替えるものとする。

（否認の請求を認容する決定に対する異議の訴え等の取扱い）

第三百三十一条の十二　第三百二十三条において準用する会社更生法第二百三十四条第三号又は第四号に掲げる事由が生じた場合において、第三百三十一条の十第一項各号又は第三項に規定する破産手続開始の決定があったときは、第二百二条において準用する同法第五十二条第四項の規定により中断した第二百二十六条において準用する同法第九十七条第一項の訴えに係る訴訟手続は、破産管財人においてこれを受け継ぐことができる。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができる。

2　前項の場合においては、相手方の管財人に対する訴訟費用請求権は、財団債権とする。

3　第一項の場合において、第二百二条において準用する会社更生法第五十二条第四項の規定により中断した第二百二十六条において準用する同法第九十七条第一項の訴えに係る訴訟手続について第一項の規定による受継があるまでに破産手続が終了したときは、当該訴訟手続は、終了する。

4　第二百二条において準用する会社更生法第五十二条第四項の規定により中断した第二百二十六条において準用する同法第九十七条第一項の訴えに係る訴訟手続であって破産手続開始前の相互会社についての更生事件に係るものは、その中断の日から一月（その期間中に第三百三十一条の九第一項第一号若しくは第二号の規定による保全処分等又は第三百三十一条の十第二項各号に掲げる破産手続開始の申立てに係る破産手続における保全処分等がされていた期間があるときは、当該期間を除く。）以内に第三百三十一条の十第一項各号に規定する破産手続開始の決定がされていないときは、終了する。

5　第二百五十五条において準用する会社更生法第百六十三条第一項の規定により引き続き係属するものとされる第二百五十五条において準用する同法第百五十一条第一項本文に規定する更生債権等査定申立ての手続及び第二百五十五条において準用する同法第百五十三条第一項に規定する価額決定の申立ての手続は、第三百三十一条の十第一項各号又は第三項に規定する破産手続開始の決定があったときは、終了するものとする。この場合においては、第二百五十五条において準用する同法第百六十三条第三項の規定は、適用しない。

6　第四項の規定は、第二百五十五条において準用する会社更生法第百六十三条第四項の規定により中断した第二百五十五条において準用する同法第百五十二条第一項に規定する更生債権等査定異議の訴えに係る訴訟手続であって破産手続開始前の相互会社についての更生事件に係るものについて準用する。

第四款　更生手続の終了に伴う再生手続の続行

第三百三十一条の十三　相互会社について再生事件が係属している場合において、第三百二十三条において準用する会社更生法第二百三十四条第一号から第三号までに掲げる事由の発生又は第三百二十五条第一項において準用する同法第二百三十六条若しくは第二百三十七条第一項の規定による更生手続廃止の決定の確定によって再生手続が続行されたときは、共益債権は、再生手続における共益債権とする。

第三百四十二条の表第十四条第一項の項中「第十四条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同項の次に次のように加える。

第十四条	この法律	この法律並びに更生特例法第四章第一節、第三節及び第四節

第三百四十二条の表第二百四十九条第一項の項中「第二百四十九条第一項」を「第二百六十一条第一項」に改め、同表第二百四十九条第四項の項中「第二百四十九条第四項」を「第二百六十一条第四項」に改め、同表第二百四十九条第四項第二号の項中「第二百四十九条第四項第二号」を「第二百六十一条第四項第二号」に改め、同表第二百四十九条第五項の項中「第二百四十九条第五項」を「第二百六十一条第五項」に改め、同表第二百四十九条第六項の項中「第二百四十九条第六項」を「第二百六十一条第六項」に改め、同表第二百五十二条第八項の項中「第二百五十二条第八項」を「第二百六十四条第八項」に改め、同表第二百五十四条の項を削る。

第三百五十八条の表第二百四十九条第一項の項中「第二百四十九条第一項」を「第二百六十一条第一項」に改め、同表第二百四十九条第四項の項中「第二百四十九条第四項」を「第二百六十一条第四項」に改め、同表第二百四十九条第五項の項中「第二百四十九条第五項」を「第二百六十一条第五項」に改め、同表第二百四十九条第六項の項中「第二百四十九条第六項」を「第二百六十一条第六項」に改め、同表第二百五十二条第八項の項中「第二百五十二条第八項」を「第二百六十四条第八項」に改め、同表第二百五十四条の項を削る。

第三百五十九条中「第二百四十六条第一項」を「第二百五十八条第一項」に改める。

第十四条	この法律	この法律並びに更生特例法第四章第二節、第三節及び第六節

第三百七十五条の見出しを「（登記嘱託書等の添付書面等）」に改める。

第三百七十六条を次のように改める。

（定義）

第三百七十六条　この節から第六節までにおいて「更生手続」、「更生事件」、「更生債権者等」、「裁判所」、「更生債権等」、「更生債権者」、「更生債権」又は「更生計画」とは、株式会社についてはそれぞれ会社更生法第二条に規定する更生手続、更生事件、更生債権者、更生債権等、更生債権者等、裁判所、更生債権等、更生債権者、更生債権又は更生計画をいい、協同組織金融機関についてはそれぞれ第四条に規定する更生手続、更生事件、更生債権者等、裁判所、更生債権等、更生債権者、更生債権等、更生債権者、更生債権又は更生計画をいい、相互会社についてはそれぞれ第百六十九条に規定する更生手続、更生事件、更生債権者等、裁判所、更生債権等、更生債権者、更生債権又は更生計画をいう。

第三百七十七条第一項中「破産」を「破産手続開始」に改める。

第三百七十九条を削る。

第三百七十八条第一項中「前条第一項」を「第三百七十七条第一項」に改め、同条を第三百七十九条とし、第三百七十七条の次に次の一条を加える。

（更生手続開始の申立てを棄却する決定に対する抗告）

第三百七十八条　監督庁は、会社更生法第九条前段（第九条及び第百七十四条において準用する場合を含む。以下この節において同じ。）の規定にかかわらず、前条第一項の規定による更生手続開始の申立てを棄却する決定に対して、即時抗告をすることができる。

第三百八十条第一項、第三百八十一条第一項、第三百八十二条第一項及び第三百八十三条第一項中「の申立てを」を「の規定による申立てを」に改める。

第四章第三節中第三百八十三条の次に次の一条を加える。

（更生事件の通知の特例）

第三百八十三条の二　金融機関等及び証券会社に係る更生事件についての会社更生法第四十二条第二項（第三十一条及び第百九十六条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、知れている更生債権者等の数が千人以上であるものとみなす。

第三百八十四条中「第四十二条」を「第四十二条第一項」に改める。

第三百八十五条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（包括的禁止命令に関する通知の特例）」を付し、同条第一項中「更生債権者である」を「当該金融機関について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権者となる」に改める。

第三百八十六条に見出しとして「（更生手続開始の決定等に関する通知の特例）」を付し、同条第一項中「第四十三条第二項前段」を「第四十三条第三項第一号」に改め、同条第二項中「第四十三条第一項（」を「第四十三条第一項及び第二項（これらの規定を」に改め、同条第三項中「以下この条」を「次項」に、「第四十三条第四項」を「第四十三条第五項」に、「第四十三条第二項」を「第四十三条第三項第一号」に、「第四十四条第三項」を「第四十四条第三項本文」に改め、同条第四項中「事項」の下に「（同号に掲げる事項にあっては、更生債権等の届出をすべき期間に限る。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、同法第四十二条第二項（第三十一条において準用する場合を含む。）の決定があったときは、この限りでない。

第三百八十九条中「裁判所」を「裁判所書記官」に、「関係人集会を招集する」を「関係人集会が招集された」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、同法第四十二条第二項（第三十一条において準用する場合を含む。）の決定があったときは、この限りでない。

第三百九十条第二項中「預金等債権に係る債権者」を「預金者等」に改める。

第三百九十二条第四項中「第百三十八条第一項（第八十一条において準用する場合を含む。）に規定する」を「第百三十八条第一項各号（第八十一条において準用する場合を含む。）に掲げる」に改める。

第三百九十八条中「含む。）において準用する場合を含む。）」を「含む。）」に、「の費用は」を「に関する費用は、同法第百四十八条第二項（第八十七条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず」に改める。

第三百九十九条第一項中「更生債権者等」の下に「（会社更生法第四十二条第二項（第三十一条において準用する場合を含む。）に規定する届出をした更生債権者等をいう。）」を加える。

第四百三条中「第四十二条」を「第四十二条第一項」に改める。

第四百四条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（包括的禁止命令に関する通知の特例）」を付し、同条第一項中「更生債権者である」を「当該証券会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権者となる」に改める。

第四百五条に見出しとして「（更生手続開始の決定等に関する通知の特例）」を付し、同条第一項中「第四十三条第二項前段」を「第四十三条第三項第一号」に改め、同条第二項中「第四十三条第一項」の下に「及び第二項」を加え、同条第三項中「第四十三条第四項」を「第四十三条第五項」に、「同条第二項」を「同条第三項第一号の規定」に、「第四十四条第三項」を「第四十四条第三項本文」に改め、同条第四項中「事項」の下に「（同号に掲げる事項にあっては、更生債権等の届出をすべき期間に限る。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、同法第四十二条第二項の決定があったときは、この限りでない。

第四百九条第二項中「顧客債権に係る債権者」を「顧客」に改める。

第四百十一条第四項中「第百三十八条第一項に規定する」を「第百三十八条第一項各号に掲げる」に改める。

第四百十七条中「の費用は」を「に関する費用は、同法第百四十八条第二項の規定にかかわらず」に改める。

第四百十八条第一項中「更生債権者等」の下に「（会社更生法第四十二条第二項に規定する届出をした更生債権者等をいう。）」を加える。

第四百二十一条中「第四十二条」を「第四十二条第一項」に改める。

第四百二十二条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（包括的禁止命令に関する通知の特例）」を付し、同条第一項中「更生債権者である」を「当該保険会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権者となる」に改める。

第四百二十三条に見出しとして「（更生手続開始の決定等に関する通知の特例）」を付し、同条第一項中「第四十三条第二項前段」を「第四十三条第三項第一号」に改め、同条第二項中「第四十三条第一項（これらの規定を」を「第四十三条第一項及び第二項（これらの規定を」に改め、同条第三項中「以下この条」を「次項」に、「第四十三条第四項」を「第四十三条第五項」に、「第四十三条第二項」を「第四十三条第三項第一号」に、「第四十四条第三項」を「第四十四条第三項本文」に改め、同条第四項中「事項」の下に「（同号に掲げる事項にあっては、更生債権等の届出をすべき期間に限る。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、同法第四十二条第二項（第百九十六条において準用する場合を含む。）の決定があったときは、この限りでない。

第四百二十六条中「裁判所」を「裁判所書記官」に、「関係人集会を招集する」を「関係人集会が招集された」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、同法第四十二条第二項（第百九十六条において準用する場合を含む。）の決定があったときは、この限りでない。

第四百二十七条第四項中「第百三十八条第一項（第二百四十八条において準用する場合を含む。）に規定する」を「第百三十八条第一項各号（第二百四十八条において準用する場合を含む。）に掲げる」に改める。

第四百二十九条第四項中「第百三十八条第一項（第二百四十八条において準用する場合を含む。）に規定する」を「第百三十八条第一項各号（第二百四十八条において準用する場合を含む。）に掲げる」に改める。

第四百三十五条中「の費用は」を「に関する費用は、同法第百四十八条第二項（第二百五十四条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず」に改める。

第四百三十六条第一項中「更生債権者等」の下に「（会社更生法第四十二条第二項（第百九十六条において準用する場合を含む。）に規定する届出をした更生債権者等をいう。）」を加える。

第四百三十九条中「第四十二条」を「第四十二条第一項」に改める。

第四百四十七条　監督庁は、民事再生法第九条前段の規定にかかわらず、前条第一項の規定による再生手続開始の申立てを棄却する決定に対して、即時抗告をすることができる。

第四百五十一条第一項中「前条第一項」を「第四百四十六条第一項」に改め、同条を第四百十八条とする。

第四百五十二条第一項中「、第二十七条第一項、第三十条第一項」を「又は第二十七条第一項」に、「及び第七十九条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する」を「の規定にかかわらず」に改める。

第四百三十六条第一項中「更生債権者等」の下に「（会社更生法第四十二条第二項（第百九十六条において準用する場合を含む。）に規定する届出をした更生債権者等をいう。）」を加える。

第四百三十九条中「第四十二条第一項」を「第四十二条第一項から第四項まで」に改める。

第四百四十条第一項中「第五百三十六条第一項」を「第五百四十六条第一項」に、「第五百三十六条及び第五百三十七条」を「第五百四十六条及び第五百四十七条」に改める。

第四百四十三条第一項中「第百四十八条まで」を「第百四十八条の二まで」に改める。

第五章第一節を削る。

第四百五十条第一項中「破産の原因たる事実」を「破産手続開始の原因となる事実」に改め、第五章第二節中同条を第四百四十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（再生手続開始の申立てを棄却する決定に対する抗告）

規定による」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前項に規定する場合においては、監督庁は、民事再生法第九条前段の規定にかかわらず、同法第二十六条第一項（同法第三十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による中止の命令、同法第二十六条第二項（同法第三十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による決定、同法第二十六条第三項（同法第三十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による取消しの命令、同法第二十七条第一項（同法第三十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による禁止の命令、同法第二十七条第三項（同法第三十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による決定、同法第二十七条第四項（同法第三十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による取消しの命令又は同法第二十九条第一項（同法第三十六条第二項において準用する場合を含む。）の申立てについての裁判に対して、即時抗告をすることができる。

第四百五十二条を第四百四十九条とし、同条の次に次の二条を加える。

（保全処分の申立て等）

第四百五十条　金融機関について再生手続開始の申立てがあった場合においては、監督庁は、民事再生法第三十条第一項（同法第三十六条第二項において同じ。）の規定による申立てをすることができる。

2　前項に規定する場合においては、監督庁は、民事再生法第九条前段の規定にかかわらず、同法第三十条第一項の規定による保全処分又は同条第二項（同法第三十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による決定に対して、即時抗告をすることができる。

3　前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

（保全管理命令の申立て等）

第四百五十一条　金融機関について再生手続開始の申立てがあった場合においては、監督庁は、民事再生法第七十九条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による申立てをすることができる。

2　前項に規定する場合においては、監督庁は、民事再生法第九条前段の規定にかかわらず、同法第七十九条第一項の処分又は同条第四項の規定による決定に対して、即時抗告をすることができる。

3　前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

第四百五十三条中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条を第四百五十二条とする。

第四百五十四条第一項中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条を第四百五十三条とする。

第四百五十五条を削る。

第四百五十六条を第四百五十四条とし、第五章第二節中同条の次に次の二条を加える。

（再生事件の管轄、移送及び通知の特例）

第四百五十五条　金融機関及び証券会社に係る再生事件についての民事再生法第五条第八項及び第九項並びに第七条第四号ロ及びハの規定の適用については、再生債権者の数が千人以上であるものとみなす。

2　金融機関及び証券会社に係る再生事件についての民事再生法第三十四条第二項の規定の適用については、知れている再生債権者の数が千人以上であるものとみなす。

第四百五十六条　削除

第五章中第二節を第一節とする。

第四百五十七条中「第三十四条」を「第三十四条第一項」に改める。

第四百五十八条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（包括的禁止命令に関する通知の特例）」を付し、同条第一項中「送達」を「通知」に改め、同条第二項中「記載した書面を送達しなければ」を「通知しなければ」に改める。

第四百五十九条に見出しとして「（再生手続開始の決定等に関する通知の特例）」を付し、同条第一項中「第三十五条第二項の規定による送達」を「第三十五条第三項第一号の規定による通知」に改め、同条第二項中「第三十五条第一項に規定する事項を記載した書面を送達しなければ」を「第三十五条第一項及び第二項の規定により公告すべき事項を通知しなければ」に改め、同条第三項中「第四百六十一条第一項」を「第四百六十三条第一項」に、「第三十四条の規定により定めた期間」を「第三十四条第一項の規定により定めた再生債権の届出をすべき期間」に、「第三十五条第三項」を「第三十五条第五項」に、「同条第二項又は同法第三十七条」を「同条第三項第一号の規定又は同法第三十七条本文」に、「送達」を「通知」に改め、同条第四項中「第三十四条により定めた期間」を「第三十四条第一項の規定により定めた再生債権の届出をすべき期間」に、「記載した書面を送達しなければ」を「通知しなければ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同条第二項の決定があったときは、この限りでない。

第四百六十九条及び第四百七十条を削る。

第四百六十八条第一項中「再生債務者等」の下に「（民事再生法第二条第二号に規定する再生債務者等をいう。以下この章において同じ。）」を加え、「民事再生法」を「同法」に改め、「をいう。」の下に「以下この章において同じ。」を加え、同条を第四百七十条とする。

第四百六十七条中「この条」を「この章」に改め、「費用は」の下に「、同条第二項の規定にかかわらず」を加え、同条を第四百六十九条とする。

第四百六十六条第二項中「第四百六十一条第三項」を「第四百六十三条第三項」に改め、同条を第四百六十八条とする。

第四百六十五条を第四百六十七条とする。

第四百六十四条中「第四百六十二条」を「第四百六十四条」に、「調査期間内」を「調査」に改め、同条を第四百六十六条とする。

第四百六十三条を第四百六十五条とする。

第四百六十二条の見出しを「（預金者表の提出の効果）」に改め、同条中「第四百六十条第四項前段」を「第四百六十二条第四項前段」に改め、同条を第四百六十四条とする。

第四百六十一条第五項中「第十七条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同条を第四百六十三条とする。

第四百六十条第一項中「前条第二項」を「第四百五十九条第二項」に、「送達」を「通知」に改め、同条第二項中「（民事再生法第九十四条第一項に規定する債権届出期間をいう。以下この章において同じ。）」を削り、同条を第四百六十二条とする。

第四百五十九条の次に次の二条を加える。

（債権者集会の期日の通知）

第四百六十条　裁判所書記官は、金融機関の再生手続において、債権届出期間（民事再生法第九十四条第一項に規定する債権届出期間をいう。以下この章において同じ。）の満了前に債権者集会が招集された場合においては、機構に対し、当該債権者集会の期日を通知しなければならない。ただし、同法第三十四条第二項の決定があったときは、この限りでない。

（債権者委員会）

第四百六十一条　機構が第四百六十三条第一項の規定による預金者表の提出をする前における民事再生法第百十七条第一項及び第四項の規定の適用については、同条第一項中「再生債権者をもって」とあるのは「再生債権者（預金保険機構を含む。）をもって」と、同条第四項中「再生債権者の申立て」とあるのは「再生債権者（預金保険機構を含む。）の申立て」とする。

2　第四百六十七条の規定は、機構が民事再生法第百十七条第二項に規定する債権者委員会を構成する者である場合について準用する。この場合において、第四百六十七条中「機構代理預金者」とあるのは、「預金者等」と読み替えるものとする。

第四百七十二条第一項中「第四百六十八条第一項」を「第四百七十条第一項」に改め、同条第二項中「第四百六十条第二項」を「第四百六十二条第二項」に改める。

第五章中第三節を第二節とする。

第四百七十四条中「第三十四条」を「第三十四条第一項」に改める。

第四百七十五条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（包括的禁止命令に関する通知の特例）」を付し、同条第一項中「送達」を「通知」に改め、同条第二項中「記載した書面を送達しなければ」を「通知しなければ」に改める。

第四百七十六条に見出しとして「（再生手続開始の決定等に関する通知の特例）」を付し、同条第一項中「第三十五条第二項の規定による送達」を「第三十五条第三項第一号の規定による通知」に改め、同条第二項中「第三十五条第一項に規定する事項を記載した書面を送達しなければ」を「第三十五条第一項及び第二項の規定により公告すべき事項を通知しなければ」に改め、同条第三項中「第四百七十八条第一項」を「第四百八十条第一項」に、「第三十四条の規定により定めた期間」を「第三十四条第一項の規定により定めた再生債権の届出をすべき期間」に、「第三十五条第三項」を「第三十五条第五項」に、「同条第二項又は同法第三十七条」を「同条第三項第一号の規定又は同法第三十七条本文」に、「送達」を「通知」に改め、同条第四項中「第三十四条により定めた期間」を「第三十四条第一項の規定により定めた再生債権の届出をすべき期間」に、「記載した書面を送達しなければ」を「通知しなければ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同条第二項の決定があったときは、この限りでない。

第四百八十六条及び第四百八十七条を削る。

第四百八十五条第一項中「（民事再生法第百二条第一項に規定する届出再生債権者をいう。）」を削り、同条を第四百八十七条とする。

第四百八十四条中「民事再生法第百三条第一項に規定する」及び「（以下この条において「特別調査期間」という。）」を削り、「費用は」の下に「、民事再生法第百三条第二項の規定にかかわらず」を加え、同条を第四百八十六条とする。

第四百八十三条第二項中「第四百七十八条第三項」を「第四百八十条第三項」に改め、同条を第四百八十五条とする。

第四百八十二条を第四百八十四条とする。

第四百八十一条中「第四百七十九条」を「第四百八十一条」に、「調査期間内」を「調査」に改め、同条を第四百八十三条とする。

第四百八十条を第四百八十二条とする。

第四百七十九条の見出しを「（顧客表の提出の効果）」に改め、同条中「第四百七十七条第四項前段」を「第四百七十九条第四項前段」に改め、同条を第四百八十一条とする。

第四百七十八条第五項中「第十七条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同条を第四百八十条とする。

第四百七十七条第一項中「前条第二項」を「第四百七十六条第二項」に、「送達」を「通知」に改め、同条第四項中「第三十四条により定めた期間」を「第三十四条第一項の規定により定めた再生債権の届出をすべき期間」に、「記載した書面を送達しなければ」を「通知しなければ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同条第二項の決定があったときは、この限りでない。

第四百七十六条及び第四百七十七条を削る。

第四百七十五条第一項中「（民事再生法第百二条第一項に規定する届出再生債権者をいう。）」を削り、同条を第四百七十五条とする。

第四百七十四条中「民事再生法第百三条第一項に規定する」及び「（以下この条において「特別調査期間」という。）」を削り、「費用は」の下に「、民事再生法第百三条第二項の規定にかかわらず」を加え、同条を第四百七十四条とする。

第四百七十三条第二項中「第四百七十八条第三項」を「第四百七十条第三項」に改め、同条を第四百七十三条とする。

第四百七十二条を第四百七十四条とする。

第四百七十一条中「第四百七十九条」を「第四百七十一条」に、「調査期間内」を「調査」に改め、同条を第四百七十三条とする。

第四百七十条を第四百七十二条とする。

第四百六十九条の見出しを「（顧客表の提出の効果）」に改め、同条中「第四百六十七条第四項前段」を「第四百六十九条第四項前段」に改め、同条を第四百七十一条とする。

第四百六十八条第五項中「第十七条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同条を第四百七十条とする。

第四百六十七条第一項中「前条第二項」を「第四百六十六条第二項」に、「送達」を「通知」に改め、同条を第四百六十九条とする。

第四百六十六条の次に次の二条を加える。

（債権者集会の期日の通知）

第四百六十七条　裁判所書記官は、証券会社の再生手続において、債権届出期間の満了前に債権者集会が招集された場合においては、基金に対し、当該債権者集会の期日を通知しなければならない。ただし、民事再生法第三十四条第二項の決定があったときは、この限りでない。

（債権者委員会）

第四百六十八条　基金が第四百八十条第一項の規定による顧客表の提出をする前における民事再生法第百十七条第一項及び第四項の規定の適用については、同条第一項中「再生債権者をもって」とあるのは「再生債権者（投資者保護基金（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第七十九条の二十一に規定する投資者保護基金であって、再生債務者が加入しているものをいう。以下この条において同じ。）を含む。）をもって」と、同条第四項中「再生債権者の申立て」とあるのは「再生債権者（投資者保護基金を含む。）の申立て」とする。

2　第四百八十四条の規定は、基金が民事再生法第百十七条第二項に規定する債権者委員会を構成する者である場合について準用する。この場合において、第四百六十八条中「顧客代理顧客」とあるのは、「顧客」と読み替えるものとする。

第四百八十九条第一項中「第四百八十五条第一項」を「第四百八十七条第一項」に改め、同条第二項中「第四百七十七条第一項」を「第四百七十九条第一項」に改める。

第五章中第四節を第三節とする。

第六章第一節を削る。

第六章第二節の節名中「破産」を「破産手続開始」に改める。

第四百九十三条の見出し中「破産」を「破産手続開始」に改め、同条第一項中「破産の原因たる事実」を「破産手続開始の原因となる事実」に、「裁判所に対し、破産」を「破産手続開始」に改め、同条第二項及び第三項中「破産」を「破産手続開始」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　第一項の規定により監督庁が破産手続開始の申立てをするときは、破産法第二十条第二項及び第二十三条第一項前段の規定は、適用しない。

第四百九十三条第五項を削り、第六章第二節中同条を第四百九十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（破産手続開始の申立てを棄却する決定に対する抗告）

第四百九十一条　監督庁は、破産法第九条前段の規定にかかわらず、前条第一項の規定による破産手続開始の申立てを棄却する決定に対して、即時抗告をすることができる。

第四百九十四条中「破産」を「破産手続開始」に、「前条第一項」を「第四百九十条第一項」に、「裁判所」を「裁判所書記官」に改め、同条を第四百九十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（他の手続の中止命令等の申立て等）

第四百九十三条　金融機関等について破産手続開始の申立てがあった場合においては、監督庁は、破産法第二十四条第一項又は第二十五条第一項（これらの規定を同法第三十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申立てをすることができる。

2　前項に規定する場合においては、監督庁は、破産法第九条前段の規定にかかわらず、同法第二十四条第一項（同法第三十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による中止の命令、同法第二十四条第二項（同法第三十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による決定、同法第二十四条第三項（同法第三十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による取消しの命令、同法第二十五条第一項（同法第三十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による禁止の命令、同法第二十五条第四項（同法第三十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による決定、同法第二十五条第五項（同法第三十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による取消しの命令又は同法第二十七条第一項（同法第三十三条第二項において準用する場合を含む。）の申立てについての裁判に対して、即時抗告をすることができる。

3　前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

第四百九十五条第一項中「破産の申立て」を「破産手続開始の申立て」に、「第百五十五条第一項（同法第三百三十七条第一項において準用する場合を含む。）に規定する」を「第二十八条第一項（同法第三十三条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前項に規定する場合においては、監督庁は、破産法第九条前段の規定にかかわらず、同法第二十八条第一項の規定による保全処分又は同条第二項（同法第三十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による決定に対して、即時抗告をすることができる。

第四百九十五条を第四百九十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（保全管理命令の申立て等）

第四百九十五条　金融機関等について破産手続開始の申立てがあった場合においては、監督庁は、破産法第九十一条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による申立てをすることができる。

2　前項に規定する場合においては、監督庁は、破産法第九条前段の規定にかかわらず、同法第九十一条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による処分又は同条第四項の規定による決定に対して、即時抗告をすることができる。

3　前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

第四百九十六条を次のように改める。

（破産事件の管轄、移送及び通知の特例）

第四百九十六条　金融機関等に係る破産事件についての破産法第五条第八項及び第九項並びに第七条第四号ロ及びハの規定の適用については、破産手続開始の決定がされたとすれば破産債権となるべき債権を有する債権者（破産手続開始の決定後にあっては、破産債権者）の数が千人以上であるものとみなす。

2　金融機関等に係る破産事件についての破産法第三十一条第五項の規定の適用については、知れている破産債権者の数が千人以上であるものとみなす。

第六章中第二節を第一節とする。

第四百九十七条の見出し中「債権届出の期間」を「届出期間」に改め、同条中「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に、「第百四十二条第一項（同法第三百三十七条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を「第三十一条第一項第一号」に、「同法第百四十二条第一項第一号の債権届出の期間」を「破産債権の届出をすべき期間」に改める。

第八章を削る。

第五百三十八条を第五百四十八条とする。

第五百三十六条の前の見出しを削る。

第五百三十七条中「第五百二十五条第一項各号に掲げる」を「第五百三十六条第一項に規定する」に改め、第六章第五節中同条を第五百四十七条とする。

第五百三十六条第一項中「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に、「第十六条」を「第百条第一項」に改め、同条を第五百四十六条とし、同条の前に見出しとして「（補償対象保険金の弁済に関する特例）」を付する。

第五百三十五条第一項中「第五百三十三条第一項又は前条」を「第五百三十三条及び前条第一項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　破産法第十条第一項及び第二項の規定は、第五百三十六条第二項の規定による公告について準用する。

第五百三十五条第三項を削り、同条を第五百

四十五条とする。

第五百三十二条から第五百三十四条までを削る。

第五百三十一条に次の一項を加える。

2　前項の規定による変更は、破産法の規定の適用については、この章に別段の定めがある場合を除き、当該変更が一般調査期間の満了前又は一般調査期日の終了前の変更であるときは債権届出期間の経過後であって一般調査期間の満了前又は一般調査期日の終了前にされた届出事項の変更と、当該変更が一般調査期間の経過後又は一般調査期日の終了後の変更であるときは同法第百十二条第四項の規定による変更とみなす。

第五百三十一条を第五百四十二条とし、同条の次に次の二条を加える。

（特別調査期間又は特別調査期日の費用）

第五百四十三条　保護機構代理債権に係る特別調査期間又は特別調査期日に関する費用は、破産法第百十九条第三項（同法第百二十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、保護機構の負担とする。ただし、保護機構は、同法第百六十九条の規定により原状に復した保険契約に係る権利について調査するため特別調査期間又は特別調査期日が定められた場合その他の相当の事由がある場合には、保護機構代理保険契約者に当該費用の全部又は一部の償還を求めることができる。

（異議の通知）

第五百四十四条　破産債権の調査において、保護機構代理債権の額等について破産管財人が認めず、又は届出をした破産債権者が異議を述べた場合（保護機構が当該保護機構代理債権について異議を述べた場合を除く。）には、保護機構は、遅滞なく、その旨を当該保護機構代理債権に係る保護機構代理保険契約者に通知しなければならない。

2　破産債権の調査において、保護機構が保護機構代理債権の額等について異議を述べた場合には、裁判所書記官は、これを当該保護機構代理債権に係る保護機構代理保険契約者に通知しなければならない。

第五百三十条を第五百四十一条とする。

第五百二十九条中「第五百二十七条」を「第五百三十八条」に、「債権の確定に関する訴訟に関する行為」を「破産債権の確定に関する裁判手続に関する行為」に改め、同条ただし書中「保護機構代理債権に係る債権の確定に関する訴訟において、」を「保護機構代理債権に係る破産債権査定申立てを取り下げ、若しくは保護機構代理債権に係る破産債権の確定に関する訴訟において」に改め、同条第三号中「債権調査の期日」を「破産債権の調査」に改め、同条を第五百四十条とする。

第五百二十八条第一項中「保護機構が」の下に「破産法第百十三条第一項の規定による」を加え、同項ただし書中「債権の確定に関する訴訟」を「破産債権の確定に関する裁判手続」に改め、同条を第五百三十九条とする。

第五百二十七条を削る。

第五百二十六条第一項中「裁判所の定めた債権届出の期間」を「債権届出期間」に改め、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3　保護機構は、第一項の規定による保険契約者表の提出又は前項において準用する前条第四項前段の規定による記載の追加をする場合においては、破産法第百十一条第一項各号に掲げる事項（前条第一項に規定する事項を除く。）を裁判所に届け出なければならない。

4　前条第五項の規定は、保護機構が保険契約者表を裁判所に提出した後、少額配当受領申出があった場合について準用する。

第五百二十六条に次の一項を加える。

5　保険会社の破産手続についての破産法第十一条第一項の規定の適用については、同項中「この法律（この法律において準用する他の法律を含む。）」とあるのは、「この法律（この法律において準用する他の法律を含む。）及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」とする。

第五百二十六条を第五百三十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（保険契約者表の提出の効果）

第五百三十八条　破産法の規定の適用については、前条第一項の規定により提出された保険契約者表に記載されている保険契約に係る権利（保険契約者等が当該提出があるまでに同法第百十一条第一項の規定により届け出たものを除く。）については債権届出期間内に届出があったものと、前条第二項において準用する第五百三十六条第四項前段の規定による記載の追加に係る保険契約に係る権利については、当該記載の追加が一般調査期間の満了前又は一般調査期日の終了後の記載の追加であるときは債権届出期間の経過後であって一般調査期間の満了前又は一般調査期日の終了前に届出があったものと、当該記載の追加が一般調査期間の経過後又は一般調査期日の終了後の記載の追加であるときは同法第百十二条第一項の規定による届出があったものとみなす。

第五百二十五条第一項を次のように改める。

保護機構は、第五百三十二条第二項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、知れている保険契約に係る権利（保護機構が債権者であるものを除く。）について、破産法第百十五条第二項に規定する事項を記載した保険契約者表を作成しなければならない。

第五百二十五条第二項及び第三項中「裁判所の定めた債権届出の期間」を「債権届出期間」に改め、同条第四項中「第一項各号に掲げる」を「第一項に規定する」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　保護機構は、保険契約者表を縦覧に供することを開始した後、当該保険契約者表に記載されている保険契約に係る権利を有する者から、少額配当受領申出があったときは、当該保険契約者表に、その旨の記載の追加をしなければならない。

第五百二十五条を第五百三十六条とする。

第五百二十四条を削る。

第五百二十三条の見出し中「債権届出の期間」を「届出期間」に改め、同条中「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に、「第百四十二条第一項（同法第三百三十七条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を

「第三十一条第一項第一号」に、「同法第百四十二条第一項第一号の債権届出の期間」を「破産債権の届出をすべき期間」に改め、同条を第五百三十条とし、同条の次に次の五条を加える。

（包括的禁止命令に関する通知の特例）

第五百三十一条　保険会社について破産法第二十六条第一項（同法第三十三条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する決定があった場合には、保険契約者等（保険契約者その他の保険契約に係る権利を有する者をいう。以下この節において同じ。）に対しては、同法第二十六条第一項の規定による通知をすることを要しない。

2　前項に規定する場合においては、保護機構に対して、破産法第二十六条第一項の決定の主文を通知しなければならない。

（破産手続開始の決定等に関する通知の特例）

第五百三十二条　保険会社について破産手続開始の決定をしたときは、破産債権者である保険契約者等に対しては、破産法第三十二条第三項第一号の規定による通知をすることを要しない。

2　前項に規定する場合においては、保護機構に対して、破産法第三十二条第一項第一号の期間又は同項第二号の期日に変更を生じた場合に限る。）又は破産手続開始の決定を取り消す決定が確定した場合においては、破産債権者である保険契約者等であって同法第百十一条第一項の規定による届出をしていないものに対しては、同法第三十二条第五項において準用する同条第三項第一号の規定又は同法第三十三条第三項本文の規定による通知をすることを要しない。

4　前項に規定する場合においては、保護機構に対して、破産法第三十二条第一項第二号若しくは第三号に掲げる事項（同号に掲げる事項にあっては、同法第三十一条第一項第一号の期間又は同項第二号の期日に限る。）について生じた変更の内容又は破産手続開始の決定を取り消す決定の主文を通知しなければならない。ただし、同法第三十一条第五項の決定があったときは、この限りでない。

（少額配当受領申出に関する通知）

第五百三十三条　保護機構は、前条第二項の規定による通知を受けたときは、破産債権者である保険契約者等に対し、遅滞なく、少額配当受領の意思があるときは債権届出期間の末日の前日までに保護機構に申し出るべき旨を通知しなければならない。

（債権者集会の期日の通知）

第五百三十四条　裁判所書記官は、保険会社の破産手続において、債権届出期間の満了前に債権者集会が招集された場合においては、保護機構に対し、当該債権者集会の期日を通知しなければならない。ただし、破産法第三十一条第五項の決定があったときは、この限りでない。

（債権者委員会）

第五百三十五条　保護機構が第五百三十七条第一項の規定による保険契約者表の提出をする前における破産法第百四十四条第一項及び第四項の規定の適用については、同条第一項中「破産債権者をもって」とあるのは「破産債権者（保険契約者保護機構（保険業法（平成七年法律第百五号）第二百五十九条に規定する保険契約者保護機構であって、破産者が破産手続開始の時に加入しているものをいう。以下この条において同じ。）を含む。）をもって」と、同条第四項中「破産債権者の申立て」とあるのは「破産債権者（保険契約者保護機構を含む。）の申立て」とする。

2　第五百四十一条の規定は、保護機構が破産法第百四十四条第二項に規定する債権者委員会を構成する者である場合について準用する。この場合において、第五百四十一条中「保護機構代理保険契約者」とあるのは、「保険契約者等」と読み替えるものとする。

第五百三十二条第一項中「第五百二十条第一項又は前条」を「第五百十七条及び前条第一項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　破産法第十条第一項及び第二項の規定は、第五百二十条第二項の規定による公告について準用する。

第五百二十二条第三項を削り、第六章第四節中同条を第五百二十九条とする。

第五百十九条から第五百二十一条までを削る。

第五百十八条に次の一項を加える。

2　前項の規定による変更は、破産法の規定の適用については、この章に別段の定めがある場合を除き、当該変更が一般調査期間の満了前又は一般調査期日の終了前の変更であるときは債権届出期間の経過後であって一般調査期間の満了前又は一般調査期日の終了前にされた届出事項の変更と、当該変更が一般調査期間の経過後又は一般調査期日の終了後の変更であるときは同法第百十二条第四項の規定による変更とみなす。

第五百十八条を第五百二十六条とし、同条の次に次の二条を加える。

（特別調査期間又は特別調査期日の費用）

第五百二十七条　基金代理債権に係る特別調査期間又は特別調査期日に関する費用は、破産法第百十九条第三項（同法第百二十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、基金の負担とする。ただし、基金は、同法第百六十九条の規定により原状に復した顧客債権について調査するため特別調査期間又は特別調査期日が定められた場合その他の相当の事由がある場合には、基金代理顧客に当該費用の全部又は一部の償還を求めることができる。

（異議の通知）

第五百二十八条　破産債権の調査において、基金代理債権の額等について破産管財人が認めず、又は届出をした破産債権者が異議を述べた場合（基金が当該基金代理債権について異議を述べた場合を除く。）には、基金は、遅滞なく、その旨を当該基金代理債権に係る基金代理顧客に通知しなければならない。

2　破産債権の調査において、基金が基金代理

債権の額等について異議を述べた場合には、裁判所書記官は、これを当該基金代理債権に係る基金代理顧客に通知しなければならない。

第五百十七条を第五百二十五条とする。

第五百十六条中「第五百十四条」を「第五百二十二条」に、「債権調査の期日」を「破産債権の調査」に、「債権の確定に関する訴訟に関する行為」を「破産債権の確定に関する裁判手続に関する行為」に改め、同条ただし書中「基金代理債権に係る債権の確定に関する訴訟において、」を「基金代理債権に係る破産債権査定申立てを取り下げ、若しくは基金代理債権に係る破産債権の確定に関する訴訟において」に改め、同条を第五百二十四条とする。

第五百十五条第一項中「基金が」の下に「破産法第百十三条第一項の規定による」を加え、同項ただし書中「債権の確定に関する訴訟」を「破産債権の確定に関する裁判手続」に改め、同条を第五百二十三条とする。

第五百十四条を削る。

第五百十三条第一項中「裁判所の定めた債権届出の期間」を「債権届出期間」に改め、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3　基金は、第一項の規定による顧客表の提出又は前項において準用する前条第四項前段の規定による記載の追加をする場合においては、破産法第百十一条第一項各号に掲げる事項（前条第一項に規定する事項を除く。）を裁判所に届け出なければならない。

4　前条第五項の規定は、基金が顧客表を裁判所に提出した後、少額配当受領申出があった場合について準用する。

第五百十三条に次の一項を加える。

5　証券会社の破産手続についての破産法第十一条第一項の規定の適用については、同項中「この法律（この法律において準用する他の法律を含む。）」とあるのは、「この法律（この法律において準用する他の法律を含む。）及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」とする。

第五百十三条を第五百二十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

（顧客表の提出の効果）

第五百二十二条　破産法の規定の適用については、前条第一項の規定により提出された顧客表に記載されている顧客債権（顧客が当該提出があるまでに同法第百十一条第一項の規定により届け出たものを除く。）については債権届出期間内に届出があったものと、前条第二項において準用する第五百二十条第四項前段の規定による記載の追加に係る顧客債権については、当該記載の追加が一般調査期間の満了前又は一般調査期日の終了前に届出があったものと、当該記載の追加が一般調査期間の経過後又は一般調査期日の終了後の記載の追加であるときは同法第百十二条第一項の規定による届出があったものとみなす。

第五百十二条第一項を次のように改める。

基金は、第五百十六条第二項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、知れている破産債権である顧客債権（基金が債権者であるものを除く。）について、破産法第百十五条第二項に規定する事項を記載した顧客表を作成しなければならない。

第五百十二条第二項及び第三項中「裁判所の定めた債権届出の期間」を「債権届出期間」に改め、同条第四項中「第一項各号に掲げる」を「第一項に規定する」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　基金は、顧客表を縦覧に供することを開始した後、当該顧客表に記載されている顧客債権に係る債権者から、少額配当受領申出があったときは、当該顧客表に、その旨の記載の追加をしなければならない。

第五百十二条を第五百二十条とする。

第五百十一条を削る。

第五百十条の見出し中「債権届出の期間」を「届出期間」に改め、同条中「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に、「第百四十二条第一項（同法第三百三十七条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を「第三十一条第一項第一号」に、「同法第百四十二条第一項第一号の債権届出の期間」を「破産債権の届出をすべき期間」に改め、同条を第五百十四条とし、同条の次に次の五条を加える。

（包括的禁止命令に関する通知の特例）

第五百十五条　証券会社について破産法第二十六条第一項（同法第三十三条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する決定があった場合には、顧客に対しては、同法第二十六条第一項の規定による通知をすることを要しない。

2　前項に規定する場合においては、基金に対して、破産法第二十六条第一項の決定の主文を通知しなければならない。

（破産手続開始の決定等に関する通知の特例）

第五百十六条　証券会社について破産手続開始の決定をしたときは、破産債権者である顧客に対しては、破産法第三十二条第三項第一号の規定による通知をすることを要しない。

2　前項に規定する場合においては、基金に対して、破産法第三十二条第一項及び第二項の規定により公告すべき事項を通知しなければならない。

3　証券会社の破産手続において、第五百二十一条第一項の規定による顧客表の提出があるまでに、破産法第三十二条第一項第二号若しくは第三号に掲げる事項に変更を生じた場合（同号に掲げる事項にあっては、同法第三十一条第一項第一号の期間又は同項第二号の期日に変更を生じた場合に限る。）又は破産手続開始の決定を取り消す決定が確定した場合においては、破産債権者である顧客であって同法第百十一条第一項の規定による届出をしていないものに対しては、同法第三十二条第五項において準用する同条第三項第一号の規定又は同法第三十三条第三項本文の規定による通知をすることを要しない。

4　前項に規定する場合においては、基金に対して、破産法第三十二条第一項第二号若しくは第三号に掲げる事項（同号に掲げる事項にあっては、同法第三十一条第一項第一号の期

間又は同項第二号の期日に限る。）について生じた変更の内容又は破産手続開始の決定を取り消す決定の主文を通知しなければならない。ただし、同法第三十一条第五項の決定があったときは、この限りでない。

（少額配当受領申出に関する通知）

第五百十七条　基金は、前条第二項の規定による通知を受けたときは、破産債権者である顧客に対し、遅滞なく、少額配当受領の意思があるときは債権届出期間の末日の前日までに基金に申し出るべき旨を通知しなければならない。

（債権者集会の期日の通知）

第五百十八条　裁判所書記官は、証券会社の破産手続において、債権届出期間の満了前に債権者集会が招集された場合においては、基金に対し、当該債権者集会の期日を通知しなければならない。ただし、破産法第三十一条第五項の決定があったときは、この限りでない。

（債権者委員会）

第五百十九条　基金が第五百二十二条第一項の規定による顧客表の提出をする前における破産法第百四十四条第一項及び第四項の規定の適用については、同条第一項中「破産債権者をもって」とあるのは「破産債権者（投資者保護基金（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第七十九条の二十一に規定する投資者保護基金であって、破産者が破産手続開始の時に加入しているものをいう。以下この条において同じ。）を含む。）をもって」と、同条第四項中「破産債権者の申立て」とあるのは「破産債権者（投資者保護基金を含む。）の申立て」とする。

2　第五百二十五条の規定は、基金が破産法第百四十四条第二項に規定する債権者委員会を構成する者である場合について準用する。この場合において、第五百二十五条中「基金代理顧客」とあるのは、「顧客」と読み替えるものとする。

第五百九条の二第一項中「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に、「第十六条」を「第百条第一項」に改め、同条第二項中「裁判所の定めた債権届出の期間」を「債権届出期間」に改め、第六章第三節中同条を第五百十三条とする。

第五百九条第一項中「第五百七条第一項又は前条」を「第五百条及び前条第一項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　破産法第十条第一項及び第二項の規定は、第五百三条第二項の規定による公告について準用する。

第五百九条第三項を削り、同条を第五百十二条とする。

第五百六条から第五百八条までを削る。

第五百五条に次の一項を加える。

2　前項の規定による変更は、破産法の規定の適用については、この章に別段の定めがある場合を除き、当該変更が一般調査期間の満了前又は一般調査期日の終了前の変更であるときは債権届出期間の経過後であって一般調査期間の満了前又は一般調査期日の終了前にされた届出事項の変更と、当該変更が一般調査期間の経過後又は一般調査期日の終了後の変更であるときは同法第百十二条第四項の規定による変更とみなす。

第五百五条を第五百九条とし、同条の次に次の二条を加える。

（特別調査期間又は特別調査期日の費用）

第五百十条　機構代理債権に係る破産法第百十九条第一項に規定する特別調査期間（以下この章において「特別調査期間」という。）又は同法第百二十二条第一項に規定する特別調査期日（以下この章において「特別調査期日」という。）に関する費用は、同法第百十九条第三項（同法第百二十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、機構の負担とする。ただし、機構は、同法第百六十九条の規定により原状に復した預金等債権について調査するため特別調査期間又は特別調査期日が定められた場合その他の相当の事由がある場合には、機構代理預金者に当該費用の全部又は一部の償還を求めることができる。

（異議の通知）

第五百十一条　破産債権の調査において、機構代理債権の額等（破産法第百二十五条第一項に規定する額等をいう。以下この章において同じ。）について破産管財人が認めず、又は届出をした破産債権者（同法第三十一条第五項に規定する届出をした破産債権者をいう。以下この章において同じ。）が異議を述べた場合（機構が当該機構代理債権について異議を述べた場合を除く。）には、機構は、遅滞なく、その旨を当該機構代理債権に係る機構代理預金者に通知しなければならない。

2　破産債権の調査において、機構が機構代理債権の額等について異議を述べた場合には、裁判所書記官は、これを当該機構代理債権に係る機構代理預金者に通知しなければならない。

第五百四条を第五百八条とする。

第五百三条中「第五百一条」を「第五百五条」に、「債権調査の期日」を「破産債権の調査」に、「債権の確定に関する訴訟に関する行為」を「破産債権の確定に関する裁判手続に関する行為」に改め、同条ただし書中「機構代理債権に係る債権の確定に関する訴訟において」を「機構代理債権に係る破産債権査定申立て（破産法第百二十五条第一項に規定する破産債権査定申立てをいう。以下この章において同じ。）を取り下げ、若しくは機構代理債権に係る破産債権の確定に関する訴訟において」に改め、同条を第五百七条とする。

第五百二条第一項中「機構が」の下に「破産法第百十三条第一項の規定による」を加え、同項ただし書中「債権の確定に関する訴訟」を「破産債権の確定に関する裁判手続」に改め、同条を第五百六条とする。

第五百条及び第五百一条を削る。

第四百九十九条第一項を次のように改める。

機構は、第四百九十九条第二項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、知れている破産債権である預金等債権（機構が債権者であるものを除く。）について、破産法第百十五条第二項に規定する事項を記載した預金者表を作成しなければならない。

第四百九十九条第二項及び第三項中「裁判所の定めた債権届出の期間」を「債権届出期間」に改め、同条第四項中「第一項各号に掲げる」を「第一項に規定する」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　機構は、預金者表を縦覧に供することを開始した後、当該預金者表に記載されている預金等債権に係る債権者から、少額配当受領の意思がある旨の申出（以下この章において「少額配当受領申出」という。）があったときは、当該預金者表に、その旨の記載の追加をしなければならない。

第四百九十九条を第五百三条とし、同条の次に次の二条を加える。

（預金者表の提出）

第五百四条　機構は、債権届出期間の末日に、前条の規定により作成した預金者表を裁判所に提出しなければならない。

2　前条第四項前段の規定は、機構が、預金者表を裁判所に提出した後、当該預金者表に記載されていない預金等債権（機構が債権者であるもの及び既に預金者等が裁判所に届け出ているものを除く。）があることを知った場合について準用する。

3　機構は、第一項の規定による預金者表の提出又は前項において準用する前条第四項前段の規定による記載の追加をする場合においては、破産法第百十一条第一項各号に掲げる事項（前条第一項に規定する事項を除く。）を裁判所に届け出なければならない。

4　前条第五項の規定は、機構が預金者表を裁判所に提出した後、少額配当受領申出があった場合について準用する。

5　金融機関の破産手続についての破産法第十一条第一項の規定の適用については、同項中「この法律（この法律において準用する他の法律を含む。）」とあるのは、「この法律（この法律において準用する他の法律を含む。）及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」とする。

（預金者表の提出の効果）

第五百五条　破産法の規定の適用については、前条第一項の規定により提出された預金者表に記載されている預金等債権（預金者等が当該提出があるまでに同法第百十一条第一項の規定により届け出たものを除く。）については債権届出期間内に届出があったものと、前条第二項において準用する第五百三条第四項前段の規定による記載の追加に係る預金等債権については、当該記載の追加が同法第百十二条第一項に規定する一般調査期間（以下この章において「一般調査期間」という。）の満了前又は同項に規定する一般調査期日（以下この章において「一般調査期日」という。）の終了前の記載の追加であるときは債権届出期間の経過後であって一般調査期間の満了前又は一般調査期日の終了前に届出があったものと、当該記載の追加が一般調査期間の経過後又は一般調査期日の終了後の記載の追加であるときは同項の規定による届出があったものとみなす。

第四百九十八条を次のように改める。

（包括的禁止命令に関する通知の特例）

第四百九十八条　金融機関について破産法第二十六条第一項（同法第三十三条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する決定があった場合には、預金者等に対しては、同法第二十六条第一項の規定による通知をすることを要しない。

2　前項に規定する場合においては、機構に対して、破産法第二十六条第一項の決定の主文を通知しなければならない。

第四百九十八条の次に次の四条を加える。

（破産手続開始の決定等に関する通知の特例）

第四百九十九条　金融機関について破産手続開始の決定をしたときは、破産債権者である預金者等に対しては、破産法第三十二条第三項第一号の規定による通知をすることを要しない。

2　前項に規定する場合においては、機構に対して、破産法第三十二条第一項及び第二項の規定により公告すべき事項を通知しなければならない。

3　金融機関の破産手続において、第五百四条第一項の規定による預金者表の提出があるまでに、破産法第三十二条第一項第二号若しくは第三号に掲げる事項に変更を生じた場合（同号に掲げる事項にあっては、同法第三十一条第一項第一号の期間又は同項第二号の期日に変更を生じた場合に限る。）又は破産手続開始の決定を取り消す決定が確定した場合においては、破産債権者である預金者等であって同法第百十一条第一項の規定による届出をしていないものに対しては、同法第三十二条第五項において準用する同条第三項第一号の規定又は同法第三十三条第三項本文の規定による通知をすることを要しない。

4　前項に規定する場合においては、機構に対して、破産法第三十二条第一項第二号若しくは第三号に掲げる事項（同号に掲げる事項にあっては、同法第三十一条第一項第一号の期間又は同項第二号の期日に限る。）について生じた変更の内容又は破産手続開始の決定を取り消す決定の主文を通知しなければならない。ただし、同法第三十一条第五項の決定があったときは、この限りでない。

（少額配当受領申出に関する通知）

第五百条　機構は、前条第二項の規定による通知を受けたときは、破産債権者である預金者等に対し、遅滞なく、自己に対する配当額の合計額が破産法第百十一条第一項第四号に規定する最高裁判所規則で定める額に満たない場合においても配当金を受領する意思（以下この章において「少額配当受領の意思」という。）があるときは債権届出期間（同項に規定する債権届出期間をいう。以下この章において同じ。）の末日の前日までに機構に申し出るべき旨を通知しなければならない。

（債権者集会の期日の通知）

第五百一条　裁判所書記官は、金融機関の破産手続において、債権届出期間の満了前に債権者集会が招集された場合においては、機構に対し、当該債権者集会の期日を通知しなければならない。ただし、破産法第三十一条第五項の決定があったときは、この限りでない。

（債権者委員会）

第五百二条　機構が第五百四条第一項の規定による預金者表の提出をする前における破産法第百四十四条第一項及び第四項の規定の適用については、同条第一項中「破産債権者をもって」とあるのは「破産債権者（預金保険機構を含む。）をもって」と、同条第四項中「破産債権者の申立て」とあるのは「破産債権者（預金保険機構を含む。）の申立て」とする。

2　第五百八条の規定は、機構が破産法第百四十四条第二項に規定する債権者委員会を構成する者である場合について準用する。この場合において、第五百八条中「機構代理預金者」とあるのは、「預金者等」と読み替えるものとする。

第六章中第三節を第二節とし、第四節を第三節とし、第五節を第四節とする。

本則に次の一章を加える。

第八章　罰則

（詐欺更生罪）

第五百四十九条　第四条第一項に規定する更生手続の開始の前後を問わず、債権者、協同組織金融機関に係る担保権者（協同組織金融機関の財産につき特別の先取特権、質権、抵当権又は商法の規定による留置権を有する者をいう。以下この章において同じ。）又は組合員等を害する目的で、次の各号のいずれかに該当する行為をした者は、協同組織金融機関について第三十一条において準用する会社更生法第四十一条第一項に規定する更生手続開始の決定がされ、又は第二十二条第二項に規定する保全管理命令が発せられたことを認識しながら、債権者、協同組織金融機関に係る担保権者又は組合員等を害する目的で、第四条第一項に規定する更生手続における管財人の承諾その他の正当な理由がなく、その協同組織金融機関の財産を取得し、又は第三者に取得させた者も、前項と同様とする。

一　協同組織金融機関の財産を隠匿し、又は損壊する行為

二　協同組織金融機関の財産の譲渡又は債務の負担を仮装する行為

三　協同組織金融機関の財産の現状を改変して、その価格を減損する行為

四　協同組織金融機関の財産を債権者、協同組織金融機関に係る担保権者若しくは組合員等の不利益に処分し、又は債権者、協同組織金融機関に係る担保権者若しくは組合員等に不利益な債務を協同組織金融機関が負担する行為

2　前項に規定するもののほか、協同組織金融機関について第三十一条において準用する会社更生法第四十一条第一項に規定する更生手続開始の決定がされ、又は第二十二条第二項に規定する保全管理命令が発せられたことを認識しながら、債権者、協同組織金融機関に係る担保権者又は組合員等を害する目的で、第四条第一項に規定する更生手続における管財人の承諾その他の正当な理由がなく、その協同組織金融機関の財産を取得し、又は第三者に取得させた者も、前項と同様とする。

3　第百六十九条第一項に規定する更生手続の開始の前後を問わず、債権者、相互会社に係る担保権者（相互会社の財産につき特別の先取特権、質権、抵当権又は商法の規定による留置権を有する者をいう。以下この章において同じ。）又は社員を害する目的で、次の各号のいずれかに該当する行為をした者も、相互会社について第百九十六条において準用する会社更生法第四十一条第一項に規定する更生手続開始の決定が確定したときは、同様とする。

一　相互会社の財産を隠匿し、又は損壊する行為

二　相互会社の財産の譲渡又は債務の負担を仮装する行為

三　相互会社の財産の現状を改変して、その価格を減損する行為

四　相互会社の財産を債権者、相互会社に係る担保権者若しくは社員の不利益に処分し、又は債権者、相互会社に係る担保権者若しくは社員に不利益な債務を相互会社が負担する行為

4　前項に規定するもののほか、相互会社について第百九十六条において準用する会社更生法第四十一条第一項に規定する更生手続開始の決定がされ、又は第百八十七条第二項に規定する保全管理命令が発せられたことを認識しながら、債権者、相互会社に係る担保権者又は社員を害する目的で、第百六十九条第一項に規定する更生手続における管財人の承諾その他の正当な理由がなく、その相互会社の財産を取得し、又は第三者に取得させた者も、第一項と同様とする。

（特定の債権者等に対する担保の供与等の罪）

第五百五十条　協同組織金融機関の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、第四条第一項に規定する更生手続の開始の前後を問わず、その協同組織金融機関の業務に関し、特定の債権者又は協同組織金融機関に係る担保権者に対するその協同組織金融機関の債務について、他の債権者又は協同組織金融機関に係る担保権者を害する目的で、担保の供与又は債務の消滅に関する行為であってその協同組織金融機関の義務に属せず又はその方法若しくは時期がその協同組織金融機関の義務に属しないものをし、協同組織金融機関について第三十一条において準用する会社更生法第四十一条第一項に規定する更生手続開始の決定が確定したときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　相互会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、第百六十九条第一項に規定する更生手続の開始の前後を問わず、その相互会社の業務に関し、特定の債権者又は相互会社に係る担保権者に対するその相互会社の債務について、他の債権者又は相互会社に係る担保権者を害する目的で、担保の供与又は債務の消滅に関する行為であってその相互会社の義務に属せず又はその方法若しくは時期がその相互会社の義務に属しないものをし、相互会社について第百九十六条において準用する会社更生法第四十一条第一項に規定する更生手続開始の決定が確定したときも、前項と同様とする。

併科する。情を知って、第四号に掲げる行為の相手方となった者も、第三十一条において準用する会社更生法第四十一条第一項に規定する更生手続開始の決定が確定したときは、同様とする。

（管財人等の特別背任罪）

第五百五十一条　第四条第一項に規定する更生手続における管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理、監督委員又は調査委員が、自己若しくは第三者の利益を図り又は債権者、協同組織金融機関に係る担保権者若しくは組合員等に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、債権者、協同組織金融機関に係る担保権者又は組合員等に財産上の損害を加えたときは、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　第百六十九条第一項に規定する更生手続における管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理、監督委員又は調査委員が、自己若しくは第三者の利益を図り又は債権者、相互会社に係る担保権者若しくは社員に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、債権者、相互会社に係る担保権者又は社員に財産上の損害を加えたときも、前項と同様とする。

3　第四条第一項又は第百六十九条第一項に規定する更生手続における管財人、保全管理人、監督委員又は調査委員（以下この項において「管財人等」という。）が法人であるときは、前二項の規定は、管財人等の職務を行う役員又は職員に適用する。

（報告及び検査の拒絶等の罪）

第五百五十二条　第四条第六項に規定する開始前協同組織金融機関、同条第七項に規定する更生協同組織金融機関、第百二十四条第一項第四号に掲げる協同組織金融機関又は同項第五号に掲げる株式会社（第三項において「開始前協同組織金融機関等」という。）の理事、取締役、執行役、監事、監査役、清算人若しくは使用人その他の従業者又はこれらの者であった者が、第二十四条第一項、第二十八条、第四十九条、第七十三条又は第百二十七条第二項若しくは第三項において準用する会社更生法第七十七条第一項の規定による報告を拒み、又は虚偽の報告をしたときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　前項に規定する者の代表者、代理人、使用人その他の従業者（第四項及び第六項において「代表者等」という。）が、前項に規定する者の業務に関し、第二十四条第一項、第二十八条、第四十九条、第七十三条又は第百二十七条第二項若しくは第三項において準用する会社更生法第七十七条第一項の規定による報告を拒み、又は虚偽の報告をしたときも、前項と同様とする。

3　第一項に規定する者（同項に規定するこれらの者であった者を除く。）が、その開始前協同組織金融機関等の業務に関し、第二十四条第一項、第二十八条、第四十九条、第七十三条又は第百二十七条第二項若しくは第三項において準用する会社更生法第七十七条第一項の規定による検査を拒んだときも、第一項と同様とする。

4　第四条第六項に規定する開始前協同組織金融機関又は同条第七項に規定する更生協同組織金融機関の子会社（協同組合による金融事業に関する法律第四条第一項、信用金庫法第三十二条第六項又は労働金庫法第三十四条第五項に規定する子会社をいう。以下この項において同じ。）の代表者等が、その子会社の業務に関し、第二十四条第一項、第二十八条、第四十九条又は第七十三条において準用する会社更生法第七十七条第二項の規定による報告若しくは検査を拒み、又は虚偽の報告をしたときも、第一項と同様とする。

5　第三百四十七条第二項に規定する組織変更後の信用金庫又は第三百五十二条第一項に規定する新協同組織金融機関（第七項において「組織変更後の信用金庫等」という。）の理事、監事、清算人若しくは使用人その他の従業者又はこれらの者であった者が、第三百五十条第六項又は第三百五十二条第七項において準用する会社更生法第七十七条第一項の規定による報告を拒み、又は虚偽の報告をしたときも、第一項と同様とする。

6　前項に規定する者の代表者等が、同項に規定する者の業務に関し、第三百五十条第六項又は第三百五十二条第七項において準用する会社更生法第七十七条第一項の規定による報告を拒み、又は虚偽の報告をしたときも、第一項と同様とする。

7　第五項に規定する者（同項に規定するこれらの者であった者を除く。）が、その組織変更後の信用金庫等の業務に関し、第三百五十条第六項又は第三百五十二条第七項において準用する会社更生法第七十七条第一項の規定による検査を拒んだときも、第一項と同様とする。

第五百五十三条　第百六十九条第六項に規定する開始前会社、同条第七項に規定する更生会社、第二百九十四条第一項第四号に規定する新相互会社又は同項第五号に掲げる株式会社（第三項において「開始前会社等」という。）の取締役、執行役、監査役、清算人若しくは使用人その他の従業者又はこれらの者であった者が、第百八十九条第一項、第百九十三条、第二百十五条、第二百三十九条又は第二百九十七条第二項若しくは第三項において準用する会社更生法第七十七条第一項の規定による報告を拒み、又は虚偽の報告をしたときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　前項に規定する者の代表者、代理人、使用人その他の従業者（第四項及び第六項において「代表者等」という。）が、前項に規定する者の業務に関し、第百八十九条第一項、第百九十三条、第二百十五条、第二百三十九条又は第二百九十七条第二項若しくは第三項において準用する会社更生法第七十七条第一項の規定による報告を拒み、又は虚偽の報告をしたときも、前項と同様とする。

3　第一項に規定する者（同項に規定するこれらの者であった者を除く。）が、その開始前会社等の業務に関し、第百八十九条第一項、第百九十三条、第二百十五条、第二百三十九条又は第二百九十七条第二項若しくは第三項において準用する会社更生法第七十七条第一項の規定による検査を拒んだときも、第一項と同様とする。

4　第百六十九条第六項に規定する開始前会社又は同条第七項に規定する更生会社の子会社（保険業法第二条第十二項に規定する子会社をいう。以下この項において同じ。）又は連結子会社（同法第五十九条第一項において準用する商法特例法第一条の二第四項に規定する連結子会社をいう。以下この項において同じ。）の代表者等が、その子会社又は連結子会社の業務に関し、第百八十九条第一項、第百九十三条、第二百十五条又は第二百三十九条において準用する会社更生法第七十七条第二項の規定による報告若しくは検査を拒み、又は虚偽の報告をしたときも、第一項と同様とする。

5　第三百六十四条第二項に規定する組織変更後の相互会社又は第三百七十一条第一項に規定する新相互会社（第七項において「組織変更後の相互会社等」という。）の取締役、執行役、監査役、清算人若しくは使用人その他の従業者又はこれらの者であった者が、第三百六十八条第五項又は第三百七十一条第七項において準用する会社更生法第七十七条第一項の規定による報告を拒み、又は虚偽の報告をしたときも、第一項と同様とする。

6　前項に規定する者の代表者等が、同項に規定する者の業務に関し、第三百六十八条第五項又は第三百七十一条第七項において準用する会社更生法第七十七条第一項の規定による報告を拒み、又は虚偽の報告をしたときも、第一項と同様とする。

7　第五項に規定する者（同項に規定するこれらの者であった者を除く。）が、その組織変更後の相互会社等の業務に関し、第三百六十八条第五項又は第三百七十一条第七項において準用する会社更生法第七十七条第二項の規定による検査を拒んだときも、第一項と同様とする。

（業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪）

第五百五十四条　第四条第一項に規定する更生手続の開始の前後を問わず、債権者、協同組織金融機関に係る担保権者又は組合員等を害する目的で、協同組織金融機関の業務及び財産の状況に関する帳簿、書類その他の物件を隠滅し、偽造し、又は変造した者は、協同組織金融機関について第三十一条において準用する会社更生法第四十一条第一項に規定する更生手続開始の決定が確定したときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　第百六十九条第一項に規定する更生手続の開始の前後を問わず、債権者、相互会社に係る担保権者又は社員を害する目的で、相互会社の業務及び財産の状況に関する帳簿、書類その他の物件を隠滅し、偽造し、又は変造した者も、相互会社について第百九十六条において準用する会社更生法第四十一条第一項に規定する更生手続開始の決定が確定したときは、前項と同様とする。

（管財人等に対する職務妨害の罪）

第五百五十五条　偽計又は威力を用いて、第四条第一項又は第百六十九条第一項に規定する更生手続における管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理、監督委員又は調査委員の職務を妨害した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（収賄罪）

第五百五十六条　第四条第一項又は第百六十九条第一項に規定する更生手続における管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理、監督委員、調査委員又は法律顧問（第四十四条又は第二百十条において準用する会社更生法第七十一条の法律顧問をいう。次項において同じ。）が、その職務に関し、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　前項の場合において、その管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理、監督委員、調査委員又は法律顧問が不正の請託を受けたときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3　第一項の更生手続における管財人、保全管理人、監督委員又は調査委員（以下この条において「管財人等」という。）が法人である場合において、管財人等の職務を行うその役員又は職員が、その管財人等の職務に関し、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。管財人等が法人である場合において、その役員又は職員が、その管財人等の職務に関し、管財人等に賄賂を収受させ、又はその供与の要求若しくは約束をしたときも、同様とする。

4　前項の場合において、その役員又は職員が不正の請託を受けたときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

5　第一項の更生手続における第四条第十三項若しくは第百六十九条第十三項に規定する更生債権者等、組合員等、社員若しくは代理委員又はこれらの者の代理人、役員若しくは職員が、関係人集会の期日における議決権の行使又は第百十三条若しくは第二百八十二条において準用する会社更生法第百八十九条第二項第二号に規定する書面等投票による議決権の行使に関し、不正の請託を受けて、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

6　前各項の場合において、犯人又は法人である管財人等が収受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

（贈賄罪）

第五百五十七条　前条第一項又は第三項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　前条第二項、第四項又は第五項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（国外犯）

第五百五十八条　第五百四十九条、第五百五十条、第五百五十四条、第五百五十五条及び前

条の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二条の例に従う。

2　第五百五十一条及び第五百五十六条（第五項を除く。）の罪は、刑法第四条の例に従う。

3　第五百五十六条第五項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

（両罰規定）

第五百五十九条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、第五百四十九条、第五百五十条、第五百五十二条（第一項及び第五項を除く。）、第五百五十三条（第一項及び第五項を除く。）、第五百五十四条、第五百五十五条又は第五百五十七条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

（過料）

第五百六十条　第四条第七項に規定する更生協同組織金融機関又はその更生協同組織金融機関の事業の更生のために債務を負担し、又は担保を提供する者は、第百二十七条第一項において準用する会社更生法第二百九条第四項の規定による裁判所の命令に違反した場合には、百万円以下の過料に処する。

2　第百六十九条第七項に規定する更生会社又はその更生会社の事業の更生のために債務を負担し、又は担保を提供する者は、第二百九十七条第一項において準用する会社更生法第二百九条第四項の規定による裁判所の命令に違反した場合も、前項と同様とする。

（農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律の一部改正）

第五条　農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律（平成十二年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第一条―第五条）」を「（第一条・第二条）」に、「第六条」を「第三条」に、「破産の」を「破産手続開始の」に、「第三十三条」を「第三十二条の二」に、「第三十四条」を「第三十三条」に改める。

第三条から第五条までを削る。

第六条第一項中「破産の原因たる」を「破産手続開始の原因となる」に改め、同条第三項中「民事再生法」の下に「（平成十一年法律第二百二十五号）」を加え、第二章第一節中同条を第三条とする。

第七条第一項中「裁判所」を「裁判所書記官」に改め、同条を第四条とする。

第八条第一項中「）に規定する」を「次項において同じ。）の規定による」に改め、同条第二項中「第二十六条第一項」の下に「（同法第三十六条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、「、同条第二項」を「、同法第二十六条第二項（同法第三十六条第二項において準用する場合を含む。）」に、「及び同条第三項」を「及び同法第二十六条第三項（同法第三十六条第二項において準用する場合を含む。）」に改め、「第二十七条第一項」の下に「（同法第三十六条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、「、同条第三項」を「、同法第二十七条第三項（同法第三十六条第二項において準用する場合を含む。）」に、「決定及び同条第四項」を「決定及び同法第二十七条第四項（同法第三十六条第二項において準用する場合を含む。）」に改め、「第二十九条第一項」を「第三条第一項」に改め、同条を第七条とする。

第十一条を第八条とし、第二章第一節中同条の次に次の三条を加える。

（再生事件の管轄、移送及び通知の特例）

第九条　農水産業協同組合に係る再生事件についての民事再生法第五条第八項及び第九項並びに第七条第四号ロ及びハの規定の適用については、再生債権者の数が千人以上であるものとみなす。

2　農水産業協同組合に係る再生事件についての民事再生法第三十四条第二項の規定の適用については、知れている再生債権者の数が千人以上であるものとみなす。

第十条及び第十一条　削除

第十二条の見出し及び同条第一項中「送達」を「通知」に改め、同条第二項中「記載した書面を送達しなければ」を「通知しなければ」に改める。

第十三条中「第三十四条」を「第三十四条第一項」に改める。

第十四条の見出し中「送達」を「通知」に改め、同条第一項中「第三十五条第二項」を「第三十五条第三項第一号」に、「送達」を「通知」に改め、同条第二項中「第三十五条第一項に規定する」を「第三十五条第一項及び第二項の規定により公告すべき」に、「記載した書面を送達しなければ」を「通知しなければ」に改め、同条第三項中「第三十四条の規定により定めた期間」を「第三十四条第一項の規定により定めた再生債権の届出をすべき期間（以下「再生債権届出期間」という。）」に、「第三十五条第三項において準用する同条第二項の規定又は同法第三十七条」を「第三十五条第五項本文において準用する同条第三項第一号の規定又は同法第三十七条本文」に、「送達」を「通知」に改め、同条第四項中「民事再生法第三十四条の規定により定めた期間」を「再生債権届出期間」に、「記載した書面を送達しなければ」を「通知しなければ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、民事再生法第三十四条第二項の決定があったときは、この限りでない。

第十五条第一項中「送達」を「通知」に改め、同条第二項中「民事再生法第三十四条の規定により裁判所が定めた再生債権の届出をすべき期間（以下この節において「再生債権届出期間」という。）」を「再生債権届出期間」に改める。

第十六条第五項中「第十七条第一項」を「第十六条第一項」に改め、「（平成十二年法律第九十五号）」を削る。

第十八条第一項ただし書中「査定又は訴訟」を「裁判手続」に改める。

第十九条中「民事再生法第百一条第四項に規定する一般調査期間内又は同法第百三条第一項

に規定する特別調査期間（第二十二条において「特別調査期間」という。）内に」を「再生債権の調査において」に、「査定又は訴訟」を「裁判手続」に改める。

第二十二条中「特別調査期間に」を「民事再生法第百三条第一項に規定する特別調査期間（以下この条において「特別調査期間」という。）に」に、「民事再生法第百三条第二項」を「同条第二項」に改める。

第二十三条第二項中「裁判所」を「裁判所書記官」に改める。

第二十四条を次のように改める。

（債権者集会の期日の通知）

第二十四条　裁判所書記官は、農水産業協同組合の再生手続において、再生債権届出期間の満了前に債権者集会が招集された場合においては、機構に対し、当該債権者集会の期日を通知しなければならない。ただし、民事再生法第三十四条第二項の決定があったときは、この限りでない。

第二十五条第一項中「第百十八条第一項」を「第百十七条第一項及び第四項」に、「同項」を「同条第一項」に、「あるのは、」を「あるのは」に改め、「）をもって」と」の下に「、同条第四項中「再生債権者の申立て」とあるのは「再生債権者（農水産業協同組合貯金保険機構を含む。）の申立て」と」を加え、同条第二項中「第百十八条第二項」を「第百十七条第二項」に改める。

第二十七条第二項を次のように改める。

2　第二十三条第一項及び前条の規定による通知は、その通知が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

第二十七条第三項を削る。

「第一節　監督庁による破産の申立て等」を「第一節　監督庁による破産手続開始の申立て等」に改める。

第二十九条の見出し中「破産」を「破産手続開始」に改め、同条第一項中「破産の原因たる」を「破産手続開始の原因となる」に、「破産の申立て」を「破産手続開始の申立て」に改め、同条第二項中「第六条第二項」を「第三条第二項」に、「破産」を「破産手続開始」に改め、同条第三項中「破産の」を「破産手続開始の」に、「第百三十八条」を「（平成十六年法律第　号）第二十条第二項及び第二十三条第一項前段」に改め、同条第四項を削る。

第三十条第一項中「破産」を「破産手続開始」に、「裁判所」を「裁判所書記官」に改め、同条第二項中「破産」を「破産手続開始」に改める。

第三十一条の見出し中「保全処分」を「他の手続の中止命令等」に改め、同条第一項中「破産の」を「破産手続開始の」に、「第百五十五条第一項に規定する」を「第二十四条第一項、第二十五条第一項及び第二十八条第一項（これらの規定を同法第三十三条第二項において準用する場合を含む。）並びに第九十一条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による」に改め、同条第二項中「第百十二条前段の規定にかかわらず、同法第百五十五条第一項又は第二項の規定による裁判」を「第九条前段の規定にかかわらず、同法第二十四条第一項（同法第三十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による中止の命令、同法第二十四条第二項（同法第三十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による決定及び同法第二十四条第三項（同法第三十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による決定に対しては、破産手続開始の決定がされたとすれば破産債権となるべき債権を有する債権者（破産手続開始の決定後にあっては、破産債権者）の数が千人以上であるものとみなす。

2　農水産業協同組合に係る破産事件についての破産法第三十一条第五項の規定の適用については、知れている破産債権者の数が千人以上であるものとみなす。

第三章第二節中第三十四条の前に次の一条を加える。

（包括的禁止命令に関する通知の特例）

第三十三条　農水産業協同組合について破産法第二十六条第一項（同法第三十三条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の決定があった場合には、貯金者等に対しては、同法第二十六条第一項の規定による通知は、することを要しない。

2　前項の場合には、裁判所は、機構に対して、破産法第二十六条第一項の決定の主文を通知しなければならない。

第三十四条の見出し中「債権届出の期間」を「届出期間」に改め、同条第一項中「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に、「第百四十二条第一項」を「第三十一条第一項第一号」に、「同項第一号の債権届出の期間」を「破産債権の届出をすべき期間」に改め、同条第二項を削る。

第三十五条の見出しを「（破産手続開始の決定等に関する通知の特例）」に改め、同条第一項中「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に、「債権者」を「破産債権者」に、「第百四十三条第二項」を「第三十二条第三項第一号」に、「送達」を「通知」に改め、同条第二項中「第百四十三条第一項各号に掲げる事項を記載した書面を送達し

なければ」を「第三十二条第一項及び第二項の規定により公告すべき事項を通知しなければ」に改め、同条第三項中「第百四十三条第一項第二号から第四号までに掲げる事項に変更を生じた場合又は破産取消しの決定」を「第三十二条第一項第二号若しくは第三号に掲げる事項に変更を生じた場合（同号に掲げる事項にあっては、同法第三十一条第一項第一号の期間又は同項第二号の期日に変更を生じた場合に限る。）又は破産手続開始の決定を取り消す決定」に、「債権者」を「破産債権者」に、「第二百二十八条第一項」を「第百十一条第一項」に、「第百四十三条第三項又は第百五十六条第二項において準用する同法第百四十三条第二項の規定による送達」を「第三十二条第五項において準用する同条第三項第一号の規定又は同法第三十三条第三項本文の規定による通知」に改め、同条第四項中「第百四十三条第一項第二号から第四号まで」を「第三十二条第一項第二号若しくは第三号」に改め、「事項」の下に「（同号に掲げる事項にあっては、同法第三十一条第一項第一号の期間又は同項第二号の期日に限る。）」を加え、「破産取消しの決定の主文を記載した書面を送達しなければ」を「破産手続開始の決定を取り消す決定の主文を通知しなければ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同法第三十一条第五項の決定があったときは、この限りでない。

第三十五条第五項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（少額配当受領申出に関する通知）

第三十五条の二　機構は、前条第二項の規定による通知を受けたときは、破産債権者である貯金者等に対し、遅滞なく、自己に対する配当額の合計額が破産法第百十一条第一項第四号に規定する最高裁判所規則で定める額に満たない場合においても配当金を受領する意思（次条第三項において「少額配当受領の意思」という。）があるときは債権届出期間（同法第百十一条第一項に規定する債権届出期間をいう。以下同じ。）の末日の前日までに機構に申し出るべき旨を通知しなければならない。

第三十六条を次のように改める。

（貯金者表の作成等）

第三十六条　機構は、第三十五条第二項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、知れている破産債権である貯金等債権（機構が債権者であるものを除く。）について、破産法第百十五条第二項に規定する事項を記載した貯金者表を作成しなければならない。

2　第十五条第二項から第五項までの規定は、機構が前項の規定により貯金者表を作成した場合について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「再生債権届出期間」とあるのは「債権届出期間」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第三十六条第一項」と読み替えるものとする。

3　機構は、貯金者表を縦覧に供することを開始した後、当該貯金者表に記載されている貯金等債権に係る債権者から、少額配当受領の意思がある旨の申出（次条第四項において「少額配当受領申出」という。）があったときは、当該貯金者表に、その旨の記載の追加をしなければならない。

第三十七条第一項中「破産債権届出期間」を「債権届出期間」に改め、同条第二項中「に規定する」を削り、「第三十六条第一項各号に掲げる」を「第三十六条第一項」に改め、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3　機構は、第一項の規定による貯金者表の提出又は前項において準用する第十五条第四項前段の規定による記載の追加をする場合においては、破産法第百十一条第一項各号に掲げる事項（前条第一項に規定する事項を除く。）を裁判所に届け出なければならない。

4　前条第三項の規定は、機構が貯金者表を裁判所に提出した後、少額配当受領申出があった場合について準用する。

第三十七条に次の一項を加える。

5　農水産業協同組合の破産手続についての破産法第十一条第一項の規定の適用については、同項中「この法律（この法律において準用する他の法律を含む。）」とあるのは、「この法律（この法律において準用する他の法律を含む。）及び農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律」とする。

第三十八条第一項中「第二百二十八条第一項」を「第百十一条第一項」に、「破産債権届出期間内」を「債権届出期間内」に改め、同条第二項中「破産債権届出期間後に」を「当該記載の追加が同法第百十二条第一項に規定する一般調査期間（以下「一般調査期間」という。）の満了前又は同項に規定する一般調査期日（以下「一般調査期日」という。）の終了前の記載の追加であるときは債権届出期間の経過後であって一般調査期間の満了前又は一般調査期日の終了前に届出があったものと、当該記載の追加が一般調査期間の経過後又は一般調査期日の終了後の記載の追加であるときは同項の規定による」に改める。

第三十九条第一項中「機構が」の下に「破産法第百十三条第一項の規定による」を加え、同条ただし書中「債権の確定に関する訴訟」を「破産債権の確定に関する裁判手続」に改める。

第四十条中「債権調査の期日」を「破産債権の調査」に、「債権の確定に関する訴訟」を「破産債権の確定に関する裁判手続」に改め、同条ただし書中「係る債権」を「係る破産債権査定申立て（破産法第百二十五条第一項に規定する破産債権査定申立てをいう。）を取り下げ、若しくは機構代理債権に係る破産債権」に改める。

第四十二条に次の一項を加える。

2　前項の規定による変更は、破産法の規定の適用については、この章に別段の定めがある場合を除き、当該変更が一般調査期間の満了前又は一般調査期日の終了前の変更であるときは債権届出期間の経過後であって一般調査期間の満了前又は一般調査期日の終了前にされた届出事項の変更と、当該変更が一般調査期間の経過後又は一般調査期日の終了後の変更であるときは同法第百十二条第四項の規定による変更とみなす。

第四十三条の見出し中「特別期日」を「特別調査期間等」に改め、同条中「特別期日（破産法第二百三十四条第二項（同法第二百三十五条及び第二百三十六条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する特別期日をいう。以下この条において同じ。）の費用は、同法第二百三十四条第二項後段」を「破産法第百

十九条第一項に規定する特別調査期間（以下この条において「特別調査期間」という。）又は同法第百二十二条第一項に規定する特別調査期日（以下この条において「特別調査期日」という。）に関する費用は、同法第百十九条第三項（同法第百二十二条第二項において準用する場合を含む。）」に改め、同条ただし書中「第七十九条」を「第百六十九条」に、「特別期日」を「特別調査期日」に改める。

第四十四条第一項中「債権調査の期日」を「破産債権の調査」に、「機構代理債権について異議があった場合（次項に規定する場合を除く。）」を「機構代理債権の額等（破産法第百二十五条第一項に規定する額等をいう。次項において同じ。）について破産管財人が認めず、又は届出をした破産債権者（同法第三十一条第五項に規定する届出をした破産債権者をいう。）が異議を述べた場合（機構が当該機構代理債権について異議を述べた場合を除く。）」に改め、同条第二項中「債権調査の期日」を「破産債権の調査」に、「について異議を述べた場合には、裁判所」を「の額等について異議を述べた場合には、裁判所書記官」に改める。

第四十五条を次のように改める。

（債権者集会の期日の通知）

第四十五条　裁判所書記官は、農水産業協同組合の破産手続において、債権届出期間の満了前に債権者集会が招集された場合においては、機構に対し、当該債権者集会の期日を通知しなければならない。ただし、破産法第三十一条第五項の決定があったときは、この限りでない。

第四十五条の次に次の一条を加える。

（債権者委員会）

第四十五条の二　機構が第三十七条第一項の規定により貯金者表を提出する前における破産法第百四十四条第一項及び第四項の規定の適用については、同条第一項中「破産債権者をもって」とあるのは「破産債権者（農水産業協同組合貯金保険機構を含む。）をもって」と、同条第四項中「破産債権者の申立て」とあるのは「破産債権者（農水産業協同組合貯金保険機構を含む。）の申立て」とする。

2　第四十一条の規定は、機構が破産法第百四十四条第二項に規定する債権者委員会を構成する者である場合について準用する。この場合において、第四十一条中「機構代理貯金者」とあるのは、「貯金者等」と読み替えるものとする。

第四十六条第一項中「及び前条の規定」を削り、「第百十五条」を「第十条第一項及び第二項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　第三十五条の二及び第四十四条第一項の規定による通知については、第二十七条第二項の規定を準用する。

第四十六条の二第一項中「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に、「第十六条」を「第百条第一項」に改め、同条第二項中「裁判所の定めた債権届出の期間」を「債権届出期間」に改める。

第二章　その他の関係法律の整備等

（民法の一部改正）

第六条　民法（明治二十九年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第六十八条第一項第三号を次のように改める。

三　破産手続開始ノ決定

第七十条第一項中「請求」を「申立」に、「破産ノ宣告」を「破産手続開始ノ決定」に改め、同条第二項中「破産宣告ノ請求」を「破産手続開始ノ申立」に改める。

第七十四条中「破産」を「破産手続開始ノ決定ニ因ル解散」に改める。

第七十七条第一項中「破産」を「破産手続開始ノ決定」に改める。

第八十一条第一項及び第八十四条第五号中「破産宣告ノ請求」を「破産手続開始ノ申立」に改める。

第百十一条第一項第二号中「若クハ破産又ハ代理人ガ」を「又ハ代理人ガ破産手続開始ノ決定若クハ」に改める。

第百三十七条第一号中「破産ノ宣告」を「破産手続開始ノ決定」に改める。

第百五十二条中「破産手続参加」の下に「、再生手続参加又ハ更生手続参加」を加え、「之ヲ取消シ又ハ其請求」を「其申立又ハ届出ヲ取下ゲ又ハ之」に改める。

第百五十三条中「破産手続参加」の下に「、再生手続参加、更生手続参加」を加える。

第百六十条中「破産ノ宣告」を「破産手続開始ノ決定」に改める。

第二百七十六条中「小作料ノ支払ヲ怠リ又ハ破産ノ宣告ヲ受ケタル」を「小作料ノ支払ヲ怠リタル」に改める。

第三百九十八条ノ三第二項中「破産」を「破産手続開始」に改める。

第三百九十八条ノ二十第一項第四号及び第二項、第四百四十一条、第四百五十二条、第四百六十条第一号並びに第五百八十九条中「破産ノ宣告」を「破産手続開始ノ決定」に改める。

第六百二十一条を次のように改める。

第六百二十一条　削除

第六百三十一条中「破産ノ宣告」を「破産手続開始ノ決定」に改める。

第六百四十二条第一項中「破産ノ宣告」を「破産手続開始ノ決定」に改め、同条第二項を次のように改める。

前項ノ場合ニ於テハ契約ノ解除ニ因リテ生ジタル損害ノ賠償ハ破産管財人ガ契約ノ解除ヲ為シタル場合ニ於ケル請負人ニ限リ之ヲ請求スルコトヲ得此場合ニ於テ請負人ハ其損害賠償ニ付キ財団ノ配当ニ加入ス

第六百五十三条中「又ハ破産ニ因リテ終了ス」を「ニ因リテ終了ス委任者若クハ受任者ガ破産手続開始ノ決定ヲ受ケタルトキ又ハ」に改める。

第六百七十九条第二号を次のように改める。

二　破産手続開始ノ決定ヲ受ケタルコト

（非訟事件手続法の一部改正）

第七条　非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第百二十六条第一項中「第二百二十条第二項」の下に「、第二百二十四条ノ五第一項」を加える。

第百三十五条ノ六十中「破産ノ宣告」を「破産手続開始ノ決定」に改める。

第百三十五条ノ六十一　破産手続開始前ノ会社ニ関スル商法第四百二条ノ規定ニ依リ破産手続開始ノ決定アリタル場合ニ於ケル破産法ノ

関係規定（破産法（平成十六年法律第
号）第七十一条第一項第四号並ニ第二項第二
号及ビ第三号、第七十二条第一項第四号並ニ
第二項第二号及ビ第三号、第百六十条（第一
項第一号ヲ除ク）、第百六十二条（第一項第二
号ヲ除ク）、第百六十三条第二項、第百六十
四条第一項（同条第二項ニ於テ準用スル場合
ヲ含ム）、第百六十六条並ニ第百六十七条第
二項（同法第百七十条第二項ニ於テ準用スル
場合ヲ含ム）ノ規定ヲ謂フ第百三十八条ノ十
三ニ於テ之ニ同ジ）ノ適用ニ付テハ整理開始
ノ申立ハ其前ニ破産手続開始ノ申立ナキトキ
ハ之ヲ破産手続開始ノ申立ト看做シ整理ノ為
メニ生ジタル債権及ビ整理ノ手続ノ費用ハ之
ヲ財団債権トス

第百三十五条ノ六十二中「第四百三条」を「第
四百三条第二項」に、「第百六十六条」を「第八十
七条第一項」に改める。

第百三十八条ノ十三中「破産ノ宣告」を「破産
手続開始ノ決定」に、「破産法第一編ノ規定」を
「破産法ノ関係規定」に、「又ハ破産」を「又ハ破
産手続開始」に改める。

第百三十九条第四号中「株式会社ノ取締役」の
下に「、執行役」を、「代表取締役」の下に「、代
表執行役」を加える。

（不動産登記法の一部改正）

第八条　不動産登記法（明治三十二年法律第二十
四号）の一部を次のように改正する。

第百十条ノ四中「破産ノ宣告」を「破産手続開
始ノ決定」に改める。

第百十九条ノ十一を第百十九条ノ十二とし、
第百十九条ノ十の次に次の一条を加える。

第百十九条ノ十一　民法第三百九十八条ノ二十
第一項第四号ノ規定ニ依リ根抵当権ノ担保ス
ベキ元本ガ確定シタル場合ノ登記ハ申請書ニ
債務者又ハ根抵当権設定者ニ付テ破産法（平
成十六年法律第　　号）第三十条第一項ノ
規定ニ依ル破産手続開始ノ決定ノ裁判書ノ謄
本ヲ添附シタルトキハ根抵当権者ノミニテ之
ヲ申請スルコトヲ得但其根抵当権又ハ之ヲ目
的トスル権利取得ノ登記ト共ニ為ス場合ニ限
ル

（商法の一部改正）

第九条　商法（明治三十二年法律第四十八号）の一
部を次のように改正する。

第四十一条第一項中「取締役」の下に「、執行
役（株式会社の監査等に関する商法の特例に関
する法律（昭和四十九年法律第二十二号）第二十
一条の五第一項第四号ニ規定スル執行役ヲ謂フ
以下同ジ）」を加える。

第四十八条第一項中「若ハ取締役」を「、取締
役若ハ執行役」に改める。

第七十四条第一項中「（株式会社の監査等に関
する商法の特例に関する法律第二十一条の五第
一項第四号ニ規定スル執行役ヲ謂フ以下同ジ）」
を削る。

第八十五条第四号を次のように改める。

四　破産手続開始ノ決定

第九十四条第五号中「ノ破産」を「ニ付テノ破
産手続開始ノ決定」に改める。

第九十六条及び第百二十条中「破産」を「破産
手続開始ノ決定ニ因ル解散」に改める。

第二百十条第四項第一号中「同項各号」を「同
項第一号」に、「金額ノ合計額」を「金額」に改
め、同項第二号中「同項各号」を「同項第一号及
第二号」に改め、同項に次の一号を加える。

三　損失ノ処理ニ関スル議案ノ承認ノ決議
第二百八十九条第一項ニ規定スル資本ノ欠
損ノ填補ニ充ツルベキ額

第二百五十四条ノ二第二号中「破産ノ宣告」を
「破産手続開始ノ決定」に改める。

第二百八十九条第四項中「前項」を「第二項」に
改める。

第二百九十三条ノ五第三項第五号中「第二百
八十九条第二項各号」を「第二百八十九条第二項
第一号」に改め、同項第六号中「第三百七十五条
第一項各号」を「第三百七十五条第一項第一号及
第二号」に改め、「定ムル額」の下に「ノ合計額」
を加え、同号の次に次の一号を加える。

六ノ二　最終ノ決済期後損失ノ処理ニ関スル
議案ノ承認ノ決議アリタル場合ニ於ケル第
二百八十九条第一項ニ規定スル資本ノ欠損
ノ填補ニ充ツルベキ額

第二百九十三条ノ五第三項第七号中「前二号」
を「前三号」に改める。

第三百八十三条第二項中「破産ノ」を「破産手
続開始ノ」に改める。

第四百二条中「破産法ニ従ヒ破産ノ宣告」を
「破産法（平成十六年法律第　　号）ニ従ヒ破
産手続開始ノ決定」に改める。

第四百三条第一項中「第百四条」を「第七十一
条及第七十二条」に改め、同条第二項中「第百六
十三条乃至第百六十六条」を「第七十六条、第七
十七条、第八十五条及第八十七条第一項」に改
める。

第四百七条及び第四百十七条第一項中「破産」
を「破産手続開始ノ決定ニ因ル解散」に改める。

第四百三十九条第四項中「破産ノ」を「破産手
続開始ノ決定アリタル」に改める。

第四百四十一条の次に次の一条を加える。

第四百四十一条ノ二　債権者集会ノ決議ヲ要ス
ル事項ヲ可決スルニハ議決権ヲ行使スルコト
ヲ得ベキ出席債権者ノ過半数ニシテ其ノ出席
債権者ノ総債権ノ二分ノ一ヲ超ユル債権ヲ有
スル者ノ同意アルコトヲ要ス

債権者集会ノ決議ニ付特別ノ利害関係ヲ有ス
ル者ハ其ノ議決権ヲ行使スルコトヲ得ズ

第四百四十二条第一項中「、第三百二十一条
第二項及破産法第百七十九条」を「及第三百二十
一条第二項」に改める。

第四百五十条第三項を次のように改める。

協定ハ前項ノ認可ノ決定ノ確定ニ因リテ其ノ
効力ヲ生ズ

第四百五十条に次の二項を加える。

協定ハ債権者ノ全員ノ為且其ノ全員ニ対シテ
効力ヲ有ス

協定ハ債権者ガ会社ノ保証人其ノ他会社ト共
ニ債務ヲ負担スル者ニ対シテ有スル権利及債
権者ノ為ニ供シタル担保ニ影響ヲ及ボサズ

第四百五十五条中「破産ノ宣告」を「破産手続
開始ノ決定」に改める。

第四百五十六条第一項中「第百四条、第二百
三条及第二百四条」を「第七十一条、第七十二
条、第百八十四条第二項乃至第四項及第百八十
五条第一項第二項」に改め、同条第二項中「第百
六十五条及第百六十六条」を「第七十七条及第八
十七条第一項」に改める。

第四百九十八条第一項第七号中「破産宣告ノ請求」を「破産手続開始ノ申立」に改める。

第五百四十条第三号中「ノ破産」を「ガ破産手続開始ノ決定ヲ受ケタルコト」に改める。

第六百五十一条第一項中「破産ノ宣告」を「破産手続開始ノ決定」に改め、同条第二項中「破産宣告」を「破産手続開始ノ決定」に改める。

第六百五十二条中「破産ノ宣告」を「破産手続開始ノ決定」に改める。

（公証人法の一部改正）

第十条　公証人法（明治四十一年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二号中「破産又ハ家資分散ノ宣告」を「破産手続開始ノ決定」に改める。

（信託法の一部改正）

第十一条　信託法（大正十一年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第一項中「破産ノ宣告」を「破産手続開始ノ決定」に改める。

（健康保険法等の一部改正）

第十二条　次に掲げる法律の規定中「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に改める。

一　健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百七十二条第一号ハ

二　会社経理応急措置法（昭和二十一年法律第七号）第十五条第一項

三　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三十一条第一号

四　犯罪者予防更生法（昭和二十四年法律第百四十二号）第八条第一項

五　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第四十八条第二項

六　住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）第十二条の三第二項第三号

七　ユネスコ活動に関する法律（昭和二十七年法律第二百七号）第十一条第一項第一号

八　公安審査委員会設置法（昭和二十七年法律第二百四十二号）第七条第一号

九　農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）第十二条の二第二項第三号

十　中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第百三十八号）第十三条の二第二項第三号

十一　社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）第二十四条第一号

十二　私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十九条の二第一号ハ

十三　関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第七条の十一第一項第四号及び第四十七条第一項第四号

十四　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十五条第一号ハ

十五　労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和三十一年法律第百二十六号）第三十条第一号

十六　地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第十条の二第一項第三号

十七　沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十二条の二第二項第三号

十八　公害等調整委員会設置法（昭和四十七年法律第五十二号）第九条第一号

十九　公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第百十六条第一号

二十　賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）第七条及び附則第三条

二十一　社会保険労務士法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第六十四号）附則第三条

二十二　国会等の移転に関する法律（平成四年法律第百九号）第十五条第六項

二十三　日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第二十五条第一項第一号

二十四　国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号）第十四条第二項第三号

二十五　日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）第十三条第二項第三号

二十六　国家公務員倫理法（平成十一年法律第百二十九号）第十六条第一号

（無尽業法の一部改正）

第十三条　無尽業法（昭和六年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第三十二条及び第三十三条中「清算、破産又ハ強制和議ノ場合」を「清算手続又ハ破産手続」に改める。

（手形法の一部改正）

第十四条　手形法（昭和七年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第二号及び第三号中「ノ破産ノ」を「ガ破産手続開始ノ決定ヲ受ケタル」に改める。

第四十四条第六項中「破産ノ宣告」を「破産手続開始ノ決定」に、「破産決定書」を「破産手続開始ノ決定ノ裁判書」に改める。

（商工組合中央金庫法の一部改正）

第十五条　商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第二十三条中「主務省令トス」を「主務省令トシ同法第六十二条第一項第五号中組合ノ破産トアルハ之ヲ組合ニ付テノ破産手続開始ノ決定トシ同法第六十三条第一項中破産トアルハ之ヲ破産手続開始ノ決定ニ因ル解散トス」に改める。

第五十一条第十号中「破産ノ宣告ヲ請求セザル」を「破産手続開始ノ申立ヲ為サザル」に改める。

（有限会社法の一部改正）

第十六条　有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第六十九条第一項第六号中「ノ破産」を「ニ付テノ破産手続開始ノ決定」に改める。

第七十二条第一項中「破産」を「破産手続開始ノ決定ニ因ル解散」に改める。

第八十五条第一項第十六号中「破産宣告ノ請求」を「破産手続開始ノ申立」に改める。

（船員保険法の一部改正）

第十七条　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第三十三条ノ十二ノ二第二項第一号中「破産」を「破産手続開始」に改める。

第六十二条ノ四第一項第三号中「破産ノ宣告」を「破産手続開始ノ決定」に改める。

（労働基準法の一部改正）

第十八条　労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第八十七条第三項ただし書中「但し」を「ただし」に、「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に改める。

（地方自治法の一部改正）

第十九条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二百五十条の九第八項中「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に改める。

第二百六十条の二第十八項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「破産宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に改める。

（国家公務員法等の一部改正）

第二十条　次に掲げる法律の規定中「破産」を「破産手続開始ノ決定」に改める。

一　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百八条の四

二　地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十四条

三　職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十三年法律第八十号）第十一条

（農業協同組合法の一部改正）

第二十一条　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第六十四条第一項第三号中「の破産」を「についての破産手続開始の決定」に改める。

第七十一条第一項中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

第七十三条の四十八第一項第二号を次のように改める。

二　破産手続開始の決定

第七十八条中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

第百一条第一項第十二号中「破産宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に改める。

（農業災害補償法の一部改正）

第二十二条　農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第四十六条第一項中「左の事由に因つて」を「次の事由によつて」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　破産手続開始の決定

第五十四条中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

第六十三条中「破産」を「破産手続開始の決定による解散」に改める。

第百四十七条中第十七号を第十八号とし、第十四号から第十六号までを削り、第十三号を第十七号とし、第十二号を第十六号とし、第十一号の二を第十五号とし、第十一号を第十四号とし、第十号の次に次の三号を加える。

十一　第五十八条において準用する民法第七十九条第一項の期間内に債権者に弁済をしたとき。

十二　第五十八条において準用する民法第七十九条第一項又は同法第八十一条第一項に規定する公告を怠り、又は不実の公告をしたとき。

十三　第五十八条において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

（証券取引法の一部改正）

第二十三条　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百五十四条」を「第百五十三条の二・第百五十四条」に改める。

第二十七条の十一第一項ただし書及び第二十七条の二十二の二第二項中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

第五十四条第一項第七号中「破産」を「破産手続開始」に改める。

第五十五条第一項第三号中「破産により」を「破産手続開始の決定により」に改め、同項第四号及び同条第三項中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

第六十六条の十七第一項第四号中「が破産した」を「について破産手続開始の決定があつた」に改め、同項第五号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

第七十九条の十八第一項第四号を次のように改める。

四　破産手続開始の決定

第七十九条の十八第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。

協会について破産手続開始若しくは破産手続終結の決定があつた場合又は破産手続開始の決定の取消し若しくは破産手続廃止の決定が確定した場合には、裁判所書記官は、その旨を内閣総理大臣に通知しなければならない。

第七十九条の四十九第六号中「第五章第四節及び第六章第四節」を「第五章第三節及び第六章第三節」に改める。

第七十九条の五十三第一項第二号中「破産」を「破産手続開始」に改め、同条第四項中「第四百九十三条第一項」を「第四百九十条第一項」に、「破産」を「破産手続開始」に改め、同条第五項中「第三百七十八条第二項、第四百五十一条第二項若しくは第四百九十四条」を「第三百七十九条第二項、第四百四十八条第二項若しくは第四百九十二条」に改める。

第七十九条の五十五第二項中「破産法（大正十一年法律第七十一号）第二百六十条の規定による公告」を「破産法（平成十六年法律第　号）第百九十七条第一項（同法第二百九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告、第五項の規定による通知」に、「同項の規定」を「前項の規定」に改め、同条に次の一項を加える。

認定証券会社の破産手続において、破産法第百九十七条第一項（同法第二百九条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第二百四条第二項の規定による通知をしたとき、又は同法第二百八条第一項の規定による許可を受けたときは、破産管財人は、その旨を基金に通知しなければならない。

第百条第五号を次のように改める。

五　破産手続開始の決定

第百条の三中「破産」を「破産手続開始の決定による解散」に改める。

第五章第七節中第百五十四条の前に次の一条を加える。

第百五十三条の二　証券取引所について破産手続開始若しくは破産手続終結の決定があつた場合又は破産手続開始の決定の取消し若しくは破産手続廃止の決定が確定した場合には、裁判所書記官は、その旨を内閣総理大臣に通知しなければならない。

第百九十四条の四第三項中「裁判所から、破産法第百二十五条第一項又は第二項」を「第七十九条の十八第四項又は第百五十三条の二」に改める。

第二百八条第十八号中「破産宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に改める。

（公認会計士法の一部改正）

第二十四条　公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の十八第一項第四号を次のように改める。

四　破産手続開始の決定

第三十四条の二十二第八項中「破産法（大正十一年法律第七十一号）第百二十七条」を「破産法（平成十六年法律第　号）第十六条」に改める。

第五十五条の二第三号中「破産の宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に改める。

（損害保険料率算出団体に関する法律の一部改正）

第二十五条　損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

第二十三条中「破産」を「破産手続開始ノ決定」に改める。

第二十八条第十一号中「破産宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に改める。

（消費生活協同組合法の一部改正）

第二十六条　消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）の一部を次のように改正する。

第六十二条第一項中「左の事由に因つて」を「次の事由によつて」に改め、同項第五号中「の破産」を「についての破産手続開始の決定」に改める。

第六十九条中「破産に因る」を「破産手続開始の決定による」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第七十八条中「破産」を「破産手続開始の決定による解散」に改める。

第百条第十四号を削り、同条第十五号中「民法第七十九条」を「第七十三条において準用する民法第七十九条第一項」に改め、同号を同条第十四号とし、同条第十六号中「民法第七十九条又は同法第八十一条」を「第七十三条において準用する民法第七十九条第一項又は同法第八十一条第一項」に改め、同号を同条第十五号とし、同条第十七号中「民法」を「第七十三条において準用する民法」に、「破産宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に改め、同号を同条第十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

十七　第九十四条の二の規定による命令に従わなかつたとき。

（医療法の一部改正）

第二十七条　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第五十五条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第六号を次のように改める。

六　破産手続開始の決定

第五十五条第一項第七号中「取消」を「取消し」に改める。

第五十六条第一項中「破産」を「破産手続開始の決定による解散」に改める。

第六十八条中「破産」を「破産手続開始ノ決定ニ因ル解散」に改める。

第七十六条第七号中「破産の宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に改める。

（自転車競技法の一部改正）

第二十八条　自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）の一部を次のように改正する。

第十三条の十一中「左の」を「次の」に改め、同条第二号中「破産した」を「破産手続開始の決定があつた」に改める。

第十三条の十二第一項中「破産による」を「破産手続開始の決定による解散の」に改める。

（水産業協同組合法の一部改正）

第二十九条　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第六十八条第一項第三号中「の破産」を「についての破産手続開始の決定」に改める。

第七十四条中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

第九十一条の二第一項第三号中「の破産」を「についての破産手続開始の決定」に改める。

第九十二条第五項、第百条第五項及び第百六条中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

第百三十条第一項第三十三号中「破産宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に改める。

（国民生活金融公庫法の一部改正）

第三十条　国民生活金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第十四条の三第二項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第三号中「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に改める。

（簡易生命保険法の一部改正）

第三十一条　簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第五十条の見出しを「（保険契約者が破産手続開始の決定を受けた場合における保険料の払込み）」に改め、同条中「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に改める。

（建設業法の一部改正）

第三十二条　建設業法（昭和二十四年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　法人が破産手続開始の決定により解散したときは、その破産管財人

（中小企業等協同組合法の一部改正）

第三十三条　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第六十二条第一項第三号中「の破産」を「についての破産手続開始の決定」に改める。

第六十八条第一項中「破産」を「破産手続開始の決定」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第八十二条の十三第一項第二号を次のように改める。

二　破産手続開始の決定

第八十二条の十四中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

第八十八条中「破産」を「破産手続開始の決定による解散」に改める。

（測量法の一部改正）

第三十四条　測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第五十五条の九第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「測量業者」を「個人である測量業者」に改め、同項第二号中「法人が」を「法人である測量業者が」に改め、同項第三号中「測量業者が破産により」を「法人である測量業者が破産手続開始の決定により」に改め、同項第四号中「法人」の下に「である測量業者」を加え、「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

（土地改良法の一部改正）

第三十五条　土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第百十一条の二十二第一項第二号を次のように改める。

二　破産手続開始の決定

（弁護士法の一部改正）

第三十六条　弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第三十条の二十二第一項第四号を次のように改める。

四　破産手続開始の決定

第三十条の二十七第八項中「破産法（大正十一年法律第七十一号）第百二十七条」を「破産法（平成十六年法律第　号）第十六条」に改める。

第七十九条第二号中「破産の宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に改める。

（私立学校法の一部改正）

第三十七条　私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第五十条第一項第五号を次のように改める。

五　破産手続開始の決定

第五十一条第一項中「破産」を「破産手続開始の決定による解散」に改める。

第六十六条第一号中「基く」を「基づく」に改め、同条第二号及び第四号中「備付」を「備付け」に改め、同条第六号中「破産宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に改める。

（国際観光ホテル整備法の一部改正）

第三十八条　国際観光ホテル整備法（昭和二十四年法律第二百七十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第五号中「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に改める。

第十五条第二項中「破産による」を「破産手続開始の決定による」に改める。

（貿易保険法等の一部改正）

第三十九条　次に掲げる法律の規定中「の破産」を「についての破産手続開始の決定」に改める。

一　貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）第二十七条第二項第九号、第三十条第二項第四号、第四十六条第二項第四号、第四十九条第二項第一号リ及び第二号ニ、第五十二条第二項第五号並びに第五十四条第二項第四号

二　内航海運組合法（昭和三十二年法律第百六十二号）第五十二条第一項第三号

（船主相互保険組合法の一部改正）

第四十条　船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第百七十七号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項第四号中「の破産」を「についての破産手続開始の決定」に改め、同項第五号中「取消」を「取消し」に改める。

第四十六条第一項中「破産」を「破産手続開始の決定」に、「取消」を「取消し」に改める。

第五十九条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第十一号中「破産宣告を請求すること」を「破産手続開始の申立て」に改める。

（司法書士法の一部改正）

第四十一条　司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第一項第四号を次のように改める。

四　破産手続開始の決定

第四十六条第九項中「破産法（大正十一年法律第七十一号）第百二十七条」を「破産法（平成十六年法律第　号）第十六条」に改める。

第五十八条第二項中「破産宣告」を「破産手続開始の決定」に改める。

第八十二条第二号中「破産の宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に改める。

（建築士法の一部改正）

第四十二条　建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の六中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同条第三号中「が破産した」を「について破産手続開始の決定があつた」に改め、同条第五号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

（小型自動車競走法の一部改正）

第四十三条　小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）の一部を次のように改正する。

第二十条の十一中「左の」を「次の」に改め、同条第二号中「破産した」を「破産手続開始の決定があつた」に改める。

第二十条の十二第一項中「破産による」を「破産手続開始の決定による解散の」に改める。

（地方税法の一部改正）

第四十四条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第十四条の七中「強制換価手続」の下に「（破産手続を除く。）」を加える。

第六十八条第四項中「執行機関」の下に「（破産法（平成十六年法律第　号）第百十四条第一号に掲げる請求権に係る法人等の道府県民税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）」を加える。

第七十一条の十九第四項中「執行機関」の下に「（破産法第百十四条第一号に掲げる請求権に係る利子割に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）」を加える。

第七十一条の四十第四項中「執行機関」の下に「（破産法第百十四条第一号に掲げる請求権に係る配当割に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）」を加える。

第七十一条の六十第四項中「執行機関」の下に「（破産法第百十四条第一号に掲げる請求権に係る株式等譲渡所得割に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）」を加える。

第七十二条の六十八第四項中「執行機関」の下に「（破産法第百十四条第一号に掲げる請求権に係る事業税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件

を取り扱う裁判所）」を加える。

第七十三条の三十六第四項中「執行機関」の下に「（破産法第百十四条第一号に掲げる請求権に係る不動産取得税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）」を加える。

第七十四条の二十七第四項中「執行機関」の下に「（破産法第百十四条第一号に掲げる請求権に係るたばこ税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）」を加える。

第九十四条第四項中「執行機関」の下に「（破産法第百十四条第一号に掲げる請求権に係るゴルフ場利用税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）」を加える。

第百六十七条第四項中「執行機関」の下に「（破産法第百十四条第一号に掲げる請求権に係る自動車税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）」を加える。

第二百条第四項中「執行機関」の下に「（破産法第百十四条第一号に掲げる請求権に係る鉱区税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）」を加える。

第二百八十五条第四項中「執行機関」の下に「（破産法第百十四条第一号に掲げる請求権に係る道府県法定外普通税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）」を加える。

第三百三十一条第四項中「執行機関」の下に「（破産法第百十四条第一号に掲げる請求権に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）」を加える。

第三百七十三条第四項中「執行機関」の下に「（破産法第百十四条第一号に掲げる請求権に係る固定資産税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）」を加える。

第四百五十九条第四項中「執行機関」の下に「（破産法第百十四条第一号に掲げる請求権に係る軽自動車税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）」を加える。

第四百八十五条の三第四項中「執行機関」の下に「（破産法第百十四条第一号に掲げる請求権に係るたばこ税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）」を加える。

第五百四十一条第四項中「執行機関」の下に「（破産法第百十四条第一号に掲げる請求権に係る鉱産税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）」を加える。

第六百十三条第四項中「行なわれた」を「行われた」に改め、「執行機関」の下に「（破産法第百十四条第一号に掲げる請求権に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）」を加える。

第六百九十五条第四項中「執行機関」の下に「（破産法第百十四条第一号に掲げる請求権に係る市町村法定外普通税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）」を加える。

第六百九十九条の二十五第四項中「行なわれた」を「行われた」に改め、「執行機関」の下に「（破産法第百十四条第一号に掲げる請求権に係る自動車取得税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）」を加える。

第七百条の三十八第四項中「執行機関」の下に「（破産法第百十四条第一号に掲げる請求権に係る軽油引取税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）」を加える。

第七百条の六十六第四項中「執行機関」の下に「（破産法第百十四条第一号に掲げる請求権に係る狩猟税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）」を加える。

第七百一条の十八第四項中「執行機関」の下に「（破産法第百十四条第一号に掲げる請求権に係る入湯税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）」を加える。

第七百一条の六十五第四項中「執行機関」の下に「（破産法第百十四条第一号に掲げる請求権に係る事業所税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）」を加える。

第七百二十八条第四項中「執行機関」の下に「（破産法第百十四条第一号に掲げる請求権に係る水利地益税等に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）」を加える。

第七百三十三条の二十四第四項中「執行機関」の下に「（破産法第百十四条第一号に掲げる請求権に係る法定外目的税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）」を加える。

（土地家屋調査士法の一部改正）

第四十五条　土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第一項第四号を次のように改める。

四　破産手続開始の決定

第四十一条第九項中「破産法（大正十一年法律第七十一号）第百二十七条」を「破産法（平成十六年法律第　号）第十六条」に改める。

第五十三条第二項中「破産宣告」を「破産手続開始の決定」に改める。

第七十七条第二号中「破産の宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に改める。

（商品取引所法の一部改正）

第四十六条　商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

第九十八条第一項第三号を次のように改める。

三　破産手続開始の決定

第九十八条第一項第四号中「取消」を「取消し」に改める。

第百条及び第百六条中「破産」を「破産手続開始の決定による解散」に改める。

第百三十六条の五十七第一項第三号を次のように改める。

三　破産手続開始の決定

第百六十三条の二第一号中「破産宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に改める。

（中小企業信用保険法等の一部改正）

第四十七条　次に掲げる法律の規定中「破産」を「破産手続開始」に改める。

一　中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第三項第一号

二　割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第二十七条第一項第五号

三　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第二十三条第二項第一号

四　中小企業倒産防止共済法（昭和五十二年法律第八十四号）第二条第二項第一号

（行政書士法の一部改正）

第四十八条　行政書士法（昭和二十六年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第十三条の十九第一項第四号を次のように改める。

四　破産手続開始の決定

第十三条の二十一第八項中「破産法（大正十一年法律第七十一号）第百二十七条」を「破産法（平成十六年法律第　　号）第十六条」に改める。

第二十五条第二号中「破産の宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に改める。

（社会福祉法の一部改正）

第四十九条　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第四十六条第一項第五号を次のように改める。

五　破産手続開始の決定

第四十七条第一項中「破産」を「破産手続開始の決定による解散」に改める。

第百三十四条第六号中「破産宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に改める。

（農業委員会等に関する法律の一部改正）

第五十条　農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第八十三条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　破産手続開始の決定

第八十四条中「破産」を「破産手続開始の決定」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第八十八条中「清算中の破産」を「清算法人についての破産手続の開始」に改める。

第九十三条第七号中「破産宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に改める。

（宗教法人法の一部改正）

第五十一条　宗教法人法（昭和二十六年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第二項中「の外、左に」を「のほか、次に」に、「因つて」を「よつて」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　破産手続開始の決定

第四十三条第二項第四号中「取消」を「取消し」に改める。

第四十九条第一項中「破産に因る」を「破産手続開始の決定による」に、「定」を「定め」に、「除く外」を「除くほか」に改める。

第五十条第一項中「破産」を「破産手続開始の決定による解散」に、「除く外」を「除くほか」に改める。

第五十八条中「破産」を「破産手続開始の決定による解散」に、「除く外」を「除くほか」に、「因る」を「よる」に改める。

第八十三条中「破産の場合を除く外」を「破産手続開始の決定があつた場合を除くほか」に、「差し押える」を「差し押さえる」に改める。

第八十八条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第六号中「破産宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に改める。

（投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正）

第五十二条　投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項第二号中「破産した」を「破産手続開始の決定があつた」に改め、同項第三号及び同条第二項中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

第百四十三条第四号を次のように改める。

四　破産手続開始の決定

第百五十一条第一号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

第百六十四条第四項中「から第四百四十一条まで」を「から第四百四十一条ノ二まで」に改め、同条第六項中「破産法（大正十一年法律第七十一号）第百六十五条」を「破産法（平成十六年法律第　　号）第七十七条」に、「第百六十六条」を「第八十七条第一項」に改める。

第百六十九条中「破産」を「破産手続開始の決定による解散」に改める。

第百九十二条第一項第二号中「破産により」を「破産手続開始の決定により」に改める。

第二百二十二条第一項中「破産その他」を「破産手続開始の決定その他」に改める。

第二百五十一条第三十三号中「破産宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に改める。

（税理士法の一部改正）

第五十三条　税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第四十八条の十八第一項第四号を次のように改める。

四　破産手続開始の決定

第四十八条の二十一第八項中「破産法（大正十一年法律第七十一号）第百二十七条」を「破産法（平成十六年法律第　　号）第十六条」に改める。

第六十四条第二号中「破産の宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に改める。

（信用金庫法の一部改正）

第五十四条　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「左の事由に因つて」を「次の事由によつて」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　破産手続開始の決定

第六十三条中「左の事由に因つて」を「次の事由によつて」に改め、同条第三号を次のように改める。

三　破産手続開始の決定

第六十三条第六号中「取消」を「取消し」に改める。

第七十条中「破産」を「破産手続開始の決定による解散」に改める。

（漁船損害等補償法の一部改正）

第五十五条　漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項第四号を次のように改める。

四　破産手続開始の決定

第五十条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第四号を次のように改める。

四　破産手続開始の決定

第五十八条中「破産」を「破産手続開始の決定」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第六十八条中「破産」を「破産手続開始の決定による解散」に改める。

第百三十八条第五項及び第六項中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

第百四十五条第十三号中「破産宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に改める。

（宅地建物取引業法の一部改正）

第五十六条　宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第三号中「が破産した」を「について破産手続開始の決定があつた」に改め、同項第四号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

第五十五条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第二号中「破産により」を「破産手続開始の決定により」に改め、同項第三号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

（公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部改正）

第五十七条　公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第九条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同条第一号中「因り」を「より」に改め、同条第二号中「破産に因り」を「破産手続開始の決定により」に改め、同条第三号中「破産」を「破産手続開始の決定」に、「因り」を「より」に改める。

（中小漁業融資保証法の一部改正）

第五十八条　中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　破産手続開始の決定

第五十三条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第三号中「の破産」を「についての破産手続開始の決定」に改める。

第六十条中「破産」を「破産手続開始の決定」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第八十六条第十五号中「破産宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に改める。

（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正）

第五十九条　酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第五十三条中「左に」を「次に」に改め、同条第三号を次のように改める。

三　破産手続開始の決定

第六十四条中「破産の場合を除く外」を「破産手続開始の決定による解散の場合を除くほか」に改める。

第百一条第十六号中「破産宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に改める。

（商工会議所法の一部改正）

第六十条　商工会議所法（昭和二十八年法律第百四十三号）の一部を次のように改正する。

第六十条第一項第三号を次のように改める。

三　破産手続開始の決定

第六十三条中「破産」を「法人についての破産手続の開始」に改める。

第七十八条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　破産手続開始の決定

第七十八条第一項第三号中「取消」を「取消し」に改め、同条第二項中「破産」を「法人についての破産手続の開始」に改める。

第九十一条第五号中「破産宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に改める。

（信用保証協会法の一部改正）

第六十一条　信用保証協会法（昭和二十八年法律第百九十六号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「左の事由に因つて」を「次の事由によつて」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　破産手続開始の決定

第二十三条第一項第五号中「取消」を「取消し」に改める。

第二十八条中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

第四十一条第二号中「基く」を「基づく」に改め、同条第十四号中「破産宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に改める。

（労働金庫法の一部改正）

第六十二条　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　破産手続開始の決定

第六十七条中「左の」を「次の」に改め、同条第三号を次のように改める。

三　破産手続開始の決定

第六十七条第六号中「取消」を「取消し」に改める。

（国の債権の管理等に関する法律の一部改正）

第六十三条　国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

第七十四条中「破産」を「破産手続開始の決定による解散」に改める。

第七十七条第四号中「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に改める。

第三十条中「、破産法（大正十一年法律第七十一号）の規定により債権者集会において申立てのあつた強制和議の条件」を削る。

（家畜取引法等の一部改正）

第六十四条　次に掲げる法律の規定中「破産による」を「破産手続開始の決定による」に改める。

一　家畜取引法（昭和三十一年法律第百二十三号）第十条第二項

二　電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第十八条第二項
三　電気通信役務利用放送法（平成十三年法律第八十五号）第八条第二項

（公営企業金融公庫法の一部改正）

第六十五条　公営企業金融公庫法（昭和三十二年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第二項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「基く」を「基づく」に改め、同項第二号中「言渡」を「言渡し」に改め、同項第三号中「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に改める。

（生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の一部改正）

第六十六条　生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第五十条第一項第二号を次のように改める。

二　破産手続開始の決定

第五十一条及び第五十二条の十第一項中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

（企業担保法の一部改正）

第六十七条　企業担保法（昭和三十三年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

第三十条の前の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（管財人の選任等）」を付する。

第三十一条の次に次の一条を加える。

（管財人代理）

第三十一条の二　管財人は、必要があるときは、その職務を行わせるため、自己の責任で一人又は数人の管財人代理を選任することができる。

2　前項の管財人代理の選任については、裁判所の許可を得なければならない。

第三十二条に見出しとして「（管財人の権限）」を付する。

第三十六条第一項を次のように改める。

破産法（平成十六年法律第　号）第七十六条、第八十条、第八十五条、第八十七条第一項及び第九十条第一項の規定は管財人について、同法第七十九条及び第百五十五条の規定は会社の財産の管理について、同法第八十七条第一項の規定は管財人代理について準用する。この場合において、同法第七十六条第一項中「、それぞれ単独にその職務を行い、又は職務」とあるのは「その職務」と、同法第七十九条及び第百五十五条中「破産管財人」とあるのは「管財人」と、同法第七十九条及び第八十条中「破産財団」とあるのは「株式会社の財産」と、同法第九十条第一項中「破産者」とあるのは「株式会社」と読み替えるものとする。

第三十六条第二項中「第百六十六条」を「第八十七条第一項」に改める。

第六十条第一項中「その代理人」を「管財人代理」に、「わいろ」を「賄賂」に改め、同条第二項及び第三項中「わいろ」を「賄賂」に改める。

第六十一条中「わいろ」を「賄賂」に改める。

（水洗炭業に関する法律の一部改正）

第六十八条　水洗炭業に関する法律（昭和三十三年法律第百三十四号）の一部を次のように改正する。

第十条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第三号中「又は破産」を「又は破産手続開始の決定に」に、「破産による」を「破産手続開始の決定による」に、「破算管財人」を「破産管財人」に改める。

（たばこ耕作組合法の一部改正）

第六十九条　たばこ耕作組合法（昭和三十三年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項第三号を次のように改める。

三　破産手続開始の決定

第五十条中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

第六十一条第二号中「基く」を「基づく」に改め、同条第十四号中「破産宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に改める。

（特許法の一部改正）

第七十条　特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第二十四条中「第百二十五条から第百二十七条まで」を「第百二十六条、第百二十七条」に改める。

（国税徴収法の一部改正）

第七十一条　国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「強制換価手続」の下に「（破産手続を除く。）」を加える。

第八十二条第一項中「執行機関」の下に「（破産法（平成十六年法律第　号）第百十四条第一号（租税等の請求権の届出）に掲げる請求権に係る国税の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所。第八十四条第二項（交付要求の解除）において同じ。）」を加える。

（養鶏振興法の一部改正）

第七十二条　養鶏振興法（昭和三十五年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第三号中「破産による」を「破産手続開始の決定による」に改める。

（商工会法の一部改正）

第七十三条　商工会法（昭和三十五年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第五十二条第一項第三号中「破産した」を「破産手続開始の決定があつた」に改める。

第五十五条中「破産」を「法人についての破産手続の開始」に改める。

第六十五条第八号中「破産宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に改める。

（農業信用保証保険法の一部改正）

第七十四条　農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第三号を次のように改める。

三　破産手続開始の決定

第四十九条第一項第二号を次のように改める。

二　破産手続開始の決定

第五十条中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

第七十四条第十四号中「破産宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に改める。

（建物の区分所有等に関する法律の一部改正）

第七十五条　建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第四十七条第十項中「破産法（大正十一年法律第七十一号）第百二十七条第二項」を「破産法（平成十六年法律第　　号）第十六条第二項」に改める。

第七十一条第九号中「破産宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に改める。

（商店街振興組合法の一部改正）

第七十六条　商店街振興組合法（昭和三十七年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第七十二条第一項第三号中「の破産」を「についての破産手続開始の決定」に改める。

第七十七条中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

（商業登記法の一部改正）

第七十七条　商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項を次のように改める。

第二十条の規定により印鑑を登記所に提出した者又は支配人、破産法（平成十六年法律第　　号）の規定により会社につき選任された破産管財人若しくは保全管理人、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定により会社につき選任された管財人若しくは保全管理人、会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の規定により選任された管財人若しくは保全管理人若しくは外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第百二十九号）の規定により会社につき選任された承認管財人若しくは保全管理人でその印鑑を登記所に提出した者は、手数料を納付して、その印鑑の証明書の交付を請求することができる。

（不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正）

第七十八条　不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第三号中「破産により」を「破産手続開始の決定により」に改め、同項第五号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

（労働災害防止団体法の一部改正）

第七十九条　労働災害防止団体法（昭和三十九年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項第二号を次のように改める。

二　破産手続開始の決定

第三十五条及び第五十条中「の破産」を「についての破産手続の開始」に改める。

第六十二条第六号中「破産宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に改める。

（漁業災害補償法の一部改正）

第八十条　漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第五十条第一項第三号中「の破産」を「についての破産手続開始の決定」に改める。

第五十七条中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

第二百条第十六号中「破産宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に改める。

（地方住宅供給公社法の一部改正）

第八十一条　地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第一号を次のように改める。

一　破産手続開始の決定

第三十七条第一項中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

第四十九条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第三号中「行なつた」を「行つた」に改め、同条第八号中「破産宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に改める。

（執行官法の一部改正）

第八十二条　執行官法（昭和四十一年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第十三号中「又は破産法（大正十一年法律第七十一号）」を「第三百九十条第二項（同法又は他の法律において準用する場合を含む。）に、「若しくは立会い又は」を「又は破産法（平成十六年法律第　　号）第百五十五条第一項の規定による」に改める。

（船員災害防止活動の促進に関する法律の一部改正）

第八十三条　船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第五十一条第一項第二号を次のように改める。

二　破産手続開始の決定

第五十四条中「の破産」を「についての破産手続の開始」に改める。

第七十一条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第五号中「破産宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に改める。

（通関業法の一部改正）

第八十四条　通関業法（昭和四十二年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第三号中「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に改める。

（社会保険労務士法の一部改正）

第八十五条　社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の二十二第一項第四号を次のように改める。

四　破産手続開始の決定

第二十五条の二十五第八項中「破産法（大正十一年法律第七十一号）第百二十七条」を「破産法（平成十六年法律第　　号）第十六条」に改める。

第三十七条第二号中「破産の宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に改める。

（職業能力開発促進法の一部改正）

第八十六条　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第四十条第一項第五号を次のように改める。

五　破産手続開始の決定

第七十条第一項第二号を次のように改める。

二　破産手続開始の決定

第百六条第八号及び第百七条第六号中「破産宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に改める。

（外国証券業者に関する法律の一部改正）

第八十七条　外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項第八号中「破産」を「破産手続開始」に改める。

第二十三条第一項第三号中「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に、「破産と」を「破産手続と」に改め、同項第四号及び同条第三項中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

（預金保険法の一部改正）

第八十八条　預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に改める。

第二十四条第九号中「第五章第三節及び第六章第三節」を「第五章第二節及び第六章第二節」に改める。

第四十九条第二項第二号中「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に改める。

第五十五条第二項第三号中「裁判所から破産法（大正十一年法律第七十一号）第百二十五条第一項」を「第百三十七条の二第一項」に改める。

第五十七条第三項中「破産法第二百六十条の規定による公告」を「破産法（平成十六年法律第　号）第百九十七条第一項（同法第二百九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告、第百三十七条の二第二項の規定による通知」に改める。

第六十六条第三項第二号中「第四百五十六条」を「第四百五十四条」に改める。

第六十九条の三第一項第二号中「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に改め、同項中第八号を第九号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　破産法第九十一条第一項の規定による保全管理人による管理を命ずる処分を受けた破綻金融機関

第六十九条の三第三項第一号中「破産宣告」を「破産手続開始の決定」に改め、同項第二号中「第一項第三号」を「第一項第四号」に改め、同項第五号中「第一項第八号」を「第一項第九号」に改め、同条第五項中「第八号」を「第九号」に改める。

第六十九条の四第一項中「支払の停止等（支払の停止又は破産」を「支払不能等（支払不能（当該金融機関が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態にあることをいう。）、支払の停止又は破産手続開始」に、「第百四条（」を「第七十一条及び第七十二条（これらの規定を」に、「第四十九条（」を「第四十九条及び第四十九条の二（これらの規定を」に、「第三十五条第一項」を「第三十五条」に、「及び民事再生法第九十三条」を「並びに民事再生法第九十三条及び第九十三条の二」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　当該支払不能等より前に生じた決済債務　当該支払不能等から当該支払不能等に係る破産手続開始の決定、更生手続開始の決定、再生手続開始の決定、整理開始の命令若しくは特別清算開始の命令（以下この号において「破産手続開始決定等」という。）までの間に生じた当該金融機関に対して負担する決済債務（当該支払不能等より前に生じた原因に基づくものを除く。）又は当該破産手続開始決定等より後に生じた当該金融機関に対して負担する決済債務

第六十九条の四第一項第二号中「支払の停止等」を「支払不能等」に改める。

第七十二条第二項中「第二百六十条の規定による公告」を「第百九十七条第一項（同法第二百九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告、第百三十七条の二第二項の規定による通知」に、「同項」を「前項」に改める。

第百二十八条中「破産」を「破産手続開始」に改める。

第百三十七条の次に次の一条を加える。

（金融機関の破産手続開始の通知等）

第百三十七条の二　金融機関について破産手続開始の決定があつたときは、裁判所書記官は、その旨を内閣総理大臣（労働金庫又は労働金庫連合会にあつては、内閣総理大臣及び厚生労働大臣）に通知しなければならない。

2　金融機関の破産手続において、破産法第百九十七条第一項（同法第二百九条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第二百四条第二項の規定による通知をしたとき、又は同法第二百八条第一項の規定による許可を受けたときは、破産管財人は、その旨を機構に通知しなければならない。

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

第八十九条　民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

4　破産法（平成十六年法律第　号）第二百四十八条第四項本文の規定により破産手続開始の申立てと同時に免責許可の申立てをしたものとみなされたときは、当該破産手続開始の申立てをした者は、免責許可の申立ての手数料をも納めなければならない。

別表第一の一二の項上欄中「破産」を「破産手続開始」に改め、同表の一七の項上欄二中「破産法（大正十一年法律第七十一号）」を「破産法」に改め、同項上欄ホ中「第三百六十六条ノ二第一項」を「第百八十六条第一項の規定による担保権消滅の許可の申立て、同法第百九十二条第三項の規定による商事留置権消滅の許可の申立て、同法第二百四十八条第一項」に、「免責」を「免責許可」に、「第三百六十七条第一項」を「第二百五十六条第一項」に改める。

（積立式宅地建物販売業法の一部改正）

第九十条　積立式宅地建物販売業法（昭和四十六年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第二号中「破産した」を「破産手続開始の決定があつた」に改め、同項第三号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

第三十六条第一項第五号中「破産」を「破産手続開始」に改める。

（農水産業協同組合貯金保険法の一部改正）

第九十一条　農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に改める。

第四十九条第二項第二号中「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に改める。

第五十七条第三項第四号を次のように改める。

四　裁判所書記官から第百十八条の二第一項の規定による通知を受けたとき。

第五十九条第三項中「破産法第二百六十条の規定による公告」を「破産法（平成十六年法律第　号）第百九十七条第一項（同法第二百九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告、第百十八条の二第二項の規定による通知」に改める。

第六十七条第二項中「第十一条第一項」を「第八条第一項」に改める。

第六十九条の三第一項第二号中「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に改め、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　破産法第九十一条第一項の規定による保全管理人による管理を命ずる処分を受けた

経営困難農水産業協同組合

第六十九条の三第三項第一号中「破産宣告」を「破産手続開始の決定」に改める。

第六十九条の四第一項中「支払の停止等（支払の停止又は破産」を「支払不能等（支払不能（当該農水産業協同組合が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態にあることをいう。）、支払の停止又は破産手続開始」に、「第百四条及び民事再生法第九十三条」を「第七十一条及び第七十二条並びに民事再生法第九十三条及び第九十三条の二」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　当該支払不能等より前に生じた決済債務　当該支払不能等から当該支払不能等に係る破産手続開始の決定若しくは再生手続開始の決定（以下この号において「破産手続開始決定等」という。）までの間に生じた当該農水産業協同組合に対して負担する決済債務（当該支払不能等より前に生じた原因に基づくものを除く。）又は当該破産手続開始決定等より後に生じた当該農水産業協同組合に対して負担する決済債務

第六十九条の四第一項第二号中「支払の停止等」を「支払不能等」に改める。

第七十二条第二項中「第二百六十条の規定による公告」を「第百九十七条第一項（同法第二百九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告、第百十八条の二第二項の規定による通知」に改める。

第百十二条中「破産」を「破産手続開始」に改める。

第百十八条の次に次の一条を加える。

（農水産業協同組合の破産手続開始の通知等）

第百十八条の二　農水産業協同組合について破産手続開始の決定があつたときは、裁判所書記官は、その旨を農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律第二条第四項に規定する監督庁に通知しなければならない。

2　農水産業協同組合の破産手続において、破産法第百九十七条第一項（同法第二百九条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第二百四条第二項の規定による通知をしたとき、又は同法第二百八条第一項の規定による許可を受けたときは、破産管財人は、その旨を機構に通知しなければならない。

第百十九条第一項ただし書中「前条」を「第百十八条」に改める。

（船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部改正）

第九十二条　船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第八十四条中「破産宣告」を「破産手続開始の決定」に改め、同条ただし書中「破産手続における配当の公告」を「破産法（平成十六年法律第　号）第百九十五条第一項に規定する最後配当、同法第二百四条第一項に規定する簡易配当、同法第二百八条第一項に規定する同意配当若しくは同法第二百九条第一項に規定する中間配当の許可」に改める。

（森林組合法の一部改正）

第九十三条　森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第八十三条第一項第三号中「の破産」を「についての破産手続開始の決定」に改める。

第八十九条第一項中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

第百八条の二第一項第三号中「の破産」を「についての破産手続開始の決定」に改める。

第百九条第五項中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

第百二十二条第一項第十七号中「破産宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に改める。

（仮登記担保契約に関する法律の一部改正）

第九十四条　仮登記担保契約に関する法律（昭和五十三年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第十九条の見出し中「破産等の場合の」を「破産手続等における」に改め、同条第一項中「破産法（大正十一年法律第七十一号）中」を「破産法（平成十六年法律第　号）中破産財団に属する財産につき」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　破産財団に属しない破産者の土地等についてされている担保仮登記の権利者については、破産法中同法第百八条第二項に規定する抵当権を有する者に関する規定を準用する。

（農住組合法の一部改正）

第九十五条　農住組合法（昭和五十五年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第七十一条第一項第三号中「の破産」を「についての破産手続開始の決定」に改める。

第七十六条中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

第九十七条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第十五号中「破産宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に改める。

（銀行法の一部改正）

第九十六条　銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第四十九条第一項第六号中「破産した」を「破産手続開始の決定があつた」に改める。

（広域臨海環境整備センター法の一部改正）

第九十七条　広域臨海環境整備センター法（昭和五十六年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項第二号を次のように改める。

二　破産手続開始の決定

第三十条第一項中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

第三十八条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第十号中「破産宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に改める。

（貸金業の規制等に関する法律の一部改正）

第九十八条　貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第三号中「が破産した」を「について破産手続開始の決定があつた」に改め、同項第四号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

（浄化槽法の一部改正）

第九十九条　浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十六条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第三号中「破産により」を「破産手続開始の決定により」に改め、同条第四号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

第三十八条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第三号中「破産により」を「破産手続開始の決定により」に改め、同条第四号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

（株券等の保管及び振替に関する法律の一部改正）

第百条　株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第九条の三第四号中「破産の原因たる」を「破産手続開始の原因となる」に改める。

（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律の一部改正）

第百一条　有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第三号中「破産により」を「破産手続開始の決定により」に改め、同項第四号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

（抵当証券業の規制等に関する法律の一部改正）

第百二条　抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第二号中「破産により」を「破産手続開始の決定により」に改め、同項第三号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

（金融先物取引法の一部改正）

第百三条　金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第四号を次のように改める。

四　破産手続開始の決定

第六十四条第一項第二号中「破産により」を「破産手続開始の決定により」に改め、同項第三号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

第九十一条の三の三第三項中「裁判所から、破産法（大正十一年法律第七十一号）第百二十五条第一項又は第二項」を「第九十一条の五」に改める。

第九十一条の四の次に次の一条を加える。

（金融先物取引所の破産手続開始等の通知）

第九十一条の五　金融先物取引所について破産手続開始若しくは破産手続終結の決定があつた場合又は破産手続開始の決定の取消し若しくは破産手続廃止の決定が確定した場合には、裁判所書記官は、その旨を内閣総理大臣に通知しなければならない。

第百四条第四号中「破産宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に改める。

（遊漁船業の適正化に関する法律の一部改正）

第百四条　遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第三号中「破産により」を「破産手続開始の決定により」に改め、同項第四号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

（前払式証票の規制等に関する法律の一部改正）

第百五条　前払式証票の規制等に関する法律（平成元年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「破産による」を「破産手続開始の決定による」に改める。

（商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部改正）

第百六条　商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第二号中「破産により」を「破産手続開始の決定により」に改め、同項第三号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

（特定債権等に係る事業の規制に関する法律の一部改正）

第百七条　特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成四年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第四十条第一項第一号中「破産により」を「破産手続開始の決定により」に改め、同項第二号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

第五十三条第一項第二号中「破産により」を「破産手続開始の決定により」に改め、同項第三号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

（不動産特定共同事業法の一部改正）

第百八条　不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第二号中「破産により」を「破産手続開始の決定により」に改め、同項第三号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

（政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律の一部改正）

第百九条　政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成六年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「破産」を「破産手続開始ノ決定ニ因ル解散」に改める。

第十六条第一項第五号中「破産宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に改める。

（更生保護事業法の一部改正）

第百十条　更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項第五号を次のように改める。

五　破産手続開始の決定

第三十二条第一項中「破産」を「破産手続開始の決定による解散」に改める。

第六十九条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第七号中「破産宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に改める。

（保険業法の一部改正）

第百十一条　保険業法（平成七年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第百八十条中「破産」を「破産手続開始の決定による解散」に改める。

第二百九条第八号中「破産した」を「破産手続開始の決定があった」に改める。

第二百三十四条第六号及び第七号中「が破産した」を「について破産手続開始の決定があった」に改める。

第二百六十五条の二十八第一項第八号中「第六章第五節」を「第六章第四節」に改める。

第二百八十条第一項第四号中「が破産した」を「について破産手続開始の決定があった」に改め、同項第六号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

第二百九十条第一項第四号中「が破産した」を「について破産手続開始の決定があった」に改め、同項第六号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

第三百三十三条第一項第四十四号中「破産宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に改める。

（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律の一部改正）

第百十二条　特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「破産宣告」を「破産手続開始の決定」に改める。

第五条の見出し中「破産宣告」を「破産手続開始の決定」に改め、同条第一項中「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に改め、同項ただし書中「又は破産」を「又は破産手続開始」に改め、同条第二項中「破産の申立て」を「破産手続開始の申立て」に、「対して破産の宣告」を「対して破産手続開始の決定」に、「、破産の宣告」を「、当該決定」に改め、同条第三項中「前項の」及び「同項の」の下に「規定による」を加える。

（民事訴訟法の一部改正）

第百十三条　民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第百二十五条を次のように改める。

第百二十五条　削除

（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正）

第百十四条　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第九十七条第一項第三号中「の破産」を「についての破産手続開始の決定」に改める。

第百二条中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

第三百十六条第一項第十五号中「破産宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に改める。

（特定非営利活動促進法の一部改正）

第百十五条　特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項第六号を次のように改める。

六　破産手続開始の決定

第三十二条第一項中「破産」を「破産手続開始の決定による解散」に改める。

第四十九条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第八号中「破産宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に改める。

（投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部改正）

第百十六条　投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三号を次のように改める。

三　破産手続開始の決定

（債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部改正）

第百十七条　債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

第十一条を次のように改める。

（破産法等の適用除外）

第十一条　債権譲渡登記がされている譲渡に係る債権及び前条第一項に規定する質権の設定の登記がされている質権については、破産法（平成十六年法律第　号）第二百五十八条第一項第二号及び同条第二項において準用する同号（これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。）並びに外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第百二十九号）第十条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

2　前項に規定する質権によって担保される債権については、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第百六十四条第一項の規定は、適用しない。

（資産の流動化に関する法律の一部改正）

第百十八条　資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「破産により」を「破産手続開始の決定により」に改め、同項第二号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

第百二十一条第二号を次のように改める。

二　破産手続開始の決定

第二百五十二条第一項第三十一号中「破産宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に改める。

（金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律の一部改正）

第百十九条　金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律（平成十年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「破産」を「破産手続開始」に改める。

第三条中「破産宣告、」を「破産手続開始の決定、」に、「破産宣告等」を「破産手続開始決定等」に改め、同条第一号中「破産法（大正十一年法律第七十一号）」を「破産法（平成十六年法律第　号）」に改める。

（債権管理回収業に関する特別措置法の一部改正）

第百二十条　債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十六号中「破産宣告」を「破産手続開始の決定」に改める。

第十条第一項第一号及び第二号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

（新事業創出促進法の一部改正）

第百二十一条　新事業創出促進法（平成十年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第十条の十九第一項第二号中「破産により」を「破産手続開始の決定により」に改め、同項第三号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改め、同条第二項第二号中「破産により」を「破産手続開始の決定により」に改め、同項第三号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正）

第百二十二条　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「第七号、」を削り、「第四十四号」の下に、「第五十五号」を加え、「若しくは第六十六号」を、「第六十六号若しくは第六十八号」に改める。

第四十条第一項中「破産宣告、」を「破産手続開始の決定、」に、「破産宣告等」を「破産手続開始決定等」に改め、同条第三項中「破産宣告等」を「破産手続開始決定等」に改める。

別表第七号を次のように改める。

七　削除

別表第五十五号を次のように改める。

五十五　金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第五百四十九条（詐欺更生）の罪

別表第六十号を次のように改める。

六十　民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条（詐欺再生）の罪

別表第六十六号を次のように改める。

六十六　会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第二百六十六条（詐欺更生）の罪

別表に次の一号を加える。

六十八　破産法（平成十六年法律第　　号）第二百六十五条（詐欺破産）の罪

（特定破産法人の破産財団に属すべき財産の回復に関する特別措置法の一部改正）

第百二十三条　特定破産法人の破産財団に属すべき財産の回復に関する特別措置法（平成十一年法律第百四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「破産宣告」を「破産手続開始の決定」に改める。

第五条中「破産法（大正十一年法律第七十一号）第八十五条」を「破産法（平成十六年法律第　　号）第百七十六条前段」に、「「破産宣告ノ」を「「破産手続開始の」に、「ノ規定ニ依ル処分ガ効力ヲ生ジタル日（其ノ日ガ破産宣告ノ日前ナルトキハ破産宣告ノ」を「の規定による処分が効力を生じた日（その日が破産手続開始の日前であるときは破産手続開始の」に改める。

（弁理士法の一部改正）

第百二十四条　弁理士法（平成十二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第五十二条第一項第四号を次のように改める。

四　破産手続開始の決定

第五十五条第九項中「破産法（大正十一年法律第七十一号）第百二十七条」を「破産法（平成十六年法律第　　号）第十六条」に改める。

第八十四条第二号中「破産の宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に改める。

（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の一部改正）

第百二十五条　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項第三号中「破産により」を「破産手続開始の決定により」に改め、同項第四号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

（著作権等管理事業法の一部改正）

第百二十六条　著作権等管理事業法（平成十二年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第二号中「破産した」を「破産手続開始の決定を受けた」に改め、同条第三号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

（マンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部改正）

第百二十七条　マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第五十条第一項第三号中「破産した」を「破産手続開始の決定があった」に改め、同項第四号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

（中間法人法の一部改正）

第百二十八条　中間法人法（平成十三年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第八十一条第一項第五号を次のように改める。

五　破産手続開始の決定

第九十九条第三号を次のように改める。

三　破産手続開始の決定

第百八条第五号を次のように改める。

五　破産手続開始の決定

第百五十四条第一項中「破産宣告」を「破産手続開始の決定」に、「破産法（大正十一年法律第七十一号）第四十六条各号に掲げる請求権」を「破産法（平成十六年法律第　　号）第九十九条第一項に規定する劣後的破産債権及び同条第二項に規定する約定劣後破産債権」に改め、同条第二項中「第百二十七条第二項」を「第十六条第二項」に改める。

第百六十二条第十八号中「破産宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に改める。

（確定給付企業年金法の一部改正）

第百二十九条　確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第八十六条第三号中「破産により」を「破産手続開始の決定により」に改め、同条第四号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

（特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部改正）

第百三十条　特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成十三年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第三号中「破産により」を「破産手続開始の決定により」に改め、同項第四号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

第二十九条第一項第三号中「破産により」を「破産手続開始の決定により」に改め、同項第四号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

（社債等の振替に関する法律の一部改正）

第百三十一条　社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十五条」を「第六十五条・第六十五条の二」に改める。

第二十三条第四号中「破産の原因たる」を「破産手続開始の原因となる」に改める。

第五十八条中「破産宣告」を「破産手続開始の決定」に改め、「この節」の下に「及び第四節」を加える。

第五十九条第二項中「破産法（大正十一年法律第七十一号）第二百六十条の規定による公告」を「破産法（平成十六年法律第　号）第百九十七条第一項（同法第二百九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告、第六十五条の二の規定による通知」に、「同項」を「前項」に改める。

第三章第四節中第六十五条の次に次の一条を加える。

（破産直近上位機関等に係る配当の通知等に関する通知）

第六十五条の二　破産直近上位機関等の破産手続において、破産法第百九十七条第一項（同法第二百九条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第二百四条第二項の規定による通知をしたとき、又は同法第二百八条第一項の規定による許可を受けたときは、破産管財人は、その旨を受託者に通知しなければならない。

（確定拠出年金法の一部改正）

第百三十二条　確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第四十七条第三号中「破産により」を「破産手続開始の決定により」に改め、同条第四号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

第九十三条第二号中「破産により」を「破産手続開始の決定により」に改め、同条第三号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

（農林中央金庫法の一部改正）

第百三十三条　農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第三号を次のように改める。

三　破産手続開始の決定

第九十一条第一項第二号を次のように改める。

二　破産手続開始の決定

第九十二条中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

第百条第一項第三十号中「破産宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に改める。

（使用済自動車の再資源化等に関する法律の一部改正）

第百三十四条　使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

第四十八条第一項第三号中「破産により」を「破産手続開始の決定により」に改め、同項第四号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

第六十四条第三号中「破産により」を「破産手続開始の決定により」に改め、同条第四号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

（会社更生法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の一部改正）

第百三十五条　会社更生法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成十四年法律第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十一条中「破産宣告」を「破産手続開始」に改める。

（株式会社産業再生機構法の一部改正）

第百三十六条　株式会社産業再生機構法（平成十五年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項第四号中「破産宣告」を「破産手続開始の決定」に改める。

第三十二条中「差等」を「差」に改める。

第三十三条中「「差等」とあるのは「差」と、」を削る。

（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部改正）

第百三十七条　特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「破産により」を「破産手続開始の決定により」に改め、同項第二号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

第百二十一条第二号を次のように改める。

二　破産手続開始の決定

第百八十三条第一項第三十号中「破産宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、破産法（平成十六年法律第　号。次条第八項並びに附則第三条第八項、第五条第八項、第十六項及び第二十一項、第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。）の施行の日から施行する。ただし、第四十八条の規定は行政書士法の一部を改正する法律（平成十五年法律第百三十一号）の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

（民事再生法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた第一条の規定による改正前の民事再生法（附則第五条第十九項、第六条第一項、第十二条第一項及び第十三条において「旧民事再生法」という。）第二十一条又は第二百九条第一項の規定による再生手続開始の申立てに係る再生事件については、なお従前の例による。

2　前項の規定にかかわらず、同項の再生事件における再生債務者について施行日以後に第一条の規定による改正後の民事再生法（以下この条並びに附則第十二条第一項第一号及び第二項第一号において「新民事再生法」という。）第二百四十九条第一項前段に規定する再生手続開始の決定の取消し、再生手続廃止若しくは再生計画不認可の決定若しくは再生計画取消しの決定（再生手続の終了前にされた申立てに基づくものに限る。）があった場合又は第一項の再生事件における再生債務者について施行日以後に同条第一項後段に規定する再生計画認可の決定の確定に

より破産手続が効力を失った後に新民事再生法第百九十三条若しくは第百九十四条に規定する再生手続廃止若しくは再生計画取消しの決定があった場合には、新民事再生法第二百四十九条の規定を適用する。

3　第一項の規定にかかわらず、同項の再生事件における破産手続開始前の再生債務者について施行日以後に新民事再生法第二百五十条第一項に規定する再生手続開始の申立ての棄却、再生手続廃止、再生計画不認可若しくは再生計画取消しの決定が確定した場合又は第一項の再生事件における破産手続開始後の再生債務者について施行日以後に同条第二項本文に規定する再生計画認可の決定の確定により破産手続が効力を失った後に新民事再生法第百九十三条若しくは第百九十四条に規定する再生手続廃止若しくは再生計画取消しの決定が確定した場合には、新民事再生法第二百五十条の規定を適用する。

4　第一項の規定にかかわらず、同項の再生事件における破産手続開始前の再生債務者について施行日以後に新民事再生法第二百五十一条第一項第一号に規定する再生手続開始の申立ての棄却、再生手続開始の決定の取消し、再生手続廃止、再生計画不認可若しくは再生計画取消しの決定があった場合又は第一項の再生事件における破産手続開始後の再生債務者について施行日以後に同条第一項第二号に規定する再生計画認可の決定の確定により破産手続が効力を失った後に新民事再生法第百九十三条若しくは第百九十四条に規定する再生手続廃止若しくは再生計画取消しの決定が確定した場合には、新民事再生法第二百五十一条の規定を適用する。

5　第一項の規定にかかわらず、同項の再生事件における再生債務者について施行日以後に新民事再生法第二百五十二条第一項各号又は第三項に規定する破産手続開始の決定をする場合には、新民事再生法第二百五十三条の規定を適用する。

6　施行日前に再生債権者につき再生債務者に対する債務負担の原因が生じた場合における再生債権者による相殺の禁止及び施行日前に再生債務者に対して債務を負担する者につき再生債権の取得の原因が生じた場合における当該者による相殺の禁止については、新民事再生法第九十三条及び第九十三条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

7　施行日前にされた行為の再生事件における否認については、新民事再生法第六章第二節（第百三十四条の二、第百三十四条の三、第百三十五条から第百三十八条まで、第百四十条及び第百四十一条を除く。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

8　第一項の再生事件における再生債務者について施行日以後に新民事再生法第二百五十二条第一項各号又は第三項に規定する破産手続開始の決定がされた場合における当該決定に係る破産事件に関する相殺の禁止及び否認については、新破産法第七十一条及び第七十二条並びに第六章第二節（第百七十一条から第百七十五条までを除く。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（会社更生法の一部改正に伴う経過措置）

第三条　施行日前にされた第二条の規定による改正前の会社更生法（附則第五条第一項、第九項及び第十七項、第十二条第一項並びに第十三条において「旧会社更生法」という。）第十七条又は第二百四十四条第一項の規定による更生手続開始の申立てに係る更生事件（第二条の規定による改正後の会社更生法（以下この条並びに附則第五条第二項から第四項まで、第六項、第七項、第十項から第十二項まで、第十四項、第十五項及び第十七項並びに第十二条第一項第二号及び第三号並びに第二項第二号において「新会社更生法」という。）第二条第三項に規定する更生事件をいう。次項から第五項まで、第七項及び第八項において同じ。）については、なお従前の例による。

2　前項の規定にかかわらず、同項の更生事件における破産手続開始前の更生会社（新会社更生法第二条第七項に規定する更生会社をいう。以下この条（第七項を除く。）において同じ。）について施行日以後に新会社更生法第二百五十一条第一項前段に規定する更生手続開始の決定の取消し、更生手続廃止若しくは更生計画不認可の決定があった場合又は第一項の更生事件における破産手続開始後の更生会社について施行日以後に同条第一項後段に規定する更生計画認可の決定により破産手続が効力を失った後に新会社更生法第二百四十一条第一項に規定する更生手続廃止の決定があった場合には、新会社更生法第二百五十一条の規定を適用する。

3　第一項の規定にかかわらず、同項の更生事件における破産手続開始前の株式会社について施行日以後に新会社更生法第二百五十二条第一項本文に規定する新会社更生法第二百三十四条第一号から第四号までに掲げる事由のいずれかが生じた場合又は第一項の更生事件における破産手続開始後の更生会社について施行日以後に新会社更生法第二百五十二条第二項本文に規定する更生計画認可の決定により破産手続が効力を失った後に新会社更生法第二百四十一条第一項に規定する更生手続廃止の決定が確定した場合には、新会社更生法第二百五十二条の規定を適用する。

4　第一項の規定にかかわらず、同項の更生事件における破産手続開始前の株式会社について施行日以後に新会社更生法第二百五十三条第一項第一号に規定する更生手続開始の申立ての棄却の決定があった場合、第一項の更生事件における破産手続開始前の更生会社について施行日以後に同条第一項第二号に規定する更生手続開始の決定の取消し、更生手続廃止若しくは更生計画不認可の決定が確定した場合又は第一項の更生事件における破産手続開始後の更生会社について施行日以後に同条第一項第三号に規定する更生計画認可の決定により破産手続が効力を失った後に新会社更生法第二百四十一条第一項に規定する更生手続廃止の決定が確定した場合には、新会社更生法第二百五十三条の規定を適用する。

5　第一項の規定にかかわらず、同項の更生事件における更生会社又は開始前会社（新会社更生法第二条第六項に規定する開始前会社をいう。第八項において同じ。）について施行日以後に新会社更生法第二百五十四条第一項各号又は第三項に規定する破産手続開始の決定をする場合には、新会社更生法第二百五十五条の規定を適用する。

6　施行日前に更生債権者等（新会社更生法第二条第十三項本文に規定する更生債権者等をいう。以下この項において同じ。）につき更生会社に対する債務負担の原因が生じた場合における更生債権者等による相殺の禁止及び施行日前に更生会社に対して債務を負担する者につき更生債権等（新会社更生法第二条第十二項本文に規定する更生債権等をいう。）の取得の原因が生じ

た場合における当該者による相殺の禁止については、新会社更生法第四十九条及び第四十九条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

7　施行日前にされた行為の更生事件における否認については、新会社更生法第三章第四節（第九十四条から第九十七条までを除く。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

8　第一項の更生事件における更生会社又は開始前会社について施行日以後に新会社更生法第二百五十四条第一項各号又は第三項に規定する破産手続開始の決定がされた場合における当該決定に係る破産事件に関する相殺の禁止及び否認については、新破産法第七十一条及び第七十二条並びに第六章第二節（第百七十一条から第百七十五条までを除く。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（外国倒産処理手続の承認援助に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四条　施行日前にされた第三条の規定による改正前の外国倒産処理手続の承認援助に関する法律第十七条第一項の規定による外国倒産処理手続の承認の申立てに係る承認援助事件については、なお従前の例による。

（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五条　施行日前にされた第四条の規定による改正前の金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（以下この項、第九項、第十項及び第十七項から第二十一項まで並びに附則第十二条第一項及び第十三条において「旧更生特例法」という。）第十五条若しくは第三百七十七条第一項の規定又は旧更生特例法第百五十八条第一項において準用する旧会社更生法第二百四十四条第一項の規定による更生手続開始の申立てに係る協同組織金融機関（第四条の規定による改正後の金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（以下この項から第十七項まで、第十九項及び第二十一項並びに附則第十二条第一項第三号及び第二項第三号において「新更生特例法」という。）第二条第二項に規定する協同組織金融機関をいう。第三項及び第四項において同じ。）の更生事件（新更生特例法第四条第三項に規定する更生事件をいう。次項から第五項まで、第七項及び第八項において同じ。）については、なお従前の例による。

2　前項の規定にかかわらず、同項の更生事件における破産手続開始前の更生協同組織金融機関（新更生特例法第四条第七項に規定する更生協同組織金融機関をいう。以下この項から第六項まで及び第八項において同じ。）について施行日以後に新更生特例法第百五十八条の七第一項前段に規定する更生手続開始の決定の取消し、更生手続廃止若しくは更生計画不認可の決定があった場合又は第一項の更生事件における破産手続開始後の更生協同組織金融機関について施行日以後に同条第一項後段に規定する更生計画認可の決定により破産手続が効力を失った後に新更生特例法第百五十五条第一項において準用する新会社更生法第二百四十一条第一項に規定する更生手続廃止の決定があった場合には、新更生特例法第百五十八条の七の規定を適用する。

3　第一項の規定にかかわらず、同項の更生事件における破産手続開始前の協同組織金融機関について施行日以後に新更生特例法第百五十八条の八第一項本文に規定する新更生特例法第百五十五条第一項において準用する新会社更生法第二百四十一条第一項に規定する更生手続廃止の決定が確定した場合には、新更生特例法第百五十八条の八の規定を適用する。

4　第一項の規定にかかわらず、同項の更生事件における破産手続開始前の協同組織金融機関について施行日以後に新更生特例法第百五十八条の九第一項第一号に規定する更生手続開始の申立ての棄却の決定があった場合、第一項の更生事件における破産手続開始前の更生協同組織金融機関について施行日以後に同条第一項第二号に規定する更生手続開始の決定の取消し、更生手続廃止若しくは更生計画不認可の決定が確定した場合又は第一項の更生事件における破産手続開始後の更生協同組織金融機関について施行日以後に同条第一項第三号に規定する更生計画認可の決定により破産手続が効力を失った後に新更生特例法第百五十五条第一項において準用する新会社更生法第二百四十一条第一項に規定する更生手続廃止の決定が確定した場合には、新更生特例法第百五十八条の九の規定を適用する。

5　第一項の規定にかかわらず、同項の更生事件における更生協同組織金融機関又は開始前協同組織金融機関（新更生特例法第四条第六項に規定する開始前協同組織金融機関をいう。第八項において同じ。）について施行日以後に新更生特例法第百五十八条の十第一項各号又は第三項に規定する破産手続開始の決定をする場合には、新更生特例法第百五十八条の十一の規定を適用する。

6　施行日前に更生債権者等（新更生特例法第四条第十三項本文に規定する更生債権者等をいう。以下この項において同じ。）につき更生協同組織金融機関に対する債務負担の原因が生じた場合における更生債権者等による相殺の禁止及び施行日前に更生協同組織金融機関に対して債務を負担する者につき更生債権等（新更生特例法第四条第十二項本文に規定する更生債権等をいう。）の取得の原因が生じた場合における当該者による相殺の禁止については、新更生特例法第三十五条において準用する新会社更生法第四十九条及び第四十九条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

7　施行日前にされた行為の更生事件における否認については、新更生特例法第二章第三節第四款（第六十条（新会社更生法第九十四条から第九十七条までの規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

8　第一項の更生事件における更生協同組織金融機関又は開始前協同組織金融機関について施行日以後に新更生特例法第百五十八条の十第一項各号又は第三項に規定する破産手続開始の決定

がされた場合における当該決定に係る破産事件に関する相殺の禁止及び否認については、新破産法第七十一条及び第七十二条並びに第六章第二節（第百七十一条から第百七十五条までを除く。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

9　施行日前にされた旧更生特例法第百八十条若しくは第三百七十七条第一項の規定又は旧更生特例法第三百三十一条第一項において準用する旧会社更生法第二百四十四条第一項の規定による更生手続開始の申立てに係る相互会社（新更生特例法第二条第六項に規定する相互会社をいう。第十一項及び第十二項において同じ。）の更生事件（新更生特例法第六十九条第三項に規定する更生事件をいう。次項から第十三項まで、第十五項及び第十六項において同じ。）については、なお従前の例による。

10　前項の規定にかかわらず、同項の更生事件における破産手続開始前の更生会社（新更生特例法第百六十九条第七項に規定する更生会社をいう。以下この項から第十四項まで及び第十六項において同じ。）について施行日以後に新更生特例法第三百三十一条の七第一項前段に規定する更生手続開始の決定の取消し、更生手続廃止若しくは更生計画不認可の決定があった場合又は第九項の更生事件における破産手続開始後の更生会社について施行日以後に更生計画認可の決定により破産手続が効力を失った後に新更生特例法第三百二十八条第一項において準用する新会社更生法第二百四十一条第一項に規定する更生手続廃止の決定があった場合には、新更生特例法第三百三十一条の七の規定を適用する。

11　第九項の規定にかかわらず、同項の更生事件における破産手続開始前の相互会社について施行日以後に新更生特例法第三百三十一条の八第一項本文に規定する新更生特例法第三百二十三条において準用する新会社更生法第二百三十四条第一号から第四号までに掲げる事由のいずれかが生じた場合又は第九項の更生事件における破産手続開始後の更生会社について施行日以後に新更生特例法第三百三十一条の八第二項本文に規定する更生計画認可の決定により破産手続が効力を失った後に新更生特例法第三百二十八条第一項において準用する新会社更生法第二百四十一条第一項に規定する更生手続廃止の決定が確定した場合には、新更生特例法第三百三十一条の八の規定を適用する。

12　第九項の規定にかかわらず、同項の更生事件における破産手続開始前の相互会社について施行日以後に新更生特例法第三百三十一条の九第一項第一号に規定する更生手続開始の申立ての棄却の決定があった場合、第九項の更生事件における破産手続開始前の更生会社について施行日以後に同条第一項第二号に規定する更生手続開始の決定の取消し、更生手続廃止若しくは更生計画不認可の決定が確定した場合又は第九項の更生事件における破産手続開始後の更生会社について施行日以後に同条第一項第三号に規定する更生計画認可の決定により破産手続が効力を失った後に新更生特例法第三百二十八条第一項において準用する新会社更生法第二百四十一条第一項に規定する更生手続廃止の決定が確定した場合には、新更生特例法第三百三十一条の九の規定を適用する。

13　第九項の規定にかかわらず、同項の更生事件における更生会社又は開始前会社（新更生特例法第百六十九条第六項に規定する開始前会社をいう。第十六項において同じ。）について施行日以後に新更生特例法第三百二十三条の十第一項各号又は第三項に規定する破産手続開始の決定をする場合には、新更生特例法第三百三十一条の十一の規定を適用する。

14　施行日前に更生債権者等（新更生特例法第百六十九条第十三項本文に規定する更生債権者等をいう。以下この項において同じ。）につき更生会社に対する債務負担の原因が生じた場合における更生債権者等による相殺の禁止及び施行日前に更生会社に対して債務を負担する者につき更生債権等（新更生特例法第百六十九条第十二項本文に規定する更生債権等をいう。）の取得の原因が生じた場合における当該者による相殺の禁止については、新更生特例法第二百条において準用する新会社更生法第四十九条及び第四十九条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

15　施行日前にされた行為の更生事件における否認については、新更生特例法第三章第三節第四款（第二百二十六条（新会社更生法第九十四条から第九十七条までの規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

16　第九項の更生事件における更生会社又は開始前会社について施行日以後に新更生特例法第三百三十一条の十第一項各号又は第三項に規定する破産手続開始の決定がされた場合における当該決定に係る破産事件に関する相殺の禁止及び否認については、新破産法第七十一条及び第七十二条並びに第六章第二節（第百七十一条から第百七十五条までを除く。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

17　施行日前にされた旧更生特例法第三百七十七条第一項又は旧会社更生法第十七条若しくは第二百四十四条第一項の規定による更生手続開始の申立てに係る銀行（新更生特例法第二条第一項に規定する銀行をいう。次項において同じ。）、証券会社（新更生特例法第二条第四項に規定する証券会社をいう。第十九項及び第二十一項において同じ。）及び保険業（保険業法第二条第一項に規定する保険業をいう。次項において同じ。）を営む株式会社の更生事件（新会社更生法第二条第三項に規定する更生事件をいう。次項において同じ。）については、なお従前の例による。

18　附則第三条第二項から第五項まで及び第八項の規定は、施行日前にされた旧更生特例法第三百七十七条第一項の規定による更生手続開始の申立てに係る銀行及び保険業を営む株式会社の更生事件について準用する。

19　施行日前にされた旧更生特例法第四百五十条第一項又は旧民事再生法第二十一条若しくは第二百九条第一項の規定による再生手続開始の申立てに係る金融機関（新更生特例法第二条第三項に規定する金融機関をいう。次項及び第二十一項において同じ。）及び証券会社の再生事件については、なお従前の例による。

20　附則第二条第二項から第五項まで及び第八項の規定は、施行日前にされた旧更生特例法第四

百五十条第一項の規定による再生手続開始の申立てに係る金融機関の再生事件について準用する。

21　施行日前にされた旧更生特例法第四百九十三条第一項又は新破産法附則第二条の規定による廃止前の破産法（大正十一年法律第七十一号。以下この項、次条第三項並びに附則第十二条第二項及び第十三条において「旧破産法」という。）第百三十二条第一項、第百三十三条（旧破産法第百三十五条において準用する場合を含む。）若しくは第三百五十七条の三第一項の規定による破産の申立てに係る金融機関、証券会社及び保険会社（新更生特例法第二条第五項に規定する保険会社をいう。）の破産事件については、なお従前の例による。

（農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第六条　施行日前にされた第五条の規定による改正前の農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律（以下この条において「旧再生特例法」という。）第六条第一項又は旧民事再生法第二十一条若しくは第二百九条第一項の規定による再生手続開始の申立てに係る農水産業協同組合（第五条の規定による改正後の農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。以下この条において同じ。）の再生事件については、なお従前の例による。

2　附則第二条第二項から第五項まで及び第八項の規定は、施行日前にされた旧再生特例法第六条第一項の規定による再生手続開始の申立てに係る農水産業協同組合の再生事件について準用する。

3　施行日前にされた旧再生特例法第二十九条第一項の規定又は旧破産法第百三十二条第一項の規定、旧破産法第百三十五条において準用する旧破産法第百三十三条の規定若しくは旧破産法第三百五十七条の三第一項の規定による破産の申立てに係る農水産業協同組合の破産事件については、なお従前の例による。

（民法の一部改正に伴う経過措置）

第七条　施行日前にされた破産の申立て又は施行日前に職権でされた破産の宣告に係る破産事件については、第六条の規定による改正後の民法第二百七十六条、第六百二十一条及び第六百四十二条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（商法の一部改正に伴う経過措置）

第八条　施行日前にされた第九条の規定による改正前の商法（次項において「旧商法」という。）第三百八十一条第一項の規定による整理開始の申立て又は施行日前に職権でされた同条第二項の規定による整理開始の命令に係る会社の整理に関する事件については、なお従前の例による。

2　施行日前にされた旧商法第四百三十一条の規定による特別清算開始の申立て又は施行日前に職権でされた同条第三項において準用する旧商法第三百八十一条第二項の規定による特別清算開始の命令に係る特別清算に関する事件については、なお従前の例による。

3　施行日前に債権者につき会社に対する債務負担の原因が生じた場合における債権者による相殺の禁止及び施行日前に債務者に対して債務を負担する者につき会社に対する債権の取得の原因が生じた場合における当該者による相殺の禁止については、第九条の規定による改正後の商法第四百三条第一項又は第四百五十六条第一項において準用する新破産法第七十一条及び第七十二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（預金保険法の一部改正に伴う経過措置）

第九条　施行日前に決済債権者（金融機関（第八十八条の規定による改正後の預金保険法（以下この条において「新預金保険法」という。）第二条第一項に規定する金融機関をいう。以下この条において同じ。）に対して決済債務（新預金保険法第六十九条の二第一項に規定する決済債務をいう。以下この条において同じ。）に係る債権を有する他の金融機関（当該他の金融機関から当該決済債務に係る債権を取得した者を含む。）をいう。以下この条において同じ。）につき当該金融機関に対する他の決済債務の負担の原因が生じた場合における決済債権者による相殺及び施行日前に金融機関に対して決済債務を負担する他の金融機関（当該他の金融機関から当該決済債務を引き受けた者を含む。以下この条において同じ。）につき決済債務に係る債権の取得の原因が生じた場合における当該他の金融機関による相殺については、新預金保険法第六十九条の四第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（農水産業協同組合貯金保険法の一部改正に伴う経過措置）

第十条　施行日前に決済債権者（農水産業協同組合（第九十一条の規定による改正後の農水産業協同組合貯金保険法（以下この条において「新農水産業協同組合貯金保険法」という。）第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。以下この条において同じ。）に対して決済債務（新農水産業協同組合貯金保険法第六十九条の二第一項に規定する決済債務をいう。以下この条において同じ。）に係る債権を有する他の農水産業協同組合（当該他の農水産業協同組合貯金保険法第六十九条の二第一項に規定する決済債務をいう。以下この条において同じ。）に係る債権を有する他の農水産業協同組合その他の金融機関（当該他の農水産業協同組合その他の金融機関から当該決済債務に係る債権を取得した者を含む。）をいう。以下この条において同じ。）につき当該農水産業協同組合に対する他の決済債務の負担の原因が生じた場合における決済債権者による相殺及び施行日前に農水産業協同組合に対して決済債務を負担する他の農水産業協同組合その他の金融機関（当該他の農水産業協同組合その他の金融機関から当該決済債務を引き受けた者を含む。以下この条において同じ。）につき決済債務に係る債権の取得の原因が生じた場合における当該他の農水産業協同組合その他の金融機関による相殺については、新農水産業協同組合貯金保険法第六十九条の四第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（民事訴訟法の一部改正に伴う経過措置）

第十一条　施行日前にされた破産の申立て又は施行日前に職権でされた破産の宣告に係る破産事件については、第百十三条の規定による改正後の民事訴訟法第百二十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（罰則の適用等に関する経過措置）

第十二条　施行日前にした行為並びに附則第二条第一項、第三条第一項、第四条、第五条第一項、第九項、第十七項、第十九項及び第二十一

項並びに第六条第一項及び第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。この場合において、旧民事再生法第二百四十六条及び第二百四十七条の規定の適用については第一号に掲げる再生手続開始の決定は同号に定める再生手続開始の決定と、旧会社更生法第二百五十五条及び第二百五十六条の規定の適用については第二号に掲げる更生手続開始の決定は同号に定める更生手続開始の決定と、旧更生特例法第五百三十九条及び第五百四十条の規定の適用については第三号に掲げる更生手続開始の決定は同号に定める更生手続開始の決定と、それぞれみなす。

一　新民事再生法の規定によりされた再生手続開始の決定　旧民事再生法の規定によりされた再生手続開始の決定

二　新会社更生法の規定によりされた更生手続開始の決定　旧会社更生法の規定によりされた更生手続開始の決定

三　新更生特例法第三十一条又は第百九十六条において準用する新会社更生法第四十一条第一項に規定する更生手続開始の決定　旧更生特例法第三十一条又は第百九十六条において準用する旧会社更生法第四十一条第一項に規定する更生手続開始の決定

2　次の各号に掲げる場合における施行日前にした行為に対する旧破産法第三百七十四条から第三百七十六条まで及び第三百七十八条の規定の適用については、当該各号に定める破産手続開始の決定は、旧破産法の規定によりされた破産の宣告とみなす。

一　附則第二条第三項の規定により新民事再生法第二百五十条の規定が適用される場合　新民事再生法第二百五十条の規定によりされた破産手続開始の決定

二　附則第三条第三項の規定により新会社更生法第二百五十二条の規定が適用される場合　新会社更生法第二百五十二条の規定によりされた破産手続開始の決定

三　附則第五条第三項又は第十一項の規定により新更生特例法第百五十八条の八又は第三百三十一条の八の規定が適用される場合　新更生特例法第百五十八条の八又は第三百三十一条の八の規定によりされた破産手続開始の決定

3　施行日前に破産の宣告、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、整理開始の命令、特別清算開始の命令又は外国倒産処理手続の承認の決定（以下この項において「手続開始決定」という。）を受けた者（当該手続開始決定に係る破産手続、再生手続、更生手続、整理手続、特別清算手続又は承認援助手続が終了している者を除く。）が有する第百二十条の規定による改正前の債権管理回収業に関する特別措置法第二条第一項第十六号に規定する金銭債権は、第百二十条の規定による改正後の債権管理回収業に関する特別措置法の規定及び当該規定に係る罰則の適用については、同法第二条第一項第十六号に規定する金銭債権とみなす。

4　施行日前にされた破産、再生手続開始又は更生手続開始の申立てに係る届出の義務に関するこの法律による改正前の証券取引法及び外国証券業者に関する法律の規定並びにこれらの規定に係る罰則の適用については、なお従前の例による。

5　施行日前にされた破産の宣告、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定又は外国倒産処理手続の承認の決定に係る届出、通知又は報告の義務に関するこの法律による改正前の証券取引法、測量法、国際観光ホテル整備法、建築士法、投資信託及び投資法人に関する法律、電気通信事業法、電気通信役務利用放送法、水洗炭業に関する法律、不動産の鑑定評価に関する法律、外国証券業者に関する法律、積立式宅地建物販売業法、銀行法、貸金業の規制等に関する法律、浄化槽法、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、抵当証券業の規制等に関する法律、金融先物取引法、遊漁船業の適正化に関する法律、前払式証票の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、資産の流動化に関する法律、債権管理回収業に関する特別措置法、新事業創出促進法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、著作権等管理事業法、マンションの管理の適正化の推進に関する法律、確定給付企業年金法、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律、社債等の振替に関する法律、確定拠出年金法、使用済自動車の再資源化等に関する法律及び特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の規定並びにこれらの規定に係る罰則の適用については、なお従前の例による。

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十三条　第百二十二条の規定による改正後の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下この条において「新組織的犯罪処罰法」という。）の規定（前条第一項前段又は新破産法附則第六条前段の規定により適用されることとなる罰則の規定を除く。）の適用については、前条第一項前段又は新破産法附則第六条前段の規定によりなお従前の例によることとされている場合における旧破産法第三百七十四条（詐欺破産）の罪、同条の例により処断すべき罪及び旧破産法第三百七十八条（第三者の詐欺破産）の罪、旧更生特例法第五百三十九条第一項（協同組織金融機関の理事等の詐欺更生）及び第二項（相互会社の取締役等の詐欺更生）並びに第五百四十条第一項（協同組織金融機関に関する第三者の詐欺更生）及び第二項（相互会社に関する第三者の詐欺更生）の罪、旧民事再生法第二百四十六条（詐欺再生）及び第二百四十七条（第三者の詐欺再生）の罪並びに旧会社更生法第二百五十五条（詐欺更生）及び第二百五十六条（第三者の詐欺更生）の罪は、新組織的犯罪処罰法別表に掲げる罪とみなす。

（政令への委任）

第十四条　附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、新たな破産法の施行に伴い、民事再生法ほか百六十九の関係法律の規定を整備するとともに、所要の経過措置を定めようとするものである。

なお、この法律は、一部の規定を除き、新たな破産法の施行の日から施行するものとしている。

二　議案の可決理由

本案は、新たな破産法の施行に伴い、民事再生法ほか百六十九の関係法律の規定を整備するとともに、所要の経過措置を定めようとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十六年五月二十一日

法務委員長　柳本　卓治

衆議院議長　河野　洋平殿

建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十六年五月十四日

参議院議長　倉田　寛之

衆議院議長　河野　洋平殿

建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律

（建築基準法の一部改正）

第一条　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百三条」を「第百五条」に改める。

第二条第二十一号中「特定用途制限地域」の下に「、特例容積率適用地区」を加える。

第三条第二項中「基く」を「基づく」に改め、同条第三項第二号中「第七項」を「第八項」に、「第六項」を「第七項」に改める。

第十条の見出しを「（保安上危険な建築物等に対する措置）」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「特定行政庁」を「前項の規定による場合のほか、特定行政庁」に、「建築設備が」を「建築設備（いずれも」に、「基く」を「基づく」に、「受けないが、」を「受けないものに限る。）が」に、「つけて」を「付けて」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

特定行政庁は、第六条第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。

2　特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

第十一条第一項中「用途が」を「用途（いずれも」に改め、「第三条第二項」の下に「（第八十六条の九第一項において準用する場合を含む。）」を加え、「基く」を「基づく」に、「受けないが、」を「受けないものに限る。）が」に、「つけて」を「付けて」に改める。

第十二条第一項中「次項」を「第三項」に改め、「その状況を」を削り、「調査させて」を「その状況の調査（当該建築物の敷地及び構造についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含み、当該建築物の建築設備についての第三項の検査を除く。）をさせて」に改め、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「若しくは特定行政庁」を「又は特定行政庁」に、「吏員が」を「吏員にあつては」に、「、前条第一項若しくは」を「から第三項まで、前条第一項又は」に、「による確認、通知、検査、命令若しくは公示をしようとする場合又は建築監視員が」を「の施行に必要な限度において、建築監視員にあつては」に、「による命令をしようとする場合においては」を「の施行に必要な限度において」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者、建築主、設計者、工事監理者若しくは工事施工者又は第七十七条の二十一第一項の指定確認検査機関」を「次に掲げる者」に改め、同項に次の各号を加える。

一　建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者、建築主、設計者、工事監理者又は工事施工者

二　第一項の調査、第二項若しくは前項の点検又は第三項の検査をした一級建築士若しくは二級建築士又は第一項若しくは第三項の資格を有する者

三　第七十七条の二十一第一項の指定確認検査機関

第十二条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「の検査を受け」を「に検査（当該建築設備についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含む。）をさせて」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　国の機関の長等は、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の昇降機及び国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物（第六条第一項第一号に掲げる建築物その他第一項の政令で定める建築物に限る。）の昇降機以外の建築設備について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は前項の資格を有する者に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。

第十二条第一項の次に次の一項を加える。

2　国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物（第六条第一項第一号に掲げる建築物その他前項の政令で定める建築物に限る。）の管理者である国、都道府県若しくは市町村の機関の長又はその委任を受けた者（以下この章において「国の機関の長等」という。）は、当該建築物の敷地及び構造について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は同項の資格を有

する者に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。

第十三条中「前条第四項」を「前条第六項」に改める。

第十八条第二項中「国、都道府県若しくは市町村の機関の長又はその委任を受けた者（以下この条において「国の機関の長等」という。）」を「国の機関の長等」に改め、同条第十四項中「第十条第一項」の下に「若しくは第三項」を加え、「機関の長」を「国の機関の長等」に、「採るべき」を「とるべき」に改める。

第四十三条第一項中「次条第一項を」を「第四十四条第一項を」に改め、同項第二号中「（次条第一項」を「（第四十四条第一項第三号」に、「。次条第一項」を「。同号」に改める。

第五十一条中「その他の」を「その他政令で定める」に改める。

第五十二条第二項中「第十一項」を「第十二項」に改め、同条第三項中「第六項、第十一項及び第十三項、第五十二条の二第三項第二号、第五十二条の三第二項」を「第七項、第十二項及び第十四項、第五十七条の二第三項第二号、第五十七条の三第二項」に、「第五項」を「第六項」に改め、「ものの住宅の用途に供する部分」の下に「（共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分を除く。以下この項において同じ。）」を加え、同条第十四項中「第九項、第十項」を「第十項、第十一項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「第八項まで」を「第九項まで」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第六項まで及び第八項」を「第七項まで及び第九項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第六項まで及び第八項」を「第七項まで及び第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第六項まで」を「第七項まで」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第六項まで」を「第七項まで」に、「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「第十一項及び第十三項、第五十二条の二第三項第二号、第五十二条の三第二項」を「第十二項及び第十四項、第五十七条の二第三項第二号、第五十七条の三第二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　地方公共団体は、土地の状況等により必要と認める場合においては、前項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、条例で、区域を限り、第三項の地盤面を別に定めることができる。

第五十二条の二及び第五十二条の三を削る。

第五十七条の二を第五十七条の五とし、第五十七条の次に次の三条を加える。

（特例容積率適用地区内における建築物の容積率の特例）

第五十七条の二　特例容積率適用地区内の二以上の敷地（建築物の敷地となるべき土地及び当該特例容積率適用地区の内外にわたる敷地であつてその過半が当該特例容積率適用地区に属するものを含む。以下この項において同じ。）に係る土地について所有権若しくは建築物の所有を目的とする地上権若しくは賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権」という。）を有する者又はこれらの者の同意を得た者は、一人で、又は数人が共同して、特定行政庁に対し、国土交通省令で定めるところにより、当該二以上の敷地（以下この条及び次条において「特例敷地」という。）のそれぞれに適用される特別の容積率（以下この条及び第六十条の二第四項において「特例容積率」という。）の限度の指定を申請することができる。

2　前項の規定による申請をしようとする者は、申請者及び同項の規定による同意をした者以外に当該申請に係る特例敷地について政令で定める利害関係を有する者があるときは、あらかじめ、これらの者の同意を得なければならない。

3　特定行政庁は、第一項の規定による申請が次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認めるときは、当該申請に基づき、特例敷地のそれぞれに適用される特例容積率の限度を指定するものとする。

一　申請に係るそれぞれの特例敷地の敷地面積に申請に係るそれぞれの特例容積率の限度を乗じて得た数値の合計が、当該それぞれの特例敷地の敷地面積に第五十二条第一項各号（第五号を除く。以下この号において同じ。）の規定によるそれぞれの建築物の容積率（当該特例敷地について現に次項の規定により特例容積率の限度が公告されているときは、当該特例容積率。以下この号において「基準容積率」という。）の限度を乗じて得た数値の合計以下であること。この場合において、当該それぞれの特例敷地が基準容積率に関する制限を受ける地域又は区域の二以上にわたるときの当該基準容積率の限度は、同条第一項各号の規定による当該各地域又は区域内の建築物の容積率の限度にその特例敷地の当該地域又は区域内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計とする。

二　申請に係るそれぞれの特例容積率の限度が、申請に係るそれぞれの特例敷地内に現に存する建築物の容積率又は現に建築の工事中の建築物の計画上の容積率以上であること。

三　申請に係るそれぞれの特例容積率の限度が、申請に係るそれぞれの特例敷地における建築物の利用上の必要性、周囲の状況等を考慮して、当該それぞれの特例敷地にふさわしい容積を備えた建築物が建築されることにより当該それぞれの特例敷地の土地が適正かつ合理的な利用形態となるよう定められていること。この場合において、申請に係る特例容積率の限度のうち第五十二条第一項及び第三項から第八項までの規定による限度を超えるものにあつては、当該特例容積率の限度に適合して建築される建築物が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないものとなるよう定められていること。

4　特定行政庁は、前項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、特例容積率の限度、特例敷地の位置その他国土交通省令で定める事項を公告するとともに、国土交通省令で定める事項を表示した図書をその事務所に備えて、一般の縦覧に供さなければならない。

5　第三項の規定による指定は、前項の規定による公告によつて、その効力を生ずる。

6　第四項の規定により特例容積率の限度が公告されたときは、当該特例敷地内の建築物については、当該特例容積率の限度を第五十二条第一項各号に掲げる数値とみなして、同条の規定を適用する。

7　第四項の規定により公告された特例敷地のいずれかについて第一項の規定による申請があつた場合において、特定行政庁が当該申請に係る第三項の指定（以下この項において「新規指定」という。）をしたときは、当該特例敷地についての第三項の規定による従前の指定は、新規指定に係る第四項の規定による公告があつた日から将来に向かつて、その効力を失う。

（指定の取消し）

第五十七条の三　前条第四項の規定により公告された特例敷地である土地について所有権又は借地権を有する者は、その全員の合意により、同条第三項の指定の取消しを特定行政庁に申請することができる。この場合においては、あらかじめ、当該特例敷地について政令で定める利害関係を有する者の同意を得なければならない。

2　前項の規定による申請を受けた特定行政庁は、当該申請に係るそれぞれの特例敷地内に現に存する建築物の容積率又は現に建築の工事中の建築物の計画上の容積率が第五十二条第一項から第九項までの規定による限度以下であるとき、その他当該建築物の構造が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、当該申請に係る指定を取り消すものとする。

3　特定行政庁は、前項の規定による取消しをしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

4　第二項の規定による取消しは、前項の規定による公告によつて、その効力を生ずる。

5　前二項に定めるもののほか、第二項の規定による指定の取消しについて必要な事項は、国土交通省令で定める。

（特例容積率適用地区内における建築物の高さの限度）

第五十七条の四　特例容積率適用地区内においては、建築物の高さは、特例容積率適用地区に関する都市計画において建築物の高さの最高限度が定められたときは、当該最高限度以下でなければならない。ただし、特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものについては、この限りでない。

2　第四十四条第二項の規定は、前項ただし書の規定による許可をする場合に準用する。

第五十九条の二第一項中「第八項まで、第五十二条の二第六項」を「第九項まで」に、「又は第五十六条」を「、第五十六条又は第五十七条の二第六項」に改める。

第六十条の二第四項中「数値」の下に「（第五十七条の二第六項の規定により当該数値とみなされる特例容積率の限度の数値を含む。）」を加え、「同条」を「第五十二条」に改め、同条第五項中「第五十六条」の下に「、第五十七条の四」を加える。

第六十八条の五の三中「、同条」の下に「（第八項を除く。）」を加える。

第六十八条の五の五中「第五十七条の二第一項」を「第五十七条の五第一項」に改める。

第六十八条の七第五項中「同条第六項まで及び第八項」を「同条第七項まで及び第九項」に改める。

第六十八条の八中「第五十二条第六項、第十三項及び第十四項」を「第五十二条第七項、第十四項及び第十五項」に改める。

第八十五条第二項中「及び第二項」を「から第四項まで」に、「第三十六条中」を「第三十六条（に関する部分を「に係る部分に限る。」に、「並びに第四十条」を「及び第四十条」に改め、同条第三項中「こえて」を「超えて」に改め、「場合においては」の下に「、その超えることとなる日前に」を加え、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該許可の申請をした場合において、その超えることとなる日前に当該申請に対する処分がされないときは、当該処分がされるまでの間は、なお当該建築物を存続することができる。

第八十五条第四項中「及び第二項」を「から第四項まで」に、「並びに第三十五条の三」を「及び第三十五条の三」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　特定行政庁は、前項の許可の申請があつた場合において、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、二年以内の期間を限つて、その許可をすることができる。

第八十六条の見出しを「（一の敷地とみなすこと等による制限の緩和）」に改め、同条第一項中「一団地」を「建築物の敷地又は建築物の敷地以外の土地で二以上のものが一団地を形成している場合において、当該一団地」に、「内に二以上の構えを成す建築物で」を「以下この項、第六項及び第七項において同じ。）内に建築される一又は二以上の構えを成す建築物（二以上の構えを成すものにあつては、」に改め、「建築されるもの」の下に「に限る。以下この項及び第三項において「一又は二以上の建築物」という。）」を加え、「その各建築物」を「当該一又は二以上の建築物」に、「第十三項まで、第五十二条の二、第五十二条の三第一項から第四項まで」を「第十四項まで」に改め、「第五十六条の二第一項から第三項まで」の下に「、第五十七条の二、第五十七条の三第一項から第四項まで」を加え、「これらの建築物は、同一敷地内にあるもの」を「当該一団地を当該一又は二以上の建築物の一の敷地」に改め、同条第二項中「限る」の下に「。以下この項及び第六項において同じ」を加え、「これらの建築物は、同一敷地内にあるもの」を「当該一定の一団の土地の区域をこれらの建築物の一の敷地」に改め、同条第三項中「政令で定める空地」を「建築物の敷地又は建築物の敷地以外の土地で二以上のものが、政令で定める空地」に改め、「一団地」の下に「を形成している場合にお

いて、当該一団地」を加え、「の内に二以上の構えを成す建築物で総合的設計によつて建築されるもの」を「以下この項、第六項、第七項及び次条第八項において同じ。）内に建築される一又は二以上の建築物」に、「各建築物」を「当該一又は二以上の建築物」に、「これらの建築物を同一敷地内にあるもの」を「当該一団地を当該一又は二以上の建築物の一の敷地」に、「これらの建築物の容積率又は各部分の高さ」を「当該建築物の各部分の高さ又は容積率」に、「これらの建築物が同一敷地内にあるものとして」を「第五十五条第一項の規定又は当該一団地を一の敷地とみなして」に、「第八項まで、第五十二条の二第六項若しくは第五十六条又は第五十五条第一項」を「第九項まで、第五十六条若しくは第五十七条の二第六項」に改め、同条第四項中「限る」の下に「。以下この項、第六項及び次条第八項において同じ」を加え、「これらの建築物を同一敷地内にあるもの」を「当該一定の一団の土地の区域をこれらの建築物の一の敷地」に、「容積率又は各部分の高さ」を「各部分の高さ又は容積率」に、「これらの建築物が同一敷地内にあるものとして」を「第五十五条第一項の規定又は当該一団の土地の区域を一の敷地とみなして」に、「第八項まで、第五十二条の二第六項若しくは第五十六条又は第五十五条第一項」を「第九項まで、第五十六条若しくは第五十七条の二第六項」に改め、同条第五項中「同一敷地内にあるものとして」を「第五十五条第一項の規定又は当該一定の一団の土地の区域を一の敷地とみなして」に、「第八項まで、第五十二条の二第六項若しくは第五十六条又は第五十五条第一項」を「第九項まで、第五十六条若しくは第五十七条の二第六項」に改め、同条第六項中「各建築物」を「各建築物（第五十五条第一項の規定又は当該一定の一団の土地の区域を一の敷地とみなして」に、「第八項まで、第五十二条の二第六項若しくは第五十六条又は第五十五条第一項」を「第九項まで、第五十六条若しくは第五十七条の二第六項」に改め、同条第七項中「同一敷地内にあるものとして」を「第五十五条第一項の規定又は当該一定の一団の土地の区域を一の敷地とみなして」に、「第八項まで、第五十二条の二第六項若しくは第五十六条又は第五十五条第一項」を「第九項まで、第五十六条若しくは第五十七条の二第六項」に改め、同条第八項中「各建築物」を「各建築物（第五十五条第一項の規定又は当該一定の一団の土地の区域を一の敷地とみなして」に、「第八項まで、第五十二条の二第六項若しくは第五十六条又は第五十五条第一項」を「第九項まで、第五十六条若しくは第五十七条の二第六項」に改め、同条第九項中「同一敷地内にあるもの」を「一団地又は一定の一団の土地の区域を一の敷地」に改め、同条第十項中「同一敷地内にあるもの」を「一団地又は一定の一団の土地の区域を一の敷地」に改め、同条第十一項中「同一敷地内にあるもの」を「一団地又は一定の一団の土地の区域を一の敷地」に改め、同条第十二項中「同一敷地内にあるもの」を「一団地又は一定の一団の土地の区域を一の敷地」に改める。

第八十六条の五の見出し中「一定の複数建築物」を「一の敷地とみなすこと等」に改め、同条第二項及び第三項中「各建築物」を「建築物」に改める。

第八十六条の七中「第三条第二項」の下に「（第八十六条の九第一項において準用する場合を含む。以下この条、次条及び第八十七条において同じ。）」を、「により」の下に「第二十条、」を、「第三十四条第二項」の下に「、第四十七条」を加え、「、第五十二条第一項から第八項まで、第五十九条第一項（建築物の建ぺい率に係る部分を除く。）、第六十条の二第一項（建築物の建ぺい率及び高さに係る部分を除く。）」を「、第五十一条、第五十二条第一項、第二項若しくは第七項、第五十三条第一項若しくは第二項、第五十四条第一項、第五十五条第一項、第五十六条第一項、第五十六条の二第一項、第五十七条の四第一項、第五十七条の五第一項、第五十八条、第五十九条第一項若しくは第二項、第六十条第一項若しくは第二項、第六十条の二第一項若しくは第二項」に、「又は第六十七条の二第一項」を「、第六十七条の二第一項若しくは第五項から第七項まで又は第六十八条第一項若しくは第二項」に改め、「模様替」の下に「（以下この条及び次条において「増築等」という。）」を加え、同条に次の二項を加える。

2　第三条第二項の規定により第二十条又は第三十五条（同条の技術的基準のうち政令で定めるものに係る部分に限る。以下この項及び第八十七条第四項において同じ。）の規定の適用を受けない建築物であつて、第二十条又は第三十五条に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分として政令で定める部分（以下この項において「独立部分」という。）が二以上あるものについて増築等をする場合においては、第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、当該増築等をする独立部分以外の独立部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

3　第三条第二項の規定により第二十八条、第二十八条の二（同条の技術的基準のうち政令で定めるものに係る部分に限る。）、第二十九条から第三十二条まで、第三十四条第一項、第三十五条の三又は第三十六条（防火壁、防火区画、消火設備及び避雷設備の設置及び構造に係る部分を除く。）の規定の適用を受けない建築物について増築等をする場合においては、第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、当該増築等をする部分以外の部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

第八十六条の七の次に次の二条を加える。

（既存の一の建築物について二以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和）

第八十六条の八　第三条第二項の規定によりこの法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けない一の建築物について二以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合において、特定行政庁が当該二以上の工事の全体計画が次に掲げる基準に適合すると認めたときにおける同項及び同条第三項の規定の適用については、同条第二項中「建築、修繕若しくは模様替の工事中の」とあるのは

「第八十六条の八第一項の認定を受けた全体計画に係る二以上の工事の工事中若しくはこれらの工事の間の」と、同条第三項中「適用しない」とあるのは「適用しない。ただし、第三号又は第四号に該当するものにあつては、第八十六条の八第一項の認定を受けた全体計画に係る二以上の工事のうち最後の工事に着手するまでは、この限りでない」と、同項第三号中「工事」とあるのは「最初の工事」と、「増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替」とあるのは「第八十六条の八第一項の認定を受けた全体計画に係る二以上の工事」とする。

一　一の建築物の増築等を含む工事を二以上の工事に分けて行うことが当該建築物の利用状況その他の事情によりやむを得ないものであること。

二　全体計画に係るすべての工事の完了後において、当該全体計画に係る建築物及び建築物の敷地が建築基準法令の規定に適合することとなること。

三　全体計画に係るいずれの工事の完了後においても、当該全体計画に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障、安全上、防火上及び避難上の危険性並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害性が増大しないものであること。

2　前項の認定の申請の手続その他当該認定に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

3　第一項の認定を受けた全体計画に係る工事の建築主（以下この条において「認定建築主」という。）は、当該認定を受けた全体計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、特定行政庁の認定を受けなければならない。前二項の規定は、この場合に準用する。

4　特定行政庁は、認定建築主に対し、第一項の認定を受けた全体計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次項において同じ。）に係る工事の状況について報告を求めることができる。

5　特定行政庁は、認定建築主が第一項の認定を受けた全体計画に従つて工事を行つていないと認めるときは、当該認定建築主に対し、相当の猶予期限を付けて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

6　特定行政庁は、認定建築主が前項の命令に違反したときは、第一項又は第三項の認定を取り消すことができる。

（公共事業の施行等による敷地面積の減少についての第三条等の規定の準用）

第八十六条の九　第三条第二項及び第三項（第一号及び第二号を除く。）の規定は、次に掲げる事業の施行の際現に存する建築物若しくはその敷地又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物若しくはその敷地が、当該事業の施行によるこれらの建築物の敷地面積の減少により、この法律若しくはこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなつた場合又はこれらの規定に適合しない部分を有するに至つた場合について準用する。この場合において、同項第三号中「この法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の施行又は適用」とあるのは、「第八十六条の九第一項各号に掲げる事業の施行による建築物の敷地面積の減少」と読み替えるものとする。

一　土地収用法第三条各号に掲げるものに関する事業若しくは都市計画法の規定により土地を収用し、若しくは使用することができる都市計画事業又はこれらの事業に係る土地収用法第十六条に規定する関連事業

二　その他前号の事業に準ずる事業で政令で定めるもの

2　第五十三条の二第三項（第五十七条の五第三項、第六十七条の二第四項及び第六十八条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、前項各号に掲げる事業の施行による面積の減少により、当該事業の施行の際現に建築物の敷地として使用されている土地で第五十三条の二第一項（第五十七条の五第三項において準用する場合を含む。）、第六十七条の二第三項若しくは第六十八条第三項の規定に適合しなくなるもの又は当該事業の施行の際現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地としてその敷地又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物若しくはその敷地が、当該事業の施行によるこれらの建築物の敷地面積の減少により、この法律若しくはこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなつた場合又はこれらの規定に適合しない部分を有するに至つた場合について準用する。この場合において、同項第三号中「この法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の施行又は適用」とあるのは、「第八十六条の九第一項各号に掲げる事業の施行により面積が減少した際、当該面積の減少がなくとも」と、「従前の制限」とあるのは「制限」と、同項第二号中「第一項」とあるのは「第一項（第五十七条の五第三項において準用する場合を含む。）、第六十七条の二第三項若しくは第六十八条第三項」と、「同項」とあるのは「これら」と読み替えるものとする。

第八十七条に次の一項を加える。

4　第八十六条の七第二項（第三十五条に係る部分に限る。）及び第八十六条の七第三項（第二十八条第一項若しくは第三項、第二十九条、第三十条、第三十五条の三又は第三十六条（居室の採光面積に係る部分に限る。以下この項において同じ。）に係る部分に限る。）の規定は、第三条第二項の規定により第二十八条第一項若しくは第三項、第二十九条、第三十条、第三十五条、第三十五条の三又は第三十六条の規定の適用を受けない建築物の用途を変更する場合について準用する。この場合において、第八十六条の七第二項及び第三項中「増築等」とあるのは「用途の変更」と、「第三条第三項第三号及び第四号」とあるのは「第八十七条第三項」と読み替えるものとする。

第八十八条第一項中「第十二条第三項から第六項まで」を「第十二条第五項から第八項まで」に、「第三十六条中第三十三条及び第三十四条第一項に関する部分」を「第三十六条（避雷設備及び昇降機に係る部分に限る。）に、「前条、次条並びに」を「第八十六条の七第二項（第二十条に係る部分に限る。）、第八十六条の七第三項（第三十二条、第三十四条第一項及び第三十六条（昇降機に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、前条、次条及び」に、「及び第二項並び

に」を「から第四項まで及び」に改め、同条第二項中「第十二条第三項から第六項まで」を「第十二条第五項から第八項まで」に、「第八十六条の七中」を「第八十六条の七第一項（に、「に関する部分、第八十七条第二項中」を「及び第五十一条に係る部分に限る。）、第八十七条第二項（に、「並びに第六十八条の二第一項及び第五項に関する部分」を「及び第六十八条の二第一項に係る部分に限る。）」に改める。

第九十一条中「から第五十三条まで」を「、第五十三条」に改め、「第五十六条の二まで」の下に「、第五十七条の二、第五十七条の三」を加える。

第九十三条の二中「による処分」の下に「並びに第十二条第一項及び第三項の規定による報告」を加え、「に係る建築物又はその計画が建築基準関係規定に適合するものであることを表示している書類であつて」を「若しくは報告に係る建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないものとして」に改める。

第百三条中「二十万円」を「五十万円」に改め、同条を第百五条とする。

第百二条中「十万円」を「三十万円」に改め、同条を第百四条とする。

第百一条中「前三条」を「次の各号に掲げる規定」に、「又は人に」を「に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に」に改め、同条に次の各号を加える。

一　第九十八条（第十九条第四項、第二十条、第二十一条、第二十二条第一項、第二十三条、第二十四条、第二十五条から第二十七条まで、第二十八条第三項、第二十八条の二、第三十二条から第三十五条の三まで、第三十六条（防火壁、防火区画、消火設備、避雷設備及び給水、排水その他の配管設備の設置及び構造並びに煙突及び昇降機の構造に係る部分に限る。）、第三十七条、第六十一条から第六十四条まで、第六十六条又は第六十七条の二第一項、第三項若しくは第五項から第七項までの規定に違反する第六条第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物又は当該建築物の敷地に関してされた第九条第一項又は第十項前段（第九十条第三項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による命令の違反に係る部分に限る。）　一億円以下の罰金刑

二　第九十八条（前号に係る部分を除く。）及び第九十九条から前条まで　各本条の罰金刑

第百一条を第百三条とする。

第百条中「の一」を「のいずれか」に、「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第四号中「第十二条第一項若しくは第二項（第八十八条第一項又は第三項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第十二条第三項」を「第十二条第五項」に、「又は第七十七条の四十九第一項（第七十七条の五十六第二項において準用する場合を含む。）」を「、第七十七条の四十九第一項（第七十七条の五十六第二項において準用する場合を含む。）又は第八十六条の八第四項」に改め、同条第五号及び第七号中「第十二条第四項」を「第十二条第六項」に改め、同条を第百二条とする。

第九十九条第一項中「三十万円」を「五十万円」に改め、同項第三号中「、第十条第一項（第八十八条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）、第十一条第一項（第八十八条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。）又は第九十条の二第一項」を削り、同項中第十四号を第十五号とし、第十一号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十号中「第四項」を「第五項」に改め、同号を同項第十一号とし、同項中第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同項第五号中「第六項」を「第七項」に、「第五十七条の二第三項」を「第五十七条の五第三項」に、「第五十七条の二第一項」を「第五十七条の四第一項、第五十七条の五第一項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　第十二条第一項又は第三項（第八十八条第一項又は第三項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第九十九条を第百一条とし、同条の前に次の一条を加える。

第百条　第十条第二項若しくは第三項（第八十八条第一項又は第三項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第十一条第一項（第八十八条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。）又は第九十条の二第一項の規定による特定行政庁又は建築監視員の命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

第九十八条中「の一」を「のいずれか」に改め、同条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条を第九十九条とし、第七章中同条の前に次の一条を加える。

第九十八条　第九条第一項又は第十項前段（第八十八条第一項から第三項まで又は第九十条第三項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による特定行政庁又は建築監視員の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

別表第三中「第六項及び第八項」を「第七項及び第九項」に改める。

（官公庁施設の建設等に関する法律の一部改正）

第二条　官公庁施設の建設等に関する法律（昭和二十六年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第四項中「同条第二項及び第三項」を「、同条第二項から第四項まで」に改める。

第十三条を第十四条とする。

第十二条第一項中「構造」の下に「並びに保全」を加え、同条第二項中「この法律の施行」を「国家機関の建築物の営繕及びその附帯施設の建設並びにこれらの保全」に改め、同条を第十三条とする。

第十条及び第十一条を削る。

第九条の三中「、政令で定める技術的基準に従い」を削り、同条を第十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

（国家機関の建築物の点検）

第十二条　各省各庁の長は、その所管に属する建築物（建築基準法第十二条第二項に規定するものを除く。次項において同じ。）で政令で定めるものの敷地及び構造について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は同条第一項の資格を有する者に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。

2　各省各庁の長は、その所管に属する建築物で前項の政令で定めるものの昇降機以外の建築設備について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築基準法第十二条第三項の資格を有する者に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。

第九条の二を第十条とする。

（都市計画法の一部改正）

第三条　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中第二号の三を第二号の四とし、第二号の二の次に次の一号を加える。

二の三　特例容積率適用地区

第八条第三項第二号中二を削り、ホを二とし、二の次に次のように加える。

ホ　特例容積率適用地区　建築物の高さの最高限度（当該地区における市街地の環境を確保するために必要な場合に限る。）

第八条第三項第二号ヘ中「次条第十五項」を「次条第十六項」に改め、同号ト中「次条第十六項」を「次条第十七項」に改め、同号チ中「次条第十七項」を「次条第十八項」に改める。

第九条中第二十一項を第二十二項とし、第十五項から第二十項までを一項ずつ繰り下げ、第十四項の次に次の一項を加える。

15　特例容積率適用地区は、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域又は工業地域内の適正な配置及び規模の公共施設を備えた土地の区域において、建築基準法第五十二条第一項から第九項までの規定による建築物の容積率の限度からみて未利用となっている建築物の容積の活用を促進して土地の高度利用を図るため定める地区とする。

第十四条第二項第三号を次のように改める。

三　地域地区の区域

（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正）

第四条　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四目　解散（第百六十三条・第百六十四条）」を「第四目　解散（第百六十三条・第百六十四条の二）　第五目　税法上の特例（第百六十四条の二）」に、「第三百二十一条」を「第三百二十三条」に改める。

第六章第三節第二款第四目の次に次の一目を加える。

第五目　税法上の特例

第百六十四条の二　事業組合は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項及び第五項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等（防災街区整備事業組合を除く。）」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人（防災街区整備事業組合を含む。）」と、同条第三項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等（防災街区整備事業組合を除く。）」とする。

2　事業組合は、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。

第二百五十六条第一項中「第二百十条第三項」を「、第二百十条第三項」に改める。

第三百条第二項第一号中「第百七十一条第三項（第百七十二条第二項」の下に「及び第百七十五条第二項」を加える。

第三百二十一条を第三百二十二条とし、第三百十三条から第三百二十条までを一条ずつ繰り下げる。

第三百十二条中「第三百四条」を「第三百五条」に改め、同条を第三百十三条とする。

第三百十一条を第三百十二条とし、第三百十条を第三百十一条とし、第三百九条を第三百十条とする。

第三百八条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　第二百十八条第三項において準用する土地収用法第九十四条第六項において準用する同法第六十五条第一項第三号の規定による調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第三百八条を第三百九条とする。

第三百七条を第三百八条とし、第三百四条から第三百六条までを一条ずつ繰り下げ、第三百三条の次に次の一条を加える。

第三百四条　第二百十八条第三項（第二百三十二条第五項において準用する場合を含む。以下この章において同じ。）において準用する土地収用法第九十四条第六項において準用する同法第六十五条第一項第二号の規定により出頭を命じられた鑑定人が虚偽の鑑定をしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

本則に次の一条を加える。

第三百二十三条　次の各号のいずれかに該当する場合においては、十万円以下の過料に処する。

一　第二百十八条第三項において準用する土地収用法第九十四条第六項において準用する同法第六十五条第一項第一号の規定により出頭を命じられた者が、正当の事由がなくて出頭せず、陳述せず、又は虚偽の陳述をしたとき。

二　第二百十八条第三項において準用する土地収用法第九十四条第六項において準用する同法第六十五条第一項第一号の規定により資料の提出を命じられた者が、正当の事由がなくて資料を提出せず、又は虚偽の資料を提出したとき。

三　第二百十八条第三項において準用する土地収用法第九十四条第六項において準用する同法第六十五条第一項第二号の規定によ

り出頭を命じられた鑑定人が、正当の事由がなくて出頭せず、又は鑑定をしないとき。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中建築基準法第五十一条の改正規定　公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日

二　第四条並びに附則第五条及び第六条の規定　公布の日

（建築基準法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この法律の施行前にされた確認その他の建築基準法令の規定による処分に関する書類の閲覧については、第一条の規定による改正後の建築基準法（以下「新建築基準法」という。）第九十三条の二（新建築基準法第八十八条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　この法律の施行前に第一条の規定による改正前の建築基準法第十二条第一項及び第二項の規定に基づきされた報告に関する書類については、新建築基準法第九十三条の二の規定は、適用しない。

（特例容積率適用区域に関する経過措置）

第三条　この法律の施行の際現に第二条の規定による改正前の都市計画法（以下「旧都市計画法」という。）第八条第三項第二号ニの規定により商業地域に関する都市計画に定められた特例容積率適用区域は、第三条の規定による改正後の都市計画法（以下「新都市計画法」という。）第八条第一項第二号の三の規定により定められた特例容積率適用地区とみなす。

2　旧都市計画法の規定により商業地域に関する都市計画（特例容積率適用区域に係る部分に限る。）に関してした手続、処分その他の行為は、新都市計画法の規定により特例容積率適用地区に関する都市計画に関してした手続、処分その他の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第四条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（地方自治法の一部改正）

第六条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の項第一号中「第百七十一条第三項（第百七十二条第二項」の下に「及び第百七十五条第二項」を加える。

（住宅金融公庫法の一部改正）

第七条　住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条第八項中「建築基準法第十条第一項」を「建築基準法第十条第三項」に改める。

（自衛隊法の一部改正）

第八条　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第百十五条の七中「及び第三項」を「、第三項本文及び第四項」に、「同項」を「同条第三項本文」に、「こえて」を「超えて」に、「特定行政庁」を「その超えることとなる日前に、特定行政庁」に改める。

（国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法の一部改正）

第九条　国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭和三十二年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「行なう」を「行う」に、「第九条の二第一項」を「第十条第一項」に改め、同条第二項中「第九条の二」を「第十条」に、「行なう」を「行う」に改める。

（都市緑地法の一部改正）

第十条　都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第三項第二号中「第八条第一項第二号の三」を「第八条第一項第二号の四」に改める。

第三十五条第九項中「第五十二条第七項」を「第五十二条第八項」に改める。

第三十六条の見出し中「一定の複数建築物に対する」を「一の敷地とみなすことによる」に改め、同条中「同一敷地内にあるものとみなされる二以上の構えを成す」を「一の敷地とみなされる一団地又は一定の一団の土地の区域内の」に、「これらの建築物が同一敷地内にあるもの」を「当該一団地又は区域を当該建築物の一の敷地」に改める。

第四十二条第四号中「第八十五条第四項」を「第八十五条第五項」に改める。

（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部改正）

第十一条　高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成六年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第八項中「第十二条第五項」を「第十二条第七項」に改める。

第八条中「第六項、第十一項及び第十三項、第五十二条の二第三項第二号、第五十二条の三第二項」を「第七項、第十二項及び第十四項、第五十七条の二第三項第二号、第五十七条の三第二項」に、「第五項」を「第六項」に改める。

第十五条中「第五十二条第五項」を「第五十二条第六項」に、「同条第十三項第一号」を「同条第十四項第一号」に改める。

（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律の一部改正）

第十二条　特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第七条中「同条第三項後段」を「同条第四項」に、「同項後段」を「同項」に改める。

（国土交通省設置法の一部改正）

第十三条　国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第四条第百十二号中「第九条の二第一項各号」を「第十条第一項各号」に改める。

建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るため、建築物に係る報告、検査等の制度の充実及び強化、危険又は有害となるおそれのある既存不適格建築物に対する勧告及び是正命令制度の創設、既存不適格建築物に関する規制の合理化、防災街区整備事業の推進のための支援措置の拡充等所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　建築基準法の一部改正

㈠　特定行政庁は、一定の用途及び規模の既存不適格建築物について、劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となる等のおそれがあると認めるときは、当該建築物等の所有者等に対して、必要な措置をとることを勧告することができるとともに、その勧告に係る措置をとることを命ずることができること。

㈡　国の機関の長等は、その管理する建築物の敷地及び構造について、定期に、一級建築士等に劣化の状況の点検をさせなければならないこと。

㈢　地方公共団体は、土地の状況等により必要と認める場合においては、条例で、区域を限り、容積率算定の基礎となる地盤面を別に定めることができること。

㈣　既存不適格建築物について一定の範囲内において増築等をする場合には引き続き適用しないものとする規定に、構造耐力規定等を追加する等既存不適格建築物に関する規制を合理化すること。

㈤　違反建築物に関する是正命令違反について、罰則の引上げ及び両罰規定の整備を行うこと。

2　官公庁施設の建設等に関する法律の一部改正

国土交通大臣は、国家機関の建築物等に関する保全の基準を定め、その実施に関し関係国家機関に対して、勧告することができること。

3　都市計画法の一部改正

商業地域の計画事項のうち特例容積率適用区域を廃止し、都市計画の地域地区として、特例容積率適用地区を追加すること。

4　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正

防災街区整備事業組合に関する法人税法及び消費税法に関する法令の規定の適用について、特例措置を設けること。

5　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二　議案の可決理由

建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るため、建築物に係る報告、検査等の制度の充実及び強化、危険又は有害となるおそれのある既存不適格建築物に対する勧告及び是正命令制度の創設、既存不適格建築物に関する規制の合理化、防災街区整備事業の推進のための支援措置の拡充等の措置を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十六年五月二十一日

国土交通委員長　赤羽　一嘉

衆議院議長　河野　洋平殿

〔別紙〕

建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

一　増改築等による建築物の安全性の向上を図るため、事業者等に対し既存不適格建築物に係る本法の措置について周知徹底を図るとともに、住宅所有者等のための総合的な相談体制の整備・充実に努めること。また、耐震診断・耐震改修等に係る補助・融資・税制上の支援措置の普及・充実及び既存建築物に係る耐震・免震技術等の研究開発に積極的に努めること。

二　著しく危険又は有害となるおそれがある既存不適格建築物に対する勧告及び是正命令制度については、適切な運用が行われるよう、勧告及び是正命令に係るガイドラインを策定するとともに、特定行政庁に対し必要な助言、援助等を行うこと。

三　不特定又は多数の者が利用する建築物に係る定期報告制度については、多くの建築物について報告がなされていない現状にかんがみ、報告率を上げるため、本制度の周知徹底を図るとともに、定期報告の対象建築物に係る台帳の整備、未報告物件に係る督促等の推進に努めること。

また、定期報告を怠っている悪質な所有者等に関する情報の公表制度等を早急に検討すること。

四　違反建築物については、既存建築物に係る違反是正作業マニュアルの活用、消防・警察部局やＮＰＯ等との連携強化、罰則の厳格な適用等によりその是正を強力に推進すること。

五　特例容積率適用地区制度及び一団地の総合的設計制度については、地域住民の意見の反映や良好な市街地環境の確保に配慮しつつ、適切な運用が図られるよう努めること。

六　自動回転扉等については、安全基準及び管理体制を早急に整備し、事故の防止に努めること。また建築物の事故についての情報収集システムを早急に構築し、事故情報を建築物の安全対策に的確に反映すること。

不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十六年五月十四日

参議院議長　倉田　寛之

衆議院議長　河野　洋平殿

不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律

（地価公示法の一部改正）

第一条　地価公示法（昭和四十四年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「国土交通省令で定める都市計画区域（」を削り、「をいい、」を「その他の土地取引が相当程度見込まれるものとして国土交通省令で定める区域（」に改め、「除く」の下に「。以下「公示区域」という」を加える。

第八条中「第二条第一項の都市計画区域」を「公示区域」に、「行なう」を「行う」に改める。

第九条中「行なう」を「行う」に、「第二条第一項の都市計画区域」を「公示区域」に改める。

第十条中「第二条第一項の都市計画区域」を「公示区域」に改める。

第二十七条中「一に」を「いずれかに」に、「五万円」を「五十万円」に改める。

第二十八条中「十万円」を「五十万円」に改める。

第二十九条中「行なわない」を「行わない」に、「一万円」を「十万円」に改める。

第二条　地価公示法の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「又は不動産鑑定士補」を削る。

第四条中「又は不動産鑑定士補」を削り、「行なう」を「行う」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

第五条中「行なつた」を「行つた」に改め、「又は不動産鑑定士補」を削る。

第八条の見出し中「不動産鑑定士等」を「不動産鑑定士」に改め、同条中「又は不動産鑑定士補」を削る。

第二十四条中「行なつた」を「行つた」に改め、「又は不動産鑑定士補」を削る。

第二十五条第一項中「又は不動産鑑定士補」を削り、同条第二項中「行なつた」を「行つた」に改め、「又は不動産鑑定士補」を削る。

第二十六条中「又は不動産鑑定士補」を削り、「行なう」を「行う」に改める。

（不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正）

第三条　不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一節　登録（第三条―第十四条）」を「第一節　総則（第二条の二―第二十一条）　第二節　不動産鑑定士試験（第二十二条―第二十五条の五）　第三節　登録（第二十五条の六―第二十五条の十四）」に改める。

第二条第一項中「とは、」の下に「不動産（」を、「権利」の下に「をいう。以下同じ。）」を加え、同条第二項中「みずから」を「自ら」に、「行なう」を「行う」に改める。

第二章第二節を同章第三節とする。

第十条第一項中「第五十二条」を「第四十八条」に改める。

第二章第一節を同章第二節とし、同節の前に次の一節を加える。

第一節　総則

（不動産鑑定士等の業務）

第二条の二　不動産鑑定士及び不動産鑑定士補は、不動産の鑑定評価を行う。

2　不動産鑑定士又は不動産鑑定士補は、それぞれ不動産鑑定士又は不動産鑑定士補の名称を用いて、不動産の客観的価値に作用する諸要因に関して調査若しくは分析を行い、又は不動産の利用、取引若しくは投資に関する相談に応じることを業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。

（不動産鑑定士等の責務）

第二条の三　不動産鑑定士及び不動産鑑定士補は、良心に従い、誠実に前条に規定する業務（以下「鑑定評価等業務」という。）を行うとともに、不動産鑑定士及び不動産鑑定士補の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

（秘密を守る義務）

第二条の四　不動産鑑定士及び不動産鑑定士補は、正当な理由がなく、鑑定評価等業務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。不動産鑑定士又は不動産鑑定士補でなくなつた後においても、同様とする。

（知識及び技能の維持向上）

第二条の五　不動産鑑定士及び不動産鑑定士補は、鑑定評価等業務に必要な知識及び技能の維持向上に努めなければならない。

第二十五条第二号中「不動産の鑑定評価」を「鑑定評価等業務」に改める。

第三十六条第一項中「行なつて」を「行つて」に改め、同条第二項中「若しくは」を「又は」に、「又は」を「に不動産の鑑定評価を、」に、「不動産の鑑定評価を行なわせ」を「鑑定評価等業務を行わせ」に改める。

第三十七条を次のように改める。

第三十七条　削除

第三十八条中「並びにその業務に従事する不動産鑑定士及び不動産鑑定士補」を削り、「廃止し、又は不動産鑑定士若しくは不動産鑑定士補がその不動産鑑定業者の業務に従事しなくなつた」を「廃止した」に改める。

第三十九条第一項中「依頼者」を「不動産の鑑定評価の依頼者」に改める。

第四十条第一項中「、不動産鑑定業者の業務に関し」を削り、「を行なつた」を「その他鑑定評価等業務に関する不正又は著しく不当な行為（以下「不当な鑑定評価等」という。）を行つた」に、「不動産の鑑定評価を行なう」を「鑑定評価等業務を行う」に、「第三十三条又は第三十八条」を「第二条の四又は第三十三条」に改め、同条第二項中「、不動産鑑定業者の業務に関し」を削り、「不当な不動産の鑑定評価を行なつた」を「不当な鑑定評価等を行つた」に改め、「懲戒処分として、」の下に「戒告を与え、又は」を加え、「不動産の鑑定評価を行なう」を「鑑定評価等業務を行う」に改める。

第四十一条中「一に」を「いずれかに」に改め、「に対し」の下に「、戒告を与え」を加え、「、その業務」を「その業務」に改める。

第四十二条の見出し中「不当な鑑定評価」を「不当な鑑定評価等」に、同条中「不動産鑑定業者の業務に関し不当な不動産の鑑定評価を行なつた」を「不当な鑑定評価等を行つた」に改め、

「当該」の下に「不動産鑑定士又は不動産鑑定士補がその業務に従事する」を加える。

第四十三条第一項中「不動産の鑑定評価」を「鑑定評価等業務」に改める。

第四十八条から第五十一条までを削る。

第五十二条の前の見出しを削り、同条を第四十八条とし、同条の前に見出しとして「（不動産鑑定士等の団体）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第四十九条　前条の規定による届出をした社団又は財団は、政令で定めるところにより、不動産鑑定士及び不動産鑑定士補に対する研修を実施しなければならない。

第五十三条中「前条」を「第四十八条」に改め、同条を第五十条とする。

第五十四条を第五十一条とする。

第五十五条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条を第五十二条とし、同条の次に次の二条を加える。

（電子情報処理組織を使用する方法により行う申込み等の特例）

第五十三条　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により、土地鑑定委員会又は国土交通大臣が第十二条の二、第十七条第一項、第十八条、第十九条第一項、第二十条第一項、第二十三条第一項、第二十六条第一項、第二十七条第二項又は第二十九条第一項の規定による申込み、申請又は届出（土地鑑定委員会又は国土交通大臣に対するものに限る。以下この条において「申込み等」という。）を同法第三条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができるものとしたときは、当該電子情報処理組織を使用して行う申込み等は、それぞれ第十二条の二、第十七条第一項、第十八条、第十九条第二項、第二十条第二項、第二十三条第一項、第二十六条第二項、第二十七条第三項又は第二十九条第二項の規定にかかわらず、都道府県知事を経由して行うことを要しない。

（権限の委任）

第五十四条　この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第五十五条の二を第五十五条とする。

第五十六条中「一に」を「いずれかに」に、「十万円」を「百万円」に改める。

第五十七条中「一に」を「いずれかに」に、「五万円」を「五十万円」に改め、同条第五号中「不動産の鑑定評価を行なつた」を「鑑定評価等業務を行なつた」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号を削り、同条第三号中「を行なわせた」を「又は鑑定評価等業務を行わせた」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号中「行なつた」を「行つた」に改め、同号を同条第四号とし、同条第一号を同条第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一　第二条の四又は第三十八条の規定に違反して、秘密を漏らした者

二　不動産鑑定士試験に関し、事前に試験問題を漏らし、又は不正の採点をした者

第五十八条中「一に」を「いずれかに」に、「三万円」を「三十万円」に改め、同条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げ、同条第六号中「第五十四条」を「第五十一条」に改め、同号を同条第五号とする。

第五十九条中「第五十七条第三号」を「第五十七条第五号」に、「前条第二号から第五号まで」を「前条第一号から第四号まで」に改める。

第六十条中「一万円」を「十万円」に改める。

第四条　不動産の鑑定評価に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「及び不動産鑑定士補」を削り、「第二条の二―第二条の五」を「第三条―第七条」に、「第三条」を「第八条」に、「第三節　登録（第十五条―第二十一条）」を「第三節　実務修習（第十四条の二―第十四条の二十三）　第四節　登録（第十五条―第二十一条）」に、「第六十条」を「第六十一条」に改める。

第一条中「不動産鑑定士等の資格」を「不動産鑑定士」に改める。

「第二章　不動産鑑定士及び不動産鑑定士補」を「第二章　不動産鑑定士」に改める。

第三条から第七条までを削る。

第二条の五中「及び不動産鑑定士補」を削り、第二章第一節中同条を第七条とする。

第二条の四中「及び不動産鑑定士補」及び「又は不動産鑑定士補」を削り、同条を第六条とする。

第二条の三の見出し中「不動産鑑定士等」を「不動産鑑定士」に改め、同条中「及び不動産鑑定士補」を削り、「前条」を「第三条」に改め、同条を第五条とする。

第二条の二の見出し中「不動産鑑定士等」を「不動産鑑定士」に改め、同条第一項中「及び不動産鑑定士補」を削り、同条第二項中「又は不動産鑑定士補」及び「それぞれ」を削り、同条を第三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（不動産鑑定士となる資格）

第四条　不動産鑑定士試験に合格した者であつて、第十四条の二に規定する実務修習を修了し第十四条の二十三の規定による国土交通大臣の確認を受けた者は、不動産鑑定士となる資格を有する。

第八条から第十条までを次のように改める。

（不動産鑑定士試験の目的及び方法）

第八条　不動産鑑定士試験は、不動産鑑定士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することをその目的とし、次条に定めるところによつて、短答式（択一式を含む。以下同じ。）及び論文式による筆記の方法により行う。

（不動産鑑定士試験の試験科目）

第九条　短答式による試験は、不動産に関する行政法規及び不動産の鑑定評価に関する理論について行う。

2　論文式による試験は、短答式による試験に合格した者及び次条第一項の規定により短答式による試験を免除された者につき、民法、経済学、会計学及び不動産の鑑定評価に関する理論について行う。

（試験の免除）

第十条　短答式による試験に合格した者に対しては、その申請により、当該短答式による試

験に係る合格発表の日から起算して二年を経過する日までに行われる短答式による試験を免除する。

2　次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その申請により、当該各号に定める科目について、論文式による試験を免除する。

一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学（予科を含む。）、旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）による高等学校高等科若しくは旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校（以下この項において「大学等」と総称する。）において通算して三年以上法律学に属する科目の教授若しくは助教授の職にあつた者又は法律学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者　民法

二　大学等において通算して三年以上経済学に属する科目の教授若しくは助教授の職にあつた者又は経済学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者　経済学

三　大学等において通算して三年以上商学に属する科目の教授若しくは助教授の職にあつた者又は商学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者　会計学

四　民法、経済学又は会計学について高等試験本試験、司法試験又は公認会計士試験を受け、その試験に合格した者　その試験において受験した科目（司法試験においては、民法）

五　民法、経済学又は会計学について不動産鑑定士となろうとする者に必要な専門的学識を有する者として政令で定める者　民法、経済学又は会計学のうち政令で定める科目

3　前二項の規定による申請の手続は、国土交通省令で定める。

第十一条第一項中「の各試験」を削る。

第十五条第一項中「又は不動産鑑定士補」及び「又は不動産鑑定士補名簿」を削り、同条第二項を削る。

第十六条中「又は不動産鑑定士補」を削る。

第十七条第一項中「又は不動産鑑定士補」を削り、同条第二項中「又は不動産鑑定士補」を削り、「添附しなければ」を「添付しなければ」に改め、同条第三項中「又は不動産鑑定士補」を削る。

第十八条中「又は不動産鑑定士補」を削り、「第十五条第一項」を「第十五条」に改める。

第十九条中「又は不動産鑑定士補」を削る。

第二十条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「当該不動産鑑定士又は不動産鑑定士補」を「当該不動産鑑定士」に改め、同項第四号中「又は不動産鑑定士補」を削る。

第二十一条中「又は不動産鑑定士補」を削る。

第二章中第三節を第四節とし、第二節の次に次の一節を加える。

第三節　実務修習

（実務修習）

第十四条の二　実務修習は、不動産鑑定士試験に合格した者に対して、不動産鑑定士となるのに必要な技能及び高等の専門的応用能力を修得させるため、第四十八条の規定による届出をした社団又は財団その他の国土交通大臣の登録を受けた者（以下この節において「実務修習機関」という。）が行う。

（実務修習機関の登録）

第十四条の三　前条の登録は、実務修習の実施に関する業務（以下「実務修習業務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

（欠格条項）

第十四条の四　次の各号のいずれかに該当する者は、第十四条の二の登録を受けることができない。

一　この法律の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

二　第十四条の十六の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三　法人であつて、実務修習業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

（登録基準）

第十四条の五　国土交通大臣は、第十四条の三の規定により登録を申請した者の行う実務修習業務が、別表の上欄に掲げる課程について、それぞれ同表の下欄に掲げる講師又は指導者によつて行われるものであるときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

2　登録は、実務修習機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一　登録年月日及び登録番号

二　実務修習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三　実務修習機関が実務修習業務を行う事務所の所在地

四　前三号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

（登録の更新）

第十四条の六　第十四条の二の登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2　前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（実務修習の実施に係る義務）

第十四条の七　実務修習機関は、公正に、かつ、第十四条の五第一項の規定及び国土交通省令で定める基準に適合する方法により実務修習を行わなければならない。

（登録事項の変更の届出）

第十四条の八　実務修習機関は、第十四条の五第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（実務修習業務規程）

第十四条の九　実務修習機関は、実務修習業務に関する規程（以下「実務修習業務規程」という。）を定め、実務修習業務の開始前に、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　実務修習業務規程には、実務修習の実施方法、実務修習に関する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めておかなければならない。

3　国土交通大臣は、第一項の認可をした実務修習業務規程が実務修習の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、その実務修習業務規程を変更すべきことを命じることができる。

（実務修習業務の休廃止）

第十四条の十　実務修習機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ、実務修習業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第十四条の十一　実務修習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第六十条において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間実務修習機関の事務所に備えて置かなければならない。

2　実務修習を受けようとする者その他の利害関係人は、実務修習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、実務修習機関の定めた費用を支払わなければならない。

一　財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二　前号の書面の謄本又は抄本の請求

三　財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四　前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるもののにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

（事業報告書等の提出）

第十四条の十二　実務修習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、当該事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

（秘密保持義務等）

第十四条の十三　実務修習機関（その者が法人である場合にあつては、その役員。次項において同じ。）若しくはその職員（第十四条の五第一項に規定する講師及び指導者を含む。次項において同じ。）又はこれらの者であつた者は、実務修習業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2　実務修習機関及びその職員で実務修習業務に従事する者は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（適合命令）

第十四条の十四　国土交通大臣は、実務修習機関が第十四条の五第一項の規定に適合しなくなつたと認めるときは、その実務修習機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命じることができる。

（改善命令）

第十四条の十五　国土交通大臣は、実務修習機関が第十四条の七の規定に違反していると認めるときは、その実務修習機関に対し、同条の規定に従つて実務修習を行うべきこと又は実務修習の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命じることができる。

（登録の取消し等）

第十四条の十六　国土交通大臣は、実務修習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて実務修習業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

一　第十四条の四第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二　第十四条の八、第十四条の十、第十四条の十一第一項、第十四条の十二、次条又は第十四条の二十二の規定に違反したとき。

三　第十四条の九第一項の認可を受けた実務修習業務規程によらないで実務修習を行つたとき。

四　第十四条の九第三項の規定による命令に違反したとき。

五　正当な理由がないのに第十四条の十一第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

六　前二条の規定による命令に違反したとき。

七　偽りその他不正の手段により第十四条の二の登録を受けたとき。

（帳簿の記載）

第十四条の十七　実務修習機関は、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、実務修習に関し国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

（国土交通大臣による実務修習業務の実施）

第十四条の十八　国土交通大臣は、第十四条の二の登録を受ける者がいないとき、第十四条の十の規定による実務修習業務の休止又は廃止があつたとき、第十四条の十六の規定により第十四条の二の登録を取り消し、又は実務修習機関に対し実務修習業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、実務修習機関が天災その他の事由により実務修習業務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき、その他必要があると認めるときは、当該実務修習業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2　国土交通大臣が前項の規定により実務修習業務の全部又は一部を自ら行う場合における実務修習業務の引継ぎその他の必要な事項については、国土交通省令で定める。

（報告の徴収）

第十四条の十九　国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、実務修習機関に対し、実務修習業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

（立入検査）

第十四条の二十　国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、実務修習機関の事務所に立ち入り、実務修習業

務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（公示）

第十四条の二十一　国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一　第十四条の二の登録をしたとき。

二　第十四条の八の規定による届出があつたとき。

三　第十四条の十の規定による許可をしたとき。

四　第十四条の十六の規定により第十四条の二の登録を取り消し、又は実務修習業務の停止を命じたとき。

五　第十四条の十八の規定により国土交通大臣が実務修習業務の全部若しくは一部を自ら行うものとするとき、又は自ら行つていた実務修習業務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

（実務修習の状況の報告）

第十四条の二十二　実務修習機関は、不動産鑑定士試験に合格した者で当該実務修習機関において実務修習を受けている者（以下「修習生」という。）が実務修習のすべての課程を終えたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該修習生の実務修習の状況を書面で国土交通大臣に報告しなければならない。

（修了の確認）

第十四条の二十三　国土交通大臣は、前条の規定による報告に基づき、修習生が実務修習のすべての課程を修了したと認めるときは、当該修習生について実務修習が修了したことの確認を行わなければならない。

第二十三条第二項中「添付しなければ」を「添付しなければ」に改め、同項第二号中「及び不動産鑑定士補」を削る。

第二十八条第二号中「及び不動産鑑定士補」を削る。

第三十六条（見出しを含む。）及び第三十九条第二項中「又は不動産鑑定士補」を削る。

第四十条第一項中「又は不動産鑑定士補」及び「若しくは不動産鑑定士補」を削り、「第二条の四」を「第六条」に改め、同条第二項及び第三項中「又は不動産鑑定士補」を削る。

第四十一条第二号及び第四十二条中「又は不動産鑑定士補」を削る。

第四十八条及び第四十九条中「及び不動産鑑定士補」を削る。

第五十一条中「又は不動産鑑定士補」及び「それぞれ」を削る。

第五十五条中「第十条第二項及び第三項、」を削る。

第五十七条第一号中「第二条の四」を「第六条、第十四条の十三第一項」に改め、同条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同条第三号中「又は不動産鑑定士補」を削り、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　第十四条の十六の規定による実務修習業務の停止の命令に違反した者

第五十八条第五号中「又は不動産鑑定士補」を削り、同号を同条第十号とし、同条中第四号を第九号とし、第一号から第三号までを五号ずつ繰り下げ、同条に第一号から第五号までとして次の五号を加える。

一　第十四条の十の許可を受けないで、実務修習業務の全部を廃止した者

二　第十四条の十七の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

三　第十四条の十九の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四　第十四条の二十の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

五　第十四条の二十二の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第五十九条中「第五十七条第五号」を「第五十七条第六号」に、「前条第一号から第四号まで」を「前条第六号から第九号まで」に改める。

第六十条を第六十一条とし、第五十九条の次に次の一条を加える。

第六十条　第十四条の十一第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

附則第三項中「第四条第三項」を「第四条」に改める。

附則中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項から第十五項までを一項ずつ繰り上げる。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第十四条の五関係）

課程	講師又は指導者
一　不動産の鑑定評価の実務に関する講義	一　不動産鑑定士であつて、不動産の鑑定評価の実務に通算して五年以上従事した経験を有するもの
二　基本演習（不動産の鑑定評価の標準的手順の修得のための演習をいう。）	二　前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
三　実地演習（不動産の鑑定評価に関する実地の演習をいう。）	不動産鑑定業者の業務に現に従事している不動産鑑定士であつて、不動産の鑑定評価の実務に通算して五年以上従事した経験を有するもの

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第二条、第四条、次条並びに附則第六条から第十二条まで、第十四条から第十六条まで、第十八条、第二十条から第二十三条まで、第二十五条及び第二十六条の規定は、平成十八年二月一日から施行する。

（不動産鑑定士補に関する経過措置）

第二条　第二条の規定の施行の際現に不動産鑑定士補である者及び附則第六条の規定によりなおその効力を有することとされる旧鑑定評価法（第四条の規定による改正前の不動産の鑑定評価に関する法律をいう。以下同じ。）第十五条第一項の規定により第二条の規定の施行の日以後に不動産鑑定士補となった者については、同条の規定による改正前の地価公示法第二条第一項、第四条、第五条、第八条及び第二十四条から第二十六条までの規定は、なおその効力を有する。

（懲戒処分に関する経過措置）

第三条　第三条の規定による改正後の不動産の鑑定評価に関する法律（以下「新鑑定評価法」という。）第四十条の規定は、不動産鑑定士又は不動産鑑定士補のこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後にした同条の不当な鑑定評価等及び新鑑定評価法第二条の四又は第三十三条の規定に違反する行為について適用し、不動産鑑定士又は不動産鑑定士補の施行日前にした第三条の規定による改正前の不動産の鑑定評価に関する法律第四十条の不当な不動産の鑑定評価及び同法第三十三条又は第三十八条の規定に違反する行為については、なお従前の例による。

（監督処分に関する経過措置）

第四条　新鑑定評価法第四十一条の規定は、不動産鑑定業者が施行日以後に同条第一号に該当した場合又は同条第二号の処分の対象となる不動産鑑定士若しくは不動産鑑定士補の行為があった場合について適用し、不動産鑑定業者が施行日前に同条第一号に該当した場合又は同条第二号の処分の対象となる不動産鑑定士若しくは不動産鑑定士補の行為があった場合については、なお従前の例による。

（措置要求に関する経過措置）

第五条　新鑑定評価法第四十二条の規定は、施行日以後に不動産鑑定士又は不動産鑑定士補が行った同条の不当な鑑定評価等について適用し、施行日前に不動産鑑定士又は不動産鑑定士補が行った不当な不動産の鑑定評価については、なお従前の例による。

（不動産鑑定士補に関する経過措置）

第六条　第四条の規定の施行の際現に不動産鑑定士補である者又は不動産鑑定士補となる資格を有する者（次条の規定によりなおその効力を有することとされる旧鑑定評価法附則第四項及び附則第二十六条の規定によりなおその効力を有することとされる不動産鑑定士特例試験及び不動産鑑定士補特例試験に関する法律（昭和四十五年法律第十五号）第四条の規定により不動産鑑定士補となる資格を有する者を含む。）については、旧鑑定評価法第二条の二から第二条の五まで、第十五条から第二十一条まで、第二十三条第二項第二号、第二十八条第二号、第三十一条第一項第二号、第三十四条、第三十九条第二項、第四十条から第四十四条まで、第四十八条、第四十九条及び第五十二条の規定は、なおその効力を有する。

2　前項の場合においては、旧鑑定評価法第三十六条、第五十一条、第五十七条第三号及び第五十八条第五号の規定は、なおその効力を有する。

第七条　不動産の鑑定評価に関する法律附則第二項に規定する特別不動産鑑定士補試験に合格した者については、旧鑑定評価法附則第四項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「第四条第二項の規定にかかわらず、不動産鑑定士補」とあるのは、「不動産鑑定士補」とする。

（不動産鑑定士の資格に関する経過措置）

第八条　次に掲げる者は、第四条の規定による改正後の不動産の鑑定評価に関する法律（以下「新々鑑定評価法」という。）第四条に規定する不動産鑑定士となる資格を有するものとみなす。

一　第四条の規定の施行の際現に不動産鑑定士となる資格を有する者

二　附則第十一条第一項の規定により行われる第三次試験に合格した者

（第二次試験合格者に関する経過措置）

第九条　旧鑑定評価法第七条第一項の規定による第二次試験に合格した者は、新々鑑定評価法の規定による不動産鑑定士試験（以下「新不動産鑑定士試験」という。）に合格したものとみなす。

（旧司法試験合格者等に関する経過措置）

第十条　司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三十八号。以下「司法試験法等改正法」という。）第二条の規定による改正前の司法試験法（昭和二十四年法律第百四十号）の規定による司法試験の第二次試験に合格した者及び司法試験法等改正法附則第七条第一項の規定により行われる司法試験の第二次試験に合格した者に対しては、その申請により、民法について、新々鑑定評価法第九条第二項の規定による論文式による試験を免除する。

2　公認会計士法の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）の規定による公認会計士試験の第二次試験に合格した者に対しては、その申請により、当該試験において受験した科目について、新々鑑定評価法第九条第二項の規定による論文式による試験を免除する。

3　新々鑑定評価法第十条第三項の規定は、前二項の規定による申請の手続について準用する。

（旧第三次試験の実施）

第十一条　土地鑑定委員会は、第四条の規定の施行の日から平成二十一年一月三十一日までの間においては、新不動産鑑定士試験を行うほか、従前の第三次試験を行うものとする。

2　前項の場合においては、旧鑑定評価法第三条（第三次試験に係る部分に限る。）、第四条第一項（第三次試験に係る部分に限る。）及び第九条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「不動産鑑定士補となる資格を有する者又は不動産鑑定士補で、次条の規定による実務補習」とあるのは、「不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律第四条

の規定の施行の際現に不動産鑑定士補となる資格を有する者又は不動産鑑定士補である者で、同条の規定による改正前の次条の規定による実務補習又は同法附則第十二条の規定による実務補習」とする。

3　第一項の規定により行われる第三次試験については、新々鑑定評価法第十一条から第十四条まで、第四十七条及び第五十七条第二号の規定を適用する。この場合において、これらの規定中「不動産鑑定士試験」とあるのは、「不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律附則第十一条第一項の規定により行われる第三次試験」とする。

（実務補習に関する経過措置）

第十二条　第四条の規定の施行の際現に旧鑑定評価法第十条第一項に規定する実務補習を行っている者は、第四条の規定の施行の際現に当該実務補習を受けている者が修了するまでの間においては、当該者に対して、当該実務補習を行うものとする。この場合において、旧鑑定評価法第十条の規定は、なおその効力を有する。

（新不動産鑑定士試験の実施のために必要な行為に関する経過措置）

第十三条　国土交通大臣は、第四条の規定の施行の日前においても、新々鑑定評価法第四十七条の規定の例により、新不動産鑑定士試験に係る試験委員を任命することができる。

（地方自治法の一部改正）

第十四条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）の項中「第十条第二項及び第三項、」を削る。

（公認会計士法の一部改正）

第十五条　公認会計士法の一部を次のように改正する。

第十条第一項第五号中「不動産鑑定士試験第二次試験」を「不動産鑑定士試験」に改める。

（公認会計士法の一部改正に伴う経過措置）

第十六条　旧鑑定評価法の規定による不動産鑑定士試験第二次試験に合格した者に係る公認会計士試験の試験科目の一部免除については、なお従前の例による。

（税理士法の一部改正）

第十七条　税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第二十四条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「不動産鑑定業者の業務に関し不動産の鑑定評価」を「不動産の鑑定評価に関する法律第二条の三に規定する鑑定評価等業務（第四十三条において「鑑定評価等業務」という。）」に改める。

第四十三条中「不動産鑑定業者の業務に関し」を削り、「が不動産の鑑定評価を行うこと」を「の鑑定評価等業務」に改める。

第十八条　税理士法の一部を次のように改正する。

第四条第九号中「若しくは不動産鑑定士補」を削る。

第二十四条第一号中「第二条の三」を「第五条」に改め、「若しくは不動産鑑定士補」を削る。

第四十三条中「若しくは不動産鑑定士補」を削る。

（税理士法の一部改正に伴う経過措置）

第十九条　第三条の規定による改正前の不動産の鑑定評価に関する法律の規定により不動産鑑定業者の業務に関し不動産の鑑定評価を行うことを禁止された不動産鑑定士又は不動産鑑定士補に係る税理士の登録拒否事由及び税理士の業務の停止については、なお従前の例による。

第二十条　第四条の規定の施行の日以後に不動産鑑定士補である者に係る税理士の欠格条項、税理士の登録拒否事由及び税理士の業務の停止については、なお従前の例による。

（登録免許税法の一部改正）

第二十一条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十三号㈠中「又は不動産鑑定士補」を削り、同号㈠イを次のように改める。

イ　不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）第十五条（登録）の不動産鑑定士の登録	登録件数一件につき六万円	

（登録免許税法の一部改正に伴う経過措置）

第二十二条　第四条の規定の施行の日以後に附則第六条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧鑑定評価法第十五条第一項の規定による不動産鑑定士補の登録を受ける者及び附則第六条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧鑑定評価法第十八条の規定による変更の登録を受ける不動産鑑定士補については、前条の規定による改正前の登録免許税法別表第一第二十三号㈠の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同号㈠イ中「不動産の鑑定評価に関する法律」とあるのは「不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第　号）附則第六条第一項（不動産鑑定士補に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有することとされる同法第四条（不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正）の規定による改正前の不動産の鑑定評価に関する法律」と、同号㈠ロ中「不動産の鑑定評価に関する法律」とあるのは「不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律附則第六条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第四条の規定による改正前の不動産の鑑定評価に関する法律」とする。

（住民基本台帳法の一部改正）

第二十三条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の百八の項中「第十五条第一項」を「第十五条」に改める。

（都市計画法等の一部改正）

第二十四条　次に掲げる法律の規定中「都市計画区域」を「公示区域」に改める。

一　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十八条の十

二　公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第七条

三　国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第十六条第一項第一号、第十九条第二

項、第二十七条の五第一項第一号及び第三十三条

（不動産鑑定士特例試験及び不動産鑑定士補特例試験に関する法律の一部改正）

第二十五条　不動産鑑定士特例試験及び不動産鑑定士補特例試験に関する法律の一部を次のように改正する。

第三条中「第四条第三項」を「第四条」に改める。

第四条を次のように改める。

第四条　削除

（不動産鑑定士特例試験及び不動産鑑定士補特例試験に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十六条　不動産鑑定士特例試験及び不動産鑑定士補特例試験に関する法律第一条に規定する不動産鑑定士補特例試験に合格した者については、前条の規定による改正前の不動産鑑定士特例試験及び不動産鑑定士補特例試験に関する法律第四条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「法第四条第二項の規定にかかわらず、不動産鑑定士補」とあるのは、「不動産鑑定士補」とする。

（国土交通省設置法の一部改正）

第二十七条　国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項第二号中「第十四号」の下に「、第三十二号、第三十三号」を加え、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　地価の調査に関すること。

（罰則に関する経過措置）

第二十八条　この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十九条　附則第二条から第十三条まで、第十六条、第十九条、第二十条、第二十二条、第二十六条及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、不動産取引の円滑化と適正な地価の形成を図るため、地価公示の対象区域の拡大、不動産鑑定士等の行う業務の適正な遂行を確保するための規定の整備、不動産鑑定士の資格取得制度の簡素合理化等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　地価公示法の一部改正

都市計画区域その他の土地取引が相当程度見込まれる区域において地価公示を行うこと。

2　不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正

㈠　不動産鑑定士及び不動産鑑定士補（以下「不動産鑑定士等」という。）は、不動産の鑑定評価を行うほか、それぞれその名称を用いて、不動産の客観的価値に作用する諸要因に関して調査若しくは分析を行い、又は不動産の利用、取引若しくは投資に関する相談に応じることを業とすることができること。

㈡　不動産鑑定士等は、㈠の業務（以下「鑑定評価等業務」という。）に関し、良心に従い誠実に行う責務及び守秘義務を負うこと。

㈢　国土交通大臣は、不動産鑑定士等が不当な不動産の鑑定評価を行ったときに加え、その他鑑定評価等業務に関する不正又は著しく不当な行為を行ったときに、懲戒処分を行うことができること。

㈣　不動産鑑定士試験に合格した者であって、国土交通大臣による、㈥の実務修習を修了したことの確認を受けた者は、不動産鑑定士となる資格を有するものとし、これに伴い、不動産鑑定士補の資格制度を廃止すること。

㈤　不動産鑑定士試験は、不動産鑑定士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することをその目的とし、短答式及び論文式による筆記の方法により行うこと。

㈥　実務修習は、不動産鑑定士試験に合格した者に対して、不動産鑑定士となるのに必要な技能及び高等の専門的応用能力を修得させるため、国土交通大臣の登録を受けた者が行うこと。

3　この法律は、平成十七年四月一日から施行すること。ただし、2の㈣から㈥及びこれらに関連する所要の経過措置等については、平成十八年二月一日から施行すること。

二　議案の可決理由

本案は、不動産取引の円滑化と適正な地価の形成を図るため、地価公示の対象区域の拡大、不動産鑑定士等の行う業務の適正な遂行を確保するための規定の整備、不動産鑑定士の資格取得制度の簡素合理化等の措置を講じようとするもので、その措置は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十六年五月二十一日

国土交通委員長　赤羽　一嘉

衆議院議長　河野　洋平殿

（別紙）

不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

一　公示価格は、一般の土地の取引に対して指標を与えるとともに、公的土地評価の根幹となる

価格であることにかんがみ、公示価格への国民の信頼を高めるため、一層の公正性及び透明性を確保するとともに、路線価及び固定資産税評価との均衡が図られるよう、鋭意努めること。

二　不動産鑑定士等の鑑定評価等業務については、依頼者や社会からの信頼を高めるため、その業務が適正に行われるよう指導監督すること。

また、不動産鑑定士等以外の者が行うコンサルティング等の業務についても、国民の利益を保護する観点から、その業務が適正に行われるよう対処すること。

三　新たな不動産鑑定士資格取得制度の実施に当たっては、資格の取得を目指す者の裾野を広げつつ、優秀な人材が確保されるよう適切な運営に努めること。また、実務修習について、期間や費用負担が修習生にとって過度の負担となることのないよう配慮しつつ、修習の充実を図ること。

四　不動産鑑定士等の団体が行う研修については、多様化・高度化している不動産鑑定評価等の業務のニーズに対応する高度な専門能力の維持・向上が図られるよう、研修内容、研修レベル等について適切に指導すること。

五　地価の個別化の進行等による不動産市場の変化に伴い、実際の不動産取引価格に関する情報の提供が求められていることにかんがみ、取引価格情報を提供する仕組みの構築を含め、地価公示のあり方についての検討を行うこと。

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十六年四月十四日

参議院議長　倉田　寛之

衆議院議長　河野　洋平殿

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章　使用の許可及び届出並びに販売、賃貸及び廃棄の業の許可（第三条―第十二条）」を「第二章　使用の許可及び届出、販売及び賃貸の業の届出並びに廃棄の業の許可（第三条―第十二条）」に、「第二章の二　放射線障害防止機構に係る設計の承認等（第十二条の二―第十二条の七）」を「第二章の二　表示付認証機器等（第十二条の二―第十二条の七）」に、「第三章　使用者、販売業者、賃貸業者、廃棄業者等の義務（第十二条の八―第三十三条）」を「第三章　許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者、許可廃棄業者等の義務（第十二条の八―第三十三条）」に、「第五章　指定機構確認機関等（第三十九条―第四十一条の二十）」を「第五章　登録認証機関等（第三十九条―第四十一条の三十八）」に、「第六十条」を「第六十一条」に、「第六十一条―第六十五条」を「第六十二条―第六十六条」に改める。

第二条第三項中「で政令で定めるもの」を削る。

「第二章　使用の許可及び届出並びに販売、賃貸及び廃棄の業の許可」を「第二章　使用の許可及び届出、販売及び賃貸の業の届出並びに廃棄の業の許可」に改める。

第三条第一項を次のように改める。

放射性同位元素であつてその種類若しくは密封の有無に応じて政令で定める数量を超えるもの又は放射線発生装置の使用（製造（放射性同位元素を製造する場合に限る。）、詰替え（放射性同位元素の詰替えをする場合に限り、廃棄のための詰替えを除く。）及び装備（放射性同位元素装備機器に放射性同位元素を装備する場合に限る。）を含む。以下同じ。）をしようとする者は、政令で定めるところにより、文部科学大臣の許可を受けなければならない。ただし、第十二条の五第二項に規定する表示付認証機器（以下この項、次条及び第三条の三において「表示付認証機器」という。）の使用をする者（当該表示付認証機器に係る第十二条の六に規定する認証条件（次条において「認証条件」という。）に従つた使用、保管及び運搬をするものに限る。）及び第十二条の五第三項に規定する表示付特定認証機器（次条及び第四条において「表示付特定認証機器」という。）の使用をする者については、この限りでない。

第三条第二項中「前項」を「前項本文」に改め、同項第二号中「放射性同位元素の種類」の下に「、密封の有無」を加え、同項第五号中「を使用し、又は設置する」を「の使用をする」に改める。

第三条の二第一項及び第二項を次のように改める。

前条第一項の放射性同位元素以外の放射性同位元素の使用をしようとする者は、政令で定めるところにより、あらかじめ、次の事項を文部科学大臣に届け出なければならない。ただし、表示付認証機器の使用をする者（当該表示付認証機器に係る認証条件に従つた使用、保管及び運搬をするものに限る。）及び表示付特定認証機器の使用をする者については、この限りでない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　放射性同位元素の種類、密封の有無及び数量

三　使用の目的及び方法

四　使用の場所

五　貯蔵施設の位置、構造、設備及び貯蔵能力

2　前項本文の届出をした者（以下「届出使用者」という。）は、同項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

第三条の二第三項中「前項に定めるもののほか、」を削り、「第一項の規定により届け出た」を「第一項第一号に掲げる」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（表示付認証機器の使用をする者の届出）

第三条の三　第三条第一項ただし書及び前条第一項ただし書に規定する表示付認証機器の使用をする者（第二十四条及び第三十二条において「表示付認証機器使用者」という。）は、政令で定めるところにより、当該表示付認証機器の使用の開始の日から三十日以内に、次の事項を文部科学大臣に届け出なければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　表示付認証機器の第十二条の六に規定する認証番号及び台数

三　使用の目的及び方法

2　前項の届出をした者（以下「表示付認証機器届出使用者」という。）は、同項各号に掲げる事項を変更したときは、文部科学省令で定めるとこ

ろにより、変更の日から三十日以内に、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

第四条を次のように改める。

（販売及び賃貸の業の届出）

第四条　放射性同位元素を業として販売し、又は賃貸しようとする者は、政令で定めるところにより、あらかじめ、次の事項を文部科学大臣に届け出なければならない。ただし、表示付特定認証機器を業として販売し、又は賃貸する者については、この限りでない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　放射性同位元素の種類

三　販売所又は賃貸事業所の所在地

2　前項本文の規定により販売の業の届出をした者（以下「届出販売業者」という。）又は同項本文の規定により賃貸の業の届出をした者（以下「届出賃貸業者」という。）は、同項第二号又は第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

3　届出販売業者又は届出賃貸業者は、第一項第一号に掲げる事項を変更したときは、文部科学省令で定めるところにより、変更の日から三十日以内に、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

第四条の二第二項に次の一号を加える。

七　放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の埋設の方法による最終的な処分（以下「廃棄物埋設」という。）を行う場合にあつては、次に掲げる事項

イ　埋設を行う放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の性状及び量

ロ　放射能の減衰に応じて放射線障害の防止のために講ずる措置

第五条中「第三条第一項、第四条第一項」を「第三条第一項本文」に改める。

第六条中「第三条第一項」を「第三条第一項本文」に改める。

第七条を削り、第七条の二を第七条とする。

第八条第一項中「第三条第一項、第四条第一項」を「第三条第一項本文」に改める。

第九条第一項中「第三条第一項、第四条第一項」を「第三条第一項本文」に改め、同条第二項中「第三条第一項」を「第三条第一項本文」に改め、同項第四号中「放射性同位元素の種類」の下に「、密封の有無」を加え、同条第三項を削り、同条第四項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　廃棄物埋設に係る許可証にあつては、埋設を行う放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の量

第九条中第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第十条第一項中「第三条第一項」を「第三条第一項本文」に改め、同条第六項中「政令で定める数量以下の密封された放射性同位元素」を「使用の目的、密封の有無等に応じて政令で定める数量以下の放射性同位元素又は政令で定める放射線発生装置」に、「使用する」を「使用をする」に改める。

第十一条を削る。

第十一条の二第一項中「廃棄業者」を「許可廃棄業者」に改め、同条第二項中「廃棄業者」を「許可廃棄業者」に、「第六号まで」を「第七号まで」に改め、同条第三項中「第七条の二」を「第七条」に改め、同条第四項中「廃棄業者」を「許可廃棄業者」に改め、同条を第十一条とする。

第十二条中「、販売業者、賃貸業者及び廃棄業者」を「及び許可廃棄業者に、「よごし」を「汚し」に改める。

第二章の二を次のように改める。

第二章の二　表示付認証機器等

（放射性同位元素装備機器の設計認証等）

第十二条の二　放射性同位元素装備機器（次項に規定するものを除く。以下この項において同じ。）を製造し、又は輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、当該放射性同位元素装備機器の放射線障害防止のための機能を有する部分の設計（当該設計に合致することの確認の方法を含む。以下この条及び次条第一項において同じ。）並びに当該放射性同位元素装備機器の年間使用時間その他の使用、保管及び運搬に関する条件（運搬に関する条件にあつては、船舶又は航空機による運搬以外の運搬について定める運搬する物についての措置に係るものに限る。以下この章において同じ。）について、文部科学大臣（その種類に応じ政令で定める数量以下の放射性同位元素を装備する放射性同位元素装備機器その他政令で定める放射性同位元素装備機器にあつては、文部科学大臣の登録を受けた者（以下「登録認証機関」という。）又は文部科学大臣）の認証（以下「設計認証」という。）を受けることができる。

2　その構造、装備される放射性同位元素の数量等からみて放射線障害のおそれが極めて少ないものとして政令で定める放射性同位元素装備機器を製造し、又は輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、当該放射性同位元素装備機器の放射線障害防止のための機能を有する部分の設計並びに当該放射性同位元素装備機器の使用、保管及び運搬に関する条件（年間使用時間に係るものを除く。）について、文部科学大臣又は登録認証機関の認証（以下「特定設計認証」という。）を受けることができる。

3　設計認証又は特定設計認証を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を文部科学大臣又は登録認証機関に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　放射性同位元素装備機器の名称及び用途

三　放射性同位元素装備機器に装備する放射性同位元素の種類及び数量

4　前項の申請書には、放射線障害防止のための機能を有する部分の設計並びに使用、保管及び運搬に関する条件（特定設計認証の申請にあつては、年間使用時間に係るものを除く。次条第一項及び第十二条の六において同じ。）を記載した書面、放射性同位元素装備機器の構造図その他文部科学省令で定める書類を添付しなければならない。

（認証の基準）

第十二条の三　文部科学大臣又は登録認証機関は、設計認証又は特定設計認証の申請があつた場合において、当該申請に係る設計並びに使用、保管及び運搬に関する条件が、それぞれ文部科学省令で定める放射線に係る安全性の確保のための技術上の基準に適合していると認めるときは、設計認証又は特定設計認証をしなければならない。

2　文部科学大臣又は登録認証機関は、設計認証

又は特定設計認証のための審査に当たり、必要があると認めるときは、文部科学省令で定めるところにより、次条第二項の規定による検査の実施に係る体制について実地の調査を行うものとする。

（設計合致義務等）

第十二条の四　設計認証又は特定設計認証を受けた者（以下「認証機器製造者等」という。）は、当該設計認証又は特定設計認証に係る放射性同位元素装備機器を製造し、又は輸入する場合においては、設計認証又は特定設計認証に係る設計に合致するようにしなければならない。

2　認証機器製造者等は、当該設計認証又は特定設計認証に係る確認の方法に従い、その製造又は輸入に係る前項の放射性同位元素装備機器について検査を行い、文部科学省令で定めるところにより、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

（認証機器の表示等）

第十二条の五　認証機器製造者等は、前条第二項の規定による検査により設計認証に係る設計に合致していることが確認された放射性同位元素装備機器（以下この条において「認証機器」という。）又は同項の規定による検査により特定設計認証に係る設計に合致していることが確認された放射性同位元素装備機器（以下この条において「特定認証機器」という。）に、文部科学省令で定めるところにより、それぞれ認証機器又は特定認証機器である旨の表示を付することができる。

2　前項の規定による表示が付された認証機器（以下「表示付認証機器」という。）以外の放射性同位元素装備機器には、同項の認証機器である旨の表示を付し、又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

3　第一項の規定による表示が付された特定認証機器（以下「表示付特定認証機器」という。）以外の放射性同位元素装備機器には、同項の特定認証機器である旨の表示を付し、又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

第十二条の六　表示付認証機器又は表示付特定認証機器を販売し、又は賃貸しようとする者は、文部科学省令で定めるところにより、当該表示付認証機器又は表示付特定認証機器に、認証番号（当該設計認証又は特定設計認証の番号をいう。）、当該設計認証又は特定設計認証に係る使用、保管及び運搬に関する条件（以下「認証条件」という。）、これを廃棄しようとする場合にあつては第十九条第五項に規定する者にその廃棄を委託しなければならない旨その他文部科学省令で定める事項を記載した文書を添付しなければならない。

（認証の取消し等）

第十二条の七　文部科学大臣は、認証機器製造者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該設計認証又は特定設計認証（以下「設計認証等」という。）を取り消すことができる。

一　不正の手段により設計認証等を受けたとき。

二　第十二条の四、第十二条の五第二項若しくは第三項又は前条の規定に違反したとき。

2　文部科学大臣は、前項各号のいずれかに該当する認証機器製造者等及びその他の第十二条の五第二項若しくは第三項又は前条の規定に違反した者に対し、放射線障害を防止するため必要な限度において、当該不正又は違反に係る放射性同位元素装備機器の回収その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

「第三章　使用者、販売業者、賃貸業者、廃棄業者等の義務」を「第三章　許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者、許可廃棄業者等の義務」に改める。

第十二条の八第一項中「許可使用者（第三条第一項の許可に係る貯蔵施設の貯蔵能力が政令で定める貯蔵能力以上である貯蔵施設又は放射線発生装置を使用するものに限る。）」を「特定許可使用者（放射性同位元素（密封された放射性同位元素であつて、その構造、使用状況等からみて放射線障害のおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く。以下この項において同じ。）の使用をする許可使用者（貯蔵する放射性同位元素の密封の有無に応じて政令で定める貯蔵能力以上である貯蔵施設を設置するものに限る。）又は放射線発生装置の使用をする許可使用者をいう。以下同じ。）」に改め、「次条までにおいて」を削り、「文部科学大臣」の下に「又は文部科学大臣の登録を受けた者（以下「登録検査機関」という。）」を加え、「を使用しては」を「の使用をしては」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「廃棄業者」を「許可廃棄業者」に改め、「次条までにおいて」を削り、「第十一条の二第二項」を「第十一条第二項」に改め、「文部科学大臣」の下に「又は登録検査機関」を加え、「を使用しては」を「の使用をしては」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に、「第四十一条の九、第四十五条の二第六号、第四十九条第一項及び第五十六条第一号において」を「以下」に改め、「、詰替施設等」を削り、「、第七条第一号から第三号まで」を「又は第七条第一号から第三号まで」に改め、同項を同条第三項とし、同条の次に次の一条を加える。

（定期確認）

第十二条の十　特定許可使用者又は許可廃棄業者は、次に掲げる事項について、文部科学省令で定めるところにより、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣又は文部科学大臣の登録を受けた者（以下「登録定期確認機関」という。）の確認（以下「定期確認」という。）を受けなければならない。

一　第二十条第一項及び第二項の文部科学省令で定めるところにより放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況が測定され、その結果について同条第三項の記録が作成され、

第二項」を「若しくは第十一条第二項」に、「、第十一条第三項及び第十一条の二第三項」を「及び第十一条第三項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十二条の九第一項を次のように改める。

特定許可使用者は、使用施設等について、文部科学省令で定めるところにより、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣又は登録検査機関の検査を受けなければならない。

第十二条の九第二項を削り、同条第三項中「廃棄業者」を「許可廃棄業者」に改め、「廃棄物詰替施設等」の下に「（廃棄物埋設地（その附属設備を含む。以下同じ。）である廃棄施設を除く。）」を、「文部科学大臣」の下に「又は登録検査機関」を加え、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に、「第四十一条の九、第四十五条の二第六号、第四十九条第一項及び第五十六条第一号において」を「以下」に改め、「、詰替施設等」を削り、「、第七条第一号から第三号まで」を「又は第七条第一号から第三号まで」に改め、同項を同条第三項とし、同条の次に次の一条を加える。

（定期確認）

第十二条の十　特定許可使用者又は許可廃棄業者は、次に掲げる事項について、文部科学省令で定めるところにより、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣又は文部科学大臣の登録を受けた者（以下「登録定期確認機関」という。）の確認（以下「定期確認」という。）を受けなければならない。

一　第二十条第一項及び第二項の文部科学省令で定めるところにより放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況が測定され、その結果について同条第三項の記録が作成され、

保存されていること。

二　第二十五条第一項又は第三項の帳簿が、それぞれ同条第一項又は第三項の文部科学省令で定めるところにより記載され、同条第四項の文部科学省令で定めるところにより保存されていること。

第十三条第二項中「又は機器設置施設」を削り、同条第三項を削り、同条第四項中「廃棄業者」を「許可廃棄業者」に、「第七条の二第一号」を「第七条第一号」に改め、同項を同条第三項とする。

第十四条第一項中「、第二号又は第三号」を「から第三号まで」に改め、同条第二項中「又は機器設置施設」を削り、同条第三項を削り、同条第四項中「第七条の二第一号、第二号又は第三号」を「第七条第一号から第三号まで」に、「廃棄業者」を「許可廃棄業者」に改め、同項を同条第三項とする。

第十五条第一項中「「使用者」を「許可届出使用者」に、「を使用する」を「の使用をする」に改め、同条第二項中「使用者」を「許可届出使用者」に改める。

第十六条を削る。

第十七条の見出しを「（保管の基準等）」に改め、同条第一項中「使用者（第三十条第四号から第六号までの一に該当するもの」を「許可届出使用者（第三十条第六号から第八号までのいずれかに該当する者（以下「許可取消等使用者」という。）」に改め、「次項」の下に「、次条」を加え、「、販売業者、賃貸業者及び廃棄業者」を「及び許可廃棄業者（第三十条第六号から第八号までのいずれかに該当する者（以下「許可取消等廃棄業者」という。）を含む。同項、次条から第十九条の二まで及び第三十条の二において同じ。）」に改め、同条第二項中「使用者、販売業者、賃貸業者又は廃棄業者」を「許可届出使用者又は許可廃棄業者」に改め、同条に次の一項を加える。

3　届出販売業者又は届出賃貸業者は、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の保管については、許可届出使用者に委託しなければならない。

第十七条を第十六条とする。

第十八条第一項中「使用者」を「許可届出使用者」に改め、「、販売業者、賃貸業者」を削り、「廃棄業者」を「許可廃棄業者」に改め、「、機器設置施設」及び「、販売業者及び賃貸業者にあつては詰替施設、貯蔵施設又は廃棄施設を設置した販売所又は賃貸事業所」を削り、同条第二項中「使用者、販売業者、賃貸業者又は廃棄業者」を「許可届出使用者又は許可廃棄業者」に改め、同条を第十七条とする。

第十八条の二第一項中「使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄業者」を「許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者」に、「次項から第五項まで、第三十二条及び第三十三条において「使用者等」を「以下「許可届出使用者等」に改め、「。次項において同じ。」を削り、同条第二項中「使用者等」を「許可届出使用者等」に、「文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣又は国土交通大臣の確認」を「鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬に関する措置（運搬する物についての措置を除く。）にあつては国土交通大臣（当該措置のうち国土交通省令で定めるものにあつては、国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録運搬方法確認機関」という。）又は国土交通大臣）の確認（以下「運搬方法確認」という。）を、その他の運搬に関する措置にあつては文部科学大臣（次項の承認を受けた容器を用いて運搬する物についての措置にあつては、文部科学大臣の登録を受けた者（以下「登録運搬物確認機関」という。）又は文部科学大臣）の確認（以下「運搬物確認」という。）」に改め、同条第三項中「使用者等」を「許可届出使用者等」に、「使用する」を「使う」に改め、「（第四十一条の十において「承認容器」という。）」を削り、同条第四項及び第五項中「使用者等」を「許可届出使用者等」に改め、同条を第十八条とする。

第十九条の見出しを「（廃棄の基準等）」に改め、同条中「使用者、販売業者、賃貸業者」を「許可届出使用者」に、「廃棄業者」を「許可廃棄業者」に改め、同条に次の二項を加える。

4　届出販売業者又は届出賃貸業者は、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の廃棄については、許可届出使用者（許可取消等使用者を除く。）又は許可廃棄業者（許可取消等廃棄業者を除く。）に委託しなければならない。

5　前項に定めるもののほか、表示付認証機器又は表示付特定認証機器（以下「表示付認証機器等」という。）を廃棄しようとする者（許可届出使用者又は許可廃棄業者であるものを除く。）は、許可届出使用者（許可取消等使用者を除く。）又は許可廃棄業者（許可取消等廃棄業者を除く。）に委託しなければならない。

第十九条の二中「使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄業者」を「許可届出使用者及び許可廃棄業者」に改め、同条に次の一項を加える。

2　廃棄物埋設をしようとする許可廃棄業者は、その都度、当該廃棄物埋設において講ずる措置が前条第一項の技術上の基準に適合することについて、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣又は文部科学大臣の登録を受けた者（以下「登録埋設確認機関」という。）の確認（以下「埋設確認」という。）を受けなければならない。

第二十条第一項中「使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄業者」を「許可届出使用者及び許可廃棄業者」に改め、同条第二項中「使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄業者」を「許可届出使用者及び許可廃棄業者」に改め、「、詰替施設」及び「、機器設置施設（政令で定める表示付放射性同位元素装備機器のみを設置する施設を除く。）」を削り、同条第三項中「使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄業者」を「許可届出使用者及び許可廃棄業者」に改める。

第二十一条の見出しを「（放射線障害予防規程）」に改め、同条第一項中「使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄業者」を「許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者」に、「廃棄業者」を「許可廃棄業者」に、「放射線障害予防規定」を「放射線障害予防規程」に改める。

第二十二条中「使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄業者」を「許可届出使用者及び許可廃棄業者」に改め、「、詰替施設」及び「、機器設置施設（政令で定める表示付放射性同位元素装備機器のみを設置する施設を除く。）」を削り、「放射線障害予防規定」を「放射線障害予防規程」に改める。

第二十三条第一項中「使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄業者」を「許可届出使用者及び許可廃棄業者」に改め、「、詰替施設」及び「、機器設置施設」を削り、同条第二項中「使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄業者」を「許可届出使用者及び許可廃棄業者」に改める。

第二十四条中「使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄業者」を「許可届出使用者（表示付認証機器使用者を含む。）、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者」に改め、「、詰替施設」及び「、機器設置施設」を削る。

第二十五条第一項中「使用者」を「許可届出使用者」に改め、同条第二項中「販売業者及び賃貸業者」を「届出販売業者及び届出賃貸業者」に改め、同条第三項中「廃棄業者」を「許可廃棄業者」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（表示付認証機器等の使用等に係る特例）

第二十五条の二　第十五条から第十七条まで及び第二十条から第二十三条までの規定は、表示付認証機器等の認証条件に従つた使用、保管及び運搬については、適用しない。

2　許可届出使用者等が表示付認証機器等の認証条件に従つた運搬を行う場合における第十八条の規定の適用については、同条第一項中「（船舶又は航空機により運搬する場合を除く。）」とあるのは「（鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両により運搬する場合に限る。）」と、「文部科学省令（鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬については、運搬する物についての措置を除き、国土交通省令）で定める技術上の基準」とあるのは「国土交通省令で定める技術上の基準」と、「必要な措置」とあるのは「必要な措置（運搬する物についての措置を除く。）」と、同条第二項中「その運搬に関する措置」とあるのは「その運搬に関する措置（運搬する物についての措置を除く。）」と、「鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬に関する措置（運搬する物についての措置を除く。）」にあつては国土交通大臣（当該措置のうち国土交通省令で定めるものにあつては、国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録運搬方法確認機関」という。）又は国土交通大臣）の確認（以下「運搬方法確認」という。）を、その他の運搬に関する措置にあつては文部科学大臣（次項の承認を受けた容器を用いて運搬する物についての措置にあつては、文部科学大臣の登録を受けた者（以下「登録運搬物確認機関」という。）又は文部科学大臣）の確認（以下「運搬物確認」という。）」とあるのは「国土交通大臣（国土交通省令で定めるものにあつては、国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録運搬方法確認機関」という。）又は国土交通大臣）の確認（以下「運搬方法確認」という。）と、同条第四項中「文部科学大臣又は国土交通大臣」とあるのは「国土交通大臣」とする。この場合において、同条第三項の規定は、適用しない。

3　前項の規定により読み替えて適用する第十八条第一項、第二項及び第四項の規定は、許可届出使用者等以外の者が表示付認証機器等の認証条件に従つた運搬を行う場合について準用する。

4　許可届出使用者が行う表示付認証機器等の認証条件に従つた使用及び保管についての前条第一項の規定の適用については、同項中「次の事項」とあるのは「第一号及び第三号の事項」と、同項第一号中「使用、保管又は廃棄」とあるのは「廃棄」とする。

5　前条第二項及び第四項の規定は、表示付特定認証機器については、適用しない。

第二十六条第一項中「、販売業者、賃貸業者又は廃棄業者」を「又は許可廃棄業者」に、「第三条第一項、第四条第一項」を「第三条第一項本文」に改め、「、放射性同位元素の販売若しくは賃貸」を削り、同項第二号中「、第十一条第三項及び第十一条の二第三項」を「及び第十一条第三項」に改め、同項第三号中「、第十一条第二項又は第十一条の二第二項」を「又は第十一条第二項」に改め、同項中第九号を第十四号とし、第八号を第十三号とし、同項第七号中「、第三号、第四号」を削り、「若しくは第三号」を「若しくは第四号」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第六号中「前条」を「第二十五条第一項、第三項若しくは第四項」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第五号の三中「第十八条の二第二項又は第十九条の二」を「第十八条第二項又は第十九条の二第一項」に改め、同号を同項第十号とし、同項第五号の二中「第十八条第二項、第十八条の二第四項」を「第十八条第四項」に改め、同号を同項第九号とし、同項第五号中「、第十八条の二第一項」を削り、同号を同項第八号とし、同項第四号中「、第三項又は第四項」を「又は第三項」に改め、同号を同項第七号とし、同項第三号の四中「、第三項又は第四項」を「又は第三項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号の三中「から第三項まで」を「若しくは第二項」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号の二を第四号とし、同条第二項中「届出使用者」の下に「、届出販売業者又は届出賃貸業者」を、「の使用」の下に「、販売又は賃貸」を加え、同項第一号中「第三条の二第二項」の下に「又は第四条第二項」を加え、同項中第七号を第十号とし、第六号を第九号とし、同項第五号中「第二十九条第二号」の下に「から第四号まで」を、「第三十条第二号」の下に「若しくは第三号」を加え、同号を同項第八号とし、同項第四号中「前条第一項」を「第二十五条第一項、第二項」に改め、同号を同項第七号とし、同項第三号の三中「第十八条の二第二項又は第十九条の二第一項」を「第十六条第三項、第十八条第二項、第十九条第四項又は第十九条の二第一項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号の二中「第十八条第二項、第十八条の二第四項」を「第十八条第四項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「、第十八条の二第一項」を削り、同号を同項第四号とし、同項中第二号を第三号とし、第一号の二を第二号とし、同条の次に次の三条を加える。

（合併等）

第二十六条の二　許可使用者である法人の合併の場合（許可使用者である法人と許可使用者でない法人とが合併する場合において、許可使用者である法人が存続するときを除く。）又は分割の場合（当該許可に係るすべての放射性同位元素及び放射性同位元素によつて汚染された物又は当該許可に係る放射線発生装置並びに使用施設等を一体として承継させる場合に限る。）において、当該合併又は分割について文部科学大臣の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該放射性同位元素及び放射性同位元素によつて汚染された物若しくは放射線発生装置並びに使用施設等を一体として承継した法人は、許可使用者の地位を承継する。

2　許可廃棄業者である法人の合併の場合（許可

廃棄業者である法人と許可廃棄業者でない法人とが合併する場合において、許可廃棄業者である法人が存続するときを除く。）又は分割の場合（当該許可に係るすべての放射性同位元素及び放射性同位元素によつて汚染された物並びに廃棄物詰替施設等を一体として承継させる場合に限る。）において、当該合併又は分割について文部科学大臣の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該放射性同位元素及び放射性同位元素によつて汚染された物並びに廃棄物詰替施設等を一体として承継した法人は、許可廃棄業者の地位を承継する。

3　第五条、第六条及び第八条の規定は第一項の認可に、第五条、第七条及び第八条の規定は前項の認可について準用する。この場合において、第五条中「次の各号のいずれかに該当する者」とあるのは、第一項の認可にあつては「合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該放射性同位元素及び放射性同位元素によつて汚染された物若しくは放射線発生装置並びに使用施設等を一体として承継した法人が次の各号のいずれかに該当する場合」と、前項の認可にあつては「合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該放射性同位元素及び放射性同位元素によつて汚染された物並びに廃棄物詰替施設等を一体として承継した法人が次の各号のいずれかに該当する場合」と読み替えるものとする。

4　届出使用者である法人の合併の場合（届出使用者である法人と届出使用者でない法人とが合併する場合において、届出使用者である法人が存続するときを除く。）又は分割の場合（当該届出に係るすべての放射性同位元素及び放射性同位元素によつて汚染された物並びに貯蔵施設を一体として承継させる場合に限る。）において、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該放射性同位元素及び放射性同位元素によつて汚染された物並びに貯蔵施設を一体として承継した法人は、届出使用者の地位を承継することができる。

5　表示付認証機器届出使用者である法人の合併の場合（表示付認証機器届出使用者である法人と表示付認証機器届出使用者でない法人とが合併する場合において、表示付認証機器届出使用者である法人が存続するときを除く。）又は分割の場合（当該届出に係るすべての表示付認証機器を承継させる場合に限る。）において、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該表示付認証機器届出使用者の地位を承継した法人は、表示付認証機器届出使用者の地位を承継することができる。

6　届出販売業者である法人の合併の場合（届出販売業者である法人と届出販売業者でない法人とが合併する場合において、届出販売業者である法人が存続するときを除く。）又は分割の場合（当該届出に係るすべての放射性同位元素を承継させる場合に限る。）において、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該放射性同位元素を承継した法人は、届出販売業者の地位を承継することができる。

7　届出賃貸業者である法人の合併の場合（届出賃貸業者である法人と届出賃貸業者でない法人とが合併する場合において、届出賃貸業者である法人が存続するときを除く。）又は分割の場合（当該届出に係るすべての放射性同位元素を承継させる場合に限る。）において、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該放射性同位元素を承継した法人は、届出賃貸業者の地位を承継することができる。

8　第四項から前項までの規定により届出使用者、表示付認証機器届出使用者、届出販売業者又は届出賃貸業者の地位を承継した法人は、承継の日から三十日以内に、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

（許可廃棄業者の相続）

第二十六条の三　許可廃棄業者（廃棄物埋設のみを行う者に限る。以下この条において同じ。）について相続があつたときは、相続人は、許可廃棄業者の地位を承継する。

2　前項の規定により許可廃棄業者の地位を承継した相続人は、相続の日から三十日以内に、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

（廃棄物埋設地の譲受け等）

第二十六条の四　許可廃棄業者（廃棄物埋設を行う者に限る。）からその設置した廃棄物埋設地又は廃棄物埋設地を含む一体としての廃棄物詰替施設等を譲り受けようとする者は、政令で定めるところにより、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

2　第五条、第七条及び第八条の規定は、前項の許可について準用する。

3　第一項の許可を受けて許可廃棄業者からその設置した廃棄物埋設地又は廃棄物埋設地を含む一体としての廃棄物詰替施設等を譲り受けた者は、当該廃棄物埋設地に係る許可廃棄業者の地位を承継する。

第二十七条第一項中「前条第一項」を「第二十六条第一項」に、「使用者が」を「許可届出使用者（表示付認証機器届出使用者を含む。以下この条において同じ。）がその許可又は届出に係る」に、「販売業者、賃貸業者若しくは廃棄業者」を「届出販売業者、届出賃貸業者若しくは許可廃棄業者」に、「使用者、販売業者、賃貸業者又は廃棄業者」を「許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者又は許可廃棄業者」に改め、同条第二項中「第三条第一項、第四条第一項」を「第三条第一項本文」に改め、同条第三項中「使用者、販売業者、賃貸業者若しくは廃棄業者」を「許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者若しくは許可廃棄業者」に改め、「解散した」の下に「場合において、第二十六条の二第一項、第二項若しくは第四項から第七項まで又は第二十六条の三第一項の規定による承継がなかつた」を加え、「代つて」を「代わつて」に改め、「の代表者」を削る。

第二十八条第一項中「、販売業者、賃貸業者若しくは廃棄業者又は」を「若しくは許可廃棄業者又は」に、「使用者、販売業者、賃貸業者若しくは廃棄業者に」を「許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者若しくは許可廃棄業者に」に改め、同条第二項中「使用者、販売業者、賃貸業者若しくは廃棄業者」を「許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者若しくは許可廃棄業者」に改める。

第二十九条各号列記以外の部分中「放射性同位元素」の下に「（表示付認証機器等に装備されているものを除く。以下この条において同じ。）」を加え、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中

「使用者、販売業者、賃貸業者若しくは廃棄業者」を「許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者若しくは許可廃棄業者」に改め、同条第二号から第四号までを次のように改める。

二　届出使用者がその届け出た種類の放射性同位元素を、他の許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者若しくは許可廃棄業者に譲り渡し、若しくは貸し付け、又はその届け出た貯蔵施設の貯蔵能力の範囲内で譲り受け、若しくは借り受ける場合

三　届出販売業者がその届け出た種類の放射性同位元素を、輸出し、許可届出使用者、他の届出販売業者、届出賃貸業者若しくは許可廃棄業者に譲り渡し、若しくは貸し付け、又は譲り受け、若しくは借り受ける場合

四　届出賃貸業者がその届け出た種類の放射性同位元素を、輸出し、許可届出使用者、届出販売業者、他の届出賃貸業者若しくは許可廃棄業者に譲り渡し、若しくは貸し付け、又は譲り受け、若しくは借り受ける場合

第二十九条第五号中「廃棄業者が使用者、販売業者、賃貸業者若しくは他の廃棄業者」を「許可廃棄業者が許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者若しくは他の許可廃棄業者」に改め、同条第六号中「、販売業者、賃貸業者又は廃棄業者が」を「又は許可廃棄業者が」に、「使用者、販売業者、賃貸業者又は廃棄業者に」を「許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者又は許可廃棄業者に」に改め、同条第七号及び第八号中「使用者、販売業者、賃貸業者」を「許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者」に、「廃棄業者」を「許可廃棄業者」に改める。

第三十条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「、販売業者又は賃貸業者」を削り、同条第二号を次のように改める。

二　届出使用者がその届け出た種類の放射性同位元素をその届け出た貯蔵施設の貯蔵能力の範囲内で所持する場合

第三十条中第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、同条第六号中「使用者、販売業者、賃貸業者」を「許可届出使用者」に、「廃棄業者」を「許可廃棄業者」に改め、同号を同条第八号とし、同条第五号中「販売、賃貸若しくは」を削り、同号を同条第七号とし、同条第四号中「、販売業者、賃貸業者又は廃棄業者」を「又は許可廃棄業者」に改め、同号を同条第六号とし、同条第三号中「廃棄業者」を「許可廃棄業者」に改め、同号を同条第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五　表示付認証機器等について認証条件に従つた使用、保管又は運搬をする場合

第三十条第二号の次に次の一号を加える。

三　届出販売業者又は届出賃貸業者がその届け出た種類の放射性同位元素を運搬のために所持する場合及び第二十四条又は第三十三条第一項若しくは第四項の措置を講ずるために所持する場合

第三十条の二第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「使用者、販売業者、賃貸業者又は廃棄業者」を「許可届出使用者又は許可廃棄業者」に、「第十九条の二」を「第十九条の二第一項」に改める。

第三十二条中「使用者等」を「許可届出使用者等（表示付認証機器使用者及び表示付認証機器使用者から運搬を委託された者を含む。次条において同じ。）」に改める。

第三十三条第一項及び第三項中「使用者等」を「許可届出使用者等」に改める。

第三十四条第一項中「使用者（政令で定める表示付放射性同位元素装備機器のみを使用する者を除く。以下この章において同じ。）、販売業者、賃貸業者及び廃棄業者」を「許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者」に、「文部科学省令で定める区分により、次条第一項の第一種放射線取扱主任者免状又は第二種放射線取扱主任者免状を有する」を「次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める」に、「使用するとき」を「使用をするとき」に改め、同項に次の各号を加える。

一　特定許可使用者、密封されていない放射性同位元素の使用をする許可使用者又は許可廃棄業者　次条第一項の第一種放射線取扱主任者免状（次号及び第三号において「第一種放射線取扱主任者免状」という。）を有する者

二　前号に規定する許可使用者以外の許可使用者　第一種放射線取扱主任者免状又は次条第一項の第二種放射線取扱主任者免状（次号において「第二種放射線取扱主任者免状」という。）を有する者

三　届出使用者、届出販売業者又は届出賃貸業者　第一種放射線取扱主任者免状、第二種放射線取扱主任者免状又は次条第一項の第三種放射線取扱主任者免状を有する者

第三十四条第二項中「使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄業者」を「許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者」に改める。

第三十五条第一項中「及び第二種放射線取扱主任者免状及び第三種放射線取扱主任者免状」を「、第二種放射線取扱主任者免状及び第三種放射線取扱主任者免状」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2　第一種放射線取扱主任者免状は、文部科学大臣又は文部科学大臣の登録を受けた者（以下「登録試験機関」という。）の行う第一種放射線取扱主任者試験に合格し、かつ、文部科学大臣又は文部科学大臣の登録を受けた者（以下「登録資格講習機関」という。）の行う第一種放射線取扱主任者講習を修了した者に対し、文部科学大臣が交付する。

3　第二種放射線取扱主任者免状は、文部科学大臣又は登録試験機関の行う第二種放射線取扱主任者試験に合格し、かつ、文部科学大臣又は登録資格講習機関の行う第二種放射線取扱主任者講習を修了した者に対し、文部科学大臣が交付する。

第三十五条中第六項を第九項とし、第五項を第六項とし、同項の次に次の二項を加える。

6　前二項に定めるもののほか、試験の受験手続その他の実施細目、資格講習の受講手続その他の実施細目、放射線取扱主任者免状の交付、再交付及び返納に関する手続その他放射線取扱主任者免状に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

7　第一種放射線取扱主任者試験及び第二種放射線取扱主任者試験（以下「試験」と総称する。）は、放射性同位元素又は放射線発生装置の取扱いに必要な専門的知識及び能力を有するかどうかを判定することを目的とし、別表第一の上欄に掲げる試験の種類に応じ同表の下欄に掲げる課目について行う。

8　第一種放射線取扱主任者講習、第二種放射線取扱主任者講習及び第三種放射線取扱主任者講

習（以下「資格講習」と総称する。）は、別表第二の上欄に掲げる資格講習の種類に応じ同表の下欄に掲げる課目について行う。

第三十五条第四項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　第三種放射線取扱主任者免状は、文部科学大臣又は登録資格講習機関の行う第三種放射線取扱主任者講習を修了した者に対し、文部科学大臣が交付する。

第三十六条第二項中「、詰替施設」及び「、機器設置施設」を削り、「放射線障害予防規定」を「放射線障害予防規程」に改め、同条第三項中「使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄業者」を「許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者」に改める。

第三十六条の二第一項及び第二項中「使用者、販売業者、賃貸業者又は廃棄業者」を「許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者又は許可廃棄業者」に改め、同条を第三十六条の三とする。

第三十六条の次に次の一条を加える。

（定期講習）

第三十六条の二　許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者のうち文部科学省令で定めるものは、放射線取扱主任者に、文部科学省令で定める期間ごとに、文部科学大臣の登録を受けた者（以下「登録定期講習機関」という。）が行う放射線取扱主任者の資質の向上を図るための講習（以下「定期講習」という。）を受けさせなければならない。

2　定期講習は、別表第三の上欄に掲げる定期講習の種類に応じ同表の下欄に掲げる課目について行う。

3　前項に定めるもののほか、定期講習の受講手続その他の実施細目は、文部科学省令で定める。

第三十七条第一項中「使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄業者」を「許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者」に、「を使用し、放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物の詰替えをし」を「の使用をし」に改め、同条第三項中「使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄業者」を「許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者」に改める。

第三十八条中「基く」を「基づく」に、「使用者、販売業者、賃貸業者又は廃棄業者」を「許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者又は許可廃棄業者」に改める。

第五章を次のように改める。

第五章　登録認証機関等

（登録認証機関の登録）

第三十九条　第十二条の二第一項の登録は、設計認証等に関する業務（以下「設計認証業務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

（欠格条項）

第四十条　文部科学大臣は、前条の規定により登録の申請をした者（次条において「登録申請者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、登録をしてはならない。

一　この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二　第四十一条の十二の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三　法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

（登録の要件等）

第四十一条　文部科学大臣は、登録申請者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、文部科学省令で定める。

一　次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する設計認証員が設計認証等のための審査の管理を行うものであること。

イ　第一種放射線取扱主任者免状を有する者で、その後二年以上放射性同位元素若しくは放射線発生装置の取扱いの実務に従事した経験を有するもの

ロ　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後二年以上放射性同位元素若しくは放射線発生装置の取扱いの実務に従事した経験を有するもの

ハ　学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後五年以上放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物又は放射線発生装置の取扱いの実務に従事した経験を有するもの

ニ　イからハまでに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

二　次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する専任の主任設計認証員（登録申請者（その者が法人である場合にあつては、その役員）又はその職員であるものに限る。）が設計認証等のための審査の管理を行うものであること。

イ　設計認証員の業務に五年以上従事した経験を有する者

ロ　第一種放射線取扱主任者免状を取得した者で、その後五年以上放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物又は放射線発生装置の取扱いの実務に従事した経験を有するもの

ハ　イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

三　登録申請者が、別表第四に掲げる者（以下「利害関係者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ　登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、利害関係者がその親会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第一項の親会社をいう。）であること。

ロ　登録申請者の役員（合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員）に占める利害関係者の役員又は職員（過去二年間に当該利害関係者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ　登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、利害関係者の役員又は職員（過去二年間に当該利害関係者等の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

四　債務超過の状態にないこと。

2　第十二条の二第一項の登録は、登録認証機関

登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一　登録年月日及び登録番号

二　登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三　登録を受けた者が行う設計認証業務の内容

四　登録を受けた者が設計認証業務を行う事業所の所在地

五　前各号に掲げるもののほか、文部科学省令で定める事項

（登録の更新）

第四十一条の二　第十二条の二第一項の登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2　前二条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（設計認証等のための審査の義務等）

第四十一条の三　登録認証機関は、設計認証等のための審査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、設計認証等のための審査を行わなければならない。

2　登録認証機関は、公正に、かつ、第十二条の三第一項の技術上の基準に適合する方法その他文部科学省令で定める方法により設計認証等のための審査を行わなければならない。

（登録事項の変更の届出）

第四十一条の四　登録認証機関は、第四十一条第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、文部科学大臣に届け出なければならない。

（設計認証業務規程）

第四十一条の五　登録認証機関は、設計認証業務に関する規程（以下「設計認証業務規程」という。）を定め、設計認証業務の開始前に、文部科学大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　設計認証業務規程には、設計認証業務の実施方法、設計認証等のための審査の信頼性を確保するための措置、設計認証等のための審査に関する料金その他の文部科学省令で定める事項を定めておかなければならない。

3　文部科学大臣は、第一項の認可をした設計認証業務規程が設計認証等のための審査の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、登録認証機関に対し、その設計認証業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

（業務の休廃止）

第四十一条の六　登録認証機関は、文部科学大臣の許可を受けなければ、設計認証業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第四十一条の七　登録認証機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第五十八条において「財務諸表等」という。）を作成し、文部科学大臣に提出するとともに、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2　利害関係人は、登録認証機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録認証機関の定めた費用を支払わなければならない。

一　財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二　前号の書面の謄本又は抄本の請求

三　財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を文部科学省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四　前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて文部科学省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

（設計認証員等）

第四十一条の八　登録認証機関は、設計認証員又は主任設計認証員（以下「設計認証員等」という。）を選任したときは、その日から十五日以内に、文部科学大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2　文部科学大臣は、設計認証員等が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは設計認証業務規程に違反する行為をしたとき、又は設計認証業務の実施に関し著しく不適当な行為をしたときは、登録認証機関に対し、当該設計認証員等の解任を命ずることができる。

3　前項の規定による命令により設計認証員等の職を解任され、解任の日から二年を経過しない者は、設計認証員等となることができない。

（秘密保持義務等）

第四十一条の九　登録認証機関（その者が法人である場合にあつては、その役員。次項において同じ。）若しくはその職員（設計認証員を含む。同項において同じ。）又はこれらの者であつた者は、設計認証業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2　設計認証業務に従事する登録認証機関又はその職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（適合命令）

第四十一条の十　文部科学大臣は、登録認証機関が第四十一条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録認証機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（改善命令）

第四十一条の十一　文部科学大臣は、登録認証機関が第四十一条の三の規定に違反していると認めるときは、その登録認証機関に対し、同条の規定に従つて設計認証業務を行うべきこと又は設計認証等のための審査の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（登録の取消し等）

第四十一条の十二　文部科学大臣は、登録認証機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて設計認証業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第四十条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二　第四十一条の四、第四十一条の六、第四十一条の七第一項又は次条の規定に違反したとき。

三　第四十一条の五第一項の規定により認可を受けた設計認証業務規程によらないで設計認証等のための審査を行つたとき。

四　第四十一条の五第三項、第四十一条の八第二項、第四十一条の十又は前条の規定による命令に違反したとき。

五　正当な理由がないのに第四十一条の七第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

六　不正の手段により登録を受けたとき。

（帳簿の記載）

第四十一条の十三　登録認証機関は、文部科学省令で定めるところにより、帳簿を備え、設計認証業務に関し文部科学省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

（文部科学大臣による設計認証業務の実施）

第四十一条の十四　文部科学大臣は、第十二条の二第一項の登録をしたときは、当該登録認証機関が行う設計認証等のための審査を行わないものとする。

2　文部科学大臣は、第十二条の二第一項の登録を受けた者がいないとき、第四十一条の六の規定による設計認証業務の全部又は一部の休止又は廃止の許可をしたとき、第四十一条の十二の規定により第十二条の二第一項の登録を取り消し、又は登録認証機関に対し設計認証業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録認証機関が天災その他の事由により設計認証業務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき、その他必要があると認めるときは、設計認証業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

3　文部科学大臣が前項の規定により設計認証業務の全部又は一部を自ら行う場合における設計認証業務の引継ぎその他の必要な事項については、文部科学省令で定める。

（登録検査機関の登録）

第四十一条の十五　第十二条の八第一項の登録は、施設検査及び定期検査（以下「施設検査等」という。）に関する業務（以下「検査業務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

（準用）

第四十一条の十六　第四十条から第四十一条の十四までの規定は、第十二条の八第一項の登録について準用する。この場合において、これらの規定中「設計認証員」とあるのは「検査員」と、「設計認証等のための審査」とあるのは「施設検査等」と、「主任設計認証員」とあるのは「主任検査員」と、「設計認証業務」とあるのは「検査業務」と、「登録認証機関」とあるのは「登録検査機関」と、「設計認証業務規程」とあるのは「検査業務規程」と、「設計認証員等」とあるのは「検査員等」と、第四十一条第一項第三号中「別表第四」とあるのは「別表第五」と、同条第二項中「登録認証機関登録簿」とあるのは「登録検査機関登録簿」と、第四十一条の三第二項中「第十二条の三第一項の技術上の基準に適合する方法その他文部科学省令で定める方法」とあるのは「文部科学省令で定める方法」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

（登録定期確認機関の登録）

第四十一条の十七　第十二条の十の登録は、定期確認に関する業務（以下「定期確認業務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

（準用）

第四十一条の十八　第四十条から第四十一条の十四までの規定は、第十二条の十の登録について準用する。この場合において、これらの規定中「設計認証員」とあるのは「定期確認員」と、「設計認証等のための審査」とあるのは「定期確認」と、「主任設計認証員」とあるのは「主任定期確認員」と、「設計認証業務」とあるのは「定期確認業務」と、「登録認証機関」とあるのは「登録定期確認機関」と、「設計認証業務規程」とあるのは「定期確認業務規程」と、「設計認証員等」とあるのは「定期確認員等」と、第四十一条第一項第三号中「別表第四」とあるのは「別表第五」と、同条第二項中「登録認証機関登録簿」とあるのは「登録定期確認機関登録簿」と、第四十一条の三第二項中「第十二条の三第一項の技術上の基準に適合する方法その他文部科学省令で定める方法」とあるのは「文部科学省令で定める方法」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

（登録運搬方法確認機関の登録）

第四十一条の十九　第十八条第二項の登録運搬方法確認機関に係る登録は、運搬方法確認に関する業務（以下「運搬方法確認業務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

（準用）

第四十一条の二十　第四十条から第四十一条の十四までの規定は、第十八条第二項の登録運搬方法確認機関に係る登録について準用する。この場合において、これらの規定中「文部科学大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、「文部科学省令」とあるのは「国土交通省令」と、「設計認証員」とあるのは「運搬方法確認員」と、「設計認証等のための審査」とあるのは「運搬方法確認」と、「主任設計認証員」と、「設計認証業務」とあるのは「運搬方法確認業務」と、「登録認証機関」とあるのは「登録運搬方法確認機関」と、「設計認証業務規程」とあるのは「運搬方法確認業務規程」と、「設計認証員等」とあるのは「運搬方法確認員等」と、第四十一条第一項第三号中「別表第四」とあるのは「別表第六」と、同条第二項中「登録認証機関登録簿」とあるのは「登録運搬方法確認機関登録簿」と、第四十一条の三第二項中「第十二条の三第一項の技術上の基準に適合する方法その他文部科学省令で定める方法」とあるのは「国土交通省令で定める方法」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

（登録運搬物確認機関の登録）

第四十一条の二十一　第十八条第二項の登録運搬物確認機関に係る登録は、運搬物確認に関する業務（以下「運搬物確認業務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

（準用）

第四十一条の二十二　第四十条から第四十一条の十四までの規定は、第十八条第二項の登録運搬物確認機関に係る登録について準用する。この場合において、これらの規定中「設計認証員」とあるのは「運搬物確認員」と、「設計認証等のための審査」とあるのは「運搬物確認」と、「主任設計認証員」と、「設計認証業務」とあるのは「運搬物確認業務」と、「登録認証機関」とあるのは「登録運搬物確認機関」と、「設計認証業務規程」とあるのは「運

搬物確認業務規程」と、「設計認証員等」とあるのは「運搬物確認員等」と、第四十一条第一項第三号中「別表第四」とあるのは「別表第六」と、同条第二項中「登録認証機関登録簿」とあるのは「登録運搬物確認機関登録簿」と、第四十一条の三第二項中「第十二条の三第一項の技術上の基準に適合する方法その他文部科学省令で定める方法」とあるのは「文部科学省令で定める方法」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

（登録埋設確認機関の登録）

第四十一条の二十三　第十九条の二第二項の登録は、埋設確認に関する業務（以下「埋設確認業務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

（準用）

第四十一条の二十四　第四十条から第四十一条の十四までの規定は、第十九条の二第二項の登録について準用する。この場合において、これらの規定中「設計認証員」とあるのは「埋設確認員」と、「設計認証等のための審査」とあるのは「埋設確認」と、「主任設計認証員」とあるのは「主任埋設確認員」と、「設計認証業務」とあるのは「埋設確認業務」と、「登録認証機関」とあるのは「登録埋設確認機関」と、「設計認証業務規程」とあるのは「埋設確認業務規程」と、「設計認証員等」とあるのは「埋設確認員等」と、第四十一条第一項第三号中「別表第四」とあるのは「別表第七」と、同条第二項中「登録認証機関登録簿」とあるのは「登録埋設確認機関登録簿」と、第四十一条の三第二項中「第十二条の三第一項の技術上の基準に適合する方法その他文部科学省令で定める方法」とあるのは「文部科学省令で定める方法」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

（登録試験機関の登録）

第四十一条の二十五　第三十五条第二項の登録試験機関に係る登録は、試験の実施に関する業務（以下「試験業務」という。）を行おうとする者（次条において「登録申請者」という。）の申請により行う。

（登録の要件等）

第四十一条の二十六　文部科学大臣は、登録申請者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、文部科学省令で定める。

一　別表第一の上欄に掲げる試験の種類ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる課目について、試験を行うこと。

二　次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する試験委員が問題の作成及び受験者が放射線取扱主任者として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定を行い、その人数が二十名以上であること。

イ　学校教育法による大学において放射線に関する学科目を担当する教授若しくは助教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者

ロ　学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上国、地方公共団体又は特別の法律によつて設立された法人の研究機関において放射線に関する研究に従事したもの

ハ　イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

三　試験の信頼性の確保のための専任の管理者及び試験業務の管理を行う専任の部門が置かれていること。

四　債務超過の状態にないこと。

（信頼性の確保）

第四十一条の二十七　登録試験機関は、試験業務の管理（試験に関する秘密の保持及び試験の合格の基準に関することを含む。）に関する文書の作成その他の文部科学省令で定める試験業務の信頼性の確保のための措置を講じなければならない。

2　登録試験機関は、第三十五条第九項の試験の実施細目に従い、公正に試験を実施しなければならない。

（準用）

第四十一条の二十八　第四十条、第四十一条第二項、第四十一条の二及び第四十一条の四から第四十一条の十四までの規定は、第三十五条第二項の登録試験機関に係る登録について準用する。この場合において、これらの規定中「設計認証業務」とあるのは「試験業務」と、「登録認証機関」とあるのは「登録試験機関」と、「設計認証業務規程」とあるのは「試験業務規程」と、「設計認証等のための審査」とあるのは「試験」と、第四十一条第二項中「登録認証機関登録簿」とあるのは「登録試験機関登録簿」と、第四十一条の八の見出し並びに同条第二項及び第三項中「設計認証員等」とあり、同条第一項中「設計認証員又は主任設計認証員（以下「設計認証員等」という。）」とあり、並びに第四十一条の九第一項中「設計認証員」とあるのは「試験委員」と、第四十一条の十中「第四十一条第一項各号のいずれか」とあるのは「第四十一条の二十六各号のいずれか」と、第四十一条の十一中「第四十一条の三」とあるのは「第四十一条の二十七」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

（登録資格講習機関の登録）

第四十一条の二十九　第三十五条第二項の登録資格講習機関に係る登録は、資格講習の実施に関する業務（以下「資格講習業務」という。）を行おうとする者（次条において「登録申請者」という。）の申請により行う。

（登録の要件等）

第四十一条の三十　文部科学大臣は、登録申請者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、文部科学省令で定める。

一　別表第二の上欄に掲げる資格講習の種類のいずれかについて、同欄に掲げる区分に応じて同表の下欄に掲げる課目について、資格講習を行うこと。

二　次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する講師が資格講習を行うこと。

イ　第一種放射線取扱主任者免状を取得した者で、その後二年以上放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物又は放射線発生装置の取扱いの実務に従事した経験を有するもの

ロ　イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

三　債務超過の状態にないこと。

（資格講習の実施に係る義務）

第四十一条の三十一　登録資格講習機関は、第三十五条第九項の資格講習の実施細目に従い、公

正に資格講習を実施しなければならない。

（準用）

第四十一条の三十二　第四十条、第四十一条第二項、第四十一条の二及び第四十一条の四から第四十一条の十四までの規定は、第三十五条第二項の登録資格講習機関に係る登録について準用する。この場合において、これらの規定中「設計認証業務」とあるのは「資格講習業務」と、「登録認証機関」とあるのは「登録資格講習機関」と、「設計認証業務規程」とあるのは「資格講習業務規程」と、「設計認証等のための審査」とあるのは「資格講習」と、第四十一条第二項中「登録認証機関登録簿」とあるのは「登録資格講習機関登録簿」と、第四十一条の八の見出し並びに同条第二項及び第三項中「設計認証員等」とあり、同条第一項中「設計認証員又は主任設計認証員（以下「設計認証員等」という。）」とあり、並びに第四十一条の九第一項中「設計認証員」とあるのは「講師」と、第四十一条の十中「第四十一条第一項各号のいずれか」とあるのは「第四十一条の三十各号のいずれか」と、第四十一条の十一中「第四十一条の三」とあるのは「第四十一条の三十一」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

（登録定期講習機関の登録）

第四十一条の三十三　第三十六条の二第一項の登録は、定期講習の実施に関する業務（以下「定期講習業務」という。）を行おうとする者（次条において「登録申請者」という。）の申請により行う。

（登録の要件等）

第四十一条の三十四　文部科学大臣は、登録申請者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、文部科学省令で定める。

一　別表第三の上欄に掲げる定期講習の種類のいずれかについて、同欄に掲げる区分に応じて同表の下欄に掲げる課目について、定期講習を行うこと。

二　次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する講師が定期講習を行うこと。

イ　第一種放射線取扱主任者免状を取得した者で、その後二年以上放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物又は放射線発生装置の取扱いの実務に従事した経験を有するもの

ロ　前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

三　債務超過の状態にないこと。

（定期講習の実施に係る義務）

第四十一条の三十五　登録定期講習機関は、第三十六条の二第三項の実施細目に従い、公正に定期講習を実施しなければならない。

（定期講習業務規程）

第四十一条の三十六　登録定期講習機関は、定期講習業務に関する規程（次項において「定期講習業務規程」という。）を定め、定期講習業務の開始前に、文部科学大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　定期講習業務規程には、定期講習業務の実施方法、定期講習に関する料金その他文部科学省令で定める事項を定めておかなければならない。

（業務の休廃止）

第四十一条の三十七　登録定期講習機関は、定期講習業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

（準用）

第四十一条の三十八　第四十条、第四十一条第二項、第四十一条の二、第四十一条の四、第四十一条の七、第四十一条の十から第四十一条の十三まで並びに第四十一条の十四第二項及び第三項の規定は、第三十六条の二第一項の登録について準用する。この場合において、これらの規定中「設計認証業務」とあるのは「定期講習業務」と、「登録認証機関」とあるのは「登録定期講習機関」と、「登録認証機関登録簿」とあるのは「登録定期講習機関登録簿」と、第四十一条第二項中「登録認証機関登録簿」とあるのは「登録定期講習機関登録簿」と、第四十一条の十中「第四十一条第一項各号のいずれか」とあるのは「第四十一条の三十四各号のいずれか」と、第四十一条の十一中「第四十一条の三」とあるのは「第四十一条の三十五」と、第四十一条の十四第二項中「第四十一条の六」とあるのは「第四十一条の三十七」と、「許可をしたとき」とあるのは「届出があつたとき」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四十二条第一項中「第十八条の二第一項」を「第十八条第六項」に、「使用者、販売業者、賃貸業者若しくは廃棄業者」を「許可届出使用者（表示付認証機器届出使用者を含む。）、届出販売業者、届出賃貸業者若しくは許可廃棄業者」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　文部科学大臣又は国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度で、文部科学省令又は国土交通省令で定めるところにより、文部科学大臣にあつては登録認証機関、登録検査機関、登録定期確認機関、登録運搬物確認機関、登録埋設確認機関、登録試験機関、登録資格講習機関又は登録定期講習機関に対し、国土交通大臣にあつては登録運搬方法確認機関に対し、報告をさせることができる。

第四十三条の二第一項中「第十八条の二第一項」を「第十八条第一項」に、「第十八条の二第六項」を「第十八条第六項」に、「使用者、販売業者、賃貸業者若しくは廃棄業者」を「許可届出使用者（表示付認証機器届出使用者を含む。）、届出販売業者、届出賃貸業者若しくは許可廃棄業者」に改める。

第四十三条の三第一項を次のように改める。

文部科学大臣又は国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度で、その職員に、文部科学大臣にあつては登録認証機関、登録検査機関、登録定期確認機関、登録運搬物確認機関、登録埋設確認機関、登録試験機関、登録資格講習機関又は登録定期講習機関の、国土交通大臣にあつては登録運搬方法確認機関の事務所に立ち入り、これらの機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

第四十四条第二項を次のように改める。

2　第十二条の七第一項、第二十六条、第三十五条第六項又は第四十一条の十二（第四十一条の十六、第四十一条の十八、第四十一条の二十、第四十一条の二十二、第四十一条の二十四、第四十一条の二十八、第四十一条の三十二及び第四十一条の三十八において準用する場合を含む。）の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

第四十五条第一項を次のように改める。

この法律（第三十五条第二項から第五項までを除く。以下この項及び次項において同じ。）の規定による登録認証機関、登録検査機関、登録定期確認機関、登録運搬物確認機関、登録埋設確認機関、登録試験機関又は登録資格講習機関の処分に不服がある者は文部科学大臣に対し、この法律の規定による登録運搬方法確認機関の処分に不服がある者は国土交通大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。

第四十五条の二各号を次のように改める。

一　第十二条の二第一項の設計認証又は同条第二項の特定設計認証をしたとき。

二　第十二条の二第一項、第十二条の八第一項、第十二条の十、第十八条第二項、第十九条の二第二項、第三十五条第二項又は第三十六条の二第一項の規定による登録をしたとき。

三　第十二条の七第一項の規定による設計認証等の取消しをしたとき。

四　第四十一条の四（第四十一条の十六、第四十一条の十八、第四十一条の二十、第四十一条の二十二、第四十一条の二十四、第四十一条の二十八、第四十一条の三十二及び第四十一条の三十八において準用する場合を含む。）の規定による届出があつたとき。

五　第四十一条の六（第四十一条の十六、第四十一条の十八、第四十一条の二十、第四十一条の二十二、第四十一条の二十四、第四十一条の二十八及び第四十一条の三十二において準用する場合を含む。）の規定による許可をしたとき。

六　第四十一条の十二（第四十一条の十六、第四十一条の十八、第四十一条の二十、第四十一条の二十二、第四十一条の二十四、第四十一条の二十八、第四十一条の三十二及び第四十一条の三十八において準用する場合を含む。）の規定により文部科学大臣が設計認証業務、検査業務、定期確認業務、運搬物確認業務、埋設確認業務、試験業務、資格講習業務若しくは定期講習業務の、国土交通大臣が運搬方法確認業務の全部若しくは一部を自ら行うものとするとき、又は文部科学大臣若しくは国土交通大臣が自ら行つていたこれらの業務を行わないこととしたとき。

八　第四十一条の三十七の規定による届出があつたとき。

第四十六条第一項から第三項までを削り、同条第四項中「、第七条の二第一号から第三号まで」を削り、同項を同条とする。

第四十七条を次のように改める。

（連絡）

第四十七条　文部科学大臣は、第三条第一項本文、第四条の二第一項、第十条第二項若しくは第十一条第一項の設計認証若しくは同条第二項の特定設計認証をし、第十二条の七第一項の規定により設計認証等を取り消し、第十四条の規定により命令を発し、第二十六条の規定により処分をし、又は第三条の二第一項本文若しくは第二項若しくは第四条第一項本文若しくは第二項の規定により届出を受理したときは、その旨を関係行政機関の長に連絡しなければならない。

2　文部科学大臣は、第三条第一項本文、第四条の二第一項、第十条第二項若しくは第十一条第二項の許可をし、第二十六条の規定により処分をし、又は第三条の二第一項本文、第二項若しくは第三項、第三条の三、第四条第一項本文、第二項若しくは第三項、第十条第一項、第十一条第一項若しくは第二十七条第一項若しくは第三項の規定により届出を受理したときは、遅滞なく、その旨を国家公安委員会、海上保安庁長官又は消防庁長官に連絡しなければならない。ただし、第三条の三の届出又は第二十七条第一項若しくは第三項の届出であつて文部科学省令で定めるものを受理したときは、この限りでない。

第四十九条第一項を次のように改める。

第三条第一項本文、第四条の二第一項、第十条第二項若しくは第十一条第二項の許可、設計認証等（登録認証機関の行うものを除く。）、施設検査等（登録検査機関の行うものを除く。）、定期確認（登録定期確認機関の行うものを除く。）、運搬方法確認（登録運搬方法確認機関の行うものを除く。）、運搬物確認（登録運搬物確認機関の行うものを除く。）、第十八条第三項の承認、埋設確認（登録埋設確認機関の行うものを除く。）、試験（登録試験機関の行うものを除く。）、資格講習（登録資格講習機関の行うものを除く。）又は研修を受けようとする者は、政令で定めるところにより、手数料を国に納付しなければならない。

第四十九条第二項を削り、同条第三項中「第一項の」を「前項の」に改め、同項を同条第二項とする。

第五十一条第一項中「放射性同位元素を装備している機器」を「放射性同位元素装備機器」に改め、同条第四項中「（明治四十年法律第四十五号）」を削る。

第五十二条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「第三条第一項」を「第三条第一項本文」に、「同項」を「同項本文」に、「を使用した」を「の使用をした」に改め、同条中第二号を削り、第三号を第二号とし、同条第四号中「、販売、賃貸」を削り、同号を同条第三号とし、同条に次の一号を加える。

四　第二十六条の四第一項の許可を受けないで廃棄物埋設地又は廃棄物埋設地を含む一体としての廃棄物詰替施設等を譲り受けた者

第五十三条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「第九条第五項」を「第九条第四項」に改め、同条第三号中「第四条第二項第二号から第六号まで」を「第四条の二第二項第二号から第七号まで」に改め、同条第四号を次のように改める。

四　第十二条の七第二項の規定による命令に違反した者

第五十三条第五号中「、第二項若しくは第三項」を「若しくは第二項」に改め、同条中第六号を第七号とし、同条第五号の二中「第五十三条の四」を「第五十三条の三」に改め、同号を同条第六号とする。

第五十三条の二を次のように改める。

第五十三条の二　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一　第四十一条の九第一項（第四十一条の十六、第四十一条の十八、第四十一条の二十、第四十一条の二十二、第四十一条の二十四、第四十一条の二十八及び第四十一条の三十二において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二　第四十一条の十二（第四十一条の十六、第四十一条の十八、第四十一条の二十、第四十一条の二十二、第四十一条の二十四、第四十一条の二十八、第四十一条の三十二及び第四十一条の三十八において準用する場合を含む。）の規定による業務の停止の命令に違反した者

第五十三条の三を削り、第五十三条の四を第五十三条の三とする。

第五十四条中「一に」を「いずれかに」に、「三十万円」を「五十万円」に改め、同条中第六号を第十一号とし、同条第五号中「使用」の下に「又は販売若しくは賃貸」を加え、同号を同条第十号とし、同条第四号の三中「第十九条の二」を「第十九条の二第一項」に改め、同号を同条第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九　第十九条の二第二項の規定による埋設確認を受けないで廃棄物埋設をした者

第五十四条第四号の二中「第十八条の二第二項」を「第十八条第二項（第二十五条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十五条の二第二項」に改め、同号を同条第十号とし、同条第三号の二中「第十八条の二第二項」を「第十八条第二項（第二十五条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に改め、同号を同条第九号とし、同条第二号の二中「第十八条の二第二項」を「第十八条第二項（第二十五条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に改め、同号を同条第八号とし、同条第一号の二中「第十八条の二第二項」を「第十八条第二項（第二十五条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に改め、同号を同条第七号とし、同条第四号中「第十八条第二項、第十八条の二第四項又は第十九条第三項」を「第十八条第四項（第二十五条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第十九条第三項又は第二十五条の二第三項において準用する同条第二項の規定により読み替えて適用する第十八条第四項」に改め、同号を同条第六号とし、同条第三号を次のように改める。

三　第十二条の五第二項若しくは第三項、第十三条、第十五条第一項、第十六条第一項若しくは第三項、第十七条第一項、第十八条第一項（第二十五条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第七項、第十九条第一項、第二項、第四項若しくは第五項又は第二十五条の二第三項において準用する同条第二項の規定により読み替えて適用する第十八条第一項の規定に違反した者

第五十四条中第三号を第五号とし、同条第二号中「、第十一条第三項及び第十一条の二第三項」を「及び第十一条第三項」に改め、同号を同条第四号とし、同条第一号中「第三条の二第一項」を「第三条の二第一項本文」に、「同項」を「同項本文」に、「を使用した」を「の使用をした」に改め、同号の次に次の二号を加える。

二　第三条の三第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして表示付認証機器の使用をした者

三　第四条第一項本文の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして放射性同位元素を業として販売し、又は賃貸した者

第五十五条中「一に」を「いずれかに」に、「二十万円」を「三十万円」に改め、同条中第七号を第十三号とし、第五号及び第六号を六号ずつ繰り下げ、同条第四号中「第二十五条第一項」の下に「（第二十五条の二第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同号を同条第十号とし、同条第三号の三中「第三十六条の二第二項」を「第三十六条の三第二項」に改め、同号を同条第九号とし、同条第三号の二中「第十八条の二第八項」を「第十八条第八項」に改め、同号を同条第八号とし、同条第三号中「、第二項又は第三項の規定による定期検査」を「又は第二項の規定による定期検査」に改め、同号を同条第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七　第十二条の十の規定による定期確認を拒み、妨げ、又は忌避した者

第五十五条中第二号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五　第十二条の四第二項の規定に違反して検査記録を作成せず、若しくは虚偽の記録をし、又は検査記録を保存しなかつた者

第五十五条中第一号の二を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　第四条第二項の規定による届出をしないで同項に規定する事項を変更した者

第五十六条各号列記以外の部分並びに同条第一号及び第二号を次のように改める。

次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第四十一条の六（第四十一条の十六、第四十一条の十八、第四十一条の二十、第四十一条の二十二、第四十一条の二十四、第四十一条の二十八及び第四十一条の三十二において準用する場合を含む。）の許可を受けないで設計認証業務、検査業務、定期確認業務、運搬方法確認業務、運搬物確認業務、埋設確認業務、試験業務又は資格講習業務の全部を廃止した者

二　第四十一条の十三（第四十一条の十六、第四十一条の十八、第四十一条の二十、第四十一条の二十二、第四十一条の二十四、第四十一条の二十八、第四十一条の三十二及び第四十一条の三十八において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

第五十六条第四号中「したとき。」を「した者」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「したとき。」を「した者」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　第四十一条の三十七の規定による届出をしないで定期講習業務の全部を廃止した者

第五十七条中「第五十三条の四、第五十四条又は第五十五条」を「第五十三条の二第二号又は第五十三条の三から前条まで」に改める。

第六十五条中「第六十一条から第六十三条まで」を「第六十二条から第六十四条まで」に改め、同条を第六十六条とする。

第六十四条を第六十五条とし、第六十三条を第六十四条とし、第六十二条を第六十三条とする。

第六十一条第一項第一号中「第五十三条の四」を「第五十三条の三」に改め、同条を第六十二条とする。

第六十条中「第五十三条の四」を「第五十三条の三」に改め、第七章中同条を第六十一条とする。

第五十九条中「一に」を「いずれかに」に改め、同

条第一号中「第三条の二第三項」の下に「、第三条の三第二項、第四条第三項」を加え、「、第十一条第一項又は第十一条の二第一項」を「又は第十一条第一項」に、「怠つた」を「しなかつた」に改め、同条第二号中「、第十一条第四項又は第十一条の二第四項」を「又は第十一条第四項」に改め、同条に次の一号を加える。

四　第二十六条の三第二項の規定による届出をしなかつた者

第五十九条を第六十条とする。

第五十八条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第三号中「第三十五条第五項」を「第三十五条第六項」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「怠つた」を「しなかつた」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　第二十六条の二第八項の規定による届出をしなかつた者

第五十八条を第五十九条とし、第五十七条の次に次の一条を加える。

第五十八条　第四十一条の七第一項（第四十一条の十六、第四十一条の十八、第四十一条の二十、第四十一条の二十二、第四十一条の二十四、第四十一条の二十八、第四十一条の三十二及び第四十一条の三十八において準用する場合を含む。）の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第四十一条の七第二項各号（第四十一条の十六、第四十一条の十八、第四十一条の二十、第四十一条の二十二、第四十一条の二十四、第四十一条の三十二及び第四十一条の三十八において準用する場合を含む。）の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

附則の次に別表として次の七表を加える。

別表第一（第三十五条、第四十一条の二十六関係）

試験の種類	課目
第一種放射線取扱主任者試験	一　この法律に関する課目 二　放射性同位元素及び放射性同位元素によつて汚染された物並びに放射線発生装置の取扱いに関する課目 三　使用施設等及び廃棄物詰替施設等の安全管理に関する課目 四　放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定に関する課目 五　物理学のうち放射線に関する課目 六　化学のうち放射線に関する課目 七　生物学のうち放射線に関する課目

別表第二（第三十五条、第四十一条の三十関係）

資格講習の種類	課目
第一種放射線取扱主任者講習	一　放射線の基本的な安全管理に関する課目 二　放射性同位元素及び放射性同位元素によつて汚染された物並びに放射線発生装置の取扱いの実務に関する課目 三　使用施設等及び廃棄物詰替施設等の安全管理の実務に関する課目 四　放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定の実務に関する課目
第二種放射線取扱主任者講習	一　放射線の基本的な安全管理に関する課目 二　放射性同位元素（密封されたものに限る。）の取扱いの実務に関する課目 三　使用施設等（密封された放射性同位元素を取り扱うものに限る。）の安全管理の実務に関する課目 四　放射線の量の測定の実務に関する課目
第三種放射線取扱主任者講習	一　この法律に関する課目 二　放射線及び放射性同位元素の概論 三　放射線の人体に与える影響に関する課目 四　放射線の基本的な安全管理に関する課目 五　放射線の量の測定及びその実務に関する課目

第二種放射線取扱主任者試験

	一　この法律に関する課目 二　放射性同位元素（密封されたものに限る。）の取扱いに関する課目 三　使用施設等（密封された放射性同位元素を取り扱うものに限る。）の安全管理に関する課目 四　放射線の量の測定に関する課目 五　物理学のうち放射線に関する課目 六　化学のうち放射線に関する課目 七　生物学のうち放射線に関する課目

別表第三（第三十六条の二、第四十一条の三十四関係）

定期講習の種類	課目
一　密封されていない放射性同位元素の使用をする許可届出使用者又は放射線発生装置の使用をする許可使用者が選任した放射線取扱主任者が受講する定期講習	一　この法律に関する課目 二　密封されていない放射性同位元素の使用をする許可届出使用者が選任した放射線取扱主任者が受講する定期講習にあつては放射性同位元素及び放射性同位元素によつて汚染された物の取扱いに関する課目、放射線発生装置の使用をする許可使用者が選任した放射線取扱主任者が受講する定期講習にあつては放射線発生装置の取扱いに関する課目 三　使用施設等の安全管理に関する課目 四　放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物又は放射線発生装置の取扱いの事例に関する課目
二　放射性同位元素の使用をする許可届出使用者が選任した放射線取扱主任者（一の項上欄に規定する放射線取扱主任者を除く。）が受講する定期講習	一　この法律に関する課目 二　放射性同位元素（密封されたものに限る。）の取扱いに関する課目 三　使用施設等（密封された放射性同位元素を取り扱うものに限る。）の安全管理に関する課目 四　放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物又は放射線発生装置の取扱いの事例に関する課目
三　届出販売業者又は届出賃貸業者が選任した放射線取扱主任者が受講する定期講習	一　この法律に関する課目 二　放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物又は放射線発生装置の取扱いの事例に関する課目
四　許可廃棄業者が選任した放射線取扱主任者が受講する定期講習	一　この法律に関する課目 二　放射性同位元素及び放射性同位元素によつて汚染された物の取扱いに関する課目 三　廃棄物詰替施設等の安全管理に関する課目 四　放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物又は放射線発生装置の取扱いの事例に関する課目

別表第四（第四十一条関係）

一　許可届出使用者（設計認証業務、検査業務、運搬方法確認業務、運搬物確認業務、埋設確認業務、資格講習業務若しくは定期講習業務又は国若しくは地方公共団体からの委託に係る業務のためにのみ放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする者を除く。）

二　許可廃棄業者

三　廃棄物埋設の工事の請負を業とする者であつて、前号に掲げる者と取引上密接な利害関係を有するもの

別表第五（第四十一条の十六、第四十一条の十八関係）

一　特定許可使用者

二　許可廃棄業者

三　放射性同位元素の製造、販売若しくは賃貸又は使用施設等若しくは廃棄物詰替施設等の工事の請負を業とする者であつて、前二号に掲げる者と取引上密接な利害関係を有するもの

別表第六（第四十一条の二十、第四十一条の二十二関係）

一　許可届出使用者等（設計認証業務、検査業務、運搬方法確認業務、運搬物確認業務、埋設確認業務、資格講習業務若しくは定期講習業務又は国若しくは地方公共団体からの委託に係る業務のためにのみ放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする者を除く。）

二　放射性同位元素の製造、販売又は賃貸を業とする者であつて、前号に掲げる者と取引上密接な利害関係を有するもの

別表第七（第四十一条の二十四関係）

一　許可届出使用者（設計認証業務、検査業務、運搬方法確認業務、運搬物確認業務、埋設確認業務、資格講習業務若しくは定期講習業務又は国若しくは地方公共団体からの委託に係る業務のためにのみ放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする者を除く。）

二　許可廃棄業者

三　廃棄物埋設の工事の請負を業とする者であつて、前号に掲げる者と取引上密接な利害関係を有するもの

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十一条及び第十四条の規定は、公布の日から施行する。

（検討）

第二条　政府は、この法律の施行後十年以内に、放射性同位元素及び放射線発生装置に係る規制の在り方について、その時点における科学的知見、この法律の施行状況等を勘案し、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の規定に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（経過措置）

第三条　この法律の施行の際現にこの法律による改正前の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（以下「旧法」という。）第三条第一項の規定によりされている許可若しくは許可の申請又は密封された放射性同位元素に係る旧法第三条の二第一項の規定によりされている届出は、当該許可若しくは許可の申請又は届出に係る使用の対象（当該使用の対象が放射性同位元素であるときは、その種類、密封の有無及

び数量を含む。）に応じ、この法律による改正後の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（以下「新法」という。）第三条第一項本文の規定によりされた許可若しくは許可の申請又は新法第三条の二第一項本文の規定によりされた届出とみなす。

2　前項の規定により新法第三条第一項本文の許可とみなされる旧法第三条の二第一項の届出をした者は、この法律の施行の日から三月以内に、新法第三条第二項第三号、第五号及び第七号に掲げる事項を文部科学大臣に届け出なければならない。

3　前項の届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第四条　この法律の施行前に旧法第三条の二第一項の規定によりされた同項の表示付放射性同位元素装備機器に係る届出は、新法第三条の三第一項の規定によりされた届出とみなす。

2　前項の場合において、旧法第三条の二第一項の表示付放射性同位元素装備機器は、新法第十二条の五第二項の表示付認証機器とみなす。この場合において、当該機器についての新法第十二条の六の認証条件は、文部科学大臣が定める。

第五条　この法律の施行の際現に旧法第四条第一項の規定によりされている許可又は許可の申請は、新法第四条第一項本文の規定によりされた届出とみなす。

2　この法律の施行の際現に旧法第四条第一項の規定によりされている許可又は許可の申請（販売又は賃貸のための詰替えをする者に係るものに限る。）は、当該許可又は許可の申請に係る放射性同位元素の種類、密封の有無及び数量（同条第二項第五号の貯蔵施設の貯蔵能力である数量をいう。）に応じ、新法第三条第一項本文の規定によりされた許可若しくは許可の申請又は新法第三条の二第一項本文の規定によりされた届出とみなす。この場合において、新法第三条第一項本文の許可とみなされる旧法第四条第一項の許可に係る同条第二項第四号の詰替施設の位置、構造及び設備は、新法第三条第一項本文の許可に係る同条第二項第五号の使用施設の位置、構造及び設備とみなす。

第六条　附則第三条又は前条の規定により新法第三条第一項本文の許可を受けているものとみなされる者に対してこの法律の施行の際現に旧法第九条第一項の規定により交付されている許可証は、新法第九条第一項の規定により交付された許可証とみなす。

第七条　この法律の施行前にされた旧法第十二条の八第一項若しくは第三項の検査、旧法第十二条の九第一項若しくは第三項の検査又は旧法第十八条の二第二項の確認の申請であって、この法律の施行の際、合格又は不合格の処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。

第八条　旧法第三十五条第二項の規定により交付を受けた第一種放射線取扱主任者免状、同条第三項の規定により交付を受けた第二種放射線取扱主任者免状（文部科学大臣又は旧法第四十一条の十二第一項の指定試験機関の行う放射線取扱主任者試験に合格し、かつ、文部科学大臣又は旧法第四十一条の十九第一項の指定講習機関（以下この条において「指定講習機関」という。）の行う講習を修了した者に交付されたものに限る。）又は旧法第三十五条第三項の規定により交付を受けた第二種放射線取扱主任者免状（文部科学大臣又は指定講習機関の行う講習のみを修了した者に交付されたものに限る。）は、それぞれ、新法第三十五条第二項の規定により交付を受けた第一種放射線取扱主任者免状、同条第三項の規定により交付を受けた第二種放射線取扱主任者免状又は同条第四項の規定により交付を受けた第三種放射線取扱主任者免状とみなす。

第九条　旧法の規定に基づき旧法第三十九条第一項の指定機構確認機関の行う旧法第十二条の四第一項若しくは第十二条の六の機構確認、旧法第四十一条の九第一項の指定検査機関の行う旧法第十二条の八第一項から第三項まで若しくは第十二条の九第一項から第三項までの検査、旧法第四十一条の十第一項の指定運搬物確認機関の行う旧法第十五条の二第二項の確認又は旧法第四十一条の十一第一項の指定運搬方法確認機関の行う旧法第十八条の二第二項の確認に係る処分又は不作為に関する行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求については、なお従前の例による。

第十条　この法律の施行の際現に旧法第四十一条の九第一項の指定、旧法第四十一条の十第一項の指定、旧法第四十一条の十一第一項の指定、旧法第四十一条の十二第一項の指定又は旧法第四十一条の十九第一項の指定を受けている者は、この法律の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、それぞれ、新法第十二条の八第一項の登録、新法第十八条第二項の登録運搬物確認機関に係る登録、同項の登録運搬方法確認機関に係る登録、新法第三十五条第二項の登録又は同項の登録試験機関に係る登録又は同項の登録資格講習機関に係る登録を受けているものとみなす。

第十一条　新法第十二条の二第一項の登録、新法第十二条の八第一項の登録、新法第十二条の十の登録、新法第十八条第二項の登録運搬方法確認機関に係る登録、同項の登録運搬物確認機関に係る登録、新法第十九条の二第二項の登録、新法第三十五条第二項の登録試験機関に係る登録、同項の登録資格講習機関に係る登録又は新法第三十六条の二第一項の登録を受けようとする者は、この法律の施行前においても、その申請を行うことができる。新法第四十一条の五第一項の規定による設計認証業務規程の認可、新法第四十一条の十六において準用する同項の規定による検査業務規程の認可、新法第四十一条の十八において準用する同項の規定による定期確認業務規程の認可、新法第四十一条の二十において準用する同項の規定による運搬方法確認業務規程の認可、新法第四十一条の二十二において準用する同項の規定による埋設確認業務規程の認可、新法第四十一条の二十八において準用する同項の試験業務規程及び新法第四十一条の三十二において準用する同項の規定による資格講習業務規程の認可の申請並びに新法第四十一条の三十六第一項の規定による定期講習業務規程の届出についても、同様とする。

第十二条　附則第三条から第六条まで、第八条及び第十条に規定するもののほか、この法律の施

行前に旧法の規定によってした処分、手続その他の行為であって、新法中相当する規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第十三条　この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十四条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（住民基本台帳法の一部改正）

第十五条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の五十二の項中「又は第三項」を「から第四項まで」に改める。

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、放射性同位元素及び放射線発生装置の使用等を取り巻く社会経済情勢の変化に対応し、放射性同位元素の販売及び賃貸の業の規制を合理化するとともに、定期確認制度、廃棄物の埋設確認制度を創設する等所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　販売及び賃貸の業の届出

販売及び賃貸の業の許可制を届出制に改めること。

2　表示付認証機器等

放射性同位元素装備機器について、設計等の条件について文部科学大臣又は登録認証機関による設計認証等を受けることができることとするとともに、使用の許可等の特例を設けることとすること。

3　施設検査等

密封された放射性同位元素であって放射線障害のおそれが少ないものを使用する者は、施設検査及び定期検査を受けることを要しないこととすること。

4　定期確認

特定許可使用者又は許可廃棄業者は、放射線の量の測定結果の記録等について文部科学大臣又は登録定期確認機関の確認を受けなければならないこととすること。

5　埋設に関する規定の整備

放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の埋設の方法による最終的な処分（以下「廃棄物埋設」という。）を行う場合は、許可申請書に所要の事項を記載するとともに、廃棄物埋設をしようとする許可廃棄業者は、当該廃棄物埋設において講ずる措置が技術上の基準に適合することについて文部科学大臣又は登録埋設確認機関の確認を受けなければならないこととすること。

6　放射線取扱主任者

講習の修了のみで交付される第二種放射線取扱主任者免状を第三種放射線取扱主任者免状とするとともに、放射線取扱主任者の定期講習制度を創設すること。

7　施行期日等

㈠　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、登録認証機関等の登録の事前申請に係る規定等は、公布の日から施行すること。

㈡　その他所要の規定の整備を行うこと。

二　議案の可決理由

本案は、放射性同位元素の販売及び賃貸の業の規制を合理化するとともに、定期確認制度、廃棄物の埋設確認制度を創設する等所要の措置を講ずるもので、その措置は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十六年五月二十一日

文部科学委員長　池坊　保子

衆議院議長　河野　洋平殿

〔別紙〕

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一　放射性同位元素等は社会で幅広く使用されていることにかんがみ、放射線業務従事者及び一般公衆の放射線障害防止には万全を期すること。

二　放射線業務従事者及び一般公衆の安全確保を大前提に、関係府省は連携して、実効性が高くかつ効果的な規制の実施に努めること。

三　医療分野における放射性同位元素等に係る規制の在り方については、関係府省は相互に連携を取りつつ、安全の確保を大前提に、その改善に取り組むこと。

四　放射性同位元素に係る国際免除レベルの導入に伴い、これまで規制対象外であった機器等が新たに規制対象となることにかんがみ、事業者等が本法の内容を適確に理解できるよう、分かりやすい形で広く周知すること。

五　安全性のさらなる向上に向け、放射性同位元素等に関する事故の報告及び記録の作成等の安全規制を的確に運用するとともに、それらの収集した情報を公平・適切に評価し、安全確保の観点からその周知に努めること。

六　登録認証機関等に対しては、業務の実施状況及び財務の状況について定期的に総点検を行うなど、適正な業務実施が確保されるよう万全の措置をとること。

七　埋設処分に関する規定の整備等の改正が行われることについて、国民の十分な理解を得られるよう情報提供を行う他、放射線やその利用に関する基礎的知識についても引き続き積極的な普及活動を行うこと。

公益通報者保護法案

右

国会に提出する。

平成十六年三月九日

内閣総理大臣　小泉純一郎

公益通報者保護法

（目的）

第一条　この法律は、公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の無効等並びに公益通報に関し事業者及び行政機関がとるべき措置を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法令の規定の遵守を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「公益通報」とは、労働者（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第九条に規定する労働者をいう。以下同じ。）が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、その労務提供先（次のいずれかに掲げる事業者（法人その他の団体及び事業を行う個人をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）又は当該労務提供先の事業に従事する場合におけるその役員、従業員、代理人その他の者について通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、当該労務提供先若しくは当該労務提供先があらかじめ定めた者（以下「労務提供先等」という。）、当該通報対象事実について処分（命令、取消しその他公権力の行使に当たる行為をいう。以下同じ。）若しくは勧告等（勧告その他処分に当たらない行為をいう。以下同じ。）をする権限を有する行政機関又はその者に対し当該通報対象事実を通報することがその発生若しくはこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者（当該通報対象事実により被害を受け又は受けるおそれがある者を含み、当該労務提供先の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある者を除く。次条第三号において同じ。）に通報することをいう。

一　当該労働者を自ら使用する事業者（次号に掲げる事業者を除く。）

二　当該労働者が派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。第四条において「労働者派遣法」という。）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）である場合において、当該派遣労働者に係る労働者派遣（同条第一号に規定する労働者派遣をいう。第五条第二項において同じ。）の役務の提供を受ける事業者

三　前二号に掲げる事業者が他の事業者との請負契約その他の契約に基づいて事業を行う場合において、当該労働者が当該事業に従事するときにおける当該他の事業者

2　この法律において「公益通報者」とは、公益通報をした労働者をいう。

3　この法律において「通報対象事実」とは、次のいずれかの事実をいう。

一　個人の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保その他の国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法律として別表に掲げるもの（これらの法律に基づく命令を含む。次号において同じ。）に規定する罪の犯罪行為の事実

二　別表に掲げる法律の規定に基づく処分に違反することが前号に掲げる事実となる場合における当該処分の理由とされている事実（当該処分の理由とされている事実が同表に掲げる法律の規定に基づく他の処分に違反し、又は勧告等に従わない事実である場合における当該他の処分又は勧告等の理由とされている事実を含む。）

4　この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一　内閣府、宮内庁、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項若しくは第二項に規定する機関、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関、法律の規定に基づき内閣の所轄の下に置かれる機関若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法律上独立に権限を行使することを認められた職員

二　地方公共団体の機関（議会を除く。）

（解雇の無効）

第三条　公益通報者が次の各号に掲げる場合においてそれぞれ当該各号に定める公益通報をしたことを理由として前条第一項第一号に掲げる事業者が行った解雇は、無効とする。

一　通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する場合　当該労務提供先等に対する公益通報

二　通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由がある場合　当該通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関に対する公益通報

三　通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由があり、かつ、次のいずれかに該当する場合　その者に対し当該通報対象事実を通報することがその発生又はこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者に対する公益通報

イ　前二号に定める公益通報をすれば解雇その他不利益な取扱いを受けると信ずるに足りる相当の理由がある場合

ロ　第一号に定める公益通報をすれば当該通報対象事実に係る証拠が隠滅され、偽造され、又は変造されるおそれがあると信ずるに足りる相当の理由がある場合

ハ　労務提供先から前二号に定める公益通報をしないことを正当な理由がなくて要求された場合

ニ　書面（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。第九条において同じ。）により第一号に定める公益通報をした日から二十日を経過しても、当該通報対象事実について、当該労務提供先等から調査を行う旨の通知がない場合又は当該労務提供先等が正当な理由がなくて調査を行わない場合

ホ　個人の生命又は身体に危害が発生し、又は発生する急迫した危険があると信ずるに足りる相当の理由がある場合

（労働者派遣契約の解除の無効）

第四条　第二条第一項第二号に掲げる事業者の指揮命令の下に労働する派遣労働者である公益通報者が前条各号に定める公益通報をしたことを理由として同項第二号に掲げる事業者が行った

労働者派遣契約（労働者派遣法第二十六条第一項に規定する労働者派遣契約をいう。）の解除は、無効とする。

（不利益取扱いの禁止）

第五条　第三条に規定するもののほか、第二条第一項第一号に掲げる事業者は、その使用し、又は使用していた公益通報者が第三条各号に定める公益通報をしたことを理由として、当該公益通報者に対して、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならない。

2　前条に規定するもののほか、第二条第一項第二号に掲げる事業者は、その指揮命令の下に労働する派遣労働者である公益通報者が第三条各号に定める公益通報をしたことを理由として、当該公益通報者に対して、当該公益通報者に係る労働者派遣をする事業者に派遣労働者の交代を求めることその他不利益な取扱いをしてはならない。

（解釈規定）

第六条　前三条の規定は、通報対象事実に係る通報をしたことを理由として労働者又は派遣労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをすることを禁止する他の法令（法律及び法律に基づく命令をいう。第十条第一項において同じ。）の規定の適用を妨げるものではない。

2　第三条の規定は、労働基準法第十八条の二の規定の適用を妨げるものではない。

（一般職の国家公務員等に対する取扱い）

第七条　第三条各号に定める公益通報をしたことを理由とする一般職の国家公務員、裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）の適用を受ける裁判所職員、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）の適用を受ける国会職員、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第五項に規定する隊員及び一般職の地方公務員（以下この条において「一般職の国家公務員等」という。）に対する免職その他不利益な取扱いの禁止については、第三条から第五条までの規定にかかわらず、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号。裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）、国会職員法、自衛隊法及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の定めるところによる。この場合において、一般職の国家公務員等の任命権者その他の第二条第一項第一号に掲げる事業者は、第三条各号に定める公益通報をしたことを理由として一般職の国家公務員等に対して免職その他不利益な取扱いがされることのないよう、これらの法律の規定を適用しなければならない。

（他人の正当な利益等の尊重）

第八条　第三条各号に定める公益通報をする労働者は、他人の正当な利益又は公共の利益を害することのないよう努めなければならない。

（是正措置等の通知）

第九条　書面により公益通報者から第三条第一号に定める公益通報をされた事業者は、当該公益通報に係る通報対象事実の中止その他是正のために必要と認める措置をとったときはその旨を、当該公益通報に係る通報対象事実がないときはその旨を、当該公益通報者に対し、遅滞なく、通知するよう努めなければならない。

（行政機関がとるべき措置）

第十条　公益通報者から第三条第二号に定める公益通報をされた行政機関は、必要な調査を行い、当該公益通報に係る通報対象事実があると認めるときは、法令に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない。

2　前項の公益通報が第二条第三項第一号に掲げる犯罪行為の事実を内容とする場合における当該犯罪の捜査及び公訴については、前項の規定にかかわらず、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の定めるところによる。

（教示）

第十一条　前条第一項の公益通報が誤って当該公益通報に係る通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有しない行政機関に対してされたときは、当該行政機関は、当該公益通報者に対し、当該公益通報に係る通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関を教示しなければならない。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、この法律の施行後にされた公益通報について適用する。

（検討）

第二条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

別表（第二条関係）

一　刑法（明治四十年法律第四十五号）

二　食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）

三　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）

四　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）

五　大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）

六　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）

七　個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）

八　前各号に掲げるもののほか、個人の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保その他の国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法律として政令で定めるもの

理　由

近年における個人の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保その他の国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法令の罪となる犯罪行為等の事実の発生状況等を踏まえ、国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資する上で公益通報に関する制度を整備することが緊要な課題であることにかんがみ、公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の無効等並びに公益通報に関し事業者及び行政機関がとるべき措置を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法令の規定の遵守を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

公益通報者保護法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の無効等並びに公益通報に関し事業者及び行政機関がとるべき措置を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法令の規定の遵守を図り、もって国民生活の安全及び社会経済の健全な発展に資することとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　定義

(一)　この法律において「公益通報」とは、労働者が、不正の目的でなく、労務提供先又は当該労務提供先の事業に従事する場合におけるその役員、従業員、代理人その他の者について通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、当該労務提供先等、当該通報対象事実について処分等をする権限を有する行政機関又はその者に対する当該通報対象事実の通報がその発生若しくは被害拡大の防止に必要と認められる者に通報することをいうこと。

(二)　この法律において「通報対象事実」とは、別表に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）に規定する罪の犯罪行為の事実又は別表に掲げる法律の規定に基づく処分に違反することが当該犯罪行為の事実となる場合における当該処分の理由とされている事実をいうこと。

2　解雇の無効等

(一)　一定の要件に該当する公益通報をしたことを理由とする労働者の解雇は、無効とすること。

(二)　(一)の公益通報をしたことを理由とする労働者派遣契約の解除は、無効とすること。

(三)　事業者は、労働者が(一)の公益通報をしたことを理由として、不利益な取扱いをしてはならないこと。

3　一般職の国家公務員等に対する取扱い

一般職の国家公務員等については、国家公務員法等の定めるところによるものとし、2の(一)の公益通報をしたことを理由とする免職その他不利益な取扱いがされることのないよう適用しなければならないこと。

4　事業者及び行政機関がとるべき措置

2の(一)の公益通報を受けた事業者は、是正措置を講じたときは、遅滞なく、通報者に通知するよう努めなければならないこととするとともに、2の(一)の公益通報を受けた行政機関は、必要な調査及び適切な措置をとらなければならない旨等を定めること。

5　施行期日等

(一)　この法律は、公布から二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(二)　政府は、施行後五年を目途に、施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。

二　議案の可決理由

本案は、国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資する上で公益通報に関する制度を整備することが緊要な課題であることにかんがみ、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、民主党・無所属クラブ提案に係る修正案及び日本共産党提案に係る修正案がそれぞれ提出されたが、いずれも否決された。

また、別紙のとおり、附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十六年五月二十一日

内閣委員長　山本　公一

衆議院議長　河野　洋平殿

〔別紙〕

公益通報者保護法案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一　本法の立法趣旨や各条項の解釈等について、労働者、事業者、地方公共団体等に十分周知徹底すること。

特に、本法の保護の対象とならない通報については、従来どおり一般法理が適用されるものであって、いやしくも本法の制定により反対解釈がなされてはならないとの趣旨及び本法によって通報者の保護が拡充・強化されるものであるとの趣旨を周知徹底すること。

二　公益通報を受けた事業者及び行政機関は、公益通報者の個人情報を漏らすことがあってはならないこと。

三　公益通報を受けた行政機関がとるべき対応について、ガイドラインの作成等により、公益通報者に対する調査結果の通知等適切な対応を確保すること。

四　他人の正当な利益等の尊重の規定が公益通報をする労働者を萎縮させることのないよう、十分留意すること。

五　公益通報をされた事業者の是正措置等の通知が公益通報者に対し確実になされるよう、事業者に対する指導等を行うこと。

六　いわゆるコンプライアンス経営についての事業者の取組を積極的に促進すること。

七　対象法律を定める政令の制定に際しては、本委員会での審議を踏まえ、国民の生命、身体、財産等に及ぼす被害の大きさ等を精査の上、パブリックコメントにより国民の意見を聴き、対象法律を適切に定めること。

八　本法の運用に当たっては、通報をしようとする者が事前に相談できる場が必要であることから、国、地方を通じて行政機関における通報・相談の受付窓口の整備・充実に努めること。

また、民間における相談窓口の充実に関し、日本弁護士連合会等に協力を要請すること。

九　附則第二条の規定に基づく本法の見直しは、通報対象事実の範囲、外部通報の要件及び外部通報先の範囲の再検討を含めて行うこと。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　本号一部（本体九二〇円　八八〇円）